

アイルランド籍オープンエンド契約型外国投資信託(米ドル建て、円建て) クラスA受益証券/クラスB受益証券

投資信託説明書(目論見書) 2010年2月

管理会社 ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド (Janus Capital Trust Manager Limited)

この冊子の前半部分は、「ジャナス・セレクション」の交付目 論見書、後半部分は「ジャナス・セレクション」の請求目論見 書です。



アイルランド籍オープンエンド契約型外国投資信託(米ドル建て、円建て) クラスA受益証券/クラスB受益証券

投資信託説明書(交付目論見書) 2010年2月

管理会社 ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド (Janus Capital Trust Manager Limited)

- 1 投資信託説明書(交付目論見書)により行うジャナス・セレクション の受益証券の募集につきましては、管理会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2009年6月30日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2009年7月1日に生じております。
- 2 交付目論見書は、金融商品取引法第15条第2項の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書です。
- 3 投資信託説明書(請求目論見書)(請求目論見書の記載項目等については、この交付目論見書の「第二部 ファンド情報、第4 ファンドの詳細情報の項目」をご参照ください。)は、投資者のみなさまから請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者のみなさまがその旨の記録をしておくこととなっておりますが、便宜上、この投資信託説明書(交付目論見書)と併せて掲載しておりますのでご留意ください。
- 4 投資信託は銀行預金ではなく、預金保険の対象にはなりません。また、銀行等の金融機関を通じて購入した投資信託は投資者保護基金の支払いの対象ではありません。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。また、過去の運用実績は将来の運用結果を約束するものではありません。
- 5 ジャナス・セレクションの受益証券の価格は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これら運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。
- 6 原文(英文)の財務書類は投資信託説明書(交付目論見書)には記載されておりませんが、有価証券届出書には記載されております。

# 交付目論見書

ジャナス・セレクション (Janus Selection)

2009年6月30日有価証券届出書提出 2009年9月30日有価証券届出書の訂正届出書提出 2010年1月29日有価証券届出書の訂正届出書提出

発 行 者 名:ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド

(Janus Capital Trust Manager Limited)

代表者の役職氏名:取締役

カール・オサリバン(Carl O'Sullivan) ピーター・サンディーズ(Peter Sandys) ハンス・ヴォーゲル(Hans Vogel) ヘンリック・ヴァン・ウィールデン

本 店 の 所 在 の 場 所:アイルランド、ダブリン 1、ノース・ウォール・キー 1

(Henric van Weelden)

(1 North Wall Quay Dublin 1, Ireland)

代理人の氏名又は名称:弁護士 森 下 国 彦

代理人の住所又は所在地:東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

事務連絡者氏名:弁護士三雲崇正同矢上浄子

連絡場所:東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

# 届出の対象とした募集

募集外国投資信託受益証券に係る:ジャナス・セレクション

リアンドの名称 (Janus Selection)

募集外国投資信託受益証券の金額:受益証券総額3兆円を限度とします。

それぞれのサブファンドごとの最大発行価額は以下のとおりです。

3,000億円

. ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

(愛称:「足下しっかり型」)

クラス A (米ドル) 受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスA(円)受益証券 3,000億円

クラスB(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスB(円)受益証券 3,000億円

. ジャナス・ハイイールド・ファンド

(愛称:「収穫型」)

クラスA(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラス A (円)受益証券

クラスB(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスB(円)受益証券 3,000億円

クラスA(米ドル)受益証券(毎月分配型) 30億米ドル(約2,864億円)

クラスA(円)受益証券(毎月分配型) 3,000億円

. ジャナス・バランス・ファンド

(愛称:「全天候型」)

クラスA(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスA(円)受益証券 3,000億円

クラスB(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスB(円)受益証券 3,000億円

. ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

(愛称:「みにくいアヒルの子型」)

クラスA(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスA(円)受益証券 3,000億円

クラスB(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスB(円)受益証券 3,000億円

. ジャナス・トゥエンティ・ファンド

(愛称:「ノアの箱舟 厳選型」)

クラスA(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスA(円)受益証券 3,000億円

クラス B (米ドル) 受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスB(円)受益証券 3,000億円

. ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

(愛称:「大地の実り型」)

クラスA(米ドル)受益証券(四半期分配型) 30億米ドル(約2,864億円)

クラス A (円) 受益証券 (四半期分配型) 3,000億円

クラスB(米ドル)受益証券(四半期分配型) 30億米ドル(約2,864億円)

クラスB(円)受益証券(四半期分配型) 3,000億円

(注) 本書中における各種通貨の円貨換算は、別段の記載のあるものを除き、2009年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=95.47円)によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# <u></u>国 次

			頁
第一部		証券情報	1
第二部		ファンド情報	9
第1		ファンドの状況	9
	1	ファンドの性格	9
	2	投資方針	14
	3	投資リスク	29
	4	手数料等及び税金	45
	5	運用状況	60
	6	手続等の概要	80
	7	管理及び運営の概要	84
第2		財務ハイライト情報	86
第3		外国投資信託受益証券事務の概要	123
第4		ファンドの詳細情報の項目	124
【別紙	, 1	】投資手法および投資商品	125
【別紙	2	】証券格付け	130

# 第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ジャナス・セレクション(Janus Selection) (以下「当ファンド」又は「ファンド」といいます。)

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、それぞれ各12種類又は6種類の米ドル建てと円建てのクラス(以下「クラス」といいます。)を有する19種類のサブファンド(以下「サブファンド」といいます。)を持つアンブレラ・ファンドです(以下、各クラスに対応する受益証券を「受益証券」といいます。)。

ジャナス・USオール・キャップ・グロース・ファンド ジャナス・USラージ・キャップ・グロース・ファンド ジャナス・トゥエンティ・ファンド ジャナス・USベンチャー・ファンド ジャナス・USリサーチ・ファンド ジャナス・バランス・ファンド ジャナス・グローバル・グロース・ファンド ジャナス・グローバル・ファンダメンタル・エクイティ・ファンド ジャナス・グローバル・ライフ・サイエンス・ファンド ジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンド ジャナス・INTECH・グローバル・リスク・マネージド ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド ・コア・ファンド ジャナス・INTECH・USリスク・マネージド・コア・ファンド ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド ジャナス・グローバル・ストラテジック・インカム・ファンド ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド ジャナス・USインベストメント・グレード・コーポレート ジャナス・ハイイールド・ファンド ・ボンド・ファンド

ジャナス・USショート・ターム・ボンド・ファンド

このうち、日本国内においては、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドを募集します。

記名式無額面受益証券です。受益証券は追加型で、格付けは取得していません。

- (注1) ジャナス・セレクションの各サブファンドには、それぞれ愛称が付けられています。愛称を使う場合には、「ノアの箱舟 厳選型(クラスA(円)受益証券)」のように呼ぶことがあります。また、同じ愛称で異なるクラスのサブファンド又は異なる通貨のサブファンドを、「ノアの箱舟 厳選型 クラスA/クラスB」又は「ノアの箱舟 厳選型(米ドル、円)」などと総称することがあります。
- (注2) 日興コーディアル証券においては、受益証券の買い戻し以外のお取扱いをしておりません。
- (注3) HSBCリミテッドにおいては、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドのクラスA(米ドル)受益 証券のみのお取扱いとなります。
- (注4) 新生銀行においては、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドおよびジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスA(米ドル)受益証券のみのお取扱いとなります。なお、新生銀行は、近日中にジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドについても販売を開始する予定です。販売開始に関する詳細は、新生銀行にお問い合わせ下さい。

#### (3) 【発行(売出)価額の総額】

3兆円を限度とします。

それぞれのサブファンドごとの発行価額は以下を限度とします。

サブファンド 最大発行価額

. ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド(愛称:足下しっかり型)

クラスA(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスA(円)受益証券 3,000億円

クラスB(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスB(円)受益証券 3,000億円

. ジャナス・ハイイールド・ファンド(愛称:収穫型)

クラスA(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスA(円)受益証券 3,000億円

クラスB(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスB(円)受益証券 3,000億円

クラスA(米ドル)受益証券(毎月分配型) 30億米ドル(約2,864億円)

クラスA(円)受益証券(毎月分配型) 3,000億円

. ジャナス・バランス・ファンド(愛称:全天候型)

クラスA(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスA(円)受益証券 3,000億円

クラスB(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスB(円)受益証券 3,000億円

. ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド(愛称:みにくいアヒルの子型)

クラス A (米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスA(円)受益証券 3,000億円

クラスB(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスB(円)受益証券 3,000億円

. ジャナス・トゥエンティ・ファンド(愛称:ノアの箱舟 厳選型)

クラス A (米ドル) 受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスA(円)受益証券 3,000億円

クラスB(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスB(円)受益証券 3,000億円

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド(愛称:大地の実り型)

クラスA(米ドル)受益証券(四半期分配型) 30億米ドル(約2,864億円)

クラスA(円)受益証券(四半期分配型) 3,000億円

クラスB(米ドル)受益証券(四半期分配型) 30億米ドル(約2,864億円)

クラスB(円)受益証券(四半期分配型) 3,000億円

- (注1) ファンドは、アイルランド法に基づいて設定されていますが、日本国内で募集が行われる受益証券は米 ドル建て又は円建てであるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り、それぞれの表示通貨をもっ て行います。
- (注2) 本書の中で金額及び比率を表示する場合には、四捨五入した数値を表示するものとします。したがって、合計の数値が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対する数値につき 所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合には四捨五入してあります。したがって、本書の同一情報 につき異なった数値で円貨表示がなされている場合があります。
- (注3) 日興コーディアル証券においては、受益証券の買い戻し以外のお取扱いをしておりません。
- (注4) HSBCリミテッドにおいては、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドのクラスA(米ドル)受益 証券のみのお取扱いとなります。
- (注5) 新生銀行においては、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドおよびジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスA(米ドル)受益証券のみのお取扱いとなります。なお、新生銀行は、近日中にジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドについても販売を開始する予定です。販売開始に関する詳細は、新生銀行にお問い合わせ下さい。

## (4)【発行(売出)価格】

ニューヨーク証券取引所の営業日(その他、投資顧問会社が管理会社・保管受託銀行・管理事務代行会社の同意を得て決定し、目論見書に開示された日を含みます。以下「ファンド営業日」といいます。)に計算される受益証券1口当たりの純資産価格です。

#### (5)【申込手数料】

(1) クラスA 受益証券

サブファンドごとに、申込金額に販売会社及び販売取扱会社ごとに定める申込手数料率(但し、3.150%(税込)を上限とします。)を乗じて得た額が、申込手数料となります。したがって、申込金額(申込価額に取得申込口数を乗じて得た額)の他に、申込手数料並びに当該申込手数料に係る消費税等相当額が必要となります(以下、申込金額に申込手数料並びに当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額を「申込代金」といいます。)。詳しくは、販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせ下さい。

- (注1) 販売取扱会社及び新生銀行においては、インターネット取引による申込み以外の方法による申込みについて、クラスA受益証券の同じ表示通貨の異なるサブファンドについて同時に申込みをした場合には、各サブファンドの申込金額の合計金額に対し上記の申込手数料率を乗じることとします。ただし、インターネット取引により販売取扱会社及び新生銀行が取扱うジャナス・セレクションの他のサブファンドへの取得申込みを同時に行う場合には、上記の申込手数料は各サブファンドの申込金額ごとに計算されます。なお、日興コーディアル証券及びHSBCリミテッドにおいては、インターネット取引の取扱いは行っておりません。
- (注2) 販売取扱会社において、累積投資契約により分配金を再投資する場合、申込手数料は課されません。
- (注3) 乗換優遇、又は償還乗換優遇の適用がある場合があります。詳しくは日本における販売会社又は販売取 扱会社にお問合せください。
- (注4) 短期取引手数料については、6 手続等の概要(4)過度又は短期の取引」を参照してください。

#### (2) クラス B 受益証券

クラスB受益証券は購入時に申込手数料がかからず、受益証券1口当たりの純資産価格で募集されますが、購入後4年経過する前に買戻しされる場合、条件付後払申込手数料が課せられます。購入後5年目以降における買戻しの場合は、条件付後払申込手数料は課されません。

クラスB受益証券は、購入後6年経過後、自動的に同一サブファンドのクラスA受益証券に変換されます。その際、申込手数料又は変換手数料などの手数料は徴収されません(詳しくは、第三部「第2、2 買戻し手続等、(5) クラスB受益証券からクラスA受益証券への自動変換」を参照してください。)。

条件付後払申込手数料は買戻日におけるクラスB受益証券の1口当たりの純資産価格又は当該受益証券の取得価格のいずれか低い金額に基づいて計算されます。条件付後払申込手数料の算定は下記の料率によります。なお、条件付後払申込手数料は、受益者より、日本における販売会社又は販売取扱会社を経由して総販売会社に支払われるものです。

購入後経過年数	条件付後払申込手数料率
1年未満	4 %
1年以上2年未満	3 %
2年以上3年未満	2 %
3年以上4年未満	1 %
4年以上	0 %

- (注1) 受益者は買戻価額から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領します。
- (注2) 条件付後払申込手数料の金額は、適用される最も低い条件付後払申込手数料率により計算されます。すなわち、手数料の課されないクラスB受益証券が最初に買戻しされ、過去6年間で最も長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなします。
- (注3) 買戻日における当該クラスB受益証券の純資産価格が、当初取得価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課されることはありません。
- (注4) 分配金の再投資により発行される受益証券には、条件付後払申込手数料は課されません。
- (注5) 条件付後払申込手数料は、総販売会社が負担した販売に関する諸費用を支払うために総販売会社に支払 われますが、総販売会社はその一部の受領権を、受益証券の販売に際して日本における販売会社又は販 売取扱会社に対する費用を支弁するために、第三者に対して譲渡することができます。
- (注6) 購入後経過年数の計算は、当該受益証券の国内約定日を起算日とします。
- (注7) HSBCリミテッド及び新生銀行においては、クラスB受益証券を取り扱っておりません。
- (注8) 販売取扱会社の各支店及び出張所では、クラスB受益証券に適用される上記のような条件付後払申込手数料の体系を「ハンドレッド(手数料後払い方式)」と呼称しています。
- (注9) 販売取扱会社を通じてクラスB受益証券を購入し保有する受益者に相続が生じ、これに伴って買戻されたクラスB受益証券の買戻金額をもって相続人が同一のサブファンドのクラスA受益証券を申込む場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を徴収しません。詳しくは、第三部「第2、1 申込(販売)手続等、(2)日本における申込(販売)手続等」を参照してください。
- (注10) 短期取引手数料については、6 手続等の概要(4)過度又は短期の取引」を参照してください。
- (注11) クラスB受益証券は、クラスA受益証券とは管理報酬が異なります。詳しくは第二部「第1、4 手数料等及び税金、(3)管理報酬等」を参照してください。

#### (6) 【申込単位】

(1) 当初申込みの場合

円建てのクラス受益証券: 申込金額 50万円以上1円単位

米ドル建てのクラス受益証券: (a) 日興コーディアル証券 申込金額 3,000米ドル以上1セント単位

及び販売取扱会社

(b) HSBC リミテッド 申込金額 1,000米ドル以上 1 セント単位

(c)新生銀行 申込金額 5,000米ドル以上100ドル単位

(注1) 当初申込単位は、該当する投資家が申込時点において各クラス受益証券を保有していない場合に適用されます。この判定にあたり、当該投資家の過去の保有実績は考慮されません。

- (注2) HSBCリミテッド、新生銀行又は販売取扱会社において、別途、当初申込単位(金額)を定める場合があります。
- (注3) HSBCリミテッド及び新生銀行においては、クラスA(米ドル)受益証券のみのお取扱いとなります。

#### (2) 追加申込みの場合

円建てのクラス受益証券: 申込金額 1万円以上1円単位

米ドル建てのクラス受益証券: (a) 日興コーディアル証券 申込金額 100米ドル以上 1 セント単位

及び販売取扱会社

(b) HSBC リミテッド 申込金額 1,000米ドル以上1セント単位

(c)新生銀行 申込金額 5,000米ドル以上100ドル単位

(注1) 管理会社により、特定のサブファンドにつき、上記の申込単位の一部又は全部が変更されることがあります。

(注2) 販売取扱会社の各支店及び出張所ではクラスB受益証券について、1回の申込みにつき、販売上限額を以下のように定めます。

#### クラスB受益証券の販売上限額

円建てのサブファンド

1,000万円

米ドル建てのサブファンド

100,000米ドル

(注3) 上記の申込単位は、受益証券のスイッチング時には適用されません。

#### (7) 【申込期間】

2009年7月1日から2010年6月30日まで

- (注1) 原則として、ニューヨ ク証券取引所の取引終了時(通常、ニューヨーク時間午後4時)までに管理事務代行会社によって、又はこれに代わって申込みが受領、承諾された場合にのみ、当該ファンド営業日(ニューヨーク時間)当日の取扱いになります。日本における申込みの取扱いは、原則としてファンド営業日でかつ日本における販売会社又は販売取扱会社の営業日の午後3時(日本時間)までになされた申込みを当該ファンド営業日当日の取扱いとします。ただし、日本における販売会社又は販売取扱会社によっては、申込みの受付時間が異なる場合があります。このほか、販売会社又は販売取扱会社によっては、申込みを中止する日がある場合があります。詳しくは日本における販売会社又は販売取扱会社にお問合せ下さい。
- (注2) 日本における販売会社及び販売取扱会社の各支店及び出張所では、ファンド営業日でかつ日本における 販売会社及び販売取扱会社の営業日(取扱除外日を除きます。)を「取扱日」ということがあります。
- (注3) 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

(1) 日本における販売会社

日興コーディアル証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(本書において、「日本における販売会社」又は「日興コーディアル証券」といいます。)

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・ 東京都中央区日本橋三丁目11番1号

コーポレイション・リミテッド

HSBCビルディング

(本書において、「日本における販売会社」又は「HSBCリミテッド」といいます。)

株式会社新生銀行

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号

(本書において、「日本における販売会社」又は「新生銀行」といいます。)

- (注1) 本書において「日本における販売会社」というときは、日興コーディアル証券株式会社、HSBCリミテッド及び新生銀行を指すものとします。
- (注2) 日興コーディアル証券株式会社においては、受益証券の買い戻し以外のお取扱いをしておりません。
- (注3) 新生銀行におけるインターネット取引による申込みの受付については、下記「12 その他」によります。
- (2) 販売取扱会社

シティバンク銀行株式会社

東京都品川区東品川二丁目 3 番14号

- (注1) 販売取扱会社の各支店及び出張所のうち、一部で取扱いを行わないこととしている場合があります。販売取扱会社本店では、電話によってのみ申込みを受付けます。また、インターネット取引による申込みの受付については、下記「12 その他」によります。
- (注2) 販売取扱会社の各支店及び出張所においては、ジャナス・ハイイールド・ファンド クラスA受益証券 (毎月分配型)及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの各クラス受益証券を除き、累積投資コースによる申込みのみを受付けます。

#### (9) 【払込期日】

申込代金は、各申込みの受領日から5ファンド営業日以内(以下「払込期日」といいます。)までに 管理会社に払い込まれます。

日本における販売会社又は各販売取扱会社の定めるところにより、投資家に対して、上記の払込期日以前に申込金額等の支払いを依頼する場合があります。一部の販売会社または販売取扱会社の各支店等は、通常、申込日に申込金額等の引落しを行います。

払込期日の詳細につきましては、日本における販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせ下さい。

#### (10) 【払込取扱場所】

日興コーディアル証券株式会社

東京都品川区東品川二丁目 3 番14号

シティバンク銀行株式会社

宋尔的品川区宋品川— 1日3年145

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ

東京都中央区日本橋三丁目11番1号

・バンキング・コーポレイション

HSBCビルディング

・リミテッド

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号

株式会社新生銀行

# (11) 【振替機関に関する事項】 該当はありません。

#### (12) 【その他】

(1) 申込証拠金はありません。

#### (2) 引受等の概要

ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド(管理会社)は、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドとの間に、ファンド受益証券の販売及び買戻しに関する2001年7月31日付契約を締結しています。日本における販売会社は、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドとの間に、日本におけるファンド受益証券の販売及び買戻しに関する契約を締結し、各クラス受益証券の募集を行います。

日本における販売会社は、日本における販売会社又は販売取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券申込み及び買戻請求(信託証書上の制限に従います。)を管理会社へ取次ぎます。

- (注) 販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド 証券の申込み又は買戻しを販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金額の受入れ又は投資者に対する買戻 代金の支払等にかかる事務等を取扱う金融商品取引業者及び(又は)取次登録金融機関をいいます。
  - 管理会社は、日興コーディアル証券株式会社をファンドに関して管理会社の代行協会員に指定しています。
- (注) 代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、1口当たりの純資産価格の公表を行い、また運用報告書その他の書類を日本証券業協会及び販売取扱会社に提出又は送付する等の業務を行う協会員をいいます。

#### (3) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資家は、日本における販売会社又は販売取扱会社と外国証券の取扱いに関する契約を締結します。このため、日興コーディアル証券又は販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を、HSBCリミテッドは「外国証券取引口座規定」を、それぞれ投資家に交付し、投資家は当該約款に基づき取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出します。投資家はまた、販売取扱会社との間で取引を行う場合には、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結します。投資家が日本における販売会社との間で取引を行う場合には、購入申込契約を締結します。

受益証券の申込みは、申込期間における毎ファンド営業日受付けます。信託財産の運用が円滑に行えるよう、申込みの取扱いは、取扱日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌取扱日の取扱いとします。ただし、日本における販売会社又は販売取扱会社によっては、申込みの受付時間が異なる場合があります。また、販売会社又は販売取扱会社によっては、申込みを中止する日がある場合があります。詳しくは、日本における販売会社又は販売取扱会社にお問合せ下さい。なお、申込日がファンド営業日でない場合には、申込みの取扱いはできません。

申込金額は原則として各サブファンドの通貨で支払うものとします。投資家より支払われた申込 代金は、日本における販売会社により受領され受諾された後に、各払込期日において保管受託銀行 の各サブファンドの口座にそれぞれのサブファンドの通貨で払込まれます。

#### (4) インターネット取引

販売取扱会社及び新生銀行では、インターネット取引による申込みを下記の要領で受付けます。 詳細につきましては、販売取扱会社または新生銀行にお問合せ下さい。

#### a) 申込手数料

各サブファンドについて上記「5 申込手数料」記載のとおりです。ただし、クラスA受益証券の同じ表示通貨の異なるサブファンドについて同時に申込みをした場合であっても、申込手数料の算出にあたり、各サブファンドについての申込金額を合計しません。

### b) 申込単位

各サブファンドについて上記「6 申込単位」記載のとおりです。

c) 販売取扱会社の取り扱うインターネット取引においては、クラスA受益証券のスイッチング並びにクラスB受益証券の買戻し及びスイッチングは取扱いません。

#### (5) 本邦以外の地域での発行

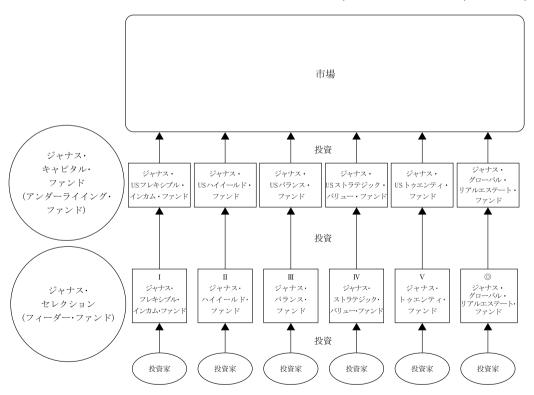
本書提出日現在において、日本以外の地域での受益証券の発行は予定されていません。

# 第二部 【ファンド情報】

# 第1 【ファンドの状況】

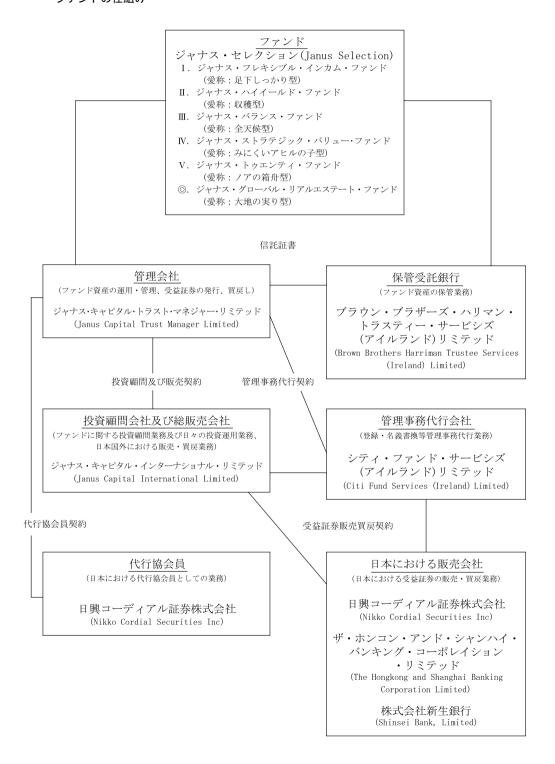
#### 1 【ファンドの性格】

- (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】
  - ( )当ファンドはアンブレラ・ファンドであり、複数のサブファンドから構成されます。日本国内で募集されるのは、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの6つのサブファンドです。
  - ( )各サブファンドの投資目的は、ジャナス・キャピタル・ファンドの対応する各サブファンドであるジャナス・USフレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・USハイイールド・ファンド、ジャナス・USバランス・ファンド、パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド(以下、「アンダーライイング・ファンド」ということがあります。)に投資することです。(下図参照。)



- ( ) ジャナス・キャピタル・ファンドは、アイルランドにおいて設立されたアンダーライイング・ファンドごとに債務が分離された、変動資本を有するアンプレラ投資会社です。アイルランド金融監督機関(以下「アイルランド金融当局」といいます。)の監督下にあります。2003年ヨーロッパ共同体規則(譲渡性証券を投資対象とする投資信託に関する規則(以下「UCITS規制」ということがあります。)以降の改正を含みます。)及びアイルランド金融当局の発布する関連諸通知に従います。
- ( )各サブファンドはすべての目的に関して独立したものであり、信託証書において明示の規定がある場合を除き、いかなる場合も混同されてはなりません。各サブファンドは複数のクラスの受益証券から構成されます。管理会社は基準通貨以外の通貨で表示されたクラスの受益証券を設定でき、管理会社は当該クラスに関して通貨ヘッジ取引を行うことができます。その場合、当該取引の損益は当該クラスの投資者に対してのみ発生します。当該クラスの受益証券から発生した先物為替損益は、当該クラスの受益証券に均等に配分及び発生します。
- ( )アイルランド金融当局の事前の承認を得て、管理会社は随時追加のサブファンドを設定し、当該サブファンドに関する新規受益証券を発行することができます。

# (2) 【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド (Janus Capital Trust Manager Limited)	管理会社	2001年7月31日付で保管銀行との間で締結された信託証書及びその補足信託証書(以下総称して「信託証書」といいます。)は、当ファンドの受益者の権利、受益証券の発行及び買戻しならびに終了について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ト ラスティー・サービシズ (アイルランド)リミテッド (Brown Brothers Harriman Trustee Services (Ireland) Limited)	保管受託銀行	保管受託銀行の主な業務は集合投資スキームの資産の保管・管理です。 信託証書(注1)は、ファンド資産の保管業務についても規定しています。
ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド (Janus Capital International Limited)	投資顧問会社総販売会社	管理会社に対する、当ファンドの各サブブァンドの各サゴサラを投資助言業務、及び当時素を行います。インドで受益証券の日本を行います。インドでのといった。 立、
シティ・ファンド・サービシズ(アイル ランド)リミテッド (Citi Fund Services (Ireland), Limited)	管理事務代行会社	ファンド管理、会計、受益者登録、注文処理、名義書換代理人及び当ファンドに関連するサービスを提供する管理事務代行会社です。 2005年4月4日付で管理会社との間で締結された管理事務代行契約(注3)は、登録・名義書換等管理事務代行業務について規定しています。
日興コーディアル証券株式会社 (Nikko Cordial Securities Inc.)	日本における販売会社 代行協会員	日本における、当ファンドの受益証券の販売・買戻取扱業務及び代行協会員業務を行います。2001年10月12日付及び2006年11月30日付で管理会社との間で締結され、平成20年5月3日付のシティバンク証券株式会社との合併及び平成21年10月1日付の立ディアル証券株式会社にその契約上の地位が移転した代行協会員契約(注4)は、代行業務について規定しています。
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・ バンキング・コーポレイション・リミ テッド (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)	日本における販売会社	日本における、当ファンドの受益証券の販売・買戻取扱業務を行います。
株式会社新生銀行 (Shinsei Bank, Limited)	日本における販売会社	日本における、当ファンドの受益証券の販売・買戻取扱業務を行います。

- (注1) 信託証書において、管理会社によって資産の保管受託銀行として任命された保管受託銀行が有価証券の 保管、引渡し等ファンド資産の保管業務を行うことが規定されています。
- (注2) 投資顧問契約及び販売代行契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社がファンド資産の投資 顧問に関する役務の提供を行うことを約し、管理会社によって任命された販売代行者が当ファンドの受 益証券の販売・買戻業務を行い、管理会社に代わって販売代理人を任命する権利を有することを約する 契約です。
- (注3) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が当ファンドの登録等の業務を 行うことを約する契約です。
- (注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書等の日本証券業協会に対する提出、ファンド受益証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに運用報告書等の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員事務を提供することを約する契約です。

<参考情報:ジャナス・キャピタル・ファンドの投資顧問会社及び副投資顧問会社>

( )ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド

(Janus Capital International Limited)

投資顧問会社として、ジャナス・キャピタル・ファンドのサブファンドに関し、投資助言業務 を行います。

( )ジャナス・キャピタル・マネージメント・エルエルシー

(Janus Capital Management LLC)

投資顧問会社より再委託を受け、ジャナス・キャピタル・ファンドの一定のサブファンドに関 し、副投資顧問業務を行います。

投資顧問会社より、当ファンドの投資対象であるジャナス・キャピタル・ファンドのジャナス・USフレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・USハイイールド・ファンド、ジャナス・USバランス・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド、及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドに関する投資助言業務の再委託を受け、副投資顧問業務を行います。

( )パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

(Perkins Investment Management, LLC)

投資顧問会社より再委託を受け、ジャナス・キャピタル・ファンドの一定のサブファンドに関 し、副投資顧問業務を行います。

投資顧問会社より、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの投資対象であるジャナス・キャピタル・ファンドのパーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンドに関する投資助言業務の再委託を受け、副投資顧問業務を行います。

#### 管理会社の概要

(a) 設立準拠法

管理会社は、1963年 - 1999年会社法に基づき、1999年11月24日、アイルランドにて、非公開の有限責任会社(リミテッド・ライアビリティ・カンパニー)として設立されました(登録番号 315723)。管理会社はヨーロッパ共同体の1994年単独株主株式会社規則に基づく単独株主会社です。

(b) 会社の目的

管理会社の目的は、ファンド資産の運用・管理、受益証券の発行及び買戻しを行うことです。

(c) 資本の額

500,000ドル(約378,273ユーロ、約49,115千円)(2008年12月末現在)

(注)円換算は、三菱東京UFJ銀行が発表した2009年3月31日の対顧客電信売買相場の仲値(1 ドル=98.23、1ユーロ=129.84円)によります。

(d) 会社の沿革

管理会社は、1999年11月24日、アイルランドで設立された有限責任会社(リミテッド・ライアビリティー・カンパニー)であり、ジャナス・キャピタル・マネージメント・エルエルシーがその全ての持分を間接的に所有する子会社です。ジャナス・キャピタル・マネージメント・エルエルシーは、米国コロラド州法に基づき設立された会社であり、その登記上の住所を米国コロラド州デンバー市デトロイト・ストリート151に有します。

#### (e) 大株主の状況

(本書作成日現在)

	(1611/2/12/12/		
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ジャナス・インターナショナル・ホール ディング・エルエルシー	アメリカ合衆国 80206 コロラド州 デンバー デトロイト・ストリート 151	500,000株	100%

#### 2 【投資方針】

#### (1) 【投資方針】

- ( )当ファンドの各サブファンドは、ジャナス・キャピタル・ファンドの対応するサブファンドである各アンダーライイング・ファンドに投資します。ジャナス・キャピタル・ファンドは、アイルランドの法律に基づき設立されたUCITS規制に基づくUCITSであり、アンダーライイング・ファンドごとに債務が分離された、変動資本を有するアンブレラ・ファンドです。ジャナス・キャピタル・ファンドは、アイルランド金融当局により規制されています。
- ( )投資顧問会社は、ジャナス・キャピタル・ファンドの投資顧問を務めており、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務を、副投資顧問会社であるジャナス・キャピタル・マネージメント・エルエルシーに委託しています。また、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務の一部を、副投資顧問会社であるパーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委託しています。

管理事務代行会社はジャナス・キャピタル・ファンドの事務代行及び株主サービス代行を行い、 保管受託銀行は保管銀行と受託会社を務めます。

各アンダーライイング・ファンドは、UCITS規制 3 (2)に基づくオープンエンド型集合投資ファ ンドに、純資産価額の5%までを投資することができます。このような投資には、他のアンダー ライイング・ファンドに対する投資も含まれます。ただし、アンダーライイング・ファンドは、 他のアンダーライイング・ファンドの受益証券を保有するアンダーライイング・ファンドに対し て投資することはできません。アンダーライイング・ファンドが別のアンダーライイング・ファ ンドに投資する場合、アンダーライイング・ファンドは、別のアンダーライイング・ファンドに 投資した資産について年次管理費用もしくは運用管理費用を計上することはできません。また、 アンダーライイング・ファンドの投資方針に別段の定めがある場合を除き、金融デリバティブ商 品に投資することができますが、効率的なポートフォリオ運用のためにのみかかる投資を行うこ とができるものとされています。各アンダーライイング・ファンドが行う金融デリバティブ商品 に対する投資は、アイルランド金融当局が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アン ダーライイング・ファンドが金融デリバティブ商品に投資を行う際には、ファンド資産に重大な 影響が生じる程度の借入は行いません。但し、投資家は、金融デリバティブ商品の性格及び金融 デリバティブ商品への投資が信用取引によりなされることから、金融デリバティブ商品の元にな る金融商品の価格の小幅な変動によって、アンダーライイング・ファンドが直ちに金融デリバテ ィブ商品の大幅な価格の変動の影響を受ける可能性があることに留意する必要があります。アン

ダーライイング・ファンドが管理できない理由により、金融デリバティブ商品に関する制限を超えた場合、アンダーライイング・ファンドは、受益者の利益を十分に考慮した上で、かかる状況の改善策を取ることを優先事項とします。

- ( )各サブファンドは、そのファンド資産の全てを後記「(2) 投資対象 ( )」で定める投資対象 に投資していない場合のみ、その純資産価額の最大10%を限度として、規制市場において取引されている投資適格及び投資適格未満の確定利付証券及び変動利付証券(債券、預託証券、銀行引受手形、CP、短期国債等、及びEU、米国、カナダ、オーストラリア、日本、ニュージーランド、スイスにより発行もしくは保証されている米ドル建て譲渡可能金融商品もしくは通貨の指定のない譲渡可能金融商品、ジャナス・キャピタル・ファンドの短期証券ファンドを含む市場金利連動型金融商品に投資することを主な目的とする市場金利連動型投資信託、EUの金融機関や欧州経済地域の加盟国により認可を受けている銀行、もしくは1988年のバーゼル合意の批准国により認可を受けた銀行、もしくはジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可を受けた銀行への預金)に一時的に投資することができます。本項において、関連会社及び関連機関は同一発行者とみなします。
- ( )各サブファンドの投資目的と投資方針は当該サブファンドの受益者総会の通常決議なしに変更することはできません。サブファンドの投資目的又は投資方針を変更する場合、もし当該サブファンドの受益者が希望すればかかる変更の実施前に買戻しができるよう、管理会社は当該サブファンドの受益者に合理的な通知期間を与えるものとします。
- ( ) 各ファンドは受益証券の償還のための資金調達等、短期的な目的以外での借入れる場合を除き、 資金の借入を行ってはならず、当該借入金の金額は純資産価額の25%を超えてはならないものと します。
- ( )円建てクラスは円で表示されています。しかし、投資顧問会社は通常各サブファンドの投資ポートフォリオを米ドルで運用しています。通常、各サブファンドは受領した円を投資のために米ドルに交換し、受益者から受益証券を買戻す際に、米ドルを円に交換します。各サブファンドの当該クラスは、通貨の交換にかかる費用をそれぞれ負担します。
- ( )各サブファンドは効率の良いポートフォリオ運営のために、アイルランド金融当局が随時定める制限その他の条件に従って投資手法と投資商品を採用します(為替リスクをヘッジするための手法及び商品を含みますがこれに限定されません。またジャナス・ハイイールド・ファンド クラスA(円)受益証券(毎月分配型)を除きます。)。サブファンドが採用できる投資手法及び投資商品は別紙1に定めるとおりです。さらに、将来、サブファンドに適した新しい投資手法及び投資商品が開発された場合、サブファンドはアイルランド金融当局の定める条件に従って当該投資手法及び投資商品を採用することができます。

#### (2) 【投資対象】

( )各サブファンドは、ジャナス・キャピタル・ファンドのサブファンドである各アンダーライイング・ファンドに投資します。ジャナス・キャピタル・ファンドはアイルランドの法律に基づき設立されたUCITS規制に基づくUCITSであり、アンダーライイング・ファンドごとに債務が分離された、変動資本を有するアンブレラ・ファンドです。ジャナス・キャピタル・ファンドはアイルランド金融当局により規制されています。

- ( )各サブファンドが投資できる投資対象市場は、アイルランド金融当局の定める要件(但し、アイルランド金融当局は承認された市場の一覧を発布しません)及び信託証書に規定されます(信託証書第6条(b))。各サブファンドは、アンダーライイング・ファンドが投資することのできる証券が取引されている取引所もしくは規制市場を対象に投資することができます。
- ( )投資を許容された非上場の有価証券を除き、本投資信託は規制上の基準(すなわち規制を受けていること、定期的に運営されていること、公認かつ公開されていること)に適合し、目論見書に記載される証券取引所又は市場において取引されている有価証券にのみ投資するものとします。目論見書に記載される証券取引所及び市場は信託証書第6条(d)に記載された取引所及び市場から選ばれます。金融デリバティブ商品に対する投資については、目論見書に記載される証券取引所及び市場は信託証書第6条(d)(iv)に記載された取引所及び市場から選ばれます。
- ( )信託証書の補足証書により、管理会社及び保管受託銀行は前項に記載される一覧表に投資対象 市場を追加することに合意することができます。かかる追加にあたり受益者の承認は必要ありませんが、アイルランド金融当局の承認が必要とされます(信託証書第6条(e))。
- ( )各サブファンド及びアンダーライイング・ファンドの各サブファンドの投資対象は、以下の通りです。
  - (注):「規制市場」とは、アンダーライイング・ファンドの投資対象となる証券が取引されている株式市場もしくは規制市場を意味します。
  - a) ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USフレキシブル・インカム・ファンドの米ドル建てクラス 受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USフレキシブル・インカム・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの投資目的は、元本の保全を図りつつ、総合利回りの最 大化を目指すことです。総合利回りは金利収入と証券価格の上昇から構成されますが、金利収 入が総合利回りの大部分を占めることになります。金利収入のある米国の発行体(注1)の証券 に対する投資は、通常は少なくとも純資産価額の80%を構成しますが、常に純資産価額の3分 の2を下回らないものとします。アンダーライイング・ファンドは、優先株式、あらゆる種類 の政府証券(注2)と債券(注3)(株式転換権付債券及びワラント付債券を含みます。)に投資 します。アンダーライイング・ファンドについては、投資対象の残存期間や格付けの基準はな く、残存期間や格付けの平均は大きく変動することがあります。当該アンダーライイング・フ ァンドは、投資適格未満の債券又は優先株式、及び同様の質であると副投資顧問会社が判断し た格付けのない債券に対して、無制限に投資することができ、かかる証券を多く保有すること ができます。2009年6月30日より、アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先 物、オプション及びスワップ並びにその他のデリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を 利用することができますが、そのような投資は、純資産価額の10%を上限とし、かつアイルラ ンド金融当局が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファン ドは、主として米国の発行体の有価証券に投資しますが、純資産価額の25%までは米国外の発 行体に投資することができます。当該アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場(注 4)で取引される証券に純資産価額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市

場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

b) ジャナス・ハイイールド・ファンド

ジャナス・ハイイールド・ファンドの目的はアンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USハイイールド・ファンドの米ドル建てクラス 受益証券に投資することです。

ジャナス・ハイイールド・ファンド クラス A (円)受益証券(毎月分配型)については為替リスクのヘッジが行われず、したがって、当該クラスへの投資には為替リスクが伴うことにご留意ください。

ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USハイイールド・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの主たる投資目的は、高い金利収入を追求することです。証券価格の上昇は主たる投資目的と両立する場合にのみ追求される、二次的な目的になります。証券価格の上昇は、アンダーライイング・ファンドが所有する証券の発行体の信用状況の改善、もしくは金利の全般的な低下、又はその両方により発生する場合があります。投資目的追求のため、主として投資適格未満の債券もしくは優先株式、及び同等の質であると副投資顧問会社が判断した格付けのない債券に投資し、最低でも総資産価額の51%を債券に投資します。このアンダーライイング・ファンドのポートフォリオ全体でみると、組入れた証券の質はその時によって大きく変動します。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の有価証券に投資しますが、純資産価額の25%までは米国外の発行体に投資することができます。2009年6月30日より、アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他のデリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産価額の10%を上限とし、かつアイルランド金融当局が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場で取引される証券に純資産価額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

#### c) ジャナス・バランス・ファンド

ジャナス・バランス・ファンドの目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USバランス・ファンドの米ドル建てクラス 受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USバランス・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの投資目的は、証券価格の上昇と金利収入により、バランスのとれた運用によるファンド資産の長期的成長を目指すことです。通常、普通株式など主に成長が見込める米国企業の証券に純資産価額の40%から60%を投資し、債券など主に金利収入が見込める米国の発行体の証券に純資産価額の40%から60%を投資することにより、その投資目的を追求します。投資適格未満の債券に純資産価額の25%までを投資することができます。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の有価証券に投資しますが、純資産価額の25%までは米国外の発行体に投資することができます。2009年6月30日より、アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他の金融デリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産価額の10%を上限とし、かつアイルランド金融当局が随時定める条件及び制限

の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場で取引される証券に純資産価額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

d) ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンドパーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンドの米ドル建てクラスI受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド 当該アンダーライイング・ファンドの投資目的は、長期的なファンド資産の成長を目指すことです。主として、資本の長期的な成長が見込まれる米国企業(注5)の普通株式に投資し、バリュー・アプローチを採用することにより、その投資目的達成を追求します。バリュー・アプローチでは、副投資顧問会社が、本源的価値に比べて過小評価されていると判断した企業に投資することに重点を置いています。

副投資顧問会社は、企業価値を株価収益率と株価フリー・キャッシュフロー倍率の関数として計測します。株価収益率は株式の価格とその1株当たり利益の関係です。この数値は、株式の市場価格を当該企業の1株当たり利益で割ることにより算出されます。株価フリー・キャッシュフロー倍率とは、当該企業の株式の価格と、当該企業の事業から得られる現金から設備投資費用を控除した額の関係です。

通常、副投資顧問会社はフリー・キャッシュフローと投下資本利益率の面で改善を見せている企業を探します。これらの企業には経営陣の交代や一時的に経営が悪化している企業など、特別な状況にある企業が含まれます。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他の金融デリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産価額の10%を上限とし、かつアイルランド金融当局が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の証券に投資しますが、純資産価額の33%までを米国外の発行体に投資することができます。当該アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場で取引される証券に純資産価額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

e) ジャナス・トゥエンティ・ファンド

ジャナス・トゥエンティ・ファンドの目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USトゥエンティ・ファンドの米ドル建てクラスI受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USトゥエンティ・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの投資目的は、長期的なファンド資産の成長です。主として、企業の潜在成長性に注目して選択した米国発行体の20から30銘柄のコア・ポートフォリオに集中投資することにより、目的達成を追求します。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他の金融デリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産価額の10%を上限とし、かつアイルランド金融当局が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の有価証券に投資しますが、純資産価

額の25%までは米国以外の発行体に投資することができます。当該アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場で取引される証券に純資産価額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

f) ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの米ドル建てクラス 受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド アンダーライイング・ファンドの投資目的は、証券価格の上昇及び配当収入の組合せにより、総合利回りの最大化を目指すことです。アンダーライイング・ファンドは、主として不動産業に従事もしくは関連する、又は多くの不動産資産を所有する、米国もしくは世界の他地域に所在する企業の証券に投資することにより、その投資目的を追求します。その投資対象は、不動産投資信託(以下「REIT」といいます。)や、その事業、資産、商品、サービスが不動産セクターと関連ある発行体とし、米国内外に所在する不動産事業又は不動産開発に関与する企業が含まれます。また、それらは小型株である場合があります。小型株とは、当初購入時点においてその時価総額がラッセル2000インデックス(注6)に含まれる企業の最大時価総額の12ヶ月間平均額を下回るものと定義されます。この平均額は毎月更新されます。

REITは、合同運用を行い、新興市場とみなされない規制市場において上場、取引もしくは取扱われている稼働不動産もしくは不動産関連ローンに投資します。REITは一般的に、エクイティREIT、モーゲージREIT、ならびにエクイティREIT及びモーゲージREITを組み合わせたものに分類されます。エクイティREITは、その資産を直接不動産に投資し、主に賃料の回収からその利益を得ます。エクイティREITはまた、価値の上がった不動産を売却することにより譲渡益を実現させることができます。モーゲージREITは、その資産の大部分を不動産モーゲージに投資し、利息収入からその利益を得ます。

アンダーライイング・ファンドの投資対象を選択する際、副投資顧問会社は、健全な経営、良好なバランス・シート、及びFFO(Funds From Operations)成長率が平均以上であること、またそれらの資産の潜在価値を下回る水準で取引されているREITを見分ける努力をします。「FFO」とは、一般的に、REITの純利益(負債の見直し及び不動産売却による損益を除きます。)と、不動産の減価償却費を足したものを意味します。

普通株式及びその他の不動産会社に投資されるアンダーライイング・ファンドの資産の割合は変動します。また、副投資顧問会社の市況判断によっては、政府証券、債券、及び仕組債(注7)等、投資適格の短期利付証券に投資することができます。副投資顧問会社がさらなる利益が見込まれると判断した場合、アンダーライイング・ファンドは、優先株式、政府証券、債券、ワラント及び普通株式に転換可能な証券等に投資することができます。アンダーライイング・ファンドはまた、その純資産価額の10%までをOECD加盟国政府やその機関もしくは系列機関、又は民間証券発行者により発行又は保証された、モーゲージ・バック証券、アセット・バック証券及び抵当付きモーゲージ証券に投資することができますが、それらは主要な格付機関により投資適格未満とされたものである場合があります。2009年6月30日より、アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他のデリ

バティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、 純資産価額の10%を上限とし、かつアイルランド金融当局が随時定める条件及び制限の範囲内 に限られます。アンダーライイング・ファンドはその純資産価額の10%を上限として、未上場 の譲渡可能証券に投資することが可能です。アンダーライイング・ファンドは、上場されてい る証券に対して投資を行う場合は、新興市場以外の規制市場においてのみ行います。

アンダーライイング・ファンドは、米国預託証書、ヨーロッパ預託証書及び国際預託証書を通じて、当該市場に直接又は間接的に投資します。

- (注1) 「米国の発行体」とは、米国において設立され、又はその事業の大部分を米国内で行っており、 米国において証券が取引されている発行体(米国企業を含む)を意味します。
- (注2) 「政府証券」とは、政府、州、地方自治体及びその他政治的下部組織(政府機関や支部などを 含む)が発行もしくは保証する譲渡可能証券を意味します。
- (注3) 「債券」とは、転換社債及び非転換社債、固定利付債及び変動利付債、ゼロ・クーポン債、割引債、無担保債、定期預金証書、銀行引受手形、コマーシャル・ペーパー、財務省短期証券などを含むがこれらに限定されない、債務証券及び債務関連証券を意味しますが、ローン・パーティシペーションは含まれません。
- (注4) 「新興市場」とは、ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーの目論見書に「新興市場」として定義されている規制市場を意味します。
- (注5) 「米国企業」とは、米国において設立され、又はその事業の大部分を米国内で行っており、米国において証券が取引されている企業を意味します。
- (注6) 「ラッセル2000インデックス」とは、ラッセル3000インデックス(時価総額に基づき、米国の株式市場の上位98%の銘柄に相当する上位3000銘柄の年次再構築日における業績を計測することを目的とした指数)の下位2000銘柄の年次再構築日における業績を計測することを目的とした指数を意味します。
- (注7) 仕組債とは、満期時の価格又は金利が通貨、金利、株式、インデックス、商品価格又はその他の金融指標に連動している短期又は中期の債券を意味します。かかる証券は、インデックスと同じ動きをするものもあれば、反対の動きをするものもあります(つまり、対象となるインデックス又はある金融資産が上昇した時に、そのような証券の価値が上昇するものもあれば、下落するものもあります)。仕組債は、参照される金融商品への直接投資と類似したリターン特性を持つ場合もありますが、参照される金融商品よりも変動が激しい場合もあります。これらの証券は一般的にブローカーやディーラーにより組成され、ブローカーやディーラーを通じて取引されます。また、これらの証券は、投資適格未満であることがあります。アンダーライイング・ファンドはレバレッジを効かせた仕組債には投資しません。アンダーライイング・ファンドは自由に譲渡でき、当該証券に適用されるアイルランド金融当局の条項及び条件に従った仕組債にのみ投資することができます。

#### (3) 【運用体制】

管理会社は、2001年7月31日付投資顧問及び販売契約の条項に基づき、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドを投資顧問会社及び総販売会社に任命しました。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、管理会社の全般的な監督及び責任に従うことを条件として、当ファンドに関連し、管理会社に対して投資顧問及び関連サービスを提供するものとします。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、アイルランド金融当局の通知に従い、特定の義務を委任することができます。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、現在、当ファンドの投資対象であるジャナス・キャピタル・ファンドのジャナス・USバランス・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドに関する業務をジャナス・キャピタル・マネージメント・エルエルシーに委任してお

り、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する業務を、パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委任しています。

ジャナス・キャピタル・マネージメント・エルエルシーの概要

ジャナス・キャピタル・マネージメント・エルエルシーは、米国証券取引委員会に投資助言者として登録されており、1970年より金融サービス業務に従事しています。

最高運用責任者は、ジャナス・キャピタル・グループ全商品の運用実績と、ポートフォリオ・マネジャー、リサーチ・アナリスト、トレーディング担当者の監督を含む運用業務全般の監督に責任を持ちます。連携体制を最大限に発揮するため、全てのポートフォリオ・マネジャー、リサーチ・アナリストが米国コロラド州デンバーに勤務しています。アナリストの調査結果、計量モデル及び提言は、リサーチ・ダイレクターを含む運用チーム全体で審査されます。この独自の計量モデルは商品ごとに構築され、対象企業の財務書類についてあらゆる要素を分析します。ジャナスの徹底したファンダメンタル・リサーチは、予想収益が市場の予想を越えるようなケースを特定することを目指します。

パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーの概要

パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、米国証券取引委員会に投資助言者として登録されており、1980年より金融サービス業務に従事しています。ジャナス・キャピタル・マネージメント・エルエルシーはパーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーの発行済株式のうち約78.4%を保有します。

当社の運用スタッフは、何十年にもわたる業界経験を企業に関する知識と組み合わせて活用します。この専門家たちは、協力関係の下、アイデアの立案、仮説の検証、分析を精査するための反復などの作業を行います。また、投資対象に関して徹底した知識を得、価格上昇につながり得る材料もしくは特別な状況を探索します。彼らの様々な業界についての経験と知識によって、それぞれの分野において、最も説得力あるバリュー投資の機会を識別します。

アンダーライイング・ファンドに関する投資決定と戦略的資産配分の変更は、ポートフォリオ・マネジャーが行います。投資決定と戦略的資産配分がポートフォリオに予期しないリスクを生じさせないために、ポートフォリオ・マネジャーはリスク管理・パフォーマンス評価部門のダイレクターと連携します。

#### (4) 【分配方針】

- ( )管理会社は、以下の規定に従い、収益分配発表日のアイルランドにおける営業時間の開始時に、受益者名簿上の受益者に対し随時サブファンド又はサブファンドのクラスの収益の分配を発表できます。各サブファンドの収益分配方針は目論見書に規定されます。各サブファンドにより分配可能な金額は、配当、利息等の形態にかかわらず各サブファンドが受領した純収益から、及び収益分配の合理的な水準を維持するために必要であると管理会社が判断する場合には実現した譲渡益の純額から、未実現の譲渡損失を控除した金額です(信託証書第15条(a))。
- ( )分配金の支払期日から6年以内に収益分配金の権利を有する者による請求が行われなかったサブファンドの収益分配金は失権し、以後信託財産の一部となります(信託証書第15条(d))。
- ( )管理会社が受益者への分配を支払おうとする場合、管理会社は、分配から当該分配に関して管

理会社が負う税金を支払うために必要な額を控除する権限を有し、支払うべき税額が支払われるよう手配します(信託証書第15条(e))。

- ( )ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド及びジャナス・トゥエンティ・ファンドについては、投資収益その他の実現収益及び未実現収益を分配することは予定されていません。
- ( )ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスA(米ドル)、クラスA(円)、クラスB(米ドル)、クラスB(円)受益証券については、これらに帰属すべき収益(未実現収益を含みます。)を分配することは予定されていませんが、各サブファンドに保存され、各クラス受益証券の1口当たり純資産価格に反映されます。
- ( )ジャナス・ハイイールド・ファンドは、クラスA(米ドル/円)受益証券(毎月分配型)(以下「毎月分配型クラス」といいます。)について、原則として毎月、投資収益純額を原資として分配を行うものとします。組入資産の売却によりジャナス・ハイイールド・ファンドの毎月分配型クラスについて実現した譲渡益は、管理会社の裁量により、定期的に配当の宣言、分配を行うことができます。配当が宣言される日以前は、未分配の投資収益純額はジャナス・ハイイールド・ファンドの毎月分配型クラス内に留保され、該当するクラスの受益証券の1口当たりの純資産価格に反映されます。上記の方法により各クラスにおいて均等化操作が行われた場合、当該クラスについての分配金は均等化された収益額を含むこととなります。この金額は、当該クラスの1口当たり統資産価格に含まれる収益均等化( )の金額に等しいものです。
- ( )ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドはアンダーライイング・ファンドからの 配当を受領し、投資収益純額を原資として、原則として四半期ごとにかかる配当の分配を行うも のとします。組入資産の売却により各クラスについて実現した譲渡益は、管理会社の裁量により、 定期的に配当の宣言、分配を行うことができます。配当が宣言される日以前は、未分配の投資収 益純額は各クラス内に留保され、該当するクラスの受益証券の1口当たりの純資産価格に反映さ れます。上記の方法により各クラスにおいて均等化操作が行われた場合、当該クラスについての 分配金は均等化された収益額を含むこととなります。この金額は、当該クラスの1口当たりの純 資産価格に含まれる収益均等化の金額に等しいものです。

#### ( )収益均等化

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドの分配型クラスの受益証券は、収益を均等化することができます。収益均等化は受益証券の申込代金及び買戻代金の一部を未分配収益として積立てることにより、既存の受益者に帰属すべき収益の希薄化を防ぐものです。したがって、受益証券の購入時又は買戻時の価格には、この未分配収益という要素が含まれることがあります。均等化とは、申込みもしくは買戻しした受益者に対して支払われる、該当期間の未分配収益、もしくは該当期間に申込んだ受益者から受領した金額を指します。

#### (5) 【投資制限】

#### ( )信託証書に定める投資制限

信託財産は、投資方針及び投資制限に従い、また1990年ユニット・トラスト法及びアイルランド金融当局規則に従い、投資されなければなりません。いずれのサブファンドの受益者も、信託証書の付表に従って行われる通常決議により、当該サブファンドの投資目的、投資方針、投資制限又は禁止事項を変更することができます。ただし、かかる変更に関するアイルランド金融当局

の事前の承認が必要です(信託証書第6条(a))。

()アンダーライイング・ファンドに適用される投資制限

下記の制限はすべてのアンダーライイング・ファンドに適用します。

アンダーライイング・ファンドの投資は下記のUCITS規制に承認された投資に制限されます。ジャナス・キャピタル・ファンドが管理できない理由により、もしくは申込権の行使の結果として、下記のUCITS規制の制限を超えた場合、ジャナス・キャピタル・ファンドは売却を行う際、受益者の利益を十分に考慮した上で、かかる状況の改善策を取ることを最優先目的とします。ジャナス・キャピタル・ファンドのプロスペクタスにおける投資方針とUCITS規制の投資制限が対立する場合、より制限された規制が適用されます。UCITS規制が当ファンドの信託期間中に変更された場合、投資制限はかかる変更を考慮した上で変更します。

# 1 許容される投資

アンダーライイング・ファンドの投資は、以下の通りに制限されます。

- 1.1 EU加盟国もしくはEU非加盟国(ヨーロッパ地域以外の国を含む。以下同じ。)において、証券取引 所に上場し、又は一般に認知され、公開され、かつ定期的に取引の行われている規制市場におい て取引されている譲渡性証券及び短期金融市場証券
- 1.2 近年発行された譲渡性証券で、1年以内に証券取引所もしくはその他の市場(上記に説明したもの)に上場が認められるもの
- 1.3 UCITS通知に定義される、規制投資市場以外で取引される短期金融市場証券
- 1.4 UCITSの受益証券
- 1.5 アイルランド金融当局のガイダンス・ノート2/03に定める非UCITSの受益証券
- 1.6 UCITS通知に定められた金融機関における預金
- 1.7 UCITS通知に定められた金融派生商品

### 2 投資制限

- 2.1 アンダーライイング・ファンドは、1に定めるもの以外の譲渡性証券及び短期金融市場証券に、 
  純資産価額の10%以下の範囲で投資することができます。
- 2.2 アンダーライイング・ファンドは、近年発行された譲渡性証券で、1年以内に証券取引所もしくはその他の市場に上場が認められるもの(1.1に説明したもの)に、純資産価額の10%以下の範囲で投資することができます。この制限は、規則第144A条証券として知られる特定の米国証券に対するアンダーライイング・ファンドの投資について、以下のことを条件に適用されません。
  - ・発行から1年以内に米国証券取引委員会に登録することを条件に発行されていること
  - ・当該証券が非流動証券ではないこと、つまり、アンダーライイング・ファンドが評価する価格 もしくはほぼその価格で7日間以内に処分することができる証券であること
- 2.3 アンダーライイング・ファンドは、同じ発行体の譲渡性証券もしくは短期金融市場証券に、純資産価額の10%以下の範囲で投資することができます。但し、5%超を投資している各発行体の譲渡性証券及び短期金融市場証券の総額が純資産価額の40%以下であるものとします。この制限は、預金及び金融機関との店頭金融派生商品取引については適用されません。

- 2.4 (2.3の)10%の制限は、EU加盟国に登録事務所を有する金融機関が発行し、法律により債券所有者を保護するために特別な公的監視対象となっている債券の場合には、25%まで引き上げられます。アンダーライイング・ファンドは、一つの発行体が発行するこれらの債券に純資産価額の5%以上を投資できますが、当該投資の総額はアンダーライイング・ファンドの純資産価額の80%を超えてはなりません。
- 2.5 アイルランド金融当局の事前の承認を得ていることを条件として、(2.3の)10%の制限は、譲渡性証券もしくは短期金融市場証券が、EU加盟国もしくはその現地当局、又はEU加盟国もしくは複数のEU加盟国が加盟している公的国際機関により発行もしくは保証されている場合には、35%まで引き上げられます。
- 2.6 2.4及び2.5の譲渡性証券及び短期金融市場証券は、2.3における40%の制限の適用の対象となりません。
- 2.7 アンダーライイング・ファンドは、同一金融機関における預金に純資産価額の20%超を投資することはできません。

欧州経済地域(EEA)が認可した金融機関もしくはEEA加盟国を除く1988年7月のバーゼル合意の調印国内で認可されている金融機関及びジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可された金融機関以外の金融機関において、付随的流動資産として保有する預金は、純資産価額の10%を超えてはなりません。

この制限は、保管受託銀行又は保管会社における預金の場合、20%まで引き上げることができます。

- 2.8 アンダーライイング・ファンドの店頭金融派生商品取引は、純資産価額の5%を超えてはなりません。EEAが認可した金融機関もしくはEEA加盟国を除く1988年7月のバーゼル合意の調印国内で認可されている金融機関及びジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可された金融機関以外の金融機関の場合には、この制限は10%まで引き上げられます。
- 2.9 上記2.3、2.7及び2.8にかかわらず、同一の発行体にかかる下記のうちの2つ以上の合計は、純 資産価額の20%を超えてはなりません。
  - ・譲渡性証券もしくは短期金融市場証券に対する投資
  - 預金
  - ・店頭金融派生商品
- 2.10 上記2.3、2.4、2.5、2.7、2.8及び2.9の制限を合算することはせず、同一の発行体への投資は、 純資産価額の35%を超えないものとします。
- 2.11 2.3、2.4、2.5、2.7、2.8及び2.9においては、グループ企業は同一の発行体とみなします。しかし、同じグループ内における譲渡性証券及び短期金融市場証券に対する投資については、純資産価額の20%の制限を適用します。

2.12 アンダーライイング・ファンドは、EU加盟国、その現地当局、EU非加盟国、もしくは複数のEU加盟国が加盟している公的国際機関により発行もしくは保証されている異なる譲渡性証券及び短期金融市場証券に、純資産価額の100%を投資することができます。

各発行体はプロスペクタスに記載するものとし、以下のリストから選択できます。

OECD加盟国政府(発行証券が投資適格であることを条件とします)、ヨーロッパ投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州会議、ユーロフィマ(欧州鉄道車両融資会社)、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦住宅抵当金庫(ファニー・メイ)、連邦住宅貸付抵当金融会社(フレディー・マック)、政府住宅抵当金庫(ジニー・メイ)、学生ローン・マーケティング協会(サリー・メイ)、連邦住宅金融銀行、連邦農業信用銀行、テネシー峡谷開発公社この場合、アンダーライイング・ファンドは、少なくとも6つの発行体の証券を所有しなければならず、1つの発行体からの証券は純資産価額の30%を超えてはなりません。

# 3 集合投資ファンドに対する投資

- 3.1 集合投資ファンドがUCITS規制3(2)の定義に含まれ、他の集合投資ファンドに純資産価額の10% 超を投資することが禁止されている場合には、アンダーライイング・ファンドは、オープンエンド型の集合投資ファンドに投資することができます。なお、アンダーライイング・ファンドは一つの集合投資ファンドに純資産価額の20%超を投資することはできません。
- 3.2 非UCITS受益証券に対する投資は、合計で純資産価額の30%を超えてはなりません。
- 3.3 アンダーライイング・ファンドが、アンダーライイング・ファンドの管理会社、又は共通の経営基盤、共通の支配関係もしくは直接的・間接的な所有関係によりアンダーライイング・ファンドの管理会社と関連性のある企業が、直接又は委託により管理しているその他の集合投資ファンドの受益証券に投資する場合、当該管理会社又は関連性のあるその他の企業は当該その他の集合投資ファンドの受益証券に対するアンダーライイング・ファンドの投資に関して、申込手数料、乗換手数料もしくは買戻手数料を課すことはできません。
- 3.4 UCITSの管理会社、運用会社又は投資顧問会社が、別の集合投資ファンドの受益証券に対する投資に関して、手数料(手数料の払戻しも含みます)を受領した場合、当該手数料はアンダーライイング・ファンドの資産に組み込まれなければなりません。

## 4 インデックス連動型UCITS

- 4.1 アンダーライイング・ファンドがUCITS通知に定める条件を満たし、アイルランド金融当局により認知されたインデックスに連動することを投資方針としている場合には、アンダーライイング・ファンドは、同一の発行体による株式又は債券に純資産価額の20%までを投資することができます。
- 4.2 例外的な市況により正当化される場合には、4.1の制限は35%まで引き上げられることができ、 同一の発行体に適用することができます。

#### 5 一般条項

5.1 投資会社、もしくは管理しているすべての集合投資ファンドに関して管理会社として業務を行う 者は、発行体の経営に実質的な影響を行使することを可能とする議決権付きの株式を取得しては なりません。

- 5.2 アンダーライイング・ファンドは、以下を超えて取得することはできません。
  - (i)1つの発行体の議決権のない株式の10%
  - ( )1つの発行体の債券の10%
  - ()1つの集合投資ファンドの受益権の25%
  - ( )1つの発行体の短期金融市場証券の10%
  - 注:上記( )、( )及び( )の定める制限は、取得時において、債券もしくは短期金融市場証券の発行総額又は発行済証券の純残高が計算できない場合には、当該制限がないものとみなすことができます。
- 5.3 5.1及び5.2は、以下のものには適用されません。
  - ( )EU加盟国もしくは現地当局が発行もしくは保証する譲渡性証券及び短期金融市場証券
  - ( )EU非加盟国が発行もしくは保証する譲渡性証券及び短期金融市場証券
  - ( )1つ以上のEU加盟国がメンバーとなっている公的な国際機関の発行した譲渡性証券及び短期 金融市場証券
  - (iv)EU非加盟国において設立され、主に当該EU非加盟国に登録事務所を有する発行体の証券に投資する企業の資本に対して保有する持分(ただし、当該EU非加盟国の法律の下では、かかる持分の保有が、当該国の発行体の証券に投資できる唯一の方法であるもの)。この適用除外は、EU非加盟国の企業の投資方針が2.3から2.11、3.1、3.2、5.1、5.2、5.4、5.5及び5.6を遵守している場合にのみ適用され、これらの制限が遵守されない場合、以下の5.5及び5.6に従います。
  - ( )運用会社が、ある国において、受益者の要望に応じてなされる受益証券の買戻しに関し、独 占的に当該運用会社を代理して運用、助言又はマーケティング業務を行うことを唯一の業務 内容としている当該運用会社の子会社の資本に対して保有する持分
- 5.4 アンダーライイング・ファンドは、資産の一部を構成する譲渡性証券もしくは短期金融市場証券 に付随する新株引受権を行使する場合には、ここに定める投資制限に従う必要はありません。
- 5.5 アイルランド金融当局は、最近承認されたアンダーライイング・ファンドに対する2.3から2.12、3.1、3.2、4.1及び4.2の適用を、承認から6ヶ月間免除することができますが、リスク分散の原則を遵守していることを条件とします。
- 5.6 アンダーライイング・ファンドが管理できない理由により、もしくは申込権の行使の結果として、ここに定める制限を超えた場合、アンダーライイング・ファンドは、売却を行う際、受益者の利益を考慮した上で、かかる状況の改善策を取ることを最優先目的とします。
- 5.7 投資会社、管理会社もしくはユニット型投資信託の代理人もしくは契約型ファンドの管理会社の 代理人として業務を行う受託会社は、以下の証券を無担保で売買することはできません。
  - ・譲渡性証券
  - ・短期金融市場証券
  - ・集合投資ファンドの受益証券
  - ・金融派生商品
- 5.8 アンダーライイング・ファンドは、付随的流動資産を保有することができます。

アンダーライイング・ファンドは、金銭の借入れもしくは貸出し及び第三者の保証人となって はなりませんが、下記の場合は除きます。

バック・ツー・バック・ローンにより外貨を取得する場合

アンダーライイング・ファンドの純資産価額の10%を超えない範囲で短期的に借入れを行い、アンダーライイング・ファンドの資産がかかる借入れのために担保設定もしくは質権設定する場合

アンダーライイング・ファンドの投資方針に別段の定めがある場合を除き、アンダーライイング・ファンドは効率的なポートフォリオ運営(すなわち、アンダーライイング・ファンドのリスクの抑制、コストの削減、追加資本及び利益の獲得などのこと)を目的としてのみ先物及びオプションなどの金融デリバティブ商品の取引など、投資手法及び投資商品を利用することができます。アンダーライイング・ファンドが投資目的のために金融デリバティブ商品に投資することを許可されている場合、アンダーライイング・ファンドはアンダーライイング・ファンドの投資方針及びアイルランド金融当局が随時定める条件及び制限に服する必要があります。

アンダーライイング・ファンドのグローバル・リスクはコミットメント・アプローチを使用し て計算されます。投資目的でのデリバティブの利用によりレバレッジが発生する場合があります。 デリバティブの利用により発生したレバレッジもしくはリスクは、コミットメント・アプローチ もしくは想定最大損失額(バリュー・アット・リスクもしくは「VaR」)方式によって計測するこ とができます。コミットメント・アプローチにより計測した場合、アンダーライイング・ファン ドのレバレッジがアンダーライイング・ファンドの純資産価額総額を上回らないものとします。 コミットメント・アプローチは上記のデリバティブ商品の潜在的なリスクの市場価値を計測する ことにより、レバレッジを計算します。VaR方式により計測される場合であって相対的VaRが使用 される場合、アンダーライイング・ファンドの1日当たりの相対的VaRは、これと比較可能な、デ リバティブを含まないポートフォリオもしくはベンチマークの1日当たりのVaRの2倍を超えない ものとします。絶対的VaRが使用される場合、投資顧問会社は20日間までの時間範囲の使用を選択 することができ、この場合、ファンドの絶対的VaRはアンダーライイング・ファンドの純資産価額 総額の20%を超えないものとします。VaRは、過去のデータを使用して、アンダーライイング・フ ァンドが被る可能性のある、一日あたりの想定最大損失額を予想する統計に基づく手法です。VaR は99%の信頼水準まで計算され、1日当たりのVaRの上限を超える可能性は、統計的には1%しか ありません。

アンダーライイング・ファンドは、ヘッジ目的(市場の変動、為替変動もしくは金利リスク又はその他のリスクに対するヘッジ)又はその他の効率的なポートフォリオ運営のために(アンダーライイング・ファンドの投資目的に含まれていることを条件として)、別紙1に定める条件及び制限にしたがってレポ契約もしくはリバース・レポ契約を締結し、証券貸付契約を締結することができます。

#### 金融デリバティブ商品の種類及びその内容

アンダーライイング・ファンドが購入することのできる金融デリバティブ商品は以下のとおりです。

オプション:オプションとは、原資産もしくは商品を、指定された価格(行使価格)で指定された期間中もしくは期間の終了時に売買する権利を意味します。オプションの売主(もしくは売り手)は買主から支払い、又はオプション料を受領し、売り手は買主によるオプションの使用(もしくは行使)の有無にかかわらず、これを保持することができます。コール・オプションは、所有者(買主)に対して原資産をオプションの売主(売り手)から購入する権利を与えるものです。プット・オプションは、当該権利の保有者に対して、オプションの売り手に原資産を売却する権利を与えるものです。オプションは取引所もしくはOTC市場において取引することができ、金融指数、個別証券並びに先物契約、外国為替、先渡し契約、ストラクチャード投資(1以上の証券の特徴を1つの証券に統合するよう特別に設計されたデリバティブ証券)及びイールド・カーブ・オプション等のその他の金融デリバティブ商品を含むさまざまな資産もしくは商品について取引することができます。先物契約について販売されたオプションは、先物契約に適用される証拠金率と同様の証拠金率が適用されます。

先物: 先物契約は、一方の当事者が特定量の原資産を特定の価格及び日時に相手方当事者に売却することを約束する契約です。原資産を購入する契約を締結することを、通常契約の購入もしくは当該資産についてロング・ポジション(買い持ちポジション)を有すると表現します。原資産を売却する契約を締結することは、通常契約の売却もしくは当該資産のショート・ポジション(売り持ちポジション)を有すると表現します。先物契約は商品契約と理解されています。店頭取引される先物契約は先渡し契約と呼ばれます。アンダーライイング・ファンドは金融先物及び先渡し契約、指数先物及び為替先渡し契約等の取引を行うことができます。

スワップ: スワップとは、異なる性質を有する原資産からの利益をお互いに支払うことを当事者間で合意する契約です。ほとんどのスワップにおいて、原資産がいずれかの当事者から交付されることはなく、スワップの原資産を所有しない場合もあります。支払いは通常ネット・ベースで行われ、一定の日に、アンダーライイング・ファンドは、相手方の支払い額を下回った(もしくは上回った)金額の分だけ受領する(もしくは支払う)ことになります。スワップ契約はさまざまな形式で行われる高度な金融商品です。アンダーライイング・ファンドが投資することのできる典型的なスワップとしては、金利スワップ、トータル・リターン・スワップ、トータル・レート・オブ・インデックス・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、通貨スワップ及び上限もしくは下限付きスワップなどがあります。

# ( )その他

各アンダーライイング・ファンドは、受益証券の買戻しに応じるための資金調達など短期的な目的以外のために借入れを行うことはできず、かかる場合における借入額の上限は、純資産価額の25%とします。

#### 3 【投資リスク】

#### (1) リスク

投資家の皆様は下記のリスク要因に関する事項を十分にお読みください。本項目はアンダーライイング・ファンドのリスク要因の概要と組み合わせて読む必要があります。下記の内容はアンダーライイング・ファンドへの投資に関するリスク要因をすべて列挙した一覧ではありません。

#### ( )当ファンドに関するリスク

#### 投資リスク

アンダーライイング・ファンドが投資目的を達成するという保証はありません。異なる国の企業及び政府により発行された異なる通貨建ての証券への投資には一定のリスクがあり、受益証券の価格の下落という結果につながる場合があります。受益証券の価格は、アンダーライイング・ファンドが投資する証券の資本価値の変動の結果としてのアンダーライイング・ファンドの価値に従って上昇又は下落します。アンダーライイング・ファンドの投資収益は、所有する証券からの収益から、発生した費用を控除した額に基づいています。従って、アンダーライイング・ファンドの投資収益はかかる費用もしくは収益の変動により上昇又は下落することが予想されます。

#### フィーダー・ファンドに投資することのリスク

フィーダー・ファンドである当ファンドの各サブファンドはアンダーライイング・ファンドに 投資します。各サブファンドの投資家は、アンダーライイング・ファンドに直接投資する投資家 には適用されない追加の管理費用、管理事務代行費用の対象となります。

#### 決済リスク

各サブファンド及び各アンダーライイング・ファンドは、取引の相手方の信用リスク及び決済 デフォルトによるリスクを負います。

### ハイイールド証券に関するリスク

「投資方針」の項において詳述するとおり、各サブファンドは、それぞれの純資産価額の10%を上限として、投資適格未満とされた証券に投資することができます。一般的に投資適格未満の格付けを受けた証券の価値は、高い質の証券の場合と比べ、発行企業の金利及び元本の支払能力(クレジット・リスク)に左右されます。このような証券の発行体は、高い格付けを受けている証券の発行体に比べ、財務的な強さを欠く場合があります。このような発行体への投資は高い質の発行体への投資よりも投機的な投資と考えられます。低い格付けを受けた証券の発行体は実際の又はみかけの経済的変化、政治的変化、又は発行体についての不利な展開による影響を受けやすいです。否定的な報道や投資家の見方、及び新しい法律又は法案は、低格付証券の市場に対し、より大きな悪影響を及ぼす場合があります。ハイイールド債券には、コール・オプションや償還オプションなど、発行体による証券の買戻しを可能とする条項が付されている場合があります。金利下落局面において、発行体によってかかるオプションが行使された場合、サブファンドは、償還又は買戻された証券を、より利回りの低い証券で代替することとなり、その結果、投資収益が減少することがありえます。また、ハイイールド証券は流動性が低下することがあります。この場合には、当該証券の価値にも影響することがあり、かかる証券の評価又は売却が困難となり、結果としてこれらの証券の価格変動性が高くなる可能性があります。

#### 手数料及び費用に関連するリスク

当ファンドは収益性のレベルに関わらず手数料及び費用を支払う義務を負っています。短期取引手数料、又は一定のクラスについては条件付後払申込手数料が生じる可能性があるということを考慮すると、投資家は当該ファンドに対する投資を中長期的投資の手段と考えるべきでしょう。 為替リスク

円建てクラスは日本円で表示されています。アンダーライイング・ファンドへの投資は米ドルで行われます。各サブファンドは通常、受領した日本円を投資のために米ドルに交換し、受益者から受益証券を買戻す際に米ドルを日本円に交換します。各クラスは通貨の交換にかかる費用をそれぞれが負担します。

さらに、アンダーライイング・ファンドがあるクラスの通貨以外の通貨建ての証券を所有する 限り、かかるクラスの価値は当該クラスの通貨に対する現地通貨の価格による影響を受ける可能 性があります。

ジャナス・ハイイールド・ファンド クラス A (円) 受益証券(毎月分配型)を除き、投資顧問会社は米ドルに対する日本円の為替リスクから防御する投資手法と投資商品を用いることがあります。投資顧問会社は、適切であると判断した場合及び範囲において、米ドルに対する円建てクラスの為替リスクの100%を5%超えるレベルまでヘッジすることができますが、受益者にとって最も有利な方法である場合に限ります。投資顧問会社は、該当するサブファンドの市場における変動もしくはサブファンドの受益証券の売買の結果として、ヘッジされた為替リスクのレベルが105%を超過した場合には、米ドルに対する日本円の為替リスクが円建てクラスに与える影響をヘッジするための取引が、円建てクラスの価値に効率的に作用するように、受益者の利益を十分に考慮した上で、ヘッジのレベルを100%に戻すことを優先します。但し、円クラスは米ドルに対する日本円の変動リスクをヘッジするために行われる取引によってレバレッジされるものではありません。取引は該当するクラスに帰属するものとします。(つまり、該当するサブファンドの資産の為替リスクを別のクラスに割り当てることはできません。)ただし、ジャナス・ハイイールド・ファンド クラス A (円) 受益証券(毎月分配型) は為替リスクのヘッジが行われないため、当該クラスへの投資には為替リスクを伴います。投資顧問会社はこの為替リスクのヘッジを試みるものの、円建てクラスの価値が米ドルに対する円の価値により影響を受けないという保証はありません。

ジャナス・ハイイールド・ファンド クラス A (円) 受益証券(毎月分配型) を除き、各サブファンドの円建てクラスはかかるヘッジ手法に関連した費用を負担します。かかるヘッジ取引の結果として生じた利益又は損失は、当該クラスに生じるものとします。

クラスのヘッジ手法は、クラスの通貨が下落した場合、もしくは当該サブファンドの資産の通 貨が基準通貨に対して下落した場合、当該クラスの受益証券の所有者の利益を大幅に制限する場 合があり、当該受益証券の価格は下落する場合があります。

#### 収益均等化

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドの分配型クラスの受益証券は、収益を均等化することができます。収益均等化は受益証券の申込代金及び買戻代金の一部を未分配収益として積立てることにより、既存の受益者に帰属すべき収益の希薄化を防ぐものです。したがって、受益

証券の購入時又は買戻時の価格には、この未分配収益という要素が含まれることがあります。均 等化とは、申込みもしくは買戻しした受益者に対して支払われる、該当期間の未分配収益、もし くは該当期間に申込んだ受益者から受領した金額を指します。

### 課税リスク

各サブファンドは米国の源泉徴収税又は所得税の対象となる収益を生み出す証券に投資する場合があります。受益者及び投資家は、ファンドの受益証券に申込み、保有、買戻し、転換、スイッチングもしくはその他の処分を行うことによる将来の課税の可能性もしくはその他の結果について専門家に相談されることをおすすめします。当ファンドに適用される日本及びアイルランドの課税上の取扱いの概要は(5)課税上の取扱いのとおりです。しかし、受益者及び今後当ファンドに投資する可能性のある方は、当該項目に記載された内容は当ファンド及びすべての種類の投資家に適用されるすべての課税上の取扱いを網羅したものではなく、特別な規則の対象となる可能性がある点にご注意ください。

#### 決済にかかる申込みの不備によるリスク

各サブファンドは申込みの不備によるリスクを負います。効率的なポートフォリオ運営のために、投資顧問会社は該当する決済日に決済金額が受領されるという基準で証券を購入し、効率的なポートフォリオ運営手法や商品を採用します。当該決済金額がサブファンドによって受領されない場合もしくは当該決済日までに受領されない場合、サブファンドは購入した証券を売却もしくは効率的な運営手法に基づくポジションを手仕舞わなければならなくなり、申込金の決済を怠った申込人が当該損失について責任を負う場合でも、サブファンドに損失を生じさせる場合があります。

#### 四捨五入

サブファンドの分配型クラスに関して、支払われる分配金は小数点第2位で四捨五入します(円建ての分配型クラスに関しては、小数点第1位で四捨五入して整数にします)。「分配方針」に定める手続きにしたがって当該分配型クラスに自動的に再投資される分配金は、小数点第3位で四捨五入します。

#### サブファンドに対する投資に関する費用

各サブファンドの資産から支払う手数料及び費用、及び各サブファンドに対する投資に関する手数料及び費用の詳細は「4 手数料等及び税金」の項に定めます。また、申込みの受領と承認後の各サブファンドの投資に関する取引費用もしくは買戻請求に応じるために各サブファンドが行う売却に関する取引費用など、一定の費用は各サブファンド全体で負担するものであり、受益証券の申込みを行う特定の投資家もしくは受益証券の買戻しを受ける特定の投資家が負担するものではないことに、投資家はご留意ください。

#### 過度又は短期の取引

投資家及び受益者は、過度又は短期の取引に関するリスクにご留意ください。詳しくは6 手続等の概要 (4) 過度又は短期の取引」を参照してください。

## 配当

各受益証券クラスの過去の配当金は、必ずしも各受益証券クラスの将来の配当に関する基準と はならないことにご留意ください。

#### スイッチングに関するリスク

スイッチングを行う際、原クラス受益証券の買戻しにかかる約定日と新クラス受益証券の申込みにかかる約定日が異なるため、約定日間にクラス受益証券1口当たりの純資産価格又は為替レートが変動することがあります。受益者は、スイッチングを行う際には、スイッチング請求後の予期し得ないクラス受益証券の純資産価額の変動及び為替レートの変動の影響を受けることがあること、並びにこのような変動に伴うリスク及び損失は各受益者に帰属することにご留意ください。

## 為替取引における利益相反

日本における販売会社又は販売取扱会社は、当ファンドの申込みに関する為替取引において、相手方として参加する場合があります。したがって、これらの当事者の利益が当ファンド又は投資家の利益と対立する場合が考えられます。各当事者は常に当ファンドに対するそれぞれの責任を考慮し、かかる取引が、独立企業間の取引として交渉された通常の条件で行われた公正な取引であることを確認するものとします。

## ( )アンダーライイング・ファンドに関するリスク

## 一般的な投資リスク

ハイイールド証券

アンダーライイング・ファンドには投資対象の最低格付基準があらかじめ定められておらず、主要な格付機関により投資適格未満とされた証券に投資することができます(スタンダード・アンド・プアーズのBB以下、ムーディーズのBa以下。別紙2を参照してください。)。

投資適格未満の格付けを受けた証券の価値は、高い質の証券の場合と比べ、一般的に発行体の金利及び元本の支払能力(つまりクレジット・リスク)に左右されます。このような証券の発行体は、高い格付けを受けている証券の発行体に比べ財務的な強さを欠く場合があります。このような発行体への投資は、高い質の証券への投資よりも投機的な投資と考えられます。低い格付けを受けた証券の発行体は、実際の又は見かけの経済的変化、政治的変化、又は発行体についての不利な展開による影響を受けやすいです。否定的な報道や投資家の見方及び新しい法律又は法案は、低い格付けの証券の市場に対し、より大きな悪影響を及ぼす場合があります。ハイイールド債券には、コール・オプションや償還オプションなど、発行体による証券の買戻しを可能とする条項が付されている場合があります。金利下落局面において、発行体によってかかるオプションが行使された場合、アンダーライイング・ファンドは、償還又は買戻された証券を、より利回りの低い証券で代替することとなり、その結果、アンダーライイング・ファンドへの投資収益が減少することがありえます。ハイイールド債券は流動性が低下する場合があります。流動性の低下はこれらの債券の価値に影響を与え、これらの債券の評価及び売却を難しくする場合があり、これらの債券の価値変動が激しくなる可能性があります。

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドのアンダーライイング・ファンドは、投資適格 未満の債券又は優先株式の投資比率に関する制限が無く、かかる投資適格未満の証券を多く保有 することができます。

ジャナス・ハイイールド・ファンドのアンダーライイング・ファンドは、純資産価額の少なく とも3分の2を投資適格未満とされた債券又は優先株式に投資し、かかる証券には無制限に投資 することができます。

ジャナス・バランス・ファンドのアンダーライイング・ファンドは、純資産価額の25%までを 投資適格未満とされた債券に投資することができます。

ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの各アンダーライイング・ファンドは、純資産価額の15%までを投資適格未満の証券に投資することができます。

各副投資顧問会社は、複数の機関による異なる格付けを持つ証券と非格付証券に対する投資が上記に規定された投資比率に関する制限に含まれるかどうか、又はそれらが投資適格証券もしくは投資適格未満の証券と同等であるかどうかを決定することがあります。

### 取引先リスク及び決済リスク

アンダーライイング・ファンドは、取引先の信用リスク及び決済デフォルトのリスクを有します。取引先リスクとは、取引先又は第三者が、アンダーライイング・ファンドに対する債務を履行しないリスクのことです。アンダーライイング・ファンドは、債権、債券並びに各種スワップ、先物取引及びオプションを含む金融デリバティブ商品などへの投資により、取引先リスクを有することになります。副投資顧問会社は、取引を実際の引渡しを伴わない決済方法により行うことが適当であると判断することができ、保管受託銀行に対してこれを指図する場合があります。取引を決済することができない場合にはアンダーライイング・ファンドの損失となり、保管受託銀行がかかる引渡しもしくは支払を信義則に従って行った場合に限り、保管受託銀行は、アンダーライイング・ファンドもしくは受益者に対してかかる損失の責任を負わないことについて、受益者はご留意ください。

決済デフォルトは、アンダーライイング・ファンドが現金を預け入れた金融機関に関連して生じる可能性があります。アンダーライイング・ファンドとの間で店頭デリバティブ取引又は現先取引もしくは売り現先取引を行う取引先は、元金、金利又は清算金をすみやかに支払うことができず、もしくは支払を拒絶し、又はその義務の存在を認めない可能性があります。取引先が破産し、支払不能に陥り、又は財務状態が悪化した場合、顧客の預入金に関するルールは、アンダーライイング・ファンドが第三者に預け入れた現金を十分に保護しない可能性があります。同様に、アンダーライイング・ファンドの資産は、取引先又は取引先の他の顧客の資産と適切に分別して管理されない可能性があります。アンダーライイング・ファンドは、取引先に預け入れた現金、担保もしくは証拠金の払い戻し、取引先に貸し出した証券の回収又は取引先との間で保有するポジションもしくは証券の清算につき、それらが遅延し又は困難になる可能性があります。さらに、ネッティング、相殺又はその他の権利の実行につき、重大な遅延を生じ又は費用を要する可能性があり、またかかる権利の実行が功を奏する保証もありません。

#### 金融デリバティブ商品への投資のリスク

金融デリバティブ商品への投資は、一般的に特別なリスク及び費用を伴い、アンダーライイング・ファンドに損失を生じさせる可能性があります。金融デリバティブ商品を有効に利用するた

めには洗練された投資運用が必要であり、アンダーライイング・ファンドは金融デリバティブ商品取引を分析し管理する副投資顧問会社の能力によって、左右されます。金融デリバティブ商品の価格の変動は予想が難しく、特に例外的な市況においてはより困難になります。さらに、特定のデリバティブ及びアンダーライイング・ファンドの資産もしくは負債の相関関係は、副投資顧問会社の予想と異なり、理論上は無制限のリスクを生じる場合があります。また、金融デリバティブ商品の一部はレバレッジされており、これによりアンダーライイング・ファンドの損失は拡大もしくは増加する場合があります。マージン・コールの増加及び無制限の損失リスクもまた、金融デリバティブ商品の利用において生じるリスクです。

その他のリスクとしては、金融デリバティブ商品への投資を終了もしくは売却できない可能性によるリスクがあります。アンダーライイング・ファンドの金融デリバティブ商品への投資について、常に流動性のある流通市場が存在するとは限りません。事実、多くの店頭商品は流動性を欠く場合があり、希望する時期に解約できない可能性があります。スワップ取引等の店頭商品については、アンダーライイング・ファンドに対して相手方当事者が債務を履行できないというリスクも伴います。店頭市場への参加者は、上場会社とは異なり、通常、信用評価の対象とはならず、規制の対象外となり、必要な支払額を保証する代行会社も存在しません。したがって、アンダーライイング・ファンドは契約条件に関する争い(善意悪意を問わず)のため、又は信用もしくは流動性の問題で、相手方が条件に従って取引を決済しないリスクに晒され、損失を被る可能性があります。

アンダーライイング・ファンドがデリバティブ契約を利用することにより、直接証券に投資することもしくはその他の従来の投資を行うことによるリスクとは異なる、もしくはこれよりも高いリスクに晒されることがあります。第一に、アンダーライイング・ファンドが投資するデリバティブ取引はアンダーライイング資産の価値の変動と相関関係が無い可能性があり、相関関係があった場合でも、当初の予想とは逆の方向に変動する可能性があります。第二に、金融デリバティブ商品を含む投資が損失のリスクを抑制する場合もありますが、利益を減少させる場合もあり、場合によっては、ポートフォリオの有利な価格変動を相殺し、損失を発生させる可能性もあります。第三に、金融デリバティブ商品に関する契約の価格の間違いや評価が不適切であるリスクがあり、その結果として、アンダーライイング・ファンドは相手方に対して必要以上に現金を支払わなければならない可能性があります。最後に、デリバティブ取引はアンダーライイング・ファンドの経常利益もしくは短期資本所得(連邦所得税上は経常利益として処理)を増大させる可能性があり、その結果として、受益者に対する課税対象となる分配を増加させる可能性があります。デリバティブ取引は法律上のリスク及び信用リスク、通貨リスク、レバレッジリスク、流動性リスク、指標リスク、決済リスク及び金利リスクなど、目論見書に記載するその他のリスクを伴う場合があります。

## レバレッジリスク

投資又は取引戦略によって、比較的小規模な市場の変動が、投資資産の価値に大きな変動を与えることがあります。レバレッジを含む一定の投資又は取引戦略は、当初投資額を大幅に超える 損失を生じる可能性があります。

#### 流動性リスク

アンダーライイング・ファンドが投資する市場の中には、世界の主要な株式市場に比べ、流動性が低く変動性が高い市場があるため、受益証券の価格が大きく変動することがあります。一定の証券は、売り手が売却したいと考えるその時価で売却することが困難又は不可能なことがあります。

### 指標リスク

デリバティブが指標の動きに連動している場合、デリバティブは指標の変動にさらされることになります。指標の変動によって、アンダーライイング・ファンドはより低い金利の支払いを受けとり、又はデリバティブの価値がアンダーライイング・ファンドの投資額よりも低くなる可能性があります。逆指標証券(指標と逆の値動きをする証券)を含む指標化証券は、連動する指標の変動が増幅されて価値を増加又は減少させるようなレバレッジ効果を生ずることがあります。

#### スワップ

スワップ契約は、アンダーライイング・ファンドに対する支払義務につき債務不履行が生じるリスクを伴います。スワップ取引における相手方が債務不履行に陥った場合、アンダーライイング・ファンドは、契約上アンダーライイング・ファンドが受け取る権利を有する支払を受けられないリスクを負うことになります。スワップ契約はまた、アンダーライイング・ファンドが相手方に対する債務を履行できないリスクも抱えています。スワップ取引の相手方がスワップ契約に従った債務の履行を行い、又は、債務不履行時において、アンダーライイング・ファンドが契約上の補償を受けられる保証はありません。従って、アンダーライイング・ファンドは、スワップ契約に従った支払いの受領が遅延し又は受領できないリスクが存在することを想定しています。アンダーライイング・ファンドによるスワップ取引には、レバリッジリスクを伴います。

#### 発行日取引、遅延引渡し又は先渡予約証券

各アンダーライイング・ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のために、「発行日取引」、「遅延引渡し」又は「先渡予約」の条件で証券を購入することがあります。当該証券の購入は、実際の交付の前に価格の変動がある可能性があるため、アンダーライイング・ファンドは一定のリスクに晒されます。「発行日取引」、「遅延引渡し」又は「先渡予約」の条件での証券の購入は、証券の交付が行われた日の市場における運用利回りが、当該証券取引の利回りよりも大きい場合、リスクを負うことがあります。また証券が交付されず、アンダーライイング・ファンドが損失を被るというリスクもあります。

#### モーゲージ証券のダラー・ロール取引

モーゲージ証券のダラー・ロール取引は、モーゲージ関連証券をあらかじめ決められた価格で 購入又は売却する将来の取引の約束を伴うため、特定の証券について取引が実行された場合、ア ンダーライイング・ファンドは、当該証券の価格についての市場の動向を有利に利用できないこ とがあります。またモーゲージ証券のダラー・ロール取引は、上記「取引先リスク及び決済リス ク」に記載するリスクの対象となります。

#### 小型証券に関連するリスク

小規模な企業もしくは新しい企業は、経営に関する経験に乏しく、成長もしくは発展の可能性に必要な資金を生成し、確立されていない、又は最終的に確立されない可能性のある市場において新製品もしくはサービスを開発又は販売する場合があるため、大規模もしくは歴史の古い発行体よりも、大幅な損失を被る可能性又は大きく成長する可能性があります。さらに、かかる企業はその産業において重要な存在ではない場合があり、より歴史の古い企業との厳しい競争の対象となる場合があります。小規模もしくは新しい企業の証券は、歴史の古い発行体の証券のための市場より取引市場が制限される場合があり、大幅な価格変動の影響を受ける場合があります。一定のアンダーライイング・ファンドは、規制市場で取引されていない、より小さい、新しい企業の証券に投資する場合があり、これは投資規制の対象となります。かかる企業に対する投資は変動性が高く、投機的な傾向があります。

#### ポートフォリオ回転率

一定のアンダーライイング・ファンドは、様々な理由により短期的な証券取引を行い、その結果としてポートフォリオ回転率が上昇する場合があります。ポートフォリオ回転率は、市況、アンダーライイング・ファンドの規模の変化、アンダーライイング・ファンドの投資内容及び投資顧問会社及び副投資顧問会社における運用担当者の投資スタイルにより影響を受けます。ポートフォリオ回転率の上昇は、ブローカー手数料、ディーラーの利ざや及びその他の取引費用の増加につながる場合があり、譲渡益税が発生する可能性があります。ポートフォリオ回転率の上昇に関連するコストの増加は、アンダーライイング・ファンドの利益を相殺する場合もあります。

#### 指標化/仕組み証券

指標化/仕組み証券とは、満期時の価値もしくは利率が為替、金利、持分証券、指標、商品価格やその他の金融指標に連動している短期債や中期債のことです。かかる証券の価値は指標の変動によって増減します(すなわち、その価値は参照指標もしくは商品が上昇した場合には、増加もしくは減少します。)。指標化/仕組み証券はアンダーライイング商品に対する直接投資と同様の収益特性がある場合や、より変動性の大きい場合があります。アンダーライイング・ファンドはアンダーライイング商品の市場リスクと、発行会社の信用リスクの両方を負うことになります。

## 仕組投資

仕組投資とはリターンが原指標やその他の証券又は資産クラスに連動している証券を意味します。仕組投資は一般的に個別に交渉された合意であり、店頭で取引することができます。仕組投資は原証券の投資の内容を再構成するために組成・運用されています。この再構成では、企業又は信託等の団体による又は特定の商品(商業銀行ローンなど)の預託もしくは購入、及び当該団体による、原商品を担保とするもしくはこれに対する持分を表象する1又は複数クラスの証券(「仕組み証券」)の発行が行われます。原商品のキャッシュ・フローは、異なる満期、支払い順位及び金利規定など、異なる投資内容を有する証券を創設するために新規に発行された証券の間で割り当てられ、当該仕組証券についての支払いの範囲は原商品のキャッシュ・フローの範囲により定められます。仕組み証券には通常、信用補完を伴わないため、信用リスクは原商品と同

様のリスクとなります。仕組み証券に対する投資は通常、別のクラスの支払いの権利に劣後し又は劣後しないクラスの仕組み証券となります。劣後仕組み証券は通常高い利回りを有し、非劣後仕組み証券よりも高リスクです。仕組み証券は通常私募取引で販売され、現在仕組み証券の活発な市場は存在しません。

政府及び政府関連の更生債務商品に対する投資は、元利金の支払い不能もしくは支払い拒否、 未払い債務の支払いの繰延べもしくは再編成、及び追加融資の要請など、特別なリスクを伴いま す。仕組投資には、インバースフローター債や債務担保証券など多様な商品が含まれます。 ローン・パーティシペーションへの投資

アンダーライイング・ファンドは、企業もしくはその他の種類の事業体と1つ以上の金融機関 (「貸主」)との間の非公開の交渉に基づく変動金利の商業ローンに投資する場合があります。当該投資は、証券化された、あるいは証券化されていないローン・パーティシペーションの取得又は譲渡という形で行われます。ローン・パーティシペーションは流動性があり、また、少なくとも397日ごとに利率が変動します。アンダーライイング・ファンドは、借主の債務不履行のリスクを負うとともに、証券化債権がアンダーライイング・ファンドと貸主との間の契約関係でしかなく、借主との間に契約関係がない場合、一定の状況下において、貸主の信用リスクも負うこととなります。証券化債権の購入に関連して、アンダーライイング・ファンドは、融資に関するローン契約の条項の遵守を借主に求めることはできず、借主に対して相殺権を行使することができない可能性があります。したがって、アンダーライイング・ファンドは投資対象であるローンを裏付ける担保によってその権利を保全されない場合があります。アンダーライイング・ファンドは、一般に認知された正規のディーラーを通じてのみ証券化債権を購入します。

#### 投資の集中

各アンダーライイング・ファンドは分散された投資ポートフォリオの維持を目指しています。 しかしながら、アンダーライイング・ファンドの中には他のアンダーライイング・ファンドと比べて分散性に欠けるものがあります。アンダーライイング・ファンドの投資が集中することにより、ある特定の投資商品の価値が下落した場合、もしくはその他の悪影響を受けた場合に、相対的に大きい損害を被る可能性が高まります。

ジャナス・キャピタル・ファンドのアンブレラ構造及びアンダーライイング・ファンド間の債務 負担に関するリスク

各アンダーライイング・ファンドは、その収益性にかかわらず、費用及び報酬を支払う義務があります。ジャナス・キャピタル・ファンドはアンプレラ・ファンドであり、アンダーライイング・ファンドごとに債務が分離され、アイルランドの法律に基づき、ジャナス・キャピタル・ファンド全体として対外的債務はなく、一般的にアンダーライイング・ファンド間での債務負担の可能性はありません。ただし、アイルランド法以外の法管轄の下では、ジャナス・キャピタル・ファンドに対して訴訟が提起された場合には、各アンダーライイング・ファンドの当該分離性が維持されない場合があります。さらに、アンダーライイング・ファンド間の債務負担の有無にかかわらず、アンダーライイング・ファンドに関する訴訟は、ジャナス・キャピタル・ファンド全

体に影響し、さらに、全てのアンダーライイング・ファンドの運営に影響する可能性があります。

## フェア・バリュー・プライシング(公正な価格設定)

外国為替市場の取引終了時と評価の時点の間のステール・プライシングを調整するために、公正な価格設定を使用して債券を評価する場合、フェア・バリュー・プライシング(公正な価格設定)を用いて証券を評価した場合、アンダーライイング・ファンドの当該証券に対する評価は、当該証券の最新の市場価格と異なる可能性が高いです。

#### 課税リスク

各アンダーライイング・ファンドが投資する証券の収益は、米国の源泉徴収税又は所得税の課税対象となる場合があります。受益者及び投資家は、アンダーライイング・ファンドの受益証券に申込み、保有、売却、転換もしくはその他の処分を行うことによる将来の課税の可能性もしくはその他の結果について専門家に相談されることをおすすめします。

#### 申込みの不備によるリスク

各アンダーライイング・ファンドは申込みの不備によるリスクを負います。効率的なポートフォリオ運営のために、投資顧問会社又は副投資顧問会社は、該当する決済日に決済金額が受領されるという前提で、証券を購入し、効率的なポートフォリオ運営手法や商品を用います。アンダーライイング・ファンドがかかる決済金額を決済日までに受領しない場合、申込費用の決済を行わなかった申込者がかかる損失について責任を負っていたとしても、アンダーライイング・ファンドは、上記前提で購入した証券を売却し、効率的なポートフォリオ運営手法に基づくポジションを終了しなければならず、その結果アンダーライイング・ファンドが損失を被る場合があります。

### 四捨五入

アンダーライイング・ファンドの特定の分配型クラスに関して支払われる配当金は、小数点第2位で四捨五入します。ジャナス・キャピタル・ファンドが別途定める方法で分配型受益証券クラスに自動的に再投資される配当金は、小数点第3位で四捨五入します。

## アンダーライイング・ファンドに対する投資に関する費用

申込みの受領と承認後のアンダーライイング・ファンドの投資に関する取引費用もしくは買戻請求に応じるためにアンダーライイング・ファンドが行う売却に関する取引費用など、一定の費用はアンダーライイング・ファンド全体で負担するものであり、受益証券の申込みを行う特定の投資家もしくはアンダーライイング・ファンドによって受益証券を買戻される特定の投資家が負担するものではありません。また、アンダーライイング・ファンドの5%以上に相当する受益証券の買戻請求について、該当するファンド営業日において買戻金額が申込金額を上回る場合には、ジャナス・キャピタル・ファンドは、当該買戻請求に応じるために有価証券を売却したことによりアンダーライイング・ファンドに生じた費用を当該買戻金額から控除する場合があることにご留意ください。

#### 証券貸付取引

証券貸付取引を行う場合、アンダーライイング・ファンドの資産は、証券の借入人に移転されることがあります。この場合、証券貸付取引には、借入人から担保を受けるという条件は設定されていますが、借入人もしくは証券貸付取引における代理人の債務不履行もしくは破産など証券貸付取引特有のリスクがあります。さらに、借入人から担保として受領した投資対象資産に関連する一定の市場リスクもあり、その結果担保の価値が減少する場合があります。

#### 特殊な状況

一定のアンダーライイング・ファンドは新製品の開発、技術的な大発見もしくは経営陣の変更など、特殊な状況又は急上昇の状況にある証券に対して投資をすることがあります。「特殊な状況」における投資において期待された展開が生じない場合、もしくは期待されたほど証券が注目されない場合には、アンダーライイング・ファンドの業績に損失が生じることがあります。

### 特定のアンダーライイング・ファンドに関するリスク

#### 業界リスク

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドは、不動産業に従事もしくは関連する、又は多くの不動産を所有する企業に集中して投資します。その結果、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドのポートフォリオの企業が共通の特徴を有し、不動産業界における市場の進展に類似する反応を示す可能性があります。例えば、REITの株価と他の不動産関連企業の株価は、ローンの借主の返済不能や経営ミスにより、下落することがあります。さらに、不動産価値は、経済的、法的、文化的又は技術的進歩を原因とする空室率の上昇又は賃料の下落により、下落することがあります。したがって、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドの収益は、投資対象がそれほど集中していない他のポートフォリオに比べ、価格変動がより大きい可能性があります。

## REIT及び不動産関連企業に関するリスク

エクイティREIT及びその他の不動産関連企業の株価は、REIT又は不動産関連企業が資産として保有する不動産評価額の変動並びに資本市場及び金利の変化による影響を受けます。モーゲージREIT及びその他の不動産関連企業の株価は、その供与する貸付の質、保有するモーゲージの信用価値及びモーゲージの担保となる不動産評価額による影響を受けます。

税制によっては、REITは、一定の条件の下、配当に対する課税を回避することができます。例えば、1986年米国内国歳入法(その後の修正を含みます。以下「内国歳入法」といいます。)に基づき、米国のREITは、組織、所有権、資産及び利益に関連するいくつかの要件、並びに通常各課税年度ごとにその課税所得(キャピタルゲイン純額を除きます。)の少なくとも90%を、その株主に分配するという要件を満たす場合、その株主に配当する利益について米国において課税されません。ただし、米国のREITは、例えば内国歳入法の下で、所得税につき非課税のパス・スルー主体として認められない可能性があります。その場合、パス・スルー主体として認められなかった米国のREITレベルでの配当所得につき、当該REITが課税されることになります。

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドは不動産に直接投資しませんが、主に不動産関連の会社に投資する方針のため、証券市場関連リスクに加えて、不動産を直接所有する場合と同様のリスクがあります。

これらのリスクに加えて、エクイティREIT及びその他の不動産関連企業は、ファンドが資産と して所有する不動産評価額の変化による影響を受ける場合があり、またモーゲージREIT及びその 他の不動産関連企業は、供与する借款の質による影響を受ける場合があります。さらに、REIT及 びその他の不動産関連企業は経営能力に依存し、一般的に当該REITには多様性が無い場合があり ます。REIT及び不動産関連企業は、キャッシュ・フローへの依存度の高さ、賃借人及び任意清算 等による債務不履行の影響を受けます。またその他のリスクとして、REITもしくは不動産関連企 業が所有するモーゲージの借主、又はREITもしくは不動産関連企業が所有する不動産の賃借人が、 REITもしくは不動産関連企業に対する債務を履行できない可能性が挙げられます。借主又は賃借 人による債務不履行が発生した場合、REITもしくは不動産関連企業がその抵当権者もしくは貸主 としての権利を強制執行する際に遅延を来すことがあり、その投資物件を守るために発生する多 額の費用を負担する場合があります。前述のリスクに加えて、ジャナス・グローバル・リアルエ ステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドが投資することがある特化型REITもしくは 不動産関連企業は、その資産をホテルREITもしくはホテルに投資する不動産関連企業、療養施設 REITもしくは療養施設に投資する不動産関連企業又は倉庫REITもしくは倉庫に投資する不動産関 連企業等の特定の不動産分野を資産として所有することがあり、従ってこれらの分野での成長性 悪化に関連するリスクがあります。

流通市場におけるREIT及びその他の不動産関連企業の取引は、他の株式の場合よりも流動性が低い場合があります。例えば、米国の主要な証券取引所におけるREITの流動性は、平均して、ラッセル2000インデックス小型証券の取引の場合と同等です。

## 開発途上国リスク

一定のアンダーライイング・ファンドは、開発途上市場に投資します。

開発途上国への投資に関するリスクは以下のとおりです。

## ・米ドル以外の為替リスク

各アンダーライイング・ファンドは米ドル以外の通貨建ての証券を購入する際に現地の通貨を購入し、また当該証券を売却する際にその現地通貨を売却することがあります。各アンダーライイング・ファンドの基準通貨は米ドルであるため、米ドル以外の通貨建ての証券を保有する場合、その価格は米ドルに対する現地通貨の価値により影響を受けます。

#### ・政治及び経済リスク

一定の国、特に低開発国もしくは発展途上国における投資には政治的又は経済的リスクが増大します。国によっては企業の資産又は事業を政府に没収されるリスク、もしくは政府がその国からアンダーライイング・ファンド資産を移動することについて税金又は制限を課すリスクがあります。前述の非米国証券への投資制限に基づいて、アンダーライイング・ファンドは開発途上国に投資する場合があります。一般的に、開発途上国とは、米国、西ヨーロッパの大半、カナダ、日本、オーストラリア、ニュージーランド以外の国で、副投資顧問会社が、経済、産業及び証券市場が低開発であると認識している国をいいます。開発途上国は未完成な経済構造、国家的方針

としての外国人の投資規制及び異なる法律などのリスクを伴います。開発途上国の市場に上場されている株式の市場性は、買値と売値の大幅な差、取引所の営業時間による制限、狭い投資家層及び外国人投資家の持分の制限等により制限される場合があります。したがって、アンダーライイング・ファンドは希望する時期と価格で投資を実現することができない可能性があります。開発途上国は異なる決済方法を定めている場合があり、中には証券取引の量に決済の処理が追いつかず、取引を困難にしている場合があります。発展途上国における取引もしくは開発途上国証券に関連する費用は、先進国の証券取引に関する費用より一般的に高い傾向にあります。

開発途上国の市場の企業が発行した証券への投資は、配当への源泉徴収課税もしくは没収課税、 為替取引の停止又は取引制限を受ける可能性があります。

#### ・規制及び法制によるリスク

開発途上国では政府による監視が少ない可能性があり、かかる市場における発行体は、先進国の発行体に適用される統一された会計、監査、会計報告基準及び実務の適用を受けない場合があります。開発途上国の発行体について一般的に入手可能な情報が少ない場合もあります。投資商品の売買及びかかる投資商品の受益権に関する開発途上国の法制は比較的新しく、検証されていない場合があり、当該国家におけるアンダーライイング・ファンドの投資とこれに関して予定されている取り決めから生じる問題について、当該国家の裁判所もしくは省庁がどのような反応を示すかということは断言することはできません。

開発途上国において現在投資を規制している法律、命令、規則、規制及びその他の法制は一部 又は全部変更される可能性があり、開発途上国の裁判所もしくはその他の当局は、関連もしくは 既存の法制上、予定されている投資が違法であり遡及的に無効もしくは無効であると解釈する場 合があり、これによりアンダーライイング・ファンドが悪影響を受ける場合があります。

開発途上国における企業に関する法制、特に管理会社の受託者責任及び開示に関する法律は発展中である場合があり、より発展が進んでいる国における同様の法律と比べて、規制が緩い場合があります。

#### ・市場リスク

低開発国もしくは発展途上国の市場など、市場によっては先進国の市場に比べ、流動性が少なく変動しやすい場合があります。かかる市場においては証券の交付前に支払が要求され、証券取引の決済が遅延される場合があります。債券について不履行があった場合、発行体に対する法的な請求権が制限される場合があります。

### ・保管リスク

アンダーライイング・ファンドは保管又は決済制度が十分に発達していない市場に投資を行う場合があります。ジャナス・キャピタル・ファンドの保管受託銀行とかかる市場における副保管受託銀行との取り決めもしくは契約が、開発途上国において支持されるとは限らず、ジャナス・キャピタル・ファンドもしくはジャナス・キャピタル・ファンドの保管受託銀行が得た、又はジャナス・キャピタル・ファンドが管轄裁判所において当該副保管受託銀行に対して得た判決が、開発途上国の裁判所において執行されるとは限りません。

## ・外国為替管理による送金リスク

アンダーライイング・ファンドは、投資を行った国から資本、配当、利息及びその他の収益が 送金されない場合、もしくは送金について投資を行った国の政府の承認を必要とする場合があり ます。これは開発途上国における投資の場合に起こりうることです。アンダーライイング・ファンドは送金について必要な政府の承認を得ることができなかったり、承認の遅延、決済取引のプロセスに影響を与える政府介入により悪影響を受けたりする場合があります。経済もしくは政治の状況により、特定の国において行われた投資について以前に付与された承認が撤回もしくは変更される場合があり、新たな規制が課される場合もあります。

#### ・ロシアの発行体の証券に対する投資

上記に記載されたリスクに加え、ロシアの発行体の証券に対する投資は、特に高いリスクを含み、先進国で投資を行う場合とは異なる特別な考慮を必要とします。これは、ロシアの政治及び経済の不安定さが継続していることと、市場経済の発達が遅いことに起因します。ロシアの発行体の証券に対する投資は、投機性が高いとみなされます。このようなリスク及び特別な考慮は、以下のリスクを含みます。

- (a) 取引完了の遅延ならびにロシアの発行体の証券の登録及び保管システムにより生じる損失 リスク
- (b) 汚職、インサイダー取引及び経済システムにおける犯罪の横行
- (c) 公開情報が少ないことなどに起因する、多くのロシアの発行体の証券の適正価格を把握することが困難なリスク
- (d) 非常に多額の企業間貸付を含むロシア企業の一般的な財務状況によるリスク
- (e) ロシアの税制に矛盾があったり遡及適用されたりもしくは法外な課税が改善されないリスク、又は税制改革の結果、新しい税法の適用に矛盾があったり予測不可能であるリスク
- (f) ロシア政府又は他の執行・立法機関がソビエト連邦解体以来の経済改革の援護を止める決 定をするリスク

ロシアの発行体の証券に直接投資することに関する特別なリスクは、企業の株券の所有が記録されることです。株券の所有は、(保管機関を通じて株券が保有される場合を除き)発行企業の株式登録機関への登録によって確定され、通常、株式登録機関からの「株式の引き出し」によって証明されるか、あるいは一定の状況においては、券面によって証明されます。ただし、株主のための主要な株式登録システムが存在せず、登録業務は、発行会社自身又はロシア中に所在する株式登録機関によって提供されています。株式登録機関は、証券の発行者によって管理されており、投資家には、株式登録機関に関してわずかな法的権利しか与えられていません。ロシアにおける株式保有の登録に関する法律及び実務は、十分に発達していないため、登録の遅延や未完了が生じてアンダーライイング・ファンドに損失が生じるおそれがあります。

#### 金利リスク及び信用リスク

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのアンダーライイング・ファンド(並びにジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドに債券が含まれている場合は債券及び金利の部分)のパフォーマンスは主に金利リスク及び信用リスクに左右されます。金利リスクはポートフォリオの価値が金利の変化に対して変動するリスクを意味します。一般的に、債券の価値は金利が上昇した場合に低下し、金利が低下した場合には上昇します。残存期間の短い債券は、残存

期間の長い債券に比べ金利変動の影響を受けにくいですが、利回りが低い場合が多いです。適用 される満期制限により、アンダーライイング・ファンドは該当する副投資顧問会社の金利の傾向 及びその他の要因に関する分析に基づき、ポートフォリオの平均満期を調整します。

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドののアンダーライイング・ファンド(及び他のアンダーライイング・ファンドの一部を構成する債券がある場合は当該債券)の純資産価額及び利回りも、投資の質、もしくは信用リスクに一部左右されます。信用リスクは発行体が期日までに元本及び利子を支払えないリスクです。一般的に米国政府証券が最も高い質であるとされますが、米国政府の完全な信用保証のない政府証券もしくは米国以外の政府のものを含むその他の債券は、発行体の信用度により左右される場合があります。スタンダード・アンド・プアーズ及びムーディーズによる債券の格付けは証券の信用リスクを測る一般的に認められた方法です。スタンダード・アンド・プアーズ及びムーディーズの格付けに関する詳細は別紙2を参照してください。

#### 配当

各受益証券クラスの過去の配当金は、必ずしも各受益証券クラスの将来の配当に関する基準と はならないことにご留意ください。

#### 利益相反

管理会社、投資顧問会社、保管受託銀行、総販売会社、もしくは管理事務代行会社は随時当ファンドもしくは当ファンドと類似する投資目的を有する当ファンド以外の投資会社もしくは集合投資スキーム(以下「本件ファンド」といいます。)に、管理会社、投資顧問会社、保管受託銀行、総販売会社、管理事務代行会社、秘書役、ディーラー、もしくは総販売会社として参加する場合があります。投資顧問会社はファンドの受益証券を所有する場合があります。従って、事業運営上、これらの当事者が当ファンドと本件ファンドの利益と対立する場合が考えられます。各当事者は常に当ファンドと本件ファンドに対するそれぞれの責任を考慮し、かかる対立が公正に解決されるよう保証します。さらに、管理会社、投資顧問会社、保管受託銀行、総販売会社、もしくは管理事務代行会社及びこれらの会社の10%以上の発行済株式を所有する者は、本件ファンドの資産について当ファンドと当事者もしくは代理人として取引をする場合がありますが、かかる取引が独立企業間の取引として交渉された通常の条件で行われることを条件とします。かかる取引は受益者にとって最も有利な取引でなくてはなりません。利益の対立は公正に解決し、受益者の利益となるものでなくてはなりません。

取引が独立企業間の取引として交渉された、通常の商取引の条件で実行されたものとみなされるためには、(1)保管受託銀行が独立かつ有能であると判断した者により取引が評価され、その証明を受けていること、もしくは(2)当該取引が組織化された投資取引所において、当該取引所の規則に従った最も有利な条件の取引として行われていること、もしくは(3)上記の(1)及び(2)が実際的でない場合、当該取引が保管受託銀行を含めた取引である場合には、保管受託銀行及び管理会社が了承した条件で行われ、独立企業間の取引として交渉され、通常の取引条件で行われ、さらに受益者にとって最も有利な取引であることを条件とします。

管理会社、投資顧問会社及びその関連会社は、当ファンドが売買することのできる資産に投資

する他の投資ファンドもしくは口座に、直接的又は間接的に投資し、もしくは管理又は助言することができます。投資顧問会社やその関連会社は、知ることとなった投資機会を当ファンドで利用する義務を負いません。また、上記投資、管理もしくは助言又は上記投資、管理もしくは助言の取引またはこれらから得た利益について当ファンドに対して説明、もしくはこれを当ファンドと共有又は当ファンドに告知する義務を負いません。しかし、投資顧問会社やその関連会社は、上記投資機会を当ファンド及び他の投資家に公平に配分します。

上記に従って、投資顧問会社及びその関連会社は(当事者もしくは代理人として)管理会社もしくは当ファンドとあらゆる方法で取引を行い、投資顧問会社もしくはその関連会社が直接的又は間接的に持分を有する取引を管理会社もしくは当ファンドと、もしくはこれらのために取りまとめ、実行することができますが、かかる取引が独立した第三者とともに、もしくはこれを通じて行った場合に合理的に予想される価格及び条件に劣らないことを条件とします。かかる取り決めは当ファンドの定期的な報告書に開示します。

取締役は当ファンド又は当ファンドが持分を有する取引もしくは取り決めに当事者として参加しもしくはこれに持分を有することができますが、かかる取引又は取り決めの締結前にその性質と当該取締役が有する持分の範囲について管理会社に開示していることを条件とします。取締役が別段の判断をした場合を除き、取締役は重要な利益を有する契約又は取り決め、もしくは提案に対して投票することができますが、かかる持分について開示していることを条件とします。本書の日付現在、下記に開示したものを除き、取締役は当ファンドの受益証券に受益権又はその他の持分を有しておらず、当ファンド又は当ファンドに関連する契約もしくは取り決めにおけるその他の重要な利害関係を有していません。オサリバン氏はアーサー・コックス法律事務所の弁護士であり、当ファンドの顧問弁護士を務めます。従って、オサリバン氏は当ファンドの契約及びこれに基づき回収された費用から利益を受ける場合があります。

サブファンドがアンダーライイング・ファンドに投資することについて支払うべき初期費用は ありません。管理会社がアンダーライイング・ファンドに対する投資について手数料を受領した 場合、この手数料は当該サブファンドの資産に含まれます。

#### (2) リスク管理

投資顧問会社は、アンダーライイング・ファンドのポートフォリオ運用につき、本書記載の投資ガイドラインを厳格に遵守します。また投資顧問会社のコンプライアンス部及び保管受託銀行は、アンダーライイング・ファンドが投資ガイドラインを遵守していることを監視・確認します。 さらに、投資顧問会社は、特定の投資戦略について投資ガイドラインを補完する内部ガイドラインを有します。内部ガイドラインは特に、戦略及びポジションの分散、価格変動性を低くすること及びレバレッジが適度であるかの確認が要求されています。

#### 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

## ( )クラスA 受益証券

サブファンドごとに、申込金額に販売会社及び販売取扱会社ごとに定める申込手数料率(但し、3.150%を上限とします。)を乗じて得た額が、申込手数料となります。したがって、申込金額(申込価額に取得申込口数を乗じて得た額)の他に、申込手数料並びに当該申込手数料に係る消費税等相当額が必要となります。詳しくは、販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせ下さい。

- (注1) 販売取扱会社及び新生銀行においては、インターネット取引による申込み以外の方法による申込みについて、クラスA受益証券の同じ表示通貨の異なるサブファンドについて同時に申込みをした場合には、各サブファンドの申込金額の合計金額に対し上記の申込手数料率を乗じることとします。ただし、インターネット取引により販売取扱会社及び新生銀行が取扱うジャナス・セレクションの他のサブファンドへの取得申込みを同時に行う場合には、上記の申込手数料は各サブファンドの申込金額ごとに計算されます。
  - 日本における販売会社においては、クラスA受益証券の同じ表示通貨の異なるサブファンドについて申込みをした場合、上記の申込手数料は各サブファンドの申込金額ごとに計算されます(但し、新生銀行の取り扱うインターネット取引の場合は、上記注1の方法によります。)。
- (注2) 販売取扱会社において、累積投資契約により分配金を再投資する場合、申込手数料は課されません。
- (注3) 乗換優遇、又は償還乗換優遇の適用がある場合があります。詳しくは日本における販売会社又は 販売取扱会社にお問合せください。

### ( )クラスB受益証券

クラスB受益証券は購入時に申込手数料はかかりません。

#### (2) 【買戻し手数料】

( )クラスA 受益証券

短期取引手数料について、6 手続等の概要 (4) 過度又は短期の取引」を参照してください。

## ( )クラスB受益証券

クラスB受益証券は、購入後4年経過する前に買戻しされる場合、条件付後払申込手数料が課せられます。購入後5年目以降における買戻しの場合は、条件付後払申込手数料は課されません。 クラスB受益証券は、購入後6年経過後、自動的に同一サブファンドのクラスA受益証券に変換されます。その際、申込手数料又は変換手数料などの手数料は徴収されません(詳しくは、第三部「第2、2 買戻し手続等、(5) クラスB受益証券からクラスA受益証券への自動変換」を参照してください。)。

条件付後払申込手数料は買戻日におけるクラスB受益証券の1口当たりの純資産価格又は当該 受益証券の取得価格のいずれか低い金額に基づいて計算されます。条件付後払申込手数料の算定 は下記の料率によります。なお、条件付後払申込手数料は、受益者より、日本における販売会社 又は販売取扱会社を経由して総販売会社に支払われるものです。

購入後経過年数	条件付後払申込手数料率
1年未満	4 %
1年以上2年未満	3 %
2年以上3年未満	2 %
3年以上4年未満	1 %
4年以上	0 %

- (注1) 受益者は買戻価額から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領します。
- (注2) 条件付後払申込手数料の金額は、適用される最も低い条件付後払申込手数料率により計算されます。すなわち、手数料の課されないクラスB受益証券が最初に買戻しされ、過去6年間で最も長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなします。
- (注3) 買戻日における当該クラスB受益証券の純資産価格が、当初取得価格よりも増額した場合、その 増額分に条件付後払申込手数料が課されることはありません。
- (注4) 分配金の再投資により発行される受益証券には、条件付後払申込手数料は課されません。
- (注5) 条件付後払申込手数料は、総販売会社が負担した販売に関する諸費用を支払うために総販売会社に支払われますが、総販売会社はその一部の受領権を、受益証券の販売に際して日本における販売会社又は販売取扱会社に対する費用を支弁するために、第三者に対して譲渡することができます
- (注6) 購入後経過年数の計算は、当該受益証券の国内約定日を起算日とします。
- (注7) 販売取扱会社の各支店及び出張所では、クラスB受益証券に適用される上記のような条件付後払申込手数料の体系を「ハンドレッド(手数料後払い方式)」と呼称しています。
- (注8) 販売取扱会社を通じてクラスB受益証券を購入し保有する受益者に相続が生じ、これに伴って買戻されたクラスB受益証券の買戻金額をもって相続人が同一のサブファンドのクラスA受益証券を申込む場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を徴収しません。詳しくは、第三部「第2、1 申込(販売)手続等、(2) 日本における申込(販売)手続等」を参照してください。
- (注9) 短期取引手数料については、6【手続等の概要】(4) 過度又は短期の取引」を参照してください。
- (注10) クラスB受益証券は、クラスA受益証券とは管理報酬等も異なります。詳しくは下記「(3) 管理報酬等」を参照してください。

#### (3) 【管理報酬等】

## ( )異なるクラスの受益証券

各サブファンドにつき、管理会社は、手数料及び費用の異なるクラスの受益証券を設定しています。現在のところ、クラスA受益証券及びクラスB受益証券が設定されており、クラスA受益証券の場合、購入時において申込手数料がかかるのに対し、クラスB受益証券の場合、購入時の申込手数料はかかりませんが、ある一定の場合に条件付後払申込手数料が課せられます。その詳細は上記「第一部、5 申込手数料」及び第三部「第2、2 買戻し手続等、(2) 日本における買戻し手続等」に記載するとおりです。また、クラスA受益証券とクラスB受益証券においては、下記「( )手数料及び報酬、管理報酬等合計額の上限」に記載のとおり、管理報酬等の上限が異なります。

異なる手数料体系により、投資家は、取得額及び受益証券の保有期間を考慮して、各人の利益 に最も適う受益証券の購入方法を選択することができます。よって、投資家は、

- a) 受益証券の購入時に、申込手数料のかかるクラスA受益証券
- b) 保有期間によっては条件付後払申込手数料がかかることがあるが、受益証券の購入時には 申込手数料がかからないため、申込金額の全額を受益証券に投資することができる一方、管 理費用はクラスA受益証券と比べて高額となるクラスB受益証券

のいずれが有益かを判断する必要があります。クラスB受益証券は、10万米ドル未満又は1,000万円未満の投資金額で、かつ3年以上の保有期間を考えている投資家向けと判断されていますが、投資家各人において不明な点がある場合、専門のアドバイザーに問い合わせることをおすすめします。

なお、クラスA受益証券とクラスB受益証券は、上記「第二部、第1、2 投資方針、(4)分配方針」に記載のとおり、管理会社が将来分配を行うことを決定した場合、分配の金額及び回数について異なる取扱いを行う場合があります。

クラスB受益証券は、購入後6年経過後、自動的に同一サブファンドのクラスA受益証券に変換されます。その際、申込手数料又は変換手数料などの手数料は徴収されません。

#### (ii)報酬

### 管理会社報酬

管理会社は各サブファンドの資産から管理会社報酬を受領する権限を有します。かかる管理会社報酬は各純資産価額に対する割合として計算し、当該報酬は日々発生しますが、1ヶ月単位でまとめて後払いとします。各サブファンドについての管理会社報酬は、当該サブファンドの純資産価額の0.25%を超えないものとします。管理会社はサブファンドから受領する管理会社報酬のうちから投資顧問会社に対する報酬を支払います。

## 受益者サービス報酬

クラスA受益証券及びクラスB受益証券に関する受益者サービス報酬は当該クラスに帰属する 純資産価額の割合として計算された資産から支払います。各サブファンドにつき、受益者サービ ス報酬の上限は当該ファンドの当該クラスに帰属する平均日額純資産価額の0.85%とします。

受益者サービス報酬は日々計算され、発生します。かかる報酬は四半期もしくは1ヶ月単位で後払い、又は総販売会社と合意した期間について支払うこととしますが、必ず後払いとします。 受益者サービス報酬は総販売会社が提供したサービス及び受益証券の販売促進活動の対価であり、 またかかる活動に際して発生した費用を補償するものです。かかる報酬には、日本における販売 会社及び販売取扱会社に対する、サブファンドに投資している投資家の管理、受益証券の購入、 スイッチング及び買戻しの補助などの業務に対する支払いが含まれます。総販売会社は日本にお ける販売会社又は販売取扱会社に受益者サービス報酬の一部もしくは全部を分与することができ ます。 総販売会社から日本における販売会社及び販売取扱会社に支払われる受益者サービス報酬の上限は、当該サブファンドの純資産価額に下記の年率を乗じた額とします。

	クラスA受益証券	クラスB受益証券
ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド 	0.60%	0.35%
ジャナス・ハイイールド・ファンド	0.60%	0.35%
ジャナス・バランス・ファンド	0.75%	0.50%
ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド	0.85%	0.60%
ジャナス・トゥエンティ・ファンド	0.85%	0.60%
ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファ	0.750/	0.500/
ンド	0.75%	0.50%

ただし、総販売会社、日本における販売会社及び販売取扱会社の各社は、その裁量により、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドに関して総販売会社から日本における販売会社及び販売取扱会社に支払われる受益者サービス報酬の上限を、当事者間で別段の定めをしない限り、クラスA受益証券については、0.40%、クラスB受益証券については0.15%とする旨の合意をしています。

## 代行協会員報酬

代行協会員報酬は各サブファンドにつき、当該サブファンドの純資産価額の年率0.10%を受領します。代行協会員報酬は日々計算され、発生します。かかる報酬は四半期もしくは1ヶ月単位で後払い、もしくは代行協会員と合意した期間について支払うこととしますが、必ず後払いとします。かかる報酬は管理会社が管理会社報酬のうちから支払います。

#### 販売会社報酬

クラスB受益証券についての販売会社報酬は当該クラスに帰属するサブファンドの1日平均純資産価額の年率0.50%の割合で当該サブファンドの資産から支払われます。販売会社報酬は日々計算し、1ヶ月単位でまとめて後払いとします。販売会社報酬とは、クラスB受益証券を販売する日本における販売会社及び販売取扱会社に対して総販売会社が支払う手数料について、当ファンドから総販売会社に補償されるものです。総販売会社及びその関連会社は、かかるサービスについて別途の財源から支払うこともできます。クラスB受益証券に帰属する資産から支払われる販売会社報酬は、他のクラスについて支出された報酬又は費用に対する財源として使用されることはありません。

#### 管理報酬等合計額の上限

管理会社及び総販売会社に支払われる報酬は、下記「サブファンドに適用される費用制限」に 記載される管理会社がその都度行う報酬の免除を考慮に入れて、以下の年率を上限とし、当該報 酬は該当するサブファンドの平均純資産価額に基づき、毎月計算します。

	クラスA受益証券	クラスB受益証券
ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド 	[1.60%](注3)	[2.10%](注3)
ジャナス・ハイイールド・ファンド	1.60%	2.10%
ジャナス・バランス・ファンド	2.00%	2.50%
ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド	2.35%	2.85%
ジャナス・トゥエンティ・ファンド	2.35%	2.85%
ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファ ンド	2.00%	2.50%

- (注1) 上記の管理報酬等合計額には、アンダーライイング・ファンドの資産から支払われる投資顧問報酬並び にその他費用、報酬、コスト及び経費(以下「アンダーライイング・ファンド費用上限額」といいま す。)が含まれます。アンダーライイング・ファンド費用上限額については、下記の「アンダーライイ ング・ファンドに適用される費用及び報酬の制限」において詳細に説明します。
- (注2) 上記の管理報酬等合計額には、保管受託銀行の報酬及び管理事務代行会社の報酬又はサブファンドの設 立、運用について発生したその他の費用(以下「その他の手数料等」といいます。) は含まれていませ ん。その他の手数料等は、サブファンドの資産から別途支払われ、現在、各サブファンドの各クラス受 益証券のそれぞれの総純資産額の0.25%を上限としています。また、上記の管理報酬等合計額には、保 管受託銀行の報酬、管理事務代行会社の報酬又はアンダーライイング・ファンドの設立、運用について 発生したその他の費用(以下「その他のアンダーライイング・ファンド手数料等」といいます。) は含 まれていません。その他のアンダーライイング・ファンド手数料等は、アンダーライイング・ファンド の資産から別途支払われ、現在、下記「アンダーライイング・ファンドに適用される費用及び報酬の制 限」中の表の注記に記載されるとおり、アンダーライイング・ファンドの各クラス受益証券のそれぞれ の総純資産額の0.25%を上限としています。その他の手数料等及びその他のアンダーライイング・ファ ンド手数料等は、上記の管理報酬等合計額に加えて考慮に入れる必要があります。
- (注3) 上記の管理報酬等合計額のうち、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドのクラスA受益証券に 及びクラスB受益証券については、各関係法人の合意に基づき、当面の間、それぞれ1.25%及び1.75% を上限とします。
- (注4) 上記管理報酬等合計額の上限は、上記の「管理会社報酬」「受益者サービス報酬」「代行協会員報酬」 「販売会社報酬」を含みますが、それらに限られません。

#### (4) 【その他の手数料等】

## ( )管理事務代行会社の報酬

管理事務代行会社は、2005年5月1日から、当ファンドに対して提供するサービスの報酬とし て現在運用されている各サブファンドについて35,000米ドル相当の年額ベース報酬(以下「ベー ス報酬」といいます。)を受領する権限を持っています。当該ベース報酬は、現在運用されてい る各サブファンドについて、それぞれの純資産価額に応じて比例配分され、日々発生し、1ヶ月 単位でまとめて後払いとします。かかるベース報酬に加えて、管理事務代行会社はサブファンド に関連して行った同社の業務について立替えたすべての合理的な費用の返還を受ける権限を持っ ています。立替金額の返還は当該サブファンドの資産から支払います。

## ( )保管受託銀行の報酬

保管受託銀行は各サブファンドの純資産価額の0.03%に相当する報酬を受領する権利を持ち、当該報酬は日々発生しますが、1ヶ月単位でまとめて後払いとします。また、保管受託銀行は、各証券取引について最大25米ドルの報酬を該当するサブファンドから受領する権限を持ちます。かかる報酬に加えて、保管受託銀行はサブファンドに関連して行った同社の業務について立替えたすべての合理的な費用の返還を受ける権限を持っています。立替金額の返還は当該サブファンドの資産から支払います。保管受託銀行が随時指定する副保管会社の報酬については、該当するサブファンドに通常の商業金利及び副保管会社の取引手数料とともに請求します。

## ( )その他費用

上記の管理報酬等に加えて、各サブファンドはその運営に関するすべてのその他の費用及び当ファンドが被った費用の一部を負担します(各サブファンドの純資産価額に応じて配分します)。 当該費用には下記のものが含まれますが、これに限定されるものではありません。

組織費用、契約の交渉及び作成、目論見書の印刷費用、並びにその設定に携わる専門家に 関連する費用

各サブファンドの取引に関して生じた標準ブローカー費用及び銀行費用 各サブファンドに関して発生した監査人及び弁護士に支払うべき費用

出版物、受益者及び受益者候補に対する情報提供に関するすべての費用、特に、年次報告 書及び半期報告書、目論見書及びその修正、申請書類並びにその他のマーケティング資料の 印刷費用並びに配布費用

政府機関及び証券取引所における当ファンドの登録手続及びその維持に要する費用 すべての関連する規制当局に支払うべき、募集に課せられる税金を含む、各サブファンド の資産、収入及びこれに課される費用に対するあらゆる税金

年次受益者総会開催のために要する費用

保管受託銀行及び管理事務代行会社に関するすべての費用

サポート・サービス提供に関してジャナス・キャピタル・マネージメント・エルエルシー に生じた費用

管理会社はサブファンド間での債務の配分基準を決定する裁量を有し(状況により許される場合、 もしくは必要とされる場合の、当該債務の再配分の条件を含みます)、随時かかる基準を変更し、 当ファンドの費用をサブファンドの収入により支払うことができます。

受益者が日本における販売会社及び販売取扱会社からの資金について特別な取扱いを希望した場合、口座取引についての特別な取扱いについて、銀行費用及びその他の費用を課される場合があります。かかる費用はサブファンドの資産から支払われることはありません。

#### ( )サブファンドに適用される費用制限

管理会社は、各クラスに配分された、管理事務代行会社の報酬、保管受託銀行の報酬、当ファンドに関するその他費用の総額(管理会社報酬、管理会社及び投資顧問会社の立替費用、受益者サービス報酬、販売会社報酬並びにその他アンダーライイング・ファンドが負担した費用を除きます。)が、1事業年度につき、各サブファンドの各クラスに帰属する純資産価額の1日当たりの総額の0.25%を超えないことを保証するために必要な範囲内で、サブファンドについての管理

会社報酬の全部又は一部を放棄することに合意しています。

管理会社は各サブファンドの受益者に対して1ヶ月前までに書面により通知することにより、 これらの費用制限を上げることができます。さらに、管理会社及び投資顧問会社はそれぞれ立替 費用の返還をうける権利を有しています。

上記にも関わらず、管理会社は、その裁量により、随時管理報酬等の支払を放棄し、又はその 金額を減額することができます。

ある事業年度の費用合計(管理事務代行会社、保管受託銀行及びすべての法域におけるファンド代理人に対する費用を含む)及びサブファンドに割り当てられた立替費用(ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドを除く)が前項に定められた上限を超えた場合、かかる超過分は次の事業年度に持ち越すことができますが、持ち越された超過分は次の事業年度の費用制限の対象となります。ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及び管理会社が今後設立するその他のサブファンドについては、当該サブファンドに関して発生する手数料や費用で取締役が定める手数料及び費用の上限を超過する分は、次の事業年度に持ち越すことはできません。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、当該サブファンドの費用が上限を超過しないことを確保するために必要な限度で、当該サブファンドの運用管理費用の一部を放棄します。

日本における販売会社又は販売取扱会社に対する受益者サービス報酬又は販売会社報酬の支払 いがなされた場合であっても、ジャナス・キャピタル・マネージメント又はその関連会社は、自 らの資産から、サブファンドもしくはその他にとって投資家の獲得もしくは維持のために役に立 つあるいは役に立つと思われるときには日本における販売会社及び販売取扱会社に対し、総売上、 流動資産又はその他の基準に基づき、支払いを行います。これらの支払いの金額はジャナス・キ ャピタル・マネージメントもしくはその関連会社により随時決定され、相当の金額になることも あり、日本における販売会社又は販売取扱会社によって異なる場合もあります。現在、これらの 支払いは流動資産の0.35%以下です。さらに、クラスB受益証券については、総売上の3.5%まで の前払い手数料があります。しかしながら、かかる支払いは変更される場合があります。当該報 酬の支払を受けるために必要とされる売上の最低額、及び対象となる日本における販売会社又は 販売取扱会社の選択基準は、ジャナス・キャピタル・マネージメント又はその関連会社により随 時決定されます。さらに、ジャナス・キャピタル・マネージメント又はその関連会社は、自らの 資産から、日本における販売会社(代行協会員)又は販売取扱会社、販売及びその他のサービス (記録の管理、サブ・アカウントの管理、取引の処理、又はその他の株主もしくは管理サービスな ど)の提供に関連するその他の第三者(投資家を含む)に対して支払いを行うことがあります。これ らの支払いは、サブファンドの資産から支払われる報酬に追加して支払われます。現在、これら の支払いは流動資産の0.12%以下です。これらの支払いに関する取り決め及び条件はジャナス・ キャピタル・マネージメント又はその関連会社が交渉の上決定するものであり、したがって、サ ブファンドはこの支払いに関して一切義務も債務も負いません。上記の報酬の受領(もしくは受領 の見込み)は、日本における販売会社又は販売取扱会社及びその販売員に、サブファンドの受益証 券を、かかる報酬のないものもしくは報酬の少ないその他のサブファンド(もしくはその他の投 資)に優先して販売するインセンティブを与えることになります。しかし、これらの報酬の取り決 めはサブファンドの受益証券の販売価格もしくはサブファンドが投資家に代わって投資金額とし

て受領する金額を変更するものではありません。投資家は、サブファンドの推薦内容を分析する上で、かかる報酬の取決めの内容を検討することができます。ジャナス・キャピタル・マネージメント又はその関連会社は、サブファンドに関する知名度を上げるために、日本における販売会社又は販売取扱会社又はその仲介者に対し、情報提供のための会合、セミナー、顧客に対するイベント、マーケティング資料のサポート又は事業開拓プログラムなどのマーケティング費用を折半し、支払い、又は提供することがあります。

()アンダーライイング・ファンドの資産から支払われる費用

#### 投資顧問報酬

各アンダーライイング・ファンドは当該アンダーライイング・ファンドの純資産価額の最大 1.50%の投資顧問報酬の対象となります。かかる投資顧問報酬は日々計算、発生し、1ヶ月単位でまとめて後払いします。投資顧問報酬は、投資助言、管理及びその他の関連サービスに対する投資顧問会社に対する報酬であり、副投資顧問会社に対する投資顧問報酬は、投資顧問会社が、自らが受け取る投資顧問報酬から支払います。日本における販売会社又は販売取扱会社もしくは投資顧問会社の義務の履行を助ける又は直接的又は間接的にジャナス・キャピタル・ファンドもしくはその株主に対してサービスを提供するその他の第三者に対して、投資顧問会社はその投資顧問報酬の一部を割り当てることができます。

## アンダーライイング・ファンドに適用される費用及び報酬の制限

アンダーライイング・ファンドの1事業年度中の費用総額(あらゆる法域における管理会社、保管受託銀行及びジャナス・キャピタル・ファンドの代理人の報酬を含みます。)及び立替費用が下記の表に定めるアンダーライイング・ファンドの1日平均純資産価額の費用上限比率を超えないことを保証するために必要な範囲内で、投資顧問会社は、アンダーライイング・ファンドのクラス 証券に関する投資顧問報酬の一部もしくは全部を放棄することに合意しています。

1日平均純資産価額の費用上限比率(年率)	
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USフレキシブル・インカム・ファンド	1.25%
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USハイイールド・ファンド	1.25%
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USバランス・ファンド	1.25%
ジャナス・キャピタル・ファンド パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド	1.75%
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USトゥエンティ・ファンド	1.50%
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド	1.50%

ジャナス・キャピタル・ファンドの取締役は、1ヶ月以上前にアンダーライイング・ファンドの受益者に書面により通知することにより、これらの費用上限を引き上げる場合があります。投資顧問会社はアンダーライイング・ファンドの受益者が支払うべき全体的な費用割合を下げるために、随時投資顧問報酬の一部をジャナス・キャピタル・ファンドに返還する権利を留保します。さらに、投資顧問会社は立替費用の返還を受ける権限を有します。

上記にも関わらず、投資顧問会社はその裁量により、投資顧問報酬を放棄し、もしくはかかる 費用の額を減額することができます。

アンダーライイング・ファンドのクラス|受益証券に対するファンドによる投資について、条件

付後払申込手数料、受益者サービス報酬又は販売会社報酬はありません。この場合、ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーはアンダーライイング・ファンドの受益者に対して、次の年次報告書もしくは半期報告書において当該放棄又は減額について報告するものとします。アンダーライイング・ファンドのクラスI受益証券は、投資家と交渉した当初販売手数料の対象となる場合があり、この場合、当該金額は申込金額の2.00%を超えないものとします。購入してから90日以内に買戻し、転換されたアンダーライイング・ファンドのクラスI受益証券は、取引された受益証券の価額の1%を超えない短期取引手数料の対象となる場合があります。

### (5) 【課税上の取扱い】

## ( )日本の課税上の取扱い

本書作成日現在において、公募外国株式投資信託とされるファンドの、日本の居住者である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。日本の投資家は、受益証券の申込みに際して、各申込みの時点で適用される有価証券税制について個別に確認してください。所得税法、法人税法並びに租税特別措置法などの税法が改正された場合には、税率あるいは税務上の取扱いが変更される場合があるので注意してください。

- (a) 分配金に係る本書作成日現在における課税については以下のような取扱いとなります。
  - 1) 日本の個人受益者に支払われるファンドの分配金について確定申告を行う場合、受益者は、申告する上場株式等(租税特別措置法第37条の11第1項に規定される上場株式等をいいます。以下同様とします。)の配当所得(ファンドの分配金を含みます。以下同様とします。)の金額の合計額について、総合課税に加え、申告分離課税を選択することができます。2011年12月31日までは、申告分離課税を選択した場合、当該申告の対象となる年における上場株式等の配当所得の金額については10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用され、2012年1月1日以降は、20%(所得税15%、地方税5%)の税率が適用されます。申告不要を選択した場合は、源泉徴収された税額(2011年12月31日までは10%(所得税7%、地方税3%)、2012年1月1日以降は20%(所得税15%、地方税5%)の税率で源泉徴収された税額。)のみで確定申告を行うことなく分配金に関する課税関係は終了します。 なお、申告分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得は上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能になります。総合課税を選択した場合、配当控除等の適用を受けることができます。
  - 2) 2011年12月31日までに日本の法人受益者に支払われるファンドの分配金については、7%の税率による所得税の源泉徴収が行われ、20012年1月1日以降当該分配金については、15%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。当該分配金は、法人税の課税対象となり、源泉徴収された所得税額は法人税額から控除されます。ただし、受取配当の益金不算入の適用は認められません。
- (b) 日本の個人受益者が受益証券の譲渡・買戻しを請求した場合の本書作成日現在における課税については、以下のような取扱いとなります。(スイッチングに伴う買戻しの場合も、下記に準じます。)

受益証券の譲渡価額(邦貨換算額)から当該受益者の取得価額(邦貨換算額)を控除した金額が、譲渡所得等の金額となり、2011年12月31日までは10%(所得税7%及び地方税3%)の税率による申告分離課税となります(なお、2012年1月1日以降は20%(所得税15%、地方税5%)の税率が適用されます。)。受益者は、源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択することができ、その場合は源泉徴収された税額(2011年12月31日までは10%(所得税7%、地方税3%)、2012年1月1日以降は20%(所得税15%、地方税5%)の税率で源泉徴収された税額。)のみで確定申告を行うことなく課税関係は終了します。譲渡損益

については、他の株式等の譲渡所得等及び上場株式等の配当所得と損益通算ができます。その際、純損失が生じた場合には確定申告をすることにより3年間の繰越が認められます。

- (c) 日本の法人受益者が受益証券の譲渡・買戻しを請求した場合の所得は法人税の課税対象となります。償還又は解約に際しては、償還金額から元本相当額を控除した差額については分配金とされ、上記(a)2)と同様の取扱いとなり、元本相当額から取得価額を控除した差額については譲渡による所得として法人税の課税対象となります。(スイッチングに伴う買戻しの場合もこれに準じます。)
- (d) 分配金、譲渡・買戻し(スイッチングにおける買戻しも含みます。)の対価及び償還時の配当所得の金額につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

当ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、この取扱いについては税務当局により判断が示されておらず、これと異なる取扱いとなる可能性もあります。また、将来における税制等の変更又は税務当局の判断により、上記の取扱いが変更されることがあります。

## ()アイルランドの課税上の取扱い

下記は当ファンド及び当ファンドの受益証券の受益者である投資家に適用されるアイルランドの課税上の取扱いの概要です。以下の記述は、当ファンドもしくはすべての種類の受益者について該当するすべての税効果について網羅するためのものではなく、一部の受益者については特別規制に従うこととなる場合があります。たとえば、パーソナル・ポートフォリオ・インヴェストメント・アンダーテーキング(PPIU)であるとみなされる受益証券の取得についての受益者の課税上のポジションについては記載していません。したがって、各受益者の特定の状況に応じて適用されるか否かが決定されます。下記は、節税アドバイスを構成するものではなく、受益者及び見込み受益者は設立地とする国、市民権のある国、居住地又は住所地とする国の法律に基づく受益証券の申込、保有、売却、転換又はその他の処分についての税金もしくはその他の影響については、それぞれの専門の顧問に相談されることをおすすめします。

以下は本届出書の日付現在、アイルランドで施行されている法律及び実務について、当ファンドの管理会社の取締役会(以下「取締役会」という。)から受けた助言に基づく課税上の取扱いに関する記述です。法律、行政もしくは裁判所の見解の変更などによって、以下に説明する課税上の取扱に変更が生じる場合があり、あらゆる投資行為について該当することですが、当ファンドに投資した時点における税制上の地位又は提案される税制上の地位が永久に継続するという保証はありません。

#### トラストに関する課税上の取扱い

取締役会は、現在のアイルランドの法律及び実務に従い、当ファンドがアイルランドの居住者である限り、当ファンドは1997年租税統合法(その後の改正を含む。以下「TCA」という。)第739B条に定める投資事業であるとの助言を受けています。したがって、その所得又は収益に関してはアイルランドの租税を課税されません。

しかし、当ファンドにおいて「課税事由」が発生した場合には、アイルランドの租税を課税される場合があります。課税事由とは、当ファンドによる受益者に対する分配金の支払い、受益証券の換金、買戻し、償還、消却もしくは譲渡、又は当ファンドに対する受益証券を8年以上保有することにより、以下に説明するアイルランドの税制上生じる受益証券のみなし処分などが含まれます。課税事由が発生した場合には、当ファンドはアイルランドの租税の課税を計上しなければなりません。

以下の場合には、課税事由についてアイルランドの租税が課税されません。

- (a) 受益者はアイルランドの居住者もしくは通常居住者ではなく(以下「アイルランド非居住者」という。) これについて必要な宣誓を行っている場合。
- (b) 受益者は以下に定義する免税アイルランド居住者であり、これについて必要な宣誓を行っている場合。

該当する時点で当ファンドが署名され、完成された宣誓書を受領していない場合、受益者はアイルランド居住者であるもしくは免税アイルランド居住者ではないとみなされ、課税されます。 課税事由には以下の事由は含まれません。

- アイルランド内国歳入庁の命令により指定された公認決済機関が保有する受益証券に関する取引(その他の場合には課税事由とみなされる場合も含む)。
- ・ 配偶者間もしくは判決に基づく夫婦の別居及び/又は離婚による配偶者もしくは旧配偶者 間の受益証券の譲渡
- ・ 受益者による当ファンドの特定のサブファンドの受益証券と、当ファンドの他のサブファンドの受益証券の交換であって、独立当事者間の取引条件に従う取引により、金銭の支払いを伴わないもの
- 他のアイルランド籍集合投資スキームと当ファンドの統合もしくは再編成による受益証券の交換

課税事由について当ファンドに納税義務が生じた場合、当該課税額を支払うために、当ファンドは当該課税事由から発生する支払いから適切な税額に等しい金額を控除することができ、及び/もしくは該当する場合には、受益者もしくは実質受益者が保有する受益証券の必要数を割り当てるもしくは消却することができます。当該受益者は、当該課税事由の発生により課税されることにより、当ファンドに損失が生じないよう、当ファンドを補償します。

当ファンドは一定の場合においては、みなし処分についてのアイルランドの租税を計上しないことを選択することができます。アイルランド居住者である、もしくはアイルランドに通常居住している受益者(以下「アイルランド居住受益者」)で、下記の免税アイルランド居住者ではない受益者が保有する当ファンドの受益証券の総額が、当ファンドの純資産価額の10%以上である場合、当ファンドは上記のとおり、みなし処分についての租税を計上しなければなりません。しかし、当該受益者が保有する当ファンドの受益証券の総額が、当ファンドの純資産価額の10%に満たない場合、当ファンドは、みなし処分について税金を計上しないことを選択することができ、またこれを選択することが予想されます。この場合、当ファンドは該当する受益者に対して当該選択をしたことを通知し、当該受益者は自己査定に基づき当該租税を自ら支払わなければなりません。詳細は「アイルランド居住受益者」に記載するとおりです。

#### 免税アイルランド居住受益者

アイルランドの居住者、もしくはアイルランドに通常居住している者のうち、以下に該当する者については、当ファンドは税額控除を行うことを義務付けられていませんが、当該受益者から必要な宣誓書を受領しており、当該宣誓書に誤りがないことを条件とします。以下の区分に該当することとなった受益者で、当ファンドに対して必要な宣誓を行った者を、以下「免税アイルランド居住者」といいます。

- (a) TCA第774条に基づく免税承認スキームである年金スキーム、もしくはTCA第784条又は第785条が適用される退職年金契約もしくは信託スキーム;
- (b) TCA第706条に基づく生命保険事業を行っている会社;
- (c) TCA第739条B(1)に基づく投資会社;
- (d) TCA第737条に基づく特別投資スキーム;

- (e) TCA第739条D(6)(f)(i)に定義される者に該当する慈善事業;
- (f) TCA第734条(I)に定める適格運用会社;
- (g) TCA第731条(5)(a)が適用されるユニット・トラスト;
- (h) TCA第734条(1)に定義される特定会社;
- (i) 受益証券が適格退職金ファンドもしくは承認されたミニマム退職金ファンドの資産として保有されている、TCA第784条(2)に基づき所得税及びキャピタル・ゲイン税を免税されている者:
- (j) TCA第848条Cに基づき特別預金インセンティブ勘定資産として受益証券が保有されている場合における、TCA第848条Bに定義される適格預金管理者;
- (k) TCA第787条1に基づき所得税及びキャピタル・ゲイン税を免除される者であり、受益証券を個人退職積立預金(PRSA)の資産として保有している者;
- (I) 1997年信用組合法第2条に基づく信用組合;
- (m) 公的年金積立基金委員会;
- (n) TCA第110条(2)に従って法人税の対象となる会社(証券化会社);
- (o) ある一定の場合において、当ファンドからの支払いについて、別紙DのケースIに基づき課税 対象となる会社:
- (p) アイルランドの居住者もしくは通常居住者であり、税法もしくは文書化された実務又は内国 歳入庁の許可に基づき、当ファンドに納税義務を課することなく、もしくは当ファンドに関 する税免除を犠牲にすることなく、受益証券を保有することが許可されている者。

必要な宣誓書がなかったことにより、税金が控除された免税アイルランド居住者である受益者に対する還付に関する規定はありません。税金の還付はアイルランドの法人税の対象となる法人である受益者に対してのみ行われます。

## 非アイルランド居住受益者に対する課税上の取扱い

アイルランドに居住していないことについて必要な宣誓を行った非アイルランド居住受益者は、当ファンドに対する投資から生じた所得及び収益についてアイルランドの税金の納税義務はなく、当ファンドからの分配金もしくは当該投資の買戻し、償還、消却又はその他の処分に関する当ファンドからの支払金から控除されません。当該受益者は当ファンドの受益証券の所有もしくは処分に関する所得及び収益についてアイルランドの租税を課税されませんが受益証券が当該受益者のアイルランド支店もしくは代理店に帰属する場合はこの限りではありません。

非居住受益者が非居住の宣誓を行っていない場合において、課税事由が発生した場合、上記のとおり税金が控除され、当該受益者がアイルランドの居住者又は通常居住者ではないにもかかわらず、控除された税額は原則として還付されません。

非アイルランド居住会社が当ファンドの受益証券を所有し、当該受益証券がアイルランドの支店もしくは代理店に帰属している場合、自己査定に基づき、当ファンドから受領する所得及び収益に関して、アイルランドの法人税の納税義務があります。

#### アイルランド居住受益者に関する課税上の取扱い

2008年4月8日以降、アイルランド居住受益者で、免税アイルランド居住者ではない者に対して当ファンドが行った分配(処分を除く)について、支払いが年次もしくはこれより頻繁に行われる場合には25%、これより少ない回数である場合には28%の税率で控除され、内国歳入庁に支払われます。

2009年4月8日以降、当該受益者が受益証券の換金、買戻し、償還もしくはその他の処分により得た収益について、28%の税率で当ファンドにより控除され、内国歳入庁に支払われます。収益は課税事由発生時の受益者の当ファンドに対する投資額と特別規則に基づき計算された投資の取

得原価との差額として計算されます。

免税アイルランド居住者ではないアイルランド居住受益者が保有する当ファンドの受益証券の総額が当ファンドの純資産価額の10%以上である場合には、当ファンドから税金は控除され、内国歳入庁に支払われます。みなし処分は、当該受益者が当ファンドの受益証券を取得してから8年毎に発生します。みなし収益は8年目の時点での受益証券の価値、又は下記のとおり、当ファンドが選択した場合には、みなし処分の日以前の6月30日もしくは12月31日のいずれか遅い時点での受益証券の価値と当該受益証券の原価の差額として計算します。2009年4月8日以降のみなし処分については、収益がある場合には28%の税率で課税されます。みなし処分について支払われた税金は、当該受益証券の実際の処分についての納税額として計上することができます。

当ファンドがみなし処分についての租税を納税しなければならない場合、8年目の時点での受益証券の価値ではなく、みなし処分の日以前の6月30日もしくは12月31日のいずれか遅い時点での受益証券の純資産価額を参考に、免税アイルランド居住者ではない、アイルランド居住受益者についての収益を計算することを予定しています。

免税アイルランド居住者ではない、アイルランド居住受益者が保有する当ファンドの受益証券の総額が当ファンドの純資産価額の10%を下回っている場合には、当ファンドは、受益証券のみなし処分による税金を計上しないことを選択することができます。この場合、当該受益者は自己査定に基づき、みなし処分についての租税を計上しなければなりません。みなし収益は、8年目の時点での当該受益者の保有する受益証券の価値と当該受益証券の原価の差額として計算されます。収益は別紙DのケースIVに基づく課税対象額とみなされ、2009年4月8日以降のみなし処分については28%の税率で課税されます。みなし処分について支払われた税金は当該受益証券の実際の処分についての納税額として計上することができます。

2009年4月8日以降分配金(年次又はより頻繁に支払われる)を受領し、これについて税金が控除されているアイルランド居住の法人受益者は別紙DのケースIVに基づき課税対象となる年次の支払いを受領したものとして、25%税率で税控除を受けたものとして取り扱われます。したがって、当該受益者は当該分配金についてさらに課税される可能性があります。為替差益に関する税金についての以下の説明にしたがって、原則として、当該受益者は、すでに税金が控除された持分についてさらにアイルランドの租税の対象となることはありません。取引に関連して受益証券を保有するアイルランド居住の法人受益者は、当該取引の一部として当ファンドから受領した所得もしくは収益について課税され、当ファンドによる支払いから控除された税金について支払うべき法人税は相殺されます。

為替差益についての租税に関する下記のコメントにしたがって、原則として、法人ではないアイルランド居住受益者については、当ファンドから支払われた分配金から適切な税金が控除されている場合には、受益証券から生じる所得若しくは受益証券の処分による収益に対するアイルランドの租税の対象とはなりません。

当ファンドの受益証券の処分により、受益者が為替差益を得た場合、当該受益証券が処分された査定年度について、当該受益者は当該収益についてキャピタル・ゲイン税を支払う義務があります。

免税アイルランド居住者ではないアイルランド居住受益者で、税金が控除されていない分配金を受領する者は、当該支払いについて該当する所得税もしくは法人税を計上しなければなりません。受益者が換金、償還、消却もしくは譲渡により収益を得て、税金が控除されていない場合、受益者は自己査定、特にTCAのパート41にしたがって、収益額についての所得税もしくは法人税を計上しなければなりません。個人の受益者は、これらの規定に従わなかった場合、限界率(現在41%まで)の税率で所得及び収益に課税されるとともに、重加算税、課徴金、罰金、徴税及び利息などを課される場合があることに注意する必要があります。

2009年4月8日以降の課税事由に適用される上記税率は、2009年度予算における提案を反映しており、該当するレートは2%増加し、2009年金融法の施行とともに、2009年4月8日よりこれらの税率が適用されることになります。

#### 海外における配当金

当ファンドが投資に関して(アイルランドの発行体の証券を除く)受領する配当金(もしあれば)及び利息は、当該投資の発行体の所在国の租税(源泉徴収税を含む)の対象となる場合があります。当ファンドは、アイルランドが複数の国々と締結した二重課税防止条約の規定に基づく源泉徴収税率の引下げによる恩恵を受けるかは不明です。

しかし、当ファンドが負担した源泉徴収税の還付を受けた場合、当ファンドの純資産価額の修 正は行われず、還付金は当該還付のあった時点での受益者に対して按分配分されます。

#### 印紙税

当ファンドがTCA第739条Bに基づく投資事業に該当するとの前提に基づき、一般的に、当ファンドの受益証券の発行、譲渡、買戻し、もしくは償還について、印紙税が課されることはありません。しかし、受益証券の申込もしくは償還がアイルランドの証券もしくはその他のアイルランドの財産の現物譲渡によりなされる場合、アイルランドの印紙税が当該証券もしくは財産の譲渡について課される場合があります。

アイルランドで登記されていない会社の株式もしくは有価証券の移譲又は譲渡について、当ファンドにアイルランドの印紙税が課されることはありませんが、当該移譲又は譲渡がアイルランドにある不動産もしくは当該財産に対する権利もしくは持分又はアイルランドで登記されている会社(TCA第734条に基づく集合投資事業に該当する会社を除きます。)の株式もしくは有価証券に関するものでないことを条件とします。

#### 居住

一般的に、当ファンドの投資家は個人、法人もしくは信託とします。アイルランドの規則にしたがって、個人及び信託はアイルランド居住者もしくは通常居住者とします。通常居住の概念は法人には適用されません。

#### 個人投資家

## 居住基準

個人は、特定の課税年度について、アイルランドに(1)当該課税年度においてアイルランドに183日以上滞在した場合、(2)当該課税年度においてアイルランドに滞在した日数及び前年度においてアイルランドに滞在した日数を合算して280日以上アイルランドに滞在している場合、アイルランドの居住者とみなされますが、当該個人が、各課税年度において最低でも31日間アイルランドに居住していることを条件とします。アイルランドでの滞在日数を決める上で、2008年12月31日までの期間については、一日の終わり(午前零時)にアイルランド国内に滞在していることをもって、滞在しているものとみなされます。2009年1月1日以降は、日中いずれかの時点で滞在していれば、アイルランド国内に滞在しているものとみなされます。したがって、2009年1月1日以降の課税年度については、当該個人がアイルランドに日中いずれかの時点で滞在していれば、当該日数も居住日数として計上されます。

特定の課税年度についてアイルランドの居住者ではない場合、当該個人は、一定の場合において、アイルランド居住者として取り扱われることを選択することができます。

## 通常居住基準

個人が過去3課税年度アイルランドに居住している場合には、4年目から通常居住者とみなされます。3課税年度連続して非居住となるまでは、当該個人は当該3年間は通常居住者となります。

### 信託の投資家

すべての信託受託者がアイルランド居住者である場合には、当該信託は原則としてアイルランド居住者とみなされます。当ファンドがアイルランド居住者に当たるか疑義がある場合には、信託受託者は税務専門家に問い合わせるようお勧めします。

## 法人投資家

法人は、その中央管理拠点がアイルランドにある場合、又は(一定の場合においては)アイルランドで設立されている場合には、アイルランド居住者となります。アイルランドを中央管理拠点としているということは、典型的には会社の基本的な方針や決定が行われている場所がアイルランドであることを意味します。

アイルランドで設立されたすべての会社は、課税上アイルランド居住者となりますが、以下の場合は除かれます。

- (i) 会社もしくは関連会社がアイルランドで取引を行っており、かつ、当該会社がEU加盟国もしくはアイルランドが租税条約を締結している国における者に最終的に支配されている場合、 又は当該会社もしくは関連会社が上場会社である場合。
- (ii) 当該会社が、アイルランドと他国の租税条約に基づき、アイルランド居住者ではないとみなされている場合。

上記(i)又は(ii)に該当する会社は、アイルランドに中央管理拠点がない限り、アイルランド居住者とはみなされません。

#### 受益証券の処分及びアイルランドの資本取得税

### (a) アイルランドに居住もしくは通常居住している者

アイルランドに居住もしくは通常居住している者からの贈与もしくは相続として、又はアイル ランドに居住もしくは通常居住している受益者への贈与もしくは相続として行われた当ファンド の受益証券の処分については、当該贈与又は相続の受益者に対して、当該受益証券についてアイルランドの資本取得税が課される場合があります。

## (b) アイルランドに居住もしくは通常居住していない者

当ファンドがTCA第739B条に基づく投資事業に該当するという前提で、当ファンドの受益証券の処分はアイルランドの資本取得税の対象とはなりませんが、以下を条件とします。

- ・・・受益証券が贈与又日は相続日及び評価日現在、贈与又は相続の一部に含まれていること。
- 処分の日現在、贈与者がアイルランドに居住もしくは通常居住していないこと。
- 贈与日又は相続日現在、受益者がアイルランドに居住もしくは通常居住していないこと。

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドは、収益の均等化を行うため、配当額は均等化の額を含む場合があります。購入時の受益証券の純資産価格には、相当する収益が反映されることとなります。受益証券の買戻し等の処分がなされた場合、これらの収益についても、税制上資本の払出しとみなされ、受益証券の取得時原価から控除されるべき証券の譲渡益として計算されます。詳細については、投資家各自の税務コンサルタントに相談してください。

## 5 【運用状況】

## (1) 【投資状況】

(2009年7月31日現在)

## ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計	投資比率
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USフレキシブル・インカム・ ファンド クラスI受益証券	(注) アイルランド	334,580,169 米ドル (31,942 百万円)	100.07%
負債 (現金、受取債権及びその他の資産控除後)		-234,318 米ドル (-22 百万円)	-0.07%
純資産総額		334,345,851 米ドル (31,920 百万円)	100.00%

# ジャナス・ハイイールド・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計	投資比率
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USハイイールド・ファンド クラスI 受益証券	(注) アイルランド	283,816,621 米ドル (27,096 百万円)	100.07%
負債 (現金、受取債権及びその他の資産控除後)		-198,203 米ドル (-19 百万円)	-0.07%
純資産総額		283,618,418 米ドル (27,077 百万円)	100.00%

## ジャナス・バランス・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計	投資比率
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USバランス・ファンド クラスI 受益証券	(注) アイルランド	54,564,130 米ドル (5,209 百万円)	100.13%
負債 (現金、受取債権及びその他の資産控除後)		-70,722 米ドル (-7 百万円)	-0.13%
純資産総額		54,493,408 米ドル (5,202 百万円)	100.00%

## ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計	投資比率
ジャナス・キャピタル・ファンド パーキンス・USストラテジック・バリュー・ ファンド クラスI受益証券	(注) アイルランド	40,759,523 米ドル (3,891 百万円)	100.05%
負債 (現金、受取債権及びその他の資産控除後)		-20,066 米ドル (-2 百万円)	-0.05%
純資産総額		40,739,457 米ドル (3,889 百万円)	100.00%

## ジャナス・トゥエンティ・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計	投資比率
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USトゥエンティ・ファンド クラスI 受益証券	(注) アイルランド	35,560,575 米ドル (3,395 百万円)	100.15%
負債 (現金、受取債権及びその他の資産控除後)		-52,829 米ドル (-5 百万円)	-0.15%
純資産総額		35,507,746 米ドル (3,390 百万円)	100.00%

## ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計	投資比率
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・グローバル・リアルエステート・ ファンド クラス I 1 受益証券	(注) アイルランド	80,097,313 米ドル (7,647 百万円)	100.11%
負債 (現金、受取債権及びその他の資産控除後)		-85,859 米ドル (-8 百万円)	-0.11%
純資産総額		80,011,454 米ドル (7,639 百万円)	100.00%

(注) ジャナス・キャピタル・ファンドの各受益証券はアイルランドにおいて発行され、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドを除き、主として米国内で発行される有価証券に投資するものです。

## (2) 【投資資産】

投資有価証券の主要銘柄 ジャナス・キャピタル・ファンドの各サブファンドの受益証券 (詳細は上記「(1) 投資状況」を参照して下さい。)

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 純資産の推移

2009年7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに各会計年度末の純資産の推移は次のとおりです。1口当たりの純資産価格のうち12月末日の数値は、12月31日の数値を記載しております。このため、販売会社が公表する毎月最終営業日における1口当たりの純資産価格と、各月末の1口当たりの純資産価格とが異なる場合があります。

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

	クラス A (米ドル) 受益証券			クラス	スA(円)受益	益証券	
	純資產	純資産総額 1口当たりの純資産価格 純資産総額			1口当たりの 純資産価格		
	千米ドル	百万円	米ドル	円	千米ドル	百万円	円
第 1 会計年度 (2002年12月31日)	153,551	18,226	109.48	12,995	26,794	3,180	10,745
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	193,900	20,844	115.35	12,400	31,400	3,376	11,192
第3会計年度 (2004年12月31日)	144,261	14,880	118.55	12,228	19,879	2,050	11,369
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	91,367	10,769	119.74	14,113	12,555	1,480	11,024
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	64,122	7,631	123.63	14,712	6,121	728	10,806
第 6 会計年度 (2007年12月31日)	58,887	6,613	130.73	14,681	5,153	579	10,929
第7会計年度 (2008年12月31日)	114,594	10,336	136.09	12,275	8,663	781	10,913
2008年8月末日	93,243	10,126	132.71	14,412	5,585	607	10,806
2008年 9 月末日	96,300	10,213	130.35	13,824	5,844	620	10,678
2008年10月末日	95,639	9,425	126.32	12,449	6,546	645	10,245
2008年11月末日	103,567	9,880	130.65	12,464	7,537	719	10,550
2008年12月末日	114,594	10,336	136.09	12,275	8,663	781	10,913
2009年 1 月末日	122,994	11,045	137.57	12,354	9,358	840	11,071
2009年 2 月末日	136,352	13,322	136.31	13,317	8,648	845	10,974
2009年3月末日	150,394	14,773	137.68	13,524	8,865	871	10,968
2009年 4 月末日	158,902	15,669	139.08	13,715	10,476	1,033	11,152
2009年 5 月末日	169,745	16,168	140.97	13,427	12,342	1,176	11,288
2009年 6 月末日	179,234	17,260	142.45	13,718	12,563	1,209	11,399
2009年7月末日	190,227	18,161	146.50	13,986	14,104	1,346	11,710

	クラス B (米ドル) 受益証券			クラス	スB (円)受益	益証券	
	純資產	資産総額 1口当たりの純資産価格 純資産総額			1口当たりの 純資産価格		
	千米ドル	百万円	米ドル	円	千米ドル	百万円	円
第 1 会計年度 (2002年12月31日)	398,875	47,346	108.96	12,934	26,729	3,173	10,696
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	739,562	79,503	114.24	12,281	70,693	7,600	11,086
第3会計年度 (2004年12月31日)	736,389	75,959	116.82	12,050	75,605	7,799	11,205
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	579,535	68,304	117.41	13,838	49,933	5,885	10,810
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	428,514	50,995	120.61	14,353	32,545	3,873	10,559
第 6 会計年度 (2007年12月31日)	321,363	36,089	126.91	14,252	21,855	2,454	10,624
第7会計年度 (2008年12月31日)	190,473	17,181	131.44	11,856	15,606	1,408	10,556
2008年8月末日	241,177	26,192	128.39	13,943	16,648	1,808	10,470
2008年 9 月末日	221,885	23,531	126.06	13,369	16,247	1,723	10,341
2008年10月末日	197,879	19,501	122.11	12,034	15,487	1,526	9,917
2008年11月末日	194,397	18,546	126.24	12,043	15,245	1,454	10,209
2008年12月末日	190,473	17,181	131.44	11,856	15,606	1,408	10,556
2009年 1 月末日	179,556	16,124	132.82	11,927	14,571	1,308	10,704
2009年 2 月末日	168,287	16,442	131.55	12,852	12,240	1,196	10,606
2009年3月末日	159,113	15,630	132.81	13,046	10,846	1,065	10,595
2009年4月末日	150,659	14,856	134.11	13,225	9,774	964	10,769
2009年 5 月末日	139,907	13,326	135.87	12,942	8,317	792	10,896
2009年 6 月末日	127,255	12,255	137.24	13,216	7,042	678	10,998
2009年7月末日	122,438	11,689	141.08	13,469	6,295	601	11,293

ジャナス・ハイイールド・ファンド

	5	フラスA(米ト	ドル)受益証券	クラスA(円)受益証券			
	純資産総額		1口当たりの純資産価格		純資産総額		1口当たりの 純資産価格
	千米ドル	百万円	米ドル	円	千米ドル	百万円	円
第1会計年度 (2002年12月31日)	19,890	2,361	101.79	12,082	875	104	9,921
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	29,318	3,152	116.89	12,566	3,845	413	11,278
第3会計年度 (2004年12月31日)	36,288	3,743	126.04	13,001	7,593	783	12,018
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	47,517	5,600	128.09	15,096	11,240	1,325	11,740
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	50,971	6,066	141.22	16,805	8,716	1,037	12,314
第6会計年度 (2007年12月31日)	40,002	4,492	141.66	15,908	9,467	1,063	11,840
第7会計年度 (2008年12月31日)	29,662	2,676	110.99	10,011	5,529	499	8,957
2008年8月末日	39,563	4,297	138.03	14,990	6,790	737	11,269
2008年 9 月末日	36,544	3,875	129.96	13,782	6,364	675	10,683
2008年10月末日	29,858	2,943	111.68	11,006	5,473	539	9,099
2008年11月末日	28,408	2,710	105.96	10,109	5,260	502	8,603
2008年12月末日	29,662	2,676	110.99	10,011	5,529	499	8,957
2009年 1 月末日	31,154	2,798	116.95	10,502	5,887	529	9,476
2009年 2 月末日	33,105	3,234	113.68	11,107	5,452	533	9,215
2009年 3 月末日	34,324	3,372	115.13	11,309	5,547	545	9,240
2009年 4 月末日	39,115	3,857	124.12	12,239	6,078	599	10,035
2009年 5 月末日	41,043	3,909	129.81	12,364	6,802	648	10,486
2009年 6 月末日	43,221	4,162	132.23	12,734	6,936	668	10,675
2009年7月末日	48,223	4,604	140.66	13,429	7,467	713	11,348

	5	プラスB(米ト	・ル)受益証券	クラスB(円)受益証券			
	純資産総額		1口当たりの純資産価格		純資産総額		1 口当たりの 純資産価格
	千米ドル	百万円	米ドル	円	千米ドル	百万円	円
第 1 会計年度 (2002年12月31日)	39,329	4,668	101.29	12,023	2,443	290	9,870
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	99,306	10,675	115.74	12,442	6,872	739	11,164
第3会計年度 (2004年12月31日)	142,332	14,682	124.18	12,809	11,271	1,163	11,837
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	186,204	21,946	125.56	14,799	18,868	2,224	11,507
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	197,186	23,467	137.75	16,392	17,292	2,058	12,010
第 6 会計年度 (2007年12月31日)	182,067	20,446	137.48	15,439	14,868	1,670	11,490
第7会計年度 (2008年12月31日)	100,056	9,025	107.18	9,668	9,729	878	8,649
2008年8月末日	141,329	15,348	133.52	14,500	11,962	1,299	10,900
2008年 9 月末日	128,062	13,581	125.66	13,326	11,126	1,180	10,328
2008年10月末日	105,433	10,390	107.94	10,637	9,494	936	8,793
2008年11月末日	98,027	9,352	102.37	9,766	8,997	858	8,310
2008年12月末日	100,056	9,025	107.18	9,668	9,729	878	8,649
2009年 1 月末日	103,688	9,311	112.89	10,138	10,024	900	9,146
2009年 2 月末日	99,014	9,674	109.69	10,717	8,840	864	8,891
2009年3月末日	97,576	9,585	111.04	10,907	8,603	845	8,911
2009年4月末日	102,658	10,123	119.67	11,801	9,041	892	9,674
2009年 5 月末日	105,185	10,019	125.10	11,916	9,603	915	10,104
2009年 6 月末日	104,008	10,016	127.38	12,267	9,442	909	10,281
2009年7月末日	107,919	10,303	135.43	12,930	9,897	945	10,296

		クラスA(米ドル)受益証券(毎月分配型)								
		純資產	<b></b>		1 口当たりの純資産価格					
	千米ドル (分配落)	百万円 (分配落)	千米ドル (分配付)	百万円 (分配付)	米ドル (分配落)	円 (分配落)	米ドル (分配付)	円 (分配付)		
第3会計年度 (2004年12月31日)	10,197	1,052			100.80	10,398				
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	42,277	4,983	42,493	5,008	96.80	11,409	97.30	11,467		
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	66,739	7,942	67,130	7,989	99.86	11,883	100.44	11,952		
第 6 会計年度 (2007年12月31日)	70,229	7,887	70,611	7,930	92.42	10,379	92.92	10,435		
第7会計年度 (2008年12月31日)	44,561	4,019	44,846	4,045	67.66	6,103	68.09	6,142		
2008年8月末日	61,275	6,654	61,583	6,688	86.20	9,361	86.63	9,408		
2008年 9 月末日	56,092	5,949	56,395	5,981	80.75	8,564	81.19	8,610		
2008年10月末日	46,282	4,561	46,574	4,590	68.87	6,797	69.41	6,840		
2008年11月末日	43,387	4,139	43,676	4,167	65.03	6,204	65.46	6,245		
2008年12月末日	44,561	4,019	44,846	4,045	67.66	6,103	68.09	6,142		
2009年 1 月末日	46,561	4,181	46,844	4,207	70.85	6,362	71.28	6,401		
2009年2月末日	45,550	4,450	45,832	4,478	68.45	6,688	68.88	6,729		
2009年3月末日	45,930	4,512	46,216	4,540	68.88	6,766	69.31	6,808		
2009年4月末日	49,819	4,913	50,109	4,941	73.82	7,279	74.24	7,321		
2009年 5 月末日	52,301	4,982	52,591	5,009	76.76	7,311	77.18	7,352		
2009年6月末日	54,067	5,207	54,360	5,235	77.76	7,488	78.18	7,529		
2009年7月末日	57,459	5,486	57,759	5,514	82.26	7,853	82.68	7,894		

		クラスA	(円)受益	証券(毎月:	分配型)	
		純資產	<b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b>		1口当たりの	)純資産価格
	千米ドル (分配落)	百万円 (分配落)	千米ドル (分配付)	百万円 (分配付)	円 (分配落)	円 (分配付)
第3会計年度 (2004年12月31日)	2,767	285			10,118	
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	40,774	4,806	40,974	4,829	11,107	11,156
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	83,939	9,989	84,440	10,048	11,562	11,630
第6会計年度 (2007年12月31日)	83,754	9,406	84,213	9,457	10,098	10,153
第7会計年度 (2008年12月31日)	45,618	4,115	45,910	4,141	5,938	5,976
2008年8月末日	63,045	6,847	63,383	6,883	9,108	9,157
2008年9月末日	57,094	6,055	57,405	6,088	8,332	8,378
2008年10月末日	47,375	4,669	47,673	4,698	6,614	6,655
2008年11月末日	44,442	4,240	44,737	4,268	6,036	6,076
2008年12月末日	45,618	4,115	45,910	4,141	5,938	5,976
2009年1月末日	47,164	4,235	47,452	4,261	6,190	6,228
2009年2月末日	44,928	4,389	45,212	4,417	6,507	6,548
2009年3月末日	44,803	4,401	45,084	4,429	6,583	6,625
2009年4月末日	47,518	4,686	47,798	4,713	7,082	7,124
2009年 5 月末日	48,614	4,630	48,889	4,657	7,114	7,154
2009年6月末日	48,407	4,662	48,676	4,686	7,286	7,327
2009年7月末日	51,116	4,880	51,383	4,906	7,572	7,681

ジャナス・バランス・ファンド

	2	7ラスA(米ト	・ル)受益証券	\$	クラス A (円) 受益証券			
	純資產	総額	1 口当たりの	D純資産価格	純資產	<b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b>	1口当たりの 純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円	千米ドル	百万円	円	
第 1 会計年度 (2002年12月31日)	19,073	2,264	91.90	10,909	1,561	185	8,993	
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	19,005	2,043	103.46	11,122	2,025	218	10,013	
第3会計年度 (2004年12月31日)	18,659	1,925	110.03	11,350	2,148	222	10,528	
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	16,247	1,915	117.05	13,796	2,095	247	10,745	
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	15,966	1,900	127.47	15,169	1,783	212	11,110	
第6会計年度 (2007年12月31日)	16,067	1,804	138.22	15,522	1,743	196	11,591	
第7会計年度 (2008年12月31日)	20,864	1,882	112.76	10,171	2,726	246	9,241	
2008年8月末日	25,177	2,734	131.90	14,324	2,799	304	10,822	
2008年 9 月末日	23,031	2,442	122.20	12,959	2,641	280	10,115	
2008年10月末日	19,807	1,952	109.74	10,815	2,468	243	9,060	
2008年11月末日	19,842	1,893	107.06	10,214	2,518	240	8,827	
2008年12月末日	20,864	1,882	112.76	10,171	2,726	246	9,241	
2009年 1 月末日	20,662	1,852	111.15	9,981	2,731	245	9,154	
2009年 2 月末日	19,957	1,950	105.95	10,351	2,396	234	8,732	
2009年 3 月末日	20,683	2,032	110.31	10,836	2,456	241	9,003	
2009年 4 月末日	21,864	2,156	115.71	11,410	2,696	265	9,516	
2009年 5 月末日	23,015	2,192	121.59	11,581	3,033	289	9,988	
2009年 6 月末日	22,875	2,203	121.46	11,697	2,887	278	9,974	
2009年7月末日	24,808	2,368	128.43	12,261	3,223	308	10,544	

	2	フラスB(米ト	・ル)受益証券	Ś	クラス	スB(円)受益	益証券
	純資產	<b></b> E総額	1 口当たりの	D純資産価格	純資產	<b>E総額</b>	1口当たりの 純資産価格
	千米ドル	百万円	米ドル	円	千米ドル	百万円	円
第 1 会計年度 (2002年12月31日)	42,926	5,095	91.48	10,859	3,987	473	8,953
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	59,988	6,449	102.50	11,019	5,634	606	9,922
第3会計年度 (2004年12月31日)	67,631	6,976	108.46	11,188	6,492	670	10,375
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	64,707	7,626	114.81	13,531	5,413	638	10,536
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	62,090	7,389	124.42	14,806	5,506	655	10,834
第 6 会計年度 (2007年12月31日)	53,515	6,010	134.22	15,073	5,146	578	11,246
第7会計年度 (2008年12月31日)	24,668	2,225	108.95	9,827	2,997	270	8,922
2008年8月末日	33,831	3,674	127.66	13,864	3,162	343	10,466
2008年 9 月末日	30,128	3,195	118.22	12,537	2,953	313	9,777
2008年10月末日	25,683	2,531	106.12	10,458	2,771	273	8,754
2008年11月末日	24,131	2,302	103.49	9,873	2,755	263	8,526
2008年12月末日	24,668	2,225	108.95	9,827	2,997	270	8,922
2009年 1 月末日	24,035	2,158	107.35	9,640	2,821	253	8,834
2009年 2 月末日	22,270	2,176	102.29	9,994	2,462	241	8,424
2009年 3 月末日	22,807	2,240	106.45	10,457	2,477	243	8,681
2009年4月末日	23,699	2,337	111.62	11,007	2,411	238	9,172
2009年 5 月末日	24,348	2,319	117.24	11,167	2,394	228	9,623
2009年 6 月末日	23,328	2,247	117.06	11,273	2,344	226	9,605
2009年7月末日	23,675	2,260	123.73	11,813	2,385	228	10,150

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

	2	プラスA(米ト	・ル)受益証券	\$	クラス	スA(円)受益	益証券
	純資產	総額	1 口当たりの	D純資産価格	純資產	<b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b>	1口当たりの 純資産価格
	千米ドル	百万円	米ドル	円	千米ドル	百万円	円
第 1 会計年度 (2002年12月31日)	5,969	708	77.89	9,246	466	55	7,626
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	9,794	1,053	109.58	11,780	811	87	10,624
第3会計年度 (2004年12月31日)	13,152	1,357	127.33	13,134	2,082	215	12,170
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	20,956	2,470	138.22	16,291	3,715	438	12,701
第5会計年度 (2006年12月31日)	20,186	2,402	157.19	18,706	3,108	370	13,710
第 6 会計年度 (2007年12月31日)	15,866	1,782	164.82	18,509	2,121	238	13,871
第7会計年度 (2008年12月31日)	13,139	1,185	117.35	10,585	1,382	125	9,841
2008年8月末日	17,482	1,899	161.84	17,576	1,552	169	13,396
2008年 9 月末日	15,972	1,694	147.68	15,661	1,392	148	12,370
2008年10月末日	12,639	1,246	121.35	11,959	1,302	128	10,204
2008年11月末日	12,090	1,153	114.43	10,917	1,277	122	9,646
2008年12月末日	13,139	1,185	117.35	10,585	1,382	125	9,841
2009年 1 月末日	12,328	1,107	108.45	9,739	1,325	119	9,159
2009年 2 月末日	12,359	1,208	99.69	9,740	1,096	107	8,428
2009年 3 月末日	14,854	1,459	107.85	10,594	1,368	134	9,039
2009年 4 月末日	16,315	1,609	120.63	11,895	1,866	184	10,201
2009年 5 月末日	17,125	1,631	126.58	12,057	2,575	245	10,706
2009年 6 月末日	17,056	1,642	125.80	12,115	1,804	174	10,645
2009年7月末日	18,257	1,743	135.69	12,954	2,031	194	11,490

	2	フラスB(米ト	・ル)受益証券	Ś	クラス	スB(円)受益	益証券
	純資產	総額	1 口当たり <i>0</i>	D純資産価格	純資產	<b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b>	1口当たりの 純資産価格
	千米ドル	百万円	米ドル	円	千米ドル	百万円	円
第 1 会計年度 (2002年12月31日)	8,199	973	77.54	9,204	745	88	7,592
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	22,319	2,399	108.55	11,669	1,804	194	10,525
第3会計年度 (2004年12月31日)	31,491	3,248	125.51	12,946	2,077	214	11,995
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	41,467	4,887	135.56	15,977	3,296	388	12,457
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	41,025	4,750	153.39	17,759	3,923	454	13,379
第 6 会計年度 (2007年12月31日)	33,193	3,728	160.04	17,972	3,655	411	13,468
第7会計年度 (2008年12月31日)	16,083	1,451	113.37	10,226	2,124	192	9,508
2008年8月末日	24,221	2,630	156.62	17,009	2,768	301	12,965
2008年 9 月末日	21,140	2,242	142.86	15,150	2,414	256	11,966
2008年10月末日	16,517	1,628	117.33	11,563	2,064	203	9,867
2008年11月末日	15,752	1,503	110.60	10,551	2,015	192	9,323
2008年12月末日	16,083	1,451	113.37	10,226	2,124	192	9,508
2009年 1 月末日	14,765	1,326	104.73	9,405	1,962	176	8,845
2009年 2 月末日	13,250	1,295	96.23	9,402	1,657	162	8,136
2009年 3 月末日	14,148	1,390	104.07	10,223	1,732	170	8,722
2009年4月末日	16,072	1,585	116.35	11,473	1,929	190	9,839
2009年 5 月末日	16,751	1,596	122.04	11,624	2,113	201	10,322
2009年 6 月末日	16,531	1,592	121.24	11,675	1,963	189	10,259
2009年7月末日	17,367	1,658	130.71	12,479	2,078	198	11,069

ジャナス・トゥエンティ・ファンド

	1	フラスA(米ト	ドル)受益証券	<u> </u>	クラス	スA(円)受益	益証券
	純資產	<b></b> E総額	1 口当たりの	D純資産価格	純資產	<b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b>	1口当たりの 純資産価格
	千米ドル	百万円	米ドル	円	千米ドル	百万円	円
第 1 会計年度 (2002年12月31日)	5,492	652	73.67	8,745	710	84	7,238
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	6,709	721	90.02	9,677	951	102	8,763
第3会計年度 (2004年12月31日)	8,022	827	102.85	10,609	1,549	160	9,895
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	16,963	1,999	113.86	13,420	2,780	328	10,510
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	11,862	1,412	124.31	14,794	1,728	206	10,867
第 6 会計年度 (2007年12月31日)	12,220	1,372	161.25	18,108	1,932	217	13,648
第7会計年度 (2008年12月31日)	11,035	995	88.23	7,958	1,368	123	7,476
2008年8月末日	16,629	1,806	148.22	16,097	2,386	259	12,319
2008年 9 月末日	13,544	1,436	121.24	12,858	1,937	205	10,212
2008年10月末日	11,198	1,104	98.66	9,723	1,402	138	8,373
2008年11月末日	10,143	968	85.96	8,201	1,266	121	7,319
2008年12月末日	11,035	995	88.23	7,958	1,368	123	7,476
2009年 1 月末日	11,750	1,055	86.47	7,765	1,366	123	7,371
2009年 2 月末日	11,908	1,163	82.06	8,017	1,277	125	7,008
2009年 3 月末日	13,513	1,327	91.05	8,944	1,354	133	7,714
2009年 4 月末日	15,269	1,506	99.54	9,816	1,900	187	8,502
2009年 5 月末日	18,095	1,724	106.02	10,098	2,295	219	9,049
2009年 6 月末日	18,124	1,745	107.16	10,320	2,468	238	9,149
2009年7月末日	19,914	1,901	115.61	11,037	2,636	252	9,876

	Ś	フラスB (米ト	・ル)受益証券	\$	クラス	スB(円)受益	益証券
	純資產	<b>E総額</b>	1 口当たりの	D純資産価格	純資產	<b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b>	1口当たりの 純資産価格
	千米ドル	百万円	米ドル	円	千米ドル	百万円	円
第 1 会計年度 (2002年12月31日)	8,759	1,040	73.34	8,705	1,109	132	7,205
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	13,450	1,446	89.16	9,585	1,608	173	8,680
第3会計年度 (2004年12月31日)	17,693	1,825	101.37	10,456	2,466	254	9,753
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	23,511	2,771	111.65	13,160	2,784	328	10,309
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	21,655	2,577	121.29	14,436	2,198	262	10,608
第 6 会計年度 (2007年12月31日)	18,905	2,123	156.55	17,581	1,860	209	13,255
第7会計年度 (2008年12月31日)	8,010	722	85.23	7,688	716	65	7,224
2008年8月末日	14,264	1,549	143.43	15,576	1,107	120	11,925
2008年 9 月末日	11,168	1,184	117.26	12,435	893	95	9,881
2008年10月末日	9,000	887	95.38	9,400	768	76	8,098
2008年11月末日	8,098	773	83.07	7,925	671	64	7,076
2008年12月末日	8,010	722	85.23	7,688	716	65	7,224
2009年 1 月末日	8,143	731	83.50	7,498	708	64	7,120
2009年 2 月末日	7,693	752	79.20	7,738	614	60	6,766
2009年3月末日	8,661	851	87.84	8,629	672	66	7,445
2009年 4 月末日	9,670	954	96.00	9,467	747	74	8,202
2009年 5 月末日	10,338	985	102.21	9,736	833	79	8,726
2009年 6 月末日	10,512	1,012	103.26	9,944	816	79	8,819
2009年7月末日	10,937	1,044	111.35	10,631	883	84	9,516

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

		クラスA(米ドル)受益証券(四半期分配型)									
		純資產	<b></b>			1 口当たりの純資産価格					
	千米ドル (分配落)	百万円 (分配落)	千米ドル (分配付)	百万円 (分配付)	米ドル (分配落)	円 (分配落)	米ドル (分配付)	円 (分配付)			
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	25,622	2,754	25,622	2,754	105.63	11,355	105.63	11,356			
第3会計年度 (2004年12月31日)	68,759	7,093	69,228	7,141	120.57	12,437	121.39	12,522			
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	55,259	6,513	55,703	6,565	123.03	14,501	124.02	14,617			
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	43,297	5,153	43,725	5,203	144.77	17,228	146.2	17,397			
第 6 会計年度 (2007年12月31日)	27,939	3,138	28,269	3,175	120.79	13,565	122.22	13,725			
第7会計年度 (2008年12月31日)	11,215	1,012	11,492	1,037	56.37	5,085	57.76	5,210			
2008年8月末日	20,088	2,182	20,375	2,213	98.39	10,685	99.79	10,837			
2008年9月末日	17,728	1,880	18,015	1,910	87.66	9,296	89.08	9,447			
2008年10月末日	12,434	1,225	12,720	1,254	63.60	6,268	65.06	6,412			
2008年11月末日	9,794	934	10,071	961	49.67	4,739	51.07	4,872			
2008年12月末日	11,215	1,012	11,492	1,037	56.37	5,085	57.76	5,210			
2009年1月末日	10,720	963	10,997	988	49.21	4,419	50.48	4,533			
2009年2月末日	8,976	877	8,998	879	41.45	4,050	41.55	4,059			
2009年3月末日	9,681	951	9,703	953	45.35	4,455	45.46	4,465			
2009年4月末日	13,185	1,300	13,207	1,302	57.50	5,670	57.59	5,679			
2009年5月末日	17,412	1,659	17,435	1,661	63.53	6,051	63.61	6,059			
2009年6月末日	17,775	1,712	17,797	1,714	62.99	6,066	63.07	6,073			
2009年7月末日	19,655	1,876	19,678	1,879	69.01	6,588	69.09	6,596			

		クラスA	(円)受益記	正券(四半期	分配型)	
		純資產	<b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b>		1口当たりの	純資産価格
	千米ドル (分配落)	百万円 (分配落)	千米ドル (分配付)	百万円 (分配付)	円 (分配落)	円 (分配付)
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	2,790	300	2,790	300	10,593	10,593
第3会計年度 (2004年12月31日)	16,854	1,738	16,970	1,750	11,908	11,990
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	13,818	1,629	13,920	1,641	11,665	11,745
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	8,059	959	8,138	968	13,028	13,156
第 6 会計年度 (2007年12月31日)	5,661	636	5,728	643	10,501	10,626
第7会計年度 (2008年12月31日)	2,331	210	2,386	215	4,963	5,081
2008年8月末日	3,546	385	3,592	390	8,447	8,558
2008年9月末日	3,281	348	3,327	353	7,639	7,747
2008年10月末日	2,462	243	2,509	247	5,599	5,705
2008年11月末日	1,945	186	2,000	191	4,395	4,520
2008年12月末日	2,331	210	2,386	215	4,963	5,081
2009年1月末日	1,990	179	2,045	184	4,363	4,484
2009年2月末日	1,534	150	1,538	150	3,675	3,685
2009年3月末日	1,681	165	1,685	166	3,987	3,997
2009年4月末日	2,125	210	2,129	210	5,111	5,120
2009年 5 月末日	2,576	245	2,580	246	5,642	5,650
2009年6月末日	2,639	254	2,643	254	5,598	5,606
2009年7月末日	2,960	283	2,963	283	6,142	6,206

			クラスB(	米ドル)受益	益証券 ( 四半期分配型 )					
		純資產	<b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b>			1 口当たりの	D純資産価格	ł		
	千米ドル (分配落)	百万円 (分配落)	千米ドル (分配付)	百万円 (分配付)	米ドル (分配落)	円 (分配落)	米ドル (分配付)	円 (分配付)		
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	73,509	7,902			105.50	11,341				
第3会計年度 (2004年12月31日)	223,185	23,021	224,408	23,148	120.36	12,415	121.02	12,483		
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	208,192	24,538	209,519	24,694	122.80	14,473	123.58	14,566		
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	193,648	23,046	195,325	23.244	144.47	17,193	145.72	17,341		
第 6 会計年度 (2007年12月31日)	113,575	12,755	114,777	12,890	120.61	13,545	121.89	13,688		
第7会計年度 (2008年12月31日)	41,242	3,720	42,208	3,807	56.34	5,082	57.66	5,201		
2008年8月末日	78,888	8,567	79,907	8,678	98.31	10,676	99.58	10,814		
2008年 9 月末日	67,805	7,191	68,823	7,299	87.56	9,286	88.87	9,425		
2008年10月末日	47,565	4,688	48,583	4,788	63.49	6,257	64.85	6,391		
2008年11月末日	36,741	3,505	37,697	3,596	49.67	4,739	50.98	4,863		
2008年12月末日	41,242	3,720	42,208	3,807	56.34	5,082	57.66	5,201		
2009年 1 月末日	35,863	3,220	36,829	3,307	49.17	4,415	50.49	4,534		
2009年 2 月末日	29,884	2,920	29,912	2,922	41.45	4,050	41.49	4,054		
2009年3月末日	32,436	3,186	32,465	3,189	45.34	4,454	45.38	4,458		
2009年 4 月末日	40,077	4,021	40,806	4,024	57.45	5,665	57.49	5,669		
2009年 5 月末日	44,823	4,269	44,844	4,271	63.54	6,052	63.56	6,055		
2009年 6 月末日	44,178	4,254	44,198	4,256	62.97	6,064	63.00	6,067		
2009年7月末日	48,111	4,593	48,131	4,596	68.95	6,583	68.98	6,586		

		クラスB	(円)受益詞	正券(四半期	分配型)	
		純資產	<b></b>		1口当たりの	純資産価格
	千米ドル (分配落)	百万円 (分配落)	千米ドル (分配付)	百万円 (分配付)	円 (分配落)	円 (分配付)
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	5,967	641			10,580	
第3会計年度 (2004年12月31日)	35,955	3,709	36,152	3,729	11,881	11,946
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	29,803	3,513	29,985	3,534	11,639	11,704
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	27,102	3,225	27,342	3,254	12,998	13,114
第 6 会計年度 (2007年12月31日)	16,404	1,842	16,579	1,862	10,483	10,595
第7会計年度 (2008年12月31日)	7,543	680	7,706	695	4,958	5,066
2008年8月末日	11,854	1,287	12,006	1,304	8,437	8,545
2008年 9 月末日	10,632	1,127	10,783	1,144	7,627	7,735
2008年10月末日	7,910	780	8,062	794	5,588	5,695
2008年11月末日	6,341	605	6,504	620	4,393	4,506
2008年12月末日	7,543	680	7,706	695	4,958	5,066
2009年1月末日	6,585	591	6,748	606	4,357	4,465
2009年2月末日	4,945	483	4,950	484	3,673	3,677
2009年3月末日	5,219	513	5,225	513	3,984	3,988
2009年4月末日	6,653	656	6,659	657	5,104	5,108
2009年 5 月末日	7,534	718	7,537	718	5,639	5,642
2009年6月末日	7,342	707	7,346	707	5,593	5,595
2009年7月末日	8,157	779	8,160	779	6,133	6,192

## 分配の推移

前記「分配方針」に記載のとおり、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスA受益証券及びクラスB受益証券、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド及びジャナス・トゥエンティ・ファンドについては、投資収益その他の実現収益及び未実現収益を分配することは予定されておりません。

ジャナス・ハイイールド・ファンド クラス A 受益証券(毎月分配型)

	クラス A (米ドル)受	クラスA(円)受益証券 (毎月分配型)	
	1口当たりの分配額(米ドル)	1口当たりの分配額(円)	1口当たりの分配額(円)
第4会計年度 (2005年1月1日~ 2005年12月31日)	5.55	609.91	594.72
第 5 会計年度 (2006年1月1日~ 2006年12月31日)	6.50	758.05	737.59
第 6 会計年度 (2007年 1 月 1 日 ~ 2007年12月31日)	7.85	925.92	899.67
第7会計年度 (2008年1月1日~ 2008年12月31日)	5.58	576.03	566.48
2008年8月1日~ 2009年7月31日	5.16	503.53	495.934

# ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

	クラス A (米ドル)受益証券 (四半期分配型)		クラスA(円) 受益証券 (四半期分配型)			クラス B (円) 受益証券 (四半期分配型)
	1 口当たりの 分配額(米ドル)	1 口当たりの 分配額(円)	1 口当たりの 分配額(円)	1 口当たりの 分配額(米ドル)	1 口当たりの 分配額(円)	1 口当たりの 分配額(円)
第3会計年度 (2004年1月1日~ 2004年12月31日)	3.25	353.30	325.34	2.76	300.04	283.86
第4会計年度 (2005年1月1日~ 2005年12月31日)	3.60	395.48	347.93	3.01	330.79	288.50
第5会計年度 (2006年1月1日~ 2006年12月31日)	4.60	532.92	421.48	3.94	456.80	365.03
第6会計年度 (2007年1月1日~ 2007年12月31日)	5.60	651.92	489.69	4.83	562.62	422.41
第7会計年度 (2008年1月1日~ 2008年12月31日)	5.60	586.89	481.66	5.04	527.94	436.02
2008年8月1日~ 2009年7月31日	3.00	308.602	259.855	2.614	269.641	228.084

収益率の推移 ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

		収益率 (注 1 )					
	クラスA (米ドル) 受益証券	クラス A (円) 受益証券	クラス B (米ドル) 受益証券	クラス B (円) 受益証券			
第 1 会計年度 (2002年12月31日)	9.48%	6.53%	8.99%	6.06%			
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	5.36%	4.16%	4.85%	3.64%			
第 3 会計年度 (2004年12月31日)	2.77%	1.58%	2.26%	1.07%			
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	0.91%	-3.18%	0.41%	-3.66%			
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	3.34%	-1.83%	2.82%	-2.18%			
第6会計年度 (2007年1月1日~ 2007年12月31日)	5.74%	1.14%	5.22%	0.62%			
第7会計年度 (2008年1月1日~ 2008年12月31日)	4.10%	-0.15%	3.57%	-0.64%			
2008年8月1日~ 2009年7月31日	11.30%	8.91%	10.74%	8.38%			

# ジャナス・ハイイールド・ファンド

		収益率 (注1)					
	クラスA (米ドル) 受益証券	クラス A (円) 受益証券	クラス B (米ドル) 受益証券	クラス B (円) 受益証券			
第 1 会計年度 (2002年12月31日)	1.49%	-1.68%	1.02%	-2.16%			
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	14.83%	13.68%	14.27%	13.11%			
第 3 会計年度 (2004年12月31日)	7.83%	6.56%	7.29%	6.02%			
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	1.63%	-2.36%	1.12%	-2.84%			
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	10.25%	4.94%	9.70%	4.43%			
第6会計年度 (2007年1月1日~ 2007年12月31日)	0.31%	-3.85%	-0.20%	-4.33%			
第7会計年度 (2008年1月1日~ 2008年12月31日)	-21.65%	-24.35%	-22.04%	-24.73%			
2008年8月1日~ 2009年7月31日	2.48%	0.96%	1.97%	0.46%			

	収益率(	(注1)
	クラスA(米ドル)受益証券 (毎月分配型)(注2)	クラスA(円)受益証券 (毎月分配型)(注2)
第3会計年度 (2004年12月31日)	0.80%	1.18%
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	1.62%	16.14%
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	10.26%	11.31%
第6会計年度 (2007年1月1日~ 2007年12月31日)	0.31%	-5.34%
第7会計年度 (2008年1月1日~ 2008年12月31日)	-21.65%	-37.07%
2008年8月1日~ 2009年7月31日	2.49%	-10.07%

# ジャナス・バランス・ファンド

		収益率 (注1)					
	クラス A (米ドル) 受益証券	クラス A (円) 受益証券	クラス B (米ドル) 受益証券	クラス B (円) 受益証券			
第 1 会計年度 (2002年12月31日)	-8.13%	-10.50%	-8.53%	-10.88%			
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	12.58%	11.40%	12.05%	10.82%			
第 3 会計年度 (2004年12月31日)	6.35%	5.09%	5.81%	4.57%			
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	6.39%	2.00%	5.85%	1.51%			
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	8.89%	3.46%	8.37%	2.88%			
第 6 会計年度 (2007年 1 月 1 日 ~ 2007年12月31日)	8.43%	4.33%	7.88%	3.80%			
第7会計年度 (2008年1月1日~ 2008年12月31日)	-18.42%	-20.28%	-18.83%	-20.67%			
2008年8月1日~ 2009年7月31日	-2.22%	-2.45%	-2.71%	-2.94%			

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

	収益率(注1)						
会計年度	クラス A (米ドル) 受益証券	クラス A (円) 受益証券	クラス B (米ドル) 受益証券	クラス B (円) 受益証券			
第 1 会計年度 (2002年12月31日)	-23.10%	-25.14%	-23.43%	-25.45%			
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	40.69%	39.31%	39.99%	38.64%			
第 3 会計年度 (2004年12月31日)	16.20%	14.56%	15.62%	13.96%			
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	8.55%	4.31%	8.01%	3.80%			
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	13.72%	7.99%	13.16%	7.45%			
第6会計年度 (2007年1月1日~ 2007年12月31日)	4.85%	1.18%	4.33%	0.66%			
第7会計年度 (2008年1月1日~ 2008年12月31日)	-28.80%	-29.06%	-29.16%	-29.40%			
2008年8月1日~ 2009年7月31日	-14.27%	-12.54%	-14.70%	-12.98%			

# ジャナス・トゥエンティ・ファンド

		収益率 (注1)					
	クラスA (米ドル) 受益証券	クラスA ( 円) 受益証券	クラス B (米ドル) 受益証券	クラス B (円) 受益証券			
第 1 会計年度 (2002年12月31日)	-24.53%	-26.43%	-24.86%	-26.75%			
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	22.19%	21.07%	21.57%	20.47%			
第 3 会計年度 (2004年12月31日)	14.25%	12.92%	13.69%	12.36%			
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	10.71%	6.17%	10.15%	5.65%			
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	9.18%	3.44%	8.64%	2.96%			
第6会計年度 (2007年1月1日~ 2007年12月31日)	29.71%	25.58%	29.05%	24.94%			
第7会計年度 (2008年1月1日~ 2008年12月31日)	-45.28%	-45.22%	-45.56%	-45.50%			
2008年8月1日~ 2009年7月31日	-24.02%	-22.13%	-24.40%	-22.52%			

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

		収益率 (注1)					
	クラスA(米ドル) 受益証券 (四半期分配型)(注3)	クラス A (円) 受益証券 (四半期分配型)(注 3)	クラスB(米ドル) 受益証券 (四半期分配型)(注3)	クラスB(円) 受益証券 (四半期分配型)(注3)			
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	5.63%	5.93%	5.50%	5.80%			
第3会計年度 (2004年12月31日)	17.64%	15.89%	17.06%	15.34%			
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	5.18%	0.91%	4.65%	0.42%			
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	21.79%	15.62%	21.18%	15.12%			
第 6 会計年度 (2007年 1 月 1 日 ~ 2007年12月31日)	-13.05%	-16.01%	-13.49%	-16.45%			
第7会計年度 (2008年1月1日~ 2008年12月31日)	-50.19%	-49.58%	-50.45%	-49.83%			
2008年8月1日~ 2009年7月31日	-28.89%	-26.49%	-29.26%	-26.87%			

- (注1) 収益率(%) = 100 x (a b) / b
  - a = 上記会計年度末の1口当たり純資産価格(分配型クラスについては、当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額)
  - b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配型クラスについては、分配落の額)

ただし、2008年8月1日~2009年7月31日の収益率の計算は以下に基づきます。

- a = 2008年7月31日の1口当たり純資産価格(分配型クラスについては、当該期間中の分配金の合計額を加えた額)
- b = 2008年7月31日の1口当たり純資産価格(分配型クラスについては、分配落の額)
- (注2) ジャナス・ハイイールド・ファンド クラスA受益証券(毎月分配型)は2004年11月30日設定。
- (注3) ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドは2003年9月30日設定。2007年5月31日、ジャナス・US-REIT・ファンドは、アイルランド金融当局の承認を得て、同国において、「ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド」に、その名称を変更しました。また同日、同ファンドのアンダーライイング・ファンドである「ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・US-REIT・ファンド」は、「ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド」に、その名称を変更しました。

#### 6 【手続等の概要】

- (1) 日本における申込(販売)手続き
  - ( )申込日

2009年7月1日から2010年6月30日まで

( )申込価格と申込手数料

申込価格は、ニューヨーク証券取引所の営業日及びその他、投資顧問会社が管理会社・保管受託銀行・管理事務代行会社の同意を得て決定する日に計算される受益証券 1 口当たりの純資産価格です。

クラスA受益証券の申込手数料は以下のとおりです。

サブファンドごとに、申込金額(申込価額に取得申込口数を乗じて得た額)に販売会社及び販売取扱会社ごとに定める申込手数料率(但し、3.150%(税込)を上限とします。)を乗じて得た額が、申込手数料となります。したがって、申込金額の他に、申込手数料並びに当該申込手数料に係る消費税等相当額が必要となります。詳しくは、販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせ下さい。

(注1) 乗換優遇、又は償還乗換優遇の適用がある場合があります。詳しくは販売会社又は販売取扱会社 にお問合せください。

クラスB受益証券の申込手数料は以下のとおりです。

クラスB受益証券は購入時に申込手数料はかからず、受益証券1口当たりの純資産価格で募集されますが、購入後4年より前に買戻しされる場合、条件付後払申込手数料が課せられます。

購入後経過年数	条件付後払申込手数料率
1年未満	4 %
1年以上2年未満	3 %
2年以上3年未満	2 %
3年以上4年未満	1 %
4年以上	0 %

## ( )申込単位

1) 当初申込みの場合

円建てのクラス受益証券: 申込金額 50万円以上1円単位

米ドル建てのクラス受益証券: (a) 日興コーディアル証券 申込金額 3,000米ドル以上 1 セント単位

及び販売取扱会社

(b) HSBCリミテッド 申込金額 1,000米ドル以上1セント単位 (c) 新生銀行 申込金額 5,000米ドル以上100ドル単位

#### 2) 追加申込みの場合

円建てのクラス受益証券: 申込金額 1万円以上1円単位

米ドル建てのクラス受益証券: (a) 日興 コーディアル証券 申込金額 100米ドル以上 1 セント単位

及び販売取扱会社

(b) HSBC リミテッド 申込金額 1,000米ドル以上 1 セント単位

(c)新生銀行 申込金額 5,000米ドル以上100ドル単位

## ( )申込金額等の支払い

申込金額は原則として各サブファンドの通貨で支払うものとします。投資家より支払われた申 込代金は、日本における販売会社により受領され受諾された後に、各払込期日において保管受託 銀行の各サブファンドの口座にそれぞれのサブファンドの通貨で払い込まれます。

#### (2) 日本における買戻し手続等

## ( )買戻日

原則として、各ファンド営業日でかつ日本における販売会社又は販売取扱会社の営業日において、日本における販売会社又は販売取扱会社を通じて買戻しを請求することができます。このほか、販売会社又は販売取扱会社によって、買戻しの取扱いを中止する日がある場合があります。 詳しくは販売会社又は販売取扱会社にお問合せ下さい。

## ( )買戻価格と買戻手数料

各ファンド営業日に決定された1クラス受益証券の1口当たり純資産価格にて処理されます。 クラスB受益証券の買戻しにあたっては、上記に記載のとおり、受益証券の購入後経過年数に 応じた条件付後払申込手数料が課されます。

## ( )買戻単位

1 口以上1000分の 1 口単位(保有する受益証券全ての買戻しを請求する場合には、1000分の 1 口以上1000分の 1 口単位)で行うことができます。

## ( )買戻代金の支払

管理会社の買戻しによる手取金は、費用全額を差引き、通常、日本における販売会社又は販売 取扱会社による買戻請求の受領及び承諾より5ファンド営業日以内、かつ、いかなる場合であっ ても買戻請求の受領及び承諾より10ファンド営業日以内に支払われます。買戻しされる受益証券 の表示通貨と異なる通貨で買戻手取金を要求する投資家は、為替手数料を直接負担し、当ファン ドはこれを負担しません。管理会社は、買戻手取金をかかるその他の通貨で支払う義務を負いま せん。

## (3) 日本における受益証券のスイッチング

受益証券を他のサブファンドの受益証券にスイッチングすることができます。受益証券は、他のサブファンドにおける同クラスの受益証券(「新サブファンド」)とのみスイッチングすることができ、クラスB受益証券の場合は、新サブファンドにおける同一の通貨表示のクラスB受益証券とのみスイッチングすることができます。受益証券のスイッチングは、申込み後に取消すことはできません。なお、HSBCリミテッド及び新生銀行においては、スイッチングは取り扱いません。サブファンドに投資する際、投資家はこの点にご留意ください。

## (4) 過度又は短期の取引

サブファンド

サブファンドへの投資は長期的な投資を目的としています。サブファンドに対する過度又は短期の取引はポートフォリオ投資戦略を混乱させ、費用を増加させ、これらの費用の増加を引き起こした投資家だけでなく、すべての投資家について、投資収益に悪影響を与える可能性があります。管理会社は事前の通知をすることなく、いかなる理由でも、投資家もしくは複数の投資家による購入申込み(転換又はスイッチングの申込みを含む)を断わることができます。例えば、投資顧問会社が、当該投資家の購入申込みによって、サブファンドの投資方針に従って効果的な投資を行うことが阻害されると判断した場合、もしくはその取引の規模、頻度もしくはその他の要因により当該サブファンドが悪影響を受けると判断した場合には、管理会社は当該投資家による申込みを断わることができます。

オムニバス口座で同じ販売会社を通じて行われた取引は、これらの方針の目的のために、集団の一部とみなされ、管理会社によって又は管理会社を代行して、その全部又は一部が拒否されることがあります。販売会社によって受け付けられた取引もしくはファンドの方針に違反して行われた取引は管理会社により承諾されたものとみなさず、販売会社もしくは管理会社が受領した日の翌営業日に管理会社により取消しもしくは無効とされます。

長期的な投資家の利益のために適切な方針を決定し、かかる方針を適用及び実行するにあたって 実務的な制限があることについて、投資家はご留意ください。例えば、販売会社が促進したり、管 理会社に対して購入、転換もしくは買戻請求を取り次ぎ、投資家のために受益証券を保有する販売 会社がオムニバス口座を経由するために発見が難しくなったりした過度又は短期の取引を、管理会 社が、発見し、もしくはこれを探知することができるとは限りません。仲介機関(日本における販 売会社又は販売取扱会社等)が日本における販売会社又は販売取扱会社の口座に関する取引情報を 提供しない限り、管理事務代行会社及び管理会社は該当する情報を取得することができず、日本に おける販売会社又は販売取扱会社の口座における潜在的な過度又は短期の取引を監視し、発見する ことができません。したがって、管理事務代行会社及び管理会社は、日本における販売会社又は販 売取扱会社の口座を通じて過度又は短期の取引が行われた場合、日本における販売会社又は販売取 扱会社が過度又は短期の取引の防止もしくは再発の防止の対策を行ったか否かにかかわらず、日本 における販売会社又は販売取扱会社の口座を通じてなされた過度又は短期の取引について責任を負 いません。取引に関する制限違反の有無を判断する責任は、日本における販売会社又は販売取扱会 社にあります。管理会社は、日本における販売会社又は販売取扱会社の口座について過度又は短期 の取引が認められた場合もしくは疑われる場合、サブファンドに対する悪影響を防ぐため、当該日 本における販売会社又は販売取扱会社の口座からの購入又は転換もしくはスイッチングの請求を拒 否する権利を留保しています。

また、ファンド・オブ・ファンドの資産割当ファンド、仕組み商品及び連動型商品などを運用する投資家は、それぞれの投資方針もしくは投資戦略に従って、ファンドもしくはサブファンドに対して投資する資産の割合を変更します。管理会社は長期的な投資家の利益と両立する方法で、かかる投資家の利益と釣り合いを取るように努めますが、常にこれに成功するという保証はありません。 米国以外の発行体に投資するアンダーライイング・ファンドに投資するファンドは、過度又は短期の取引にさらされるリスクがより大きくなります。米国以外の市場の取引終了後に発生した事由に基づいて予測されるものの、アンダーライイング・ファンド(したがって該当するファンド)の 純資産価額に反映されていない証券価格の変動を、投資家が利用しようとする場合があります。そのような裁定取引の機会は、非米国証券に投資しないアンダーライイング・ファンドに投資するファンドにも発生する可能性があります。例えば、アンダーライイング・ファンドが保有する証券の取引が停止され、ファンドの純資産価額が次に計算されるまでに再開されない場合などがこれに当たります(ステール・プライシング)。

管理会社は過度又は短期の取引を防ぐため、以下の措置を行うことができます。

## ( )転換の権利及び連続売買の制限

転換の権利は過度又は短期の取引を促進するための権利ではありません。管理会社は、事前の通知を行うことなく、転換又はスイッチングの請求を拒否する権利を常に留保しています。管理会社及び管理事務代行会社は、オムニバス口座を通じてなされる日本における販売会社又は販売取扱会社が行う取引について、連続売買を監視することができないため、取引に関する制限違反の有無を判断するために取引口座を監視する責任は、日本における販売会社又は販売取扱会社にあります。連続売買とは、何らかの方法で、サブファンドの受益証券を買戻しもしくは転換した上で、再度何らかの方法でサブファンドの受益証券を購入もしくは転換することです。管理会社は、オムニバス口座において受益証券を保有する日本における販売会社又は販売取扱会社を含めて、受益者が行う連続売買の回数を制限することができます。

## ( )短期の取引

購入してから90日以内に買戻し、転換又はスイッチング(異なる通貨をもって表示される受益証券間の転換又はスイッチングを含みます)された受益証券は、取引された受益証券の価額の1%を超えない短期取引手数料の対象となる場合があります。短期取引手数料は該当するサブファンドに対して支払われるものとし、この手数料は過度又は短期の取引を抑制し、証券売買委託手数料及び市場に対する影響、当該サブファンドの短期的な資金の動きによる当該サブファンドの資産規模やキャッシュフローの変動に関連するその他の費用を相殺することを目的に設けられています。

## ( )仲介機関の責任

(a)口座における投資家のサブファンドに関する取引パターンを監視し、過度又は短期の取引を制限する上記方針を徹底するための方法並びに(b)過度又は短期の取引が確認され又は疑われた場合に、日本における販売会社及び販売取扱会社が講じる当該取引の発生又は再発を阻止又は防止するための対策方法については、日本における販売会社又は販売取扱会社にご確認下さい。

サブファンドの混乱を防止し、過度又は短期の取引を制限する上記方針を徹底するために、管理会社が仲介機関の口座からの購入又はスイッチングの請求を拒絶する権利を留保していることにご留意下さい。

## アンダーライイング・ファンド

アンダーライイング・ファンドに対する投資は長期的な投資を目的としています。ジャナス・キャピタル・ファンドは過度又は短期の取引を防ぐために適切な措置を講じます。上記()及び()に記載された措置のほか、ジャナス・キャピタル・ファンドは、過度又は短期の取引を抑制するために、フェア・バリュー・プライシング(公正な価格設定)を用いることができます。ジャナス・キャピタル・ファンドの管理事務代行会社はアンダーライイング・ファンドの保有資産の評価を行った時点での公正価格をより正確に反映するために、公正な価格設定を使用して1口当たりの純資産価格を調整することができます。この作業の一環として、外国為替

市場の取引終了とその該当する評価時点の差による評価の時間のずれを調整するために、株式又は債券の評価を行うにあたり、独立した第三者が提供する機械的な適正価値測定モデルを利用することがあります。

## 7 【管理及び運営の概要】

### (1) 資産の評価

## ( )純資産価格の計算

一つのクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、一つのクラスの純資産価額を、現在の受益証券1口当たり純資産価格計算の直前の純資産価額計算時現在、当該クラスにおいて発行済である受益証券数(基準通貨において直近の受益証券に調整したもの)で除することにより、決定されます。

## ( )純資産価格の決定の停止

管理会社は、一定の場合、あるサブファンドの受益証券1口当たりの純資産価格の計算を一時的に停止し、これにより、当該サブファンドの受益証券の発行及び買戻しを一時的に停止することができます。

### (2) 保管

受益証券の保管を日本における販売会社又は販売取扱会社に委託した日本の投資家に販売される 受益証券については、受益証券の券面は発行されません。受益者名簿に記載されている所有権に関 する詳細を記載した確認書が、該当する受益者の販売会社に対して発行されません。受益者に対し ては、日本における販売会社及びその他の販売取扱会社から、受益証券についての取引残高報告書 が交付されます。但し、受益者が記名式券面の発行を特に請求する場合は、外国為替管理法上の許 可が必要なときはこれを得て、自己の責任においてこれを保管します。

#### (3) 信託期間

当ファンドは、ユニット・トラスト法により認可されたユニット・トラストに該当しなくなった場合、3取引日続けてファンドの純資産価額が3,000万米ドルを下回った場合等、信託証書に定める事由に該当して終了するまで存続します。

## (4) 計算期間

当ファンドの決算日は、毎年12月31日とします。

## (5) 信託証書の変更

保管受託銀行及び管理会社は、投資顧問会社の同意及びアイルランド金融当局の事前の承認を得て、管理会社及び保管受託銀行が必要であると信ずる場合、下記「第三部 ファンドの詳細情報、第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、(5) その他、(i) 信託証書変更」に記載したとおり、受益者の事前の承認なしで、信託証書の補足捺印証書により当ファンド証書の規定を変更、修正又は追加することがあります。

## (6) 開示制度の概要

### ( )アイルランドにおける開示

当ファンドは、アイルランドにおいて、ユニット・トラスト法に基づくユニット・トラストとしての認可申請に関連して、アイルランド金融当局に対して書面の開示を行っています。

## ()日本における開示

受益証券の販売取扱会社は、有価証券届出書第一部及び第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(「交付目論見書」)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(「請求目論見書」)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、当ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者及びその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局又はEDINETにおいて閲覧することができます。

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合、その変更内容が重大なものである場合は、あらかじめ、変更の内容及び理由等を2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

ファンドの運用報告書は、日本の知られたる受益者に交付されます。

## (7) 受益者の権利等

### ( )受益者の権利等

受益者が管理会社及び受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、 登録されていなければなりません。従って、販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本 の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社及び受託会社に対し直接受益権を行 使することはできません。これら日本の受益者は、販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売 取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

受益証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を 行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

- a) 受益権
- b) 収益分配金、償還金及び一部解約金受領権
- c) 議決権、受益者集会に関する権利

## ( )為替管理上の取扱い

アイルランドには、配当の支払い及び日本における受益者に係る本件受益証券に関する金銭の 買戻しについて、外国為替規制はありません。

### ( )本邦における代理人

東京都港区六本木一丁目 6番1号泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 森下国彦

## ( )裁判管轄等

受益証券の募集、販売及び買戻しの取引に関連して、日本の受益者が提起する訴訟に限って、 その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、日本法が適用されるものとします。

東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番4号

東京地方裁判所

## 第2 【財務ハイライト情報】

- (1) 「財務ハイライト情報」においては、第三部「ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」及び「損益計算書」(これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含みます。)を記載しています。これらの記載事項は、第三部「ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(以下「財務書類」ともいいます。)から抜粋して記載されたものです。
- (2) 当ファンドの直近 2 会計年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます)。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第127条第 5 項ただし書きの規定の適用によるものです。
- (3) 当ファンドの原文の財務書類は、アイルランドにおける独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパースの監査を受けており、監査報告書が、第三部「ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」に添付されています。
- (4) 当ファンドの2009年6月30日に終了した6ヶ月間の中間財務書類は、アイルランドにおける 法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除 きます。)。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第74条第4項た だし書きの規定の適用によるものです。なお、当ファンドの原文の中間財務書類は、アイルラ ンドにおける独立監査人の監査を受けておりません。
- (5) 当ファンドの原文の財務書類及び中間財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、2009年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=98.23円)を使用して換算された円換算額が、日本文の中間財務書類には、2009年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=95.47円)を使用して換算された円換算額が、それぞれ併記されています。金額は千円単位(単位金額未満は四捨五入)で表示されています。なお、日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総和と一致しない場合があります。
- (6) 2007年5月31日、ジャナス・US-REIT・ファンドは、アイルランド金融当局の承認を得て、同国において、「ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド」に、その名称を変更しました。また同日、同ファンドのアンダーライイング・ファンドである「ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・リS-REIT・ファンド」は、「ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド」に、その名称を変更しました。

# (1) 【貸借対照表】

## 貸借対照表

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

	2008年12月31日現在		2007年12月31日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$327,528,504	32,173,125	\$415,056,356	40,770,986
投資証券(時価)	327,810,215	32,200,797	409,506,911	40,225,864
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券	175,227	17,213	2,010,254	197,467
発行ファンド受益証券	2,564,893	251,949	1,883,225	184,989
先渡為替予約未実現評価益	3,899,756	383,073	7,047	692
管理会社からの未収金	41,510	4,078	52,268	5,134
流動資産合計	334,491,601	32,857,110	413,459,705	40,614,147
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券			4,395,312	431,751
買戻しファンド受益証券	3,515,911	345,368		
先渡為替予約未実現評価損				
投資運用報酬				
受益者サービス手数料	314,389	30,882	404,518	39,736
販売手数料	88,142	8,658	147,852	14,524
会計・管理・名義書換手数料	8,125	798	6,316	620
未払費用	142,708	14,018	239,157	23,492
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	4,069,275	399,725	5,193,155	510,124
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$330,422,326	32,457,385	\$408,266,550	40,104,023

ピーター・ザンディーズ

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

貸借対照表

ジャナス・ハイイールド・ファンド	2008年12月31日現在		2007年12月31日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$334,143,288	32,822,895	\$429,477,935	42,187,618
投資証券(時価)	234,345,541	23,019,762	404,086,674	39,693,434
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券	376,754	37,009	1,319,233	129,588
発行ファンド受益証券	116,081	11,403	635,248	62,400
先渡為替予約未実現評価益	2,771,751	272,269		
管理会社からの未収金	22	2	22	2
流動資産合計	237,610,149	23,340,445	406,041,177	39,885,425
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券				
買戻しファンド受益証券	830,773	81,607	2,341,708	230,026
先渡為替予約未実現評価損			9,245	908
投資運用報酬				
受益者サービス手数料	351,627	34,540	616,465	60,555
販売手数料	44,778	4,399	84,465	8,297
会計・管理・名義書換手数料	5,656	556	6,257	615
未払費用	118,208	11,612	237,353	23,315
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	1,351,042	132,713	3,295,493	323,716
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$236,259,107	23,207,732	\$402,745,684	39,561,709

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

貸借対照表

ジャナス・バランス・ファンド	2008年12月31日現在		2007年12月31日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$46,407,005	4,558,560	\$55,808,214	5,482,041
投資証券(時価)	50,656,646	4,976,002	77,023,243	7,565,993
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券	21,000	2,063	173,229	17,016
発行ファンド受益証券	125,194	12,298	438,068	43,031
先渡為替予約未実現評価益	959,476	94,249	8,510	836
管理会社からの未収金				
流動資産合計	51,762,316	5,084,612	77,643,050	7,626,877
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券				
買戻しファンド受益証券	133,529	13,117	621,124	61,013
先渡為替予約未実現評価損	-		-	
投資運用報酬	10,525	1,034	16,408	1,612
受益者サービス手数料	92,053	9,042	144,855	14,229
販売手数料	11,336	1,114	25,368	2,492
会計・管理・名義書換手数料	1,236	121	1,190	117
未払費用	33,873	3,327	53,212	5,227
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	282,552	27,755	862,157	84,690
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$51,479,764	5,056,857	\$76,780,893	7,542,187

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

貸借対照表

ジャナス・ストラテジック・ バリュー・ファンド	2008年12月31日現在		2007年12月31日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$38,007,464	3,733,473	\$45,247,102	4,444,623
投資証券(時価)	32,938,648	3,235,563	56,170,569	5,517,635
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券			297,061	29,180
発行ファンド受益証券	346,474	34,034	203,528	19,993
先渡為替予約未実現評価益	638,718	62,741	9,775	960
管理会社からの未収金				
流動資産合計	33,923,840	3,332,339	56,680,933	5,567,768
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券	5,251	516	528,550	51,919
買戻しファンド受益証券	177,829	17,468		
先渡為替予約未実現評価損				
投資運用報酬				
受益者サービス手数料	66,301	6,513	123,627	12,144
販売手数料	7,391	726	16,020	1,574
会計・管理・名義書換手数料	794	78	878	86
未払費用	25,872	2,541	43,980	4,320
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	283,438	27,842	713,055	70,043
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$33,640,402	3,304,497	\$55,967,878	5,497,725

取締役

ハンス・ヴォーゲル\_\_\_\_

取締役

2009年4月2日

貸借対照表

ジャナス・トゥエンティ・ファンド	2008年12月31日現在		2007年12月31日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$30,014,763	2,948,350	\$25,417,035	2,496,715
投資証券(時価)	21,539,418	2,115,817	36,105,664	3,546,659
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券	14,066	1,382	5,534	544
発行ファンド受益証券	113,351	11,134	588,733	57,831
先渡為替予約未実現評価益	439,782	43,200	17,222	1,692
管理会社からの未収金				
流動資産合計	22,106,617	2,171,533	36,717,153	3,606,726
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券				
買戻しファンド受益証券	83,562	8,208	542,651	53,305
先渡為替予約未実現評価損	-		-	
投資運用報酬	4,448	437	7,611	748
受益者サービス手数料	44,032	4,325	73,999	7,269
販売手数料	3,619	355	9,088	893
会計・管理・名義書換手数料	522	51	552	54
未払費用	22,883	2,248	29,772	2,925
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	159,066	15,625	663,673	65,193
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$21,947,551	2,155,908	\$36,053,480	3,541,533

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

貸借対照表

ジャナス・グローバル・ リアルエステート・ファンド	2008年12月31日現在		2007年12月3	31日現在
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$112,673,311	11,067,899	\$148,835,588	14,620,120
投資証券(時価)	61,323,527	6,023,810	166,251,076	16,330,843
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券	38,333	3,765	658,895	64,723
発行ファンド受益証券	213,235	20,946	133,601	13,124
先渡為替予約未実現評価益	2,054,053	201,770	45,182	4,438
管理会社からの未収金				
流動資産合計	63,629,148	6,250,291	167,088,754	16,413,128
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券			889,183	87,344
買戻しファンド受益証券	187,903	18,458		
先渡為替予約未実現評価損				
投資運用報酬				
受益者サービス手数料	122,780	12,061	345,551	33,943
販売手数料	19,135	1,880	57,274	5,626
会計・管理・名義書換手数料	1,453	143	2,643	260
未払費用	55,614	5,463	127,298	12,504
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	386,885	38,004	1,421,949	139,678
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$63,242,263	6,212,287	\$165,666,805	16,273,450

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

## (2) 【損益計算書】

## 損益計算書

ジャナス・フレキシブル・ インカム・ファンド	2008年12月31日終了会計年度		2007年12月31日終了会計年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$		\$	
配当金	13,686,456	1,344,421	19,664,695	1,931,663
公正価値で測定した変動を損益として認 識する金融資産に係る純利益/(損失)	5,326,301	523,203	5,985,489	587,955
投資収益/(損失)合計	19,012,757	1,867,623	25,650,184	2,519,618
費用:				
投資運用報酬	933,596	91,707	1,128,661	110,868
受益者サービス手数料	1,489,734	146,337	1,802,167	177,027
販売手数料	1,403,898	137,905	1,954,918	192,032
監査報酬	10,500	1,031	10,200	1,002
会計・管理・名義書換手数料	82,792	8,133	73,147	7,185
その他費用	134,510	13,213	256,996	25,245
費用合計	4,055,030	398,326	5,226,089	513,359
超過費用補填の控除	(1,493,760)	(146,732)	(1,805,862)	(177,390)
費用補填考慮後純費用	2,561,270	251,594	3,420,227	335,969
投資純利益/(損失)	16,451,487	1,616,030	22,229,957	2,183,649
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$16,451,487	1,616,030	\$22,229,957	2,183,649

ピーター・ザンディーズ

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

損益計算書

ジャナス・ハイイールド・ファンド	ファンド 2008年12月31日終了会計年		2007年12月31日終了会計年月	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$		\$	
配当金	24,131,108	2,370,399	38,400,034	3,772,035
公正価値で測定した変動を損益として認 識する金融資産に係る純利益/(損失)	(90,719,507)	(8,911,377)	(34,174,033)	(3,356,915)
投資収益/(損失)合計	(66,588,399)	(6,540,978)	4,226,001	415,120
費用:				
投資運用報酬	811,065	79,671	1,089,107	106,983
受益者サービス手数料	1,935,952	190,169	2,597,853	255,187
販売手数料	772,717	75,904	1,069,841	105,090
監査報酬	10,500	1,031	10,200	1,002
会計・管理・名義書換手数料	71,108	6,985	70,848	6,959
その他費用	94,915	9,324	280,211	27,525
費用合計	3,696,257	363,083	5,118,060	502,747
超過費用補填の控除	(811,065)	(79,671)	(1,089,107)	(106,983)
費用補填考慮後純費用	2,885,192	283,412	4,028,953	395,764
投資純利益/(損失)	(69,473,591)	(6,824,391)	197,048	19,356
財務費用:				
買戻可能受益証券の受益者への配当:				
投資純利益 - クラスA(米ドル) (投資に係る実現純利益より)	(3,967,149)	(389,693)	(5,783,483)	(568,112)
投資純利益 - クラスA(円) (投資に係る実現純利益より)	(4,431,343)	(435,291)	(7,419,046)	(728,773)
均等化収益	(24,677)	(2,424)	(22,325)	(2,193)
買戻可能受益証券の受益者への 配当合計	(8,423,169)	(827,408)	(13,224,854)	(1,299,077)
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$(77,896,760)	(7,651,799)	\$(13,027,806)	(1,279,721)

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

損益計算書

ジャナス・バランス・ファンド	2008年12月31日終了会計年度		2007年12月31日終了会計年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$		\$75	7
配当金				
公正価値で測定した変動を損益として認 識する金融資産に係る純利益/(損失)	(10,918,678)	(1,072,542)	7,640,188	750,496
投資収益/(損失)合計	(10,918,678)	(1,072,542)	7,640,263	750,503
費用:				_
投資運用報酬	162,936	16,005	201,884	19,831
受益者サービス手数料	486,636	47,802	603,422	59,274
販売手数料	201,221	19,766	317,820	31,219
監査報酬	10,500	1,031	10,200	1,002
会計・管理・名義書換手数料	14,315	1,406	13,130	1,290
その他費用	27,597	2,711	55,437	5,446
費用合計	903,205	88,722	1,201,893	118,062
超過費用補填の控除				
費用補填考慮後純費用	903,205	88,722	1,201,893	118,062
投資純利益/(損失)	(11,821,883)	(1,161,264)	6,438,370	632,441
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$(11,821,883)	(1,161,264)	\$6,438,370	632,441

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

損益計算書

ジャナス・ストラテジック・ バリュー・ファンド	2008年12月31日終了会計年度		2007年12月31日終了会計年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$		\$14	1
配当金				
公正価値で測定した変動を損益として認 さる金融資産に係る純利益/(損失)	(12,460,159)	(1,223,961)	4,329,598	425,296
投資収益/(損失)合計	(12,460,159)	(1,223,961)	4,329,612	425,298
費用:				_
投資運用報酬	113,055	11,105	164,205	16,130
受益者サービス手数料	375,272	36,863	547,646	53,795
販売手数料	136,098	13,369	218,173	21,431
監査報酬	10,500	1,031	10,200	1,002
会計・管理・名義書換手数料	9,873	970	10,653	1,046
その他費用	17,461	1,715	45,472	4,467
費用合計	662,259	65,054	996,349	97,871
超過費用補填の控除	(113,055)	(11,105)	(164,205)	(16,130)
費用補填考慮後純費用	549,204	53,948	832,144	81,742
投資純利益/(損失)	(13,009,363)	(1,277,910)	3,497,468	343,556
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$(13,009,363)	(1,277,910)	\$3,497,468	343,556

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

損益計算書

ジャナス・トゥエンティ・ファンド	2008年12月31日終了会計年度		2007年12月31日終了会計年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$4	0	\$47	5
配当金				
公正価値で測定した変動を損益として認 識する金融資産に係る純利益/(損失)	(16,752,092)	(1,645,558)	9,739,388	956,700
投資収益/(損失)合計	(16,752,088)	(1,645,558)	9,739,435	956,705
費用:				
投資運用報酬	78,574	7,718	88,650	8,708
受益者サービス手数料	257,812	25,325	294,852	28,963
販売手数料	74,389	7,307	112,862	11,086
監査報酬	10,500	1,031	10,200	1,002
会計・管理・名義書換手数料	6,865	674	5,775	567
その他費用	18,606	1,828	28,007	2,751
費用合計	446,746	43,884	540,346	53,078
超過費用補填の控除				
費用補填考慮後純費用	446,746	43,884	540,346	53,078
投資純利益/(損失)	(17,198,834)	(1,689,441)	9,199,089	903,627
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$(17,198,834)	(1,689,441)	\$9,199,089	903,627

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

損益計算書

ジャナス・グローバル・ リアルエステート・ファンド	2008年12月31日終了会計年度		2007年12月31日約	了会計年度
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$		\$	
配当金	2,450,854	240,747	6,904,828	678,261
公正価値で測定した変動を損益として認 - 識する金融資産に係る純利益/(損失)	(68,875,692)	(6,765,659)	(31,274,628)	(3,072,107)
投資収益/(損失)合計	(66,424,838)	(6,524,912)	(24,369,800)	(2,393,845)
費用:				
投資運用報酬	292,919	28,773	565,935	55,592
受益者サービス手数料	866,958	85,161	1,676,451	164,678
販売手数料	458,967	45,084	895,219	87,937
監査報酬	10,500	1,031	10,200	1,002
会計・管理・名義書換手数料	25,046	2,460	36,446	3,580
その他費用	19,879	1,953	133,979	13,161
費用合計	1,674,269	164,463	3,318,230	325,950
超過費用補填の控除	(292,919)	(28,773)	(565,935)	(55,592)
費用補填考慮後純費用	1,381,350	135,690	2,752,295	270,358
投資純利益/(損失)	(67,806,188)	(6,660,602)	(27,122,095)	(2,664,203)
財務費用:				
買戻可能受益証券の受益者への配当:				
投資純利益 - クラスA(米ドル) (投資に係る実現純利益より)	(1,152,019)	(113,163)	(1,499,382)	(147,284)
投資純利益 - クラスB(米ドル) (投資に係る実現純利益より)	(4,136,466)	(406,325)	(5,455,948)	(535,938)
投資純利益 - クラスA(円) (投資に係る実現純利益より)	(224,075)	(22,011)	(294,045)	(28,884)
投資純利益 - クラスB(円) (投資に係る実現純利益より)	(641,391)	(63,004)	(759,802)	(74,635)
買戻可能受益証券の受益者への 配当合計	(6,153,951)	(604,503)	(8,009,177)	(786,741)
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$(73,960,139)	(7,265,104)	\$(35,131,272)	(3,450,945)

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

#### 財務書類に対する注記

#### 1 会計方針

ジャナス・セレクション(以下「当トラスト」という。また、当トラストの有する6つのファンドを以下「ファンド」という。)が採用している重要な会計方針及び見積りの手法は以下のとおりです。

#### 財務書類の表示基準

本財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準及び1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランドの法令に準拠して作成されております。真実かつ公正な概観を示す財務書類を作成するにあたりアイルランドで一般に公正妥当と認められる会計基準は、アイルランド勅許会計士協会によって発布されており、会計基準審議会によって発行されています。

本財務書類の形式及び特定の文言については、FRS第3号「財務成績の報告」に含まれているものを 適用しており、したがって管理会社は、投資信託としての当トラストの事業の性質をより適切に反映 しているとの見方をしております。

経営者は、将来に関する見積りと仮定を行います。その結果得られる会計上の見積りが、関連する 実際の結果と等しくなることは通常はほとんどありません。次年度において資産と負債の帳簿価額に 対して重要な修正をもたらす重大なリスクのある見積り及び仮定については、下記で概説します。

当トラストは、オープン・エンド型の投資信託に適用されるキャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS第1号の免除規定を利用しました。

#### 取得原価主義

本財務書類は、投資については時価で計上する修正取得原価主義に基づき作成されています。

#### 投資の評価

アンダーライイング・ファンドに対する投資は、管理事務代行会社から入手可能なアンダーライイング・ファンドについての直近の入手可能な1口当たり純資産価額で評価されており、かかる純資産価額は公正価値に近似しています。その他の合同運用型スキームに対する投資は、直近の入手可能な純資産価額で評価されます。

流動資産として保有される市場性のある投資有価証券は、時価で表示されており、この評価から生じる損益は損益計算書に計上されています。

## 投資取引及び投資収益

投資取引は、購入日あるいは売却日現在で会計処理されます。投資取引からの実現損益は、先入先 出法を使って計算されます。

配当金は、関連する有価証券が「配当落ち」として掲載された日に損益計算書に計上されます。受取利息は発生主義で日々計上されます。収益は、回収不能な源泉徴収税込みで表示されます。

## 分配

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドは、クラス A(米ドル)受益証券(毎月分配型)、クラスA(円)受益証券(毎月分配型)、クラスB(米ドル)受益証券 (毎月分配型)、クラスB(円)受益証券(毎月分配型)、クラスI(米ドル)受益証券(毎月分配型)及びク ラスI(円)受益証券(毎月分配型)に関して、少なくとも1ヶ月毎に投資純利益からの分配を宣言し、 実施する予定です。ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・フ ァンドが投資有価証券を売却する際の分配クラスにより実現される純キャピタル・ゲインは、管理会 社の裁量で定期的に宣言され、分配されます。ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド がアンダーライイング・ファンドから配当を受け取った場合、ジャナス・グローバル・リアルエステ ート・ファンドは、クラスA(米ドル)受益証券(四半期分配型)、クラスA(円)受益証券(四半期分配 型)、クラスB(米ドル)受益証券(四半期分配型)、クラスB(円)受益証券(四半期分配型)、クラスI (米ドル)受益証券(四半期分配型)及びクラス I (円)受益証券(四半期分配型)に関して、少なくとも四 半期毎に投資純利益からの分配を宣言し、実施する予定です。ジャナス・グローバル・リアルエステ ート・ファンドが投資有価証券を売却する際の分配クラスにより実現される純キャピタル・ゲインは、 管理会社の裁量で定期的に宣言され、分配されます。配当金の公表日前に、未分配投資純利益は留保 され、関連するクラスの純資産価額に反映されます。ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ス トラテジック・バリュー・ファンド及びジャナス・トゥエンティ・ファンドは、分配を行う予定があ りません。純利益及び実現純キャピタル・ゲインは、配当金として支払われることなく留保され、そ れぞれのクラスの1口当たり純資産価格に反映されます。

## 外貨換算

#### 機能通貨及び表示通貨

当トラストの財務書類に含まれる項目は、当トラストが運用を行っている主たる経済環境における 通貨(機能通貨)である米ドルを用いて測定されます。本財務書類において開示される全ての金額は、 米ドル(表示通貨)で表示されています。

#### 取引及び残高

基準となる通貨以外の通貨建ての資産及び負債は貸借対照表日の為替レートで基準通貨に換算されます。基準となる通貨以外の通貨建ての取引は、管理事務代行会社が適切と考える、取引日時点の為替レート(公式なものであるかどうかを問わない)で基準通貨に換算されます。外貨建取引による損益は、当期の業績を決定する際に損益計算書において認識されます。

## 為替契約

当トラストは、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド及びジャナ ス・ストラテジック・バリュー・ファンドの各クラス I (円) 受益証券(適格機関投資家専用)、ジャナ ス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及び ジャナス・ハイイールド・ファンドのクラス I (円) 受益証券(適格機関投資家専用)、並びにジャナ ス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドの各クラス A (円) 受 益証券(毎月分配型)及び各クラスB(円)受益証券(毎月分配型)を除いて、円クラスレベルでのヘッジ を目的とした先渡為替予約を締結しています。先渡為替予約の建玉からの未実現損益は、契約レート と解約するためのレートの差を照合して計算されます。実現損益には、決済されたか、あるいは他の 契約と相殺された契約の純利益が含まれます。円クラスレベルでのヘッジでは、実現及び未実現損益 は受益証券の円クラスにのみ配分されます。当トラストは、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジ ャナス・バランス・ファンド及びジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの各クラス I (円) 受益証券(適格機関投資家専用)、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・ フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのクラス I (円) 受益証券 (適格機関投資家専用)、並びにジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイ ールド・ファンドの各クラスA(円)受益証券(毎月分配型)及び各クラスB(円)受益証券(毎月分配型) を除いて、円クラスの為替リスクのヘッジに努めるものの、円クラスの価額が米ドルに対する円の水 準によって影響を受けないという保証は一切できません。

# 2009年6月30日に終了した6ヶ月間の中間財務書類 貸借対照表

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

2009年 6 月30日現在

2008年12月31日現在

(未監査)

(監査済)

	( )( m)	<del>-</del> /	(血量//)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$316,330,789	30,200,100	\$327,528,504	31,269,146
投資証券(時価)	326,550,982	31,175,822	327,810,215	31,296,041
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券	22,371	2,136	175,227	16,729
発行ファンド受益証券	3,475,734	331,828	2,564,893	244,870
先渡為替予約未実現評価益	535,934	51,166	3,899,756	372,310
管理会社からの未収金	40,337	3,851	41,510	3,963
流動資産合計	330,625,358	31,564,803	334,491,601	31,933,913
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券	374,697	35,772		
買戻しファンド受益証券	2,680,287	255,887	3,515,911	335,664
投資運用報酬				
受益者サービス手数料	96,381	9,201	314,389	30,015
販売手数料	57,764	5,515	88,142	8,415
会計・管理・名義書換手数料	7,141	682	8,125	776
未払費用	59,232	5,655	142,708	13,624
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	3,275,502	312,712	4,069,275	388,494
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$327,349,856	31,252,091	\$330,422,326	31,545,419

貸借対照表

ジャナス・ハイイールド・ファンド 2009年6月30日現在 2008年12月31日現在

(未監査)

(監査済)

	( // ш.	<b>=</b> /	( 监查// /	
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$327,014,614	31,220,085	\$334,143,288	31,900,660
投資証券(時価)	267,256,264	25,514,956	234,345,541	22,372,969
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券	133,573	12,752	376,754	35,969
発行ファンド受益証券	852,501	81,388	116,081	11,082
先渡為替予約未実現評価益	398,468	38,042	2,771,751	264,619
管理会社からの未収金			22	2
流動資産合計	268,640,806	25,647,138	237,610,149	22,684,641
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券	91,596	8,745		
買戻しファンド受益証券	835,795	79,793	830,773	79,314
投資運用報酬				
受益者サービス手数料	110,426	10,542	351,627	33,570
販売手数料	47,266	4,512	44,778	4,275
会計・管理・名義書換手数料	5,835	557	5,656	540
未払費用	12,184	1,163	118,208	11,285
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	1,103,102	105,313	1,351,042	128,984
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$267,537,704	25,541,825	\$236,259,107	22,555,657

貸借対照表

ジャナス・バランス・ファンド 2009年6月30日現在 2008年12月31日現在

(未監査)

(監査済)

	(八里上	1)	( 血量/// )	
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$44,363,647	4,235,397	\$46,407,005	4,430,477
投資証券(時価)	51,789,561	4,944,349	50,656,646	4,836,190
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券	151,621	14,475	21,000	2,005
発行ファンド受益証券	118,175	11,282	125,194	11,952
先渡為替予約未実現評価益	133,257	12,722	959,476	91,601
管理会社からの未収金				
流動資産合計	52,192,614	4,982,829	51,762,316	4,941,748
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券				
買戻しファンド受益証券	310,514	29,645	133,529	12,748
投資運用報酬	10,718	1,023	10,525	1,005
受益者サービス手数料	29,676	2,833	92,053	8,788
販売手数料	10,741	1,025	11,336	1,082
会計・管理・名義書換手数料	1,139	109	1,236	118
未払費用	13,651	1,303	33,873	3,234
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	376,439	35,939	282,552	26,975
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$51,816,175	4,946,890	\$51,479,764	4,914,773

貸借対照表

ジャナス・ストラテジック・ バリュー・ファンド

2009年 6 月30日現在 2008年12月31日現在

(未監査)

(監査済)

千円 3,845,468 3,645,903 377 6,083 8,880	米ドル \$38,007,464 32,938,648 346,474	千円 3,628,573 3,144,653
3,645,903 377 6,083	32,938,648	3,144,653
3,645,903 377 6,083	32,938,648	3,144,653
377 6,083		
6,083	346,474	22.077
6,083	346,474	22.67
6,083	346,474	22.07
	346,474	22.07
0 000		33,078
0,000	638,718	60,978
3,661,243	33,923,840	3,238,709
310	5,251	50
2,110	177,829	16,97
2,487	66,301	6,330
736	7,391	706
81	794	70
353	25,872	2,470
6,077	283,438	27,060
	\$33,640,402	3,211,649
	2,110 2,487 736 81 353	2,110 177,829  2,487 66,301  736 7,391  81 794  353 25,872  6,077 283,438

貸借対照表

ジャナス・トゥエンティ・ファンド 2009年6月30日現在 2008年12月31日現在

(未監査)

(監査済)

	1 (本語)	<b>1</b> )	(監旦海)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$35,619,646	3,400,608	\$30,014,763	2,865,509
投資証券(時価)	32,910,492	3,141,965	21,539,418	2,056,368
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券			14,066	1,343
発行ファンド受益証券	298,827	28,529	113,351	10,822
先渡為替予約未実現評価益	64,058	6,116	439,782	41,986
管理会社からの未収金				
流動資産合計	33,273,377	3,176,609	22,106,617	2,110,519
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券	197,010	18,809		
買戻しファンド受益証券	55,063	5,257	83,562	7,978
投資運用報酬	6,715	641	4,448	425
受益者サービス手数料	21,128	2,017	44,032	4,204
販売手数料	4,644	443	3,619	346
会計・管理・名義書換手数料	713	68	522	50
未払費用	15,312	1,462	22,883	2,185
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	300,585	28,697	159,066	15,186
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$32,972,792	3,147,912	\$21,947,551	2,095,333

貸借対照表

ジャナス・グローバル・ リアルエステート・ファンド

2009年 6 月30日現在 2008年12月31日現在

(未監査)

(監査済)

	(八皿)	<b>=</b> /	(血量//)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$114,058,158	10,889,132	\$112,673,311	10,756,921
投資証券(時価)	72,861,883	6,956,124	\$61,323,527	5,854,557
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券	15,182	1,449	38,333	3,660
発行ファンド受益証券	259,124	24,739	213,235	20,358
先渡為替予約未実現評価益	222,109	21,205	2,054,053	196,100
管理会社からの未収金				
流動資産合計	73,358,298	7,003,517	63,629,148	6,074,675
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券	103,775	9,907		
買戻しファンド受益証券	179,540	17,141	187,903	17,939
投資運用報酬				
受益者サービス手数料	47,238	4,510	122,780	11,722
販売手数料	21,419	2,045	19,135	1,827
会計・管理・名義書換手数料	1,579	151	1,453	139
未払費用	11,631	1,110	55,614	5,309
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	365,182	34,864	386,885	36,936
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$72,993,116	6,968,653	\$63,242,263	6,037,739

損益計算書

ジャナス・フレキシブル・ インカム・ファンド

2009年6月30日に終了した期間 2008年6月30日に終了した期間

(未監査)

(未監査)

	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$		\$	
配当金	6,161,783	588,265	6,939,009	662,467
公正価値で測定した変動を損益として認 識する金融資産に係る純利益/(損失)	7,959,916	759,933	(2,240,313)	(213,883)
投資収益/(損失)合計	14,121,699	1,348,199	4,698,696	448,585
費用:				
投資運用報酬	407,938	38,946	501,758	47,903
受益者サービス手数料	650,347	62,089	800,838	76,456
販売手数料	423,751	40,456	800,936	76,465
監査報酬	5,500	525	5,500	525
会計・管理・名義書換手数料	46,034	4,395	39,436	3,765
その他費用	70,483	6,729	74,370	7,100
費用合計	1,604,053	153,139	2,222,838	212,214
超過費用補填の控除	(652,702)	(62,313)	(802,815)	(76,645)
費用補填考慮後純費用	951,351	90,825	1,420,023	135,570
投資純利益/(損失)	13,170,348	1,257,373	3,278,673	313,015
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$13,170,348	1,257,373	\$3,278,673	313,015

損益計算書

ジャナス・ハイイールド・ファンド 2009年6月30日に終了した期間 2008年6月30日に終了した期間

(未監査) (未監査) 米ドル 千円 米ドル 千円 投資収益: 利息 \$ \$ 配当金 11,606,409 1,108,064 12,954,754 1,236,790 公正価値で測定した変動を損益として認 32,132,311 3,067,672 (21,577,242)(2.059.979)識する金融資産に係る純利益/(損失) 投資収益/(損失)合計 43,738,720 4,175,736 (8,622,488)(823, 189)費用: 投資運用報酬 308,906 29,491 451,824 43,136 受益者サービス手数料 102,951 707,494 67,544 1,078,362 販売手数料 275,642 26,316 436,761 41,698 5,500 監查報酬 525 5.500 525 会計・管理・名義書換手数料 34,548 3,298 38,259 3,653 その他費用 31,662 3,023 62,571 5,974 費用合計 1,363,752 130,197 2,073,277 197,936 超過費用補填の控除 (308,906)(29,491)(451,824)(43, 136)費用補填考慮後純費用 1,054,846 100,706 154,800 1,621,453 投資純利益/(損失) 42,683,874 4,075,029 (10,243,941)(977,989)財務費用: 買戻可能受益証券の受益者への配当: 投資純利益 - クラスA(米ドル) (1,715,196)(163,750)(2,184,596)(208,563)(毎月分配型) 投資純利益 - クラスA(円) (1,697,299)(162,041)(2,557,241)(244, 140)(毎月分配型) 均等化収益 928 9,719 1,679 160 買戻可能受益証券の受益者への (3,402,776)(324,863)(4,740,158)(452,543)配当合計

損益は継続的な運用からのみ生じています。上記以外には損益はありませんでした。 注記は財務書類の一部を構成します。

運用による純資産の純増加/(減少)額

\$39,281,098

3,750,166

\$(14,984,099)

(1,430,532)

損益計算書

ジャナス・バランス・ファンド 2009年6月30日に終了した期間 2008年6月30日に終了した期間

(未監査)

(未監査)

(木監貨)		(木監貨)	
米ドル	千円	米ドル	千円
\$		\$	
3,711,313	354,319	(1,670,413)	(159,474)
3,711,313	354,319	(1,670,413)	(159,474)
62,642	5,980	90,299	8,621
186,931	17,846	269,705	25,749
64,901	6,196	119,524	11,411
5,500	525	5,500	525
7,044	672	7,098	678
9,178	876	14,342	1,369
336,196	32,097	506,468	48,352
336,196	32,097	506,468	48,352
3,375,117	322,222	(2,176,881)	(207,827)
\$3,375,117	322,222	\$(2,176,881)	(207,827)
	** ドル \$ 3,711,313 3,711,313 62,642 186,931 64,901 5,500 7,044 9,178 336,196 336,196 3,375,117	**ドル 千円  \$ 3,711,313 354,319  3,711,313 354,319  62,642 5,980  186,931 17,846  64,901 6,196  5,500 525  7,044 672  9,178 876  336,196 32,097  336,196 32,097  3,375,117 322,222	** ・* ・* ・* ・* ・* ・* ・* ・* ・* ・* ・* ・* ・

損益計算書

ジャナス・ストラテジック・ バリュー・ファンド

2009年6月30日に終了した期間 2008年6月30日に終了した期間

(未監査)

(未監査)

	(不益旦)		(木盖旦)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$		\$	
配当金				
公正価値で測定した変動を損益として認 識する金融資産に係る純利益/(損失)	2,820,601	269,283	(1,823,154)	(174,057)
投資収益/(損失)合計	2,820,601	269,283	(1,823,154)	(174,057)
費用:				
投資運用報酬	42,945	4,100	63,512	6,063
受益者サービス手数料	134,364	12,828	211,150	20,158
販売手数料	42,885	4,094	79,825	7,621
監査報酬	5,500	525	5,500	525
会計・管理・名義書換手数料	4,802	458	4,993	477
その他費用	7,374	704	10,316	985
費用合計	237,870	22,709	375,296	35,830
超過費用補填の控除	(42,945)	(4,100)	(63,512)	(6,063)
費用補填考慮後純費用	194,925	18,609	311,784	29,766
投資純利益/(損失)	2,625,676	250,673	(2,134,938)	(203,823)
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$2,625,676	250,673	\$(2,134,938)	(203,823)

損益計算書

ジャナス・トゥエンティ・ファンド 2009年6月30日に終了した期間 2008年6月30日に終了した期間

(未監査)

(未監査)

	(木盖旦)		且益不)	.)
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$		\$	
配当金				
公正価値で測定した変動を損益として認 識する金融資産に係る純利益/(損失)	5,474,801	522,679	(383,760)	(36,638)
投資収益/(損失)合計	5,474,801	522,679	(383,760)	(36,638)
費用:				
投資運用報酬	32,734	3,125	42,818	4,088
受益者サービス手数料	107,759	10,288	140,867	13,449
販売手数料	24,155	2,306	43,862	4,188
監査報酬	5,500	525	5,500	525
会計・管理・名義書換手数料	3,596	343	3,370	322
その他費用	9,516	908	7,707	736
費用合計	183,260	17,496	244,124	23,307
超過費用補填の控除				
費用補填考慮後純費用	183,260	17,496	244,124	23,307
投資純利益/(損失)	5,291,541	505,183	(627,884)	(59,944)
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$5,291,541	505,183	\$(627,884)	(59,944)

損益計算書

ジャナス・グローバル・ リアルエステート・ファンド 2009年 6 月30日に終了した期間 2008年 6 月30日に終了した期間

(未監査)

(未監査)

	直溫不)	.)	(木監直)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$906,654	86,558	\$2,614,643	249,620
配当金			1,512,247	144,374
公正価値で測定した変動を損益として認 識する金融資産に係る純利益/(損失)	6,392,982	610,338	(22,131,508)	(2,112,895)
投資収益/(損失)合計	7,299,636	696,896	(18,004,618)	(1,718,901)
費用:				
投資運用報酬	73,840	7,050	178,569	17,048
受益者サービス手数料	203,320	19,411	528,821	50,487
販売手数料	110,201	10,521	280,627	26,791
監査報酬	5,500	525	5,500	525
会計・管理・名義書換手数料	8,114	775	14,029	1,339
その他費用	7,131	681	20,269	1,935
費用合計	408,106	38,962	1,027,815	98,125
超過費用補填の控除	(73,840)	(7,050)	(178,569)	(17,048)
費用補填考慮後純費用	334,266	31,912	849,246	81,078
投資純利益/(損失)	6,965,370	664,984	(18,853,864)	(1,799,978)
財務費用:				
買戻可能受益証券の受益者への配当:				
投資純利益 - クラスA(米ドル) (毎月分配型)	(44,415)	(4,240)	(588,520)	(56,186)
投資純利益 - クラスB(米ドル) (毎月分配型)	(48,973)	(4,675)	(2,152,259)	(205,476)
投資純利益 - クラスA(円) (毎月分配型)	(7,783)	(743)	(119,434)	(11,402)
投資純利益 - クラスB(円) (毎月分配型)	(8,580)	(819)	(326,671)	(31,187)
買戻可能受益証券の受益者への 配当合計	(109,751)	(10,478)	(3,186,884)	(304,252)
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$6,855,619	654,506	\$(22,040,748)	(2,104,230)

2009年6月30日に終了した期間

2008年6月30日に終了した期間

ジャナス・フレキシブル・ インカム・ファンド (未監査) (未監査) 米ドル 千円 米ドル 千円 運用による純資産の純増加/(減少)額 13,170,348 1,257,373 3,278,673 313.015 受益証券の資本取引: 受益証券の発行 111,112,031 10,607,866 47,378,577 4,523,233 受益証券買戻し (127, 354, 849)(83,313,401) (7,953,930)(12, 158, 567)資本取引による純増加額 (3,430,698)(16,242,818)(1,550,702)(35,934,824)純資産の純増加額 (3,072,470)(293, 329)(32,656,151)(3,117,683)純資産: 期首 330,422,326 31,545,419 408,266,550 38,977,208 期末 \$327,349,856 31,252,091 \$375,610,399 35,859,525

	口数	口数
受益証券取引:		
受益証券の発行	817,975	363,039
受益証券買戻し	(959,759)	(657,722)
受益証券の純増加/(減少)	(141,784)	(294,683)
発行済受益証券、期首	2,506,580	3,276,919
発行済受益証券、期末	2,364,796	2,982,236

ジャナス・ハイイールド・ファンド 2009年6月30日に終了した期間 2008年6月30日に終了した期間

	(未監査)		(未監査)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
運用による純資産の純増加/(減少)額	39,281,098	3,750,166	(14,984,099)	(1,430,532)
受益証券の資本取引:				
受益証券の発行	26,995,136	2,577,226	15,387,541	1,469,049
受益証券買戻し	(34,997,637)	(3,341,224)	(60,259,275)	(5,752,953)
資本取引による純増加額	(8,002,501)	(763,999)	(44,871,734)	(4,283,904)
純資産の純増加額	31,278,597	2,986,168	(59,855,833)	(5,714,436)
純資産:				
期首	236,259,107	22,555,657	402,745,684	38,450,130
期末	\$267,537,704	25,541,825	\$342,889,851	32,735,694
	口数		口数	
受益証券取引:				
受益証券の発行	262,041 13		132	,424
受益証券買戻し	(340,654)		(524	,709)
受益証券の純増加/(減少)	(78,613)		(392	, 285)
発行済受益証券、期首	2,723,221		3,556	,138
発行済受益証券、期末	2,644,608		3,163	,853

ジャナス・バランス・ファンド 2009年6月30日に終了した期間 2008年6月30日に終了した期間 (未監査) (未監査) 米ドル 千円 米ドル 千円 運用による純資産の純増加/(減少)額 3.375.117 322.222 (2,176,881)(207, 827)受益証券の資本取引: 受益証券の発行 4,378,876 418,051 16,281,958 1,554,439 受益証券買戻し (22,311,365) (2,130,066)(7,417,582)(708, 157)資本取引による純増加額 (3,038,706)(290, 105)(6,029,407)(575,627)純資産の純増加額 32,117 336,411 (8,206,288)(783, 454)純資産: 期首 51,479,764 4,914,773 76,780,893 7,330,272 期末 \$51,816,175 4,946,890 \$68,574,605 6,546,818 口数 口数 受益証券取引: 受益証券の発行 39,459 122,513 受益証券買戻し (67,444)(172,306)受益証券の純増加/(減少) (27,985)(49,793)発行済受益証券、期首 470,737 585,923

442,752

536,130

損益は継続的な運用からのみ生じています。上記以外には損益はありませんでした。 注記は財務書類の一部を構成します。

発行済受益証券、期末

ジャナス・ストラテジック・ バリュー・ファンド

2009年6月30日に終了した期間 2008年6月30日に終了した期間

	(未監査)		(未監査)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
運用による純資産の純増加/(減少)額	2,625,676	250,673	(2,134,938)	(203,823)
受益証券の資本取引:				
受益証券の発行	8,880,974	847,867	5,694,097	543,615
受益証券買戻し	(6,861,042)	(655,024)	(11,508,335)	(1,098,701)
資本取引による純増加額	2,019,932	192,843	(5,814,238)	(555,085)
純資産の純増加額	4,645,608	443,516	(7,949,176)	(758,908)
純資産:				
期首	33,640,402	3,211,649	55,967,878	5,343,253
期末	\$38,286,010	3,655,165	\$48,018,702	4,584,345

	口数	口数
受益証券取引:		
受益証券の発行	80,465	36,041
受益証券買戻し	(60,983)	(76,082)
受益証券の純増加/(減少)	19,482	(40,041)
発行済受益証券、期首	297,514	361,013
発行済受益証券、期末	316,996	320,972

ジャナス・トゥエンティ・ファンド 2009年6月30日に終了した期間 2008年6月30日に終了した期間

	(未監査)		(未監査	(未監査)	
	米ドル	千円	米ドル	千円	
運用による純資産の純増加/(減少)額	5,291,541	505,183	(627,884)	(59,944)	
受益証券の資本取引:					
受益証券の発行	10,324,401	985,671	12,595,198	1,202,464	
受益証券買戻し	(4,590,701)	(438,274)	(10,072,196)	(961,593)	
資本取引による純増加額	5,733,700	547,396	2,523,002	240,871	
純資産の純増加額	11,025,241	1,052,580	1,895,118	180,927	
純資産:					
期首	21,947,551	2,095,333	36,053,480	3,442,026	
期末	\$32,972,792	3,147,912	\$37,948,598	3,622,953	
	口数		口数		
受益証券取引:					
受益証券の発行	109,537		81,	726	
受益証券買戻し	(47,644)		(69,	494)	
受益証券の純増加/(減少)	61,893		12,	232	
発行済受益証券、期首	254,912		236,	177	
発行済受益証券、期末	316,805		248,	409	

ジャナス・グローバル・ リアルエステート・ファンド	2009年 6 月30日に	終了した期間	2008年6月30日に終了した期間	
	(未監査)		(未監査)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
運用による純資産の純増加/(減少)額	6,855,619	654,506	(22,040,748)	(2,104,230)
受益証券の資本取引:				
受益証券の発行	10,789,659	1,030,089	6,351,886	606,415
受益証券買戻し	(7,894,425)	(753,681)	(24,312,655)	(2,321,129)
資本取引による純増加額	2,895,234	276,408	(17,960,769)	(1,714,715)
純資産の純増加額	9,750,853	930,914	(40,001,517)	(3,818,945)
純資産:				
期首	63,242,263	6,037,739	165,666,805	15,816,210
期末	\$72,993,116	6,968,653	\$125,665,288	11,997,265
	口数		口数	
受益証券取引:				
受益証券の発行	188,119		56	,476
受益証券買戻し	(142,426)		(223,605)	
受益証券の純増加/(減少)	45,693		(167,129)	
発行済受益証券、期首	1,128,747		1,430,164	
発行済受益証券、期末	1,174,440		1,263,035	

#### 中間財務書類に対する注記

#### 1 会計方針

ジャナス・セレクション(以下「当トラスト」という。また、当トラストの有する6つのファンドを以下「ファンド」という。)が採用している重要な会計方針及び見積りの手法は以下のとおりです。

#### 財務書類の表示基準

本財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準及び1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランドの法令に準拠して作成されております。真実かつ公正な概観を示す財務書類を作成するにあたりアイルランドで一般に公正妥当と認められる会計基準は、アイルランド勅許会計士協会によって発布されており、会計基準審議会によって発行されています。

本財務書類の形式及び特定の文言については、FRS第3号「財務成績の報告」に含まれているものを 適用しており、したがって管理会社は、投資信託としての当トラストの事業の性質をより適切に反映 しているとの見方をしております。

経営者は、将来に関する見積りと仮定を行います。その結果得られる会計上の見積りが、関連する 実際の結果と等しくなることは通常はほとんどありません。次年度において資産と負債の帳簿価額に 対して重要な修正をもたらす重大なリスクのある見積り及び仮定については、下記で概説します。

当トラストは、オープン・エンド型の投資信託に適用されるキャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS第1号の免除規定を利用しました。

#### 取得原価主義

本財務書類は、投資については時価で計上する修正取得原価主義に基づき作成されています。

#### 投資の評価

アンダーライイング・ファンドに対する投資は、管理事務代行会社から入手可能なアンダーライイング・ファンドについての直近の入手可能な1口当たり純資産価額で評価されており、かかる純資産価額は公正価値に近似しています。その他の合同運用型スキームに対する投資は、直近の入手可能な純資産価額で評価されます。

流動資産として保有される市場性のある投資有価証券は、時価で表示されており、この評価から生じる損益は損益計算書に計上されています。

#### 投資取引及び投資収益

投資取引は、購入日あるいは売却日現在で会計処理されます。投資取引からの実現損益は、先入先 出法を使って計算されます。

配当金は、関連する有価証券が「配当落ち」として掲載された日に損益計算書に計上されます。受取利息は発生主義で日々計上されます。収益は、回収不能な源泉徴収税込みで表示されます。

#### 分配

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドは、クラス A(米ドル)受益証券(毎月分配型)、クラスA(円)受益証券(毎月分配型)、クラスB(米ドル)受益証券 (毎月分配型)、クラスB(円)受益証券(毎月分配型)、クラスI(米ドル)受益証券(毎月分配型)及びク ラスI(円)受益証券(毎月分配型)に関して、少なくとも1ヶ月毎に投資純利益からの分配を宣言し、 実施する予定です。ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・フ ァンドが投資有価証券を売却する際の分配クラスにより実現される純キャピタル・ゲインは、管理会 社の裁量で定期的に宣言され、分配されます。ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド がアンダーライイング・ファンドから配当を受け取った場合、ジャナス・グローバル・リアルエステ ート・ファンドは、クラスA(米ドル)受益証券(四半期分配型)、クラスA(円)受益証券(四半期分配 型)、クラスB(米ドル)受益証券(四半期分配型)、クラスB(円)受益証券(四半期分配型)、クラスI (米ドル)受益証券(四半期分配型)及びクラス I (円)受益証券(四半期分配型)に関して、少なくとも四 半期毎に投資純利益からの分配を宣言し、実施する予定です。ジャナス・グローバル・リアルエステ ート・ファンドが投資有価証券を売却する際の分配クラスにより実現される純キャピタル・ゲインは、 管理会社の裁量で定期的に宣言され、分配されます。配当金の公表日前に、未分配投資純利益は留保 され、関連するクラスの純資産価額に反映されます。ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ス トラテジック・バリュー・ファンド及びジャナス・トゥエンティ・ファンドは、分配を行う予定があ りません。純利益及び実現純キャピタル・ゲインは、配当金として支払われることなく留保され、そ れぞれのクラスの1口当たり純資産価格に反映されます。

#### 外貨換算

#### 機能通貨及び表示通貨

当トラストの財務書類に含まれる項目は、当トラストが運用を行っている主たる経済環境における 通貨(機能通貨)である米ドルを用いて測定されます。本財務書類において開示される全ての金額は、 米ドル(表示通貨)で表示されています。

#### 取引及び残高

基準となる通貨以外の通貨建ての資産及び負債は貸借対照表日の為替レートで基準通貨に換算されます。基準となる通貨以外の通貨建ての取引は、管理事務代行会社が適切と考える、取引日時点の為替レート(公式なものであるかどうかを問わない)で基準通貨に換算されます。外貨建取引による損益は、当期の業績を決定する際に損益計算書において認識されます。

#### 為替契約

当トラストは、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド及びジャナ ス・ストラテジック・バリュー・ファンドの各クラス I (円) 受益証券(適格機関投資家専用)、ジャナ ス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及び ジャナス・ハイイールド・ファンドのクラス I (円) 受益証券(適格機関投資家専用)、並びにジャナ ス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドの各クラス A (円) 受 益証券(毎月分配型)及び各クラスB(円)受益証券(毎月分配型)を除いて、円クラスレベルでのヘッジ を目的とした先渡為替予約を締結しています。先渡為替予約の建玉からの未実現損益は、契約レート と解約するためのレートの差を照合して計算されます。実現損益には、決済されたか、あるいは他の 契約と相殺された契約の純利益が含まれます。円クラスレベルでのヘッジでは、実現及び未実現損益 は受益証券の円クラスにのみ配分されます。当トラストは、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジ ャナス・バランス・ファンド及びジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの各クラス I (円) 受益証券(適格機関投資家専用)、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・ フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのクラス I (円) 受益証券 (適格機関投資家専用)、並びにジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイ ールド・ファンドの各クラスA(円)受益証券(毎月分配型)及び各クラスB(円)受益証券(毎月分配型) を除いて、円クラスの為替リスクのヘッジに努めるものの、円クラスの価額が米ドルに対する円の水 準によって影響を受けないという保証は一切できません。

# 第3 【外国投資信託受益証券事務の概要】

#### 1 投資信託受益証券の名義書換等

受益証券の名義書換手続きに関する取扱機関は以下のとおりとします。

取扱機関 シティ・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッド

(Citi Fund Services (Ireland) Limited)

取扱場所 1 ノース・ウォール・キー、ダブリン 1、アイルランド

(1 North Wall Quay Dublin 1, Ireland)

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社又は販売取扱会社に委任している場合、その販売会社又は販売取扱会社を通じて名義書換され、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

#### 2 受益者名簿の閉鎖の時期

特に定めていません。

#### 3 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、米国人及びアイルランド居住者による受益証券の取得も制限することができます。

# 第4 【ファンドの詳細情報の項目】

請求目論見書「ファンドの詳細情報」には、以下の項目が記載されます。

#### 第1 ファンドの追加情報

- 1 ファンドの沿革
- 2 ファンドに係る法制度の概要
- 3 監督官庁の概要

#### 第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 買戻し手続等

#### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 信託期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
- 2 開示制度の概要
- 3 受益者の権利等
- (1) 受益者の権利等
- (2) 為替管理上の取扱い
- (3) 本邦における代理人
- (4) 裁判管轄等

#### 第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
  - (1) 貸借対照表
  - (2) 損益計算書
  - (3) 投資有価証券明細表等
- 2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 販売及び買戻しの実績

#### 投資手法および投資商品

#### 1 はじめに

各サブファンドはアイルランド金融当局の承認および下記に定めた条件および制限の範囲内で、資産の有効な投資を行うための投資手法および投資商品を採用することができます。

#### 2 先物およびオプションの採用

購入済みコール・オプションは保証を必要としません。一般的に、サブファンドがコール・オプションの対象となる証券の所有を常時維持することを条件として、コール・オプションを売ることができます。インデックス・コール・オプションは、売却の対象となるコール・オプションの行使価格を下回らない当該ファンドの資産の全部または一部が、オプション契約に定めた内容と同じ価格変動に従った動向を見せると合理的に予測できる場合に限り、売ることができます。しかし、これに該当しないコール・オプションもかかるコール・オプションの行使価格が当該サブファンドの純資産価額の10%を超えないことを条件として売ることができます。

プットオプションの対象となる証券を該当するサブファンドが常に所有することを条件として、プットオプションを購入することができます。この条件はオプションが現金により決済される場合には該当しません。売却の対象となるプットオプションの行使価格を下回らない当該サブファンドの資産の全部または一部が、オプション契約に定めた内容と同じ価格変動に従った動向を見せると合理的に予測できる場合に限り、インデックス・プット・オプションを売ることができます。これ以外のプットオプションはかかるプットオプションの行使価格が当該サブファンドの純資産価額の10%を超えないことを条件として購入することができます。プットオプションは、当該サブファンドにより常に当該オプションの行使価格が保有されていることを条件として売ることができます。プットオプションは、行使価格が常にサブファンドにより現金、流動資産もしくは容易に売買ができる証券で現在の評価額に近い価格で7営業日以内に現金化できる証券で保有されています。

先物契約は契約の対象となる証券が常にサブファンドにより保有されていること、もしくは売却の対象となる契約の行使価格を下回らない当該サブファンドの資産の全部または一部が、先物契約に定めた内容と同じ価格変動に従った動向を見せると合理的に予測できる場合に限り、先物契約を売ることができます。先物契約は、行使価格が常にサブファンドにより現金、流動資産もしくは容易に売買ができる証券で現在の評価額に近い価格で7営業日以内に現金化できる証券で保有されています。

オプションについて支払もしくは受領したプレミアムの総額および先物契約についての当初マージンは当該ファンドの純資産価額の10%を超えてはなりません。

上記の条件は既存のポジションを手じまいするために行われる取引については適用しません。

売買されたデリバティブ・ポジションは一つのポジションとして見なすことができますが、以下のことを条件とします。

・ 両方とも同じ原資産に関するものであること、もしくは、同じではなくても、原資産が債券の場合には、価格の動きという点で高い相関関係にあり、両方とも同じ通貨変動で現金決済されること

- ・ 両方とも十分な流動性があり、日々時価評価されていること
- ・ どちらかのポジションが行使された場合、未払いのポジションに基づく実際のもしくは潜在的 な債務を履行するために必要な保証がサブファンドにあるように取決めが為されていること

店頭取引として取引するオプション、金利スワップ、為替スワップおよび先渡契約は次の追加条件に従うことを条件として許諾します。

- (1) スワップ商品はサブファンドが他の方法で引き継ぐことのないリスクを負わせてはなりません (例えば、サブファンドが直接のリスクを負うことのできない、商品または発行体に対してリスク を負うこと、もしくは現金市場において負担する可能性のある損失より多額の損失を追うリスク をファンドに負わせること)。
- (2) 取引に基づくサブファンドの債務は、常に、流動資産でなければなりません。
- (3) 相手方は最低でもA2の信用格付けを有するものとし、もしくはサブファンドがA2の格付けを有するとみなされているものでなければなりません。格付けを有さない相手方である場合には、当該相手方の不履行による損失については、A2の格付けを有し、これを維持している事業体によりサブファンドが補償されることを条件に、かかる相手方は容認できます。
- (4) 相手方に対するリスクはサブファンドの純資産価額の10%を超えてはなりません。(アイルランド金融当局通知NU13の2()、()、および()に定める機関の場合には30%を超えてはなりません)。リスクには、サブファンドが相手方に対して負担する可能性のあるすべてのリスクを考慮しなければなりません。
- (5) 投資顧問会社は相手方当事者が( )取引を最低でも毎週評価することに合意したこと、および ( )投資顧問会社の要請により、公正価格にて反対売買することに同意していること。
- (6) サブファンドが利用する予定であるスワップ商品について目論見書に明白に記載し、主にスワップの構成要素を開示すること。
- (7) 報告の対象となる期間中に行われたスワップ取引、相手方の名称および結果的な約定金額について定期的な報告を行うこと。

スワップがクレジット・デフォルト・スワップ (「CDS」) であり、サブファンド側が保証する側である場合、さらに下記の2つの条件が適用されます。

- (8) 当該契約はサブファンドにより毎日評価されるものとし、最低でも月に一度は独立した評価を受けなければなりません。
- (9) CDSに付随するリスクは、半期ごとに独立した評価を受けるものとし、独立した報告書はサプファンドに提出され、サプファンドはこれを検討するものとします(独立した評価とは、サブファンドの運用に関連する事業体による評価であっても、かかる事業体が相手方から独立していれば成立します。)

かかるテクニックおよび手法もしくは借入によるリスクの上限は、アイルランド金融当局通知 NU3の条件および制限に基づき、もしくはこの両者を通じて、当該サブファンドの純資産価額の 25%を超えないものとします。

- 注:信用リスクはグローバル・ベースで検討すべきであり、例えば、相手方が発行する証券の直接保有によるリスク、預金額および当該事業体とのデリバティブ取引などが含まれます。アイルランド金融当局はリスクを抑えるために、当該相手方がサブファンドに担保を提供する取り決めを承認します。担保はアイルランド金融当局通知NU16の第17項に従ったものとします。その他のOTC 契約は個別的にアイルランド金融当局により許可されます。
- 3 現先取引、モーゲージ証券のダラー・ロール取引、逆現先取引および有価証券貸付契約 現先取引とは、サブファンドが銀行もしくは定評ある証券ディーラーから証券を購入し、同時にか かる証券を銀行もしくはディーラーに対して合意した日および購入した証券の満期時の表面利率に関 係のない利息の市場レートを反映した価格で再販売することを契約する取引です。逆現先取引とは、 合意した価格、日程および利息を支払うことを条件として証券を買戻すことを前提とした証券の売却 です。モーゲージ証券のダラー・ロール取引では、サブファンドが抵当関連の証券をディーラーに売 却し、同時に同類の証券(但し同一の証券ではない)を将来、予め決められた価格で買い戻すことに 合意します。サブファンドは投資顧問会社が承認した相手方に有価証券貸付を行うことができます。

現先取引、逆現先取引(レポ契約)、モーゲージ証券のダラー・ロール取引および有価証券貸付契約は通常の市場慣行に従ってのみ実行します。

レポ契約、モーゲージ証券のダラー・ロール取引もしくは有価証券貸付契約に基づく担保は以下の 形式とします。

- ( )現金
- ( )国債もしくはその他の公共証券
- ( )該当する機関が発行する預金証書(ここで「該当する機関」とは、アイルランド金融当局通知NU13の 2
- ( )、( )、および( )に定める機関をいいます。)
- ( )該当する機関が発行する債券/コマーシャル・ペーパー
- ( )無条件かつ取消不能であり、三ヶ月以内の満期であり、該当する機関が発行する信用状
- ( )集中保管機構(CSD)商品

但し、以下のことを条件とします。

- 集中制限の対象となること
- 該当する証券が上記( )から(v)までの分類に属すこと、もしくはFTSE100種総合株価指数等、世間に認められた指標の構成要素であること
- 該当する証券が該当するファンドの投資目的および方針と一致していること

レポ契約、モーゲージ証券のダラー・ロール取引もしくは株式貸借取引の満了まで、当該契約もしくは取引に 基づく担保は

- 1. 日次で時価評価されなければなりません。
- 2. 常に投資額もしくは貸借株式の評価額に相当するもしくはこれを超過する価値がなければなりません。
- 3. 受託会社もしくはその代理人に移転されなければなりません。
- 4. 相手方当事者に不履行が生じた場合、相手方当事者に対する償還義務のない形で、サブファンドに直ちに提供されなければなりません。

#### 現金以外の担保の場合:

- 1. 売却もしくは担保を設定してはなりません。
- 2. 相手方当事者の信用取引で保管されなければなりません。
- 3. 相手方から独立している事業体が発行したものでなければなりません。

#### 現金担保の場合:

現金は下記以外のものは投資してはなりません。

- 1. 5 営業日以内もしくはレポ契約、モーゲージ証券のダラー・ロール取引もしくは有価証券貸付契約に基づくこれよりも短い期間で引き出すことのできる、該当する機関における預金。
- 2. 政府発行有価証券もしくはその他の公債
- 3. 上記の「現先取引、逆現先取引および有価証券貸付契約」の( )に定める預金証書
- 4. 上記の「現先取引、逆現先取引および有価証券貸付契約」の( )に定める信用状
- 5. 本書の規定に基づく現先契約
- 6. AAAの格付けを維持している毎日取引される短期金融資産投資信託。この場合には分散投資の条件は適用されません。関連のあるサブファンドに投資される場合、アイルランド金融当局通知NU13の第8(c)項に従い原短期金融資産投資信託は申込み費用、乗換費用もしくは償還費用を徴収できません。本項の毎日取引される短期金融資産投資信託は分散投資の条件は適用されません。

サブファンドの信用取引において投資された現金担保で、政府発行有価証券もしくはその他の公債、もしくはMMFに投資された現金担保以外のものは、一つの担保の30%超が同一機関の証券に投資もしくは同一機関に預託されないよう、分散しなければなりません。

投資された現金担保は、相手方当事者もしくは関連のある会社に預託、もしくは当該機関が発行した証券 に投資することはできません。

上記の規定にもかかわらず、一般的に認められているCSDが組織した有価証券貸付プログラムに参加することができます。但し、当該プログラムがシステム運用者により保証されていることを条件とします。

レポ契約、モーゲージ証券のダラー・ロール取引もしくは有価証券貸付契約の相手方は最低でもA2もしくはこれに相当する信用格付けを有する者、もしくは投資顧問会社がA2の格付けに相当するとみなした者でなければなりません。また、格付けを受けていない相手方当事者の場合には、当該相手方の不履行による損失については、A2の格付けを有し、これを維持している事業体により該当するサブファンドが補償されることを条件に、かかる相手方を容認します。

サブファンドはいつでも有価証券貸付契約を終了し、貸付証券の全部または一部の返還を要求する権利を 有します。当該契約は、かかる通知がなされた際には、借主は証券を5営業日もしくは通常の市場慣行によ り定められているその他の期間中に証券を返還する義務を負う旨を定めなければなりません。

レポ契約、モーゲージ証券のダラー・ロール取引もしくは有価証券貸付契約はアイルランド金融当局通知 NU3もしくはNU8の定める借入もしくは貸付ではありません。

#### 4 発行日取引、遅延引渡しまたは先渡予約に基づいて購入された証券

サブファンドは、純資産価額の25%までを、発行日取引、遅延引渡しまたは先渡予約に基づいて購入された証券、つまり当該証券についての通常の決済日以降サブファンドに引き渡される証券を、定められた価格および利回りで投資することができます。サブファンドは当該証券を受領するまで、これについての支払を行わず、これに関する利息は発生しません。しかし、サブファンドが発行日取引、遅延引渡しまたは先渡予約に基づいた証券の購入義務を負った場合、サブファンドは価格変動リスクを含む所有のリスクを負担することとなります。発行体が発行日取引、遅延引渡しまたは先渡予約に基づいて購入した証券を引き渡すことができなかった場合、ファンドは損失を被り、もしくは異なる投資を行う機会を失います。

#### 5 為替リスクについての対応策

サブファンドは資産および債務の管理のために、為替リスクに対する防御策としての手法および商品を採用することができます。特にファンドは、

- (1) 為替オプションを採用することができます。
- (2) 1つの通貨に関するリスクをヘッジするために、2つの通貨の制度上および将来の関係に基づき、関連のある通貨について為替予約取引を締結することができます。
- (3) 店頭契約を利用することができます。 但し、該当するサブファンドの為替リスクはいかなる方法でもレバレッジしてはなりません。

サブファンドが保有する譲渡性有価証券の為替リスクの特性を変化させる為替取引は(1) リスクの縮小、(2) 費用削減、(3) サブファンドへの資本もしくは収入の増加の目的のためにのみ行うことができ、サブファンドが保有している譲渡性有価証券から発生するキャッシュ・フローにより完全に保証されていなければなりません。このような取引は投機的であってはならず、自己の利益のための投資であってはなりません。サブファンドのためのこのような取引の詳細は、サブファンドの「投資方針」に定められています。サブファンドは為替取引の利用によりレバレッジまたはギアリングしてはなりません。アイルランド金融当局の通知に定められた一般的な条件も適用されます。特に、サブファンドが保有している譲渡性有価証券の為替リスクの特性を変化させる為替取引は、当該サブファンドの投資目的に従って利用するものとし、当該サブファンドがリスクを負う通貨は、当該サブファンドが直接投資することのできる通貨でなければならず、経済的に継続可能でなければなりません。

報告の対象となる期間中に行われた取引の詳細および結果的な約定金額は、定期的な報告書に記載 します。

#### 6 金利リスクについての対応策

上記の内容を制限することなく、サブファンドは資産および債務の管理のために、為替リスクに対する防御策としての手法および商品を採用することができます。この点について、サブファンドは金利スワップおよびスプレッド・ロック契約を含む(これに限定されない)スワップ関連商品を採用することができます。スプレッド・ロック契約とはスワップ・スプレッド(スワップ契約に使用される利回りの格差)についての先渡契約です。ファンドはこれらの契約を通じてレバレッジまたはギアリングされません。

#### 証券格付け

下記は主要な信用格付機関二社による信用格付けに関する説明です。信用格付けは元本と利払いの安全性のみを評価するものであり、質の低い証券の市場評価リスクを評価するものではありません。格付機関は後発事象を反映して適宜格付けを変更することを怠る場合があります。副投資顧問会社は投資判断をする場合、証券の格付けを考慮しますが、独自の投資分析も行い、格付機関が割当てた格付けのみに依拠することはありません。

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス

債券格付け	内容
投資適格	
AAA	債務を履行する能力が非常に高いです。元本と利息を支払う能力が極
	めて高いです。
AA	債務を履行する能力が高いです。元本と利息を支払う能力が非常に高
	いです。
A	債務を履行する能力は高いですが、状況の変化や経済環境の悪化から
	より影響を受けやすいです。
BBB	元利金の支払い能力は適切ですが、高い格付けを有する債券と比べ
	て、経済状況や状況の悪化によって当該債務を履行する能力が低下す
	る可能性がより高いです。

投資適格未満	
	発行体の元利金支払い能力の投機的要素が強いとみなされます。この
	中で「BB」は投機的要素が最も低く、「C」は投機的要素が最も高い
BB, B, CCC, CC, C	ことを示します。これらの債務は、ある程度の質と債権者保護の要素
	を備えている場合もありますが、その効果は、不確実性の大きさや事
	業環境悪化に対する脆弱さに打ち消されてしまう可能性があります。
D	債務不履行に陥っています。

#### ムーディーズ・インベスター・サービス・インク

債券格付け	内容
投資適格	
Aaa	信用力が最も高く、信用リスクが限定的であると判断される債務に対
	する格付けです。
Aa	信用力が高く、Aaaとともに信用リスクが極めて低いと判断される債
	務に対する格付けです。
A	中級の上位で、信用リスクが低いと判断される債務に対する格付けで
	す。
Baa	信用リスクが中程度と判断される債務に対する格付けです。元利金の
	支払いは現在は適切と思われますが、一定の保護要因が欠けている、
	もしくは時間の経過とともにこれに頼れなくなる可能性があります。

投資適格未満	
Ва	さらに不安定で投機的要素をもち、元利金の支払いの保護は景気動向
	に関わらず保護されない可能性があります。
В	望ましい投資の条件を欠いており、元利金の支払いが期日通りに行わ
	れる可能性が低く、時間の経過とともに、契約条件の維持が保証でき
	なくなる可能性があります。
Caa	安全性が低く、債務不履行に陥っている場合があり、元利金の支払い
	が危ない場合があります。
Ca	投機性が高く、債務不履行もしくはその他の欠陥がある場合がありま
	す。
С	最も低く、今後投資適格となる可能性も極めて低いです。

ポートフォリオ・マネジャーが投資適格有価証券に相当すると判断しない限り、格付けのない証券は 投資適格未満の証券として扱います。複数の格付機関から異なる格付けを有する有価証券は、低い方の 格付けを有する有価証券とみなします。



アイルランド籍オープンエンド契約型外国投資信託(米ドル建て、円建て) クラスA受益証券/クラスB受益証券

投資信託説明書(請求目論見書) 2010年2月

管理会社 ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド (Janus Capital Trust Manager Limited)

- 1 投資信託説明書(請求目論見書)により行うジャナス・セレクション の受益証券の募集につきましては、管理会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2009年6月30日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2009年7月1日に生じております。
- 2 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のみなさまから請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者のみなさまがその旨の記録をしておくこととなっております。便宜上、前記の交付目論見書と併せて掲載しておりますのでご留意ください。
- 3 投資信託は銀行預金ではなく、預金保険の対象にはなりません。また、銀行等の金融機関を通じて購入した投資信託は投資者保護基金の支払いの対象ではありません。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。また、過去の運用実績は将来の運用結果を約束するものではありません。
- 4 ジャナス・セレクションの受益証券の価格は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これら運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。
- 5 原文(英文)の財務書類は投資信託説明書(請求目論見書)には記載されておりませんが、有価証券届出書には記載されております。

# 請求目論見書

ジャナス・セレクション (Janus Selection)

2009年6月30日有価証券届出書提出 2009年9月30日有価証券届出書の訂正届出書提出 2010年1月29日有価証券届出書の訂正届出書提出

発 行 者 名: ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド

(Janus Capital Trust Manager Limited)

代表者の役職氏名:取締役

カール・オサリバン(Carl O'Sullivan) ピーター・サンディーズ(Peter Sandys) ハンス・ヴォーゲル(Hans Vogel)

ヘンリック・ヨハネス・ヴァン・ウィールデン

(Henric Johannes Van Weelden)

本 店 の 所 在 の 場 所:アイルランド、ダブリン 1、ノース・ウォール・キー 1

(1 North Wall Quay Dublin 1, Ireland)

代理人の氏名又は名称:弁護士 森 下 国 彦

代理人の住所又は所在地:東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

事務連絡者氏名:弁護士 三雲 崇正

同 矢上净子

連絡場所:東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

#### 届出の対象とした募集

募集外国投資信託受益証券に係る: ジャナス・セレクション

アンドの名称 (Janus Selection)

募集外国投資信託受益証券の金額: 受益証券総額3兆円を限度とします。

それぞれのサブファンドごとの最大発行価額は以下のとおりです。

. ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

(愛称:「足下しっかり型」)

クラス A (米ドル) 受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスA(円)受益証券 3,000億円

クラスB(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスB(円)受益証券 3,000億円

. ジャナス・ハイイールド・ファンド

(愛称:「収穫型」)

クラスA(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスA(円)受益証券 3,000億円

クラスB(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスB(円)受益証券 3,000億円

クラスA(米ドル)受益証券(毎月分配型) 30億米ドル(約2,864億円)

クラスA(円)受益証券(毎月分配型) 3,000億円

. ジャナス・バランス・ファンド

(愛称:「全天候型」)

クラスA(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスA(円)受益証券 3,000億円

クラスB(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスB(円)受益証券 3,000億円

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

(愛称:「みにくいアヒルの子型」)

クラスA(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスA(円)受益証券 3,000億円

クラスB(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスB(円)受益証券 3,000億円

. ジャナス・トゥエンティ・ファンド

(愛称:「ノアの箱舟 厳選型」)

クラスA(米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラス A (円) 受益証券 3,000億円

クラス B (米ドル)受益証券 30億米ドル(約2,864億円)

クラスB(円)受益証券 3,000億円

. ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

(愛称:「大地の実り型」)

クラスA(米ドル)受益証券(四半期分配型) 30億米ドル(約2,864億円)

クラスA(円)受益証券(四半期分配型) 3,000億円

クラスB(米ドル)受益証券(四半期分配型) 30億米ドル(約2,864億円)

クラスB(円)受益証券(四半期分配型) 3,000億円

(注) 本書中における各種通貨の円貨換算は、別段の記載のあるものを除き、2009年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=95.47円)によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 目 次

	頁
ファンドの詳細情報	
第1 ファンドの追加情報	1
1 ファンドの沿革	1
2 ファンドに係る法制度の概要	1
3 監督官庁の概要	1
第 2  手続等	2
1 申込 ( 販売 ) 手続等	2
2 買戻し手続等	6
第3 管理及び運営	18
1 資産管理等の概要	18
(1) 資産の評価	18
(2) 保管	21
(3) 信託期間	21
(4) 計算期間	23
(5) その他	23
2 開示制度の概要	24
3 受益者の権利等	27
(1) 受益者の権利等	27
(2) 為替管理上の取扱い	29
(3) 本邦における代理人	29
(4) 裁判管轄等	29
第 4 ファンドの経理状況	30
1 財務諸表	35
2 ファンドの現況1	07
(参考情報)	11
第 5 販売及び買戻しの実績1	49
信託証書	

### 【ファンドの詳細情報】

# 第1【ファンドの追加情報】

#### 1【ファンドの沿革】

【ファフトの心中】	
2001年7月31日	信託証書締結
2001年7月31日	当ファンドの設定
2001年8月1日	アイルランド中央銀行による当ファンドの承認
2001年10月12日	信託証書の変更
2001年11月27日	当ファンドの運用開始
2002年12月23日	信託証書の変更
2003年8月27日	アイルランド金融監督機関によるジャナス・US-REIT・ファンドの承認
2003年 9 月30日	ジャナス・US-REIT・ファンドの運用開始
2003年12月31日	当ファンドのアイルランド証券取引所への上場の承認
2004年 5 月13日	当ファンドのアイルランド証券取引所における上場廃止
2004年10月27日	アイルランド金融監督機関によるジャナス・ハイイールド・ファンド
	クラスA受益証券(毎月分配型)の承認
2004年11月30日	ジャナス・ハイイールド・ファンド クラス A 受益証券(毎月分配型)
	の運用開始
2006年 9 月29日	信託証書の変更
2007年 5 月31日	アイルランドの金融当局によるジャナス・US-REIT・ファンドのジャナ
	ス・グローバル・リアルエステート・ファンドへの名称変更の承認
2007年12月20日	信託証書の変更
2008年5月30日	信託証書の変更

#### 2【ファンドに係る法制度の概要】

当ファンドは1990年ユニット・トラスト法(以下「ユニット・トラスト法」といいます。)に基づき、アイルランド金融監督機関(以下「アイルランド金融当局」といいます。)によりオープンエンド型ユニット・トラストとして認可を受けています。当ファンドは、2001年7月31日に締結された信託証書(以下「信託証書」といいます。)に基づいて設定されています。

#### 3【監督官庁の概要】

当ファンドはユニット・トラスト法に基づき、アイルランド金融当局によりオープンエンド型ユニット・トラストとして認可を受けています。当ファンドに関する当該認可はアイルランド金融当局による当ファンドの裏付け又は保証ではなく、アイルランド金融当局はプロスペクタスの内容について責任を負いません。アイルランド金融当局は当ファンドを認可したことにより、もしくは当ファンドに関する法律により与えられた機能の履行を理由として、当ファンドの債務不履行について責任を負いません。アイルランド金融当局による当ファンドの認可は当ファンドの関係法人の信用もしくは経済状況を保証するものではありません。

ユニット・トラストとしての認可を受けるためには、管理会社、保管受託銀行、投資顧問会社及び管理事務代行会社はアイルランド金融当局が定める一定の要件を満たしていなければなりません。さらに管理会社は、投資家が投資に関する情報を得た上で判断できるように、十分な情報を記載した当ファンドに関するプロスペクタスを発行しなければなりません。当該プロスペクタスはアイルランド金融当局による認可を受ける前に承認されなければなりません。信託証書及び当ファンドのサービス提供業者との間で締結された重要な契約は、認可の前にアイルランド金融当局により承認されていなければなりません。

プロスペクタス及び信託証書の変更はアイルランド金融当局の事前承認の対象となります。当ファンドに係る重要な契約の変更はアイルランド金融当局の定める条件に従って行います。

当ファンドの監査済み財務諸表は事業年度終了後4ヶ月以内にアイルランド金融当局に提出し、受益者に配布します。さらに、未監査の半期会計書類を当該半期終了時から2ヶ月以内にアイルランド金融当局に提出し、受益者に配布します。当ファンドの監査済み財務諸表は毎年12月31日までの期間について作成し、未監査半期会計書類は毎年6月30日までの期間について作成します。日本における受益者への配布については下記「第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、(5) その他、()報告書」を参照してください。

# 第2【手続等】

## 1【申込(販売)手続等】

## (1) 海外における申込(販売)手続等

受益証券は、各営業日において、購入指図書を受領及び承諾した後に決定されたクラスごとの受 益証券1口当たり純資産価格に等しい売出価格で売り出されます。ジャナス・グローバル・リアル エステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイール ド・ファンドの分配型クラスの純資産価額には、当該受益証券について支払われた直近の配当以降、 当該受益証券に分配可能な収益の価格に相当する収益均等化額が含まれる場合があります。各営業 日とは取引日(すなわち、受益証券を購入又は買戻しできる日)を指します。受益証券の申込みは、 総販売会社又は管理会社と契約を締結した販売取扱会社を通じてなすことができます。受益証券の 注文書は、販売取扱会社によって管理事務代行会社気付で管理会社に提出することができます。受 益証券の新規申込みをする前に、投資家は、アイルランド歳入庁長官所定の様式による自己の税務 上の居住地又は取扱いに関する申告書付きの申込用紙に記入しなければなりません。申込書には投 資家の氏名、住所、契約報告書を送付するファックス番号又は電子メールアドレス(ファンドからの 情報を電子的手段によって受領することに合意している場合)ファンド名、申込みの対象となる受益 証券のクラス、申込みの対象となる受益証券クラスの通貨、決済方法の明示、申込みが最新の目論 見書の条項に従って行われていることを確認明記します。申込書はファクシミリもしくは管理事務 代行会社が認めるその他の電子的手段によって行うことができ、追って原本が送付されます。管理 会社もしくは管理事務代行会社が又はこれに代わって申込書の原本が受領及び承諾される前に行わ れた償還請求に関して、償還金は投資家に支払われません(その後の取引は処理されます。)。

上記のとおり記入済申込用紙を提出した後、書面により、又は電話、ファクシミリもしくは管理 事務代行会社が認めているその他の電子的手段によって管理事務代行会社と連絡を取ることにより、 申込みを行うことができます。電話、ファクシミリ又はその他の電子的手段によって注文を出した 受益者は、以下の情報を提供しなければなりません。

受益者の氏名及び口座番号、並びに売買契約書送付先の氏名、住所、ファックス番号又は電子 メールアドレス(ファンドからの情報を電子的手段によって受領することに合意している場合)

申込みの対象となるファンド名及び受益証券のクラス

## 投資金額

#### 決済方法の明示

電話にて注文する場合、これらの情報は、電話を録音して受益者に確認されます。電話にて注文を出す受益者又は販売取扱会社は、かかる電話注文を録音することを承諾したものとみなされます。

以下に定める場合を除き、電話、ファクシミリ又は管理事務代行会社が認めているその他の電子的手段による依頼は、受益者の氏名及び口座番号、並びに売買契約書送付先の氏名、住所、ファックス番号又は電子メールアドレス(ファンドからの情報を電子的手段によって受領することに合意している場合)が、管理事務代行会社に登録された登録受益者として記載された情報と一致した場合にのみ処理されます。投資家が、管理事務代行会社に登録した情報とは異なる氏名及び住所に売買契約書を送付するよう指定した場合、変更を処理する前に、投資家は受益者に対してかかる変更の確認書を提出し、かつ、管理事務代行会社がこれを受領していなければなりません。当該注文は受領されますが、売買契約書は当該変更を承認する書面が受領されるまで、今までの連絡先に送付されます。

#### 注文処理

ニューヨーク証券取引所の取引時間終了(通常、ニューヨーク時間午後4時)前に管理事務代行会社がもしくは管理事務代行会社に代わって受領し、承諾した受益証券の注文は、当該営業日に決定された1口当たり純資産価格にて処理されます。ニューヨーク証券取引所の取引時間終了(通常、ニューヨーク時間午後4時)後に受領した受益証券の注文は、翌営業日に決定された1口当たり純資産価格にて処理されます。日本における販売会社は、自己の媒介した注文が管理事務代行会社に対して遅滞なく伝達されるよう保証する責任を負います。管理会社は、理由の有無にかかわらず、口座開設申込みの全部又は一部を拒否することができます。受益者に対するすべての通知及び発表は、口座開設申込書に記載された住所に送付されます。

受益証券の所有権は当ファンドの受益者登録簿に反映されます。決済済代金の受領より7ファンド営業日以内に、受益者名簿に記載された登録受益者の日本における販売会社に対して、受益者登録簿に登録された所有権の詳細を示した確認通知書が発行されます。日本における販売会社は、かかる確認通知書が管理事務代行会社に対して、遅滞なく送達されるよう保証する責任を負います。受益証券の券面は発行されず、また、受益証券は無記名式では発行されません。

受益証券の支払いは、通常、注文の受領及び承諾の翌日より5ファンド営業日以内になされなければなりません。5ファンド営業日以内に支払いがなされなかった場合、注文が取り消されることがあります。この場合、日本における販売会社は、当該ファンドに対する一切の損失に対する責任を問われることがあります。管理会社は、裁量により、購入する受益証券のクラスの通貨表示と異なる通貨で受益証券の支払いを受けることができます。通貨換算は、管理事務代行会社にとって取得可能な換算レートで行われます。この場合、投資家は為替手数料を直接負担し、当ファンドはこれを負担しません。通貨換算は管理会社の裁量によって定める換算レートで行うものとします。

現時点において、購入注文に対する支払いに小切手を受け取る意思はありませんが、将来的に小切手が認められる可能性はあります。日本における販売会社は、投資家に対し、当ファンドに対する投資に関連したサービス手数料を請求することができ、かかる手数料は販売手数料又は類似の手数料に追加して請求されるものとします。かかる手数料の額は、日本における販売会社と投資家との間で合意するものとし、当ファンドはこれを負担しません。

当ファンドは小数点第3位までの単位未満受益証券を発行する予定です。単位未満受益証券は 議決権を有しません。

受益証券は、管理事務代行会社又はその代理人が決済済代金及びその他すべての関連書類(マネー・ロンダリング防止に関する書類を含む)を受領した後に発行されます。当ファンド又は管理会社は、受益者候補による受益証券の申込みが承諾されなかった場合、返却された購入代金から発生した利益について説明する責任を負わないものとします。

アイルランドを含む様々な法域において実施されているマネー・ロンダリング防止の要件により、管理事務代行会社、総販売会社又は管理会社(場合による)は、申込みを処理する前に、当該投資家よりさらなる身分証明を要求することができます。各申込みの状況に応じて、( )申込人が公認金融機関において当該申込人の名義で保有する口座より支払いを行う場合、又は( )申込みが公認仲介機関を通じてなされた場合、には詳細な照合手続は要求されません。これらの例外は、前文で言及された金融機関又は仲介機関が、同等のマネー・ロンダリング防止規則を有するとアイルランドが認めた国に所在する場合に限って適用されます。

申込人は、身分証明が必要な場合はその旨通知を受けます。例えば、個人の場合、その居住地の公証人、警察又は大使等の公的機関によって適式に証明されたパスポート又は身分証明書の写しを、公共料金請求書又は銀行取引明細書等、申込人の住所を証明するものとともに提示するよう要求されることがあります。法人申込みの場合、法人設立(及び名称変更)証明書、内規、基本定款及び付属定款(又はこれらに相当するもの)の謄本、並びに取締役及び実質株主全員の氏名及び住所を提示するよう要求されます。

当ファンドに投資するためには、申込人は自己が米国人ではないことを証明しなければなりません。受益者は、自己が米国人ではないことを定期的に再証明するよう要求されることがあります。

受益証券は、登録及びマネー・ロンダリング防止に関する詳細な手続が完了した後に、口座に 適用されます。受益証券は、過去に受益証券が適用されたことのある口座からのみ売り出されま す。

管理事務代行会社、総販売会社及び管理会社はそれぞれ、申込人の身分の証明に必要な情報を要求する権利を留保しています。申込人が、身分証明のために要求された情報を提示するのが遅れ、又は提示しなかった場合、管理事務代行会社、総販売会社又は管理会社は、申込みの承諾を拒否することができます。管理会社、総販売会社及び管理事務代行会社はそれぞれ、日本における販売会社又は申込人が管理会社、総販売会社又は管理事務代行会社の要求する情報を提示しなかった場合、申込みを処理しなかったことにより発生するいかなる損害についても、損失を生じないよう申込人より補償を受けるものとします。申込書に記入することにより、日本における販売会社(申込人)はまた、投資された金額は直接・間接を問わず犯罪行為による利益ではなく、当該投資は違法行為等の告発を逃れるためにかかる利益を隠匿するものでもないことを、保証及び宣言します。

管理会社、総販売会社及び管理事務代行会社は、理由の有無にかかわらず申込みの全部又は一部を拒否する権利を留保しています。この場合、申込金又はその残金は、申込人の責任により、申込人の指定口座への振込み又は郵送によって申込人に(無利息で)返戻されます。

管理事務代行会社及び管理会社はオムニバス口座(日本における販売会社又は販売取扱会社がその顧客のために開設する口座をいいます(以下同様とします。)。日本における販売会社又は販売取扱会社が取り扱う取引は、すべてオムニバス口座を通じて行われます。)を通じた日本における販売会社又は販売取扱会社による「連続売買」を監視することはできません。かかる場合において、取引に関する制限が遵守されていることを確認するための口座の監視は日本における販売会社又は販売取扱会社の義務とします。「連続売買」とは、ファンドから(何らかの方法で)買戻しもしくは転換を受けて、ファンドへ(何らかの方法で)申込みもしくは転換を再度行うことです。管理会社は、オムニバス口座において受益証券を保有する日本における販売会社又は販売取扱会社を含めて、受益者が行う連続売買の回数を制限する場合があります。詳しくは、「2 買戻し手続等 (6)過度又は短期の取引」を参照してください。

受益者からの買戻請求は、当該買戻請求対象の受益証券の申込みについての手続が、本項「第2手続等、1申込(販売)手続等」に従って完了し、適切に決済された後にしか受け付けられないことにご留意下さい。

## 個人情報

申込みに際して提供された個人情報は、管理事務代行会社のデータベースに保管されます。受益証券の申込みに際し、申込人(日本における販売会社)は、情報保護法(1988-2003)に基づき、申込人にかかる情報を管理会社及び管理会社によって指名されたサービス・プロバイダー(ファンドの事務管理の必要から、EU外に所在する場合も含む。)に対して提供することに同意しなくてはなりません。

#### クラスの適切性

投資家は当該投資家のニーズに合致したクラスの受益証券を選択すべきです。受益証券クラスの選択する上で、投資家は以下の事項を検討すべきです。

- ( )投資家の予定投資額
- ( )受益証券の予定保有期間
- ( )各クラス受益証券について支払う費用
- ( ) 当該投資家が販売手数料の減額もしくは免除を受ける資格の有無

投資家はどのクラスが最も適しているかということについて、金融仲介機関に相談するべきです。クラスの選択にあたり、投資家は「手数料及び費用」の項目も検討すべきです。

## (2) 日本における申込(販売)手続等

「第一部、7 申込期間」に記載される募集期間中の、ファンド営業日でかつ日本における販売会社及び販売取扱会社の営業日に、同「第一部」の定めるところに従って受益証券の募集が行われます。なお、販売会社又は販売取扱会社によっては、申込み(買戻し)を中止する日がある場合があります(詳しくは販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。)。日本における販売会社又は販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資家に交付し、投資家は当該定款に基づく取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出します。申込単位は、「第一部、6 申込単位」に記載するとおりです。

但し、日本における販売会社又は販売取扱会社によって、異なった当初申込単位、及び2回目以

降の購入の際、当該購入前の購入額が当初申込単位を満たしていない場合の申込単位を定めることができます。

購入時の受益証券口数は、下記の計算式により算出し、投資家に1000分の1口単位で割り当てます(1000分の1口未満の端数の取扱いについては、各日本における販売会社及び販売取扱会社により適宜切り上げ、切り捨て等の調整を行います)。

$$A = \frac{B}{C}$$

A:購入したサブファンドに割当てられる受益証券口数

B:購入したサブファンドの受益証券に対して支払われた申込金額(申込手数料は除きます。)

C: 購入したサブファンドの当該計算日における受益証券1口当たりの純資産価格

継続募集期間内の申込みにかかる申込金額は、通常、日本における販売会社又は販売取扱会社が 投資家から注文を受領した日より5取扱日以内に支払われなければなりません(支払いについては 「第一部、9払込期日」に記載のとおりです。)。但し、海外の休日により日程が変更されること があります。5取扱日以内に支払いがなされなかった場合、注文が取り消されることがあります。 なお日本における販売会社又は販売取扱会社の定めるところにより、投資家に対して、上記の払込 期日以前に申込金額等の支払を依頼する場合があります。

管理会社、総販売会社、管理事務代行会社、日本における販売会社及び販売取扱会社は、理由の 有無にかかわらず申込みの全部又は一部を拒否する権利を留保しています。この場合、申込金又は その残金は、申込人の責任により、申込人の指定口座への振込み又は郵送によって申込人に(無利息 で)返戻されます。

受益者からの買戻請求は、当該買戻請求対象の受益証券の申込みについての手続が、本項「第2手続等、1申込(販売)手続等」に従って完了し、適切に決済された後にしか受付けられないことにご留意下さい。

申込代金の支払いは、各サブファンドの通貨によって行われます。

日本国内における申込手数料は「第一部、5 申込手数料」に記載のとおりです。販売取扱会社を通じてクラスB受益証券を購入し保有する受益者に購入後6年経過以前に相続が生じた場合、下記「2 買戻し手続等、(2)日本における買戻し手続等」に記載のとおり、原則として、相続人から販売取扱会社を通じて買い戻されます。この場合、当該クラスB受益証券の購入後の経過年数による条件付後払申込手数料が課せられます。相続人がこの買戻し金額をもって同一のサブファンドのクラスA受益証券を申込む場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を受領しません。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社及び販売取扱会社は、ファンドの純 資産価額が1億円未満となる等同協会の定める「外国投資信託証券の選別基準」に当ファンドが適 合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

## 2【買戻し手続等】

## (1) 海外における買戻し手続等

受益者は、任意の営業日に、保有する受益証券の全部又は一部の買戻しを要求することができます。かかる要求は、管理事務代行会社もしくは管理会社又はその代理人により受領もしくは受付がなされた後に処理されます。買戻請求は書面又はファクシミリによって管理事務代行会社に提出することができ、いかなる買戻請求にも受益者の氏名、住所、ファックス番号又は電子メールアドレス(ファンドからの情報を電子的手段によって受領することに合意している場合)、該当する口座番

号、当ファンド、償還される受益証券のクラス及び通貨、買戻しの対象となる受益証券の数量又は価値、及び償還の請求が最新の目論見書の条項に従って行われていることの確認を明記しなければなりません。買戻しは、電話又は電子的手段(ファクシミリを除く)によって要求することもできますが、口座開設申込書において受益者が指定している場合に限ります。

電話又は電子的手段(ファクシミリを除く)によって買戻請求を行う場合、受益者は上記の情報を 提供しなければなりません。

電話にて買戻しを要求する場合は、これらの情報は、電話を録音して受益者に確認されます。

以下に定める場合を除き、電話又は電子的手段(ファクシミリを除く)による買戻請求は、受益者の氏名及び口座番号、並びに売買契約書送付先の氏名、住所及びファクシミリ番号又は電子メールアドレス(ファンドからの情報を電子的手段によって受領することに合意している場合)が、管理事務代行会社に登録された登録受益者として記載された情報と一致した場合にのみ処理されます。投資家が、管理事務代行会社に登録した情報とは異なる氏名及び住所に売買契約書を送付するよう指定した場合、変更を処理する前に、投資家は受益者に対してかかる変更の確認書を提出し、かつ、管理事務代行会社がこれを受領していなければなりません。当該注文は受領されますが、売買契約書は当該変更を承認する書面が受領されるまで、今までの連絡先に送付されます。

各営業日において、ニューヨーク証券取引所の取引時間終了(通常、ニューヨーク時間午後4時) 前に管理事務代行会社がもしくは管理事務代行会社に代わって受領し、承諾した買戻請求は、当該営業日に決定された1クラスの受益証券1口当たり純資産価格にて処理されます。ニューヨーク証券取引所の取引時間終了(通常、ニューヨーク時間午後4時)後に受領した買戻請求は、翌営業日に決定された1クラスの受益証券1口当たり純資産価格にて処理されます。販売取扱会社は、自己の受領したすべての要求が遅滞なく管理事務代行会社に対して伝達されるよう保証する責任を負います。受益者からの買戻請求は、当該買戻請求対象の受益証券の申込みについての手続が、上記「第2手続等、1申込(販売)手続等」に従って完了し、適切に決済された後にしか受付けられないことにご留意下さい。

投資家は、販売取扱会社が投資家に対し、買戻しに関連して条件付後払申込手数料及び短期取引 手数料のほかにサービス手数料を請求する場合があることを認識し、これに関してファイナンシャ ル・アドバイザーに相談すべきです。かかる手数料については、当ファンドはこれを負担せず、販 売取扱会社及び投資家が合意すべき問題です。

管理会社及び管理事務代行会社は、買戻注文の有効性を判断するために自ら確立した手続きに従っている限り、詐欺的買戻し又は誤った買戻しについて責任を負いません。

保有期間の長い受益証券から償還もしくは転換されます。受益証券が他の口座に移管された場合には、条件付後払申込手数料及び短期取引手数料の関係では、当該受益証券は当初の購入日を維持します。

管理事務代行会社及び管理会社はオムニバス口座を通じた日本における販売会社又は販売取扱会社が行う取引に関する「連続売買」を監視することはできません。かかる場合において、取引に関する制限が遵守されていることを確認するための口座の監視は日本における販売会社又は販売取扱会社の義務とします。連続売買とは、ファンドから(何らかの方法で)買戻しもしくは転換を受けて、ファンドへ(何らかの方法で)申込みもしくは転換を再度行うことです。管理会社は、オムニバス口座において受益証券を保有する日本における販売会社又は販売取扱会社を含めて、受益者が行う連続売買の回数を制限する場合があります。詳しくは下記「(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。管理会社の買戻しによる手取金は、費用全額を差し引き、通常、買戻請求の受領の翌日よ

り5ファンド営業日以内、かつ、いかなる場合であっても買戻請求の受領及び承諾より10営業日以内に送付され、口座開設申込書に詳述されているとおり、登録受益者の口座に電子送金されます。管理事務代行会社の直近の購入による買戻手取金の支払いは、かかる購入に提供された資金が清算されたことを保証するために必要な期間遅らせることができます。買戻しされる受益証券の表示通貨と異なる通貨で買戻手取金を要求する投資家は、為替手数料を直接負担し、当ファンドはこれを負担しません。通貨換算は管理会社の裁量によって定める換算レートで行うものとします。管理会社は、買戻手取金をかかるその他の通貨で支払う義務を負いません。

クラスA受益証券には、上記に記載された当初販売手数料が課される場合があります。

短期取引手数料については、下記(6) 「過度又は短期の取引」を参照してください。

クラスB受益証券の購入には、当初販売手数料は課されます。但し、クラスB受益証券は、投資家が購入より4年以内に買戻しした場合、条件付後払申込手数料が課されます。条件付後払申込手数料の金額は、受益証券の購入から当該受益証券の買戻しまでの年数に応じて変化します。受益証券は、購入された日から1年ごとに経過年数が1年増えます。条件付後払申込手数料の金額は、買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格又は買戻しの対象となるクラスB受益証券の取得原価のうち、より少額であるいずれかに、購入日からの経過年数に応じて、以下の割合を適用することにより計算されます。下表は、クラスB受益証券の買戻しに適用される条件付後払申込手数料の比率を表します。

購入後経過年数	条件付後払申込手数料率
1 年未満	4 %
1年以上2年未満	3 %
2年以上3年未満	2 %
3年以上4年未満	1 %
4年以上6年未満	0 %

6年後、クラスB受益証券はクラスA受益証券に変換されます。

買戻しの際条件付後払申込手数料を支払うべきか否かを判断する際、各受益者は、受益証券のうち手数料の課されないものが最初に買戻しされ、6年の期間において最も長く保有されていたものが次に買戻しされることを前提としています。総販売会社は、条件付後払申込手数料の支払いを放棄し、又は受益者の支払う条件付後払申込手数料を減額する権利を留保していますが、現時点においてその意思はありません。

条件付後払申込手数料として課された金額は、総販売会社に対して支払われ、総販売会社の負担 した販売費用に充てられます。総販売会社は、受益証券の新規売出時に販売取扱会社に対して支払 われる前払手数料の資金を提供する第三者に対し、販売手数料又は条件付後払申込手数料を受領す る権利を譲渡することができます。

投資家は、受益証券の買戻価格が、受益者の取得価格及び適用ある条件付後払申込手数料又は短期取引手数料と比較した買戻時における受益証券の純資産価値に応じて、受益者の当初取得価格以上の場合もあればそれ以下の場合もあることに注意すべきです。

管理会社は、買戻金に対する税金を適用税率で控除する義務を負います。但し、管理会社が、受益者が税金控除の必要のあるアイルランド居住者ではない旨確認する所定の申告書付きの申込書を受益者より受領している場合は、この限りではありません。

買戻請求は、管理会社が本書に記載のとおりの純資産価値の決定を停止しない限り、撤回不能な

ものとみなされます。停止された場合、保有する受益証券の買戻し又は転換を受ける受益者の権利 も同様に停止し、当該停止期間中は、受益者は未決済の買戻注文を取り消すことができます。

本項の規定に基づく取消は、買戻注文の提出と同一の方法によってなされなければならず、停止期間終了前に実際に受領及び承諾されたもののみ効力を発生します。注文が取り消されなかった場合、停止期間終了の翌日に計算された受益証券1口当たりの純資産価格にて受益証券の買戻しがなされます。

管理会社は、適用ある割合で買戻しされた受益証券の価値に対する税金について説明する義務を 負います。但し、管理会社が、受益者が税金控除の必要のあるアイルランド居住者ではない旨確認 する所定の申告書付きの申込書を譲渡人より受領している場合は、この限りではありません。管理 会社は、発生する納税額を支払うために必要な金額を、買戻金から差し引く権利を留保しています。

管理会社は、受益者の普通決議による承認を得て、当ファンドの資産を買戻請求の支払いとして 受益者に譲渡することができます。但し、当ファンドの資本の5%又はそれ未満の受益証券に関す る買戻しの場合、かつ、かかる買戻請求をおこなう受益者の同意ある場合は、かかる販売が残存受 益者の権利の侵害とならない限り、また当該資産の割当が保管受託銀行の承認の対象となる限り、 普通決議の承認を得ることなく資産を譲渡することができます。かかる買戻請求を行う受益者の要 請により、管理会社はかかる資産を売却することができ、その手取金は受益者に対して送金されま す。

## 買戻しの制限

全てのファンドについて、管理会社はファンド営業日に買戻しできるファンドの受益証券(他のファンドの受益証券に転換するために償還された受益証券も含む)の数を当該ファンドの発行されている総受益証券数の10%以内に制限する権限を有します。この場合、この制限は比例して適用され、当該ファンド営業日に当該ファンドの受益証券の買戻しを希望しているすべての受益者は、当該受益証券を同じ割合で実現することとなります。買戻されてはいないが、買戻される予定であった受益証券は、次のファンド営業日に買戻しを請求したものとみなし、当初請求していた受益証券の買戻しが終了するまで、その後のファンド営業日に買戻され、当該ファンド営業日の受益証券1口当たりの純資産価格で評価されます(買戻しを行う受益者には、当該ファンド営業日の受益証券1口当たりの純資産価格が変動するリスクがあります)。その後のファンド営業日には、繰り延べられた買戻請求がその後の買戻請求に優先し、当初かかる買戻請求が受領された順番に処理されます。買戻請求が繰延られる場合には、影響を受ける受益者に管理会社が報告します。

## 受益証券の強制償還及び配当金の没収

受益者のファンドもしくは特定のクラスの受益証券における保有額が、買戻しによって当該受益証券の最小当初投資額を下回った場合、管理会社又は管理事務代行会社は当該受益者がファンドもしくは特定のクラスの受益証券の保有額をすべて償還することができます。かかる償還を行う前に、当ファンドは受益者に書面により通知し、受益者が最低必要額を達成するためさらなる受益証券を購入できるよう、30日の猶予を与えなければなりません。管理会社は、何時でもこの方針を変更又は放棄する権利を留保しています。

受益者は、受益者が米国人になる場合、米国人の利益のために受益証券を保有する場合、あるいは法令・規則に違反して、又は管理会社もしくは受益者に対して規制上、税務上、もしくは財務上不利な結果を及ぼす又はその虞のある状況において受益証券を保有する場合、直ちに管理会社に対して書面により通知する義務を負います。

取締役は、受益者が(1)米国人である、又は米国人の勘定において受益証券を保有していること、

(2)法令・規則に違反して、又は管理会社もしくは受益者に対して規制上、税務上、もしくは財務上不利な結果を及ぼす又はその虞のある状況において受益証券を保有していることに気づいた場合(受益者が過度又は短期の取引を行った場合も含むがこれに限定しません。)、(1)受益者に指示することにより、かかる指示を行った日の翌営業日現在の受益証券の純資産価値に等しい販売価格において、かかる指示より30日以内に、当該受益証券を当該取締役の指定する者に売却させ、又は(2)受益者に通知した日の翌営業日現在の受益証券の純資産価値にて受益証券を償還することができます。信託証書に基づき、自己が上記規定に違反して受益証券を保有していることに気づいた者で、上記規定に従って保有する受益証券を譲渡又は償還のために交付しなかった者は、当該人がかかる義務を履行しなかったことにより、又はこれに関連して発生し、管理会社が直接的又は間接的に被った又は負担したいかなる請求、要求、訴訟手続、債務、損害、損失、費用及び支出につき、管理会社に対して補償しなければなりません。

信託証書は、6年が経過しても受領されない配当金は自動的に没収され、これにより当該配当金は当該ファンドの資産の一部となることを規定しています。

## (2) 日本における買戻し手続等

日本の受益者は、いつでも日本における販売会社又は販売取扱会社を通じて買戻しを請求することができます。買戻請求は、原則として、各ファンド営業日でかつ日本における販売会社又は販売取扱会社の営業日において、1口以上1000分の1口単位(保有する受益証券全ての買戻しを請求する場合には、1000分の1口以上1000分の1口単位)で行うことができます(1000分の1口未満の端数の取扱いについては日本における販売会社、販売取扱会社により適宜切り上げ、切捨て等の調整を行います)。

日本における買戻しの請求の取扱いは、ファンド営業日でかつ日本における販売会社又は販売取扱会社の営業日の午後3時(日本時間)までになされた請求を当該ファンド営業日当日の取扱いとします。ただし、日本における販売会社又は販売取扱会社によっては、申込の受付時間が異なる場合があります。このほか、販売会社又は販売取扱会社によっては、買戻しを中止する日がある場合があります。詳しくは日本における販売会社又は販売取扱会社にお問い合せ下さい。

買戻代金は、下記の計算式により算出します。

 $A = B \times C$ 

- A: 買戻時に支払われる正味買戻代金
- B: 買戻しをするサブファンドの受益証券口数
- C: 買戻しをするサブファンドの当該計算日における受益証券1口当たりの純資産価格
- \* B×Cによって算出されるAは、外貨の場合、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで求めた額となります。また、円貨の場合、1円未満の端数の取扱いについては、日本における販売会社及び販売取扱会社により、適宜切り上げ、切り捨て等の調整を行います。

各ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の営業時間終了(通常、ニューヨーク時間午後4時)前に管理事務代行会社が受領し、承諾した買戻請求は、当該ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券1口当たり純資産価格にて処理されます。ニューヨーク証券取引所の営業時間終了(通常、ニューヨーク時間午後4時)後に受領した買戻請求は、翌ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券1口当たり純資産価格にて処理されます。

(注) 日本における販売会社又は販売取扱会社によっては、状況により、異なる注文受付時間を設けることがあります。

受益者からの買戻請求は、当該買戻請求対象の受益証券の申込みについての手続が、上記「第2 手続等、1 申込(販売)手続等」に従って完了し、適切に決済された後にしか受付けられないことにご留意下さい。

短期取引手数料については、下記「(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

クラスB受益証券の買戻しにあたっては、上記に記載のとおり、受益証券の購入後経過年数に応じた条件付後払申込手数料が課されます。販売取扱会社を通じてクラスB受益証券を購入し保有する受益者に購入後6年経過以前に相続が生じた場合、原則として、相続人から販売取扱会社を通じて買い戻されます。この場合、当該クラスB受益証券の購入後の経過年数による条件付後払手数料が課せられます(相続人がこの買戻し金額をもって同一のポートフォリオのクラスA受益証券を申込む場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を受領しないことについて、上記「1 申込(販売)手続等、(2)日本における申込(販売)手続等」に記載のとおりです)。

投資家は、日本における販売会社又は販売取扱会社が投資家に対し、買戻しに関連して条件付後 払申込手数料、買戻手数料及び短期取引手数料のほかにサービス手数料を請求する場合があること を認識し、これに関してファイナンシャル・アドバイザーに相談することをおすすめします。かか る手数料については、当ファンドはこれを負担しないことを、日本における販売会社又は販売取扱 会社及び投資家はご留意下さい。

管理会社及び管理事務代行会社は、買戻し注文の有効性を判断するために自ら確立した手続きに 従っている限り、詐欺的買戻し又は誤った買戻しについて責任を負いません。

管理会社の買戻しによる手取金は、費用全額を差し引き、通常、日本における販売会社又は販売取扱会社による買戻請求の受領より5取扱日以内、かつ、いかなる場合であっても買戻請求の受領及び承諾より10取扱日以内に支払われます。投資家よりほかに指示のない場合、第三者に対する支払いはなされません。管理事務代行会社の直近の購入による買戻手取金の支払いは、かかる購入に提供された資金が清算されたことを保証するために必要な期間遅らせることができます。買戻しされる受益証券の表示通貨と異なる通貨で買戻手取金を要求する投資家は、為替手数料を直接負担し、当ファンドはこれを負担しません。管理会社は、買戻手取金をかかるその他の通貨で支払う義務を負いません。

#### (3) 海外における受益証券の転換

受益者は、受益証券を他のサブファンドの受益証券と転換することができます。但し、受益証券は、他のサブファンドにおける同クラスの受益証券(「新サブファンド」)とのみ転換することができ、クラスB受益証券の場合は、新サブファンドにおける同一の通貨表示のクラスB受益証券とのみ転換することができます。当該転換は新サブファンドの該当するクラスの受益証券1口当たりの純資産価額で行われます。

転換請求は、管理事務代行会社もしくは管理会社又はその代理人により受領もしくは受付がなされた後に処理されます。転換請求は、これにより受益証券が買戻されるファンドの最低当初投資額及び新ファンドの最低当初投資額を下回る結果となる場合には、当該請求を承認することはできません。かかる場合において、管理会社は当該サブファンドもしくは受益証券クラスの全部を買い戻します。これを行う前に、管理会社は受益者に対して書面で通知し、最低基準を満たすために必要な追加の受益証券を購入するために、30日間与えます。管理会社はこの方針を随時変更もしくは放棄する権利を留保します。

転換の権利は過度又は短期の取引を容易にするためのものではありません。管理会社は事前の通知を行うことなく、理由の如何を問わず、投資家による転換購入を拒否する権利を留保します。事務代行会社及び管理会社は、オムニバス口座を通じた日本における販売会社又は販売取扱会社が行う取引に関する「連続売買」を監視することはできません。かかる場合において、取引に関する制限が遵守されていることを確認するための口座の監視は日本における販売会社又は販売取扱会社の

義務とします。連続売買とは、ファンドから(何らかの方法で)買戻しもしくは転換を受けて、ファンドへ(何らかの方法で)申込みもしくは転換を再度行うことです。管理会社は、オムニバス口座において受益証券を保有する日本における販売会社又は販売取扱会社を含めて、受益者が行う連続売買の回数を制限する場合があります。詳しくは「(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

かかる転換は、新サブファンドにおける関連クラスの受益証券1口当たりの純資産価格により行われます。転換は販売取扱会社を通じて行うことができ、管理事務代行会社が書面、ファクシミリ、電話又は管理事務代行会社が認めるその他の電子的手段によって注文を受領かつ承諾した後に効力を発生します。転換を要求する際、受益者は以下の情報を提供しなければなりません。

受益者の氏名、口座番号、並びに売買契約書送付先の氏名、住所及びファクシミリ番号又は電子メールアドレス(ファンドからの情報を電子的手段によって受領することに合意している場合)

転換の対象となるサブファンド名並びに受益証券のクラス及び通貨

転換の対象となる受益証券の数及び価値

申込人が自己の持分と引換えに受領を希望する受益証券の詳細(クラス、サブファンド名及び 受益者により発行される受益証券の通貨)

受益証券の転換請求が、最新の目論見書にしたがって行われたことの確認

電話にて転換請求を行う場合、これらの情報は電話を録音して受益者に確認されます。

以下に定める場合を除き、電話又は電子的手段(ファクシミリを除きます)による転換注文は、受益者の氏名及び口座番号、並びに売買契約書送付先の氏名、住所、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス(ファンドからの情報を電子的手段によって受領することに合意している場合)が、管理事務代行会社に登録された登録受益者として記載された情報と一致した場合にのみ処理されます。管理事務代行会社に登録した情報とは異なる氏名及び住所に売買契約書を送付するよう投資家が指定する場合、変更が処理される前に、受益者がかかる変更の確認書を提出し、かつ、管理事務代行会社がこれを受領していなければなりません。当該注文は受領されますが、売買契約書は当該変更を承認する書面が受領されるまで、今までの連絡先に送付されます。

受益証券の転換請求は、当該受益証券に関する当該請求以前の転換が完了し、当該受益証券に関する決済が完了し、管理会社が該当する決済時までに受領されるまで実行することができません。

転換の際に発行される受益証券の数は、転換請求が実行されたファンド営業日現在の該当する二つのファンドのそれぞれの受益証券の総資産価額に基づき以下のとおり計算します。

$$NS = \frac{(A \times B \times C) - D}{F}$$

NS = 新サブファンドの割当予定受益証券口数

A=原サブファンドの転換予定受益証券口数

- B=原サブファンドの受益証券1口当たりの当該ファンド営業日における純資産価格
- C = 適切な原資産の再投資に適用される有効な為替レートとして、新ファンドの受益証券の通貨で、かかる再 投資の有効な費用を反映するために必要な調整を加えた上で、ファンド営業日に管理会社が定める通貨 換算の因数
- D=新しいファンドの受益証券の申込みの手数料もしくは費用を超えない金額の転換手数料
- E=当該ファンド営業日現在の新しいファンドの受益証券当たりの純資産価額

販売代行会社は、自己の受領したすべての転換注文書が遅滞なく管理事務代行会社に引き渡されるよう保証する責任を負います。各転換は、当該受益証券の最低継続申込金額以上の価値総額を有する受益証券、又は受益者の口座にあるすべての受益証券に関するものでなければなりません。転換は、発行済受益証券の買戻し及び新しいサブファンドにおける受益証券の発行により行われます。

ファンドは転換請求を拒否し、転換の権利を随時変更もしくは終了する権利を留保します。

各ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の取引終了(通常、ニューヨーク時間午後 4 時)前に管理事務代行会社がもしくは管理事務代行会社に代わって受領及び承諾された転換注文書は、当該ファンド営業日におけるニューヨーク証券取引所の取引終了(通常、ニューヨーク時間午後 4 時)時に計算された、転換請求のあった受益証券の純資産価額により行われます。ニューヨーク証券取引所の取引終了(通常、ニューヨーク時間午後 4 時)後に受領及び承諾された転換注文書は、翌営業日に計算された 1 クラス当たりの 1 口当たり純資産価格にて処理されます。転換の際は、単位未満の受益証券が発生することがあります。管理会社は、転換対象となる受益証券の純資産価額の 1 %を上限として短期取引手数料を課す権利を留保しています。クラス B 受益証券が購入後 6 年経過後にクラス A 受益証券に変換される際は、かかる短期取引手数料の支払い義務は発生しないものとします。投資家は、自己のファイナンシャル・アドバイザーに委細を相談すべきです。

受益証券の転換は税効果を有することがあるため、受益者は転換の税効果について自己の税務アドバイザーに相談すべきです。管理会社は、後記「第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、(1)資産の評価、( )1口当たりの純資産価格の評価、受益証券の販売、買戻し、転換及びスイッチングの一時停止」に記載された状況において、一以上のサブファンドの受益証券に関する転換の特権を停止する権利を留保しています。

受益証券の転換に、管理会社が新規売却手数料を課すことはありません。特定の販売取扱会社は、クラスA受益証券の転換に関する転換手数料をカバーするため、かかる転換に転換手数料を課すことがあります。投資家は、自己のファイナンシャル・アドバイザーに委細を相談すべきです。

#### (4) 日本における受益証券のスイッチング

販売会社(HSBCリミテッド及び新生銀行は投資家に対するスイッチング・サービスを提供しません。投資家は、本項の記載を検討する際及びサブファンドに対する投資を検討する際には、この点に留意してください。)又は販売取扱会社の口座に受益証券を保有する受益者は、受益証券を他の受益証券にスイッチングすることができます。スイッチングは、受益者が保有するクラス受益証券の買戻しと他のクラス受益証券の申込みを一括して行う取引です。受益証券は同じクラスの受益証券(「新クラス受益証券」)とのみスイッチングすることができ、クラスB受益証券の場合は、同じ通貨表示のクラスB受益証券とのみスイッチングすることができます。なお、その場合、旧クラスB受益証券の買戻しにかかる条件付後払申込手数料は課せられません。新クラスB受益証券は、スイッチング後も旧クラスB受益証券購入後の経過年数が引続き計上されます。また、スイッチングの際に、日本における販売会社及び販売取扱会社は、購入時にかかる申込手数料(詳細は「第一部、5 申込手数料」をご参照ください。)を課すことはありません。

スイッチングは日本における販売会社及び販売取扱会社を通じて行うことができ、管理事務代行会社が書面、ファクシミリ、電話又はその他の電子的手段によって注文を受領かつ承諾した後に効力を発生します。ただし、日本における販売会社の口座に受益証券を保有する受益者は、同社が取り扱っていない受益証券へのスイッチングの申込をすることはできません。また、販売取扱会社においては、インターネット取引によるスイッチングは取扱いません。受益証券のスイッチングは、申込み後に取消すことはできません。

日本における販売会社及び販売取扱会社は、自己の受領したすべてのスイッチング注文書が遅滞なく管理事務代行会社に引渡されるよう保証する責任を負います。日本における販売会社及び販売取扱会社は、原則としてファンド営業日でかつ日本における販売会社又は販売取扱会社の営業日の

午後3時(日本時間)までになされたスイッチングの請求を、当該ファンド営業日のスイッチング の請求として管理事務代行会社に引き渡します。ただし、日本における販売会社又は販売取扱会社 によっては、申込の受付時間が異なる場合があります。また、販売会社又は販売取扱会社によって は、スイッチングの取扱いを中止する日がある場合があります。詳しくは日本における販売会社又 は販売取扱会社にお問い合せ下さい。スイッチングの請求は、1口以上1000分の1口単位(保有する 受益証券全てのスイッチングを請求する場合には1000分の1口以上1000分の1口単位)で行うことが できます。スイッチングは、発行済受益証券の買戻し及び新クラス受益証券の発行により行われま す。ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の取引終了(通常、ニューヨーク時間午後4 時)前に管理事務代行会社によって、又はこれに代わって受領及び承諾されたスイッチング注文書に かかるスイッチングは、当該ファンド営業日におけるニューヨーク証券取引所の取引終了時(通常、 ニューヨーク時間午後4時)に計算された原クラス受益証券1口当たりの純資産価格、及び原クラス 受益証券の買戻し以降日本における販売会社及び販売取扱会社が定めるファンド営業日に計算され た新クラス受益証券の1口当たりの純資産価格で行われます。ニューヨーク証券取引所の取引終了 (通常、ニューヨーク時間午後4時)後に受領及び承諾されたスイッチング注文書にかかるスイッチ ングは、翌ファンド営業日に計算された原クラス受益証券1口当たりの純資産価格、及び原クラス 受益証券の買戻し以降日本における販売会社及び販売取扱会社が定めるファンド営業日に計算され た新クラス受益証券の1口当たりの純資産価格で処理されます。なお、スイッチングの請求は、当 該受益証券に関する当該請求以前のスイッチングが完了し、当該受益証券に関する決済が完了し、 管理会社が該当する決済時までに受領されるまで実行することができません。

クラスA受益証券は、同じクラスの受益証券にスイッチングすることができます。表示通貨が異なるクラスA受益証券にスイッチングする場合、投資家は、スイッチング手数料として、別途スイッチングを行おうとする原クラスA受益証券の保有口数に原クラスA受益証券の直近の1口当たりの純資産価格を乗じた額の1.05%(税抜1.00%)の金額、又はその同貨相当額を上限として日本における販売会社又は販売取扱会社に支払います。なお、スイッチング手数料の算出にあたって、スイッチングの受付を行った取扱日における直近ファンド営業日(受付時間により、前ファンド営業日又は前々ファンド営業日)の受益証券1口当たりの純資産価格を適用することとします。ただし、表示通貨が同一のクラスA受益証券にスイッチングする場合には、スイッチング手数料は課せられません。

スイッチングする原クラスA受益証券と新クラスA受益証券の表示通貨が異なる場合の換算レートは、通常、申込日から5~6営業日後の間の東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社又は販売取扱会社が決定するレートとします。かかる為替レートは、スイッチング請求を行った日の為替レートと大きく乖離することがあり、受益者に有利にも不利にも変動することがあります。

なお、スイッチングしようとする受益証券の純資産価格により適用される為替レートが異なる場合があること、かかる為替レートは他の取引に適用されるレートとは異なる場合があることに受益者はご留意ください。

クラスB受益証券は、表示通貨が同じクラスB受益証券にスイッチングする場合、スイッチング 手数料は課せられません。

スイッチング後の受益証券口数は、下記の計算式により算出し、投資家に1000分の1口単位で割り当てます(1000分の1口未満の端数の取扱いについては、日本における販売会社又は販売取扱会社により適宜切り上げ、切り捨て等の調整を行います)。

<譲渡益の源泉徴収が行われる場合のスイッチング>

$$A = \frac{((B \times C) - F/G) \times E}{D}$$

A:新クラス受益証券の割当予定受益証券口数

B:原クラス受益証券のスイッチング予定受益証券口数

C: 原クラス受益証券の約定日における1口当たりの純資産価格

D:新クラス受益証券の約定日における1口当たりの純資産価格

E: 算出された金額を適用交換レートで新クラス受益証券の表示通 貨額に換算するための換算係数(新クラス受益証券が円建ての 場合、換算係数は1)

F:原クラス受益証券の源泉徴収譲渡益税額

G: 算出された源泉徴収税額を適用交換レートで原クラス受益証券 の表示通貨額に換算するための換算係数(原クラス受益証券が 円建ての場合、換算係数は1)

\*:BxCの値は、外貨の場合、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで求めたものを、また、円貨の場合、1円未満を日本における販売会社又は販売取扱会社により適宜切り上げ、切り捨て等により1円単位に調整した数値をその後の計算に使用します。

<譲渡益の源泉徴収が行われない場合のスイッチング>

$$A = \frac{B \times C \times E}{D}$$

A: 新クラス受益証券の割当予定受益証券口数

B: 原クラス受益証券のスイッチング予定受益証券口数

C: 原クラス受益証券の約定日における1口当たりの純資産価格

D:新クラス受益証券の約定日における1口当たりの純資産価格

E: 算出された金額を適用交換レートで新クラス受益証券の表示通 貨額に換算するための換算係数(新クラス受益証券が円建ての 場合、換算係数は1)

\*:BxCの値は、外貨の場合、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで求めたものを、また、円貨の場合、1円未満を日本における販売会社又は販売取扱会社により適宜切り上げ、切り捨て等により1円単位に調整した数値をその後の計算に使用します。

スイッチングは税金面に影響することがあるため、受益者はスイッチングに伴う税金面について、税務アドバイザーに相談することをおすすめします。管理会社は、後記「第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、(1)資産の評価、( )1口当たりの純資産価格の評価、受益証券の販売、買戻し、転換及びスイッチングの一時停止」に記載された状況において、一以上の受益証券に関するスイッチングの特権を停止する権利を留保しています。

スイッチングの際、管理会社が申込手数料を課すことはありません。委細については、ファイナンシャル・アドバイザーに相談することをおすすめします。

#### (5) クラスB受益証券からクラスA受益証券への自動変換

クラスB受益証券は、購入から6年経過後、同一のサブファンドで表示通貨が同一のクラスA受益証券に自動的に変換されます。自動変換は、以下に定義する変換日の到来前に、受益者が変換の対象となるクラスB受益証券の買戻し請求を行わない限り、クラスB受益証券の国内約定日の6年目の応答日(当該日がファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。以下「変換日」といいます。)に生じます。変換日の到来前にスイッチング請求がなされ、そのスイッチングが完了していない場合、自動変換は保留され、スイッチングが完了した日の翌ファンド営業日が変換日となります。自動変換が生じた場合、変換日から4営業日後に新たなクラスA受益証券が発行されます。なお、返還日以降、変換の対象となるクラスB受益証券についての買戻請求又はスイッチング請求は受け

られません。変換の際に割り当てられるクラスA受益証券の数は、以下のとおり計算されます。

$$NS = \frac{(A \times B)}{C}$$

NS = クラス A 受益証券の発行予定受益証券口数 A = クラス B 受益証券の変換予定受益証券口数

B=変換日におけるクラスB受益証券の1口当たりの純資産価格

C=変換日におけるクラスA受益証券の1口当たりの純資産価格

変換の際、管理会社が申込手数料又は転換手数料などの手数料を課すことはありません。

#### (6) 過度又は短期の取引

サブファンド

サブファンドへの投資は長期的な投資を目的としています。サブファンドに対する過度又は短期の取引はポートフォリオ投資戦略を混乱させ、費用を増加させ、これらの費用の増加を引き起こした投資家だけでなく、すべての投資家について、投資収益に悪影響を与える可能性があります。管理会社は事前の通知をすることなく、いかなる理由でも、投資家もしくは複数の投資家による購入申込み(転換又はスイッチングの申込みを含む)を断わることができます。例えば、投資顧問会社が、当該投資家の購入申込みによって、サブファンドの投資方針に従って効果的な投資を行うことが阻害されると判断した場合、もしくはその取引の規模、頻度もしくはその他の要因により当該サブファンドが悪影響を受けると判断した場合には、管理会社は当該投資家による申込みを断わることができます。

オムニバス口座で同じ販売会社を通じて行われた取引は、これらの方針の目的のために、集団の一部とみなされ、管理会社によって又は管理会社を代行して、その全部又は一部が拒否されることがあります。販売会社によって受け付けられた取引もしくはファンドの方針に違反して行われた取引は管理会社により承諾されたものとみなさず、販売会社もしくは管理会社が受領した日の翌営業日に管理会社により取消しもしくは無効とされます。

長期的な投資家の利益のために適切な方針を決定し、かかる方針を適用及び実行するにあたって 実務的な制限があることについて、投資家はご留意ください。例えば、販売会社が促進したり、管 理会社に対して購入、転換もしくは買戻請求を取り次ぎ、投資家のために受益証券を保有する販売 会社がオムニバス口座を経由するために発見が難しくなったりした過度又は短期の取引を、管理会 社が、発見し、もしくはこれを探知することができるとは限りません。仲介機関(日本における販 売会社又は販売取扱会社等)が日本における販売会社又は販売取扱会社の口座に関する取引情報を 提供しない限り、管理事務代行会社及び管理会社は該当する情報を取得することができず、日本に おける販売会社又は販売取扱会社の口座における潜在的な過度又は短期の取引を監視し、発見する ことができません。したがって、管理事務代行会社及び管理会社は、日本における販売会社又は販 売取扱会社の口座を通じて過度又は短期の取引が行われた場合、日本における販売会社又は販売取 扱会社が過度又は短期の取引の防止もしくは再発の防止の対策を行ったか否かにかかわらず、日本 における販売会社又は販売取扱会社の口座を通じてなされた過度又は短期の取引について責任を負 いません。取引に関する制限違反の有無を判断する責任は、日本における販売会社又は販売取扱会 社にあります。管理会社は、日本における販売会社又は販売取扱会社の口座について過度又は短期 の取引が認められた場合もしくは疑われる場合、サブファンドに対する悪影響を防ぐため、当該日 本における販売会社又は販売取扱会社の口座からの購入又は転換もしくはスイッチングの請求を拒 否する権利を留保しています。

また、ファンド・オブ・ファンドの資産割当ファンド、仕組み商品及び連動型商品などを運用する投資家は、それぞれの投資方針もしくは投資戦略に従って、ファンドもしくはサブファンドに対して投資する資産の割合を変更します。管理会社は長期的な投資家の利益と両立する方法で、かかる投資家の利益と釣り合いを取るように努めますが、常にこれに成功するという保証はありません。米国以外の発行体に投資するアンダーライイング・ファンドに投資するファンドは、過度又は短期の取引にさらされるリスクがより大きくなります。米国以外の市場の取引終了後に発生した事由に基づいて予測されるものの、アンダーライイング・ファンド(したがって該当するファンド)の純資産価額に反映されていない証券価格の変動を、投資家が利用しようとする場合があります。そのような裁定取引の機会は、非米国証券に投資しないアンダーライイング・ファンドに投資するファンドにも発生する可能性があります。例えば、アンダーライイング・ファンドが保有する証券の取引が停止され、ファンドの純資産価額が次に計算されるまでに再開されない場合などがこれに当たります(ステール・プライシング)。

管理会社は過度又は短期の取引を防ぐため、以下の措置を行うことができます。

## ( )転換の権利及び連続売買の制限

転換の権利は過度又は短期の取引を促進するための権利ではありません。管理会社は、事前の通知を行うことなく、転換又はスイッチングの請求を拒否する権利を常に留保しています。管理会社及び管理事務代行会社は、オムニバス口座を通じてなされる日本における販売会社又は販売取扱会社が行う取引について、連続売買を監視することができないため、取引に関する制限違反の有無を判断するために取引口座を監視する責任は、日本における販売会社又は販売取扱会社にあります。連続売買とは、何らかの方法で、サブファンドの受益証券を買戻しもしくは転換した上で、再度何らかの方法でサブファンドの受益証券を購入もしくは転換することです。管理会社は、オムニバス口座において受益証券を保有する日本における販売会社又は販売取扱会社を含めて、受益者が行う連続売買の回数を制限することができます。

## ( )短期の取引

購入してから90日以内に買戻し、転換又はスイッチング(異なる通貨をもって表示される受益証券間の転換又はスイッチングを含みます)された受益証券は、取引された受益証券の価額の1%を超えない短期取引手数料の対象となる場合があります。短期取引手数料は該当するサブファンドに対して支払われるものとし、この手数料は過度又は短期の取引を抑制し、証券売買委託手数料及び市場に対する影響、当該サブファンドの短期的な資金の動きによる当該サブファンドの資産規模やキャッシュフローの変動に関連するその他の費用を相殺することを目的に設けられています。

## ( )仲介機関の責任

(a)口座における投資家のサブファンドに関する取引パターンを監視し、過度又は短期の取引を制限する上記方針を徹底するための方法並びに(b)過度又は短期の取引が確認され又は疑われた場合に、日本における販売会社及び販売取扱会社が講じる当該取引の発生又は再発を阻止又は防止するための対策方法については、日本における販売会社又は販売取扱会社にご確認下さい。

サブファンドの混乱を防止し、過度又は短期の取引を制限する上記方針を徹底するために、管理会社が仲介機関の口座からの購入又はスイッチングの請求を拒絶する権利を留保していることにご留意下さい。

## アンダーライイング・ファンド

アンダーライイング・ファンドに対する投資は長期的な投資を目的としています。ジャナス・キャピタル・ファンドは過度又は短期の取引を防ぐために適切な措置を講じます。上記()及び()に記載された措置のほか、ジャナス・キャピタル・ファンドは、過度又は短期の取引を抑制するために、フェア・バリュー・プライシング(公正な価格設定)を用いることができます。ジャナス・キャピタル・ファンドの管理事務代行会社はアンダーライイング・ファンドの保有資産の評価を行った時点での公正価格をより正確に反映するために、公正な価格設定を使用して1口当たりの純資産価格を調整することができます。この作業の一環として、外国為替市場の取引終了とその該当する評価時点の差による評価の時間のずれを調整するために、株式又は債券の評価を行うにあたり、独立した第三者が提供する機械的な適正価値測定モデルを利用することがあります。

# 第3 【管理及び運営】

#### 1 【資産管理等の概要】

## (1) 【資産の評価】

- ( )管理会社は、管理事務代行会社に対し、各サブファンドの純資産価額決定に関する責任を委任 しています。管理事務代行会社は、毎ファンド営業日、ニューヨーク証券取引所における取引終 了時(通常、ニューヨーク時間午後4時)に、各サブファンドの各クラスに関する受益証券1口当 たり純資産価格を決定するものとします。
- ( )いずれのサブファンドにも帰属しない当ファンドの債務は、全サブファンド間で按分されます。一つのサブファンドが複数のクラスの受益証券で構成される場合、各クラスの純資産価額は、各クラスに帰属するサブファンドの純資産価額の金額を計算することにより決定されるものとします。一つのクラスに帰属するサブファンドの純資産価額の金額は、当該クラスにおいて発行済受益証券数及び直近の純資産価額計算時現在当該クラスにおいて注文書を受領している受益証券数を確認し、関連費用及びクラス費用(以下の定義による)を当該クラスに配分し、当該サブファンドより支払われた分配金を考慮して適切な調整(必要であれば)を行い、それに応じて当該サブファンドの純資産価額を割り当てることにより、決定されるものとします。クラスごとの受益証券1口当たり純資産価格は、一つのクラスの純資産価額を、現在の受益証券1口当たり純資産価格計算の直前の純資産価額計算時現在、当該クラスにおいて発行済受益証券数(基準通貨において直近の受益証券に調整したもの)で除することにより、決定されます。「クラス費用」とは、いずれかの法域又は証券取引所、規制市場もしくは決済システムにおいて一つのクラスの届出にかかる費用及びかかる届出から発生するその他の費用、特定のクラスに配分された為替手数料及び為替へッジ費用、並びに本書に開示されたその他の発生費用を指します。

#### ( )資産の評価

各サブファンドはすべて、以下の手続きに従ってそれぞれのポートフォリオに保有する有価証券を評価します。

a) アンダーライイング・ファンドに対する投資は、管理事務代行会社の提供する当該アンダー

ライイング・ファンドの直近の1口当たり純資産価格により評価されるものとします。その他の集団投資スキームにおける投資は、最新の純資産価額による価格にて評価されます。

- b) 相場が即時入手可能な規制市場又は店頭市場(下記の市場を除く)において上場又は取引されている資産は、関連するファンド営業日におけるニューヨーク証券取引所の取引終了時(通常、ニューヨーク時間午後4時)現在の最新取引価格にて評価されるものとし、かかる価格が入手不可能である場合、又は公正市場価格を反映していないと管理事務代行会社が判断した場合は、かかる投資を行う市場における主要証券取引所における最新の市場相場の仲値(最新の買値及び売値の仲値)にて評価されるものとします。但し、規制市場に上場しているが関連証券取引所外又は店頭市場において額面以上又は額面以下で取得又は取引された投資の価値については、保管受託銀行の事前の承認を得た上で、当該投資の評価日現在のプレミアム又は割引の水準を考慮に入れて評価することができます。
- c) 特定の資産について、入手可能な最新の価格が公正価格を反映していないと管理事務代行会社が判断した場合、又は価格が入手不可能である場合、その価値は、かかる計算に関する(正式な権限を有することを)保管受託銀行に承認された管理事務代行会社が、ニューヨーク証券取引所の取引終了時(通常、ニューヨーク時間午後4時)現在のかかる資産の予想売却時価格をもとに投資顧問会社と相談し、慎重かつ誠実に計算するものとします。
- d) 資産が複数の規制市場において上場又は取引されている場合、かかる資産の主要な市場であると管理事務代行会社が判断する規制市場における最終価格又は最新の中間市場相場が使用されます。
- e) 当該ファンド営業日現在、投資有価証券がいかなる規制市場においても上場又は取引されていない場合、かかる有価証券は、かかる計算を行う権限を有すると保管受託銀行に承認された管理事務代行会社が、投資顧問会社と相談して慎重かつ誠実に決定した予想売却時価格にて評価されるものとします。かかる予想売却時価格は以下の方法で決定されます。

当初取得価格を使用します。

当初購入後、相当数の取引があった場合は、管理事務代行会社が投資顧問会社と相談した上で公正であると判断した取引に限り、最終の取引価格を使用します。

管理事務代行会社が投資顧問会社と相談し、投資価値が減少したと判断した場合、かかる減少を反映するよう減額した当初取得価格を使用します。

管理事務代行会社が投資顧問会社と相談し、証券会社による仲値が信頼しうると判断した 場合、かかる仲値を使用します。かかる仲値が入手不可能である場合は、買値を使用します。

- f) また、管理事務代行会社は、投資顧問会社と相談して、管理事務代行会社及び投資顧問会社が任命し保管受託銀行が特別に承認した権限ある専門家が推奨する、慎重かつ誠実に見積もられた予想売却時価格を使用することができます。
- g) 現金及びその他の流動資産は、当該ファンド営業日におけるニューヨーク証券取引所の取引 終了時(通常、ニューヨーク時間午後4時)までに発生した利息(もしあれば)を加えた額面価額 により評価されます。
- h) 上場金融デリバティブ商品は、ニューヨーク証券取引所の取引終了時における当該市場のかかる商品の決済価格により評価されます。店頭取引の金融デリバティブ商品は、取引の相手方による評価方法又はこれに代替する評価方法を用いて、管理会社又はその取締役が任命し保管受託銀行が承認した独立の評価人(但し、当該評価人が評価業務を行うにあたり適切な人材及び技術を有する場合に限ります。)によって評価されます。非上場のデリバティブ商品に関す

る取引の相手方は、契約を尊重し、取締役が要求したときは市場価格で取引を終了させる用意がなければならないとされています。取引の相手方当事者による評価方法が用いられた場合、評価結果は、少なくとも毎週、保管受託銀行が承認した独立の第三者(取引の相手方当事者から独立の第三者)によって承認又は確認されなければならないものとされています。独立の第三者による認証が少なくとも毎月行われなければならないものとされています。また、代替の評価方法が用いられた場合、取締役は、国際的に最良とされる実務に従って、また店頭取引商品の評価に関するIOSCOやAIMAといった機関により確立された原則を遵守しなければならず、評価結果は、毎月、取引の相手方が提供する当該派生商品に関する評価価格と照合されなければならないものとされています。照合の結果重大な差異が判明したときは、かかる差異は直ちに調査及び説明されるものとされています。先物為替契約は、同等の規模及び限月の新たな先物為替契約がファンド営業日の営業終了時点で締結された場合の価格を参考にして評価されなければならないものとされています。

- i) 基準価格以外で表示された価値(投資又は現金の別を問わない)及び非基準通貨の借入れは、 管理事務代行会社が状況に見合って適切であるとみなすレート(公式であると否とを問わない) にて基準通貨に交換されるものとします。
- j) 特定の投資について、上記の評価規則に従って評価を行うことが不可能又は誤りである場合、 又はかかる評価が有価証券の公正市場価格を反映していない場合、管理事務代行会社(保管受託 銀行が適任とする者)は、当該特定有価証券を適式に評価するため、その他一般に認識された評 価方法を利用する権限を有します。但し、かかる評価方法が保管受託銀行の承認を受けている 場合に限ります。
- k) 資産の価値を決定する際、発生した未払いの利息又は配当金、及び配当金として利用可能だがまだ分配されていない金額を、当該資産に加えるものとします。
- I) ジャナス・ハイイールド・ファンド クラスA 受益証券(毎月分配型)、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの各受益証券の純資産価格には、収益均等化により、当該受益証券に対して配当がなされた時点から累積された、当該受益証券に分配されるべき収益額が反映されます。
- ( )1口当たりの純資産価格の評価、受益証券の販売、買戻し、転換及びスイッチングの一時停止
  - a) 管理会社は、下記に定める場合、あるサブファンドの受益証券1口当たりの純資産価格の計算を一時的に停止し、これにより、当該サブファンドの受益証券の発行、買戻し及び転換を一時的に停止することができます。

関連するサブファンドにおける資産の大部分の評価の基礎となる市場が閉鎖される場合、 又は、当該市場における取引が制限もしくは停止される場合(通常の休日もしくは週末に市場が閉鎖されている場合を除く)

サブファンドの資産の大部分を構成する投資をファンドが処分することが事実上不可能と なる緊急事態が発生している場合。

サブファンドが、何らかの理由によりサブファンドの投資の価格を合理的、適時又は正確 に確定することができない場合。

為替取引もしくはその他の資産譲渡に関する制限により、サブファンドについて商取引を 行うことが非現実的になった場合又はサブファンドの資産の売買が通常の価格で行えないことが客観的に示し得る場合

受益証券の売却もしくは買戻しの対価がサブファンドの口座へ、又は口座から送金するこ

とができない場合。

- b) 上記一時停止が14日以上継続する可能性が高いと判断した場合には、管理会社は、当該一時停止により影響を受ける可能性が高いと予想される者に対して、適切であると判断した方法で当該一時停止について通知します。
- c) 当該一時停止は、アイルランド金融当局及び受託会社に対して直ちに通知され、かかる通知はいかなる場合においても当該一時停止のファンド営業日当日中になされるものとします。受益者は当該一時停止期間中の受益証券の純資産価額の減額のリスクを負担するものとします。可能な場合には、管理会社は当該一時停止を可能な限り速やかに終了させるために、あらゆる合理的な手続きを行うものとします。

## (2)【保管】

受益証券の保管を日本における販売会社又は販売取扱会社に委託した日本の投資家に販売される 受益証券については、受益証券の券面は発行されません。受益者名簿に記載されている所有権に関 する詳細を記載した確認書が、該当する受益者の販売会社に対して発行されません。受益者に対し ては、日本における販売会社及び販売取扱会社から受益証券についての取引残高報告書が交付され ます。但し、受益者が記名式券面の発行を特に請求する場合は、外国為替管理法上の許可が必要な ときはこれを得て、自己の責任においてこれを保管します。

また、現時点では受託会社及び管理会社は受益証券の券面の発行を予定していません。

## (3)【信託期間】

#### ( )信託期間

当ファンドは、以下に規定する方法により終了するまで存続します(信託証書第27条(a))。

#### ( )信託の終了

当ファンドが違法となった場合、又は当ファンドもしくは当該サブファンドの総額、維持費用、及びその他管理会社が関連すると考える事項を考慮した上で、管理会社の見解により、実際的ではない、推奨できない、もしくは当ファンドもしくは当該サブファンドを継続することが受益者の利益にならないと判断した場合、又はユニット・トラスト法に基づく当ファンドの認可が取消された場合には、管理会社もしくは保管受託銀行は信託証書を終了し、当ファンドもしくは当該サブファンドを清算することができます。前述のとおり管理会社の管理者としての任命が終了した場合、保管受託銀行は本投資信託を終了する権限を有します。さらに、当ファンドの純資産価額が3日連続して3,000万米ドルを下回った場合、管理会社は受益者に対し書面により通知することによって、当ファンドを終了することができます。アンダーライイング・ファンドの終了もしくは清算により当ファンドは自動的に終了します。

信託の終了に関して信託証書に定める条項は、以下のとおりです。

- 1) 当ファンドは、管理会社に対し管財人による財産管理もしくは清算が開始される場合(保管 受託銀行が書面により事前に承認した条件に基づく再建もしくは合併を目的とする自発的清 算の場合を除きます)、又は事業を中止した場合、又は支払不能になった場合(保管受託銀行 のみが判断します)、又は管理会社の資産の全部もしくは一部に対して検査官もしくは管財人 が指名された場合は、以下の規定に基づく書面による通知により保管受託銀行により終了されます(信託証書第27条(b))。
- 2) 当ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合は、以下の規定に基づく書面による

通知により管理会社又は保管受託銀行により終了されます(信託証書第27条(c))。

- ) 当ファンドがユニット・トラスト法により認可されたユニット・トラストに該当しなく なった場合
- ) 当ファンドを継続することが違法となる法律が成立した場合、又は経費、当ファンドの 全体の規模及び管理会社が関連があると判断するその他の要因を考慮した場合に当ファンドを継続することが非現実的もしくは不適当であるか、又は受益者の最良の利益に合致しないと管理会社が判断する場合
- 3) 管理会社又は保管受託銀行が、受益者に対して書面による通知を行って当ファンドを終了 させる権限を有するのは、以下の場合です(信託証書第27条(d))。
  - ) 当ファンドが合法と認められない場合、又は経費、当ファンドもしくはサブファンドの 全体の規模及び管理会社が関連があると判断するその他の要因を考慮した場合に当ファン ドもしくはサブファンドを継続することが非現実的もしくは不適当であるか、又は受益者 の最良の利益に合致しないと管理会社が判断する場合
  - ) ユニット・トラスト法に基づく当ファンドの認可が無効となった場合
  - ) 3 取引日続けてファンドの純資産価額が3,000万米ドルを下回った場合
  - ) 目論見書に記載されたその他の状況に該当する場合
- 4) 当ファンド及びいずれのサブファンドも、いつでも、当信託証書の付表の規定に従って適正に招集され開催された、当ファンド又はいずれかのサブファンド(いずれか適切な方)の受益者総会の特別決議により終了します。かかる終了の効力は、当該通常決議が採択された日又は当該通常決議が規定するそれ以降の日(かかる日が規定された場合)に発生します(信託証書第27条(e))。
- 5) 前述の規定により事前に終了していないかぎり、当ファンドは、当信託証書の日付時点に 生存する英国のジョージ六世陛下の子孫の最後の生存者の死亡から20年後に終了します(信託 証書第27条(f))。
- 6) 当ファンドを終了させる契約当事者は、当信託証書に規定する方法により受益者に対しその旨を通知し、かかる通知により、かかる通知の送達後6ヶ月を超えない日をかかる終了が効力を生じる日として確定することを要します(信託証書第27条(g))。

## ( )当ファンドの終了に関する規定

- 1) 当信託証書の関連する条項に基づく信託期間の終了又はサブファンドの終了の2ヶ月以上前に又は可及的速やかに、保管受託銀行又は管理会社は受益者に対し、ファンドに関連する信託財産の間近に迫った収益分配について知らせる通知を発します(信託証書第28条(a))。
- 2) かかる終了後、保管受託銀行又は管理会社はすべての投資を売却し、かかる売却は保管受託銀行又は管理会社が合理的かつ望ましいと考える方法により、かつ当ファンドの終了後管理会社が合理的かつ望ましいと考える期間内に実行され完了しなければなりません(信託証書第28条(b))。
- 3) 保管受託銀行又は管理会社は、それらが都合がよいと考える時に、それらの完全な裁量により、受益者に対し分配可能な資産を(債権者の請求を満足した後)分配します。かかる資産は各サプファンド間で按分して分配され、その後さらに当ファンドの受益権のクラス間で按分して割り当てられ、受益者の受益権の価値に按分してそれらに分配されます。保管受託銀行は、本項の規定に基づき当ファンドに関する債務、費用、手数料、経費、請求及び要求で保管受託銀行が当ファンド又はサプファンドの清算に関連して負担する、又はその可能性の

あるものに対する全額の引当金を、手元に保有する金銭並びにかかる費用、手数料、経費、請求及び要求に関して補償を受けるために保有する金銭から確保する権利を有します。かかる分配はすべて、保管受託銀行がその完全な裁量により要求する支払い及び受領の請求書式が保管受託銀行に差し入れられた上でのみ行われます。本項の規定に基づき保管受託銀行が保有する未請求の純利益又はその他の現金は、それらの支払期日から12ヶ月経過後に裁判所に払い込まれます。ただし、保管受託銀行は本規定を実行する際に発生した経費をそれらから控除する権利を有します(信託証書第28条(c))。

4) 保管受託銀行は、当ファンド又はサブファンドの終了の際、受益者総会の通常決議による 承認を得た場合、場合に応じて当ファンド又はサブファンドの資産を受益者に対し現物で分 配することができます。ただし、保管受託銀行は、受益者の通常決議による承認がなくても、 当該受益者が現物による分配に同意すれば、当ファンド又はサブファンドの終了時に受益者 に対して現物で分配を行うことができます。管理会社は、通常決議の承認に基づくか現物で 分配分を受領する受益者による現物の分配に対する同意に基づくかに関わらず、保管受託銀 行が当ファンド又はサブファンドの終了時に資産を現物で分配する場合、受益者から要求された場合には保管受託銀行に対して受益者が受け取る権利を有する資産を売却し、かかる売却により任任を受益者に譲渡するように指示します。ただし、保管受託銀行及び管理会社はいずれもかかる資産の売却により獲得する価格に関するいかなる保証も与えないものとし、 さらにかかる資産の売却に要する経費は、受益者が負担するものとします(信託証書第28条(d))。

#### (4)【計算期間】

当ファンドの決算日は、毎年12月31日とします(信託証書第1条)。

#### (5)【その他】

## ( )信託証書変更

- 1) 保管受託銀行及び管理会社は、投資顧問会社の同意及びアイルランド金融当局の事前の承認を得て、以下の事項のために必要であると管理会社及び保管受託銀行が信ずる場合に受益者の事前の承認なしで、信託証書の補足捺印証書により当ファンド証書の規定を変更、修正又は追加する権利を有します(信託証書第33条(a))。
  - ) 曖昧な表現を治癒するため、又は欠如しているもしくは矛盾した当ファンド証書上の規定 を訂正もしくは補足し、又は受益者の利益を著しく損なうことのない変更を行うため
  - ) 当ファンド証書の規定を、アイルランド金融当局又は受益権・トラストに関する責務を有するアイルランド内の政府機関の要求により変更するため
  - ) 当ファンド証書の第6項(b)に規定される投資対象市場の一覧に追加するため
- 2) 保管受託銀行及び管理会社は、アイルランド金融当局の事前の承認を得て、当ファンド証書の補足証書により、当ファンド証書の付表に記載される規定に従って適切に招集され開催された受益者総会の通常決議による承認を経て、当ファンド証書の規定を変更、修正又は追加する権利を有します。ただし、受益者のファンド上の利益を減少させ又は変更、修正もしくは追加に対する同意のために必要な受益権の割合を減少させるような変更、修正もしくは追加を行う場合には、すべての受益者の同意が必要です(信託証書第33条(b))。
- 3) 前述の規定を損なうことなく、保管受託銀行及び管理会社は、当ファンド証書の補足証書に

より(及び前述の通常決議による承認を経ずに)、当ファンドに影響を及ぼすその時点で有効な会計法及びアイルランドの内国歳入庁長官により承認された当ファンド証書の実行に関連する又は法令に従うための取決めの規定を考慮して、それらの者が必要かつ都合がよいと考える方法及び範囲内で、当ファンド証書の規定を変更、修正もしくは追加することができます。ただし、かかる変更、修正もしくは追加は、受益者に対しその受益権に関して追加の支払いをする又はそれに関する債務を引き受ける義務を課すものではありません(信託証書第33条(c))。

## ( )報告書

ファンドの事業年度は、毎年12月31日に終了します。監査済み財務諸表を含む当ファンドの年次報告書は事業年度終了後4ヶ月以内に作成されます。日本においては事業年度終了後6ヶ月以内に、有価証券報告書が関東財務局長に提出され、投資者及びその他希望する者は、財務省関東財務局又は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)において、これを閲覧することができます。当ファンドは、毎年6月30日に終了する半期についての各サブファンドの所有株式及び各半期終了時の市場価格のリストを記載した未監査半期財務書類を発行し、かかる期間終了後2ヶ月以内に受益者に送付します。日本においては上半期の終了後3ヶ月以内に、半期報告書が関東財務局長に提出されます。

## ( )公告

1) 受益証券の発行価格又はその収益率に言及する表現を含む、又は受益権の購入の勧誘を含む、 広告、チラシ又はかかる種類のその他の文書は、保管受託銀行が当該文書の条件を考慮する合理的な機会を与えられた後に、管理会社により、又は管理会社に代わって、発行されます。保管受託銀行が最初に当該文書を考慮できるようになってから5日以内に保管受託銀行が書面により管理会社に対し当該文書の条件を承認しない旨を通知した場合には、かかる文書は発行されません。すべての当該文書はユニット・トラスト法及び本規則並びにユニット・トラスト法及び本規則にもとづきアイルランド金融当局により制定された適用規則の要件を遵守し、受益権が販売される国の法律に従います(信託証書第26条(a))。

## 2【開示制度の概要】

- (1) アイルランドにおける開示
  - ( )アイルランド金融当局に対する開示

下記の書類はユニット・トラスト法に基づくユニット・トラストとしての認可申請に関連して アイルランド金融当局に提出されました。

- 1) 管理会社が2001年7月31日付でアイルランド金融当局に提出した申請書
- 2) 保管受託銀行が2001年7月31日付でアイルランド金融当局に提出した申請書
- 3) 2001年8月1日付のプロスペクタス
- 4) 管理会社と保管受託銀行の間で締結された2001年7月31日付の信託証書
- 5) 管理会社とジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドの間で締結された2001 年7月31日付の「投資顧問及び販売契約」
- 6) 管理会社と管理事務代行会社の間で締結された2005年4月4日付の管理事務代行契約
- 7) 管理会社とジャナス・キャピタル・マネージメント・エルエルシーの間で2001年7月31日付で締結されたサポート・サービス契約(管理会社、ジャナス・キャピタル・コーポレーション及びジャナス・キャピタル・マネージメント・エルエルシーとの間で締結された2002年3月21日付サイドレターにより、ジャナス・キャピタル・コーポレーションの代わりにジャナス・キャ

ピタル・マネージメント・エルエルシーを、ファンドにサポート・サービスを提供する者として任命する旨の修正済。)

重要な契約に関する詳細は有価証券届出書「第四部、第2 その他の関係法人の概況」という項目に記載しています。

2001年8月1日に、アイルランド金融当局は本投資信託をユニット・トラスト法に基づくユニット・トラストとして認可し、本投資信託の当初のサブファンドを認める旨の書簡を発行しました。

当ファンドの名称の変更、信託証書の変更、プロスペクタスの変更及び日本における代行協会員の選任に関連して、下記の書類がアイルランド金融当局に提出されました。

- 1) 管理会社と保管受託銀行の間で締結された2001年10月12日付の補足信託証書
- 2) 2001年10月15日付のプロスペクタス
- 3) 管理会社と代行協会員との間で締結された2001年10月12日付の代行協会員契約
- 4) 管理会社とアイルランド銀行及びブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッドの間で締結された2002年12月23日付の第二補足信託証書
- 5) 2001年12月19日付のサプルメンタル・プロスペクタス
- 6) 2002年12月23日付のセカンド・サプルメンタル・プロスペクタス
- 7) 2004年10月27日付のサード・サプルメンタル・プロスペクタス
- 8) 2005年4月4日付のプロスペクタス
- 9) 2006年6月22日付のプロスペクタス
- 10) 2006年9月29日付のプロスペクタス
- 11) 2006年9月29日付の第三補足信託証書
- 12) 2006年11月30日付のアデンダム・プロスペクタス
- 13) 2006年11月30日付の代行協会員契約の更改契約
- 14) 2007年5月31日付のプロスペクタス
- 15) 2007年12月20日付のプロスペクタス
- 16) 2007年12月20日付の第四補足信託証書
- 17) 2008年5月30日付の第五補足信託証書
- 18) 2008年 5月30日付のプロスペクタス
- 19) 2008年12月19日付のプロスペクタス
- 20) 2009年6月4日付のプロスペクタス

ユニット・トラスト法に基づくジャナス・US-REIT・ファンド(現ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド)の認可申請に関連して、管理会社及び保管受託銀行より、下記の書類がアイルランド金融当局に提出されました。

- 1) 管理会社及び保管受託銀行からアイルランド金融当局に宛てられた2003年8月27日付申請書
- 2) 2003年8月27日付のサプルメンタル・プロスペクタス

ユニット・トラスト法に基づくジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドの毎月分配型クラスの認可申請に関連して、管理会社及び保管受託銀行より、下記の書類がアイルランド金融当局に提出されました。

1) 2004年10月27日付のサプルメンタル・プロスペクタス

## ( )受益者に対する開示

ファンドの事業年度は、毎年12月31日に終了します。監査済財務諸表を含む当ファンドの年次

報告書は事業年度終了後4ヶ月以内に発行され、当ファンドは、2002年6月30日以降、毎年6月30日に終了する半期についての各ファンドの所有株式及び各半期終了時の市場価格のリストを記載した未監査半期財務書類を発行し、かかる期間終了後2ヶ月以内に受益者に送付します。

当ファンドの受益者は、1 ノース・ウォール・キー、ダブリン 1所在の管理会社の事務所にて、ファンド営業日の営業時間帯において、無料で、以下の書類を閲覧することができます。

- 1) 当ファンドに関連する重要な契約書類(信託証書(その後の修正を含む)投資顧問及び販売契約書、事務代行契約書、サポート・サービス契約書及び代行協会員契約)
- 2) ユニット・トラスト法及び同法に基づいてアイルランド金融当局により発布された通知書
- 3) 年次報告書又は半期報告書及び信託証書(無料にて謄写可能)

## (2) 日本における開示

## ( )監督官庁に対する開示

1) 金融商品取引法の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書に当ファンドの信託証書及び主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。投資者及びその他希望する者は、財務省関東財務局又は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)において、これを閲覧することができます。

日本における販売会社及び販売取扱会社は、有価証券届出書第一部及び第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(「交付目論見書」)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(「請求目論見書」)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、当ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者及びその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局又はEDINETにおいて閲覧することができます。

2) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、当ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、当ファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、当ファンドの資産について、当ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

## ( )受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合、その変更内容が重大なものである場合は、あらかじめ、変更の内容及び理由等を2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社又は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記の当ファンドの運用報告書は、日本の知られたる受益者に交付されます。

## 3【受益者の権利等】

## (1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社及び受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として登録されていなければなりません。従って、日本における販売会社又は販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社及び受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社又は販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社又は販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

受益証券の保管を日本における販売会社又は販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の 責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

## ( )受益権

- 1) 受益者は、受益権に関して本信託証書により明示的に付与された権利以外は、保管受託銀行に対しいかなる権利も持たず、また取得しません。いかなる個人、会社又は法人も、受益権に関して受益者名簿にその者の名で登録されていない限り、受益者と認められません(信託証書第3条)。
- 2) 各受益者の権利は、信託証書に制定される信託の受益権です。信託証書は以下のとおり規定 しています。
  - ) 各クラスの受益証券の発行による手取金はサブファンドに充当されるものとし、これによる資産及び負債並びに収入及び支出は当該サブファンドに充当されるものとします。
  - ) 資産が別の資産から派生している場合、かかる派生資産は、派生した元の資産として同一のサブファンドに充当され、資産の各再評価の際に関連サブファンドに価値の増減が充当されます。
  - ) 特定のサブファンドに帰属しないと管理会社が判断する資産の場合、管理会社は、受託者の承認を条件として、管理会社がその完全な裁量において公正かつ合理的とみなす方法によってかかる資産をサブファンド間で配分する基準を決定することができ、また管理会社はいかなる場合においても随時、受託者の承認を条件として、過去に配分を受けていない資産に関してかかる基準を変更することができます。
  - ) 各サブファンドは、当該サブファンドに起因する債務、支出、費用又は手数料を課される ものとし、特定のサブファンドに起因しない債務、支出、費用又は手数料は、管理会社が裁 量により公正かつ公平であるとみなし、かつ、受託者が承認した方法により、管理会社によ って配分及び請求されます。管理会社はいかなる場合においても随時、受託者の同意を得た 上で、かかる基準を変更する権限を有します。
  - ) サブファンド等の資産の一部に対する債権者の手続きの結果として、上記iv)又は類似の状況において負担していたであろう方法とは異なる方法により債務が負担される場合、受託者の承認を条件とし、管理会社はサブファンド間で資産を移転させることができます。
- ( )収益分配金、償還金及び一部解約金受領権に関する内容及び権利行使の手続
  - 1) 管理会社は、以下の規定に従い、収益分配発表日のアイルランドにおける営業時間の開始時に、受益者名簿上の受益者に対し随時サブファンド又はサブファンドのクラスの収益の分配を発表できます。各サブファンドの収益分配方針は目論見書に規定されます。各サブファンドにより分配可能な金額は、配当、利息等の形態にかかわらず各サブファンドが受領した純収益、

及び収益分配の合理的な水準を維持するために必要であると管理会社が判断する場合には、実現した譲渡益の純額から未実現の譲渡損失を控除した金額です(信託証書第15条(a))。

- 2) 管理会社は、本信託証書の付表に従いファンドの受益者総会における通常決議による承認を 得て、分配金又は当該ファンドのいずれかの資産により当該ファンドの受益者に対し現物によ る収益の分配を行うことができます(信託証書第15条(b))。
- 3) 収益分配の支払方法は関連する目論見書に規定されます。上に述べた事項の一般性を損なうことなく、管理会社は、各受益権に関する分配金又はその他の支払うべき金額を電信送金により、又は受益者もしくは合同受益者の場合にはその中の一名の登録住所宛又は当該受益者もしくは合同受益者が指定する者及び住所宛に、小切手もしくは証書を普通郵便により送付することにより送金することができます。管理会社はかかる送金に関して発生するいかなる損失についても責任を負いません(信託証書第15条(c))。
- 4) 分配金の支払期日から6年以内に収益分配金の権利を有する者による請求が行われなかったファンドの収益分配金は失権し、以後信託財産の一部となります(信託証書第15条(d))。
- 5) 管理会社が受益者への配当を支払おうとする場合、管理会社は、配当から当該配当に関して 管理会社が負う税金を支払うために必要な額を控除する権限を有し、支払うべき税額が支払わ れるよう手配します(信託証書第15条(e))。

## ( )議決権、受益者集会に関する権利

- 1) 管理会社又は保管受託銀行は、受益者集会を招集することができます。保管受託銀行は、当ファンド又はサブファンドにおける受益証券の15%以上を保有する受益者の要請があった場合、受益者集会を招集する義務を負います。当ファンド又は関連するサブファンドの集会の定足数は、当ファンド又は関連するサブファンドにおいてその時々に発行済である受益証券数の10%以上を保有又は代表する、本人又は代理人により出席する受益者とします。
- 2) 信託証書の規定に従い、信託証書の修正、変更もしくは追加を認可する、又は当ファンドの 再構築計画を認可する通常決議により、受益者集会は正当な権限を有するものとします。当フ ァンドの受益者集会は、当ファンドの投資目的、方針、制限又は禁止事項に対する修正又は変 更を認可する通常決議により、正当な権限を有するものとします。本目論見書に別段の記載の ある場合を除き、受益者集会はそれ以上の権限を有しないものとします。当ファンド又はサブ ファンドの通常決議とは、適式に招集及び開催された当ファンド又は当該サブファンド(場合に よる)の受益者集会において、本人又は代理人による投票の単純多数により承認された決議を指 すものとします。信託証書は、受益者集会においては、当該集会において議決権を行使する権 利を有する出席受益者5名、又は受益証券の10%もしくはそれ以上を保有し、当該集会におい て議決権を行使する権利を有する受益者により投票が要求された場合を除き、あるいは当該集 会の議長が投票を要求する場合を除き、受益者1名につき1議決権として挙手により議事を決 定することができると規定しています。各受益者は、投票により受益者の表決に付された当フ ァンドに関する事項について、各受益証券(議決権を有しない単位未満の受益証券は除外する) につき1議決権を与えられています。各受益者は、かかる集会に本人又は代理人により出席し、 議決権を行使することができます。当ファンド又はサブファンド(場合による)について行使さ れた議決権の50%以上が書面によって承認した決議は、いかなる目的においても、当ファンド 又はサブファンド(場合による)の適式に承認された通常決議として取り扱われるものとします。 特定のサブファンドのみに影響を与える事項については、当該サブファンドの受益者のみが議 決権を行使する権利を有するものとします。上記の規則は、サブファンドにおけるあらゆる種

類の集会に対して同様に適用されるものとします。一つのクラスの受益証券を代表する受益者の集会は、当該クラスに影響を与える事項についてのみ開催することができます。

## (2)【為替管理上の取扱い】

アイルランドには、配当の支払い及び日本における受益者に係る本件受益証券に関する金銭の買戻しについて、外国為替規制はありません。

## (3)【本邦における代理人】

- ( )下記代理人は、管理会社から、日本国内において以下の権限を委任されています。 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常 法律事務所
  - 1) 管理会社又は当ファンドに対する法律上及び日本証券業協会の規則上の問題に関する、一切の書簡、請求、訴状その他訴訟関係書類を受領する権限
  - 2) 受益証券の募集、販売及び買戻しに関する、一切の裁判上及び裁判外の行為を行う権限
- ( )財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出及び継続開示に関する代理人は、下記のとおりとします。

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士 森 下 国 彦

#### (4)【裁判管轄等】

上記「(3)本邦における代理人、( )、2)」の取引に関連して、日本の受益者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、日本法が適用されるものとします。

東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番4号 東京地方裁判所

# 第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの直近 2 会計年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第127条第5項ただし書きの規定の適用によるものです。
- (2) 当ファンドの原文の財務書類は、アイルランドにおける独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパースの監査を受けており、添付のとおり監査報告書を受領しています。本財務書類に関する解釈は原文にのみ基づきます。
- (3) 当ファンドの2009年6月30日に終了した6ヶ月間の中間財務書類は、アイルランドにおける法令に 準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式 及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第74条第4項ただし書きの規定の適用による ものです。なお、当ファンドの原文の中間財務書類は、アイルランドにおける独立監査人の監査を受 けておりません。
- (4) 当ファンドの原文の財務書類及び中間財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、2009年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=98.23円)を使用して換算された円換算額が、日本文の中間財務書類には、2009年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=95.47円)を使用して換算された円換算額が、それぞれ併記されています。金額は千円単位(単位金額未満は四捨五人)で表示されています。なお、日本円に換算された金額は、四捨五人のため合計欄の数値が総和と一致しない場合があります。
- (5) 2007年5月31日、ジャナス・US-REIT・ファンドは、アイルランド金融当局の承認を得て、同国において、「ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド」に、その名称を変更しました。また同日、同ファンドのアンダーライイング・ファンドである「ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・US-REIT・ファンド」は、「ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド」に、その名称を変更しました。

## 独立監査人の監査報告書

ジャナス・セレクション(以下「当トラスト」という。) 買戻可能受益証券の受益者各位

私どもは、当トラストの2008年12月31日終了会計年度の財務書類について監査を行った。財務書類には、貸借対照表、損益計算書、買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書、投資有価証券明細表及び関連する注記が含まれている。これらの財務書類は、そこに記載されている会計方針に基づいて作成されている。

## 管理会社及び会計監査人のそれぞれの責任

管理会社が適切な法律及び会計基準審議会が発行しアイルランド勅許会計士協会が発布した会計基準 (アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行)に準拠して年次報告書及び財務書類を 作成する責任については、「財務書類に関する管理会社の責任の記載」に記されている。

私どもの責任は、関連する法規及び国際監査基準(英国及びアイルランド)に従って、財務書類を監査することである。意見を含むこの報告書は、当トラストの受益証券の受益者のためにのみ作成されたものであり、その他のいかなる目的のために作成されたものではない。私どもは、この意見を表明するにあたり、この報告書を見たり、又は書面による我々の事前承諾による特別な同意のもとでこの報告書を手元に保有するいかなる目的もしくはいかなる相手に対しても、責任を認めたり、責任を負ったりするものではない。

私どもは、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行に従って財務書類が真実かつ公正な概観を与えているか、また、1990年のユニット・トラスト法を構成するアイルランドの法規に準拠して適切に作成されているかについて、監査意見を表明する。私どもはまた、当トラストの管理会社が適切に会計帳簿を記録していることについての私どもの意見を受益者に報告する。更に私どもは、私どもの監査目的において必要と考えられる全ての情報や説明を私どもが入手したかどうか、また、当トラストの貸借対照表が会計帳簿と一致しているかどうかについて言明する。

私どもは年次報告書に含まれているその他の情報を検討し、その情報が監査済財務書類と首尾一貫しているかどうかについて考慮している。私どもは、明らかな誤謬や財務書類との重要な矛盾を認識した場合の私どもの監査意見への影響についても考慮している。私どもの責任はその他のいかなる情報にも及ばない。

#### 監査意見の基礎

私どもは監査実務委員会による国際監査基準(英国及びアイルランド)に基づいて監査を実施した。 監査は、試査による財務書類における金額及び開示項目の検証を含んでいる。また、財務書類の作成に 際しての管理会社による重要な見積り及び判断、並びに会計方針が当トラストの状況に照らして適切で あるかどうか、当該会計方針が首尾一貫して適用されているか、適正に開示されているかどうかについ ての検証も含まれている。

私どもは、不正や誤謬による重要な虚偽記載が財務諸表にないという合理的な保証を形成するための十分な監査証拠を得るために必要と考えられる全ての情報や説明を入手できるように、監査を計画し、実施した。意見を形成するにあたり、財務書類に記載された情報の表示が全般的に適正であるかについても考慮した。

#### 意見

私どもの意見では、この財務書類は、

- 当トラストの2008年12月31日現在の財政状態及び同日に終了した期間の経営成績について、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行に従って真実かつ公正に表示されている。
- ・ 1990年のユニット・トラスト法の要件に準拠して適切に作成されている。

私どもは、私どもの監査目的において必要と考えられる情報や説明を全て入手した。私どもの意見では、適切な会計帳簿が当トラストの管理会社によって記録されている。

プライスウォーターハウスクーパース 勅許会計士及び登録監査人 ダブリン 2009年4月2日

# Independent Auditors' Report

TO THE HOLDERS OF REDEEMABLE UNITS OF JANUS SELECTION (THE "TRUST")

We have audited the Trust's financial statements for the year ended 31 December 2008 which comprise the Balance Sheet, the Income Statement, the Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Units, the Schedules of Investments and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

RESPECTIVE RESPONSIBILITIES OF THE MANAGER AND THE AUDITORS

The Manager's responsibilities for preparing the Annual Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Manager's Responsibilities.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Trust's unitholders as a body and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Units Trusts Act, 1990. We also report to you whether in our opinion proper books of account have been kept by the Manager for the Trust. In addition, we state whether we have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit, and whether the Trust's Balance Sheet is in agreement with the books of account.

We read the other information contained in the Annual Report, and consider whether it is consistent with the audited financial statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material

inconsistencies with the financial statements. Our responsibilities do not extend to any other information.

BASIS OF AUDIT OPINION

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Trust's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

#### OPINION

In our opinion the financial statements:

- · give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the Trust's affairs at 31 December 2008 and of its results for the year then ended;
- · have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trusts Act, 1990.

We have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the Manager for the

Prisuntehaselapers.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors Dublin

2 April 2009

## 独立監査人の監査報告書

ジャナス・セレクション(以下「当トラスト」という。) 買戻可能受益証券の受益者各位

私どもは、当トラストの2007年12月31日終了会計年度の財務書類について監査を行った。財務書類には、貸借対照表、損益計算書、買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書、投資有価証券明細表及び関連する注記が含まれている。これらの財務書類は、そこに記載されている会計方針に基づいて作成されている。

## 管理会社及び会計監査人のそれぞれの責任

管理会社が適切な法律及び会計基準審議会が発行しアイルランド勅許会計士協会が発布した会計基準 (アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行)に準拠して年次報告書及び財務書類を 作成する責任については、「財務書類に関する管理会社の責任の記載」に記されている。

私どもの責任は、関連する法規及び国際監査基準(英国及びアイルランド)に従って、財務書類を監査することである。意見を含むこの報告書は、当トラストの受益証券の受益者のためにのみ作成されたものであり、その他のいかなる目的のために作成されたものではない。私どもは、この意見を表明するにあたり、この報告書を見たり、又は書面による我々の事前承諾による特別な同意のもとでこの報告書を手元に保有するいかなる目的もしくはいかなる相手に対しても、責任を認めたり、責任を負ったりするものではない。

私どもは、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行に従って財務書類が真実かつ公正な概観を与えているか、また、1990年のユニット・トラスト法を構成するアイルランドの法規に準拠して適切に作成されているかについて、監査意見を表明する。私どもはまた、当トラストの管理会社が適切に会計帳簿を記録していることについての私どもの意見を受益者に報告する。更に私どもは、私どもの監査目的において必要と考えられる全ての情報や説明を私どもが入手したかどうか、また、当トラストの貸借対照表が会計帳簿と一致しているかどうかについて言明する。

私どもは年次報告書に含まれているその他の情報を検討し、その情報が監査済財務書類と首尾一貫しているかどうかについて考慮している。私どもは、明らかな誤謬や財務書類との重要な矛盾を認識した場合の私どもの監査意見への影響についても考慮している。私どもの責任はその他のいかなる情報にも及ばない。

#### 監査意見の基礎

私どもは監査実務委員会による国際監査基準(英国及びアイルランド)に基づいて監査を実施した。 監査は、試査による財務書類における金額及び開示項目の検証を含んでいる。また、財務書類の作成に 際しての管理会社による重要な見積り及び判断、並びに会計方針が当トラストの状況に照らして適切で あるかどうか、当該会計方針が首尾一貫して適用されているか、適正に開示されているかどうかについ ての検証も含まれている。

私どもは、不正や誤謬による重要な虚偽記載がないという合理的な確証を得るために必要と考えられる情報や説明を全て入手できるように、監査を計画し、実施した。意見を形成するにあたり、財務書類に記載された情報の表示が全般的に適正であるかについても考慮した。

## 意見

私どもの意見では、この財務書類は、

- ・ 当トラストの2007年12月31日現在の財政状態及び同日に終了した期間の経営成績について、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行に従って真実かつ公正な概観を与えている。
- ・ 1990年のユニット・トラスト法の要件に準拠して適切に作成されている。

私どもは、私どもの監査目的において必要と考えられる情報や説明を全て入手した。私どもの意見では、適切な会計帳簿が当トラストの管理会社によって記録されている。

プライスウォーターハウスクーパース 勅許会計士及び登録監査人 ダブリン 2008年4月8日

# Independent Auditors' Report

To the Holders of Redeemable Units of Janus Selection (the "Trust")

We have audited the Trust's financial statements for the year ended 31 December 2007 which comprise the Balance Sheet, the Income Statement, the Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Units, the Schedules of Investments and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein

Respective responsibilities of the Manager and the auditors

The Manager's responsibilities for preparing the Annual Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Manager's Responsibilities.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Trust's unitholders as a body and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Units Trusts Act, 1990. We also report to you whether in our opinion: proper books of account have been kept by the Manager for the Trust. In addition, we state whether we have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit, and whether the Trust's Balance Sheet is in agreement with the books of account.

We read the other information contained in the Annual Report, and consider whether it is consistent with the audited financial statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements. Our responsibilities do not extend to any other information.

BASIS OF AUDIT OPINION

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Trust's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

#### OPINION

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the Trust's affairs at 31 December 2007 and of its results for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trusts Act, 1990.

We have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the Manager for the Trust.

PricewaterhouseCoopers
Chartered Accountants and Registered Auditors

8 April 2008

Dublin

# 1 【財務諸表】

## (1) 【貸借対照表】

## 貸借対照表

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

	2008年12月3	2008年12月31日現在		2007年12月31日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円	
流動資産:					
投資証券(原価)	\$327,528,504	32,173,125	\$415,056,356	40,770,986	
投資証券(時価)	327,810,215	32,200,797	409,506,911	40,225,864	
現金及び外国通貨					
未収金:					
売却有価証券	175,227	17,213	2,010,254	197,467	
発行ファンド受益証券	2,564,893	251,949	1,883,225	184,989	
先渡為替予約未実現評価益	3,899,756	383,073	7,047	692	
管理会社からの未収金	41,510	4,078	52,268	5,13	
流動資産合計	334,491,601	32,857,110	413,459,705	40,614,14	
負債(返済期限1年以内)					
未払金:					
購入投資証券			4,395,312	431,75	
買戻しファンド受益証券	3,515,911	345,368			
先渡為替予約未実現評価損					
投資運用報酬					
受益者サービス手数料	314,389	30,882	404,518	39,73	
販売手数料	88,142	8,658	147,852	14,52	
会計・管理・名義書換手数料	8,125	798	6,316	62	
未払費用	142,708	14,018	239,157	23,49	
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	4,069,275	399,725	5,193,155	510,12	
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$330,422,326	32,457,385	\$408,266,550	40,104,02	

ピーター・ザンディーズ

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

注記は財務書類の一部を構成します。

貸借対照表

ジャナス・ハイイールド・ファンド	2008年12月31日現在	2007年12月31日現在		
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$334,143,288	32,822,895	\$429,477,935	42,187,618
投資証券(時価)	234,345,541	23,019,762	404,086,674	39,693,434
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券	376,754	37,009	1,319,233	129,588
発行ファンド受益証券	116,081	11,403	635,248	62,400
先渡為替予約未実現評価益	2,771,751	272,269		
管理会社からの未収金	22	2	22	2
流動資産合計	237,610,149	23,340,445	406,041,177	39,885,425
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券				
買戻しファンド受益証券	830,773	81,607	2,341,708	230,026
先渡為替予約未実現評価損			9,245	908
投資運用報酬				
受益者サービス手数料	351,627	34,540	616,465	60,555
販売手数料	44,778	4,399	84,465	8,297
会計・管理・名義書換手数料	5,656	556	6,257	615
未払費用	118,208	11,612	237,353	23,315
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	1,351,042	132,713	3,295,493	323,716
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$236,259,107	23,207,732	\$402,745,684	39,561,709

ピーター・ザンディーズ

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

注記は財務書類の一部を構成します。

貸借対照表

ジャナス・バランス・ファンド	2008年12月31日現在		2007年12月31日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$46,407,005	4,558,560	\$55,808,214	5,482,041
投資証券(時価)	50,656,646	4,976,002	77,023,243	7,565,993
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券	21,000	2,063	173,229	17,016
発行ファンド受益証券	125,194	12,298	438,068	43,031
先渡為替予約未実現評価益	959,476	94,249	8,510	836
管理会社からの未収金				
流動資産合計	51,762,316	5,084,612	77,643,050	7,626,877
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券				
買戻しファンド受益証券	133,529	13,117	621,124	61,013
先渡為替予約未実現評価損	-		-	
投資運用報酬	10,525	1,034	16,408	1,612
受益者サービス手数料	92,053	9,042	144,855	14,229
販売手数料	11,336	1,114	25,368	2,492
会計・管理・名義書換手数料	1,236	121	1,190	117
未払費用	33,873	3,327	53,212	5,227
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	282,552	27,755	862,157	84,690
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$51,479,764	5,056,857	\$76,780,893	7,542,187

ピーター・ザンディーズ

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

注記は財務書類の一部を構成します。

貸借対照表

ジャナス・ストラテジック・ バリュー・ファンド	2008年12月3	1日現在	2007年12月31日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$38,007,464	3,733,473	\$45,247,102	4,444,623
投資証券(時価)	32,938,648	3,235,563	56,170,569	5,517,635
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券			297,061	29,180
発行ファンド受益証券	346,474	34,034	203,528	19,993
先渡為替予約未実現評価益	638,718	62,741	9,775	960
管理会社からの未収金				
流動資産合計	33,923,840	3,332,339	56,680,933	5,567,768
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券	5,251	516	528,550	51,919
買戻しファンド受益証券	177,829	17,468		
先渡為替予約未実現評価損				
投資運用報酬				
受益者サービス手数料	66,301	6,513	123,627	12,144
販売手数料	7,391	726	16,020	1,574
会計・管理・名義書換手数料	794	78	878	86
未払費用	25,872	2,541	43,980	4,320
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	283,438	27,842	713,055	70,043
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$33,640,402	3,304,497	\$55,967,878	5,497,725

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

貸借対照表

ジャナス・トゥエンティ・ファンド	2008年12月3	1日現在	2007年12月3	1日現在
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$30,014,763	2,948,350	\$25,417,035	2,496,715
投資証券(時価)	21,539,418	2,115,817	36,105,664	3,546,659
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券	14,066	1,382	5,534	544
発行ファンド受益証券	113,351	11,134	588,733	57,831
先渡為替予約未実現評価益	439,782	43,200	17,222	1,692
管理会社からの未収金				
流動資産合計	22,106,617	2,171,533	36,717,153	3,606,726
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券				
買戻しファンド受益証券	83,562	8,208	542,651	53,305
先渡為替予約未実現評価損	-		-	
投資運用報酬	4,448	437	7,611	748
受益者サービス手数料	44,032	4,325	73,999	7,269
販売手数料	3,619	355	9,088	893
会計・管理・名義書換手数料	522	51	552	54
未払費用	22,883	2,248	29,772	2,925
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	159,066	15,625	663,673	65,193
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$21,947,551	2,155,908	\$36,053,480	3,541,533

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

貸借対照表

ジャナス・グローバル・ リアルエステート・ファンド	2008年12月	31日現在	日現在 2007年12月31日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$112,673,311	11,067,899	\$148,835,588	14,620,120
投資証券(時価)	61,323,527	6,023,810	166,251,076	16,330,843
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券	38,333	3,765	658,895	64,723
発行ファンド受益証券	213,235	20,946	133,601	13,124
先渡為替予約未実現評価益	2,054,053	201,770	45,182	4,438
管理会社からの未収金				
流動資産合計	63,629,148	6,250,291	167,088,754	16,413,128
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券			889,183	87,344
買戻しファンド受益証券	187,903	18,458		
先渡為替予約未実現評価損				
投資運用報酬				
受益者サービス手数料	122,780	12,061	345,551	33,943
販売手数料	19,135	1,880	57,274	5,626
会計・管理・名義書換手数料	1,453	143	2,643	260
未払費用	55,614	5,463	127,298	12,504
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	386,885	38,004	1,421,949	139,678
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$63,242,263	6,212,287	\$165,666,805	16,273,450

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

### (2) 【損益計算書】

#### 損益計算書

ジャナス・フレキシブル・ インカム・ファンド	2008年12月31日終了会計年度		2007年12月31日終了会計年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$		\$	
配当金	13,686,456	1,344,421	19,664,695	1,931,663
公正価値で測定した変動を損益として認 識する金融資産に係る純利益/(損失)	5,326,301	523,203	5,985,489	587,955
投資収益/(損失)合計	19,012,757	1,867,623	25,650,184	2,519,618
費用:				
投資運用報酬	933,596	91,707	1,128,661	110,868
受益者サービス手数料	1,489,734	146,337	1,802,167	177,027
販売手数料	1,403,898	137,905	1,954,918	192,032
監査報酬	10,500	1,031	10,200	1,002
会計・管理・名義書換手数料	82,792	8,133	73,147	7,185
その他費用	134,510	13,213	256,996	25,245
費用合計	4,055,030	398,326	5,226,089	513,359
超過費用補填の控除	(1,493,760)	(146,732)	(1,805,862)	(177,390)
費用補填考慮後純費用	2,561,270	251,594	3,420,227	335,969
投資純利益/(損失)	16,451,487	1,616,030	22,229,957	2,183,649
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$16,451,487	1,616,030	\$22,229,957	2,183,649

ピーター・ザンディーズ

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

損益計算書

ジャナス・ハイイールド・ファンド	2008年12月31日終了会計年度		2007年12月31日終了会計年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$		\$	
配当金	24,131,108	2,370,399	38,400,034	3,772,035
公正価値で測定した変動を損益として認 識する金融資産に係る純利益/(損失)	(90,719,507)	(8,911,377)	(34,174,033)	(3,356,915)
投資収益/(損失)合計	(66,588,399)	(6,540,978)	4,226,001	415,120
費用:				
投資運用報酬	811,065	79,671	1,089,107	106,983
受益者サービス手数料	1,935,952	190,169	2,597,853	255,187
販売手数料	772,717	75,904	1,069,841	105,090
監査報酬	10,500	1,031	10,200	1,002
会計・管理・名義書換手数料	71,108	6,985	70,848	6,959
その他費用	94,915	9,324	280,211	27,525
費用合計	3,696,257	363,083	5,118,060	502,747
超過費用補填の控除	(811,065)	(79,671)	(1,089,107)	(106,983)
費用補填考慮後純費用	2,885,192	283,412	4,028,953	395,764
投資純利益/(損失)	(69,473,591)	(6,824,391)	197,048	19,356
財務費用:				
買戻可能受益証券の受益者への配当:				
投資純利益 - クラスA(米ドル) (投資に係る実現純利益より)	(3,967,149)	(389,693)	(5,783,483)	(568,112)
投資純利益 - クラスA(円) (投資に係る実現純利益より)	(4,431,343)	(435,291)	(7,419,046)	(728,773)
均等化収益	(24,677)	(2,424)	(22,325)	(2,193)
買戻可能受益証券の受益者への 配当合計	(8,423,169)	(827,408)	(13,224,854)	(1,299,077)
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$(77,896,760)	(7,651,799)	\$(13,027,806)	(1,279,721)

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

損益計算書

ジャナス・バランス・ファンド	2008年12月31日終了会計年度		2007年12月31日終了会計年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$		\$75	7
配当金				
公正価値で測定した変動を損益として認 識する金融資産に係る純利益/(損失)	(10,918,678)	(1,072,542)	7,640,188	750,496
投資収益/(損失)合計	(10,918,678)	(1,072,542)	7,640,263	750,503
費用:				
投資運用報酬	162,936	16,005	201,884	19,831
受益者サービス手数料	486,636	47,802	603,422	59,274
販売手数料	201,221	19,766	317,820	31,219
監査報酬	10,500	1,031	10,200	1,002
会計・管理・名義書換手数料	14,315	1,406	13,130	1,290
その他費用	27,597	2,711	55,437	5,446
費用合計	903,205	88,722	1,201,893	118,062
超過費用補填の控除				
費用補填考慮後純費用	903,205	88,722	1,201,893	118,062
投資純利益/(損失)	(11,821,883)	(1,161,264)	6,438,370	632,441
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$(11,821,883)	(1,161,264)	\$6,438,370	632,441

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

損益計算書

ジャナス・ストラテジック・ バリュー・ファンド	2008年12月31日終了会計年度		2007年12月31日終	了会計年度
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$		\$14	1
配当金				
公正価値で測定した変動を損益として認 識する金融資産に係る純利益/(損失)	(12,460,159)	(1,223,961)	4,329,598	425,296
投資収益/(損失)合計	(12,460,159)	(1,223,961)	4,329,612	425,298
費用:				
投資運用報酬	113,055	11,105	164,205	16,130
受益者サービス手数料	375,272	36,863	547,646	53,795
販売手数料	136,098	13,369	218,173	21,431
監査報酬	10,500	1,031	10,200	1,002
会計・管理・名義書換手数料	9,873	970	10,653	1,046
その他費用	17,461	1,715	45,472	4,467
費用合計	662,259	65,054	996,349	97,871
超過費用補填の控除	(113,055)	(11,105)	(164,205)	(16,130)
費用補填考慮後純費用	549,204	53,948	832,144	81,742
投資純利益/(損失)	(13,009,363)	(1,277,910)	3,497,468	343,556
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$(13,009,363)	(1,277,910)	\$3,497,468	343,556

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

損益計算書

ジャナス・トゥエンティ・ファンド	2008年12月31日終了会計年度		2007年12月31日終了会計年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$4	0	\$47	5
配当金				
公正価値で測定した変動を損益として認 識する金融資産に係る純利益/(損失)	(16,752,092)	(1,645,558)	9,739,388	956,700
投資収益/(損失)合計	(16,752,088)	(1,645,558)	9,739,435	956,705
費用:				
投資運用報酬	78,574	7,718	88,650	8,708
受益者サービス手数料	257,812	25,325	294,852	28,963
販売手数料	74,389	7,307	112,862	11,086
監査報酬	10,500	1,031	10,200	1,002
会計・管理・名義書換手数料	6,865	674	5,775	567
その他費用	18,606	1,828	28,007	2,751
費用合計	446,746	43,884	540,346	53,078
超過費用補填の控除				
費用補填考慮後純費用	446,746	43,884	540,346	53,078
投資純利益/(損失)	(17,198,834)	(1,689,441)	9,199,089	903,627
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$(17,198,834)	(1,689,441)	\$9,199,089	903,627

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

損益計算書

ジャナス・グローバル・ リアルエステート・ファンド	2008年12月31日終	§了会計年度	2007年12月31日終了会計年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$		\$	
配当金	2,450,854	240,747	6,904,828	678,261
公正価値で測定した変動を損益として認 - 識する金融資産に係る純利益/(損失)	(68,875,692)	(6,765,659)	(31,274,628)	(3,072,107)
投資収益/(損失)合計	(66,424,838)	(6,524,912)	(24,369,800)	(2,393,845)
費用:				
投資運用報酬	292,919	28,773	565,935	55,592
受益者サービス手数料	866,958	85,161	1,676,451	164,678
販売手数料	458,967	45,084	895,219	87,937
監査報酬	10,500	1,031	10,200	1,002
会計・管理・名義書換手数料	25,046	2,460	36,446	3,580
その他費用	19,879	1,953	133,979	13,161
費用合計	1,674,269	164,463	3,318,230	325,950
超過費用補填の控除	(292,919)	(28,773)	(565,935)	(55,592)
費用補填考慮後純費用	1,381,350	135,690	2,752,295	270,358
投資純利益/(損失)	(67,806,188)	(6,660,602)	(27,122,095)	(2,664,203)
財務費用:				
買戻可能受益証券の受益者への配当:				
投資純利益 - クラスA(米ドル) (投資に係る実現純利益より)	(1,152,019)	(113,163)	(1,499,382)	(147,284)
投資純利益 - クラスB(米ドル) (投資に係る実現純利益より)	(4,136,466)	(406,325)	(5,455,948)	(535,938)
投資純利益 - クラスA(円) (投資に係る実現純利益より)	(224,075)	(22,011)	(294,045)	(28,884)
投資純利益 - クラスB(円) (投資に係る実現純利益より)	(641,391)	(63,004)	(759,802)	(74,635)
買戻可能受益証券の受益者への 配当合計	(6,153,951)	(604,503)	(8,009,177)	(786,741)
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$(73,960,139)	(7,265,104)	\$(35,131,272)	(3,450,945)

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

ジャナス・フレキシブル・ インカム・ファンド	2008年12月31日終了会計年度		2007年12月31日終了会計年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
運用による純資産の純増加/(減少)額	16,451,487	1,616,030	22,229,957	2,183,649
受益証券の資本取引:				
受益証券の発行	103,817,378	10,197,981	34,911,948	3,429,401
受益証券買戻し	(198,113,089)	(19,460,649)	(181,023,003)	(17,781,890)
資本取引による純増加額	(94,295,711)	(9,262,668)	(146,111,055)	(14,352,489)
純資産の純増加額	(77,844,224)	(7,646,638)	(123,881,098)	(12,168,840)
純資産:				
期首	408,266,550	40,104,023	532,147,648	52,272,863
期末	\$330,422,326	32,457,385	\$408,266,550	40,104,023
	口数		口数	
受益証券取引:				
受益証券の発行	801,078		287,008	

(1,571,417)

(770, 339)

3,276,919

2,506,580

(1,525,043)

(1,238,035)

4,514,954

3,276,919

ピーター・ザンディーズ

受益証券の純増加/(減少)

発行済受益証券、期首

発行済受益証券、期末

取締役

ハンス・ヴォーゲル

受益証券買戻し

取締役

2009年4月2日

ジャナス・ハイイールド・ファンド	2008年12月31日終了会計年度		2007年12月31日終了会計年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
運用による純資産の純増加/(減少)額	(77,896,760)	(7,651,799)	(13,027,806)	(1,279,721)
受益証券の資本取引:				
受益証券の発行	23,536,506	2,311,991	107,264,411	10,536,583
受益証券買戻し	(112,126,323)	(11,014,169)	(118,883,156)	(11,677,892)
資本取引による純増加額	(88,589,817)	(8,702,178)	(11,618,745)	(1,141,309)
純資産の純増加額	(166,486,577)	(16,353,976)	(24,646,551)	(2,421,031)
純資産:				
期首	402,745,684	39,561,709	427,392,235	41,982,739
期末	\$236,259,107	23,207,732	\$402,745,684	39,561,709
	口数		口数	

	口数	口数
受益証券取引:		
受益証券の発行	208,680	950,956
受益証券買戻し	(1,041,597)	(1,000,328)
受益証券の純増加/(減少)	(832,917)	(49,372)
発行済受益証券、期首	3,556,138	3,605,510
- 発行済受益証券、期末	2,723,221	3,556,138

ピーター・ザンディーズ

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

ジャナス・バランス・ファンド	2008年12月31日紀	<b>咚了会計年度</b>	2007年12月31日終了会計年度		
	米ドル	千円	米ドル	千円	
運用による純資産の純増加/(減少)額	(11,821,883)	(1,161,264)	6,438,370	632,441	
受益証券の資本取引:					
受益証券の発行	20,474,570	2,011,217	9,801,020	962,754	
受益証券買戻し	(33,953,816)	(3,335,283)	(25,119,663)	(2,467,504)	
資本取引による純増加額	(13,479,246)	(1,324,066)	(15,318,643)	(1,504,750)	
純資産の純増加額	(25,301,129)	(2,485,330)	(8,880,273)	(872,309)	
純資産:					
期首	76,780,893	7,542,187	85,661,166	8,414,496	
期末	\$51,479,764	5,056,857	\$76,780,893	7,542,187	
	口数		口数		
受益証券取引:					
受益証券の発行	158	158,805		546	
受益証券買戻し	(273	989)	(198,	579)	
受益証券の純増加/(減少)	(115	184)	(121,	,033)	
発行済受益証券、期首	585	923	706	956	
	-		<u> </u>		

470,739

585,923

ピーター・ザンディーズ

発行済受益証券、期末

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

ジャナス・ストラテジック・ バリュー・ファンド	2008年12月31日紅	<sup>§</sup> 了会計年度	2007年12月31日終了会計年度		
	米ドル	千円	米ドル	千円	
運用による純資産の純増加/(減少)額	(13,009,363)	(1,277,910)	3,497,468	343,556	
受益証券の資本取引:					
受益証券の発行	11,003,829	1,080,906	9,979,344	980,271	
受益証券買戻し	(20,321,942)	(1,996,224)	(26,708,722)	(2,623,598)	
資本取引による純増加額	(9,318,113)	(915,318)	(16,729,378)	(1,643,327)	
純資産の純増加額	(22,327,476)	(2,193,228)	(13,231,910)	(1,299,771)	
純資産:					
期首	55,967,878	5,497,725	69,199,788	6,797,495	
期末	\$33,640,402	3,304,497	\$55,967,878	5,497,725	
	口数	口数			
受益証券取引:					
受益証券の発行	78,	78,755		994	
受益証券買戻し	(142,	(142,254)		404)	
受益証券の純増加/(減少)	(63,	499)	(105,410)		
発行済受益証券、期首	361,	013	466,423		

297,514

361,013

ピーター・ザンディーズ

発行済受益証券、期末

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

ジャナス・トゥエンティ・ファンド	2008年12月31日約	§了会計年度	2007年12月31日終了会計年度		
	米ドル	千円	米ドル	千円	
運用による純資産の純増加/(減少)額	(17,198,834)	(1,689,441)	9,199,089	903,627	
受益証券の資本取引:					
受益証券の発行	18,816,813	1,848,376	8,065,163	792,241	
受益証券買戻し	(15,723,908)	(1,544,559)	(19,312,466)	(1,897,064)	
資本取引による純増加額	3,092,905	303,816	(11,247,303)	(1,104,823)	
純資産の純増加額	(14,105,929)	(1,385,625)	(2,048,214)	(201, 196)	
純資産:					
期首	36,053,480	3,541,533	38,101,694	3,742,729	
期末	\$21,947,551	2,155,908	\$36,053,480	3,541,533	
	口数		口数		
受益証券取引:					
受益証券の発行	136,709		57,	233	
受益証券買戻し	(117,	975)	(144,	642)	
受益証券の純増加/(減少)	18,	734	(87,409)		

236,177

254,911

323,586

236,177

ピーター・ザンディーズ

発行済受益証券、期首

発行済受益証券、期末

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

ジャナス・グローバル・ リアルエステート・ファンド	2008年12月31日紀	冬了会計年度	2007年12月31日終了会計年度		
	米ドル	千円	米ドル	千円	
運用による純資産の純増加/(減少)額	(73,960,139)	(7,265,104)	(35, 131, 272)	(3,450,945)	
受益証券の資本取引:					
受益証券の発行	9,877,028	970,220	17,667,397	1,735,468	
受益証券買戻し	(38,341,431)	(3,766,279)	(91,735,277)	(9,011,156)	
資本取引による純増加額	(28,464,403)	(2,796,058)	(74,067,880)	(7,275,688)	
純資産の純増加額	(102,424,542)	(10,061,163)	(109,199,152)	(10,726,633)	
純資産:					
期首	165,666,805	16,273,450	274,865,957	27,000,083	
期末	\$63,242,263	6,212,287	\$165,666,805	16,273,450	
	口数		口数		
受益証券取引:					
受益証券の発行	102	,086	131	,846	
受益証券買戻し	(403	,502)	(687	,121)	
受益証券の純増加/(減少)	(301	,416)	(555	,275)	
発行済受益証券、期首	1,430	, 164	1,985,439		

1,128,748

1,430,164

ピーター・ザンディーズ

発行済受益証券、期末

取締役

ハンス・ヴォーゲル

取締役

2009年4月2日

#### 財務書類に対する注記

#### 1 会計方針

ジャナス・セレクション(以下「当トラスト」という。また、当トラストの有する6つのファンドを以下「ファンド」という。)が採用している重要な会計方針及び見積りの手法は以下のとおりです。

#### 財務書類の表示基準

本財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準及び1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランドの法令に準拠して作成されております。真実かつ公正な概観を示す財務書類を作成するにあたりアイルランドで一般に公正妥当と認められる会計基準は、アイルランド勅許会計士協会によって発布されており、会計基準審議会によって発行されています。

本財務書類の形式及び特定の文言については、FRS第3号「財務成績の報告」に含まれているものを 適用しており、したがって管理会社は、投資信託としての当トラストの事業の性質をより適切に反映 しているとの見方をしております。

経営者は、将来に関する見積りと仮定を行います。その結果得られる会計上の見積りが、関連する 実際の結果と等しくなることは通常はほとんどありません。次年度において資産と負債の帳簿価額に 対して重要な修正をもたらす重大なリスクのある見積り及び仮定については、下記で概説します。

当トラストは、オープン・エンド型の投資信託に適用されるキャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS第1号の免除規定を利用しました。

#### 取得原価主義

本財務書類は、投資については時価で計上する修正取得原価主義に基づき作成されています。

#### 投資の評価

アンダーライイング・ファンドに対する投資は、管理事務代行会社から入手可能なアンダーライイング・ファンドについての直近の入手可能な1口当たり純資産価額で評価されており、かかる純資産価額は公正価値に近似しています。その他の合同運用型スキームに対する投資は、直近の入手可能な純資産価額で評価されます。

流動資産として保有される市場性のある投資有価証券は、時価で表示されており、この評価から生じる損益は損益計算書に計上されています。

#### 投資取引及び投資収益

投資取引は、購入日あるいは売却日現在で会計処理されます。投資取引からの実現損益は、先入先 出法を使って計算されます。

配当金は、関連する有価証券が「配当落ち」として掲載された日に損益計算書に計上されます。受取利息は発生主義で日々計上されます。収益は、回収不能な源泉徴収税込みで表示されます。

#### 分配

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドは、クラス A(米ドル)受益証券(毎月分配型)、クラスA(円)受益証券(毎月分配型)、クラスB(米ドル)受益証券 (毎月分配型)、クラスB(円)受益証券(毎月分配型)、クラスI(米ドル)受益証券(毎月分配型)及びク ラスI(円)受益証券(毎月分配型)に関して、少なくとも1ヶ月毎に投資純利益からの分配を宣言し、 実施する予定です。ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・フ ァンドが投資有価証券を売却する際の分配クラスにより実現される純キャピタル・ゲインは、管理会 社の裁量で定期的に宣言され、分配されます。ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド がアンダーライイング・ファンドから配当を受け取った場合、ジャナス・グローバル・リアルエステ ート・ファンドは、クラスA(米ドル)受益証券(四半期分配型)、クラスA(円)受益証券(四半期分配 型)、クラスB(米ドル)受益証券(四半期分配型)、クラスB(円)受益証券(四半期分配型)、クラスI (米ドル)受益証券(四半期分配型)及びクラス I (円)受益証券(四半期分配型)に関して、少なくとも四 半期毎に投資純利益からの分配を宣言し、実施する予定です。ジャナス・グローバル・リアルエステ ート・ファンドが投資有価証券を売却する際の分配クラスにより実現される純キャピタル・ゲインは、 管理会社の裁量で定期的に宣言され、分配されます。配当金の公表日前に、未分配投資純利益は留保 され、関連するクラスの純資産価額に反映されます。ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ス トラテジック・バリュー・ファンド及びジャナス・トゥエンティ・ファンドは、分配を行う予定があ りません。純利益及び実現純キャピタル・ゲインは、配当金として支払われることなく留保され、そ れぞれのクラスの1口当たり純資産価格に反映されます。

#### 外貨換算

#### 機能通貨及び表示通貨

当トラストの財務書類に含まれる項目は、当トラストが運用を行っている主たる経済環境における 通貨(機能通貨)である米ドルを用いて測定されます。本財務書類において開示される全ての金額は、 米ドル(表示通貨)で表示されています。

#### 取引及び残高

基準となる通貨以外の通貨建ての資産及び負債は貸借対照表日の為替レートで基準通貨に換算されます。基準となる通貨以外の通貨建ての取引は、管理事務代行会社が適切と考える、取引日時点の為替レート(公式なものであるかどうかを問わない)で基準通貨に換算されます。外貨建取引による損益は、当期の業績を決定する際に損益計算書において認識されます。

#### 為替契約

当トラストは、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド及びジャナ ス・ストラテジック・バリュー・ファンドの各クラス I (円) 受益証券(適格機関投資家専用)、ジャナ ス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及び ジャナス・ハイイールド・ファンドのクラス I (円)受益証券(適格機関投資家専用)、並びにジャナ ス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドの各クラス A (円) 受 益証券(毎月分配型)及び各クラスB(円)受益証券(毎月分配型)を除いて、円クラスレベルでのヘッジ を目的とした先渡為替予約を締結しています。先渡為替予約の建玉からの未実現損益は、契約レート と解約するためのレートの差を照合して計算されます。実現損益には、決済されたか、あるいは他の 契約と相殺された契約の純利益が含まれます。円クラスレベルでのヘッジでは、実現及び未実現損益 は受益証券の円クラスにのみ配分されます。当トラストは、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジ ャナス・バランス・ファンド及びジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの各クラス I (円) 受益証券(適格機関投資家専用)、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・ フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスI(円) 受益証券 (適格機関投資家専用)、並びにジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイ ールド・ファンドの各クラスA(円)受益証券(毎月分配型)及び各クラスB(円)受益証券(毎月分配型) を除いて、円クラスの為替リスクのヘッジに努めるものの、円クラスの価額が米ドルに対する円の水 準によって影響を受けないという保証は一切できません。

#### 2 関連当事者間取引

ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド(以下「管理会社」という。)は、当トラストの全般的な管理について責任を負っています。管理会社は、アイルランドに所在する非公開の有限責任会社です。管理会社は、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド(以下「JCIL」という。)を、ファンドの投資顧問及び総販売会社に選任しました。JCILは、英国金融庁(FSA)により規制を受ける、イングランド及びウェールズの法律に基づいて設立された企業です。間接的にJCILを所有しているジャナス・キャピタル・マネージメント・エルエルシー(以下「ジャナス」という。)は、ジャナス・キャピタル・グループ・インクにより所有されています。エリック・ガース氏はジャナスの役員であり、管理会社の取締役です。ガース氏は管理会社から役員報酬を受け取っていません。カール・オサリバン氏は、当トラストの法律顧問であるアーサー・コックス法律事務所のパートナーです。

関連当事者、管理会社の取締役あるいは重大な利害関係のある当事者との取引は全て、通常業務の 一環として、通常の商業取引の条件で行われています。

#### 運用報酬

管理会社は、各ファンドの資産から運用報酬を受け取る権利を有しています。かかる運用報酬は、各ファンドの純資産価額に対する一定の割合として計算され、発生主義で日々計上され、1ヶ月毎に後払いされます。各ファンドについて、運用報酬はファンドの純資産価額の年率0.25%を超過しないものとします。管理会社は、ファンドから受領した運用報酬の中からJCILの報酬を支払います。

#### 受益者サービス手数料

クラスA受益証券及びクラスB受益証券に関する受益者サービス手数料は、各ファンドの資産から、各クラスに帰属するファンドの平均日次純資産価額の年率0.85%を上限として、JCILに支払われます。

#### 販売手数料

クラスB受益証券に関する販売手数料は、各ファンドの資産から、各クラスに帰属するファンドの 平均日次純資産価額の年率0.50%を上限として、JCILに支払われます。販売手数料は、日々計算され、 1ヶ月毎に後払いされます。

#### ファンドの費用の上限

管理会社は、会計年度中に各受益証券クラスに配分されたファンドに関する報酬及び立替費用の合計(運用報酬、管理会社及びJCILの立替費用、受益者サービス手数料及び販売手数料、並びにアンダーライイング・ファンドにより発生したあらゆる手数料を除く)が、当トラストの目論見書に記載されている費用の上限を超えないようにするために必要な範囲において、運用報酬の全部又は一部を権利放棄することに同意しています。目論見書の規定では、かかる超過額は、翌会計年度に繰り越すことができるとされています。ただし、かかる繰越額は、関連する会計年度に適用される費用の上限の対象となります。偶発債務は、金額が日々変動し回収によりファンドの費用の上限を超過することはないため、開示されていません。ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及び将来当トラストが設立するその他のファンドに関しては、管理会社が規定するファンドの上限を超える手数料及び費用は、翌会計年度に繰り越すことはできません。JCILはこれらのファンドの費用合計の上限を超えないようにするために必要な範囲において、これらファンドに関する運用報酬の一部を権利放棄する予定です。管理会社は、目論見書における設定よりも低い費用を上限として、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド及びジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドを運用することを選択しています。これらの費用の上限は、上述の繰り越しの対象とはなりません。

アンダーライイング・ファンドは、一定の報酬及び費用の対象となっていますが、これは費用の上限によって制限されています。本報告書日現在でアンダーライイング・ファンドに適用される費用の上限は、以下のとおりです。

ジャナス・キャピタル・ファンド アンダーライイング・ファンド	費用の上限(%)
ジャナス・US フレキシブル・インカム・ファンド	クラスI(米ドル) inc : 1.25
ジャナス・US ハイイールド・ファンド	クラスI(米ドル) inc : 1.25
ジャナス・US バランス・ファンド	クラスI (米ドル)acc:1.25
ジャナス・US ストラテジック・バリュー・ファンド	クラスI (米ドル)acc:1.75
ジャナス・US トゥエンティ・ファンド	クラスI (米ドル)acc:1.50
ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド	クラスI(米ドル) inc : 1.50

#### 3 税金

当トラストは、1997年税連結法(改正)の第739B条に規定される投資会社としての資格を有しています。当トラストの収益及び利益には、アイルランドの税金が課税されません。

当トラストに課税事由が発生した場合には、税金が発生する可能性があります。課税事由には、受益者への支払、あるいは受益証券の換金、中止、買戻し又は譲渡などが含まれます。税金は、課税事由の発生時に差し引かれます。以下の事項に該当する課税事由に関しては、税金は発生しません。

- ( )課税事由の発生時にアイルランドの居住者でない受益者及びアイルランドに通常居住していない 受益者。ただし、当トラストが必要な署名済みの法定宣言書を保有していること。
- ( )当トラストに必要な署名済みの法定宣言書を提出した、特定の免税となるアイルランドに居住する投資家。

当トラストが受領した、アイルランド以外の国で発行された有価証券にかかる配当金収益及び利息は、当該国で課税される源泉税などの課税対象となる可能性があります。

### 4 現金預金

全ての現金残高は、2008年12月31日及び2007年12月31日終了会計年度において、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッドに保管されています。

#### 5 ソフト・コミッション契約

2008年12月31日及び2007年12月31日終了会計年度中に締結されたソフト・コミッション契約はありませんでした。

#### 6 効率的なポートフォリオの運用

当トラストは、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ ストラテジック・バリュー・ファンドの各クラス I (円) 受益証券(適格機関投資家専用)、ジャナス・ グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャ ナス・ハイイールド・ファンドのクラス I (円) 受益証券(適格機関投資家専用)、並びにジャナス・ハ イイールド・ファンドのクラス A (円) 受益証券(毎月分配型) の場合を除いて、効率的なポートフォリ オの運用及び通貨リスクのヘッジ目的で、通貨関連の先物契約を締結し、あるいはコール・オプショ ンの売却及びプット・オプションの購入を行う場合があります。ただし、これらの取引は、定期的に 運営され、組織化され、一般に公開されている規制市場で取引されているものに関してのみ行うこと ができます。当トラストは、また、格付の高い専門金融機関と、「店頭」契約ベースで通貨の先渡売 買及び為替取引を行う場合があります。当期において、当トラストは、ジャナス・トゥエンティ・フ ァンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの各クラ スI(円)受益証券(適格機関投資家専用)、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジ ャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのクラス I (円) 受益証券(適格機関投資家専用)、並びにジャナス・ハイイールド・ファンドのクラス A (円) 受益証券 (毎月分配型)の場合を除いて、特定の受益証券の円クラスの価額をヘッジするために先物契約及び先 渡為替取引を締結しました。2008年12月31日現在の未決済契約残高は、関連するファンドの有価証券 明細表に開示されています。

#### 7 為替レート

当トラストの機能通貨は米ドルです。下記の為替レートは、米ドル以外の通貨建ての資産及び負債 の換算に使用されています。

 2008年12月31日現在
 2007年12月31日現在

 日本円
 90.63
 日本円
 111.70

#### 8 リスク要因及びその他の特別な検討事項

目論見書に記載されている投資目標を達成するため、各ファンドはジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーの対応するアンダーライイング・ファンドにのみ投資を行います。リスクの監視及び管理は全て、アンダーライイング・ファンドに対して行われています。FRS第29号により要求されるリスクの評価及び監視に関する詳細は、添付のジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーの財務書類の注記12に記載されています。

#### 投資リスク

ファンド又はアンダーライイング・ファンドが投資目標を達成するという保証はありません。異なる国々の企業及び政府によって発行された異なる通貨建ての投資有価証券は一定のリスクを伴っており、受益証券の価額の下落を招く可能性もあります。受益証券の価額は、アンダーライイング・ファンドが投資する有価証券の資本価値の変動の結果として、アンダーライイング・ファンドの価額とともに上昇又は下落する可能性があります。

#### フィーダー・ファンドに対する投資リスク

各ファンドは、対応するアンダーライイング・ファンドへの投資を行います。ファンドの投資家は、 投資家がアンダーライイング・ファンドに直接投資を行った場合には適用されない、運用及び管理費 用を追加で負担しなければなりません。

#### 流動性及び決済リスク

各ファンド及び各アンダーライイング・ファンドは、取引相手の信用リスクにさらされており、また、決済不履行のリスクを負う可能性があります。

#### 手数料及び費用関連リスク

当トラストは、収益性の水準にかかわらず報酬及び費用を支払う責任を負っています。

短期取引手数料、あるいは一部のクラスに関しては条件付後払申込手数料(CDSC)の支払を求められる可能性があるという事実を考慮すると、投資家は、ファンドへの投資を中長期的投資と考える必要があります。

#### 金融負債

各ファンドにおける実質的に全ての金融負債には、利息の支払が伴いません。当トラストの損益計 算書上の損益は、通常業務から生じたものです。

#### 金融資産及び金融負債の公正価値

ファンドの金融資産及び金融負債は全て、公正価値で表示されています。

#### 為替リスク

ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド及びジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの各クラス I (円) 受益証券 (適格機関投資家専用)、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのクラス I (円) 受益証券 (適格機関投資家専用)、並びにジャナス・ハイイールド・ファンドの各クラス A (円) 受益証券 (毎月分配型) はクラスレベルでのヘッジを行わないため、このクラスに対する投資は為替リスクにさらされる可能性があります。

#### 9 純資産の比較

	2008年12月31日		2007年12	2月31日	2006年12月31日		
•	純資産	1口当たり 純資産価格	純資産	1口当たり 純資産価格	純資産	1 口当たり 純資産価格	
ジャナス・フ	レキシブル・イ	ンカム・ファ	ンド				
クラス A (米ドル)	\$114,594,392	\$136.09	\$58,887,469	\$130.73	\$64,121,491	\$123.63	
クラス B (米ドル)	\$190,472,699	\$131.44	\$321,362,617	\$126.91	\$428,513,852	\$120.61	
クラス A (円)	\$8,663,207	¥10,913.00	\$5,152,587	¥10,929.00	\$6,120,878	¥10,806.00	
クラス B (円)	\$15,605,990	¥10,556.00	\$21,855,310	¥10,624.00	\$32,544,643	¥10,559.00	
クラス I (円) <sup>*</sup>	\$1,086,038	¥9,316.00	\$1,008,567	¥11,098.00	\$846,784	¥11,077.00	
ジャナス・ハイ	イイールド・フ	アンド					
クラス A (米ドル)	\$29,662,172	\$110.99	\$40,002,023	\$141.66	\$50,971,458	\$141.22	
クラスA(米ドル) (毎月分配型)	\$44,560,637	\$67.66	\$70,228,981	\$92.42	\$66,739,340	\$99.85	
クラス B (米ドル)	\$100,055,743	\$107.18	\$182,066,565	\$137.48	\$197,186,443	\$137.74	
クラス A (円)	\$5,528,730	¥8,957.00	\$9,466,520	¥11,840.00	\$8,715,829	¥12,314.00	
クラス A (円) (毎月分配型)	\$45,617,576	¥5,938.00	\$83,754,099	¥10,098.00	\$83,939,863	¥11,562.00	
クラス B (円)	\$9,728,713	¥8,649.00	\$14,867,889	¥11,490.00	\$17,291,945	¥12,009.00	
クラスI(円)*	\$1,105,536	¥7,280.00	\$2,359,606	¥11,499.00	\$2,547,357	¥12,074.00	

#### \*適格機関投資家専用

以下の為替レートを2008年12月31日現在における1口当たり純資産価格(日本円)の換算に使用しました。

1米ドル:90.20円

	2008年12月31日		2007年12	2月31日	2006年12月31日	
<del>-</del>	純資産	1口当たり 純資産価格	純資産	1口当たり 純資産価格	純資産	1口当たり 純資産価格
ジャナス・バラ	ランス・ファン					
クラス A (米ドル)	\$20,863,682	\$112.76	\$16,066,980	\$138.22	\$15,965,940	\$127.46
クラス B (米ドル)	\$24,667,868	\$108.95	\$53,514,970	\$134.22	\$62,090,445	\$124.40
クラス A (円)	\$2,725,698	¥9,241.00	\$1,742,688	¥11,591.00	\$1,782,926	¥11,110.00
クラス B (円)	\$2,996,777	¥8,922.00	\$5,146,489	¥11,246.00	\$5,505,882	¥10,834.00
クラスI(円)*	\$225,737	¥8,486.00	\$309,766	¥12,854.00	\$315,973	¥12,468.00
ジャナス・スト	<b>、ラテジック・</b>	バリュー・フ	マンド			
クトッハ ハー クラスA(米ドル)	\$13,139,107	\$117.35	\$15,866,115	\$164.82	\$20,185,591	\$157.18
クラスB(米ドル)	\$16,082,604	\$113.37	\$33,192,849	\$160.04	\$41,025,179	\$153.39
クラスA(円)	\$1,381,699	¥9,841.00	\$2,120,545	¥13,871.00	\$3,108,395	¥13,710.00
クラスB(円)	\$2,124,001	¥9,508.00	\$3,655,426	¥13,468.00	\$3,922,992	¥13,378.00
クラスI(円)*	\$912,991	¥7,568.00	\$1,132,943	¥13,122.00	\$957,631	¥13,148.00
ジャナス・トゥ	エンティ・フ	<b>ア</b> ンド				
クラスA(米ドル)	\$11,034,532	\$88.23	\$12,219,596	\$161.25	\$11,861,468	\$124.31
クラスB(米ドル)	\$8,009,645	\$85.23	\$18,905,495	\$156.55	\$21,655,304	\$121.29
クラス A (円)	\$1,368,082	¥7,476.00	\$1,932,393	¥13,648.00	\$1,727,874	¥10,867.00
クラス B (円)	\$715,823	¥7,224.00	\$1,859,856	¥13,255.00	\$2,198,381	¥10,608.00
クラスI(円)*	\$819,469	¥7,091.00	\$1,136,140	¥15,999.00	\$658,667	¥12,959.00
>>. ⊥ ¬ - +>-	- 11°11 11-		<b>¬</b> - > . 19			
ジャナス・グロ クラス A (米ドル)				*	•	<b></b>
(四半期分配型)	\$11,215,154	\$56.37	\$27,938,985	\$120.79	\$43,297,244	\$144.77
クラス B (米ドル) (四半期分配型)	\$41,241,800	\$56.34	\$113,575,314	\$120.61	\$193,647,719	\$144.47
クラスA(円) (四半期分配型)	\$2,331,176	¥4,963.00	\$5,660,594	¥10,501.00	\$8,058,467	¥13,028.00
クラス B (円) (四半期分配型)	\$7,542,620	¥4,958.00	\$16,403,844	¥10,483.00	\$27,101,627	¥12,998.00
クラスI(円)*	\$911,513	¥4,511.00	\$2,088,067	¥11,193.00	\$2,760,900	¥13,537.00

### \* 適格機関投資家専用

以下の為替レートを2008年12月31日現在における1口当たり純資産価格(日本円)の換算に使用しました。

1米ドル:90.20円

### 10 受益証券の資本取引

### 2008年12月31日終了会計年度

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

	クラスA	クラス A (米ドル)		クラス B (米ドル)		クラス A (円)		クラス B (円)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	
期首	450,437	30,148,338	2,532,305	228,051,265	52,946	(57,621)	231,025	18,944,310	
受益証券の発行	619,217	81,621,040	132,764	17,030,809	42,689	4,517,828	3,849	391,896	
受益証券買戻し	(227,621)	(29,884,015)	(1,215,996)	(155,162,287)	(24,032)	(2,527,804)	(101,518)	(10,316,020)	
期末	842,033	81,885,363	1,449,073	89,919,787	71,603	1,932,403	133,356	9,020,186	

クラスI(円	∃)*
( 毎日配公理	FIÍ 🔪

	(毎月配分型)				
	口数	米ドル			
期首	10,206	932,279			
受益証券の発行	2,559	255,805			
受益証券買戻し	(2,250)	(222,963)			
期末	10,515	965,121			

# ジャナス・ハイイールド・ファンド

	クラスA	クラスA(米ドル)		クラスB(米ドル)		クラス A (円)		クラス B (円)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	
期首	282,388	29,047,098	1,324,274	145,849,322	89,785	9,128,848	145,313	14,283,506	
受益証券の発行	106,096	14,009,323	23,119	2,601,483	6,264	653,900	982	35,015	
受益証券買戻し	(121,234)	(15,783,096)	(413,867)	(52,641,867)	(40,375)	(4,259,814)	(44,834)	(4,436,084)	
期末	267,250	27,273,325	933,526	95,808,938	55,674	5,522,934	101,461	9,882,437	

	クラスA(米ドル) (毎月分配型)		クラスA(円) (毎月分配型)		クラスI(円)* (毎月配分型)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル
期首	759,914	75,009,627	931,419	89,394,989	23,045	2,109,910
受益証券の発行	63,822	5,489,461	6,106	526,392	2,291	220,933
受益証券買戻し	(165,099)	(13,774,616)	(244,549)	(20,162,130)	(11,639)	(1,068,716)
期末	658,637	66,724,472	692,976	69,759,251	13,697	1,262,127

#### \* 適格機関投資家専用

ジャナス・バランス・ファンド

	クラスA	クラス A (米ドル)		クラス B (米ドル)		クラスA(円)		クラス B (円)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	
期首	116,246	10,778,184	398,697	34,389,950	16,885	1,176,226	51,389	3,766,786	
受益証券の発行	124,517	16,461,816	18,213	2,302,405	15,009	1,603,406	721	68,588	
受益証券買戻し	(55,736)	(6,988,191)	(190,501)	(24,120,581)	(5,289)	(537,263)	(21,812)	(2,238,111)	
期末	185,027	20,251,809	226,409	12,571,774	26,605	2,242,369	30,298	1,597,263	

### クラスI(円)\*

	口数	米ドル
期首	2,706	251,250
受益証券の発行	345	38,355
受益証券買戻し	(651)	(69,670)
期末	2,400	219,935

# ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

	クラスA	クラスA(米ドル)		クラス B (米ドル)		クラス A (円)		クラス B (円)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	
期首	96,264	7,739,285	207,406	16,791,953	17,168	1,411,310	30,480	2,716,727	
受益証券の発行	48,126	7,012,484	21,416	2,957,877	3,790	446,111	955	103,479	
受益証券買戻し	(32,424)	(4,774,159)	(86,967)	(12,815,885)	(8,295)	(1,034,142)	(11,285)	(1,337,092)	
期末	111,966	9,977,610	141,855	6,933,945	12,663	823,279	20,150	1,483,114	

### クラスI(円)\*

	口数	米ドル
期首	9,695	935,126
受益証券の発行	4,468	483,878
受益証券買戻し	(3,283)	(360,664)
期末	10,880	1,058,340

\* 適格機関投資家専用

# ジャナス・トゥエンティ・ファンド

	クラス A (米ドル)		クラス B (米ドル)		クラス A (円)		クラス B (円)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル
期首	75,778	6,426,265	120,765	8,141,494	15,901	1,107,069	15,757	907,632
受益証券の発行	76,176	10,805,137	38,677	5,350,127	12,284	1,402,705	994	120,735
受益証券買戻し	(26,891)	(3,780,995)	(65,463)	(9,102,405)	(11,677)	(1,198,726)	(7,814)	(877,841)
期末	125,063	13,450,407	93,979	4,389,216	16,508	1,311,048	8,937	150,526

### クラスI(円)\*

	口数	米ドル
期首	7,976	855,217
受益証券の発行	8,578	1,138,109
受益証券買戻し	(6,130)	(763,941)
期末	10,424	1,229,385

# ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

		クラスA(米ドル) (四半期分配型)		クラスB(米ドル) (四半期分配型)		クラスA(円) (四半期分配型)		クラス B (円) (四半期分配型)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	
期首	231,296	15,559,228	941,660	72,939,373	60,535	4,981,327	175,723	16,341,282	
受益証券の発行	43,410	4,117,711	48,836	4,973,052	4,022	287,654	2,592	219,469	
受益証券買戻し	(75,735)	(7,564,818)	(258,520)	(25,306,230)	(22,192)	(1,748,928)	(41,103)	(3,227,018)	
期末	198,971	12,112,121	731,976	52,606,195	42,365	3,520,053	137,212	13,333,733	

クラス I (円)*	

	(四半期)	記分型)
	口数	米ドル
期首	20,950	2,035,206
受益証券の発行	3,226	279,142
受益証券買戻し	(5,952)	(494,437)
期末	18,224	1,819,911

<sup>\*</sup> 適格機関投資家専用

### 2007年12月31日終了会計年度

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

	クラスA(米ドル)		クラスB(米ドル)		クラスA(円)		クラスB(円)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル
期首	518,671	38,375,869	3,552,981	352,802,204	67,405	1,259,290	366,799	30,866,224
受益証券発行	138,839	17,738,231	113,872	14,039,132	25,062	2,281,619	4,947	445,084
受益証券買戻し	(207,073)	(25,965,762)	(1,134,548)	(138,790,071)	(39,521)	(3,598,530)	(140,721)	(12,366,998)
期末	450,437	30,148,338	2,532,305	228,051,265	52,946	(57,621)	231,025	18,944,310

#### クラスI(円)\*

	口数	米ドル
期首	9,098	826,039
受益証券発行	4,288	407,882
受益証券買戻し	(3,180)	(301,642)
期末	10,206	932,279

# ジャナス・ハイイールド・ファンド

	クラスA	クラスA(米ドル)		クラスB(米ドル)		クラスA(円)		クラスB(円)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	
期首	360,945	40,220,651	1,431,534	160,481,293	84,231	8,539,540	171,340	16,905,842	
受益証券発行	87,668	12,575,393	235,951	33,055,642	48,277	5,028,876	15,992	1,603,509	
受益証券買戻し	(166,225)	(23,748,946)	(343,211)	(47,687,613)	(42,723)	(4,439,568)	(42,019)	(4,225,845)	
期末	282,388	29,047,098	1,324,274	145,849,322	89,785	9,128,848	145,313	14,283,506	

		クラスA(米ドル) (毎月分配型)		KA(円) 分配型)	クラスI(円)*		
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	
期首	668,376	65,787,340	863,978	82,187,159	25,106	2,320,220	
受益証券発行	265,141	26,070,989	288,836	27,987,951	9,091	942,051	
受益証券買戻し	(173,603)	(16,848,702)	(221,395)	(20,780,121)	(11,152)	(1,152,361)	
期末	759,914	75,009,627	931,419	89,394,989	23,045	2,109,910	

<sup>\*</sup>適格機関投資家専用

ジャナス・バランス・ファンド

	クラスA	クラスA(米ドル)		クラスB(米ドル)		クラスA(円)		.B(円)
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル
期首	125,258	11,920,007	499,103	47,448,376	19,099	1,387,313	60,480	4,642,412
受益証券発行	26,047	3,541,456	38,447	5,003,882	6,462	635,298	5,934	548,253
受益証券買戻し	(35,059)	(4,683,279)	(138,853)	(18,062,308)	(8,676)	(846,385)	(15,025)	(1,423,879)
期末	116,246	10,778,184	398,697	34,389,950	16,885	1,176,226	51,389	3,766,786

#### クラスI(円)\*

	口数	米ドル
期首	3,016	282,931
受益証券発行	656	72,131
受益証券買戻し	(966)	(103,812)
期末	2,706	251,250

# ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

	クラスA(米ドル)		クラスB(米ドル)		クラスA(円)		クラスB(円)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル
期首	128,421	13,164,585	267,459	26,518,836	26,981	2,585,508	34,895	3,238,398
受益証券発行	25,256	4,170,953	25,886	4,180,495	3,313	397,861	4,078	473,450
受益証券買戻し	(57,413)	(9,596,253)	(85,939)	(13,907,378)	(13,126)	(1,572,059)	(8,493)	(995,121)
期末	96,264	7,739,285	207,406	16,791,953	17,168	1,411,310	30,480	2,716,727

### クラスI(円)\*

	口数	米ドル
期首	8,667	816,452
受益証券発行	6,461	756,585
受益証券買戻し	(5,433)	(637,911)
期末	9,695	935,126

<sup>\*</sup>適格機関投資家専用

ジャナス・トゥエンティ・ファンド

	クラスA	クラスA(米ドル)		クラスB(米ドル)		クラスA(円)		B(円)
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル
期首	95,417	8,782,737	178,537	16,092,038	18,921	1,406,460	24,662	1,813,018
受益証券発行	27,173	4,058,029	16,774	2,387,321	3,791	419,823	1,871	193,281
受益証券買戻し	(46,812)	(6,414,501)	(74,546)	(10,337,865)	(6,811)	(719,214)	(10,776)	(1,098,667)
期末	75,778	6,426,265	120,765	8,141,494	15,901	1,107,069	15,757	907,632

### クラスI(円)\*

	口数	米ドル
期首	6,049	590,727
受益証券発行	7,624	1,006,709
受益証券買戻し	(5,697)	(742,219)
期末	7,976	855,217

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

	クラスA(米ドル) (四半期分配型)		クラスB(米ドル) (四半期分配型)		クラスA(円) (四半期分配型)		クラスB(円) (四半期分配型)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル
期首	299,080	24,945,616	1,340,375	128,545,711	73,609	6,260,001	248,106	23,836,362
受益証券発行	43,262	6,173,547	52,954	7,540,454	13,629	1,455,583	9,955	1,087,412
受益証券買戻し	(111,046)	(15,559,935)	(451,669)	(63,146,792)	(26,703)	(2,734,257)	(82,338)	(8,582,492)
期末	231,296	15,559,228	941,660	72,939,373	60,535	4,981,327	175,723	16,341,282

	クラスI(円)*				
	口数	米ドル			
期首	24,269	2,336,606			
受益証券発行	12,046	1,410,401			
受益証券買戻し	(15,365)	(1,711,801)			
期末	20,950	2,035,206			

\* 適格機関投資家専用

### (3) 【投資有価証券明細表等】

#### 【投資株式明細表】

該当事項はありません。

### 【株式以外の投資有価証券明細表】

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

#### 投資有価証券明細表

<u></u> 銘柄	株数又は 元本価額	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
ミューチュアル・ファンド			
ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー			
ジャナス・USフレキシブル・インカム・ファンド			
クラス (米ドル)inc受益証券 アイルランドUCITS			
(取得原価\$327,528,504)	31,489,934	99.21%	\$327,810,215
投資有価証券合計(取得原価合計\$327,528,504)		99.21	\$327.810.215

### 先渡為替予約、2008年12月31日現在の建玉

購入通貨		売却通貨	時価(米ドル)	決済日	未実現評価(損)益			
Credit Suisse First Boston								
JPY 2,582,114,	880 USD	24,264,000	\$28,535,050	2009年3月11日	\$4,271,050			
USD 3,888,	000 JPY	385,420,220	\$ 4,259,294	2009年3月11日	(371,294)			
合計					\$3,899,756			

#### ジャナス・ハイイールド・ファンド

#### 投資有価証券明細表

銘柄	株数又は 元本価額	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
ミューチュアル・ファンド			
ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー			
ジャナス・USハイイールド・ファンド			
クラス (米ドル)inc受益証券 アイルランドUCITS			
(取得原価\$334,143,288)	34,976,946	99.19%	\$234,345,541
投資有価証券合計(取得原価合計\$334,143,288)		99.19	\$234,345,541

### 先渡為替予約、2008年12月31日現在の建玉

購入通貨	Ę	売却通貨	時価(米ドル)	決済日	未実現評価(損)益
Credit Suiss	e First Bost	on			
JPY 2,178,8	46,670 USD	20,514,000	\$24,078,484	2009年3月11日	\$3,564,484
USD 8,1	19,000 JPY	806,415,945	\$ 8,911,733	2009年3月11日	(792,733)
合計					\$2,771,751

# ジャナス・バランス・ファンド

# 投資有価証券明細表

	株数又は 元本価額	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
ミューチュアル・ファンド			_
ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー ジャナス・USバランス・ファンド			
クラス (米ドル)acc受益証券 アイルランドUCITS			
(取得原価\$46,407,005)	3,639,127	98.40%	\$50,656,646
投資有価証券合計(取得原価合計\$46,407,005)		98.40	\$50.656.646

# 先渡為替予約、2008年12月31日現在の建玉

	購入通貨		売却通貨 時価(米ドル)		決済日	未実現評価(損)益
Credi	Credit Suisse First Boston					
JPY	863,082,060	USD	8,259,000	\$9,537,953	2009年3月11日	\$1,278,953
USD	3,557,000	JPY	350,779,460	\$3,876,477	2009年3月11日	(319,477)
合計						\$959,476

# ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

### 投資有価証券明細表

	株数又は 元本価額	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
ーミューチュアル・ファンド ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー			
ジャナス・USストラテジック・パリュー・ファンド クラス (米ドル)acc受益証券 アイルランドUCITS			
(取得原価\$38,007,464)	2,922,684	97.91%	\$32,938,648
投資有価証券合計(取得原価合計\$38,007,464)		97.91	\$32,938,648

### 先渡為替予約、2008年12月31日現在の建玉

	購入通貨		売却通貨 時価(米ドル) 決済日		決済日	未実現評価(損)益
Credit Suisse First Boston						
JPY	780,537,060	USD	7,590,000	\$8,625,745	2009年3月11日	\$1,035,745
USD	4,803,000	JPY	470,546,480	\$5,200,027	2009年3月11日	(397,027)
合計						\$638,718

### ジャナス・トゥエンティ・ファンド

### 投資有価証券明細表

	株数又は 元本価額	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
ミューチュアル・ファンド			
ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー			
ジャナス・USトゥエンティ・ファンド			
クラス (米ドル)acc受益証券 アイルランドUCITS			
(取得原価\$30,014,763)	2,387,962	98.14%	\$21,539,418
投資有価証券合計(取得原価合計\$30,014,763)		98.14	\$21,539,418

### 先渡為替予約、2008年12月31日現在の建玉

購入通貨	売却通貨	時価(米ドル)	決済日	未実現評価(損)益
Credit Suisse Firs	t Boston			
JPY 607,556,750	USD 5,875,000	\$6,714,133	2009年3月11日	\$839,133
USD 4,265,000	JPY 422,073,520	\$4,664,351	2009年3月11日	(399,351)
合計				\$439,782

### ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

### 投資有価証券明細表

	株数又は 元本価額	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
ミューチュアル・ファンド			
ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー			
ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド			
クラスI(米ドル)inc受益証券 アイルランドUCITS			
(取得原価\$112,673,311)	9,971,305	96.97%	\$61,323,527
投資有価証券合計(取得原価合計\$112.673.311)		96.97	¢61 222 527

# 先渡為替予約、2008年12月31日現在の建玉

購入通貨	売却通貨	時価(米ドル)	決済日	未実現評価(損)益		
Credit Suisse First Boston						
JPY 3,107,325,310	USD 30,334,000	\$34,339,170	2009年3月11日	\$4,005,170		
USD 22,733,000	JPY 2,233,646,885	\$24,684,117	2009年3月11日	(1,951,117)		
合計				\$2,054,053		

# 2009年6月30日に終了した6ヶ月間の中間財務書類 貸借対照表

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

2009年 6 月30日現在

2008年12月31日現在

(未監査)

(監査済)

	( )( m)	<del>-</del> /	(	7
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$316,330,789	30,200,100	\$327,528,504	31,269,146
投資証券(時価)	326,550,982	31,175,822	327,810,215	31,296,041
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券	22,371	2,136	175,227	16,729
発行ファンド受益証券	3,475,734	331,828	2,564,893	244,870
先渡為替予約未実現評価益	535,934	51,166	3,899,756	372,310
管理会社からの未収金	40,337	3,851	41,510	3,963
流動資産合計	330,625,358	31,564,803	334,491,601	31,933,913
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券	374,697	35,772		
買戻しファンド受益証券	2,680,287	255,887	3,515,911	335,664
投資運用報酬				
受益者サービス手数料	96,381	9,201	314,389	30,015
販売手数料	57,764	5,515	88,142	8,415
会計・管理・名義書換手数料	7,141	682	8,125	776
未払費用	59,232	5,655	142,708	13,624
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	3,275,502	312,712	4,069,275	388,494
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$327,349,856	31,252,091	\$330,422,326	31,545,419

貸借対照表

ジャナス・ハイイールド・ファンド 2009年6月30日現在 2008年12月31日現在

(未監査)

(監査済)

	( // ш.	<b>=</b> /	(血血/	н )
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$327,014,614	31,220,085	\$334,143,288	31,900,660
投資証券(時価)	267,256,264	25,514,956	234,345,541	22,372,969
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券	133,573	12,752	376,754	35,969
発行ファンド受益証券	852,501	81,388	116,081	11,082
先渡為替予約未実現評価益	398,468	38,042	2,771,751	264,619
管理会社からの未収金			22	2
流動資産合計	268,640,806	25,647,138	237,610,149	22,684,641
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券	91,596	8,745		
買戻しファンド受益証券	835,795	79,793	830,773	79,314
投資運用報酬				
受益者サービス手数料	110,426	10,542	351,627	33,570
販売手数料	47,266	4,512	44,778	4,275
会計・管理・名義書換手数料	5,835	557	5,656	540
未払費用	12,184	1,163	118,208	11,285
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	1,103,102	105,313	1,351,042	128,984
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$267,537,704	25,541,825	\$236,259,107	22,555,657

貸借対照表

ジャナス・バランス・ファンド 2009年6月30日現在 2008年12月31日現在

	(未監査	至)	(監査済)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$44,363,647	4,235,397	\$46,407,005	4,430,477
投資証券(時価)	51,789,561	4,944,349	50,656,646	4,836,190
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券	151,621	14,475	21,000	2,005
発行ファンド受益証券	118,175	11,282	125,194	11,952
先渡為替予約未実現評価益	133,257	12,722	959,476	91,601
管理会社からの未収金				
流動資産合計	52,192,614	4,982,829	51,762,316	4,941,748
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券				
買戻しファンド受益証券	310,514	29,645	133,529	12,748
投資運用報酬	10,718	1,023	10,525	1,005
受益者サービス手数料	29,676	2,833	92,053	8,788
販売手数料	10,741	1,025	11,336	1,082
会計・管理・名義書換手数料	1,139	109	1,236	118
未払費用	13,651	1,303	33,873	3,234
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	376,439	35,939	282,552	26,975
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$51,816,175	4,946,890	\$51,479,764	4,914,773

貸借対照表

ジャナス・ストラテジック・ バリュー・ファンド

2009年 6 月30日現在 2008年12月31日現在

(未監査)

(監査済)

	(八皿上	<b>.</b> /	(血量//)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$40,279,330	3,845,468	\$38,007,464	3,628,573
投資証券(時価)	38,188,990	3,645,903	32,938,648	3,144,653
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券	3,950	377		
発行ファンド受益証券	63,719	6,083	346,474	33,078
先渡為替予約未実現評価益	93,009	8,880	638,718	60,978
管理会社からの未収金				
流動資産合計	38,349,668	3,661,243	33,923,840	3,238,709
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券	3,249	310	5,251	501
買戻しファンド受益証券	22,105	2,110	177,829	16,977
投資運用報酬				
受益者サービス手数料	26,049	2,487	66,301	6,330
販売手数料	7,707	736	7,391	706
会計・管理・名義書換手数料	853	81	794	76
未払費用	3,695	353	25,872	2,470
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	63,658	6,077	283,438	27,060
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$38,286,010	3,655,165	\$33,640,402	3,211,649

注記は財務書類の一部を構成します。

貸借対照表

ジャナス・トゥエンティ・ファンド 2009年6月30日現在 2008年12月31日現在

(未監査)

(監査済)

	(木監旦)		( 監旦 //	1 /
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$35,619,646	3,400,608	\$30,014,763	2,865,509
投資証券(時価)	32,910,492	3,141,965	21,539,418	2,056,368
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券			14,066	1,343
発行ファンド受益証券	298,827	28,529	113,351	10,822
先渡為替予約未実現評価益	64,058	6,116	439,782	41,986
管理会社からの未収金				
流動資産合計	33,273,377	3,176,609	22,106,617	2,110,519
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券	197,010	18,809		
買戻しファンド受益証券	55,063	5,257	83,562	7,978
投資運用報酬	6,715	641	4,448	425
受益者サービス手数料	21,128	2,017	44,032	4,204
販売手数料	4,644	443	3,619	346
会計・管理・名義書換手数料	713	68	522	50
未払費用	15,312	1,462	22,883	2,185
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	300,585	28,697	159,066	15,186
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$32,972,792	3,147,912	\$21,947,551	2,095,333

注記は財務書類の一部を構成します。

貸借対照表

ジャナス・グローバル・ リアルエステート・ファンド

2009年 6 月30日現在 2008年12月31日現在

(未監査)

(監査済)

	(水血量)		(血量//)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産:				
投資証券(原価)	\$114,058,158	10,889,132	\$112,673,311	10,756,921
投資証券(時価)	72,861,883	6,956,124	\$61,323,527	5,854,557
現金及び外国通貨				
未収金:				
売却有価証券	15,182	1,449	38,333	3,660
発行ファンド受益証券	259,124	24,739	213,235	20,358
先渡為替予約未実現評価益	222,109	21,205	2,054,053	196,100
管理会社からの未収金				
流動資産合計	73,358,298	7,003,517	63,629,148	6,074,675
負債(返済期限1年以内)				
未払金:				
購入投資証券	103,775	9,907		
買戻しファンド受益証券	179,540	17,141	187,903	17,939
投資運用報酬				
受益者サービス手数料	47,238	4,510	122,780	11,722
販売手数料	21,419	2,045	19,135	1,827
会計・管理・名義書換手数料	1,579	151	1,453	139
未払費用	11,631	1,110	55,614	5,309
負債(買戻可能受益証券の受益者に帰属 する純資産を除く)	365,182	34,864	386,885	36,936
買戻可能受益証券の受益者に帰属する 純資産	\$72,993,116	6,968,653	\$63,242,263	6,037,739

注記は財務書類の一部を構成します。

損益計算書

ジャナス・フレキシブル・ インカム・ファンド

2009年6月30日に終了した期間 2008年6月30日に終了した期間

(未監査)

(未監査)

	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$		\$	
配当金	6,161,783	588,265	6,939,009	662,467
公正価値で測定した変動を損益として認 識する金融資産に係る純利益/(損失)	7,959,916	759,933	(2,240,313)	(213,883)
投資収益/(損失)合計	14,121,699	1,348,199	4,698,696	448,585
費用:				
投資運用報酬	407,938	38,946	501,758	47,903
受益者サービス手数料	650,347	62,089	800,838	76,456
販売手数料	423,751	40,456	800,936	76,465
監査報酬	5,500	525	5,500	525
会計・管理・名義書換手数料	46,034	4,395	39,436	3,765
その他費用	70,483	6,729	74,370	7,100
費用合計	1,604,053	153,139	2,222,838	212,214
超過費用補填の控除	(652,702)	(62,313)	(802,815)	(76,645)
費用補填考慮後純費用	951,351	90,825	1,420,023	135,570
投資純利益/(損失)	13,170,348	1,257,373	3,278,673	313,015
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$13,170,348	1,257,373	\$3,278,673	313,015

損益計算書

ジャナス・ハイイールド・ファンド 2009年6月30日に終了した期間 2008年6月30日に終了した期間

(未監査) (未監査) 米ドル 千円 米ドル 千円 投資収益: 利息 \$ \$ 配当金 11,606,409 1,108,064 12,954,754 1,236,790 公正価値で測定した変動を損益として認 32,132,311 3,067,672 (21,577,242)(2.059.979)識する金融資産に係る純利益/(損失) (823, 189) 投資収益/(損失)合計 43,738,720 4,175,736 (8,622,488)費用: 投資運用報酬 308,906 29,491 451,824 43,136 受益者サービス手数料 102,951 707,494 67,544 1,078,362 販売手数料 275,642 26,316 436,761 41,698 監查報酬 525 5.500 525 5.500 会計・管理・名義書換手数料 34,548 3,298 38,259 3,653 その他費用 31,662 3,023 62,571 5,974 費用合計 1,363,752 130,197 2,073,277 197,936 超過費用補填の控除 (308,906)(29,491)(451,824)(43, 136)費用補填考慮後純費用 1,054,846 100,706 154,800 1,621,453 投資純利益/(損失) 42,683,874 4,075,029 (10,243,941)(977,989)財務費用: 買戻可能受益証券の受益者への配当: 投資純利益 - クラスA(米ドル) (1,715,196)(163,750)(2,184,596)(208,563)(毎月分配型) 投資純利益 - クラスA(円) (1,697,299)(162,041)(2,557,241)(244, 140)(毎月分配型) 均等化収益 928 9,719 1,679 160 買戻可能受益証券の受益者への (3,402,776)(324,863)(4,740,158)(452,543)配当合計

損益は継続的な運用からのみ生じています。上記以外には損益はありませんでした。 注記は財務書類の一部を構成します。

運用による純資産の純増加/(減少)額

\$39,281,098

3,750,166

\$(14,984,099)

(1,430,532)

損益計算書

ジャナス・バランス・ファンド 2009年6月30日に終了した期間 2008年6月30日に終了した期間

(未監査)

(未監査)

	(木監直	(木監直)		. )
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$		\$	
配当金				
公正価値で測定した変動を損益として認 識する金融資産に係る純利益/(損失)	3,711,313	354,319	(1,670,413)	(159,474)
投資収益/(損失)合計	3,711,313	354,319	(1,670,413)	(159,474)
費用:				
投資運用報酬	62,642	5,980	90,299	8,621
受益者サービス手数料	186,931	17,846	269,705	25,749
販売手数料	64,901	6,196	119,524	11,411
監査報酬	5,500	525	5,500	525
会計・管理・名義書換手数料	7,044	672	7,098	678
その他費用	9,178	876	14,342	1,369
費用合計	336,196	32,097	506,468	48,352
超過費用補填の控除				
費用補填考慮後純費用	336,196	32,097	506,468	48,352
投資純利益/(損失)	3,375,117	322,222	(2,176,881)	(207,827)
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$3,375,117	322,222	\$(2,176,881)	(207,827)

損益計算書

ジャナス・ストラテジック・ バリュー・ファンド

2009年6月30日に終了した期間 2008年6月30日に終了した期間

(未監査)

(未監査)

	(水血且)		( 小血且	. )
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$		\$	
配当金				
公正価値で測定した変動を損益として認 識する金融資産に係る純利益/(損失)	2,820,601	269,283	(1,823,154)	(174,057)
投資収益/(損失)合計	2,820,601	269,283	(1,823,154)	(174,057)
費用:				
投資運用報酬	42,945	4,100	63,512	6,063
受益者サービス手数料	134,364	12,828	211,150	20,158
販売手数料	42,885	4,094	79,825	7,621
監査報酬	5,500	525	5,500	525
会計・管理・名義書換手数料	4,802	458	4,993	477
その他費用	7,374	704	10,316	985
費用合計	237,870	22,709	375,296	35,830
超過費用補填の控除	(42,945)	(4,100)	(63,512)	(6,063)
費用補填考慮後純費用	194,925	18,609	311,784	29,766
投資純利益/(損失)	2,625,676	250,673	(2,134,938)	(203,823)
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$2,625,676	250,673	\$(2,134,938)	(203,823)

損益計算書

ジャナス・トゥエンティ・ファンド 2009年6月30日に終了した期間 2008年6月30日に終了した期間

(未監査)

(未監査)

	(水血鱼)		(水血量)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$		\$	
配当金				
公正価値で測定した変動を損益として認 識する金融資産に係る純利益/(損失)	5,474,801	522,679	(383,760)	(36,638)
投資収益/(損失)合計	5,474,801	522,679	(383,760)	(36,638)
費用:				
投資運用報酬	32,734	3,125	42,818	4,088
受益者サービス手数料	107,759	10,288	140,867	13,449
販売手数料	24,155	2,306	43,862	4,188
監査報酬	5,500	525	5,500	525
会計・管理・名義書換手数料	3,596	343	3,370	322
その他費用	9,516	908	7,707	736
費用合計	183,260	17,496	244,124	23,307
超過費用補填の控除				
費用補填考慮後純費用	183,260	17,496	244,124	23,307
投資純利益/(損失)	5,291,541	505,183	(627,884)	(59,944)
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$5,291,541	505,183	\$(627,884)	(59,944)

損益計算書

ジャナス・グローバル・ リアルエステート・ファンド 2009年 6 月30日に終了した期間 2008年 6 月30日に終了した期間

(未監査)

(未監査)

	直溫不)	.)	(木監直)	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益:				
利息	\$906,654	86,558	\$2,614,643	249,620
配当金			1,512,247	144,374
公正価値で測定した変動を損益として認 識する金融資産に係る純利益/(損失)	6,392,982	610,338	(22,131,508)	(2,112,895)
投資収益/(損失)合計	7,299,636	696,896	(18,004,618)	(1,718,901)
費用:				
投資運用報酬	73,840	7,050	178,569	17,048
受益者サービス手数料	203,320	19,411	528,821	50,487
販売手数料	110,201	10,521	280,627	26,791
監査報酬	5,500	525	5,500	525
会計・管理・名義書換手数料	8,114	775	14,029	1,339
その他費用	7,131	681	20,269	1,935
費用合計	408,106	38,962	1,027,815	98,125
超過費用補填の控除	(73,840)	(7,050)	(178,569)	(17,048)
費用補填考慮後純費用	334,266	31,912	849,246	81,078
投資純利益/(損失)	6,965,370	664,984	(18,853,864)	(1,799,978)
財務費用:				
買戻可能受益証券の受益者への配当:				
投資純利益 - クラスA(米ドル) (毎月分配型)	(44,415)	(4,240)	(588,520)	(56,186)
投資純利益 - クラスB(米ドル) (毎月分配型)	(48,973)	(4,675)	(2,152,259)	(205,476)
投資純利益 - クラスA(円) (毎月分配型)	(7,783)	(743)	(119,434)	(11,402)
投資純利益 - クラスB(円) (毎月分配型)	(8,580)	(819)	(326,671)	(31,187)
買戻可能受益証券の受益者への 配当合計	(109,751)	(10,478)	(3,186,884)	(304,252)
運用による純資産の純増加/(減少)額	\$6,855,619	654,506	\$(22,040,748)	(2,104,230)

2009年6月30日に終了した期間

2008年6月30日に終了した期間

ジャナス・フレキシブル・ インカム・ファンド

期首

期末

(未監査) (未監査) 米ドル 千円 米ドル 千円 運用による純資産の純増加/(減少)額 13,170,348 1,257,373 3,278,673 313.015 受益証券の資本取引: 受益証券の発行 111,112,031 10,607,866 47,378,577 4,523,233 受益証券買戻し (127, 354, 849)(83,313,401) (7,953,930)(12, 158, 567)資本取引による純増加額 (3,430,698)(16,242,818)(1,550,702)(35,934,824)純資産の純増加額 (3,072,470)(293, 329)(32,656,151)(3,117,683)純資産:

330,422,326

\$327,349,856

31,545,419

31,252,091

408,266,550

\$375,610,399

38,977,208

35,859,525

	口数	口数
受益証券取引:		
受益証券の発行	817,975	363,039
受益証券買戻し	(959,759)	(657,722)
受益証券の純増加/(減少)	(141,784)	(294,683)
発行済受益証券、期首	2,506,580	3,276,919
発行済受益証券、期末	2,364,796	2,982,236

ジャナス・ハイイールド・ファンド 2009年6月30日に終了した期間 2008年6月30日に終了した期間

	(未監査)		(未監査	<b>S</b> )
	米ドル	千円	米ドル	千円
運用による純資産の純増加/(減少)額	39,281,098	3,750,166	(14,984,099)	(1,430,532)
受益証券の資本取引:				
受益証券の発行	26,995,136	2,577,226	15,387,541	1,469,049
受益証券買戻し	(34,997,637)	(3,341,224)	(60,259,275)	(5,752,953)
資本取引による純増加額	(8,002,501)	(763,999)	(44,871,734)	(4,283,904
純資産の純増加額	31,278,597	2,986,168	(59,855,833)	(5,714,436
純資産:				
期首	236,259,107	22,555,657	402,745,684	38,450,130
期末	\$267,537,704	25,541,825	\$342,889,851	32,735,694
	口数		口数	
受益証券取引:				
受益証券の発行	262,041		132	,424
受益証券買戻し	(340,654)		(524	,709)
受益証券の純増加/(減少)	(78,613)		(392	,285)
発行済受益証券、期首	2,723	,221	3,556	,138
発行済受益証券、期末	2,644,608		3,163	,853

ジャナス・バランス・ファンド 2009年6月30日に終了した期間 2008年6月30日に終了した期間 (未監査) (未監査) 米ドル 千円 米ドル 千円 運用による純資産の純増加/(減少)額 3.375.117 322.222 (2,176,881)(207, 827)受益証券の資本取引: 受益証券の発行 4,378,876 418,051 16,281,958 1,554,439 受益証券買戻し (22,311,365)(2,130,066)(7,417,582)(708, 157)資本取引による純増加額 (3,038,706)(290, 105)(6,029,407)(575,627)純資産の純増加額 336,411 32,117 (8,206,288)(783, 454)純資産: 期首 51,479,764 4,914,773 76,780,893 7,330,272 期末 \$51,816,175 4,946,890 \$68,574,605 6,546,818 口数 口数 受益証券取引: 受益証券の発行 39,459 122,513 受益証券買戻し (67,444)(172,306)(49,793) 受益証券の純増加/(減少) (27,985)発行済受益証券、期首 470,737 585,923

442,752

536,130

損益は継続的な運用からのみ生じています。上記以外には損益はありませんでした。 注記は財務書類の一部を構成します。

発行済受益証券、期末

ジャナス・ストラテジック・ バリュー・ファンド

期末

2009年6月30日に終了した期間 2008年6月30日に終了した期間

	(未監査)		(未監査	i)	
	米ドル	千円	米ドル	千円	
運用による純資産の純増加/(減少)額	2,625,676	250,673	(2,134,938)	(203,823)	
受益証券の資本取引:					
受益証券の発行	8,880,974	847,867	5,694,097	543,615	
受益証券買戻し	(6,861,042)	(655,024)	(11,508,335)	(1,098,701)	
資本取引による純増加額	2,019,932	192,843	(5,814,238)	(555,085)	
純資産の純増加額	4,645,608	443,516	(7,949,176)	(758,908)	
純資産:					
期首	33,640,402	3,211,649	55,967,878	5,343,253	

	口数	口数
受益証券取引:		
受益証券の発行	80,465	36,041
受益証券買戻し	(60,983)	(76,082)
受益証券の純増加/(減少)	19,482	(40,041)
発行済受益証券、期首	297,514	361,013
発行済受益証券、期末	316,996	320,972

\$38,286,010

3,655,165

\$48,018,702

4,584,345

ジャナス・トゥエンティ・ファンド 2009年6月30日に終了した期間 2008年6月30日に終了した期間

	(未監査	<b>i</b> )	(未監査)		
	米ドル	千円	米ドル	千円	
運用による純資産の純増加/(減少)額	5,291,541	505,183	(627,884)	(59,944	
受益証券の資本取引:					
受益証券の発行	10,324,401	985,671	12,595,198	1,202,464	
受益証券買戻し	(4,590,701)	(438,274)	(10,072,196)	(961,593	
資本取引による純増加額	5,733,700	547,396	2,523,002	240,871	
純資産の純増加額	11,025,241	1,052,580	1,895,118	180,927	
純資産:					
期首	21,947,551	2,095,333	36,053,480	3,442,026	
期末	\$32,972,792	3,147,912	\$37,948,598	3,622,953	
	口数		口数		
受益証券取引:					
受益証券の発行	109,	537	81,726		
受益証券買戻し	(47,	(47,644)		(69,494)	
受益証券の純増加/(減少)	61,	893	12,	232	
発行済受益証券、期首	254,	912	236,	177	
発行済受益証券、期末	316,805 248,			409	

ジャナス・グローバル・	2009年 6 月30日に	タフェ た 知 問	2008年6月30日に終了した期間		
リアルエステート・ファンド			2000年 0 月30日に終了 072期间		
	(未監査	<b>(1)</b>	(未監査 	至)	
	米ドル	千円	米ドル	千円	
運用による純資産の純増加/(減少)額	6,855,619	654,506	(22,040,748)	(2,104,230)	
受益証券の資本取引:					
受益証券の発行	10,789,659	1,030,089	6,351,886	606,415	
受益証券買戻し	(7,894,425)	(753,681)	(24,312,655)	(2,321,129)	
資本取引による純増加額	2,895,234	276,408	(17,960,769)	(1,714,715)	
純資産の純増加額	9,750,853	930,914	(40,001,517)	(3,818,945)	
純資産:					
期首	63,242,263	6,037,739	165,666,805	15,816,210	
期末	\$72,993,116	6,968,653	\$125,665,288	11,997,265	
	口数		口数		
受益証券取引:					
受益証券の発行	188,	119	56,	,476	
受益証券買戻し	(142,	(142,426)		,605)	
受益証券の純増加/(減少)	45,	693	(167,	,129)	
発行済受益証券、期首	1,128,	747	1,430,	,164	
発行済受益証券、期末	1,174,	440	1,263,035		

### 中間財務書類に対する注記

### 1 会計方針

ジャナス・セレクション(以下「当トラスト」という。また、当トラストの有する6つのファンドを以下「ファンド」という。)が採用している重要な会計方針及び見積りの手法は以下のとおりです。

### 財務書類の表示基準

本財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準及び1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランドの法令に準拠して作成されております。真実かつ公正な概観を示す財務書類を作成するにあたりアイルランドで一般に公正妥当と認められる会計基準は、アイルランド勅許会計士協会によって発布されており、会計基準審議会によって発行されています。

本財務書類の形式及び特定の文言については、FRS第3号「財務成績の報告」に含まれているものを 適用しており、したがって管理会社は、投資信託としての当トラストの事業の性質をより適切に反映 しているとの見方をしております。

経営者は、将来に関する見積りと仮定を行います。その結果得られる会計上の見積りが、関連する 実際の結果と等しくなることは通常はほとんどありません。次年度において資産と負債の帳簿価額に 対して重要な修正をもたらす重大なリスクのある見積り及び仮定については、下記で概説します。

当トラストは、オープン・エンド型の投資信託に適用されるキャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS第1号の免除規定を利用しました。

### 取得原価主義

本財務書類は、投資については時価で計上する修正取得原価主義に基づき作成されています。

### 投資の評価

アンダーライイング・ファンドに対する投資は、管理事務代行会社から入手可能なアンダーライイング・ファンドについての直近の入手可能な1口当たり純資産価額で評価されており、かかる純資産価額は公正価値に近似しています。その他の合同運用型スキームに対する投資は、直近の入手可能な純資産価額で評価されます。

流動資産として保有される市場性のある投資有価証券は、時価で表示されており、この評価から生じる損益は損益計算書に計上されています。

### 投資取引及び投資収益

投資取引は、購入日あるいは売却日現在で会計処理されます。投資取引からの実現損益は、先入先 出法を使って計算されます。

配当金は、関連する有価証券が「配当落ち」として掲載された日に損益計算書に計上されます。受取利息は発生主義で日々計上されます。収益は、回収不能な源泉徴収税込みで表示されます。

### 分配

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドは、クラス A(米ドル)受益証券(毎月分配型)、クラスA(円)受益証券(毎月分配型)、クラスB(米ドル)受益証券 (毎月分配型)、クラスB(円)受益証券(毎月分配型)、クラスI(米ドル)受益証券(毎月分配型)及びク ラスI(円)受益証券(毎月分配型)に関して、少なくとも1ヶ月毎に投資純利益からの分配を宣言し、 実施する予定です。ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・フ ァンドが投資有価証券を売却する際の分配クラスにより実現される純キャピタル・ゲインは、管理会 社の裁量で定期的に宣言され、分配されます。ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド がアンダーライイング・ファンドから配当を受け取った場合、ジャナス・グローバル・リアルエステ ート・ファンドは、クラスA(米ドル)受益証券(四半期分配型)、クラスA(円)受益証券(四半期分配 型)、クラスB(米ドル)受益証券(四半期分配型)、クラスB(円)受益証券(四半期分配型)、クラスI (米ドル)受益証券(四半期分配型)及びクラス I (円)受益証券(四半期分配型)に関して、少なくとも四 半期毎に投資純利益からの分配を宣言し、実施する予定です。ジャナス・グローバル・リアルエステ ート・ファンドが投資有価証券を売却する際の分配クラスにより実現される純キャピタル・ゲインは、 管理会社の裁量で定期的に宣言され、分配されます。配当金の公表日前に、未分配投資純利益は留保 され、関連するクラスの純資産価額に反映されます。ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ス トラテジック・バリュー・ファンド及びジャナス・トゥエンティ・ファンドは、分配を行う予定があ りません。純利益及び実現純キャピタル・ゲインは、配当金として支払われることなく留保され、そ れぞれのクラスの1口当たり純資産価格に反映されます。

### 外貨換算

### 機能通貨及び表示通貨

当トラストの財務書類に含まれる項目は、当トラストが運用を行っている主たる経済環境における 通貨(機能通貨)である米ドルを用いて測定されます。本財務書類において開示される全ての金額は、 米ドル(表示通貨)で表示されています。

### 取引及び残高

基準となる通貨以外の通貨建ての資産及び負債は貸借対照表日の為替レートで基準通貨に換算されます。基準となる通貨以外の通貨建ての取引は、管理事務代行会社が適切と考える、取引日時点の為替レート(公式なものであるかどうかを問わない)で基準通貨に換算されます。外貨建取引による損益は、当期の業績を決定する際に損益計算書において認識されます。

### 為替契約

当トラストは、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド及びジャナ ス・ストラテジック・バリュー・ファンドの各クラス I (円) 受益証券(適格機関投資家専用)、ジャナ ス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及び ジャナス・ハイイールド・ファンドのクラス I (円)受益証券(適格機関投資家専用)、並びにジャナ ス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドの各クラス A (円) 受 益証券(毎月分配型)及び各クラスB(円)受益証券(毎月分配型)を除いて、円クラスレベルでのヘッジ を目的とした先渡為替予約を締結しています。先渡為替予約の建玉からの未実現損益は、契約レート と解約するためのレートの差を照合して計算されます。実現損益には、決済されたか、あるいは他の 契約と相殺された契約の純利益が含まれます。円クラスレベルでのヘッジでは、実現及び未実現損益 は受益証券の円クラスにのみ配分されます。当トラストは、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジ ャナス・バランス・ファンド及びジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの各クラス I (円) 受益証券(適格機関投資家専用)、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・ フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスI(円) 受益証券 (適格機関投資家専用)、並びにジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイ ールド・ファンドの各クラスA(円)受益証券(毎月分配型)及び各クラスB(円)受益証券(毎月分配型) を除いて、円クラスの為替リスクのヘッジに努めるものの、円クラスの価額が米ドルに対する円の水 準によって影響を受けないという保証は一切できません。

## 2 関連当事者間取引

ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド(以下「管理会社」という。)は、当トラストの全般的な管理について責任を負っています。管理会社は、アイルランドに所在する非公開の有限責任会社です。管理会社は、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド(以下「JCIL」という。)を、ファンドの投資顧問及び総販売会社に選任しました。JCILは、英国金融庁(FSA)により規制を受ける、イングランド及びウェールズの法律に基づいて設立された企業です。間接的にJCILを所有しているジャナス・キャピタル・マネージメント・エルエルシー(以下「ジャナス」という。)は、ジャナス・キャピタル・グループ・インクにより所有されています。ジャナスの役員であったエリック・ガース氏は2009年6月5日に管理会社の取締役を退任しました。ガース氏は管理会社から役員報酬を受け取りませんでした。カール・オサリバン氏は、当トラストの法律顧問であるアーサー・コックス法律事務所のパートナーです。

関連当事者、管理会社の取締役あるいは重大な利害関係のある当事者との取引は全て、通常業務の 一環として、通常の商業取引の条件で行われています。

### 運用報酬

管理会社は、各ファンドの資産から運用報酬を受け取る権利を有しています。かかる運用報酬は、各ファンドの純資産価額に対する一定の割合として計算され、発生主義で日々計上され、1ヶ月毎に後払いされます。各ファンドについて、運用報酬はファンドの純資産価額の年率0.25%を超過しないものとします。管理会社は、ファンドから受領した運用報酬の中からJCILの報酬を支払います。

### 受益者サービス手数料

クラスA受益証券及びクラスB受益証券に関する受益者サービス手数料は、各ファンドの資産から、各クラスに帰属するファンドの平均日次純資産価額の年率0.85%を上限として、JCILに支払われます。

## 販売手数料

クラスB受益証券に関する販売手数料は、各ファンドの資産から、各クラスに帰属するファンドの 平均日次純資産価額の年率0.50%を上限として、JCILに支払われます。販売手数料は、日々計算され、 1ヶ月毎に後払いされます。

### ファンドの費用の上限

管理会社は、会計年度中に各受益証券クラスに配分されたファンドに関する報酬及び立替費用の合計(運用報酬、管理会社及びJCILの立替費用、受益者サービス手数料及び販売手数料、並びにアンダーライイング・ファンドにより発生したあらゆる手数料を除く)が、当トラストの目論見書に記載されている費用の上限を超えないようにするために必要な範囲において、運用報酬の全部又は一部を権利放棄することに同意しています。目論見書の規定では、かかる超過額は、翌会計年度に繰り越すことができるとされています。ただし、かかる繰越額は、関連する会計年度に適用される費用の上限の対象となります。偶発債務は、金額が日々変動し回収によりファンドの費用の上限を超過することはないため、開示されていません。ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及び将来当トラストが設立するその他のファンドに関しては、管理会社が規定するファンドの上限を超える手数料及び費用は、翌会計年度に繰り越すことはできません。JCILはこれらのファンドの費用合計の上限を超えないようにするために必要な範囲において、これらファンドに関する運用報酬の一部を権利放棄する予定です。管理会社は、目論見書における設定よりも低い費用を上限として、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド及びジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドを運用することを選択しています。これらの費用の上限は、上述の繰り越しの対象とはなりません。

アンダーライイング・ファンドは、一定の報酬及び費用の対象となっていますが、これは費用の上限によって制限されています。本報告書日現在でアンダーライイング・ファンドに適用される費用の上限は、以下のとおりです。

ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー アンダーライイング・ファンド	費用の上限(%)
ジャナス・US フレキシブル・インカム・ファンド	クラスI(米ドル) inc : 1.25
ジャナス・US ハイイールド・ファンド	クラスI(米ドル) inc : 1.25
ジャナス・US バランス・ファンド	クラスI (米ドル)acc:1.25
ジャナス・US ストラテジック・バリュー・ファンド	クラスI(米ドル)acc:1.75
ジャナス・US トゥエンティ・ファンド	クラスI (米ドル)acc:1.50
ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド	クラスI(米ドル) inc : 1.50

### 3 税金

当トラストは、1997年税連結法(改正)の第739B条に規定される投資会社としての資格を有しています。当トラストの収益及び利益には、アイルランドの税金が課税されません。

当トラストに課税事由が発生した場合には、税金が発生する可能性があります。課税事由には、受益者への支払、あるいは受益証券の換金、中止、買戻し又は譲渡などが含まれます。税金は、課税事由の発生時に差し引かれます。以下の事項に該当する課税事由に関しては、税金は発生しません。

- ( )課税事由の発生時にアイルランドの居住者でない受益者及びアイルランドに通常居住していない 受益者。ただし、当トラストが必要な署名済みの法定宣言書を保有していること。
- ( )当トラストに必要な署名済みの法定宣言書を提出した、特定の免税となるアイルランドに居住する投資家。

当トラストが受領した、アイルランド以外の国で発行された有価証券にかかる配当金収益及び利息 は、当該国で課税される源泉税などの課税対象となる可能性があります。

### 4 現金預金

全ての現金残高は、2009年6月30日に終了した期間及び2008年12月31日終了会計年度において、ブラウン・プラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッドに保管されています。

### 5 ソフト・コミッション契約

2009年6月30日に終了した期間及び2008年12月31日終了会計年度中に締結されたソフト・コミッション契約はありませんでした。

### 6 効率的なポートフォリオの運用

当トラストは、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ ストラテジック・バリュー・ファンドの各クラス I (円) 受益証券(適格機関投資家専用)、ジャナス・ グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャ ナス・ハイイールド・ファンドのクラス I (円) 受益証券(適格機関投資家専用)、並びにジャナス・ハ イイールド・ファンドのクラス A (円) 受益証券(毎月分配型) の場合を除いて、効率的なポートフォリ オの運用及び通貨リスクのヘッジ目的で、通貨関連の先物契約を締結し、あるいはコール・オプショ ンの売却及びプット・オプションの購入を行う場合があります。ただし、これらの取引は、定期的に 運営され、組織化され、一般に公開されている規制市場で取引されているものに関してのみ行うこと ができます。当トラストは、また、格付の高い専門金融機関と、「店頭」契約ベースで通貨の先渡売 買及び為替取引を行う場合があります。当期において、当トラストは、ジャナス・トゥエンティ・フ ァンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの各クラ スI(円)受益証券(適格機関投資家専用)、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジ ャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのクラス I (円) 受益証券(適格機関投資家専用)、並びにジャナス・ハイイールド・ファンドのクラス A (円) 受益証券 (毎月分配型)の場合を除いて、特定の受益証券の円クラスの価額をヘッジするために先物契約及び先 渡為替取引を締結しました。2009年6月30日現在の未決済契約残高は、関連するファンドの有価証券 明細表に開示されています。

## 7 為替レート

当トラストの機能通貨は米ドルです。下記の為替レートは、米ドル以外の通貨建ての資産及び負債 の換算に使用されています。

2009年 6 月30日現在 2008年12月31日現在 日本円 96.32 日本円 90.63

### 8 リスク要因及びその他の特別な検討事項

目論見書に記載されている投資目標を達成するため、各ファンドはジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーの対応するアンダーライイング・ファンドにのみ投資を行います。リスクの監視及び管理は全て、アンダーライイング・ファンドに対して行われています。FRS第29号により要求されるリスクの評価及び監視に関する詳細は、添付のジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーの財務書類の注記12に記載されています。

## 投資リスク

ファンド又はアンダーライイング・ファンドが投資目標を達成するという保証はありません。異なる国々の企業及び政府によって発行された異なる通貨建ての投資有価証券は一定のリスクを伴っており、受益証券の価額の下落を招く可能性もあります。受益証券の価額は、アンダーライイング・ファンドが投資する有価証券の資本価値の変動の結果として、アンダーライイング・ファンドの価額とともに上昇又は下落する可能性があります。

### フィーダー・ファンドに対する投資リスク

各ファンドは、対応するアンダーライイング・ファンドへの投資を行います。ファンドの投資家は、 投資家がアンダーライイング・ファンドに直接投資を行った場合には適用されない、運用及び管理費 用を追加で負担しなければなりません。

### 流動性及び決済リスク

各ファンド及び各アンダーライイング・ファンドは、取引相手の信用リスクにさらされており、また、決済不履行のリスクを負う可能性があります。

### 手数料及び費用関連リスク

当トラストは、収益性の水準にかかわらず報酬及び費用を支払う責任を負っています。

短期取引手数料、あるいは一部のクラスに関しては条件付後払申込手数料(CDSC)の支払を求められる可能性があるという事実を考慮すると、投資家は、ファンドへの投資を中長期的投資と考える必要があります。

### 金融負債

各ファンドにおける実質的に全ての金融負債には、利息の支払が伴いません。当トラストの損益計 算書上の損益は、通常業務から生じたものです。

### 金融資産及び金融負債の公正価値

ファンドの金融資産及び金融負債は全て、公正価値で表示されています。

## 為替リスク

ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド及びジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの各クラス I (円) 受益証券 (適格機関投資家専用)、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのクラス I (円) 受益証券 (適格機関投資家専用)、並びにジャナス・ハイイールド・ファンドの各クラス A (円) 受益証券 (毎月分配型) はクラスレベルでのヘッジを行わないため、このクラスに対する投資は為替リスクにさらされる可能性があります。

### 9 純資産の比較

	2009年6月30日		2008年12	2月31日	2007年12月31日		
•	 純資産 1口当たり 純資産価格		純資産	1口当たり 純資産価格	純資産	1口当たり 純資産価格	
ジャナス・フロ	レキシブル・イ	ンカム・ファ	ンド			_	
クラスA(米ドル)	\$179,233,504	\$142.45	\$114,594,392	\$136.09	\$58,887,469	\$130.73	
クラス B (米ドル)	\$127,254,750	\$137.24	\$190,472,699	\$131.44	\$321,362,617	\$126.91	
クラス A (円)	\$12,563,100	¥11,399.00	\$8,663,207	¥10,913.00	\$5,152,587	¥10,929.00	
クラス B (円)	\$7,042,083	¥10,998.00	\$15,605,990	¥10,556.00	\$21,855,310	¥10,624.00	
クラス I (円) <sup>*</sup>	\$1,256,419	¥10,432.00	\$1,086,038	¥9,316.00	\$1,008,567	¥11,098.00	
ジャナス・ハイ	イイールド・フ	ァンド					
クラスA(米ドル)	\$43,220,679	\$132.23	\$29,662,172	\$110.99	\$40,002,023	\$141.66	
クラスA(米ドル) (毎月分配型)	\$54,067,055	\$77.76	\$44,560,637	\$67.66	\$70,228,981	\$92.42	
クラス B (米ドル)	\$104,008,489	\$127.38	\$100,055,743	\$107.18	\$182,066,565	\$137.48	
クラス A (円)	\$6,936,468	¥10,675.00	\$5,528,730	¥8,957.00	\$9,466,520	¥11,840.00	
クラス A (円) (毎月分配型)	\$48,406,559	¥7,286.00	\$45,617,576	¥5,938.00	\$83,754,099	¥10,098.00	
クラス B (円)	\$9,441,802	¥10,281.00	\$9,728,713	¥8,649.00	\$14,867,889	¥11,490.00	
クラスI(円)*	\$1,456,652	¥9,287.00	\$1,105,536	¥7,280.00	\$2,359,606	¥11,499.00	

<sup>\*</sup>適格機関投資家専用

	2009年 6	月30日	2008年12月31日		2007年12月31日	
<del>-</del>	純資産	1口当たり 純資産価格	純資産	1口当たり 純資産価格	純資産	1口当たり 純資産価格
ジャナス・バラ	ランス・ファン	' F				
クラスA(米ドル)	\$22,875,389	\$121.46	\$20,863,682	\$112.76	\$16,066,980	\$138.22
クラス B (米ドル)	\$23,328,290	\$117.06	\$24,667,868	\$108.95	\$53,514,970	\$134.22
クラス A (円)	\$2,887,480	¥9,974.00	\$2,725,698	¥9,241.00	\$1,742,688	¥11,591.00
クラス B (円)	\$2,344,555	¥9,605.00	\$2,996,777	¥8,922.00	\$5,146,489	¥11,246.00
クラスI(円)*	\$380,461	¥9,795.00	\$225,737	¥8,486.00	\$309,766	¥12,854.00
ジャナス・スト	<b>〜ラテジック・</b>	バリュー・フェ	ァンド			
クラス A (米ドル)	\$17,055,614	\$125.80	\$13,139,107	\$117.35	\$15,866,115	\$164.82
クラス B (米ドル)	\$16,530,720	\$121.24	\$16,082,604	\$113.37	\$33,192,849	\$160.04
クラスA(円)	\$1,804,929	¥10,645.00	\$1,381,699	¥9,841.00	\$2,120,545	¥13,871.00
クラス B (円)	\$1,962,948	¥10,259.00	\$2,124,001	¥9,508.00	\$3,655,426	¥13,468.00
クラスI(円)*	\$931,799	¥8,699.00	\$912,991	¥7,568.00	\$1,132,943	¥13,122.00
>* <del>-</del>	\					
ジャナス・トゥ			¢44 004 500	<b>#00.00</b>	<b>*</b> 40.040.500	<b>#</b> 404_05
クラスA(米ドル)	\$18,124,335	\$107.16	\$11,034,532	\$88.23	\$12,219,596	\$161.25
クラスB(米ドル)	\$10,511,526	\$103.26	\$8,009,645	\$85.23	\$18,905,495	\$156.55
クラス A (円)	\$2,468,441	¥9,149.00	\$1,368,082	¥7,476.00	\$1,932,393	¥13,648.00
クラス B (円)	\$815,638	¥8,819.00	\$715,823	¥7,224.00	\$1,859,856	¥13,255.00
クラス I (円) <sup>*</sup>	\$1,052,852	¥9,234.00	\$819,469	¥7,091.00	\$1,136,140	¥15,999.00
ジャナス・グロ	コーバル・リア	<b>'</b> ルエステート	・ファンド			
クラス A (米ドル) (四半期分配型)	\$17,774,599	\$62.99	\$11,215,154	\$56.37	\$27,938,985	\$120.79
クラス B (米ドル) (四半期分配型)	\$44,177,941	\$62.97	\$41,241,800	\$56.34	\$113,575,314	\$120.61
クラスA(円) (四半期分配型)	\$2,638,937	¥5,598.00	\$2,331,176	¥4,963.00	\$5,660,594	¥10,501.00
クラス B (円) (四半期分配型)	\$7,342,484	¥5,593.00	\$7,542,620	¥4,958.00	\$16,403,844	¥10,483.00
クラスI(円)*	\$1,059,155	¥5,423.00	\$911,513	¥4,511.00	\$2,088,067	¥11,193.00

<sup>\*</sup> 適格機関投資家専用

# 10 受益証券の資本取引

# 2009年6月30日に終了した期間

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

	クラスA	(米ドル)	クラスB	(米ドル)	クラス	A (円)	クラス	B (円)
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル
期首	842,033	81,885,363	1,449,073	89,919,787	71,603	1,932,403	133,356	9,020,186
受益証券の発行	625,911	86,724,849	121,824	16,240,812	66,684	7,754,124	1,785	206,658
受益証券買戻し	(209,751)	(29,150,726)	(643,686)	(86,060,801)	(32,155)	(3,777,657)	(73,479)	(8,292,525)
期末	1,258,193	139,459,486	927,211	20,099,798	106,132	5,908,870	61,662	934,319

クラスI(円	)*
( 毎日配公刑	ĺ١

	(毎月配分型)				
	口数	米ドル			
期首	10,515	965,221			
受益証券の発行	1,771	185,588			
受益証券買戻し	(688)	(73,140)			
期末	11,598	1,077,669			

# ジャナス・ハイイールド・ファンド

	クラスA	(米ドル)	クラスB	(米ドル)	クラス	A (円)	クラス	B (円)
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル
期首	267,250	27,273,325	933,526	95,808,938	55,674	5,522,934	101,461	9,882,437
受益証券の発行	131,126	15,939,135	25,647	3,023,165	11,932	1,232,484	241	24,193
受益証券買戻し	(71,522)	(8,808,891)	(142,622)	(16,628,525)	(5,029)	(527,110)	(13,266)	(1,302,670)
期末	326,854	34,403,569	816,551	82,203,578	62,577	6,228,308	88,436	8,603,960

		クラスA(米ドル) (毎月分配型)		クラス A (円) (毎月分配型)		クラス I (円)* (毎月配分型)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	
期首	658,637	66,724,472	692,976	69,759,251	13,697	1,262,127	
受益証券の発行	79,460	5,741,319	10,255	743,562	3,380	291,278	
受益証券買戻し	(42,798)	(3,069,958)	(63,443)	(4,476,283)	(1,974)	(184,200)	
期末	695,299	69,395,833	639,788	66,026,530	15,103	1,369,205	

<sup>\*</sup> 適格機関投資家専用

ジャナス・バランス・ファンド

	クラスA	(米ドル)	クラスB	(米ドル)	クラス	A (円)	クラス	B (円)
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル
期首	185,027	20,251,809	226,407	12,571,774	26,605	2,242,369	30,298	1,597,263
受益証券の発行	25,169	2,882,985	8,604	947,408	3,894	375,433	375	36,610
受益証券買戻し	(21,852)	(2,514,605)	(35,732)	(3,952,380)	(2,619)	(261,014)	(7,165)	(682,158)
期末	188,344	20,620,189	199,279	9,566,802	27,880	2,356,788	23,508	951,715

# クラスI(円)\*

	口数	米ドル
期首	2,400	219,935
受益証券の発行	1,417	136,440
受益証券買戻し	(76)	(7,425)
期末	3,741	348,950

# ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

	クラスA	クラスA(米ドル)		クラスB(米ドル)		クラス A (円)		クラス B (円)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	
期首	111,966	9,977,609	141,855	6,933,945	12,663	823,279	20,150	1,483,114	
受益証券の発行	50,730	5,771,548	13,927	1,556,084	13,749	1,376,191	296	31,632	
受益証券買戻し	(27,120)	(3,225,193)	(19,430)	(2,133,852)	(10,085)	(1,111,281)	(2,020)	(206,212)	
期末	135,576	12,523,964	136,352	6,356,177	16,327	1,088,189	18,426	1,308,534	

# クラスI(円)\*

	口数	米ドル
期首	10,880	1,058,340
受益証券の発行	1,763	145,519
受益証券買戻し	(2,328)	(184,504)
期末	10,315	1,019,355

\* 適格機関投資家専用

ジャナス・トゥエンティ・ファンド

	クラスA	クラス A (米ドル)		クラス B (米ドル)		クラス A (円)		クラス B (円)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	
期首	125,064	13,450,407	93,979	4,389,216	16,508	1,311,048	8,937	150,526	
受益証券の発行	74,241	7,161,107	19,841	1,827,206	10,924	947,886	690	59,502	
受益証券買戻し	(30,173)	(3,024,545)	(12,019)	(1,135,328)	(1,447)	(121,268)	(721)	(63,445)	
期末	169,132	17,586,969	101,801	5,081,094	25,985	2,137,666	8,906	146,583	

# クラスI(円)\*

	口数	米ドル
期首	10,424	1,229,385
受益証券の発行	3,841	328,700
受益証券買戻し	(3,284)	(246,115)
期末	10,981	1,311,970

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

		クラスA(米ドル) (四半期分配型)		クラス B (米ドル) (四半期分配型)		クラスA(円) (四半期分配型)		クラスB(円) (四半期分配型)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	
期首	198,971	12,112,121	731,976	52,606,195	42,365	3,520,053	137,211	13,333,733	
受益証券の発行	156,648	9,116,858	23,100	1,235,910	6,655	347,048	107	5,105	
受益証券買戻し	(73,426)	(4,397,611)	(53,462)	(2,782,738)	(3,623)	(168,214)	(10,888)	(497,128)	
期末	282,193	16,831,368	701,614	51,059,367	45,397	3,698,887	126,430	12,841,710	

クラス I (円)*	

	(四半期間	化分型)
	口数	米ドル
期首	18,224	1,819,911
受益証券の発行	1,609	84,738
受益証券買戻し	(1,027)	(48,734)
期末	18,806	1,855,915

<sup>\*</sup> 適格機関投資家専用

# 2008年12月31日終了会計年度

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

	クラスA(米ドル)		クラス B (米ドル)		クラス A (円)		クラス B (円)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル
期首	450,437	30,148,338	2,532,305	228,051,265	52,946	(57,621)	231,025	18,944,310
受益証券の発行	619,217	81,621,040	132,764	17,030,809	42,689	4,517,828	3,849	391,896
受益証券買戻し	(227,621)	(29,884,015)	(1,215,996)	(155,162,287)	(24,032)	(2,527,804)	(101,518)	(10,316,020)
期末	842,033	81,885,363	1,449,073	89,919,787	71,603	1,932,403	133,356	9,020,186

クラスI(円)	) *
( 毎日和公刑	`

	(サバルガエ)			
	口数	米ドル		
期首	10,206	932,279		
受益証券の発行	2,559	255,805		
受益証券買戻し	(2,250)	(222,963)		
期末	10,515	965,121		

# ジャナス・ハイイールド・ファンド

	クラスA	クラス A (米ドル)		クラス B (米ドル)		クラス A (円)		クラス B (円)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	
期首	282,388	29,047,098	1,324,274	145,849,322	89,785	9,128,848	145,313	14,283,506	
受益証券の発行	106,096	14,009,323	23,119	2,601,483	6,264	653,900	982	35,015	
受益証券買戻し	(121,234)	(15,783,096)	(413,867)	(52,641,867)	(40,375)	(4,259,814)	(44,834)	(4,436,084)	
期末	267,250	27,273,325	933,526	95,808,938	55,674	5,522,934	101,461	9,882,437	

		(米ドル) 分配型)		、A (円) 分配型)	クラス I (円)* (毎月配分型)		
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	
期首	759,914	75,009,627	931,419	89,394,989	23,045	2,109,910	
受益証券の発行	63,822	5,489,461	6,106	526,392	2,291	220,933	
受益証券買戻し	(165,099)	(13,774,616)	(244,549)	(20,162,130)	(11,639)	(1,068,716)	
期末	658,637	66,724,472	692,976	69,759,251	13,697	1,262,127	

<sup>\*</sup> 適格機関投資家専用

ジャナス・バランス・ファンド

	クラスA	クラス A (米ドル)		スΒ(米ドル) クラスΑ		(円) クラス E		B (円)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	
期首	116,246	10,778,184	398,697	34,389,950	16,885	1,176,226	51,389	3,766,786	
受益証券の発行	124,517	16,461,816	18,213	2,302,405	15,009	1,603,406	721	68,588	
受益証券買戻し	(55,736)	(6,988,191)	(190,501)	(24,120,581)	(5,289)	(537,263)	(21,812)	(2,238,111)	
期末	185,027	20,251,809	226,409	12,571,774	26,605	2,242,369	30,298	1,597,263	

# クラスI(円)\*

	口数	米ドル
期首	2,706	251,250
受益証券の発行	345	38,355
受益証券買戻し	(651)	(69,670)
期末	2,400	219,935

# ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

	クラスA	クラスA(米ドル)		クラス B (米ドル) クラ		A (円)	クラス B (円)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル
期首	96,264	7,739,285	207,406	16,791,953	17,168	1,411,310	30,480	2,716,727
受益証券の発行	48,126	7,012,484	21,416	2,957,877	3,790	446,111	955	103,479
受益証券買戻し	(32,424)	(4,774,159)	(86,967)	(12,815,885)	(8,295)	(1,034,142)	(11,285)	(1,337,092)
期末	111,966	9,977,610	141,855	6,933,945	12,663	823,279	20,150	1,483,114

# クラスI(円)\*

	口数	米ドル
期首	9,695	935,126
受益証券の発行	4,468	483,878
受益証券買戻し	(3,283)	(360,664)
期末	10,880	1,058,340

\* 適格機関投資家専用

ジャナス・トゥエンティ・ファンド

	クラスA	クラスA(米ドル)		クラスB(米ドル) クラ:		A (円)	クラス B (円)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル
期首	75,778	6,426,265	120,765	8,141,494	15,901	1,107,069	15,757	907,632
受益証券の発行	76,176	10,805,137	38,677	5,350,127	12,284	1,402,705	994	120,735
受益証券買戻し	(26,891)	(3,780,995)	(65,463)	(9,102,405)	(11,677)	(1,198,726)	(7,814)	(877,841)
期末	125,063	13,450,407	93,979	4,389,216	16,508	1,311,048	8,937	150,526

## クラスI(円)\*

	口数	米ドル
期首	7,976	855,217
受益証券の発行	8,578	1,138,109
受益証券買戻し	(6,130)	(763,941)
期末	10,424	1,229,385

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

		クラスA(米ドル) (四半期分配型)		クラス B (米ドル) (四半期分配型)		クラス A (円) (四半期分配型)		クラス B (円) (四半期分配型)	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル	
期首	231,296	15,559,228	941,660	72,939,373	60,535	4,981,327	175,723	16,341,282	
受益証券の発行	43,410	4,117,711	48,836	4,973,052	4,022	287,654	2,592	219,469	
受益証券買戻し	(75,735)	(7,564,818)	(258,520)	(25,306,230)	(22,192)	(1,748,928)	(41,103)	(3,227,018)	
期末	198,971	12,112,121	731,976	52,606,195	42,365	3,520,053	137,212	13,333,733	

クラスI	(円)*

	(四半期配分型)			
	口数	米ドル		
期首	20,950	2,035,206		
受益証券の発行	3,226	279,142		
受益証券買戻し	(5,952)	(494,437)		
期末	18,224	1,819,911		

<sup>\*</sup>適格機関投資家専用

# 11 後発事象

2009年6月5日に、エリック・ガース氏は管理会社の取締役を退任致しました。7月15日に、ヘンリック・ヨハネス・ヴァン・ウィールデン氏が管理会社の取締役に任命されました。

# (2) 【投資有価証券明細表等】

## 【投資株式明細表】

該当事項はありません。

# 【株式以外の投資有価証券明細表】

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

### 投資有価証券明細表

銘柄	株数又は 元本価額	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
ーミューチュアル・ファンド ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー			_
ジャナス・USフレキシブル・インカム・ファンド			
クラス (米ドル)inc受益証券 アイルランドUCITS (取得原価\$316,330,789)	30,490,288	99.76%	\$326,550,982
投資有価証券合計(取得原価合計\$316,330,789)		99.76	\$326,550,982

# 先渡為替予約、2009年6月30日現在の建玉

購入通貨		売却通貨	時価(米ドル)	決済日	未実現評価(損)益
Credit Suisse Fir	st Bosto	n			
JPY 2,066,025,57	O USD	20,923,000	\$21,451,205	2009年7月8日	\$528,205
USD 1,854,00	0 JPY	177,819,550	\$ 1,846,271	2009年7月8日	7,729
合計					\$535,934

## ジャナス・ハイイールド・ファンド

## 投資有価証券明細表

	株数又は 元本価額	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
ミューチュアル・ファンド			
ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー			
ジャナス・USハイイールド・ファンド			
クラス (米ドル)inc受益証券 アイルランドUCITS			
(取得原価\$327,014,614)	34,981,186	99.89%	\$267,256,264
投資有価証券合計(取得原価合計\$327,014,614)		99.89	\$267,256,264

# 先渡為替予約、2009年6月30日現在の建玉

購	入通貨		売却通貨	時価	(米ドル)		決済日	未実現評	価(損)益
Credit	Suisse First	Bostor	า						
JPY 1,	658,616,440	USD	16,824,000	\$17	7,221,143	200	9年7月8日	;	\$397,143
USD	909,000	JPY	87,420,690	\$	907,675	200	9年7月8日		1,325
合計								(	\$398,468

# ジャナス・バランス・ファンド

# 投資有価証券明細表

	株数又は 元本価額	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
ー ミューチュアル・ファンド ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー			
ジャナス・USバランス・ファンド			
クラス (米ドル)acc受益証券 アイルランドUCITS (取得原価\$44,363,647)	3,438,882	99.95%	\$51,789,561
投資有価証券合計(取得原価合計\$44,363,647)		99.95	\$51.789.561

# 先渡為替予約、2009年6月30日現在の建玉

	購入通貨		売却通貨	時価(米ドル)	決済日	未実現評価(損)益
Credi	t Suisse First	Bosto	n			
JPY	564,778,660	USD	5,731,000	\$5,864,004	2009年7月8日	\$133,004
USD	630,000	JPY	60,652,740	\$629,747	2009年7月8日	253
合計						\$133,257

# ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

# 投資有価証券明細表

	株数又は 元本価額	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
ーミューチュアル・ファンド ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー			
ジャナス・USストラテジック・バリュー・ファンド クラス (米ドル)acc受益証券 アイルランドUCITS			
(取得原価\$40,279,330)	3,158,725	99.75%	\$38,188,990
投資有価証券合計(取得原価合計\$40,279,330)		99.75	\$38,188,990

# 先渡為替予約、2009年6月30日現在の建玉

	購入通貨		売却通貨	時価(米ドル)	決済日	未実現評価(損)益
Credi	t Suisse First	Bosto	n			
JPY	515,633,160	USD	5,256,000	\$5,353,735	2009年7月8日	\$97,735
USD	1,560,000	JPY	150,703,150	\$1,564,726	2009年7月8日	(4,726)
合計						\$93,009

# ジャナス・トゥエンティ・ファンド

## 投資有価証券明細表

	株数又は 元本価額	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
ミューチュアル・ファンド			
ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー			
ジャナス・USトゥエンティ・ファンド			
クラス (米ドル)acc受益証券 アイルランドUCITS			
(取得原価\$35,619,646)	2,989,145	99.81%	\$32,910,492
投資有価証券合計(取得原価合計\$35,619,646)		99.81	\$32,910,492

# 先渡為替予約、2009年6月30日現在の建玉

ļ	購入通貨		売却通貨	時価(米ドル)	決済日	未実現評価(損)益
Credit	Suisse First E	Bosto	n			
JPY 3	57,791,780	USD	3,649,000	\$3,714,893	2009年7月8日	\$65,893
USD	405,000	JPY	39,183,440	\$406,835	2009年7月8日	(1,835)
合計						\$64,058

# ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

# 投資有価証券明細表

	株数又は 元本価額	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
ミューチュアル・ファンド			
ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー			
ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド			
クラスI(米ドル)inc受益証券 アイルランドUCITS			
(取得原価\$114,058,158)	10,794,353	99.82%	\$72,861,883
投資有価証券合計(取得原価合計\$114,058,158)		99.82	\$72,861,883

# 先渡為替予約、2009年6月30日現在の建玉

	購入通貨		売却通貨	時価(米ドル)	決済日	未実現評価(損)益
Cred	it Suisse First	Bostor	1			
JPY	1,299,973,830	USD	13,260,000	\$13,497,415	2009年7月8日	\$237,415
USD	3,486,000	JPY	337,220,630	\$3,501,306	2009年7月8日	(15,306)
合計						\$222,109

【投資不動産明細表】 該当事項はありません。

【その他投資資産明細表】 該当事項はありません。

【借入金明細表】 該当事項はありません。

# 2【ファンドの現況】

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

(2009年7月31日現在)

		(2000   17]01日元日
a. 資産総額	345,116,530米ドル	32,948,275,119円
b. 負債総額	10,770,679米ドル	1,028,276,724円
c. 純資産総額(a-b)		
c1. クラス A (米ドル)	190,226,887米ドル	18,160,960,902円
c2. クラス B (米ドル)	122,437,788米ドル	11,689,135,620円
c3. クラスA(円)	14,103,886米ドル	1,346,497,996円
c4. クラス B (円)	6,294,748米ドル	600,959,592円
c5. クラス I (円)	1,282,542米ドル	122,444,285円
d. 発行済口数		
d1. クラスA(米ドル)		1,298,480□
d2. クラス B (米ドル)		867,843□
d3. クラスA(円)		113,944□
d4. クラス B (円)		52,732□
d5. クラスI(円)		11,509□
e. 1口当り純資産額		
e1. クラス A (米ドル)	146.50米ドル	
e2. クラス B (米ドル)	141.08米ドル	
e3. クラスA(円)		11,710円
e4. クラス B (円)		11,293円
e5. クラス I (円)		10,542円

<sup>\*</sup> 純資産額計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル = 95.47円(2009年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値)によるもので、実際の公表価格とは異なります。

# ジャナス・ハイイールド・ファンド

(2009年7月31日現在)

a. 資産総額 289,188,807米ドル 27,608,855,405円 b. 負債総額 5,570,389米ドル 531,805,038円 c. 純資産総額(a-b) 48,222,943米ドル 4,603,844,368円 c2. クラス B(米ドル) 107,919,063米ドル 10,303,032,945円 c3. クラス A(米ドル)(毎月分配型) 57,458,612米ドル 5,485,573,688円 c4. クラス A(円) 7,466,754米ドル 712,851,004円 c5. クラス B(円) 9,896,793米ドル 944,846,828円 c6. クラス A(円) (毎月分配型) 51,115,534米ドル 4,880,000,031円 c7. クラス I(円) 1,538,719米ドル 146,901,503円 d. 発行済口数			(2003年7月31日近江)
C. 純資産総額(a-b)         C1. クラスA(米ドル)       48,222,943米ドル       4,603,844,368円         C2. クラスB(米ドル)       107,919,063米ドル       10,303,032,945円         C3. クラスA(米ドル)(毎月分配型)       57,458,612米ドル       5,485,573,688円         C4. クラスA(円)       7,466,754米ドル       712,851,004円         C5. クラスB(円)       9,896,793米ドル       944,846,828円         C6. クラスA(円)       (毎月分配型)       1,538,719米ドル       46,901,503円         d. 発行済口数         d. 発行済口数       342,845口         d2. クラスA(米ドル)(毎月分配型)       698,506口         d4. クラスA(米ドル)(毎月分配型)       698,506口         d4. クラスA(円)       62,243口	a. 資産総額	289,188,807米ドル	27,608,855,405円
c1. クラスA(米ドル)       48,222,943米ドル       4,603,844,368円         c2. クラスB(米ドル)       107,919,063米ドル       10,303,032,945円         c3. クラスA(米ドル)(毎月分配型)       57,458,612米ドル       5,485,573,688円         c4. クラスA(円)       7,466,754米ドル       712,851,004円         c5. クラスB(円)       9,896,793米ドル       944,846,828円         c6. クラスA(円)       (毎月分配型)       51,115,534米ドル       4,880,000,031円         c7. クラスI(円)       1,538,719米ドル       146,901,503円         d. 発行済口数       342,845口         d2. クラスA(米ドル)       342,845口         d3. クラスA(米ドル)(毎月分配型)       698,506口         d4. クラスA(円)       62,243口	b. 負債総額	5,570,389米ドル	531,805,038円
c2. クラス B (米ドル)       107,919,063米ドル       10,303,032,945円         c3. クラス A (米ドル) (毎月分配型)       57,458,612米ドル       5,485,573,688円         c4. クラス A (円)       7,466,754米ドル       712,851,004円         c5. クラス B (円)       9,896,793米ドル       944,846,828円         c6. クラス A (円)       (毎月分配型)       51,115,534米ドル       4,880,000,031円         c7. クラス I (円)       1,538,719米ドル       146,901,503円         d. 発行済口数       342,845口         d2. クラス A (米ドル)       342,845口         d3. クラス A (米ドル) (毎月分配型)       698,506口         d4. クラス A (円)       62,243口	c. 純資産総額(a-b)		
c3. クラスA(米ドル)(毎月分配型)57,458,612米ドル5,485,573,688円c4. クラスA(円)7,466,754米ドル712,851,004円c5. クラスB(円)9,896,793米ドル944,846,828円c6. クラスA(円)(毎月分配型)51,115,534米ドル4,880,000,031円c7. クラスI(円)1,538,719米ドル146,901,503円d. 発行済口数342,845口d2. クラスA(米ドル)342,845口d3. クラスA(米ドル)(毎月分配型)698,506口d4. クラスA(円)62,243口	c1. クラスA(米ドル)	48,222,943米ドル	4,603,844,368円
c4. クラスA(円)7,466,754米ドル712,851,004円c5. クラスB(円)9,896,793米ドル944,846,828円c6. クラスA(円) (毎月分配型)51,115,534米ドル4,880,000,031円c7. クラスI(円)1,538,719米ドル146,901,503円d. 発行済口数342,845口d2. クラスA(米ドル)342,845口d3. クラスA(米ドル)(毎月分配型)698,506口d4. クラスA(円)62,243口	c2. クラス B (米ドル)	107,919,063米ドル	10,303,032,945円
c5. クラスB(円)9,896,793米ドル944,846,828円c6. クラスA(円) (毎月分配型)51,115,534米ドル4,880,000,031円c7. クラスI(円)1,538,719米ドル146,901,503円d. 発行済口数342,845口d2. クラスA(米ドル)796,845口d3. クラスA(米ドル)(毎月分配型)698,506口d4. クラスA(円)62,243口	c3. クラスA(米ドル)(毎月分配型)	57,458,612米ドル	5,485,573,688円
c6. クラスA(円)(毎月分配型)51,115,534米ドル4,880,000,031円c7. クラスI(円)1,538,719米ドル146,901,503円d. 発行済口数342,845口d2. クラスA(米ドル)342,845口d3. クラスA(米ドル)(毎月分配型)698,506口d4. クラスA(円)62,243口	c4. クラスA(円)	7,466,754米ドル	712,851,004円
c7. クラスI(円)1,538,719米ドル146,901,503円d. 発行済口数342,845口d1. クラスA(米ドル)796,845口d2. クラスB(米ドル)796,845口d3. クラスA(米ドル)(毎月分配型)698,506口d4. クラスA(円)62,243口	c5. クラス B (円 )	9,896,793米ドル	944,846,828円
d. 発行済口数342,845口d1. クラスA(米ドル)796,845口d2. クラスB(米ドル)796,845口d3. クラスA(米ドル)(毎月分配型)698,506口d4. クラスA(円)62,243口	c6. クラス A (円) (毎月分配型)	51,115,534米ドル	4,880,000,031円
d1. クラスA(米ドル)342,845口d2. クラスB(米ドル)796,845口d3. クラスA(米ドル)(毎月分配型)698,506口d4. クラスA(円)62,243口	c7. クラスI(円)	1,538,719米ドル	146,901,503円
d2. クラスB(米ドル)796,845口d3. クラスA(米ドル)(毎月分配型)698,506口d4. クラスA(円)62,243口	d. 発行済口数		
d3. クラスA(米ドル)(毎月分配型)698,506口d4. クラスA(円)62,243口	d1. クラスA(米ドル)		342,845□
d4. クラスA(円) 62,243口	d2. クラス B (米ドル)		796,845□
	d3. クラスA(米ドル)(毎月分配型)		698,506□
d5. クラスB(円) 85,691口	d4. クラスA(円)		62,243□
	d5. クラス B (円 )		85,691□
d6. クラスA(円) (毎月分配型) 638,645口	d6. クラス A (円) (毎月分配型)		638,645□

d7. クラスI(円)		14,992□
e. 1口当り純資産額		
e1. クラス A (米ドル)	140.66米ドル	
e2. クラス B (米ドル)	135.43米ドル	
e3. クラス A (米ドル) (毎月分配型)	82.26米ドル	
e4. クラス A (円 )		11,348円
e5. クラス B (円 )		10,926円
e6. クラス A (円) (毎月分配型)		7,572円
e7. クラス I (円)		9,709円

<sup>\*</sup> 純資産額計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=95.47円(2009年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値)によるもので、実際の公表価格とは異なります。

## ジャナス・バランス・ファンド

(2009年7月31日現在)

		(2000   1730   H 75 H 7
a. 資産総額	55,563,258米ドル	5,304,624,241円
b. 負債総額	1,069,850米ドル	102,138,579円
c. 純資産総額(a-b)		
c1. クラスA(米ドル)	24,807,745米ドル	2,368,395,415円
c2. クラス B (米ドル)	23,675,266米ドル	2,260,277,645円
c3. クラスA(円)	3,222,832米ドル	307,683,771円
c4. クラス B (円)	2,384,991米ドル	227,695,091円
c5. クラスI(円)	402,574米ドル	38,433,740円
d. 発行済口数		
d1. クラスA(米ドル)		193,154□
d2. クラス B (米ドル)		191,339□
d3. クラスA(円)		28,914□
d4. クラス B (円)		22,228□
d5. クラスI(円)		3,740□
e. 1口当り純資産額		
e1. クラスA(米ドル)	128.43米ドル	
e2. クラス B (米ドル)	123.73米ドル	
e3. クラスA(円)		10,544円
e4. クラス B (円)		10,150円
e5. クラスI(円)		10,182円

<sup>\*</sup> 純資産額計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=95.47円(2009年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値)によるもので、実際の公表価格とは異なります。

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

(2009年7月31日現在)

		(2003年7月31日現1年)
a. 資産総額	41,813,535米ドル	3,991,938,186円
b. 負債総額	1,074,078米ドル	102,542,226円
c. 純資産総額(a-b)		
c1. クラス A (米ドル)	18,257,071米ドル	1,743,002,568円
c2. クラス B (米ドル)	17,367,225米ドル	1,658,048,971円
c3. クラスA(円)	2,031,353米ドル	193,933,271円
c4. クラス B (円)	2,078,051米ドル	198,391,529円
c5. クラスI(円)	1,005,757米ドル	96,019,621円
d. 発行済口数		
d1. クラスA(米ドル)		134,551□
d2. クラス B (米ドル)		132,869□
d3. クラスA(円)		16,724□
d4. クラス B (円)		17,760□
d5. クラスI(円)		10,316□
e. 1口当り純資産額		
e1. クラス A (米ドル)	135.69米ドル	
e2. クラス B (米ドル)	130.71米ドル	
e3. クラスA(円)		11,490円
e4. クラス B (円)		11,069円
e5. クラス I (円)		9,223円

<sup>\*</sup> 純資産額計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=95.47円(2009年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値)によるもので、実際の公表価格とは異なります。

ジャナス・トゥエンティ・ファンド

(2009年7月31日現在)

		(2000   17]01日元日
a. 資産総額	36,005,804米ドル	3,437,474,107円
b. 負債総額	498,058米ドル	47,549,597円
c. 純資産総額(a-b)		
c1.クラスA(米ドル)	19,914,352米ドル	1,901,223,185円
c2. クラス B (米ドル)	10,936,869米ドル	1,044,142,883円
c3. クラスA(円)	2,635,799米ドル	251,639,731円
c4. クラス B (円)	882,866米ドル	84,287,217円
c5. クラスI(円)	1,137,860米ドル	108,631,494円
d. 発行済口数		
d1. クラスA(米ドル)		172,256□
d2. クラス B (米ドル)		98,219□
d3. クラスA(円)		25,247□
d4. クラス B (円)		8,777□
d5. クラスI(円)		10,992□
e. 1口当り純資産額		
e1. クラスA(米ドル)	115.61米ドル	
e2. クラス B (米ドル)	111.35米ドル	
e3. クラスA(円)		9,876円
e4. クラス B (円)		9,516円
e5. クラスI(円)		9,793円

<sup>\*</sup> 純資産額計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=95.47円(2009年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値)によるもので、実際の公表価格とは異なります。

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

(2009年7月31日現在)

		(2009年7月31日現在)
a. 資産総額	82,812,588米ドル	7,906,117,776円
b. 負債総額	2,801,134米ドル	267,424,263円
c. 純資産総額(a-b)		
c1. クラス A (米ドル) (四半期分配型)	19,655,355米ドル	1,876,496,742円
c2. クラス B (米ドル) (四半期分配型)	48,110,727米ドル	4,593,131,107円
c3. クラス A (円) (四半期分配型)	2,959,644米ドル	282,557,212円
c4. クラス B (円) (四半期分配型)	8,156,682米ドル	778,718,431円
c5. クラス I (円) (四半期分配型)	1,129,046米ドル	107,790,021円
d. 発行済口数		
d1. クラス A (米ドル) (四半期分配型)		284,835□
d2. クラス B (米ドル) (四半期分配型)		697,726□
d3. クラス A (円) (四半期分配型)		45,588□
d4. クラス B (円) (四半期分配型)		125,808□
d5. クラス I (円) (四半期分配型)		18,288□
e. 1口当り純資産額		
e1. クラス A (米ドル) (四半期分配型)	69.01米ドル	
e2. クラス B (米ドル) (四半期分配型)	68.95米ドル	
e3. クラス A (円) (四半期分配型)		6,142円
e4. クラス B (円) (四半期分配型)		6,133円
e5. クラス I (円) (四半期分配型)		5,840円

<sup>\*</sup> 純資産額計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=95.47円(2009年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値)によるもので、実際の公表価格とは異なります。

## (参考情報)

`当ファンドは、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンドを投資対象としています。ジャナス・キャピタル・ファンドの投資有価証券およびその他の資産の内訳は、以下の通りです。

ジャナス・USフレキシブル・インカム・ファンド

		(2009年	6月30日現在)
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
社債		69.0%	
広告サービス WPP Finance UK,			
**** T Thanke 5K, 5.875%, 保証付きノート, 期日 15/6/14	417,000	0.1	\$389,290
8.00%, 保証付きノート, 期日 15/9/14	1,221,000	0.3	1,239,960
		0.4	1,629,250
航空宇宙産業及び防衛			
BAE Systems Holdings, Inc., 4.95%, 保証付きノート、期日 1/6/14	1,482,000	0.3	1,489,625
6.375%,保証付きノート,期日 1/6/19	1,307,000	0.3	1,336,266
0.0.0%, Marije 7 1, Mil 1707.10	.,00.,000	0.6	2,825,891
農薬			, ,
Mosaic Co., 7.625%, 上位無担保ノート, 期日 1/12/16	1,113,000	0.3	1,128,304
Potash Corporation of Saskatchewan, Inc.,	2 400 000	0.5	2 200 005
5.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/14	2,190,000 2,297,000	0.5 0.6	2,260,065 2,475,063
0.00%,工位無15/67 1 , 知口 10/5/15	2,237,000	1.4	5,863,432
農業関連事業			-,,
Bunge Limited Finance Corp.,			
8.50%, 保証付きノート, 期日 15/6/19	380,000	0.1	397,348
家電製品 Whirlpool Corp., 8.00%, ノート, 期日 1/5/12	675,000	0.2	698,608
飲料 - アルコール以外	075,000	0.2	090,000
Dr Pepper Snapple Group, Inc.,			
6.12%,保証付きノート,期日 1/5/13	1,581,000	0.4	1,636,718
6.82%,保証付きノート,期日 1/5/18	858,000	0.2	907,349
7.45%, 保証付きノート, 期日 1/5/38	501,000	0.1	531,287
PepsiCo, Inc., 3.75%, 上位無担保ノート, 期日 1/3/14	838,000	0.2 0.9	854,841 3,930,195
飲料 - ワイン及び蒸留酒		0.9	3,930,193
Brown - Forman Corp., 5.00%, 上位無担保ノート, 期日 1/2/14	1,824,000	0.4	1,879,437
ビール製造			
Anheuser - Busch InBev Worldwide, Inc.,	0 005 000	0.5	0.000.407
7.20%, 保証付きノート, 期日 15/1/14	2,065,000 2,050,000	0.5 0.5	2,220,127 2,241,995
8.20%、保証付きノート、期日 15/1/39	3,282,000	0.8	3,655,075
0.20%,	0,202,000	1.8	8,117,197
建築 - 住宅及び商業			
MDC Holdings, Inc., 5.375%, 保証付きノート, 期日 15/12/14	1,325,000	0.3	1,244,999
Toll Brothers Finance Corp.,	044 000	0.0	050 440
5.95%,保証付きノート,期日 15/9/13	914,000	0.2 0.5	858,112 2,103,111
建材製品 - セメント及び骨材		0.5	2,100,111
CRH America, Inc., 5.625%, 保証付きノート, 期日 30/9/11	515,000	0.1	505,451
6.95%, ノート, 期日 15/3/12	982,000	0.2	986,755
Martin Marietta Materials, Inc.,	000 000	0.0	700 500
6.60%, 上位無担保ノート 期日 15/4/18	800,000	0.2 0.5	760,589
ケーブルTV		0.5	2,252,795
Comcast Corp.,			
6.30%,保証付きノート,期日 15/11/17	985,000	0.2	1,042,493
5.70%, 保証付きノート, 期日 15/5/18	570,000	0.1	573,063

<u></u>	・USフレモ	<u>シフル・イン</u>	<u>カム・ファンド</u>
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
COX Communications, Inc.,			
4.625%, 上位無担保ノート, 期日 15/1/10	1,697,000	0.4%	\$1,705,044
6.25%, ノート, 期日 1/6/18	3,049,000	0.7	3,014,028
9.375%, 上位無担保ノート, 期日 15/1/19	980,000	0.3	1,180,049
Time Warner Cable, Inc.,	000,000	0.0	.,,
6.75%,保証付きノート,期日 1/7/18	934,000	0.2	972,825
8.75%, 保証付きノート, 期日 14/2/19	488,000	0.1	568,492
8.25%, 保証付きノート, 期日 1/4/19	983,000	0.2	1,115,329
6.75%, 保証付きノート, 期日 15/6/39	1,357,000	0.3	1,320,955
0.70%, pkm13C / 1 , #3H 10/0/00	1,001,000	2.5	11,492,278
カジノ・ホテル		2.0	, .02,2.0
Ameristar Casinos, Inc.,			
9.25%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/14	106,000		108,120
カジノ・サービス	,		,
International Game Technology,			
7.50%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/19	2,290,000	0.5	2,310,564
携帯電話通信	_,,		_,,
Verizon Wireless Capital LLC,			
5.25%, 上位無担保ノート, 期日 1/2/12	1,235,000	0.3	1,302,506
7.375%, 上位無担保ノート, 期日 15/11/13	1,975,000	0.5	2,209,053
,	, ,	0.8	3,511,559
化学 - 多角化			
Dow Chemical Co., 8.55%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/19	2,290,000	0.5	2,294,076
E.I. Du Pont de Nemours & Co.,	, ,		
5.00%, 上位無担保ノート, 期日 15/7/13	965,000	0.2	1,014,823
,	,	0.7	3,308,899
商業銀行 - 米国東部			
Credit Suisse New York, 5.00%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/13	1,797,000	0.4	1,837,114
Credit Suisse New York, 5.50%, 上位無担保ノート, 期日 1/5/14	3,380,000	0.8	3,511,617
		1.2	5,348,731
商業銀行 - 米国南部			
BB&T Corp.,			
5.70%, 上位無担保ノート, 期日 30/4/14	1,874,000	0.4	1,914,164
6.85%, 上位無担保ノート, 期日 30/4/19	1,874,000	0.4	1,948,893
		0.8	3,863,057
商業銀行 - 米国西部			
American Express Bank FSB,			
5.50%, 上位無担保ノート, 期日 16/4/13	2,430,000	0.5	2,384,727
商業銀行 - 米国外			
Barclays Bank PLC, 6.75%, 上位無担保ノート, 期日 22/5/19	1,910,000	0.4	1,894,285
商業サービス			
Iron Mountain, Inc., 8.625%, 保証付きノート, 期日 1/4/13	1,616,000	0.4	1,611,960
商業サービス - 金融			
Western Union Co., 6.50%, 上位無担保ノート, 期日 26/2/14	2,015,000	0.5	2,150,622
コンピュータ			
Hewlett-Packard Co.,			
2.25%, 上位無担保ノート, 期日 27/5/11	837,000	0.2	839,550
2.95%, ノート, 期日 15/8/12	419,000	0.1	422,098
		0.3	1,261,648
コンサルティング・サービス	005 000	0.4	007.075
FTI Consulting, Inc., 7.75%, 保証付きノート, 期日 1/10/16	385,000	0.1	367,675
消費財・その他	400 000		
Clorox Co., 5.00%, 上位無担保ノート, 期日 1/3/13	486,000	0.1	505,077
梱包材 - 金属製及びガラス製			
Owens - Brockway Glass Container, Inc.,	4 400 000	0.0	4 405 000
8.25%, 保証付きノート, 期日 15/5/13	1,120,000	0.3	1,125,600
6.75%, 保証付きノート, 期日 1/12/14	749,000	0.2	715,295
		0.5	1,840,895
梱包材 - 紙製及びプラスチック製			
Graphic Packaging International, Inc.,	004 000	0.4	E70 055
9.50%, 保証付き ノート, 期日 15/8/13	601,000	0.1	573,955
化粧品及びトイレタリー Chattom Inc. 7.00% 保証付き / - ト 期日 1/2/14	440 000	0.4	420, 200
Chattem, Inc., 7.00%, 保証付きノート, 期日 1/3/14	440,000	0.1	420,200

ジャナ	<u>'ス・USフレキ</u>	<u>シブル・イン</u>	<u>カム・ファンド</u>
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
Estee Lauder Companies, Inc., 7.75%, 上位無担保ノート, 期日 1/11/13 Procter & Gamble Co.,	716,000	0.2%	\$812,066
4.60%, 上位無担保ノート, 期日 15/1/14	1,532,000	0.4 0.7	1,611,177 2,843,443
データ処理 - 管理 Fiserv, Inc., 6.80%, 保証付きノート, 期日 20/11/17 透析センター	934,000	0.2	944,576
DaVita, Inc., 6.625%, 保証付きノート, 期日 15/3/13 多角的銀行機関	1,230,000	0.3	1,159,275
GMAC, Inc., 6.875%, 保証付きノート, 期日 15/9/11 多角的金融サービス	2,550,000	0.5	2,231,250
General Electric Capital Corp., 4.80%, 上位無担保ノート, 期日 1/5/13		0.2 0.3 0.5	1,066,160 1,501,392 2,567,552
多角的製造業 Eaton Corp., 4.90%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/13		0.2	849,224
ITT Corp., 4.90%, 上位無担保ノート, 期日 1/5/14 SPX Corp., 7.625%, 上位無担保ノート, 期日 15/12/14	4,475,000 1,443,000	1.0 0.3	4,444,400 1,392,495
Tyco Electronics Group S.A., 6.00%, 保証付きノート, 期日 1/10/12 5.95%, 保証付きノート, 期日 15/1/14 6.55%, 保証付きノート, 期日 1/10/17 7.125%, 保証付きノート, 期日 1/10/37	963,000 1,205,000	0.8 0.2 0.2 0.6 3.3	3,644,291 899,320 1,094,051 2,511,840 14,835,621
多種鉱物 Teck Resources, Ltd., 7.00%, 上位無担保ノート, 期日 15/9/12 9.75%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/14 5.375%, 上位無担保ノート, 期日 1/10/15	3,338,000	0.1 0.8 0.2 1.1	504,613 3,454,830 756,500
多角的事業 Kansas City Southern Railway, 13.00%, 保証付きノート, 期日 15/12/13	2,520,000	0.1 0.6 0.4	4,715,943 630,630 2,622,042 1,866,560
電力 - 総合	2,432,000	1.0	4,488,602
CMS Energy Corp., 6.30%, 上位無担保ノート, 期日 1/2/12 Monongahela Power Co., 6.70%, 第1順位抵当, 期日 15/6/14		0.5 0.4	2,346,062 1,987,381
Pacific Gas & Electric Co., 4.80%, 上位無担保ノート, 期日 1/3/14 PPL Energy Supply LLC, 5.70%, 上位無担保ノート, 期日 15/10/15 .	850,000 1,245,000	0.2 0.3	894,865 1,256,565
Southern California Edison Co., 7.625%, 上位無担保ノート, 期日 15/1/10	2,021,000	0.5	2,078,752
Virginia Electric and Power Co., 5.10%, 上位無担保ノート, 期日 30/11/12	1,781,000	0.4 2.3	1,881,958 10,445,583
電子構成部品 - 半導体 National Semiconductor Corp., 0.88%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/10	1,288,000	0.3	1,339,300 1,257,222 197,667
企業向けソフトウェア及びサービス BMC Software, Inc., 7.25%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/18 CA, Inc., 6.125%, 上位無担保ノート, 期日 1/12/14		0.6 0.5 0.3 0.8	2,794,189 2,151,556 1,193,100 3,344,656
信託銀行 Northern Trust Corp., 4.625%, 上位無担保ノート, 期日 1/5/14	2,210,000	0.5	2,271,014

ジャナス	・USフレキ	シブル・イン	<u>カム・ファンド</u>
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
金融 - 自動車ローン	,		
Ford Motor Credit Co. LLC,			
7.375%, 上位無担保ノート, 期日 1/2/11	2,550,000	0.5%	\$2,192,994
7.25%, 上位無担保ノート, 期日 25/10/11	1,445,000	0.3	1,249,835
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0.8	3,442,829
金融 - クレジット・カード			
American Express Co., 7.00%, 上位無担保ノート, 期日 19/3/18	1,100,000	0.2	1,068,142
金融 - 投資銀行及び証券会社			
Charles Schwab Corp., 4.95%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/14	3,416,000	0.8	3,474,670
Citigroup, Inc., 5.625%, 劣後ノート, 期日 27/8/12	2,870,000	0.6	2,686,992
Goldman Sachs Group, Inc.,			
5.45%, 上位無担保ノート, 期日 1/11/12	990,000	0.2	1,023,650
6.00%, ノート, 期日 1/5/14	1,695,000	0.4	1,769,004
7.50%, 上位無担保ノート, 期日 15/2/19	1,803,000	0.4	1,930,602
Jefferies Group, Inc., 8.50%, 上位無担保ノート, 期日 15/7/19	5,520,000	1.2	5,475,685
JPMorgan Chase & Co., 6.00%, 上位無担保ノート, 期日 15/1/18	4,984,000	1.1	4,951,140
6.30%, 上位無担保ノート, 期日 23/4/19	1,435,000	0.3	1,443,357
Lazard Group LLC, 6.85%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/17	1,106,000	0.2	1,016,035
Morgan Stanley Co., 4.75%, 劣後ノート, 期日 1/4/14	4,760,000	1.0	4,496,248
		6.2	28,267,383
金融 - その他のサービス			
CME Group, Inc., 5.75%, 上位無担保ノート, 期日 15/2/14	2,631,000	0.6	2,805,743
食品 - 肉製品			
Smithfield Foods, Inc., 7.00%, 上位無担保ノート, 期日 1/8/11	1,145,000	0.2	1,087,750
食品 - 多角化			
Dole Food Company, Inc.,	.==		
13.875%, 上位無担保ノート, 期日 15/3/14	877,000	0.2	964,700
General Mills, Inc., 5.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/8/13	1,961,000	0.5	2,071,193
Kellogg Co., 4.25%, 上位無担保ノート, 期日 6/3/13	496,000	0.1	510,603
Kraft Foods, Inc., 6.75%, 上位無担保ノート, 期日 19/2/14	1,146,000	0.3	1,256,898
6.125%, 上位無担保ノート, 期日 1/2/18	1,000,000	0.2	1,033,923
<b>Ф</b> □ .h. <b>±</b>		1.3	5,837,317
食品 - 小売 Delhaize Group, 5.875%,保証付きノート,期日 1/2/14	454 000	0.4	400 447
Kroger Co., 7.50%, 保証付きノート, 期日 15/1/14	454,000 676,000	0.1 0.2	466,117 756,424
6.40%, 保証付きノート, 期日 15/8/17	1,345,000	0.2	1,425,942
Safeway, Inc., 6.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/3/14	2,623,000	0.6	2,814,857
SUPERVALU, Inc., 7.50%, 上位無担保ノート, 期日 15/11/14	3,273,000	0.7	3,142,080
8.00%, 上位無担保ノート, 期日 1/5/16	1,875,000	0.4	1,818,750
0.00%, 工匠無J=M/ 1, #J口 1/0/10	1,070,000	2.3	10,424,170
ガス - 供給		2.0	10,424,170
Southern Star Central Gas Pipeline, Inc.,			
6.00%, ノート, 期日 1/6/16	516,000	0.1	465,045
ホテル及びモーテル	,	• • • •	,
Marriott International, Inc.,			
4.625%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/12	1,645,000	0.4	1,637,583
5.625%, 上位無担保ノート, 期日 15/2/13	758,000	0.2	704,940
Starwood Hotels & Resorts Worldwide, Inc.,	*		,
7.875%, 上位無担保ノート, 期日 15/10/14	538,000	0.1	505,720
		0.7	2,848,243
独立系発電事業者			
NRG Energy, Inc., 8.50%, 保証付きノート, 期日 15/6/19	2,315,000	0.5	2,242,656
RRI Energy, Inc., 7.625%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/14	1,345,000	0.3	1,230,675
7.875%,上位無担保ノート,期日 15/6/17	272,000	0.1	243,440
		0.9	3,716,771
投資管理及び投資顧問業			
Ameriprise Financial, Inc.,			
7.30%, 上位無担保ノート, 期日 28/6/19	2,270,000	0.5	2,322,911
医療 - 生体臨床医学及び遺伝学			
Bio-Rad Laboratories, Inc.,			
6.125%, 上位劣後ノート, 期日 15/12/14	1,400,000	0.3	1,274,000
8.00%, 上位劣後ノート, 期日 15/9/16	1,330,000	0.3	1,316,700
		0.6	2,590,700

シャナス	・USフレキ	シフル・イン	<u>カム・ファンド</u>
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
医療 - 医薬品 Merck & Company, Inc., 5.00%, 上位無担保ノート, 期日 30/6/19 Pfizer, Inc., 5.35%, 上位無担保ノート, 期日 15/3/15	2,275,000 1,174,000	0.5% 0.3 0.8	\$2,303,438 1,261,580 3,565,018
医療 - 病院 Community Health Systems, Inc., 8.875%, 保証付きノート, 期日 15/7/15 HCA, Inc., 9.25%, 担保付きノート, 期日 15/11/16 8.50%, 上位担保付ノート, 期日 15/4/19	1,130,000 1,226,000 1,137,000	0.2 0.3 0.2	1,107,400 1,207,610 1,114,260
医療 - 医薬品卸売り及び流通 McKesson Corp., 6.50%, 上位無担保ノート 期日 15/2/14 7.50%, 上位無担保ノート 期日 15/2/19	1,020,000	0.7 0.2 0.2	3,429,270 1,088,257 994,390
医療装置 Beckman Coulter, Inc., 6.00% 上位無担保ノート 期日 1/6/15	1,140,000	0.4	2,082,647 1,194,338
7.00%, 上位無担保ノート 期日 1/6/19 医療検査サービス Laboratory Corporation of America Holdings,	481,000	0.1 0.4	508,368 1,702,706
5.625%, 上位無担保ノート, 期日 15/12/15 Roche Holdings, Inc.,	910,000	0.2	848,297
4.50%, 保証付きノート, 期日 1/3/12 6.00%, 保証付きノート, 期日 1/3/19 7.00%, 保証付きノート, 期日 1/3/39	3,555,000 2,005,000 1,040,000	0.8 0.5 0.3 1.8	3,737,354 2,137,893 1,205,703 7,929,247
医療関連製品 Baxter International, Inc., 4.00%, 上位無担保ノート, 期日 1/3/14 Hospira, Inc., 6.40%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/15	321,000 2,255,000	0.1 0.5	324,247 2,373,739
金属 - 銅 Freeport-McMoRan Copper & Gold, Inc., 8.375%, 上位無担保ノート, 期日 1/4/17マルチライン(生/損保併営)保険会社	901,000	0.6	2,697,986 907,758
MetLife, Inc., 6.75%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/16	1,893,000 2,255,000	0.4 0.5 0.9	1,927,178 2,412,031 4,339,209
非有害廃棄物処理 Allied Waste North America, Inc., 6.50%, 上位無担保ノート, 期日 15/11/10 7.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/3/15	1,305,000 1,690,000	0.3 0.4	1,327,838 1,715,350
7.125%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/16 Waste Management, Inc., 7.375%, 上位無担保ノート, 期日 1/8/10	2,519,000	0.6	2,531,595 1,165,024
OA機器	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1.6	6,739,807
Xerox Corp., 5.65%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/13	383,000 2,160,000	0.1 0.5 0.6	378,307 2,246,104 2,624,411
油田サービス Weatherford International, Ltd., 9.625%, 保証付きノート, 期日 1/3/19 石油及びガス採掘	1,030,000	0.3	1,211,699
Nabors Industries, Inc., 9.25%, 保証付きノート, 期日 15/1/19 石油会社 - 生産 Anadarko Petroleum Corp.,	1,484,000	0.4	1,711,018
5.75%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/14	177,000 2,130,000 270,000	0.5 0.1	179,953 2,101,509 272,484

ジャナス	・USフレキ	シブル・イン	<u>カム・ファンド</u>
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
Forest Oil Corp.,			
8.00%,保証付きノート,期日 15/12/11	1,013,000	0.2%	\$1,007,935
8.50%, 上位ノート, 期日 15/2/14	947,000	0.2	930,428
Kerr-McGee Corp.,			
6.875%, 保証付きノート, 期日 15/9/11	946,000	0.2	997,714
Newfield Exploration Co.,	050 000	0.4	050 040
7.625%, 上位無担保ノート, 期日 1/3/11 Talisman Energy, Inc.,	256,000	0.1	256,640
7.75%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/19	478,000	0.1	529,526
7.75%,工位無12体7 1,期日 170/19	470,000	1.4	6,276,189
薬局サービス			0,270,100
Express Scripts, Inc.,			
5.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/12	2,987,000	0.7	3,086,031
6.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/14	2,553,000	0.6	2,701,350
7.25%, 上位無担保ノート 期日 15/6/19	285,000	0.1	314,282
		1.4	6,101,663
パイプライン			
El Paso Corp.,	500,000	0.4	500,000
12.00%, 上位無担保ノート, 期日 12/12/13	533,000	0.1	586,300
8.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/2/16	253,000	0.1	246,043
7.00%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/17	431,000	0.1	392,535
Energy Transfer Partners L.P., 5.95%, 保証付きノート, 期日 1/2/15	1,025,000	0.2	1,032,709
Enterprise Products Operating LLC,	1,023,000	0.2	1,032,709
4.60%, 保証付きノート, 期日 1/8/12	1,641,000	0.4	1,652,224
Kinder Morgan Energy Partners L.P.,	1,011,000	0.1	1,002,221
5.95%, 上位無担保ノート, 期日 15/2/18	644,000	0.1	630,400
6.95%, 上位無担保ノート, 期日 15/1/38	3,099,000	0.7	3,001,973
Kinder Morgan Finance Co. ULC,			
5.70%,條証付きノート,期日 5/1/16	4,609,000	0.9	3,952,218
Plains All American Pipeline LP,			
8.75%, 保証付きノート, 期日 1/5/19	670,000	0.2	760,282
Tennessee Gas Pipeline Co.,	F70 000	0.4	000 040
8.00%, 上位ノート, 期日 1/2/16	573,000	0.1 2.9	600,218 12,854,902
不動産投資信託 - 医療施設		2.9	12,004,902
Ventas Capital Corp., 6.50%, 保証付きノート, 期日 1/6/16	945,000	0.2	846,956
再保険	0.0,000	V.=	0.0,000
Berkshire Hathaway Finance Corp.,			
4.00%,保証付きノート,期日 15/4/12	4,295,000	1.0	4,438,848
5.00%,保証付きノート,期日 15/8/13	2,080,000	0.5	2,182,093
4.625%,保証付きノート,期日 15/10/13	668,000	0.2	697,651
		1.7	7,318,592
リゾート及びテーマパーク			
Vail Resorts, Inc., 6.75%, 保証付きノート, 期日 15/2/14	671,000	0.1	647,515
小売り - 衣料及び靴	1 000 000	0.0	1 040 404
Ltd Brands, Inc., 8.50%, 上位ノート, 期日 15/6/19	1,088,000	0.2 0.2	1,042,401
7.60%, 上位無担保ノート, 期日 15/7/37Nordstrom, Inc., 6.75%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/14	1,561,000 1,781,000	0.4	1,108,433 1,851,371
NOTUSTION, INC., 0.75%, 工匠無記を入り 1, 知日 1707年	1,701,000	0.8	4,002,205
小売り - 自動車部品		0.0	4,002,200
AutoZone, Inc., 5.75%, 上位無担保ノート, 期日 15/1/15	2,772,000	0.6	2,765,070
小売り - ディスカウント	, , ,		,,-
Wal-Mart Stores, Inc., 3.20%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/14	837,000	0.2	830,134
小売り - 事務用品			
Staples, Inc., 7.75%, 保証付きノート, 期日 1/4/11	436,000	0.1	461,070
小売り - プロバン供給			
Amerigas Partners L.P., 7.25%, 上位無担保ノート, 期日 20/5/15	1,176,000	0.2	1,102,500
小売り - 地域デパート			
Macy's Retail Holdings, Inc.,	1 410 000	0.3	1 100 040
5.75%, 保証付きノート, 期日 15/7/14 5.90%, 保証付きノート, 期日 1/12/16	1,410,000	0.3	1,198,843
J.3U///,	1,410,000	0.3 0.6	1,148,707 2,347,550
		0.0	2,041,000

ジャナス	・USフレキ	シブル・イン	<u>カム・ファンド</u>
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
小売り - レストラン			
Darden Restaurants, Inc., 5.625%, 上位無担保ノート, 期日 15/10/12	1,835,000	0.4%	\$1,860,941
学校 Duke University, 4.20%, ノート, 期日 1/4/14 特別目的会社	752,000	0.2	773,432
Petroplus Finance, Ltd., 6.75%, 保証付きノート, 期日 1/5/14 7.00%, 保証付きノート, 期日 1/5/17	885,000 668,000	0.2 0.1	761,100 554,440
	000,000	0.3	1,315,540
鉄鋼 - 製造業者 Arcelor Mittal, 5.375%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/13	1,370,000	0.3	1,312,168
9.00%, 上位無担保ノート, 期日 15/02/15	2,245,000	0.5	2,367,157
6.125%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/18	1,435,000	0.3	1,255,625
9.85%,上位無担保ノート,期日 1/6/19 Reliance Steel & Aluminium Co.,	2,230,000	0.5	2,406,643
6.20%, 保証付きノート, 期日 15/11/16	2,064,000	0.4	1,673,974
Steel Dynamics, Inc., 8.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/4/16	2,282,000	0.5	2,150,785
	2,202,000	2.5	11,166,352
大型地域銀行 - 米国 Bank of America Corp., 7.375%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/14	3,415,000	0.8	3,527,750
5.42%, 劣後ノート, 期日 15/3/17	960,000	0.8	797,224
5.65%, 上位無担保ノート, 期日 1/5/18	1,210,000	0.2	1,069,194
Capital One Financial Corp.,			
7.375%, 上位ノート, 期日 23/5/14	1,393,000	0.3	1,436,434
National City Corp., 6.875%, 劣後ノート, 期日 15/5/19	1,220,000	0.3	1,170,557
Wachovia Corp., 5.75%, 上位無担保ノート, 期日 1/2/18	995,000	0.2	977,195
Wells Fargo & Co., 5.625%, 上位無担保ノート, 期日 11/12/17	628,000	0.1	618,161
通信機器		2.1	9,596,515
Harris Corp., 6.375%, ノート, 期日 15/6/19電話 - 総合	647,000	0.2	682,767
BellSouth Corp., 4.75%, 上位無担保ノート, 期日 15/11/12 テレビ CBS Corp.,	1,302,000	0.3	1,347,993
8.20%,保証付きノート,期日 15/5/14	2,220,000	0.5	2,276,517
8.875%, 保証付きノート, 期日 15/5/19	465,000	0.1	453,194
運輸 - 鉄道	,	0.6	2,729,711
CSX Transportation, Inc.,			
8.375%, 保証付きノート, 期日 15/10/14	956,232	0.2	1,053,729
Kansas City Southern de Mexico SA de CV,	000,202	0.2	.,000,.20
7.375%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/14	317,000	0.1	266,280
,	•	0.3	1,320,009
運輸 - サービス FedEx Corp., 5.50%, 保証付きノート, 期日 15/8/09	569,000	0.1	571,120
ワイヤレス機器	•		•
_American Tower Corp., 7.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/19	2,894,000	0.6	2,799,945
社債合計 (取得原価 \$300,394,146)		69.0	309,040,101
不動産担保証券 米政府機関債		0.7	
Fannie Mae			
3.625%,期日 15/8/11	1,415,000	0.3	1,481,770
5.375%,期日 12/6/17	460,000	0.1	513,188
Freddie Mac		0.4	1,994,958
3.875%, 期日 29/6/11	1,415,000	0.3	1,487,077
不動産担保証券合計 (取得原価 \$121,555,609)		0.7	3,482,035
米財務省中期証券及び米財務省長期証券 米財務省長期証券		27.2	
5.25%,期日 15/2/29	3,680,000	0.9	4,138,852
4.25%,期日 15/5/39	4,310,000	1.0	4,266,210
	. ,	1.9	8,405,062

銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	<u>ガム・ファフト</u> 時価 (米ドル)
米財務省インフレ・インデックス債			
0.625%,期日 15/4/13	2,420,000	0.5%	\$2,415,525
1.375%,期日 15/7/18	645,000	0.1	619,683
2.125%,期日 15/1/19	7,370,000	1.7	7,560,064
2.50%,期日 15/1/29	2,530,000	0.6	2,669,846
		2.9	13,265,118
米財務省中期証券			, ,
0.875%,期日 31/01/11	16,725,000	3.7	16,734,199
0.875%,期日 28/02/11	4,190,000	0.9	4,187,067
0.875%,期日 31/03/11	5,561,000	1.2	5,553,398
0.875%,期日 31/05/11	9,235,000	2.2	9,201,846
1.125%,期日 15/01/12	5,180,000	1.1	5,146,817
4.625%,期日 29/02/12	2,877,000	0.7	3,117,724
1.375%,期日 15/05/12	9,235,000	2.0	9,183,099
4.75%,期日 31/05/12	1,854,000	0.5	2,021,438
1.875%,期日 15/06/12	370,000	0.1	372,690
2.75%,期日 31/10/13	1,823,000	0.4	1,856,755
1.75%,期日 31/01/14	10,935,000	2.4	10,627,508
1.875%,期日 28/02/14	2,968,000	0.7	2,891,248
1.75%,期日 31/03/14	1,170,000	0.3	1,131,610
2.25%,期日 31/05/14	21,469,000	4.7	21,180,457
3.125%,期日 15/05/19	7,035,000	1.5	6,804,182
		22.4	100,010,038
米国債・政府機関債合計 (取得原価\$3,359,894)		27.2	121,680,218
買戻し契約		2.3	
JPMorgan Chase & Co., 0.06%, 30/6/2009付, 償還1/7/2009,			
\$10,305,290の価額で\$12,560,000のFannie Mae 0%, 期日6/1/2039を			
担保として\$10,103,226での買戻し条件付 (取得原価\$10,100,000)	\$10,100,000	2.3	10,100,000
買戻し契約合計 (取得原価\$10,100,000)		2.3	10,100,000
投資有価証券合計 (取得原価\$435,409,649)		99.2	444,302,354

購入通貨		売却通貨	時価 (米ドル)	決済日	未実現 評価(損)益	
Credi	t Suisse First	Bostor	า			
EUR	40,687,686	USD	54,564,000	\$57,072,683	2009年7月8日	\$2,508,683
USD	7,489,000	EUR	5,426,334	7,611,528	2009年7月8日	(122,528)
合計						\$2,386,155

損益計算書を通じて公正価値で測定する資産合計

\$446,688,509

# ジャナス・USハイイールド・ファンド

		(2009年	6月30日現在)
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
社債		94.7%	
広告代理店			
Interpublic Group of Companies, Inc., 10.00%, 上位無担保ノート, 期日 15/7/17	2,428,000	0.4	\$2,446,210
Visant Corp., 7.625%, 保証付きノート, 期日 1/10/12	1,441,000	0.2	1,437,398
Visant Holding Corp., 8.75%, 上位ノート, 期日 1/12/13	4,787,000	0.7	4,703,228
10.25%, 上位割引ノート, 期日 1/12/13	1,168,000	0.2	1,159,240
WPP Finance UK, 8.00%, 保証付きノート, 期日 15/9/14	1,854,000	0.3	1,882,789
	.,00.,000	1.8	11,628,865
航空会社 	2 640 000	0.1	964 270
UAL Corp., 4.50%, 保証付きノート, 期日 30/6/21 衣料品製造	2,619,000	0.1	864,270
Hanesbrands, Inc., 4.5925%, 保証付きノート, 期日 15/12/14	1,362,000	0.2	1,096,410
Levi Strauss & Co., 9.75%, 上位無担保ノート, 期日 15/1/15	4,987,000	0.7	4,899,728
8.875%, 上位無担保ノート, 期日 1/4/16	5,439,000	0.8	5,262,233
Quiksilver, Inc., 6.875%, 保証付きノート, 期日 15/4/15	3,551,000	0.3	1,882,030
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		2.0	13,140,401
家電製品 Whitehall Corp. O COV. J. L. 期日 4/5/44	2 500 000	0.4	0.000.400
Whirlpool Corp., 8.60%, ノート, 期日 1/5/14自動車 - 乗用車及び小型トラック	2,580,000	0.4	2,696,100
Ford Motor Co., 7.45%, 上位無担保ノート, 期日 16/7/31	12,967,000	1.1	7,650,530
自動車-トラックの部品及び装置 - オリジナル	7 475 000	4.0	0.700.040
Tenneco, Inc., 10.25%, 上位担保付ノート, 期日 15/7/13	7,175,000	1.0	6,798,313
TRW Automotive, Inc., 7.00%, 保証付きノート, 期日 15/3/14	7,164,000	0.7	5,158,080
7.25%,保証付きノート,期日 15/3/17	8,102,000	0.8	5,590,380
飲料 - アルコール以外		2.5	17,546,773
Cott Beverages USA, Inc., 8.00%, 保証付きノート, 期日 15/12/11 Dr Pepper Snapple Group, Inc.,	2,270,000	0.3	2,111,100
6.82%,保証付きノート,期日 1/5/18	1,793,000	0.3	1,896,126
7.45%,保証付きノート,期日 1/5/38	1,033,000	0.2	1,095,449
建筑 たつながき光		0.8	5,102,675
建築 - 住宅及び商業 Meritage Homes Corp., 6.25%, 保証付きノート, 期日 15/3/15 建築及び建築物 - その他	4,773,000	0.5	3,746,805
Owens Corning, 9.00%, 保証付きノート, 期日 15/6/19	3,501,000	0.5	3,395,879
建材製品 - セメント及び骨材 Texas Industries, Inc., 7.25%, 保証付きノート, 期日 15/7/13	2,701,000	0.4	2,444,405
ケーブルTV	_,,	0	_, ,
DIRECTV Financing Company, Inc.,	5 040 000	2.2	5 005 005
6.375%, 保証付きノート, 期日 15/6/15	5,649,000	0.8	5,225,325
Kabel Deutschland GmbH, 10.625%, 担保付ノート, 期日 1/7/14 Mediacom Capital Corp., 9.50%, 上位無担保ノート, 期日 15/1/13	4,266,000	0.6	4,399,313
Mediacom Capital Corp., 9.50%, 工位無担保ノート, 朔日 15/1/13	4,061,000	0.6 2.0	3,868,103 13,492,741
カジノ・ホテル			,,
Ameristar Casinos, Inc., 9.25%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/14	4,126,000	0.6	4,208,520
Boyd Gaming Corp., 7.125%, 上位劣後ノート, 期日 1/2/16	6,583,000	0.7	4,879,649
Harrahs Escrow Corp., 11.25%, 上位担保付ノート, 期日 1/6/17	1,802,000	0.2	1,702,890
Harrah's Operating Company, Inc., 10.00%, 上位担保付ノート, 期日 15/12/18	2,935,000	0.2	1,687,625
MGM Mirage, 10.375%, 上位担保付ノート, 期日 15/5/14	3,537,000	0.5	3,669,638
7.50%、保証付きノート、期日 1/6/16	2,662,000	0.2	1,726,973
11.125%, 上位担保付ノート, 期日 15/11/17	3,435,000	0.5	3,641,100
Wynn Las Vegas Capital Corp.,	•		
6.625%,第 1 順位抵当,期日 1/12/14	7,206,000	0.9	6,341,280
携帯電話通信		3.8	27,857,675
Cricket Communications, Inc.,			
7.75%, 上位担保付ノート, 期日 15/5/16	4,968,000	0.7	4,781,700

0.4

2.776.185

Affinion Group, Inc., 11.50%, 保証付きノート, 期日 15/10/15 ...... 3,247,000

ダイレクト・マーケティング

1,641,000

2,868,000

0.2

0.4

1.4

1,655,359

2,765,492

10,131,866

Tyson Foods, Inc., 3.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/10/13 .......

7.85%, 保証付きノート, 期日 1/4/16......

3,510,000

1.627.000

0.5

0.2

3,492,450

1.683.945

WMG Acquisition Corp., 9.50%, 上位担保付ノート, 期日 15/6/16.....

Interface, Inc., 11.375%, 上位担保付きノート, 期日 1/11/13.......

オフィス家具 - オリジナル

	ジャナス・	USハイイー	<u>ルド・ファンド</u>
· 銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
石油会社 - 生産			
Chesapeake Energy Corp., 7.50%, 保証付きノート, 期日 15/9/13	1,720,000	0.2%	\$1,646,900
Cimarex Energy Co., 7.125%, 保証付きノート, 期日 1/5/17	1,827,000	0.2	1,607,760
Encore Acquisition Co., 6.25%, 保証付きノート, 期日 15/4/14	4,027,000	0.5	3,463,220
Forest Oil Corp., 8.50%, 上位ノート, 期日 15/2/14	1,396,000	0.2	1,371,570
7.75%,保証付きノート,期日 1/5/14	2,175,000	0.3	2,088,000
7.25%,保証付きノート,期日 15/6/19	6,500,000	0.8	5,817,500
Hilcorp Finance Co., 9.00%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/16	1,096,000	0.1	953,520
PetroHawk Energy Corp., 9.125%, 保証付きノート, 期日 15/7/13	2,169,000	0.3	2,158,155
Plains Exploration & Production Co., 7.75%, 保証付きノート, 期日 15/6/15	1,416,000	0.2	1,323,960
Quicksilver Resources, Inc., 8.25%, 保証付きノート, 期日 1/8/15	4,402,000	0.6	3,917,780
11.75%, 上位ノート, 期日 1/1/16	1,927,000	0.3	1,994,445
Range Resources Corp., 7.375%, 保証付きノート, 期日 15/7/13	618,000	0.1	606,413
SandRidge Energy, Inc., 9.875%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/16	4,477,000	0.6	4,320,305
油田機械設備		4.4	31,269,528
Dresser-Rand Group, Inc., 7.375%, 保証付きノート, 期日 1/11/14 石油精製及び販売	1,820,000	0.3	1,760,850
Frontier Oil Corp., 8.50%, 保証付きノート, 期日 15/9/16 紙及び関連製品	2,155,000	0.3	2,171,163
Boise Cascade LLC, 7.125%, 保証付きノート, 期日 15/10/14	5,702,000	0.4	3,007,805
Georgia-Pacific LLC, 7.125%, 保証付きノート, 期日 15/1/17	6,077,000	0.8	5,651,610
Georgia-Facility LLG, 7.125%, 床証りる / 一下, 知口 15/1/17	0,077,000		
四学(キスラグロロス) ロー・ハーン・トン・ケ		1.2	8,659,415
理学療法及びリハビリテーションセンター Healthsouth Corp., 10.75%, 保証付きノート, 期日 15/6/16	3,575,000	0.5	3,592,875
Psychiatric Solutions, Inc., 7.75%, 上位劣後ノート, 期日 15/7/15	2,195,000	0.3	2,008,425
パイプライン		0.8	5,601,300
El Paso Corp., 12.00%, 上位無担保ノート, 期日 12/12/13	1,449,000	0.2	1,593,900
8.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/2/16	545,000	0.1	530,013
7.00%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/17	5,718,000	0.7	5,207,691
Kinder Morgan Finance Co. ULC,	3,710,000	0.7	3,201,031
Trinder worgan r marce co. 62c, 5.70%, 保証付きノート, 期日 5/1/16	4 202 000	0.5	2 604 240
5.70%,休証りさノート,朔口 5/1/10	4,293,000	0.5	3,681,248
		1.5	11,012,852
出版 - 書籍			
Cengage Learning Acquisitions, Inc.,			
10.50%,上位ブート,期日 15/1/15	2,768,000	0.3	2,242,080
13.25%, 上位劣後ノート, 期日 15/7/15	1,285,000	0.1	938,050
10.20%,工压为权7 1,利日 10/1/10	1,200,000	0.4	3,180,130
山屿、蛇目		0.4	3,100,130
出版-新聞	7 774 000	4.0	0 700 005
Block Communications, Inc., 8.25%, 上位ノート, 期日 15/12/15	7,771,000	1.0	6,799,625
出版 - 定期刊行物			
MediMedia USA, Inc., 11.375%, 上位劣後ノート, 期日 15/11/14	3,633,000	0.3	2,179,800
Nielsen Finance Co., 11.625%, 上位ノート, 期日 1/2/14	1,572,000	0.2	1,560,210
11.50%, 上位ノート, 期日 1/5/16	3,635,000	0.5	3,535,038
,	, ,	1.0	7,275,048
レース場			.,2.0,0.0
Speedway Motorsports, Inc.,			
8.75%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/16	400 000	0.1	406 405
	490,000	0.1	496,125
不動産投資信託 - 医療施設			
Senior Housing Properties Trust,			
8.625%, 上位無担保ノート, 期日 15/1/12	2,986,000	0.4	2,933,745
不動産投資信託 - 地域モール			
Simon Property Group LP, 10.35%, 上位無担保ノート, 期日 1/4/19	1,608,000	0.3	1,827,064
不動産投資信託・卸売り店及び産業	.,000,000	0.0	.,02.,00.
	5 404 000	0.6	1 252 764
ProLogis, 6.625%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/18	5,401,000	0.6	4,252,764
リゾート及びテーマパーク	4 070 000	0.0	4 040 400
Vail Resorts, Inc., 6.75%, 保証付きノート, 期日 15/2/14	1,672,000	0.2	1,613,480
小売り・美術工芸	a /== ··		
Michaels Stores, Inc., 11.375%, 保証付きノート, 期日 1/11/16	3,155,000	0.3	2,066,525

1.1

7,775,578

0.1

1,024,112

優先株式合計 (取得原価 \$631,174) ......

	ジャナス・	USハイイー	<u>ルド・ファンド</u>
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
買戻し契約		1.7%	
JPMorgan Chase & Co., 0.06%, 30/6/2009付,償還1/7/2009,			
\$11,938,056の価格で\$14,550,000のFannie Mae 0%, 期日6/1/2039を			
_担保として\$11,703,976での買戻し条件付 (取得原価 \$11,700,000)	11,700,000	1.7	\$11,700,000
買戻し契約合計 (取得原価 \$11,700,000)		1.7	11,700,000
投資有価証券合計 (取得原価 \$682,820,916)		97.5	678,441,504

	購入通貨		売却通貨	時価 (米ドル)	決済日	未実現 評価(損)益
Credi	t Suisse First	Boston				
EUR	76,432,155	USD	102,761,000	\$107,211,506	2009年7月8日	\$4,450,506
USD	4,899,000	EURO	3,576,500	5,016,763	2009年7月8日	(117,763)
合計						\$4,332,743

# ジャナス・USバランス・ファンド

	(2009年)		
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
普通株式 航空宇宙産業及び防衛	( , , , , , ,	53.4%	
加工于田庄未及び初頃 Boeing Co	10,343	0.4	\$439,784
Empresa Brasileira de Aeronautica S.A. (ADR)	33,485	0.5	555,181
	4,880	0.2	222,918
Northrop Grumman Corp	4,000	1.1	1,217,883
農薬			1,217,000
Monsanto Co	7,720	0.5	574,291
Syngenta A.G. (ADR)	27,210	1.1	1,264,449
アプリケーション・ソフトウェア		1.6	1,838,740
Citrix Systems, Inc	8,640	0.2	275,443
Microsoft Corp.	19,035	0.4	452,843
	.0,000	0.6	728,286
スポーツ・シューズ			,
NIKE, Inc クラスB	16,283	0.7	843,134
ビール製造 Anheuser - Busch InBev N.V	61 247	2.0	2,217,063
Anheuser - Busch InBev N.V VVPR Strips	61,247 68,096	2.0	2,217,003
Annouser Bussil Hibev W.V. VVII Strips	00,000	2.0	2,217,350
ケーブルTV			
DIRECTV Group, Inc.	22,860	0.5	564,871
カジノ・ホテル Crown, Ltd	75,341	0.4	438,925
MGM Mirage	43,000	0.2	274,770
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			·
Wynn Resorts, Ltd	22,530	0.7	794,633
携帯電話通信		1.3	1,508,328
Vodafone Group PLC (ADR) 商業サービス - 金融	15,230	0.3	296,833
Mestern Union Co	17,085	0.2	280,023
Apple, Inc	12,767	1.6	1,819,553
International Business Machines Corp.	7,800	0.7	813,852
Research In Motion, Ltd. (米国株式)	14,995	0.9 3.2	1,065,395 3,698,800
化粧品及びトイレタリー		3.2	3,090,000
Colgate - Palmolive Co	14,410	0.9	1,020,228
多角的製造業			
Danaher Corp多角的事業	20,340	1.1	1,257,215
China Merchants Holdings International Co., Ltd	102,000	0.3	293,268
Melco International Development, Ltd	311,000	0.1	169,781
,,,,,	,	0.4	463,049
Eコマース及びサービス			
eBay, Inc	26,695	0.4	456,751
Liberty Media Corp. – Interactive – クラス A	11,364	0.1	56,934
電気製品 - その他		0.5	513,685
Emerson Electric Co	12,675	0.4	411,050
電子構成部品 - 半導体			
Broadcom Corp クラス A	6,145	0.1	152,150
Microchip Technology, Inc	12,980	0.3	292,439
<b>悪フーナ</b> 4 . 4		0.4	444,589
電子コネクタ Amphenol Corp クラス A	20 665	0.6	6E1 161
Amphenor Corp クラス A 企業向けソフトウェア及びサービス	20,665	0.6	654,461
Oracle Corp	84,872	1.6	1,818,807
·	•		

	ジャナ	・ス・USバラ	<u>ンス・ファンド</u>
· 銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
信託銀行 Northern Trust Corp 金融 - 投資銀行及び証券会社	3,210	0.2%	\$172,281
Charles Schwab Corp	12,985	0.2	227,627
Credit Suisse Group A.G. (ADR)	33,130	1.3	1,513,047
Goldman Sachs Group, Inc	10,395	1.4	1,530,144
Morgan Stanley Co	67,680	1.7	1,930,910
金融 - その他のサービス		4.6	5,201,728
NYSE Euronext	26,415	0.6	720,337
Nestle S.Aホテル及びモーテル	40,695	1.4	1,536,230
Starwood Hotels & Resorts Worldwide, Inc工業用ガス	51,331	1.0	1,138,008
	7,320	0.4	520,525
Celgene Corp	10,695	0.4	511,970
Genzyme Corp.	5,645	0.3	314,257
Gilead Sciences, Inc.	31,752	1.3	1,487,582
OSI Pharmaceuticals, Inc.	4,370	0.1	123,321
医療 - 医薬品	.,0.0	2.1	2,437,130
Abbott Laboratories	9,230	0.4	434,548
Bristol - Myers Squibb Co.	82,420	1.5	1,673,950
Merck & Company, Inc.	16,674	0.4	465,872
Roche Holding A.G	12,978	1.6	1,766,047
医療 - 医療保険機構	12,010	3.9	4,340,417
UnitedHealth Group, Inc 医療 - 医薬療品	68,685	1.5	1,715,751
Baxter International, Inc	32,810	1.5	1,736,305
Covidien PLC	23,405	0.8	876,283
Johnson & Johnson	9,110	0.5	516,901
ネットワーク製品		2.8	3,129,489
Cisco Systems, Inc 石油及びガス採掘	14,800	0.2	275,872
Transocean, Ltd. (米国株式)	6,670	0.4	494,781
	43,938	1.9	2,175,810
Occidental Petroleum Corp	11,050	0.6	726,759
· 石油会社 - 総合	,	2.5	2,902,569
Hess Corp	25,195	1.2	1,352,720
Petroleo Brasileiro S.A. (ADR)	21,035	0.6	701,097
( )	,	1.8	2,053,817
オプティカル・サプライ Alcon, Inc. (米国株式)	2,358	0.2	273,835
電力変換装置及び電力供給設備 Suntech Power Holdings Company, Ltd. (ADR)	17,830	0.3	318,444
小売り - 衣料及び靴 Esprit Holdings, Ltd.	134,865	0.7	750,942
小売り - 家庭用電化製品 Yamada Denki Co., Ltd			
小売り - ドラッグ・ストア	10,460	0.5	607,831
CVS Caremark Corp	49,647	1.4	1,581,257
Tiffany & Co. 貯蓄金融機関 - 米国中部	5,370	0.1	136,183
Northwest Equity Corp	80,780	0.4	450,864
Reckitt Benckiser Group PLC	52,674	2.1	2,400,288

	<u>ジャ</u> ナ	<u>゙ス・U S バ</u> ラ	<u>ンス・ファンド</u>
· 銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
通信機器 - 光ファイバー Corning, Inc テレビ	62,246	0.9%	\$1,000,293
CBS Corpタパコ	43,390	0.3	300,259
Altria Group, IncPhilip Morris International, Inc	33,858 46,008	0.5 1.8	554,594 2,007,329
玩具	40,000	2.3	2,561,923
Nintendo Co., Ltd 運輸 - 鉄道	2,285	0.6	628,939
Canadian National Railway Co. (米国株式) Union Pacific Corp.	27,834 12,108	1.1 0.6	1,195,461 630,706
ワイヤレス機器	12,100	1.7	1,826,167
QUALCOMM, Inc.	27,735	1.1	1,254,731
普通株式合計 (取得原価 \$60,799,817)	,	53.4	60,508,223
社債 広告サービス WPP Finance UK, 5.875%, 保証付きノート, 期日 15/6/14	50,000	36.0	46,677
8.00%, 保証付きノート, 期日 15/9/14 航空宇宙産業及び防衛 BAE Systems Holdings, Inc.,	110,000	0.1 0.1	111,708 158,385
4.95%, 保証付き ブート 期日 1/6/14 6.375%, 保証付きノート 期日 1/6/19	190,000 165,000	0.2 0.1 0.3	190,978 168,695 359,673
農薬 Mosaic Co., 7.625%, 上位無担保ノート, 期日 1/12/16	180,000	0.2	182,475
Potash Corporation of Saskatchewan, Inc., 5.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/14	260,000	0.2	268,318
6.50%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/19農業関連事業	275,000	0.3 0.7	296,318 747,111
Bunge, Ltd., 8.50%, 保証付きノート, 期日 15/6/19 家電製品 Whirlpool Corp.,	45,000		47,054
8.00%, ノート、期日 1/5/12 飲料 - アルコール以外 Dr Pepper Snapple Group, Inc.,	85,000	0.1	87,973
6.12%, 保証付きノート 期日 1/5/13	280,000 105,000	0.3 0.1	289,868 111,039
7.45%,保証付きノート 期日 1/5/38	60,000	0.1	63,627
PepsiCo, Inc., 3.75%, 上位無担保ノート, 期日 1/3/14	115,000	0.1	117,311
飲料 - ワイン及び蒸留酒	,,,,,,	0.6	581,845
Brown - Forman Corp., 5.00%, 上位無担保ノート, 期日 1/2/14 ビール製造 Anheuser - Busch InBev Worldwide, Inc.,	210,000	0.2	216,383
7.20%, 保証付きノート 期日 15/1/14	405,000	0.4	435,424
7.75%, 保証付きノート 期日 15/1/19	540,000	0.5	590,574
8.20%, 保証付きノート 期日 15/1/39	460,000	0.5	512,290
建築 - 住宅及び商業 MDC Holdings, Inc.,		1.4	1,538,288
5.375%, 保証付きノート, 期日 15/12/14Toll Brothers Finance Corp.,	170,000	0.1	159,736
5.95%, 保証付きノート 期日 15/9/13	115,000	0.1 0.2	107,968 267,704

	シャナ	ス・USバラ:	<u>ソス・ファンド</u>
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
建材製品 - セメント及び骨材			
CRH America, Inc.,			
5.625%, 保証付きノート 期日 30/9/11	65,000	0.1%	\$63,795
6.95%, ノート, 期日 15/3/12	125,000	0.1	125,605
Martin Marietta Materials, Inc., 6.60%, 上位無担保ノート, 期日 15/4/18	90,000	0.1	85,566
0.00%, <u>1.11</u> %, 1, %, 10, 1, 10	00,000	0.3	274,966
ケーブルTV			
Comcast Corp.,	005 000	0.0	040 747
6.30%, 保証付きノート 期日 15/11/17 5.70%, 保証付きノート 期日 15/5/18	235,000 185,000	0.2 0.2	248,717 185,994
COX Communications, Inc.,	100,000	0.2	100,004
6.25%, ノート, 期日 1/6/18	160,000	0.1	158,165
9.375%, 上位無担保ノート 期日 15/1/19	240,000	0.3	288,992
Mediacom Capital Corp., 7.875%, 上位無担保ノート, 期日 15/2/11	120 000	0.1	106 750
7.875%, 工位無担保ケート, 朔日 1572/11 Time Warner Cable, Inc.,	130,000	0.1	126,750
6.75%, 保証付きノート 期日 1/7/18	230,000	0.2	239,561
8.75%, 保証付きノート 期日 14/2/19	60,000	0.1	69,897
8.25%, 保証付きノート 期日 1/4/19	115,000	0.1	130,481
6.75%, 保証付きノート 期日 15/6/39	170,000	0.1	165,484
カジノ・ホテル		1.4	1,614,041
Ameristar Casinos, Inc.,			
9.25%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/14	110,000	0.1	112,200
カジノ・サービス			
International Game Technology, 7.50%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/19	285,000	0.3	287,559
7.30%,工位無益体グート,知日(3707)。 携帯電話通信	203,000	0.5	207,339
Verizon Wireless Capital LLC,			
5.25%, 上位無担保ノート, 期日 1/2/12	175,000	0.2	184,566
7.375%, 上位無担保ノート 期日 15/11/13	210,000	0.2	234,887
化学 - 多角化		0.4	419,453
Dow Chemical Co.,			
8.55%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/19	280,000	0.2	280,498
E.I. Du Pont de Nemours & Co.,	400 000	0.4	400 400
5.00%, 上位無担保ノート, 期日 15/7/13	120,000	0.1 0.3	126,196 406,694
商業銀行 - 米国東部		0.5	400,034
Credit Suisse New York,			
5.00%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/13	270,000	0.2	276,027
5.50%, 上位無担保ノート, 期日 1/5/14	410,000	0.4	425,965
商業銀行 - 米国南部		0.6	701,992
BB&T Corp., 5.70%,			
5.70%、上位無担保ノート、期日 30/4/14	230,000	0.2	234,929
6.85%, 上位無担保ノート, 期日 30/4/19	230,000	0.2	239,192
商業銀行 - 米国西部		0.4	474,121
제宗했다. 자프더라 American Express Bank FSB,			
5.50%, 上位無担保ノート, 期日 16/4/13	590,000	0.5	579,008
商業銀行 - 米国外			
Barclays Bank PLC, 6.75%, 上位無担保ノート, 期日 22/5/19	230,000	0.2	228 100
6.75%, 工位無担保ノード, 期日 22/5/19 商業サービス - 金融	250,000	0.2	228,108
Western Union Co.,			
6.50%, 上位無担保ノート, 期日 26/2/14	270,000	0.3	288,173

	ジャナス・USバランス・		<u>ソス・ファンド</u>
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
コンピュータ Hewlett - Packard Co., 2.25%, 上位無担保ノート, 期日 27/5/11 2.95%, ノート, 期日 15/8/12	105,000 55,000	0.1%	\$105,320 55,407 160,727
コンサルティング・サービス FTI Consulting, Inc.,		0.1	100,727
7.75%, 保証付きノート, 期日 1/10/16 消費財 - その他 Clorox Co	45,000		42,975
5.00%, 上位無担保ノート, 期日 1/3/13 梱包材 - 紙製及びプラスチック製	60,000	0.1	62,355
Graphic Packaging International, Inc., 9.50%, 保証付きノート, 期日 15/8/13 化粧品及びトイレタリー	75,000	0.1	71,625
Estee Lauder Companies, Inc., 7.75%, 上位無担保ノート, 期日 1/11/13 Procter & Gamble Co.,	80,000	0.1	90,734
4.60%, 上位無担保ノート, 期日 15/1/14	159,000	0.2 0.3	167,217 257,951
データ処理及び管理 Fiserv, Inc., 6.80%, 保証付きノート, 期日 20/11/17 透析センター	110,000	0.1	111,246
DaVita, Inc., 6.625%, 保証付きノート, 期日 15/3/13多角の銀行機関	295,000	0.2	278,038
GMAC, Inc., 6.875%, 保証付きノート, 期日 15/9/11 多角的金融サービス	325,000	0.3	284,375
American Express Travel Related Services Company, Inc., 5.25%, 上位無担保ノート, 期日 21/11/11General Electric Capital Corp.,	425,000	0.4	422,463
4.80%, 上位無担保ノート, 期日 1/5/13 5.90%, 上位無担保ノート, 期日 13/5/14	130,000 170,000	0.1 0.2	130,142 173,512
多角的製造業 Eaton Corp.,		0.7	726,117
4.90%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/13Honeywell International, Inc.,	110,000	0.1	110,681
3.875%, 上位無担保ノート 期日 15/2/14ITT Corp.,	70,000	0.1	71,525
4.90%, 上位無担保ノート, 期日 1/5/14Tyco Electronics Group S.A.,	545,000	0.5	541,273
6.00%, 保証付きノート 期日 1/10/12 5.95%, 保証付きノート 期日 15/1/14 6.55%, 保証付きノート 期日 1/10/17 7.125%, 保証付きノート 期日 1/10/37	472,000 110,000 150,000 285,000	0.4 0.1 0.1 0.2 1.5	463,515 102,726 136,189 230,927
多種鉱物 Teck Resources, Ltd.,		1.5	1,656,836
7.00%, 上位無担保ノート, 期日 15/9/129.75%, 上位担保付ノート, 期日 15/5/145.375%, 上位無担保ノート 期日 1/10/15	65,000 415,000 110,000	0.1 0.4 0.1 0.6	64,188 429,525 93,500 587,213
多角的事業 Kansas City Southern Railway, 13.00%, 保証付きノート 期日 15/12/13	85,000	0.1	84,150

	ジャナ	<u>゙ス・USバラ)</u>	<u>ンス・ファンド</u>
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
電力 - 発電			<u> </u>
Allegheny Energy Supply Company, LLC, 8.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/4/12 Edison Mission Energy,	175,000	0.2%	\$182,086
7.00%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/17	53,000	0.2	40,678 222,764
電力 - 総合			•
CMS Energy Corp., 6.30%, 上位無担保ノート, 期日 1/2/12 Pacific Gas & Electric Co.,	250,000	0.2	242,462
4.20%, 上位無担保ノート, 期日 1/3/11 PPL Energy Supply LLC,	123,000	0.1	126,926
5.70%, 上位無担保ノート, 期日 15/10/15Virginia Electric and Power Co.,	160,000	0.1	161,486
5.10%, 上位無担保ノート, 期日 30/11/12	252,000	0.2	266,285
		0.6	797,159
電子構成部品 - 半導体			
National Semiconductor Corp.,	210 000	0.2	202 502
6.15%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/12	310,000 30,000	0.3	302,592 26,239
0.00%,工匠無三杯/ 1,朔日 15/0/17	30,000	0.3	328,831
エレクトロニクス - 軍事用		0.0	020,00.
L-3 Communications Corp.,			
7.625%, 保証付きノート 期日 15/6/12	150,000	0.1	150,375
企業向けソフトウェア及びサービス			
BMC Software, Inc.,	405 000	0.4	440, 200
7.25%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/18信託銀行	405,000	0.4	412,390
।⊟লট্ছায়ে। Northern Trust Corp.,			
4.625%, 上位無担保ノート, 期日 1/5/14	275,000	0.3	282,592
金融 - 自動車ローン	,		•
Ford Motor Credit Co. LLC,			
7.375%, 上位無担保ノート 期日 1/2/11	325,000	0.3	279,500
7.25%, 上位無担保ノート, 期日 25/10/11	170,000	0.1	147,039
8.00%, 無担保ノート, 期日 1/6/14	150,000	0.1 0.5	121,368 547,907
金融 - クレジット・カード		0.5	347,307
American Express Co.,			
7.00%, 上位無担保ノート, 期日 19/3/18	130,000	0.1	126,235
金融 - 投資銀行及び証券会社			
Charles Schwab Corp.,	405 000	0.4	440 474
4.95%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/14	435,000	0.4	442,471
Citigroup, Inc., 5.625%, 劣後ノート, 期日 27/8/12	350,000	0.3	327,682
5.30%, 上位無担保ノート, 期日 17/10/12	285,000	0.2	274,899
Goldman Sachs Group, Inc.,	,		•
5.45%, 上位無担保ノート, 期日 1/11/12	115,000	0.1	118,909
6.00%, ノート, 期日 1/5/14	205,000	0.2	213,950
6.25%, 上位無担保ノート, 期日 1/9/17	115,000	0.1	113,784
7.50%, 上位無担保ノート, 期日 15/2/19	250,000	0.2	267,693
Jefferies Group, Inc., 8.50%, 上位無担保ノート, 期日 15/7/19	695,000	0.6	689,421
JPMorgan Chase & Co.,	000,000	0.0	000,421
6.00%, 上位無担保ノート, 期日 15/1/18	615,000	0.5	610,945
6.30%, 上位無担保ノート, 期日 23/4/19	190,000	0.2	191,107
Lazard Group LLC,	405.000	0.4	444 000
6.85%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/17	125,000	0.1	114,832
Morgan Stanley Co., 6.75%, 上位無担保ノート, 期日 15/4/11	105,000	0.1	109,995
5.25%, 上位無担保ノート, 期日 2/11/12	100,000	0.1	101,461
4.75%, 劣後ノート, 期日 1/4/14	540,000	0.5	510,079
6.625%,上位無担保ノート 期日 1/4/18	150,000	0.1	149,536
		3.7	4,236,764

	<u></u> ジャナ	<u>゙ス・U S バ</u> ラ:	<u>ンス・ファンド</u>
	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
金融 - その他のサービス			,
CME Group, Inc., 5.75%, 上位無担保ノート, 期日 15/2/14 食品 - 肉製品	340,000	0.3%	\$362,582
Smithfield Foods, Inc., 7.00%, 上位無担保ノート, 期日 1/8/11 Tyson Foods, Inc.,	145,000	0.1	137,750
3.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/10/13	150,000	0.1 0.2	151,313 289,063
食品 - 多角化			
Chiquita Brands International, Inc., 4.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/8/16 Del Monte Corp.,	124,000	0.1	87,110
8.625%, 保証付きノート, 期日 15/12/12General Mills, Inc.,	390,000	0.3	394,875
5.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/8/13 Kellogg Co.,	140,000	0.1	147,867
4.25%, 上位無担保ノート, 期日 6/3/13Kraft Foods, Inc.,	55,000		56,619
6.75%, 上位無担保ノート, 期日 19/2/14	130,000	0.1	142,580
6.125%, 上位無担保ノート 期日 1/2/18	240,000	0.2	248,142
食品 - 小売	210,000	0.8	1,077,193
Delhaize Group, 5.875%, 保証付きノート, 期日 1/2/14 Kroger Co.,	260,000	0.2	266,939
7.50%, 保証付きノート 期日 15/1/14	80,000	0.1	89,518
6.40%, 保証付きノート 期日 15/8/17 Safeway, Inc.,	360,000	0.3	381,665
6.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/3/14SUPERVALU, Inc.,	190,000	0.2	203,897
7.50%, 上位無担保ノート, 期日 15/11/14	361,000	0.3	346,560
8.00%, 上位無担保ノート, 期日 1/5/16	235,000	0.2	227,950
ホテル及びモーテル	233,000	1.3	1,516,529
Marriott International, Inc.,			
Marriott international, inc., 4.625%, 上位無担保ノート 期日 15/6/12	200,000	0.2	100 000
	200,000	0.2	199,098
5.625%, 上位無担保ノート 期日 15/2/13	95,000	0.1	88,350
Starwood Hotels & Resorts Worldwide, Inc.,	05 000	0.4	04 400
7.875%,上位無担保ノート,期日 15/10/14	65,000	0.1	61,100
独立系発電事業者		0.4	348,548
NRG Energy, Inc.,			
8.50%, 保証付きノート, 期日 15/6/19RRI Energy, Inc.,	295,000	0.3	285,781
7.625%,上位無担保ノート 期日 15/6/14	254,000	0.2	232,410
7.875%, 上位無担保ノート 期日 15/6/17	175,000	0.1	156,625
投資管理及び投資顧問業		0.6	674,816
Ameriprise Financial, Inc.,			
7.30%, 上位無担保ノート, 期日 28/6/19 医療 - 生体臨床医学及び遺伝学	285,000	0.3	291,643
Bio-Rad Laboratories, Inc.,	400 00-	0.4	400 000
6.125%, 上位劣後ノート 期日 15/12/14	180,000	0.1	163,800
8.00%, 上位劣後ノート 期日 15/9/16	170,000	0.1	168,300
医療 - 医薬品		0.2	332,100
Merck & Company, Inc., 5.00%, 上位無担保ノート, 期日 30/6/19	280,000	0.3	283,500
Pfizer, Inc.,	445 000	0.4	455 045
5.35%,上位無担保ノート, 期日 15/3/15	145,000	0.1 0.4	155,817 439,317

	ジャナ	<u>゙ス・USバラン</u>	<u>ソス・ファンド</u>
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
医療 - 病院			
Community Health Systems, Inc., 8.875%, 保証付きノート 期日 15/7/15	140,000	0.1%	\$137,200
HCA, Inc.,	150 000	0.1	150 275
8.75%, 上位無担保ノート, 期日 1/9/109.25%, 担保付きノート, 期日 15/11/16	150,000 390,000	0.1 0.3	150,375 384,150
8.50%, 上位担保付ノート, 期日 15/4/19	135,000	0.1	132,300
, <u></u>	,	0.6	804,025
医療 - 医薬品卸売り及び流通			
McKesson Corp.,			
6.50%, 上位無担保ノート, 期日 15/2/14	145,000	0.1	154,703
7.50%, 上位無担保ノート, 期日 15/2/19	125,000	0.1	140,769
医療装置		0.2	295,472
Beckman Coulter, Inc.,			
6.00%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/15	140,000	0.1	146,673
7.00%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/19	60,000	0.1	63,414
, ,	,	0.2	210,087
医療検査サービス			
Laboratory Corporation of America Holdings,			
5.625%, 上位無担保ノート, 期日 15/12/15	110,000	0.1	102,541
Roche Holdings, Inc.,	400,000	0.4	400 500
4.50%, 保証付きノート 期日 1/3/12	460,000	0.4	483,596
6.00%, 保証付きノート 期日 1/3/19 7.00%, 保証付きノート 期日 1/3/39	275,000 130,000	0.3 0.1	293,227
7.00%,床証りと 7 一下 朔日 1/3/39	130,000	0.9	150,713 1,030,077
医薬療品		0.0	1,000,077
Baxter International, Inc.,			
4.00%, 上位無担保ノート, 期日 1/3/14	120,000	0.1	121,214
Hospira, Inc.,			
6.40%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/15	275,000	0.3	289,480
フリチニノン//ナノ提供供労)保険会社		0.4	410,694
マルチライン(生/損保併営)保険会社 MetLife, Inc.,			
Metche, Inc., 6.75%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/16	235,000	0.2	239,243
7.717%, ノート, 期日 15/2/19	270,000	0.3	288,802
	_, ,,,,,,,	0.5	528,045
非有害廃棄物処理			•
Allied Waste North America, Inc.,			
7.125%, 上位無担保ノート 期日 15/5/16	320,000	0.3	321,600
OA機器			
Xerox Corp., 5.65%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/13	40,000		39,510
8.25%, 上位ノート, 期日 15/5/14	265,000	0.2	275,564
0.20%, <u>T</u> E7 1, <del>MJ</del> I 10/0/11	200,000	0.2	315,074
油田サービス			,-
Weatherford International, Ltd.,			
9.625%, 保証付きノート 期日 1/3/19	130,000	0.1	152,933
石油及びガス採掘			
Nabors Industries, Inc., 9.25%, 保証付きノート, 期日 15/1/19	175 000	0.2	201 771
9.23%,株証内とノート,朔ロー3/1/19 石油会社 - 生産	175,000	0.2	201,771
日本会社 - 王座 Anadarko Petroleum Corp.,			
5.75%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/14	20,000		20,334
5.95%, 上位無担保ノート, 期日 15/9/16	295,000	0.3	291,054
6.95%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/19	35,000		35,322
Forest Oil Corp.,	0.45		
8.00%, 保証付きノート, 期日 15/12/11	340,000	0.3	338,300
Newfield Exploration Co., 7.625%. 上位無担保ノート 期日 1/3/11	35 000		2E 000
7.025%, 工位無担保ケート 期日 1/3/11 Talisman Energy, Inc.,	35,000		35,088
7.75%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/19	60,000	0.1	66,468
,	10,000	0.7	786,566
			, -

	ジャナス・USバランス		<u>ンス・ファン</u> ド
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
石油精製及び販売			
Frontier Oil Corp.,			
8.50%, 保証付き ノート, 期日 15/9/16薬局サービス	25,000	%	\$25,188
Express Scripts, Inc.,			
5.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/12	365,000	0.3	377,101
6.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/14	315,000	0.3	333,304
7.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/19	35,000		38,596
		0.6	749,001
パイプライン			
El Paso Corp.,			
12.00%, 上位無担保ノート 期日 12/12/13	60,000	0.1	66,000
8.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/2/16	125,000	0.1	121,563
7.00%, 上位無担保ノート, 期日 15/6/17	50,000		45,538
Enterprise Products Operating LLC, 4.60%, 保証付きノート, 期日 1/8/12	240,000	0.0	044 400
	210,000	0.2	211,436
Kinder Morgan Finance Co. ULC, 5.70%, 保証付きノート 期日 5/1/16	385,000	0.3	330,138
S.70%, 保証的とフート 親日 371716 Kinder Morgan Energy Partners L.P.,	363,000	0.3	330,136
5.95%, 上位無担保ノート, 期日 15/2/18	80,000	0.1	78,311
6.95%, 上位無担保ノート, 期日 15/1/38	326,000	0.3	315,793
Plains All American Pipeline LP,	320,000	0.5	313,733
8.75%, 保証付きノート 期日 1/5/19	80,000	0.1	90.780
Tennessee Gas Pipeline Co.,	00,000	0.1	30,700
8.00%, 上位ノート, 期日 1/2/16	70,000	0.1	73,325
0.00%, <u>T</u>   <u>T</u>	70,000	1.3	1,332,884
再保険			.,,
Berkshire Hathaway Finance Corp.,			
4.00%, 保証付きノート 期日 15/4/12	535,000	0.5	552,918
5.00%, 保証付きノート 期日 15/8/13	250,000	0.2	262,271
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,	0.7	815,189
リゾート及びテーマパーク			,
Vail Resorts, Inc.,			
6.75%,保証付きノート,期日 15/2/14	85,000	0.1	82,025
小売り - 衣料及び靴			
Ltd Brands, Inc.,			
6.125%, 上位無担保ノート 期日 1/12/12	45,000		43,208
6.75%, 上位無担保ノート, 期日 1/6/14	225,000	0.2	233,890
6.90%, 上位無担保ノート, 期日 15/7/17	170,000	0.1	147,102
7.60%, 上位無担保ノート, 期日 15/7/37	190,000	0.1	134,915
8.50%, 上位ノート, 期日 15/6/19	140,000	0.1	134,132
		0.5	693,247
小売り - 自動車部品			
AutoZone, Inc.,	0.40.000		222 152
5.75%, 上位無担保ノート, 期日 15/1/15	340,000	0.3	339,150
小売り - ディスカウント			
Wal-Mart Stores, Inc.,	400,000	0.4	00.400
3.20%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/14	100,000	0.1	99,180
小売り - 事務用品			
Staples, Inc., 7.75%, 保証付きノート, 期日 1/4/11	125 000	0.1	140 760
	135,000	0.1	142,763
小売り - プロバン供給			
Amerigas Partners L.P., 7.25%, 上位無担保ノート, 期日 20/5/15	130,000	0.1	121,875
7.25%, 工位無担保ノード, 期日 20/5/15 小売り - 地域デパート	130,000	0.1	121,013
الم المراجع الماري المراجع ال			
7.40%, 上位無担保ノート, 期日 1/4/37	150,000	0.1	118,381
7.40%, 工世無担保ノート, 朔日 1/4/3/ Macy's Retail Holdings, Inc.,	150,000	0.1	110,301
macy's Ketarr Holdings, File., 5.875%, 保証付きノート 期日 15/1/13	165,000	0.1	144,556
5.75%, 保証付きノート 期日 15/7/14	345,000	0.3	293,334
5.90%, 保証付きノート 期日 1/12/16	180,000	0.1	146,643
, <sub>Мунт</sub> (СУ — 1 дурт и 12/10	.50,000	0.5	584,533
		0.0	331,000

	<u>ジャナス・USバランス・ファンド</u>			
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)	
小売り - レストラン				
Darden Restaurants, Inc., 5.625%, 上位無担保ノート, 期日 15/10/12 ゴム - タイヤ	230,000	0.2%	\$233,252	
Goodyear Tire & Rubber Co., 5.01%, 保証付きノート 期日 1/12/09 学校	273,000	0.2	270,270	
Duke University, 4.20%, ノート, 期日 1/4/14 特別目的会社	80,000	0.1	82,280	
Petroplus Finance, Ltd., 6.75%, 保証付きノート 期日 1/5/14 7.00%, 保証付きノート 期日 1/5/17	95,000 185,000	0.1 0.1	81,700 153,550	
鉄鋼 - 製造業者	.00,000	0.2	235,250	
Arcelor Mittal,				
5.375%, 上位無担保ノート 期日 1/6/13	170,000	0.1	162,824	
6.125%, 上位無担保ノート 期日 1/6/18	215,000	0.2	188,125	
9.00%, 上位無担保ノート, 期日 15/2/15	275,000	0.3	289,964	
9.85%,上位無担保ノート,期日 1/6/19 Reliance Steel & Aluminum Co.,	275,000	0.3	296,783	
6.20%, 保証付きノート 期日 15/11/16Steel Dynamics, Inc.,	255,000	0.2	206,814	
8.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/4/16	249,000	0.2	234,683	
大型地域銀行 - 米国		1.3	1,379,193	
Bank of America Corp., 7.375%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/14	430,000	0.4	444,197	
7.373%, 工位無担保ノート, 期日 15/3/17	100,000	0.4	83,044	
5.65%, 上位無担保ノート, 期日 1/5/18	145,000	0.1	128,126	
Capital One Financial Corp., 7.375%, 上位ノート, 期日 23/5/14 National City Corp.,	175,000	0.2	180,456	
6.875%, 劣後ノート, 期日 15/5/19 Wachovia Corp.,	150,000	0.1	143,921	
5.75%, 上位無担保ノート, 期日 1/2/18	115,000	0.1	112,942	
Wells Fargo & Co., 5.625%, 上位無担保ノート, 期日 11/12/17	85,000	0.1	83,668	
通信機器		1.1	1,176,354	
Harris Corp., 6.375%, ノート, 期日 15/6/19 テレビ	80,000	0.1	84,423	
CBS Corp., 6.625%, 保証付きノート 期日 15/5/11	140 000	0.1	141 710	
8.2%,保証付きノート 期日 15/5/14	140,000	0.1 0.2	141,719 282,001	
8.875%, 保証付きノート 期日 15/5/19	275,000		,	
	60,000	0.1 0.4	58,477 482,197	
運輸 - 鉄道				
Canadian National Railway Co., 4.25%, 上位無担保ノート, 期日 1/8/09	85,000	0.1	85,180	
CSX Transportation, Inc., 8.375%, 保証付きノート, 期日 15/10/14	96,104	0.1	105,902	
	•	0.2	191,082	
ワイヤレス機器 American Tower Corp.,				
Allier real Tower Corp., 7.25%, 上位無担保ノート, 期日 15/5/19	370,000	0.3	357,975	
社債合計 (取得原価 \$39,471,287)	-	36.0	40,803,183	

	717	ス・ロュハフ	<u> フス・ファフト</u>
<b>銘柄</b>	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
不動産担保証券		0.5%	
米政府機関債			
Fannie Mae,			
5.375%,期日 12/6/17	55,000	0.1	\$61,359
Freddie Mac,			
2.875%,期日 23/11/10	410,000	0.4	421,591
不動産担保証券合計 (取得原価 \$476,976)		0.5	482,950
米財務省中期証券及び米財務省長期証券		7.5	
米財務省長期証券			
2.50%,期日 15/1/29	290,000	0.3	306,030
5.25%,期日 15/2/29	475,000	0.5	534,227
4.25%,期日 15/5/39	315,000	0.3	311,800
		1.1	1,152,057
米財務省中期証券			
1.375%,期日 15/2/12	500,000	0.4	499,571
1.875%,期日 15/6/12	50,000		50,364
0.625%, 期日 15/4/13	235,000	0.2	234,565
2.75%,期日 31/10/13	705,000	0.6	718,054
1.75%,期日 31/1/14	220,000	0.2	213,814
1.875%,期日 28/2/14	1,295,000	1.1	1,261,511
1.75%,期日 31/3/14	35,000		33,852
2.25%,期日 31/5/14	2,430,000	2.1	2,397,341
1.375%,期日 15/7/18	65,000	0.1	62,449
2.125%,期日 15/1/19	1,040,000	0.9	1,066,820
3.125%,期日 15/5/19	895,000	0.8	865,635
		6.4	7,403,976
米国債・政府機関債合計 (取得原価 \$8,545,597)		7.5	8,556,033
優先株式		0.4	
食品 - 多角化			24 222
H.J. Heinz Finance Co	1	0.1	94,000
金属 - 銅	4 700	0.0	070 007
Freeport-McMoRan Copper & Gold, Inc.	4,700	0.3	373,697
優先株式合計 (取得原価 \$339,719)		0.4	467,697
買戻し契約		0.6	
J.P. Morgan Chase & Co.,			
0.06%, 30/6/2009付,償還1/7/2009,\$816,905の価額で\$1,230,000の			
Fannie Mae 0%, 期日5/1/2037を担保として \$800,887での買戻し条件	700 000	0.0	700 000
付 (取得原価 \$700,000)	700,000	0.6	700,000
買戻し契約合計 (取得原価 \$700,000)		0.6	700,000
投資有価証券合計 (取得原価 \$110,333,396)		98.4	111,518,086

購入通貨			売却通貨	時価 (米ドル)	決済日	未実現 評価(損)益
Credit	Suisse First	Boston				
USD	183,060	GBP	120,000	\$197,398	2009年7月15日	\$(14,338)
USD	93,148	JPY	9,000,000	93,453	2009年7月15日	(305)
USD	4,615,408	EURO	3,343,675	4,690,178	2009年7月8日	(74,770)
EURO	24,535,124	USD	33,014,435	34,415,457	2009年7月8日	1,401,022
HSBC						
USD	2,410,388	CHF	2,635,000	2,426,816	2009年8月6日	(16,428)
USD	1,164,563	GBP	715,000	1,176,132	2009年8月6日	(11,569)
USD	99,003	GBP	60,000	98,696	2009年8月6日	307
USD	224,596	JPY	22,000,000	228,503	2009年8月6日	(3,907)
合計						\$1,280,012

損益計算書を通じて公正価値で測定する資産合計

\$112,798,098

# パーキンズ・USストラテジック・バリュー・ファンド\*

		(2009年	6月30日現在)
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
普通株式			
航空宇宙産業及び防衛 Rockwell Collins, Inc 衣料品製造	100,000	0.7%	\$4,171,000
VF Corp	77,000	0.7	4,263,490
自動車-トラックの部品及び装置 - オリジナル	<b>-</b> 0.000		
BorgWarner, Inc	70,000 164,000	0.4 0.6	2,387,700 3,558,800
301113011 001111013, 1110	104,000	1.0	5,946,500
飲料 - アルコール以外			
PepsiCo, Inc.	59,000	0.5	3,243,820
飲料 - ワイン及び蒸留酒 Brown - Forman Corp クラス B	47,000	0.3	2,021,940
ビール製造	00 000	0.0	2 007 000
Molson Coors Brewing Co クラス B	90,000	0.6	3,807,900
建築 - 住宅及び商業			
Centex Corp	125,000	0.2	1,060,000
KB Home	172,000	0.4	2,352,960
Pulte Homes, Inc.	200,000	0.3 0.9	1,766,000 5,178,960
建材製品 - セメント及び骨材		0.0	0,170,000
Texas Industries, IncケーブルTV	55,000	0.3	1,724,250
	161,000	0.4	2,331,280
Lubrizol Corp	225,000	1.7	10,656,000
ログ Arch Coal, Inc 商業銀行 - 米国南部	215,000	0.5	3,298,100
BB&T Corp	173,000	0.6	3,802,540
Synovus Financial Corp	608,000	0.3	1,793,600
女坐44.7 V 同亚克		0.9	5,596,140
商業銀行 - 米国西部 City National Corp	120,000	0.7	4,410,000
商業サービス - 金融	120,000	0.7	4,410,000
Global Payments, Incコンピューター支援デザイン	98,000	0.6	3,664,220
Autodesk, Incコンピュータ・サービス	98,000	0.3	1,860,040
Perot Systems Corp クラス A	172,000	0.4	2,464,760
SRA International, Inc.	150,000	0.4	2,631,000
73.12 - 7		0.8	5,095,760
コンピュータ Hewlett - Packard Co コンピュータ - 統合システム	129,000	0.8	4,981,980
コンしュータ・Micoスケム Diebold, Inc.	165,000	0.7	4,344,450
NCR Corp.	330,000	0.6	3,894,000
	000,000	1.3	8,238,450
コンピュータ - 記憶装置			
EMC Corp	420,000	0.9	5,502,000
Kimber ly-Clark Corp梱包材 - 金属製及びガラス製	75,000	0.6	3,933,750
Ball Corp梱包材 - 紙製及びプラスチック製	129,000	0.9	5,825,640
Temple - Inland, Inc. 化粧品及びトイレタリー	139,000	0.3	1,818,120
Procter & Gamble Co	103,000	0.8	5,259,180

パーキンズ・<u>USストラテジック・バリュー・ファンド\*</u>

パーキンズ・リ	Sストラテシ	<b>バック・バリュ</b>	<u>ー・ファンド *</u>
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
データ処理及び管理			
Fiserv, Inc	43,000	0.3%	\$1,965,960
流通及び卸売り	45,000	0.570	ψ1,303,300
	405 000	0.0	4 000 000
Tech Data Corp.	125,000	0.6	4,090,000
多角的銀行機関			
HSBC Holdings PLC (ADR)	119,000	0.8	4,965,870
多角的製造業			
Tyco International, Ltd. (米国株式)	333,000	1.4	8,641,350
電力 - 総合			
DPL, Inc	90,000	0.3	2,090,700
Entergy Corp	88,000	1.1	6,826,160
FirstEnergy Corp.	80,000	0.5	3,106,400
PPL Corp.	90,000	0.5	2,967,300
Public Corvice Enterprise Croup Inc			
Public Service Enterprise Group, Inc	80,000	0.4	2,610,400
		2.8	17,600,960
電気製品 - その他			
Emerson Electric Co	80,000	0.4	2,594,400
電子構成部品 - その他			
Vishay Intertechnology, Inc	320,000	0.3	2,176,000
電子構成部品 - 半導体	,		, .,
Intersil Corp クラス A	261,000	0.5	3,275,550
QLogic Corp.	148,000	0.3	1,878,120
QLogic corp	140,000		
ニマー ナ 5 5		0.8	5,153,670
電子コネクタ			
Thomas & Betts Corp	162,000	0.7	4,667,220
電子計測器			
Agilent Technologies, Inc	140,000	0.4	2,846,200
エンジニアリング - 研究開発サービス			
Jacobs Engineering Group, Inc	91,000	0.6	3,834,740
McDermott International, Inc. (米国株式)	120,000	0.4	2,430,000
URS Corp.	102,000	0.8	5,039,820
one outp	102,000	1.8	11,304,560
娯楽用ソフトウェア		1.0	11,304,300
	101 000	0.7	4 450 400
Electronic Arts, Inc.	191,000	0.7	4,150,430
信託銀行			4 004 700
Northern Trust Corp	34,000	0.3	1,824,780
金融 - 投資銀行及び証券会社			
Raymond James Financial, Inc	198,000	0.5	3,405,600
食品 - 多角化			
General Mills, Inc	95,000	0.8	5,331,400
Kellogg Co	152,000	1.1	7,078,640
Kraft Foods, Inc クラス A	100,000	0.4	2,535,000
Unilever PLC (ADR)	188,000	0.7	4,418,000
Unitever FLO (ADK)	100,000		
<b>◇□</b>		3.0	19,363,040
食品 - 小売			
Kroger Co	214,000	0.7	4,720,840
フットウェア及び関連衣料			
Wolverine World Wide, Inc	51,000	0.2	1,125,570
林業			
Weyerhaeuser Co	130,000	0.6	3,954,600
金鉱	.00,000	0.0	0,00.,000
Goldcorp, Inc. (米国株式)	200,000	1.1	6,950,000
	200,000	1.1	0,930,000
ホテル及びモーテル	00 000	0.0	4 050 000
Starwood Hotels & ResortsWorldwide, Inc	88,000	0.3	1,950,960
人的資源			
Manpower, Inc	46,000	0.3	1,945,800
Robert Half International, Inc	60,000	0.2	1,417,200
		0.5	3,363,000
工業用ガス			
Air Products & Chemicals, Inc	50,000	0.5	3,231,000
,	- /	-	, - ,

<u></u>	<u>USストラテジック・バリュー・ファンド</u> ゜			
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)	
装置 - 科学		_		
PerkinElmer, Inc	250,000	0.7%	\$4,350,000	
Thermo Fisher Scientific, Inc	238,000	1.5	9,717,540	
Varian, Inc	70,000	0.4	2,761,500	
,	•	2.6	16,829,040	
保険 - ブローカー				
AON Corp	143,000	0.9	5,421,130	
Arthur J Gallagher & Co	102,000	0.3	2,176,680	
Brown & Brown, Inc	285,000	0.9	5,665,800	
	,	2.1	13,263,610	
インターネット・セキュリティ			-,,-	
Symantec Corp	252,000	0.6	3,923,640	
投資管理及び投資顧問業	,		-,,	
AllianceBernstein Holding L.P	260,000	0.8	5,210,400	
Franklin Resources, Inc.	52,000	0.6	3,747,120	
Invesco, Ltd.	450,000	1.3	8,046,000	
111VC3CO, Ltu.	430,000	2.7	17,003,520	
生命保険及び健康保険		2.1	17,003,320	
	70 000	0.2	2 170 100	
AFLAC, Inc.	70,000	0.3	2,179,100	
Lincoln National Corp	145,000	0.4	2,492,550	
Protective Life Corp	253,000	0.5	2,889,260	
TN/ T-b +++ 7TC		1.2	7,560,910	
機械・農業	400 000			
Deere & Co.	100,000	0.6	3,999,000	
機械 - 一般産業				
IDEX Corp	106,000	0.4	2,602,300	
医療 - 生体臨床医学及び遺伝学				
Charles River Laboratories International, Inc	125,000	0.7	4,225,000	
Life Technologies Corp	77,368	0.5	3,227,793	
		1.2	7,452,793	
医療 - 医薬品				
Endo Pharmaceuticals Holdings, Inc	120,000	0.3	2,149,200	
Forest Laboratories, Inc	129,000	0.5	3,235,320	
		0.8	5,384,520	
医療 - 医療保険機構				
Health Net, Inc	140,000	0.3	2,177,000	
医療 - 医薬品卸売り及び流通				
Cardinal Health, Inc	142,000	0.7	4,342,360	
McKesson Corp	47,000	0.3	2,069,880	
	,	1.0	6,412,240	
医療装置			-,,	
St. Jude Medical, Inc.	93,000	0.6	3,823,230	
医療検査サービス	,		0,000,000	
Covance, Inc.	59,000	0.5	2,902,800	
Laboratory Corporation of America Holdings.	126,000	1.3	8,528,940	
Edboratory corporation or Amorroa notatings.	120,000	1.8	11,431,740	
医薬療品		1.0	11,401,740	
Covidien PLC.	185,000	1.1	6,926,400	
Hospira, Inc.	80,000	0.5	3,084,800	
Zimmer Holdings, Inc.	97,000	0.7	4,133,170	
全屋 _ 銅		2.3	14,144,370	
金属 - 銅	00.000	0.5	0 005 400	
Freeport-McMoRan Copper & Gold, Inc クラス B	60,000	0.5	3,005,400	
金属処理機及び製造機	00.000	0.5	0.005.500	
Kaydon Corp	92,000	0.5	2,995,520	
マルチライン(生/損保併営)保険会社				
Allstate Corp	335,000	1.3	8,180,700	
Old Republic International Corp	750,000	1.2	7,372,500	
		2.5	15,553,200	

パーキンズ・<u>USストラテジック・バリュー・ファンド\*</u>

	Sストラテシ	<i>゙</i> ック・バリ <i>ニ</i>	<u>ı ー・ファンド *</u>
· 銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
マルチメディア			
McGraw-Hill Companies, Inc.	63,000	0.3%	\$1,896,930
Viacom, Inc クラス B	193,000	0.7	4,384,960
		1.0	6,281,890
ネットワーク製品			0,20.,000
	404 000	0.5	0 050 000
Cisco Systems, Inc	164,000	0.5	3,056,960
Polycom, Inc	125,000	0.4	2,533,750
		0.9	5,590,710
非有害廃棄物処理		0.0	0,000,
	4.40 000	0.0	0 505 000
Republic Services, Inc.	146,000	0.6	3,565,320
油田サービス			
Schlumberger, Ltd. (米国株式)	45,000	0.4	2,434,500
石油及びガス採掘	-,		, - ,
	00 000	0.0	F 440 400
Transocean, Ltd	69,000	0.8	5,118,420
石油会社 - 生産			
Anadarko Petroleum Corp	133,000	1.0	6,028,890
Devon Energy Corp	100,000	0.9	5,441,000
EnCana Corp. (米国株式)	82,000	0.6	4,060,640
EQT Corp.	154,000	0.9	5,380,760
Forest Oil Corp	308,000	0.7	4,583,040
Noble Energy, Inc	111,000	1.0	6,552,330
SandRidge Energy, Inc	154,000	0.2	1,309,000
St. Mary Land & Exploration Co	155,000	0.5	3,233,300
Ultra Petroleum Corp. (米国株式)	77,000	0.5	2,992,220
0.114 . 0.1010am 00.17 (VICIDINI2V)	,000	6.3	39,581,180
		0.5	33,301,100
石油会社 - 総合			
Hess Corp	147,000	1.2	7,892,430
紙及び関連製品			
Potlatch Corp	115,000	0.4	2,791,050
Rayonier, Inc	92,000	0.5	3,342,360
Nayonier, me	32,000		
10 4 <del>-</del> 0 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 -		0.9	6,133,410
パイプライン			
Kinder Morgan Energy Partners L.P	80,000	0.6	4,082,400
Plains All American Pipeline L.P	215,000	1.4	9,150,400
	,	2.0	13,232,800
損害保険		2.0	10,202,000
	445 000	0.0	4 007 000
Mercury General Corp.	145,000	0.8	4,837,200
不動産投資信託 - アパート			
AvalonBay Communities, Inc.	55,106	0.5	3,077,119
BRE Properties, Inc クラス A	107,000	0.4	2,536,970
Equity Residential	108,000	0.4	2,396,520
Equity Residential	100,000		· · · · ·
		1.3	8,010,609
不動産投資信託 - 医療施設			
Ventas, Inc	70,000	0.3	2,085,300
不動産投資信託 - ホテル	•		
Host Hotels & Resorts, Inc.	193,000	0.3	1,615,410
	133,000	0.5	1,010,710
不動産投資信託 - 抵当	40= 000		
Redwood Trust, Inc.	197,000	0.5	2,905,750
不動産投資信託 - オフィス・ビル			
Mack-Cali Realty Corp	72,000	0.3	1,640,160
不動産投資信託 - 倉庫	,		.,,
Public Storage.	92 000	0.0	E 270 100
	82,000	0.8	5,370,180
不動産投資信託 - 卸売り店及び産業			
AMB Property Corp	149,000	0.4	2,799,710
再保険			
Berkshire Hathaway, Inc	2,800	1.3	8,089,480
Everest Re Group, Ltd. (ADR)	108,000	1.2	7,717,680
		2.5	15,807,160
小売り - 衣料及び靴			
Abercrombie & Fitch Co.	73,000	0.3	1,854,930
			· · · · ·
Men's Wearhouse, Inc.	92,600	0.3	1,772,363
American Eagle Outfitters, Inc	152,000	0.3	2,149,280
		0.9	5,776,573
			•

パーキンズ・	11576	ラテジック・	バリュー	・ファンド
ハーヤッス・	ひうるに	ノフンツツ	, , , , , <del>, , , , , , , , , , , , , , </del>	• / / / /

<u></u>	· S ストラテジック・バリュー・ファンド ゙			
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)	
小売り - 自動車				
小売り - 日到年 Copart, Inc	27,000	0.1%	\$935,550	
CVS/Caremark Corp	140,000	0.7	4,459,000	
Walgreen Co	106,000	0.5	3,115,340	
wargreen co	100,000			
1 + 10 + m = 010 1		1.2	7,574,340	
小売り - 主要デパート				
TJX Companies, Inc	45,000	0.2	1,414,800	
貯蓄金融機関 - 米国東部				
NewAlliance Bancshares, Inc	145,000	0.3	1,663,150	
People's United Financial, Inc.	471,000	1.1	7,088,550	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,	1.4	8,751,700	
貯蓄金融機関 - 米国西部		1	0,701,700	
	242 000	0.5	0 450 570	
Washington Federal, Inc	243,000	0.5	3,156,570	
学校				
Apollo Group, Inc クラス A	74,000	0.8	5,266,580	
半導体部品 - 集積回路				
Analog Devices, Inc	98,000	0.4	2,430,400	
半導体機器	,		,,	
Applied Materials, Inc.	350,000	0.6	3,839,500	
大型地域銀行 - 米国	330,000	0.0	3,003,000	
	40.000	0.0	4 000 000	
PNC Financial Services Group, Inc	48,000	0.3	1,862,880	
SunTrust Banks, Inc	172,000	0.4	2,834,560	
		0.7	4,697,440	
電話 - 総合				
CenturyTel, Inc	110,000	0.5	3,377,000	
Verizon Communications, Inc	62,000	0.3	1,903,400	
AT&T, Inc	129,000	0.5	3,201,780	
Mul, mo	120,000	1.3	8,482,180	
用具 - 携帯用		1.5	0,402,100	
	400 000	0.0	4 040 000	
Snap-On, Inc.	168,000	0.8	4,819,920	
Stanley Works	50,000	0.3	1,690,000	
		1.1	6,509,920	
玩具				
Mattel, Inc	265,000	0.7	4,255,900	
運輸 - 鉄道				
Kansas City Southern.	248,000	0.6	3,992,800	
Union Pacific Corp	91,000	0.7	4,740,190	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,	1.3	8,732,990	
ワイヤレス機器		1.0	0,702,000	
Nokia OYJ (ADR)	205,000	0.5	2,988,900	
	203,000	0.5	2,900,900	
X線撮影装置	0.40.000			
Hologic, Inc.	348,000	0.8	4,955,520	
普通株式合計 (取得原価 \$622,247,582)		90.7	575,107,565	
売り建てプット・オプション				
I Shares Russell Index, 満期 31/8/2009, 行使価格\$23.32	292		-7,592	
I Shares Russell Index, 満期 30/9/2009, 行使価格\$24.97	705		-44,415	
I Shares Russell Index, 満期 30/11/2009, 行使価格\$22.20	1,301		-85,866	
I Shares Russell Index, 満期 30/10/2009, 行使価格\$22.64	2,230		-124,880	
MidCap SPDR,満期 31/8/2009,行使価格\$80.34	384			
			-18,816	
S&P Mid-Cap Value Index, 16/10/2009, 行使価格price\$510.55	59		-95,197	
Russell Mid-Cap Value Index,満期 17/7/2009,行使価格\$485.12	133		-1,052	
Russell Mid-Cap Value Index,満期 31/8/2009,行使価格\$423.98	76		-5,033	
Russell Mid-Cap Value Index, 満期 21/8/2009, 行使価格\$469.64	67		-6,407	
S&P Mid-Cap Value Index, 満期 17/7/2009, 行使価格\$456.06	71		-1,573	
売り建てプット・オプション合計 (取得原価 \$2,186,521)			-390,831	
			550,001	

	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
買い建てプット・オプション			
I Shares Russell Index, 満期 31/8/2009, 行使価格\$27.82	584	%	\$66,576
I Shares Russell Index, 満期 30/9/2009, 行使価格\$28.38	1,410		263,670
I Shares Russell Index,満期 17/7/2009,行使価格\$13.56	3,251		
I Shares Russell Index, 満期 17/7/2009, 行使価格\$22.60	3,251		6,502
I Shares Russell Index, 満期 30/11/2009, 行使価格\$26.35	2,602	0.1	421,524
I Shares Russell Index, 満期 30/10/2009, 行使価格\$26.88	2,684	0.1	413,336
MidCap SPDR,満期 31/8/2009,行使価格\$91.30	768		109,824
S&P Mid-Cap Value Index,満期 16/10/2009,行使価格\$568.56	118	0.1	402,215
Russell Mid-Cap Value Index,満期 17/7/2009,行使価格\$315.96	139		6
Russell Mid-Cap Value Index, 満期 17/7/2009, 行使価格\$526.60	139		3,543
Russell Mid-Cap Value Index, 満期 17/7/2009, 行使価格\$578.83	185		22,285
Russell Mid-Cap Value Index, 満期 31/8/2009, 行使価格\$505.89	152		41,858
Russell Mid-Cap Value Index,満期 21/8/2009,行使価格\$547.91	134		56,050
S&P Mid-Cap Value Index,満期 17/7/2009,行使価格\$507.86	124		12,016
買い建てプット・オプション合計 (取得原価 \$9,653,353)		0.3	1,819,405
買戻し契約			
JPMorgan Chase & Co., 0.06%, 30/6/2009付, 償還1/7/2009,			
\$55,083,256の価額で\$67,135,000のFannie Mae 0%,			
期日6/1/2039を担保として\$54,003,192での買戻し条件付(取得原価			
	54,000,000	8.5	54,000,000
買戻し契約合計 (取得原価 \$54,000,000)		8.5	54,000,000
投資有価証券合計 (取得原価 \$688,087,456)		99.5	630,926,970

購入通貨			売却通貨	時価 (米ドル)	決済日	未実現 評価(損)益
Credit	Suisse First	Boston				
EUR	84,216,014	USD	113,778,000	\$118,129,938	2009年7月8日	\$4,351,938
USD	17,629,000	EURO	12,832,991	18,000,858	2009年7月8日	(371,858)
GBP	26,908	USD	41,000	44,264	2009年7月8日	3,264
USD	6,000	GBP	3,792	6,238	2009年7月8日	(238)
合計						\$3,983,106
損益計	算書を通じてと	\正価値	で測定する金融資産			\$634,910,076

#### 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債

\$(390,831)

<sup>(\*)</sup> パーキンズ・USストラテジック・バリュー・ファンドは、以前はジャナス・USストラテジック・バリュー・ファンドとして知られていた。ファンドの投資目的及び方針は変わらない。名称の変更は、2009年5月19日より有効である。

ジャナス・USトゥエンティ・ファンド

	 株数又は		₹ 6 月30日現在 <u>)</u> ·
銘柄	休奴又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
普通株式		91.6%	
農薬 Monsanto Co	252 020	2.5	¢10 01/ 710
Syngenta A.G.	252,920 17,550	0.5	\$18,814,719 4,076,301
	11,000	3.0	22,891,020
農業関連事業 Bunge, Ltd	271,020	2.1	16,296,433
ビール製造	271,020	2.1	10,290,433
Anheuser - Busch InBev N.V.	1,075,009	5.1	38,913,958
Anheuser - Busch InBev N.V VVPR Strips	354,744	5.1	1,493 38,915,451
携帯電話通信		3.1	30,913,431
America Movil S.A.B de C.V Series L (ADR)	134,385	0.7	5,207,419
化学 - 多角化 Israel Chemicals, Ltd	418,340	0.5	4,119,839
コンピュータ	410,040	0.0	4,110,000
Apple, Inc.	483,736	9.1	68,942,055
Research In Motion, Ltd. (米国株式)	537,355	5.0 14.1	38,179,073
化粧品及びトイレタリー		14.1	107,121,128
Colgate - Palmolive Co.	116,430	1.1	8,243,244
多種鉱物	000 405	0.4	45 700 404
Cia Vale do Rio Doce (ADR)エンジニアリング - 研究開発サービス	893,195	2.1	15,729,164
ABB, Ltd	2,111,505	4.4	33,243,785
企業向けソフトウェア及びサービス	0 000 005	7.0	FF 000 000
Oracle Corp 娯楽用ソフトウェア	2,608,065	7.3	55,890,833
Electronic Arts, Inc.	681,580	2.0	14,810,733
金融・投資銀行及び証券会社	404 040	0.0	47 047 000
Goldman Sachs Group, Inc	121,040 762,150	2.3 3.4	17,817,088 26,111,259
Ji worgan Grase & Co	702,130	5.7	43,928,347
金融 - その他のサービス			
CME Group, Inc 医療 - 生体臨床医学及び遺伝学	101,255	4.1	31,501,443
Celgene Corp	984,525	6.2	47,129,212
Gilead Sciences, Inc	982,951	6.1	46,051,254
Vertex Pharmaceuticals, Inc	164,130	0.8	5,843,028
マルチライン(生 / 損保併営)保険会社		13.1	99,023,494
ACE, Ltd. (米国株式)	257,350	1.5	11,369,723
マルチメディア			
News Corp クラス Aネットワーク製品	1,173,150	1.4	10,687,397
Cisco Systems, Inc.	1,808,915	4.4	33,718,176
石油会社 - 総合			
Petroleo Brasileiro S.A. (ADR)オプティカル・サプライ	342,375	1.8	14,009,985
Alcon, Inc. (米国株式)	237,700	3.6	27,604,101
小売り - ドラッグ・ストア			
CVS Caremark Corp 小売り - 地域デパート	1,025,802	4.3	32,671,794
Kohl's Corp	126,810	0.7	5,421,128
洗剤		4.0	
Reckitt Benckiser Group PLC通信機器 - 光ファイバー	166,940	1.0	7,607,247
四日城間 プレフアイバ Corning, Inc.	728,845	1.5	11,712,539
-			

	ジャナス・	USトゥエン	<u>ティ・ファンド</u>
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
運輸 - サービス			
United Parcel Service, Inc. – クラス B	190,260	1.3%	\$9,505,390
ウェブ・ポータル及びISP			
Google, Inc クラス A	87,115	4.8	36,725,072
普通株式合計 (取得原価 \$843,574,217)		91.6	697,954,885
買戻し契約			
JPMorgan Chase & Co., 0.06%, 30/6/2009付, 償還1/7/2009,			
\$80,580,486の価額で\$679,397,669のFannie Mae 0%, 期日6/1/2039			
を担保として\$79,000,476 (取得原価\$78,600,000)		10.3	78,600,000
買戻し契約合計 (取得原価 \$78,600,000)		10.3	78,600,000
投資有価証券合計 (取得原価 \$922,174,217)		101.9	776,554,885

	購入通貨		売却通貨	時価 (米ドル)	決済日	未実現 評価(損)益			
Credit Suisse First Boston									
EUR	90,752,491	USD	122,792,921	\$127,298,665	2009年7月8日	\$4,505,744			
USD	10,696,000	EURO	7,755,432	10,878,557	2009年7月8日	(182,557)			
GBP	270,643	USD	443,282	445,209	2009年7月8日	1,927			
USD	10,000	GBP	6,275	10,322	2009年7月8日	(322)			
直物取	又引								
Credit Suisse First Boston									
CHF	1,913,620	USD	1,770,456	1,761,595	2009年7月2日	(8,861)			
合計						\$4,315,931			

損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産

\$780,870,816

# ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

投資有価証券明細表

	(2009年 6 月30日現在)			
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)	
普通株式		90.3%		
建築 - 移動住宅及び住宅の製造 Maisons France Confort.	15,010	0.6	\$421,452	
建築 - 住宅及び商業 MRV Engenharia e Participacoes S.A.	70,600	1.3	969,345	
多角的事業 China Merchants Holdings International Company, Ltd	370,000	1.4	1,063,814	
Wharf Holdings, Ltd	404,000	2.2 3.6	1,707,982 2,771,796	
電力 - トランスミッション Brookfield Infrastructure Partners L.P	2,960	0.1	36,408	
林業 Plum Creek Timber Company,Inc	29,350	1.1	874,630	
ホテル及びモーテル	•			
Orient-Express Hotels, Ltd	40,300	0.5	342,550	
American Campus Communities, Inc	22,260	0.6	493,059	
Boardwalk Real Estate Investment Trust.	42,300	1.5	1,175,990	
Camden Property Trust	22,500	0.8	620,325	
Essex Property Trust, Inc	6,000	0.5	372,660	
不動産投資信託 - 多角化		3.4	2,662,034	
Brixton PLC	75,655	0.1	50,720	
CapLease, Inc.	112,425	0.4	311,417	
Corio N.V.	6,865	0.4	334,588	
Digital Realty Trust, Inc	59,570	2.8	2,136,180	
Goodman Group	209,373	0.1	61,393	
Unibail	12,932	2.5	1,930,943	
Valad Property Group	648,160	0.1	37,992	
Vornado Realty Trust.	41,396	2.4	1,862,406	
•	,	8.8	6,725,639	
不動産投資信託 - 医療施設 HCP、Inc	22,985	0.6	486,363	
Ventas, Inc.	33,330	1.3	992,901	
不動産投資信託 - 抵当			,	
CapitalSource, Inc.	51,847	0.3	255,087	
Crystal River Capital, Inc	11,505		19,789	
Cypress Sharpridge Investments, Inc	50,000	0.7	535,500	
Gramercy Capital Corp	91,080	0.2	145,728	
Jer Investors Trust, Inc	8,938		3,128	
不動産投資信託 - オフィス・ビル		1.2	959,232	
Alexandria Real Estate Equities, Inc	41,883	2.0	1,494,385	
Boston Properties, Inc.	36,670	2.3	1,746,592	
Douglas Emmett, Inc.	46,860	0.6	421,271	
Kilroy Realty Corp.	53,621	1.4	1,101,912	
SL Green Realty Corp.	31,475	0.9	722,037	
Highwoods Properties, Inc.		0.6	446,841	
nighwoods Properties, Inc	19,975	7.8	5,933,038	
不動産投資信託 - 地域モール	100 000	1.0	077 004	
CBL & Associates Properties, Inc.	182,280	1.3	977,021	
Feldman Mall Properties, Inc.	94,069	0.1	9,407	
General Growth Properties, Inc.	22,830	0.1	41,779	
Simon Property Group, Inc	58,625	3.9	3,016,256	
Macerich Co	40,687	0.9	714,464	
		6.2	4,758,927	

	<u>クローハル・</u> 株数又は 元本価額	純資産に	ート・ファント 時価
⊅H II J	(米ドル)	占める割合	(米ドル)
不動産投資信託 - ショッピング・センター			
Acadia Realty Trust	78,001	1.3%	\$1,017,913
Kimco Realty Corp	91,219	1.2	915,839
Kite Realty Group Trust	78,050	0.3	227,126
Weingarten Realty Investors	43,145	0.8	624,740
Westfield Group	296,785	3.5	2,702,581
		7.1	5,488,199
不動産投資信託 - 倉庫			
Extra Space Storage, Inc.	56,160	0.6	467,813
不動産投資信託 - 卸売り店及び産業			
AMB Property Corp	42,716	1.0	802,634
First Potomac Realty Trust	32,656	0.4	318,723
ProLogis	362,733	3.8	2,920,001
v	•	5.2	4,041,358
不動産管理及びサービス			
CB Richard Ellis Group, Inc クラス A	111,245	1.4	1,039,028
Jones Lang LaSalle, Inc	32,110	1.4	1,048,392
Mitsubishi Estate Company, Ltd.	185,000	4.0	3,065,178
Orco Property Group	7,365	0.1	61,284
ored rioperty croup	7,505	6.9	5,213,882
不動産運用及び開発		0.0	0,210,002
Ablon Group	120 012	0.1	04 652
ADTOIL GTOUP	128,813		94,652
Brookfield Asset Management, Inc クラス A (米国株式)	106,345	2.4	1,816,373
CapitaLand, Ltd	1,872,000	6.2	4,755,462
China Resources Land, LtdCyrela Commercial Properties S.A. Empreendimentos e	249,530	0.7	549,401
Participacoes	388,600	2.2	1,705,775
Forest City Enterprises, Inc クラス A	99,565	0.8	652,151
Forestar Group, Inc	164,785	2.5	1,955,998
Hang Lung Properties, Ltd	1,195,000	5.1	3,944,840
HKC (Holdings), Ltd	11,585,043	1.3	983,629
Hysan Development Company, Ltd	149,000	0.5	382,120
New World Development Company, Ltd.	609,000	1.4	1,099,325
Mitsui Fudosan Company, Ltd	173,000	3.9	2,997,662
Risanamento S.P.A.	319,940	0.2	163,152
Sun Hung Kai Properties, Ltd.	103,000	1.7	1,282,090
•		1.7	
St. Joe Co	50,170	30.7	1,326,495 23,709,125
リゾート及びテーマパーク		30.7	23,709,125
Vail Resorts, Inc	39,240	1.4	1,048,100
小売り - レストラン	39,240	1.4	1,040,100
Whitbread PLC	41,603	0.7	559,912
運輸 - 海運	41,003	0.7	559,912
Alexander & Baldwin, Inc.	12 020	0.4	300,583
ワイヤレス機器	12,829	0.4	300,363
Crown Castle International Corp	26,384	0.8	632,161
普通株式合計 (取得原価 \$107,876,691)	20,304		
		90.3	69,395,448
社債 Prologis, 2,25%、上位無担保ノート、期日 1/4/37	781.000	0.8 0.8	624 . 800
	781,000		0= :,000
社債合計 (取得原価 \$394,402)		0.8	624,800
優先株式		5.8	
不動産投資信託 - 多角化			
Digital Realty Trust, Inc., シリーズ B, 7.875%	18,480	0.5	383,460
Lexington Realty Trust, シリーズ B, 8.05%	57,000	0.9	718,200
		1.4	1,101,660
不動産投資信託 - ホテル			
FelCor Lodging Trust, Inc. シリーズ A, 1.95%	13,100	0.1	74,670
Innkeepers USA Trust, シリーズ C, 8.00%	125,250	0.1	62,625
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,	0.2	137,295
不動産投資信託 - 地域モール			- ,
Glimcher Realty Trust, シリーズ G, 8.125%	85,300	1.2	915,269
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	-,-,-		-,

#### ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

	<u> </u>	$\frac{1}{2}$	
銘柄	株数又は 元本価額 (米ドル)	純資産に 占める割合	時価 (米ドル)
不動産運用及び開発			
Hilltop Holdings, Inc., シリーズ A, 8.25%	105,700	3.0%	\$2,320,115
優先株式合計 (取得原価 \$10,111,025)		5.8	4,474,339
ワラント債			
Real Estate Operations and Development HKC (Holdings), Ltd.		0	431
ワラント債合計 (取得原価 \$0)		0	431
買戻し契約		2.5	
JPMorgan Chase & Co., 0.06%, 30/6/2009付, 償還1/7/2009,			
\$2,145,206の価額で\$3,230,000のFannie Mae 0%, 期日5/1/2037を			
担保として\$2,103,143での買戻し条件付 (取得原価 \$1,900,000).	1,900,000	2.5	1,900,000
買戻し契約合計 (取得原価 \$1,900,000)		2.5	1,900,000
投資有価証券合計 (取得原価 \$120,282,118)		99.4	76,395,018

# 先渡為替予約、2009年6月30日現在の建玉

Ņ	構入通貨	5	<b></b>	時価 (米ドル)	決済日	未実現 評価(損)益
Credit	Suisse First	Boston				
EURO	2,061,624	USD	2,794,000	\$2,891,843	2009年7月8日	\$97,843
USD	672,000	EURO	488,631	685,403	2009年7月8日	(13,403)
GBP	159,222	USD	263,433	261,921	2009年7月8日	(1,512)
合計						\$82,928

損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産

\$76,477,946

# 第5 【販売及び買戻しの実績】

当ファンドの2008年8月1日から2009年7月31日までの期間における販売及び買戻しの実績、ならびに各会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
	クラス A (米ドル) 受益証券	1,577,601	175,009	1,402,592
第 1 会計年度	クラスA(円) 受益証券	321,962	25,953	296,009
(2002年12月31日)	クラスB (米ドル) 受益証券	3,795,387	134,785	3,660,602
	クラスB(円) 受益証券	303,211	6,565	296,646
	クラス A (米ドル) 受益証券	1,048,248	769,931	1,680,909
第2会計年度	クラス A (円) 受益証券	235,006	229,427	301,588
(2003年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	3,398,163	585,142	6,473,623
	クラスB(円) 受益証券	450,176	61,310	685,512
	クラス A (米ドル) 受益証券	259,578	723,632	1,216,855
第3会計年度	クラス A (円) 受益証券	54,882	176,112	180,358
(2004年12月31日)	クラスB (米ドル) 受益証券	972,600	1,142,855	6,303,368
	クラスB(円) 受益証券	110,149	99,634	696,027
	クラス A (米ドル) 受益証券	105,890	559,727	763,018
第4会計年度	クラス A (円) 受益証券	40,611	86,674	134,295
(2005年12月31日)	クラスB (米ドル) 受益証券	292,211	1,659,604	4,935,975
	クラスB(円) 受益証券	26,337	177,687	544,677
	クラス A (米ドル) 受益証券	62,581	306,928	518,671
第 5 会計年度	クラス A (円) 受益証券	10,544	77,434	67,405
(2006年12月31日)	クラスB (米ドル) 受益証券	120,681	1,503,675	3,552,981
	クラスB(円) 受益証券	8,342	186,220	366,799
	クラス A (米ドル) 受益証券	138,838	207,073	450,435
第6会計年度	クラス A (円) 受益証券	25,062	39,521	52,946
(2007年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	113,872	1,134,548	2,532,305
	クラス B (円) 受益証券	4,947	140,721	231,025

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
	クラス A (米ドル) 受益証券	619,216	227,621	842,030
第7会計年度	クラスA(円) 受益証券	42,689	24,032	71,603
(2008年12月31日)	クラスB (米ドル) 受益証券	132,764	1,215,996	1,449,073
	クラス B (円) 受益証券	3,849	101,519	133,355
2008年8月1日~ 2009年7月31日	クラス A (米ドル) 受益証券	982,176	366,075	1,298,480
	クラス A (円) 受益証券	104,476	44,775	113,944
	クラス B (米ドル) 受益証券	154,379	1,264,689	867,843
	クラスB(円) 受益証券	2,343	131,473	52,732

<sup>(</sup>注1) 上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、 各受益証券は販売されておりません。

<sup>(</sup>注2) 第1会計年度の販売口数には、当初募集期間中の販売発行済口数を含みます。

ジャナス・ハイイールド・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
	クラスA(米ドル) 受益証券	224,519	29,122	195,397
第1会計年度	クラス A (円) 受益証券	14,844	4,376	10,468
(2002年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	409,240	20,957	388,283
	クラス B (円) 受益証券	31,641	2,261	29,380
	クラス A (米ドル) 受益証券	187,424	132,006	250,815
第2会計年度	クラス A (円) 受益証券	36,393	10,211	36,650
(2003年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	596,090	126,359	858,014
	クラス B (円) 受益証券	51,845	15,060	66,165
	クラス A (米ドル) 受益証券	146,181	109,084	287,912
	クラス A (円) 受益証券	48,751	20,227	65,174
	クラス B (米ドル) 受益証券	496,718	208,515	1,146,217
第3会計年度 (2004年12月31日)	クラス B (円) 受益証券	53,250	21,205	98,210
	クラス A (米ドル) 受益証券 (毎月分配型)	101,168	1	101,167
	クラス A (円) 受益証券 (毎月分配型)	28,211	0	28,211
	クラス A (米ドル) 受益証券	239,311	156,247	370,976
	クラス A (円) 受益証券	75,190	27,470	112,894
	クラス B (米ドル) 受益証券	670,270	333,549	1,482,938
第 4 会計年度 (2005年12月31日)	クラス B (円) 受益証券	122,054	26,904	193,360
	クラス A (米ドル) 受益証券 (毎月分配型)	395,008	59,438	436,737
	クラス A (円) 受益証券 (毎月分配型)	440,995	36,330	432,876
	クラス A (米ドル) 受益証券	117,691	127,722	360,945
	クラス A (円) 受益証券	28,671	57,334	84,231
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	289,064	340,468	1,431,534
	クラス B (円) 受益証券	32,102	54,122	171,340
	クラス A (米ドル) 受益証券 (毎月分配型)	330,808	99,169	668,376
	クラス A (円) 受益証券 (毎月分配型)	549,379	118,277	863,978

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
	クラスA (米ドル) 受益証券	87,668	166,225	282,388
	クラス A (円) 受益証券	48,277	42,723	89,785
	クラスB (米ドル) 受益証券	235,951	343,211	1,324,273
第 6 会計年度 (2007年12月31日)	クラス B (円) 受益証券	15,992	42,019	145,313
	クラス A (米ドル) 受益証券 (毎月分配型)	265,141	173,603	759,914
	クラスA(円) 受益証券 (毎月分配型)	288,836	221,395	931,419
	クラスA(米ドル) 受益証券	106,096	121,234	267,250
	クラス A (円) 受益証券	6,264	40,375	55,674
	クラスB (米ドル) 受益証券	23,119	413,867	933,525
第 7 会計年度 (2008年12月31日)	クラス B (円) 受益証券	982	44,834	101,461
	クラス A (米ドル) 受益証券 (毎月分配型)	63,822	165,098	658,638
	クラス A (円) 受益証券 (毎月分配型)	6,106	244,549	692,976
	クラスA(米ドル) 受益証券	178,110	124,808	342,845
	クラスA(円) 受益証券	15,537	18,584	62,243
2008年8月1日~ 2009年7月31日	クラス B (米ドル) 受益証券	30,291	312,888	796,845
	クラス B (円) 受益証券	896	38,444	85,691
	クラス A (米ドル) 受益証券 (毎月分配型)	97,862	120,923	698,506
	クラスA(円) 受益証券 (毎月分配型)	11,165	189,747	638,645

<sup>(</sup>注1) 上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、 各受益証券は販売されておりません。

<sup>(</sup>注2) 第1会計年度の販売口数には、当初募集期間中の販売発行済口数を含みます。また、クラスA受益証券 (毎月分配型)については、第3計算年度の販売口数に、当初募集期間中の販売発行済口数を含みます。

<sup>(</sup>注3) ジャナス・ハイイールド・ファンド クラスA 受益証券(毎月分配型)は2004年11月30日に設定されました。

ジャナス・バランス・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
	クラスA(米ドル) 受益証券	240,382	32,835	207,547
第1会計年度	クラス A (円) 受益証券	21,949	1,351	20,598
(2002年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	504,902	35,666	469,236
	クラス B (円) 受益証券	56,249	3,384	52,865
	クラス A (米ドル) 受益証券	4,496,223	4,520,080	183,690
第2会計年度	クラス A (円) 受益証券	5,530	4,403	21,725
(2003年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	188,172	72,151	585,257
	クラス B (円) 受益証券	13,564	5,384	61,045
	クラス A (米ドル) 受益証券	32,418	46,533	169,575
第3会計年度	クラス A (円) 受益証券	6,575	7,259	21,041
(2004年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	127,283	89,008	623,532
	クラス B (円) 受益証券	14,236	10,737	64,544
	クラス A (米ドル) 受益証券	35,856	66,634	138,797
第4会計年度	クラス A (円) 受益証券	7,567	5,619	22,989
(2005年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	81,264	141,194	563,602
	クラス B (円) 受益証券	9,848	13,806	60,586
	クラス A (米ドル) 受益証券	51,756	65,295	125,258
第5会計年度	クラス A (円) 受益証券	5,645	9,535	19,099
(2006年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	113,726	178,225	499,103
	クラス B (円) 受益証券	17,869	17,975	60,480
	クラス A (米ドル) 受益証券	26,046	35,060	116,244
第6会計年度	クラス A (円) 受益証券	6,461	8,676	16,884
(2007年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	38,447	138,853	398,697
	クラス B (円) 受益証券	5,934	15,024	51,390

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
	クラス A (米ドル) 受益証券	124,517	55,736	185,025
第7会計年度	クラスA(円) 受益証券	15,010	5,289	26,605
(2008年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	18,213	190,500	226,410
	クラス B (円) 受益証券	720	21,812	30,298
2008年8月1日~ 2009年7月31日	クラス A (米ドル) 受益証券	56,029	51,124	193,154
	クラス A (円) 受益証券	6,389	5,628	28,914
	クラスB(米ドル) 受益証券	12,719	95,663	191,339
	クラスB(円) 受益証券	781	11,685	22,228

<sup>(</sup>注1) 上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、 各受益証券は販売されておりません。

<sup>(</sup>注2) 第1会計年度の販売口数には、当初募集期間中の販売発行済口数を含みます。

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
	クラス A (米ドル) 受益証券	94,826	18,196	76,630
第1会計年度	クラス A (円) 受益証券	12,808	5,554	7,254
(2002年12月31日)	クラスB (米ドル) 受益証券	127,732	21,986	105,746
	クラス B (円) 受益証券	12,030	388	11,642
	クラス A (米ドル) 受益証券	71,074	58,330	89,374
第2会計年度	クラス A (円) 受益証券	2,535	1,578	8,211
(2003年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	188,137	88,277	205,606
	クラス B (円) 受益証券	19,355	12,574	18,423
	クラス A (米ドル) 受益証券	80,843	66,929	103,288
第3会計年度	クラスA(円) 受益証券	16,038	6,599	17,650
(2004年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	203,303	157,992	250,917
	クラス B (円) 受益証券	21,945	22,509	17,859
	クラス A (米ドル) 受益証券	125,309	76,984	151,613
第4会計年度	クラス A (円) 受益証券	28,358	11,515	34,493
(2005年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	196,291	141,304	305,904
	クラス B (円) 受益証券	26,931	13,593	31,197
	クラス A (米ドル) 受益証券	59,119	82,311	128,421
第5会計年度	クラスA(円) 受益証券	9,879	17,391	26,981
(2006年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	89,601	128,046	267,459
	クラス B (円) 受益証券	13,212	9,514	34,895
第6会計年度	クラス A (米ドル) 受益証券	25,255	57,413	96,263
	クラス A (円) 受益証券	3,313	13,126	17,168
(2007年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	25,886	85,939	207,406
	クラス B (円) 受益証券	4,078	8,493	30,480

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
	クラス A (米ドル) 受益証券	48,126	32,424	111,965
第7会計年度	クラス A (円) 受益証券	3,791	8,295	12,664
(2008年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	21,416	86,968	141,854
	クラス B (円) 受益証券	955	11,285	20,150
2008年8月1日~ 2009年7月31日	クラス A (米ドル) 受益証券	73,971	47,154	134,551
	クラス A (円) 受益証券	15,959	12,952	16,724
	クラス B (米ドル) 受益証券	23,039	54,686	132,869
	クラス B (円) 受益証券	979	6,512	17,760

<sup>(</sup>注1) 上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、 各受益証券は販売されておりません。

<sup>(</sup>注2) 第1会計年度の販売口数には、当初募集期間中の販売発行済口数を含みます。

ジャナス・トゥエンティ・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度 (2002年12月31日)	クラス A (米ドル) 受益証券	98,565	24,025	74,540
	クラス A (円) 受益証券	14,641	2,990	11,651
	クラス B (米ドル) 受益証券	155,298	35,861	119,437
	クラスB(円) 受益証券	20,981	2,714	18,267
	クラス A (米ドル) 受益証券	32,752	32,771	74,521
第2会計年度	クラス A (円) 受益証券	5,159	5,149	11,661
(2003年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	71,267	39,843	150,861
	クラスB(円) 受益証券	5,838	4,193	19,912
	クラス A (米ドル) 受益証券	30,052	26,582	77,991
第3会計年度	クラスA(円) 受益証券	6,712	2,230	16,143
(2004年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	86,275	62,589	174,547
	クラス B (円) 受益証券	11,564	5,395	26,081
	クラス A (米ドル) 受益証券	115,056	44,070	148,977
第4会計年度	クラス A (円) 受益証券	29,017	13,969	31,191
(2005年12月31日)	クラス B (米ドル) 受益証券	123,483	87,460	210,570
	クラス B (円) 受益証券	11,357	5,592	31,846
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	クラス A (米ドル) 受益証券	41,940	95,500	95,417
	クラス A (円) 受益証券	8,304	20,574	18,921
	クラス B (米ドル) 受益証券	59,146	91,179	178,537
	クラス B (円) 受益証券	5,682	12,866	24,662
第 6 会計年度 (2007年12月31日)	クラス A (米ドル) 受益証券	27,175	46,810	75,782
	クラス A (円) 受益証券	3,790	6,811	15,900
	クラス B (米ドル) 受益証券	16,773	74,546	120,764
	クラス B (円) 受益証券	1,871	10,776	15,757

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第7会計年度 (2008年12月31日)	クラス A (米ドル) 受益証券	76,176	26,892	125,066
	クラス A (円) 受益証券	12,283	11,677	16,506
	クラス B (米ドル) 受益証券	38,677	65,463	93,978
	クラス B (円) 受益証券	994	7,814	8,937
2008年8月1日~ 2009年7月31日	クラス A (米ドル) 受益証券	102,341	40,360	172,256
	クラス A (円) 受益証券	16,957	8,644	25,247
	クラス B (米ドル) 受益証券	31,731	34,029	98,219
	クラス B (円) 受益証券	768	2,046	8,777

<sup>(</sup>注1) 上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、 各受益証券は販売されておりません。

<sup>(</sup>注2) 第1会計年度の販売口数には、当初募集期間中の販売発行済口数を含みます。

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 2 会計年度 (2003年12月31日)	クラスA(米ドル) 受益証券 (四半期分配型)	260,108	17,554	242,554
	クラスA(円) 受益証券 (四半期分配型)	29,700	1,390	28,310
	クラスB(米ドル) 受益証券 (四半期分配型)	717,282	20,529	696,753
	クラスB(円) 受益証券 (四半期分配型)	63,088	2,457	60,631
第3会計年度 (2004年12月31日)	クラスA(米ドル) 受益証券 (四半期分配型)	515,817	188,096	570,275
	クラス A (円) 受益証券 (四半期分配型)	182,122	64,445	145,987
	クラスB(米ドル) 受益証券 (四半期分配型)	1,330,920	173,340	1,854,333
	クラス B (円) 受益証券 (四半期分配型)	282,079	30,539	312,171
第4会計年度 (2005年12月31日)	クラスA(米ドル) 受益証券 (四半期分配型)	169,695	290,839	449,131
	クラス A (円) 受益証券 (四半期分配型)	59,114	65,413	139,688
	クラスB(米ドル) 受益証券 (四半期分配型)	342,634	501,611	1,695,356
	クラス B (円) 受益証券 (四半期分配型)	62,225	72,434	301,962
第 5 会計年度 (2006年12月31日)	クラス A (米ドル) 受益証券 (四半期分配型)	49,923	199,974	299,080
	クラスA(円) 受益証券 (四半期分配型)	25,038	91,117	73,609
	クラスB(米ドル) 受益証券 (四半期分配型)	128,791	483,772	1,340,375
	クラスB(円) 受益証券 (四半期分配型)	32,158	86,014	248,106

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 6 会計年度 (2007年12月31日)	クラスA(米ドル) 受益証券 (四半期分配型)	43,262	111,046	231,296
	クラスA(円) 受益証券 (四半期分配型)	13,629	26,703	60,535
	クラスB(米ドル) 受益証券 (四半期分配型)	52,954	451,669	941,660
	クラスB(円) 受益証券 (四半期分配型)	9,954	82,338	175,722
第7会計年度 (2008年12月31日)	クラスA(米ドル) 受益証券 (四半期分配型)	43,410	75,736	198,970
	クラスA(円) 受益証券 (四半期分配型)	4,023	22,192	42,366
	クラスB(米ドル) 受益証券 (四半期分配型)	48,836	258,521	731,975
	クラスB(円) 受益証券 (四半期分配型)	2,592	41,103	137,211
2008年8月1日~ 2009年7月31日	クラスA(米ドル) 受益証券 (四半期分配型)	180,456	99,870	284,835
	クラスA(円) 受益証券 (四半期分配型)	8,924	13,146	45,588
	クラスB(米ドル) 受益証券 (四半期分配型)	35,511	156,639	697,726
	クラスB(円) 受益証券 (四半期分配型)	980	30,662	125,808

<sup>(</sup>注1) 上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、 各受益証券は販売されておりません。

<sup>(</sup>注2) 第2会計年度の販売口数には、当初募集期間中の販売発行済口数を含みます。

<sup>(</sup>注3) ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドは2003年9月30日に設定されました。

# ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド

および

アイルランド銀行

ジャナス・セレクト・ファンド (アンブレラ・ファンド) 信託証書

> アーサー・コックス法律事務所 アールスフォート・センター アールスフォート・テラス ダブリン 2

 $<sup>^1</sup>$  (訳注:本書はジャナス・セレクト・ファンド(Janus Select Funds) ( 2001 年 10 月 12 日付第一補足信託 証書により、ジャナス・セレクション ( Janus Selection ) に名称変更されました。) に関する 2001 年 7 月 31 日付信託証書 ( Trust Deed ) の和訳です。)

# 目 次

条項	<u>内容</u>	頁
1.	定 義	1
2.	本信託証書の法的拘束力	5
3.	受益者の権利	5
4.	本投資信託の内容	5
5	受益権の発行および転換	6
6.	投資の許容範囲および投資対象市場	8
7.	信託財産の信託	8
8.	信託財産との取引	8
9.	投資資産の購入制限	10
10.	受益者名簿	10
11.	受益者名簿の変更	11
12.	受益権の譲渡	11
13.	受益権の償還通知	11
14.	償還価格の計算および支払い	12
15.	収益分配	13
16.	年次報告書および中間報告書	13
17.	受託者の権利、権限および義務	13
18.	他の投資信託について	16
19.	受託者の報酬	16
20.	委託者の報酬	16
21.	委託者の誓約事項および権利	17
22.	受益者の要求による取引	17
23.	委託者の小切手、通知等の作成義務	17
24.	委託者の退任	17
25.	受託者の辞任	18
26.	広告	18
27.	本投資信託の終了	18
28.	本投資信託の終了に関する規定	19
29.	投資対象市場における慣行	19
30.	適格受益者	19
31.	通 知	20
32.	信託証書の登録および謄本	20
33.	本信託証書の変更	20
34.	準拠法	20
	付表・受益者総合	

本信託証書は、2001年7月31日付で、

- (1) アイルランド ダブリン4 シェルボーン・ロード バルズブリッジ・センター C 3 (Floor 3, Block C, Ballsbridge Centre, Shelbourne Road, Dublin 4, Ireland) に登記された事務所を有する、第一当事者であるジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド(以下、「委託者」といい、文脈により本信託証書第8項に基づき委託者の義務の履行を委託された代理人、個人または会社を含む。)と、
- (2) アイルランド ダブリン 2 ローワー・バゴット通り (Lower Baggot Street, Dublin 2, Ireland) に本店を置く、第二当事者であるアイルランド銀行(以下、「受託者」といい、文脈により本信託証書第 17 項に基づき任命された受託者の代理人または副保管人を含む。) との間で締結されるものである。
- A. 本信託証書の両当事者は、1990 年ユニット・トラスト法に基づき、ジャナス・セレクト・ファンドと称する契約型投資信託を設定することを望んでいる。
- B. かかる信託を設定するため、受託者および委託者は本信託証書を締結し、以下にその詳細が規定される義務を負うことに合意した。

そこで、本信託証書は以下のことを証し、宣言する。

#### 1. 定義

(a) 以下の用語は、内容または文脈に矛盾しない限りそれぞれ右欄に記載される意味を有する。

「決算日」 委託者が別段決定しない限り各ファンドについて毎年 12 月 31 日とし、第一回決算日を 2001 年 12 月 31 日とする。

「本件法」 1990年ユニット・トラスト法。

「管理費用」 受託者および本管理人に対して支払うべき報酬、運用手数料、ならびに受託者、本管理人お よび委託者の支出、ならびに本投資信託の資産から支払われるべきその他の本投資信託に対 する役務提供者に対する手数料および費用を支払うのに必要な金額。

「本管理人」 BISYSファンド・サービス(アイルランド)リミテッドおよび委託者が任命するその他 の管理人。

「監査人」

受託者の同意を得て委託者により監査人に任命された個人または会社。

「基準通貨」 委託者が別段の定めを行う場合を除き、各ファンドにつき米ドルとする。基準通貨により各ファンドの評価が行われる。各クラスの受益権は当該ファンドの基準通貨以外の通貨で表示されることがある。

「営業日」 ニューヨーク証券取引所(以下、「NYSE」という)の取引日ならびに委託者、本管理人および受託者の同意を得て本投資顧問会社が決定し目論見書に記載するその他の日。

「現金」 外国通貨を含む。

「CDSC」 条件付後払申込手数料。償還価格の5%を超えてはならない。詳細は目論見書に規定される。 投資家に申込手数料が請求されない場合において請求されることがある。

「クラス」
本ファンドにおける受益権の種類。

「クラス費用」 いずれかの法域においてまたはいずれかの証券取引所、規制市場もしくは決済機構において クラスを登録する費用、ならびにかかる登録により発生するその他の費用、通貨換算および 特定のクラスに割り当てられた通貨ヘッジに関連する費用、ならびに目論見書に記載される その他の費用。

「中央銀行」 アイルランド中央銀行、または本投資信託を認可および規制する責任を有する後継の規制当 局。

「申込手数料」 ファンドの受益権の申込時に支払う手数料。ただし、いかなる場合も受益権一口あたりの当初申込価格または当該ファンドの信託財産の受益権一口あたりの価格の 6.5 パーセントを超えてはならない。

「取引日」 委託者が随時決定するファンドの受益権の発行および償還の期日。 ただし、以下に規定するところに従う。

(i) 各営業日を取引日とする。

- (ii) 上記(i)に規定する取引日を変更および追加する場合は、中央銀行および受益者に対し受託者が承認する日時および方法で委託者が通知しなければならない。
- (iii) 関連するファンドの評価は各取引日に行われる。
- (iv) 各ファンドに関して取引日が各月最低2日なければならない。

「信託財産」 ファンドの計算において受託者により保有されている現金および投資資産

「取締役」 当該時点において委託者の取締役である者およびそれらにより適式に構成される委員会。 「支出」 受託者または委託者に関連した、本信託証書に基づく受託業務または運用に関連して受託者

受託者または委託者に関連した、本信託証書に基づく受託業務または運用に関連して受託者 または委託者により適切に行われたすべての支払い、ならびにかかる受託業務または運用お よび本投資信託と各ファンドの管理(それらの設定を含む)およびそれらに付随するまたは 関連するすべての事項に関連して受託者または委託者が負担するすべての費用、手数料およ び経費、ならびに本投資信託に関連する(それらの設定を含む)またはそれに起因して受託

- 者または委託者が負担するすべての弁護士費用およびその他の専門的経費を含む。また前述 の一般性を損なうことなく、本支出には以下の事項が含まれる。
- (i) 本投資信託に関連して委託者または受託者により任命された代理人(本投資顧問および本投資顧問により任命されたその他の顧問、販売会社、ならびに受託者が随時任命する副保管人を含むがそれに限定されない)の手数料、経費および支出
- (ii) 本投資信託に関する受託者の義務に関連して受託者により任命されたまたは相談された会計 士、法律もしくは税制の顧問、評価機関、仲介人、またはその他の専門職の手数料、経費お よび支出
- (iii) 信託財産の保護預り、保険、取得、保有および償還またはその他の取引ならびにそれらに付 随する議決権の行使に関連して発生するすべての者のすべての手数料、経費および支出(銀 行手数料、テレックスおよびファクシミリ費用、ならびに保険費用を含む)
- (iv) 所得に対するすべての租税を含む所得の徴収および配分の際に発生したすべての費用
- (v) 金利費用および外貨取引手数料、収益分配票の作成、発送および清算の費用ならびに被指名 人または代理人のすべての手数料を含むすべての銀行手数料
- (vi) 法的手続または行政手続関して発生するすべての費用
- (vii) 本投資信託またはファンドに関連した、受託者による委託者の経営調査に関するまたはその 他の受託者の義務の履行もしくは受託者の権限の行使に関する、委託者、登録機関、受益者 またはその他の者とのすべての通信費用
- (viii) 受託者もしくはその被指名人の名義による投資資産の登録、または投資資産の保有もしくは それらに関する権利証券の保管に関連して発生するすべての経費(銀行手数料、輸送または 運送等における損失に対する権利証書に関する保険、受託者の代理人に対する権利証書の保 護預り手数料を含む)
- (ix) 付属証書の作成およびそれに付帯するすべての費用および経費
- (x) 目論見書の作成、発行および更新、経済紙への価格相場および公告の掲載、ならびに本投資信託またはファンドに関するその他の書類の準備および発行(年次報告、半期報告および月次報告を含むがこれに限定されない)に際して委託者または受託者に発生した費用および経費(弁護士、会計士およびその他の専門職への手数料と印刷代を含む)
- (xi) 本信託証書に基づき作成、発行、または発送される小切手、受取票、納税証明書、計算書、 帳簿および報告書の作成および配布に関連したすべての文房具、印刷および郵便の費用
- (xii) 監査人の手数料および経費
- (xiii) 受益者名簿を維持するための委託者のすべての費用および経費
- (xiv) 本投資信託またはいずれかのファンドの受益者総会を開催するために委託者または受託者に 発生したすべての費用および経費
- (xv) 受益権を販売するまたは販売を予定する国または地域の規制当局に対して本投資信託または ファンドが支払うべきすべての手数料および投資対象市場への受益権の上場に関連するすべ ての手数料および費用
- (xvi) ファンドに対し格付け機関による格付けを得る手配のために委託者に発生したすべての費用 および経費
- (xvii) 本投資信託またはファンドに関する広告宣伝を行うために委託者またはその代理人に発生したすべての費用および経費

「本販売会社」 ファンドに関して委託者が販売者として任命する者。

- 「収益分配金公表日」ファンドに関して委託者が決定する、ファンドの受益権に対する収益分配金が公表され る日
- 「税金および手数料」 すべての印紙税およびその他の賦課金、税金、政府の手数料、評価手数料、財産 運用手数料、代理人手数料、仲介手数料、銀行手数料、送金手数料、登録手数料、通貨換算 手数料、ならびに信託財産の設定もしくは増加に関連した、または受益権の設定、交換、販 売、購入もしくは譲渡に関連した、または投資資産の購入もしくは購入の予定に関連したそ の他の手数料。ただし、受益権の発行に関して委託者または受託者が販売会社、代理人また は仲介人に支払うべき販売委託手数料、手数料、報酬および経費を除く。
- 「ファンド」 第4項に基づき設定された本投資信託の一つまたは複数のファンド。ファンドを一つまたは 複数の受益権のクラスにより構成することができる。
- 「当初募集」 いずれかのファンドに関して、受託者に支払われる受益権の対価の全部または一部が当該ファンドの最初の財産の取得に使用される予定となっている、当該ファンドの受益権の販売の申込。
- 「投資資産」 第6項に規定される、許容された投資対象資産。
- 「本投資顧問」 中央銀行の同意を得て委託者がファンドまたはその一部に関連して投資のコンサルタントま たは顧問として任命した者
- 「運用手数料」 各ファンドに関して委託者に支払われるべき手数料。当該ファンドの当初募集時までに当該ファンドの目論見書に委託者が規定する料率で、当該ファンドに関する信託財産の中から支払われなければならない。
- 「最低保有単位」 いずれかのファンドに関して、当該ファンドの目論見書に規定する、受益者一人につき保

有が要求される当該ファンドの最低受益権口数または最低受益権金額。

「最低資産価格」 いずれかのファンドに関して、当該ファンドの目論見書に詳述する、委託者が規定することのできる最低純資産総額。

「目論見書」 いずれかのファンドに関して、当該ファンドに関連して委託者が随時発行する目論見書また はその他の募集もしくは販売の書類。

「償還通知」 第13項に基づき受益者から委託者に送達される通知。

「受益者名簿」 第10項に基づき作成される受益者の名簿。

「登録番号」 各受益者に与えられる番号。

「規制市場」 第6項に定められる証券取引所または市場。

「本規則」 本件法に従い本投資信託に対して監督権を有する中央銀行または後継規制当局により採用されるあらゆる規則。

「本投資信託」 本信託証書により設定されるジャナス・セレクト・ファンドの名称の投資信託。本投資信託 は本信託証書に基づき設定される一つまたはそれ以上のファンドにより構成され、本投資信 託においては最大 100 ファンドまで設定可能である。本信託証書において本投資信託への言 及は別段の規定のない限り各ファンドへの言及も含む。

「信託期間」 本信託証書の日付から以下に規定する方法により本投資信託が終了する時点までの期間。

「受益権」 信託財産を表章する本投資信託に対する分割不可能な一個の持ち分を意味する。

「受益者」 受益権の保有者として当該時点において受益者名簿に記載されている者。共有者として記載されている者も含む。

「米国」 アメリカ合衆国(各州およびコロンビア特別区を含む) その領地、属領、およびアメリカ合衆国の管轄権に服するその他のすべての地域。

「US\$」または「米ドル」 米国の法定通貨である米国ドル。

「米国民」 委託者が別段に定める場合を除き、1933年米国証券法の下での規則において定義される「米 国民」

「対象ファンド」
いずれかのファンドが投資することのできるあらゆるファンド。

「価格」 特定の時点(本信託証書において個別に別段の規定がなされている場合を除く)における投資資産に関しては以下の価格を意味する。

- (a) 投資対象市場または店頭市場において上場されているかまたは取引が行われている資産(以下の(f)項および(g)項に述べるものを除く)で市場相場が容易に入手可能である場合は当該営業日のニューヨーク証券取引所の取引終了時(通常、ニューヨーク時間午後4時)における最終取引値により評価される(ただし、それが入手不可能である場合もしくは公正な市場価格を表すものではないと本管理人が判断する場合は当該有価証券の市場における主要な取引の最新仲値(最新の買い値と売り値の中間価格)により評価される)。ただし、投資対象市場において上場されているが当該証券取引所または店頭市場の外でプレミアムまたはディスカウントを付して取得されたかまたは取引された有価証券の価格は、受託者の事前の同意を得て当該有価証券の評価日時点のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮に入れて評価することができる。
- (b) 特定の資産について最新の入手可能な価格が、その公正な価格を反映していないと本管理人が判断する場合または価格が入手可能でない場合、当該価値は、本管理人が、そのための受託者の承認を得て、本投資顧問と相談の上、当該営業日のニューヨーク証券取引所の取引終了時(通常、ニューヨーク時間午後4時)における当該資産の償還可能価格に基づき十分に注意し誠意を持って計算される。
- (c) 資産が複数の投資対象市場において上場されまたは取引されている場合は、かかる資産の主要な市場であると本管理人が判断する投資対象市場における最終取引値または最新仲値が使用される。
- (d) 当該投資対象が、当該取引日においていずれの投資対象市場においても上場または取引されていない場合は、当該有価証券は、本投資顧問と相談の上、本管理人が十分に注意を払い誠意を持って決定した償還可能価格により評価される(本管理人はかかる目的に関して正当な権限を有する者であると受託者により承認される)かかる償還可能価格は以下の方法により決定される。
- (i) 購入原価を利用する、
- (ii) 購入後に相当量の取引が行われている場合は最終取引価格を使用する(ただし、本管理人が、 本投資顧問または本副投資顧問と相談の上、当該取引が通常の取引であると判断する場合に 限る)
- (iii) 本管理人が、本投資顧問または本副投資顧問と相談の上、当該投資対象の価値が下落していると信ずる場合は、かかる下落を反映させて割り引いた購入原価を使用する、または
- (iv) 本管理人が、本投資顧問または本副投資顧問と相談の上、仲介業者から得た仲値が信頼できると信ずる場合には、かかる仲値を、仲値が入手不可能な場合は買い値を使用する

上述の代わりに、本管理人は、本投資顧問と相談の上、委託者、本投資顧問または本副投資顧問により 任命されかかる目的のために受託者により承認された有資格の専門職が勧める、十分に注意を払い誠意 をもって見積もられた償還可能価格を使用することができる。

- (e) 現金およびその他の流動資産は、該当する営業日における額面価額で、および利息が発生する場合は発生した利息を加算して評価される。
- (f) 合同投資スキームの受益権は、最新の入手可能な純資産総額で評価される。
- (g) 取引所にて取引されている金融派生商品は、当該営業日時点の当該市場の当該商品の清算値により評価される。店頭取引の金融派生商品は当該取引日の前営業日の取引終了時の相手方当事者が提供した清算値により評価される。相手方当事者は当該商品を週1回評価し、当該商品の価格評価は相手方当事者から独立していて当該目的のために受託者が任命した者(本投資顧問の場合もある)により検証される。かかる取引所取引の金融派生商品の清算値が入手不可能の場合は当該商品の価格は、本管理人または当該目的のために受託者が任命した正当な権限のある他の者により十分な注意を払って誠実に見積もられた売却可能価格とする。
- (h) 基準通貨以外の通貨で表示された価格(投資資産であるか現金であるかを問わず)および基準通貨以外の通貨による借り入れは、本管理人が当該状況下で適当であると判断する為替レートで基準通貨に換算する。
- (i) 特定の投資資産について、上述の価格評価のルールに従って価格評価を行うことが不可能または不正確である場合には、本管理人は、当該特定の投資資産を正確に評価するために他の一般的に認められている価格評価方法を使用する権限を有する。ただし、受託者がかかる価格評価方法を承認していることを条件とする。
- (j) 以下の評価を行う意図が目論見書に記載されている場合には、ファンドの資産は価格評価の 償却(アモチゼーション)手法を用いて評価することができる。かかる評価方法では、ファ ンドの投資資産は当初はその原価で評価され、その後は満期(または 1940 年米国投資会社 法規則第2a-7 項により認められたその他の日)までディスカウントもしくはプレミアムの 定額償却を想定して評価される。短期有価証券にのみ投資を行うファンドの場合は、価格評 価の償却手法は残存期間 12 ヶ月以下の有価証券にのみ適用される。その他のファンドの場 合は、残存期間が6ヶ月以下の有価証券にのみ当該償却手法を適用する。本管理人は、週1 回資産の市場価値と価格評価の償却手法により決定された価格との不一致を見直す。しかし ながら、ファンドのいずれかの資産の市場価値が当該償却方法により決定された価格から 0.5%を超えても乖離した場合は、当該有価証券の価格決定はファンドの価値の希薄化を防ぐ ためにいかなる行為をなすべきかを考慮すべき立場にある委託者により見直される。乖離が 0.3%より大きい場合は、本管理人は乖離が 0.3%より小さくなるまで毎営業日価格の不一致 を見直す。取締役は当該償却方法が受益者にとって最も利益となり、ファンドの投資資産の 公正な価格評価を提供しつづけるものであることを確認するために価格評価の償却方法の利 用状況を監視する。価格評価の償却方法に基づき決定された有価証券の表示価格は、当該証 券が売却された場合にファンドが受け取るであろう価格より上下する期間がある場合があり、 また価格評価の償却方法は金利の変動およびファンドの投資資産の発行者の信用状態による 影響を受ける場合がある。固定金利付有価証券に本評価方法を用いる場合にはその残存期間 は 15 ヶ月以下でなければならない。変動金利付の有価証券については、(i)かかる償却価格 評価とほぼ同額の価値があると取締役が決定した場合、(ii) 1 年またはそれより短期間で金利 の見直しがある場合、および(iii)残存期間が2年以下である場合、に本評価方法が適用され る。

各ファンドの各クラスの受益権一口あたりの純資産総額は、毎営業日に1回、当該ファンドの資産総額から債務を差し引いた金額を当該ファンドの発行受益権口数で除して計算される。各ファンドは当該ファンドに明確に帰属する手数料および経費を負担する。いずれのファンドにも帰属しない本投資信託の債務は、当該債務の性質を考慮に入れて各ファンドの純資産総額または受託者が承認したその他の合理的基準に基づいて割り当てられる。

ファンドが複数のクラスの受益権から構成される場合は、各クラスの価格は各クラスに帰属する関連ファンドの価格の総額を計算して決定する。一つのクラスに帰属するファンドの価格の総額は、当該クラスの発行受益権口数を確定し、関連するクラスの費用および手数料を当該クラスに割り当て、当該ファンドから支払われる収益分配金がある場合はその総額を考慮した適切な調整を行い、それに応じて当該ファンドの価格を配分して決定する。クラスの受益権一口あたりの価格は、各クラスの価格を当該クラスの発行受益権口数で除して計算する。特定のクラスに帰属しないクラスの債用および手数料は、個々のクラスの価格に応じてまたは受託者が承認した手数料の性質を考慮に入れたその他の合理的な基準により各クラスの間で配分される。あるクラスに明確に関連するクラス費用および経費は、当該クラスが負担する。ファンド内の受益権のクラスが当該ファンドの基準通貨以外の通貨で価格を付けられて発行されている場合は、通貨換算の費用は当該クラスが負担する。

本投資信託、ファンドまたはクラスの価格を計算する場合、ならびに当該価格を、発行されているかまたは発行されているとみなす該当する本投資信託、ファンドまたはクラスの受益権口数によって除する場合には、

- (i) 委託者が発行に同意した受益権は発行されたものとみなし、本投資信託、ファンドまたはクラス(いずれか適当なもの)は、受託者の管理下にある現金および資産のみならず、発行することに同意した受益権に関連して受け取るべき現金またはその他の資産の総額も、税金および費用に関する引当てを考慮に入れて(現金に対して発行することに同意した受益権の場合)、これらを含むものとみなす。
- (ii) 第13項に基づき委託者が受託者に対し受益権の解約により本投資信託を減額する旨の 通知がなされたが、かかる解約がまだ実現していない場合は、解約される予定の受益権 は発行されていないものとみなし、本投資信託、ファンドまたはクラス(いずれか適当 なもの)の価格はかかる解約に応じて支払われるべき総額の分だけ減額されなければな らない。
- (iii) 本投資信託またはファンドの信託財産に含まれる投資資産の購入または売却が同意されたがかかる購入または売却が実現していない場合は、かかる投資はそれぞれ含まれまたは除外され、実現しなかったかまたは対価もしくは予定された対価が変更された場合は、委託者が適当と判断し受託者が承認する方法で調整が行われるが、かかる調整は、当該調整時点以前に行われた信託財産または受益権の価格の計算を無効にするものではない。
- (iv) 発生しているが未収の利息または配当の合計金額を信託財産に加算しなければならな (.)
- (v) 当該計算日までに本投資信託またはファンドに帰属する、支払うべきまたは還付される べきであると委託者が(監査人から必要な助言を得て)判断する税金の合計金額を考慮 にいれなければならない。
- (vi) 発生しているが未払いの管理費用を信託財産から控除しなければならない。
- (vii) 信託財産から適切に支払われるべきその他の債務の合計金額(実際の金額であるか委託者の見積金額であるかを問わず)を信託財産から控除しなければならない。

「円」 日本の法定通貨である円を意味する。

- (b) 法律または法律の条文への言及は、当該法律のその時点で有効な改正または再立法化されたものへの言及を含む。
- (c) 文脈と矛盾しない限り、
  - (i) 単数を表す語句は複数の意味も含み、逆もまた同じである。
  - (ii) 男性のみを表す語句は女性も含む。
  - (iii) 「者」のみを表す語句は、法人であるかを問わず、会社、団体、または個人の集合を含む。
  - (iv) 「できる(may)」の用語は許容と解釈され、「しなければならない(shall)」は命令であると解釈される。
- (d) ある通貨の金額を他の通貨に換算することが要求された場合には、本信託証書において特に規定のない限り、当該時点で委託者が決定する銀行による公式為替相場を使用してかかる換算を行うことができる。

#### 2. 本信託証書の法的拘束力

本信託証書の規定は、受託者、委託者、ならびに受益者およびそれらを通して個々に請求を行うすべての者を、かかる受益者および請求者も本信託証書の当事者であると同様に拘束する。受託者および委託者はそれぞれ本件法および適用規則に従って本投資信託上の義務を履行することを本信託証書において誓約する。

## 3. 受益者の権利

受益者は、受益権に関して本信託証書により明示的に付与された権利以外は、受託者に対しいかなる権利も有さず、また取得しない。いかなる個人、会社または法人も、受益権に関して受益者名簿にその者の名で登録されていない限り、受益者と認められない。

#### 4. 本投資信託の内容

- (a) 本投資信託は包括ファンド (アンプレラ・ファンド)であり、多数のファンドから構成される。当初の5ファンドは、トウェンティ・ファンド、バランスド・ファンド、フレキシブル・インカム・ファンド、ハイ・イールド・ボンド・ファンド、およびストラテジック・バリュー・ファンドである。
- (b) 各ファンドはすべての目的に関して独立別個のものであり、本信託証書において明示の規定がある場合を除き、いかなる場合も混同されてはならない。各ファンドは一つ以上の受益権のクラスから構成される。委託者は基準通貨以外の通貨で表示された受益権のクラスを設定でき、委託者は当該クラスに関して通貨ヘッジ取引を行うことができるが、その場合当該取引の損益は当該クラスの投資者に対してのみ発生する。当該受益権のクラスから発生した売買損益および収益は関連受益権のクラスに平等に分配および発生させなければならない。
- (c) 中央銀行の事前の承認を得て、委託者は随時追加のファンドを設定し、当該ファンドに関する新規の受益権を発行することができる。
- (d) 各ファンドは、本信託証書第5項の規定に従って申し込まれた現金または受託者に譲渡されたその他の投資資産によって当初構成され、受益権はそれらに関連して発行される。

- (e) 受益権を申し込む意思のある者が支払いおよび譲渡した金銭およびその他の財産は、当該金銭およびその他の投資資産の申込対象であるファンドに振り向けられ、当該金銭等に帰属する資産、債務、収入および費用は当該ファンドに配賦される。
- (f) (i) 各ファンドに関して、委託者は、当該ファンドに関するすべての取引を記録した個別の帳簿書類を作成 し、特に本信託証書の規定に従い受益権の発行代り金、投資資産、当該ファンドに帰属する債務、収入 および費用について記録する。
  - (ii) 資産がいずれかのファンドを構成する別の資産から派生している場合には、当該資産は委託者の帳簿上 それが派生した元のファンドに適用され、各評価の際には当該資産の価値の増減は当該ファンドに適用 される.
  - (iii) 特定のファンドに帰属しない資産がある場合には、委託者は、委託者の裁量により公正かつ合理的であると判断し受託者が承認した方法および基準で、当該資産を一つまたはそれ以上のファンドに割り当てる。委託者は受託者の同意を得ていつでも随時、それ以前には割り当てられていない資産に関して当該基準を変更する権限を有する。
  - (iv) 各ファンドは当該ファンドに関するまたは帰属する債務、費用または手数料を負担し、いずれの特定のファンドにも帰属しない債務、費用および手数料については、委託者は、委託者の裁量により公正かつ公平であると判断し受託者が承認した方法で割り当て、負担される。委託者は受託者の同意を得ていつでも随時、当該基準を変更する権限を有する。ファンドの設定時に発生した費用は、当該ファンドの期間または委託者が決定するそれより短い期間で償却される。
  - (v) 受託者の承認を条件として、本投資信託またはそれ以外の資産に対して債権者が訴訟手続をとった結果本信託証書に基づく本来の方法とは異なる方法で債務が発生する場合には、当該資産をファンドに対しまたはファンドから移転することができる。
  - (vi) 本信託証書に明示的に規定されている場合を除き、受益者は、本投資信託、受託者または委託者に対し、 受益権の保有に関するいかなる債務も負わずまたは支払いを求められることはない。
  - (vii) 各ファンドの資産は当該ファンドにのみ属し、その他のファンドから分離され、他のファンドの債務またはそれに対する金銭的請求を直接または間接に弁済するために使用されてはならず、かかる目的のために利用されてはならない。
- (g) 中央銀行および受託者の事前の承認を条件として、委託者は、ファンドを合同し、再分し、または再構成することができる。ただし、当該ファンドの受益者に対し、当該受益者が当該ファンドの受益権を償還する権利を有する取引日の2ヶ月前に通知し、またかかる通知は受益者に対する書面または国際的に購読されている日刊新聞紙の最低一紙上に掲載される公告によって行われなければならない。いかなる合同、再分または再構成も、当該ファンドの受益者の権利を損なうことなく実施されなければならない。委託者は、かかる再構成以後に保有される受益権の価値はかかる再構成以前の当該価値を下回らないことを保証し、かかる再構成の影響を受けた受益者に対し適切に修正された証書を発行する。

## 5 受益権の発行および転換

- (a) 当初募集時またはそれ以前に、委託者は各ファンドに関して、特に以下の事項が各ファンドに適用可能である限り、それらを明記する目論見書を発行しまたは発行させなければならない。
  - (i) 投資の目的、方針および制限
  - (ii) 収益分配金決定日および受益権の発行および償還が行われる取引日ならびに受益権の最低保有単位お よび最低資産価格
  - (iii) 受益権の当初発行価格、および申込金から委託者またはその代理人が控除する受益権発行時に委託者またはその代理人に支払うべき申込手数料
    - iv) 当初募集の期間
- (b) 受託者は新規受益権の申込みの意思のある者から申込金および受益権の申込みに際して譲渡されたその他の投資資産のすべてを、委託者が随時決定する条件(受益権の発行時の申込手数料の支払いに関する条件を含む)に従い受け取る。
- (c) 新規受益権の申込みに際して、委託者に対し支払われたまたは譲渡される(場合に応じて)金銭およびその他の 投資資産は、当該取引日(または目論見書で明記されたその他の日)から3営業日以内に委託者に対し支払われ または譲渡され、受託者に譲渡されるものとする。委託者が受益権の申込みを拒絶せず、また当該支払いまたは 譲渡の十分な価値を受領した場合には、当該受益権は設定され各取引日に発行されたものとみなされる。前述の ように支払われまたは譲渡された金銭およびその他の財産は、当該受益権が発行されたファンドの信託財産の一 部として受託者が保有する。
- (d) 本信託証書または本投資信託の設定に関して支払われるべきすべての税金および手数料は信託財産から支払われる。受益権の発行または償還時に支払われるべき税金および手数料は申込者または受益者(場合に応じて)が 負担する。
- (e) (i) 委託者は、目論見書に記載する受益権の発行手続に従って新規受益権の発行を受託者の計算で行いまたは 受託者に実行を指図する独占的権利を随時有する。新規受益権の発行は、取引日に行われまたは取引日を 効力発生日として行われるものとする。委託者は、受益者の申込みの一部または全部を受諾しまたは拒絶 する絶対的な裁量を有する。受益権の端数は委託者の裁量により発行することができるが、受益権の端数 にはいかなる議決権も与えられない。
  - (ii) 委託者は、委託者が適切であると判断する条件で、いかなる者に対してもその者が保有する投資資産との交換により受益権を発行する契約を締結することができる。ただし、以下の規定に従わなければならない。

- (A) 当該投資資産が受託者の満足する形で受託者に帰属するまではいかなる受益権も発行されない。
- (B) 上述したところに従い、かかる交換は、譲渡された投資資産の価値に等しい金額に、当該投資資産を現金で購入して取得した場合に含まれる税金および手数料の適切な引当金に相当すると委託者が判断する金額を加算し、当該投資資産の帰属に関して信託財産から支払われるべき税金および手数料に相当すると委託者が判断する金額を控除した支払金額の時価に相当する現金に対して発行されるであろう受益権口数を発行されるべき受益権口数とするという条件(信託財産から当該交換の費用を支払う旨の規定も含む)に従って行われる。
- (C) 受託者に対して譲渡されるべき投資資産は、委託者が決定する基準で評価される。ただし、本信託証書第1項の「価格」の用語の定義を適用して得られる交換日時点の最高金額を超えない価値であることを要する。
- (D) 当該交換の条件が既存受益者の権利の重大な侵害をもたらすものではないことについて、受託者 は満足しなければならない。
- (f) ファンドの受益権の当初募集の価格(およびその時点で支払われる申込手数料)は、委託者が決定し目論見書に記載される。それ以後は、現金または投資との交換により発行されるファンドの受益権の価格は、本信託証書第1項の価格の定義の記載に従って計算されたクラスまたはファンド(いずれか該当するもの)の受益権一口あたりの価格に、税金および手数料(ファンドに関する目論見書に詳細に記載されている申込者が本投資信託またはその他の当事者に対して支払うべき申込手数料を含む)に対する適切な引当金に相当すると本管理人が判断する金額を加算したものとする。
- (g) 委託者は受託者に対し、要求があれば、受益権のすべての発行および償還ならびにその発行および償還の条件、ならびにファンドの計算において取得することを指図する決定をした投資資産についての計算書、本信託証書に規定される権限に基づき委託者がファンドの計算において売却することを決定した投資の計算書、ならびに当該計算書の時点での信託財産の価格および各ファンドの発行受益権口数を確認するのに必要なその他の情報を随時提供しなければならない。
- (h) 委託者は受託者に対し、受託者の要求があれば、受益権の発行およびその発行価格の計算書ならびに受託者が当該時点で信託財産の受益権一口あたりの価格を確認するのに必要な情報を提供しなければならない。
- (i) 本信託証書の規定に従い、いずれかのファンド(以下「当初ファンド」という)の受益権の保有者は、委託者の事前の同意を得て、以下の条件に従い、随時当該ファンドの全部または一部を既存のまたは新たな設定が合意されている別のファンド(以下「新ファンド」という)に転換する(以下「転換」という)ことができる。
  - (i) 転換のオプションは、受益者(以下「申込者」という)が目論見書に記載されている手続にしたがった取 消不能の通知(以下「転換通知」という)を行い、委託者の要求があれば委託者が発行した受益権の所有 権の確認書もしくは委託者が発行したその他の証明書または委託者が満足する承継もしくは譲受けに関 する適切な証拠資料を添付することにより行使可能となる。
  - (ii) 取引日以外の日または取引日の取引期限以降に送達された転換通知に記載される受益権の転換は、当該転換通知を受領した日の翌営業日に行われる。
  - (iii) 当該転換通知に記載される当初ファンドの受益権の転換は、当初ファンド(ただし償還代金は申込者には 交付されない)の当該受益権の償還および新受益権の発行により行われる。本項に記載する特定の方法に より転換が行われた場合には、新ファンドの受益権は、転換される当初ファンドの保有受益権口数に対し てかつそれに比例して(またはほぼ比例して)発行される。当初ファンドの受益権に対して発行される予 定の新ファンドの受益権の割合は、本項の以下の規定に従って決定される。
  - (iv) 転換時に発行される新ファンドの受益権口数は、以下の算式に従って(または可能な限り従って)委託者 により決定される。

$$NS = \frac{(A \times B \times C) - D}{(E)}$$

ただし、

NS = 新ファンドにおいて発行される受益権口数

A = 転換される当初ファンドの受益権口数

B = 当該取引日に適用される当初ファンドの受益権の償還価格

C = 適切な原資産を新ファンドの表示通貨で再投資する場合に適用される実効為替相場で、当該 再投資の実際のコスト(費用)を反映させるのに必要な調整をかかる相場に対し行ったもの を反映する、取引日において委託者が決定する通貨換算要素

D = 乗り換えられる各受益権に関して支払う手数料の金額を超えないスイッチング(乗換え)手

E = 当該取引日時点の新ファンドの受益権一口あたりの純資産総額

- (v) 転換に際し、委託者は当初ファンドの受益権に帰属する適切な金額または価値の資産を、新ファンドの受益権に帰属させなければならない。
- (vi) 転換通知に記載される当初ファンドの受益権の新ファンドの受益権への転換は、転換通知の送達の翌取引日に確認されたものとして処理される。

## 6. 投資の許容範囲および投資対象市場

- (a) 信託財産は、目論見書に記載される当該ファンドの投資方針および投資制限に従い、また本件法および本規則に 従い、投資されなければならない。いずれのファンドの受益者も、本信託証書の付表に従って行われる通常決議 により、当該ファンドの投資の目的、方針、制限または禁止事項を変更することができる。ただし、かかる変更 に関する中央銀行の事前の承認が必要である。
- (b) ファンドが投資できる投資対象市場は、中央銀行の定める要件(ただし、中央銀行は承認された市場の一覧を発布しない)本信託証書に規定される。
- (c) 本件法および本規則に規定される条件および制限に従い、本投資信託はいずれのファンドの純資産総額の 100 パーセントまで、米国政府またはその機関により発行もしくは保証されたおよび米国政府の十分な信頼と信用の 裏付けを得て発行された譲渡可能な有価証券、または欧州連合の加盟国によって発行もしくは保証されたもしく はかかる加盟国の政府または地方行政機関により発行もしくは保証された譲渡可能な有価証券、またはスイス、ノルウェー、カナダ、日本、オーストラリアおよびニュージーランドの政府によりまたは世界銀行、欧州投資銀行、欧州石炭鉄鋼共同体、欧州原子力共同体、米州開発銀行、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、国債復興開発銀行および北欧投資銀行により発行もしくは保証された譲渡可能な有価証券に対し投資することができる。
- (d) 投資を許容された非上場の有価証券を除き、本投資信託は規制上の基準(すなわち規制を受けていること、定期 的に運営されていること、公認かつ公開されていること)に適合し、目論見書に記載される証券取引所または市 場において取引されている有価証券にのみ投資するものとする。目論見書に記載されている証券取引所および市 場は以下の一覧表から引用される。欧州連合内の証券取引所、ならびに米国、オーストラリア、カナダ、日本、 ニュージーランド、ノルウェー、またはスイスにおいて当該国の証券取引所関係法上の証券取引所に該当する証 券取引所、国際証券市場連盟により組織されている市場、NASDAQ、ニューヨーク連邦準備銀行により規制 されている政府公認ディーラーが行っている米国政府証券の市場、証券取引委員会および全米証券業者協会によ り規制されている政府公認ディーラーおよびセカンダリーディーラーならびに米国通貨監督長官、連邦準備制度 または連邦預金保険公社により規制されている銀行が行っている米国内の店頭市場、1988年4月付の「ザ・グ レー・ペーパー」: 卸売現金および店頭デリバティブ市場における規制: (およびその随時変更または改訂された もの)に記載されている「登録された短期金融市場機関」により運営されている市場、日本証券業協会により規 制されている東京店頭市場、ロンドン証券取引所により規制されている英国のAIM(代行投資市場)、および 以下の証券取引所において、上場され、相場が付されまたは取引されている投資。プラハ証券取引所、ブダペス ト証券取引所、ブラチスラバ証券取引所、ワルシャワ証券取引所、リュブリャーナ証券取引所、イスタンブール 証券取引所、香港証券取引所、ボンベイ証券取引所、クアラルンプール証券取引所、シンガポール証券取引所、 台湾証券取引所、タイ証券取引所、韓国証券取引所、バンガロール証券取引所、カルカッタ証券取引所、デリー 証券取引協会、ガウハーティ証券取引所、ハイデラバード証券取引所、ルジアーナ証券取引所、マドラス証券取 引所、プーナ証券取引所、ウッタルプラデシュ証券取引協会、ジャカルタ証券取引所、スラバヤ証券取引所、コ ロンボ証券取引所、深せん証券取引所、上海証券取引所、カラチ証券取引所、ラホール証券取引所、フィリピン 証券取引所、ブエノスアイレス証券取引所、リオデジャネイロ証券取引所、サンパウロ証券取引所、サンチチャ ゴ証券取引所、ボゴタ証券取引所、メデリン証券取引所、カラカス証券取引所、マラカイボ証券取引所、リマ証 券取引所、メキシコ証券取引所、テルアビブ証券取引所、ダッカ証券取引所、カイロ証券取引所、アルマン証券 取引所、カサブランカ証券取引所、モロッコ証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所、およびジンバブエ証券取 引所。かかる取引所および市場は中央銀行の要件に従って記載される。
- (e) 本信託証書の補足証書により、委託者および受託者は前述の第6項(d)に記載される一覧表に投資対象市場を追加することに合意することができる。かかる追加にあたり受益者の承認は必要ないが中央銀行の承認が必要とされる。

### 7. 信託財産の信託

受託者はすべての信託財産を所有し、本信託証書に別段の規定がある場合を除き、受託者が保有する信託財産は、本信託証書の規定に従い、各ファンドについてその受益者がそれぞれ保有する受益権口数に応じて受益者のために信託保有される。本信託証書の規定に従い、各ファンドに関する信託財産は単一の共通の資金として保有され、いずれの受益権も、ファンドまたは本投資信託の信託財産の特定部分に対する利益または持ち分を与えるものではない。

#### 8. 信託財産との取引

- (a) 本信託証書の規定に従い、ファンドの信託財産の一部を形成すべきすべての現金およびその他の投資資産は、受託者に支払われまたは譲渡され、委託者または本投資顧問(かかる権限が本投資顧問に委任されている場合)が一般的に決定する時点および方法で全般的に受託者による投資資産の取得に充当されなければならない(ただし、委託者が適当であると判断する暫定的な期間、ファンドの一部を現金または当座もしくは普通勘定において暫定的に保有することができる)。また本項の規定により委託者および受託者に付与された預金および投資の権限の一部または全部は受託者が受領する収益にも同様に適用される。前述の一般性を損なうことなく、受託者またはその代理人もしくは被指名人は、投資資産に関連するすべての無記名証券を保有しもしくはかかる無記名証券を証券機関に委託し、すべての記名有価証券(証券機関に保管される記名有価証券を除く)の所有者として登録される。ただし、本投資信託の名義で登録することが市場慣行であり受託者の事前の同意がなければ投資資産を譲渡、交換または引渡しできない場合は本投資信託の名義で登録するものとする。また、受託者またはその代理人もしくは被指名人は、その他の財産もしくは投資資産が、それらに関する権利および利益が受益者の利益となる効力を生ずることを保証する方法で保有されるよう、受託者の満足するように委託者と取り決めを締結する。
- (b) 該当する目論見書に記載される投資方針および投資制限、ならびに本件法および本規則およびそれらに基づき中

央銀行が制定する適用規則に従い、また本信託証書の条件に従い、投資資産および投資資産に関連して受託者に帰属するすべての権利は、すべての事項に関して委託者が随時指図する方法で受託者によって取引される。委託者はかかる指図を与える場合に当該投資の実質上の所有者であるかのように投資またはその一部の取引または処分を指図するすべての権限を有する。

- (c) 受託者は、常に本信託証書(および特に上記第8項(b)) 本件法および本規則ならびに中央銀行が制定する適用 規則の規定に従い、以下の権限を有する。
  - (i) 当該投資の信託財産の全部または一部を適当であると判断する期間保有すること
  - (ii) 金銭の形態になっていない信託財産の一部を売却し、支払いを要求し、または金銭に転換すること、なら びに投資資産を変更および入れ換えること
- (d) 委託者は、中央銀行および受託者に通知した後、本投資信託またはその一部の運用および管理を正当な権限を有する代理人、個人または会社に委託することができ、特に前述の一般性を損なうことなく本投資顧問または他の正当な権限を有する個人もしくは会社を投資顧問または委託者として任命し、また本管理人またはその他の正当な権限のある個人もしくは会社を管理人に任命することができる。本投資顧問は、中央銀行の事前の承認を得て、その義務の履行を補助するために一つもしくはそれ以上の本副投資顧問またはその他の代理人(本副投資顧問を含む)を任命する権限を与えられる。本投資顧問もしくは上記に基づき任命された投資顧問または本投資信託の運用もしくは管理が委託された代理人、個人もしくは会社は、委託者に対し、委託者の本信託証書上の義務の履行の便宜を図るために委託者から要求される役務、助言、情報および補助を提供しなければならず、また信託財産に関して委託者に代わって指図を行うことができ、かかる役務、助言、情報および補助の報酬として本投資顧問および委託者によって随時合意される手数料を受領する。さらに委託者は本販売会社を本投資信託の販売会社として任命しなければならず、また受益権の販売および償還に関して一つ以上の追加の販売会社を任命することができる。本販売会社はファンドの受益権を販売するために承認された販売代理人(関連会社も可)を指定することができる。委託者は、委託者が指定した代理人の手数料および費用(本管理人、本投資顧問、および本販売会社の手数料および費用を含むがこれに限定されない)を当該ファンドの資産から支払うことができる(ただし、かかる手数料および費用またはかかる手数料および費用の合計限度額は目論見書に記載されること)。
- (e) 受託者は、委託者の許可を得て、ファンドの計算において随時借入を行う権限を有する。ただし、かかる権限を 行使する意思があることを当該ファンドに関する目論見書に記載されていることが必要である。受託者は、借り 入れに関する契約に基づき、受託者が借入金額に相当すると判断するファンドの信託財産の金額を、預金の払戻 しを規定する条件に従い、借入の返済期限と同時に(および一回より多い場合は各回において当該借り入れに対 して当該預金が負担する割合が維持されるように ) 貸し主またはその他の者に対して預金することができる。 受託者は、借り入れおよびそれに対する利息または費用を担保する目的で、委託者の要求により、信託財産の全 部または一部に対し方法の如何を問わず担保を設定することができる。ただし、引き渡される資産の価値は常に 借り入れを担保するまたは継続するのに必要な最低金額でなければならない。しかしながら、かかる担保の結果 として信託財産の一部またはそれに関する権利証券の一部が所定の期間受託者以外の者により保管または管理 される場合には、受託者はかかる信託財産もしくはその関連部分またはそれらに関する権利証券(投資資産の登 録を含む)の保管または管理に対して責任を負わない。かかる担保は、いかなる場合もその他の者に対して信託 財産のいかなる部分も担保に入れないこと、証拠金を提供する目的またはその一部を保証、担保、返済もしくは 処分する目的で使用しないこと、または受託者以外の者がそれに関して権利を有するかのように当該担保を取り 扱わないことを趣旨とする、貸し主または前述のその他の者が作成した誓約書の条件に従って設定される。受託 者は、本信託証書に基づく借り入れ契約の結果発生した価格の減少により受益者が被った損失を理由とするいか なる責任も負わない。
- (f) 委託者はいつでも本信託証書の規定に従って都合良く適用または取引できなかった元金の性格を有する現金を 受益者に返還することを決定でき、受託者は当該現金を受益者が各自保有する受益権口数に応じて受益者間に分 配しなければならない。
- (g) 委託者は、いつでも、基準通貨以外の通貨により元金、配当もしくは利息を支払われる投資資産の取得、保有もしくは売却を目的としてもしくはそれに関連して、またはヘッジ取引に関連して、ファンドの名義で為替取引を行う(またはその条件を変更する)ことができ、また受託者に対し為替取引を行う契約を締結するように要求することができる。これらにより発生した費用および手数料は信託財産から支払うことができる。かかる取引もしくは変更または前述の契約は、本信託証書の第9項に従い受託者または委託者(受託者の承認を条件とする)との間で行われ、その者はかかる取引等から発生するすべての利益を自己の使用および利益のために保有する権利を有する。
- (h) 委託者は、効率的なポートフォリオ運用のために、受託者および中央銀行(必要とされる場合)の承認を得て、かつ中央銀行が随時制定する規則に従って、信託財産を構成する投資資産またはかかる投資資産の権利証券もしくは権利を証する証明書を、第三者(委託者および受託者の関連会社を含み、かかる取引から発生した利益を明らかにする責任を負わない。ただしかかる取引が通常の条件での対等取引であること)に対し等価の投資資産の再譲渡を含む条件で貸し付けるかもしくは譲渡すること、またはそれぞれの場合に担保付きもしくは無担保でかつ適切と思われる条件でレポ契約もしくはリバース・レボ契約を締結することができる。また委託者は貸し付けた投資が借入人もしくはその他の名義に書き換えられ議決権を行使されることを許可することができる。受託者および委託者の双方とも、かかる借入人の債務不履行に関して責任を負わない。受託者は、委託者と協力して第8項(h)を実行するために必要な譲渡および代理権授与を実行しなければならない。
- (i) 委託者は、(i)中央銀行が規定した条件および制限に従い、効率的なポートフォリオ運用のためのファンドの資産 負債総合管理に関して、および(ii)ファンドの資産負債総合管理との関連において為替相場のリスクに対する防 御を提供する意図で、技法および手段を用いることができる。

- (j) ヘッジ取引に関する委託証拠金および保証金を提供することを目的として、受託者は以下の事項を行うことができる。
  - (i) 委託者の指図に従い、規制市場ならびに組織化されたオプションおよび先物市場の規則が認めるところにより、または市場慣行に従って、または相手方当事者の要求どおりに、信託財産の一部を構成する投資に担保を設定し、または見返りの担保の有無にかかわらずかかる財産を第三者に譲渡すること。
  - (ii) 投資資産または現金を、当該関連市場に対し、またはかかる市場により管理され委託証拠金および保証金 および担保を受け取る目的で使用されている会社に対し、または受託者の被指名人に対し、帰属させること。
  - (iii) 委託者の指図に従い、規制市場ならびに組織化されたオプションおよび先物市場の規則が認めるところにより、銀行の保証を与えまたは取得し(およびそれに対する必要な担保を提供し)、かかる市場もしくはかかる市場により管理され証拠金および保証金および担保を受け取る目的で使用されている会社に対しかかる保証金を預託すること。ただし、本信託証書のいかなる規定も、受託者または受託者もしくは委託者が一員である会社グループ内の会社が通常の取引条件に従って証拠金および保証金を提供すること、ならびにそれらから発生した利益を自己の使用のために(それらに関する明細を明らかにする責任を負うことなく)保有する権利を妨げるものではない。
- (k) 受託者および委託者は、本信託証書に基づく効率的なポートフォリオ運用の目的のために実行された取引から発生した信託財産の価格の減少により受益者が被る損失を理由とするいかなる責任も負わない。また本件法および本規則に基づき負う義務を除いて、受託者および委託者は、本項の実施およびそれに関する契約から直接的または間接的に発生してそれらの者が負担する債務、費用、請求または要求に関して、信託財産から補償され遡及する権利を有する(ただし、委託者または受託者の過失、詐欺行為、不誠実、義務の意図的不履行もしくは違反、に関しておよびその場合に限り、かかる補償は与えられない)。ただし、委託者および受託者のいずれも、本信託証書に従って投資資産を担保として差し入れたかまたは権利を帰属させた相手方の行為または不作為に対して責任を負わない。
- (I) 委託者は、無担保で保有される現金を第三者の銀行または機関に対し定期性の預金勘定もしくは当座勘定のいずれかに振り替えるよう、受託者に指図することができる。受託者は、特定の適正な指図に従って行動した場合には、いかなる理由により発生した当該第三者の銀行もしくは機関の不履行、またはかかる預金の結果発生した損失に関しても責任を負わない。
- (m) 受託者は、投資の保有者として自己またはその被指名人が受領したすべての総会の通知、報告書、案内状、およびその他の連絡物を委託者に遅滞なく転送するものとする。
- (n) 本信託証書において別段の定めがある場合を除き、受託者は、いつでも、受託者またはその被指名人が実際に受領した投資資産に関連する権利または価値のすべての書類を自ら保有しまたはその代理人による保護預かりにしなければならず、信託財産の保護預かりについて責任を負い、信託財産からの純利益を受領する。
- (o) 1942 年 1998 年中央銀行法の規定に従い、本信託証書のいかなる規定も、受託者または受託者の持株会社もしくは子会社または受託者の持株会社の子会社(ただし、当該会社が銀行である場合)が、受託者の取引銀行となること、または受託者の計算において当座預金もしくは普通預金に現金を保有すること、または委託者もしくは受益者と金融、銀行もしくはその他の取引を行うことを禁止するものと解釈されてはならない。、かかる預金が受託者の知る限りにおいて受益者の利益を損なう場合には受託者または当該会社に対し金銭を預託してはならず、かかる金銭を預託された当事者は通常の銀行の慣行に従って利息を受領するものとする。前述の規定に従い、受託者およびその他の当該会社は、所定の期間手元にあるかかる金銭(当座預金か普通預金であるかにかかわらず)から生ずる利益に対して自己の使用のために保有する権利を有する。
- (p) 本項の規定は、網羅的とみなされるものではなく、またファンドに関する唯一の排他的な手続および授権である とみなされるものではない。

#### 9. 投資資産の購入制限

受託者もしくは委託者またはそれらのいずれの関係者も、受託者に対するまたは受託者の計算による投資資産の売却もしくは購入の際に、本人として売却、購入または取引してはならない。ただし、かかる取引が対等の立場で取引された通常の商業上の条件よりも不利でなく、かつ以下の条件を満たす場合にはこの限りではない。(i) 受託者が独立かつ正当であると承認した者による、かかる取引に関する証明付の評価が得られること、または(ii) かかる取引が組織化された投資物件の取引所においてその適用されるルールに従って最良の条件で行われること、または(iii) 上記(i)(ii)のいずれも実際的ではない場合は、受託者もしくは取締役(受託者が関係する取引の場合)によって承認された、対等の立場で取引された通常の商業の条件により実行されたと同様の条件によって取引が行われること。取引は受益者の最良の利益と一致しなければならない。

#### 10. 受益者名簿

- (a) 受益者を記載した受益者名簿が作成されなければならない。
- (b) 発行された受益権は、受益者名簿への記帳により表示される。受益者名簿に記載されている受益者には所有権の確認書が発行される。委託者は受益者が保有する受益権口数を表示した、委託者および受託者の署名のある証明書を発行することができる。ただし、かかる発行は義務ではない。
- (c) 受益者名簿は委託者によりまたはその管理下で保管される。委託者は、受益者名簿を管理する目的でその代理人として別の者を任命することができる。ただし、以下の事項につきかかる者の書面による確認がなされることを要する。
  - (i) 本信託証書の条件に従い受益者名簿を管理すること

- (ii) 受託者の書面による同意がない限り受益者名簿の様式または管理方法への変更を認めないこと。
- (iii) 要求がある場合には、受益者名簿およびその管理方法に関して受託者または中央銀行が要求する情報または説明を提供すること。
- (iv) 受託者およびその代表者ならびに中央銀行およびその代表者に対し、アイルランドの通常の営業時間中いつでも、事前の通知の有無にかかわらず、受益者名簿ならびに付属の書類および記録を閲覧できる機会を与えること。
- (d) 受益者名簿には以下の事項が記載される。
  - (i) 受益者の氏名および住所または登録事務所
  - (ii) 各受益者が保有する受益権口数、かかる受益権が関連するファンド名およびかかる受益者の登録番号
  - (iii) 各受益者の氏名が記載されている受益権に関してその氏名が記載された日付
- (e) 受益者名簿は、受益権に対して権利を有するそれぞれの者に関する確定的な証拠であり、明示された、推定的な、 黙示のまたは法定のいかなる信託に関する通知も、当該受益権に関する受益者名簿には記載されない。
- (f) 受益者名簿に記帳された受益者の氏名または住所の変更は、書面により速やかに受託者に通知されるものとし、 受託者がかかる通知が満足のいくものと認め、かつ受託者が要求する手続がすべて遵守されている場合には、受 託者は受益者名簿を変更しまたはそれに従って変更させるものとする。
- (g) 受託者および委託者は、受益者名簿に記載された受益者をかかる記載のある受益権に関してその絶対的所有者であると認め、それと異なる通知に拘束されずまたはそれによりいかなる信託の実施に留意しもしくは配慮する義務はなく、すべての者は受益者名簿に従って行動することができる。本信託証書において別段の規定がない限り、また正当な権限のある裁判所による命令がある場合を除き、または法令により要求された場合を除き、受託者は、かかる受益権の所有権またはそれに付随する権利に影響を与えるいかなる信託またはエクイティ上の権利を(かかる通知を受け取った場合も)認める義務はない。かかる受益者が保有する受益権に関して支払われるべき金銭をかかる受益者が受領することにより、受託者は完全に免責される。
- (h) 法人は受益者または共同受益者として登録することができる。
- (i) 委託者もその代理人も、受益権の共同所有者として4名を超える者を登録する義務はない。
- (j) 証書が損傷もしくは汚損した場合または紛失、盗難もしくは毀損した旨の申し立てがあった場合は、旧証書の引渡しを条件としてまたは(紛失、盗難もしくは毀損した旨の申し立ての場合は)証拠および損失補償に関する条件に従って、かつ受託者または委託者(受託者の承認を得て)が適切であると判断する金額のかかる要求に関連した例外的に発生した実費を支払うことを条件として、要求があれば、同じ受益権を表示する新規の証書が受益者に対し発行される。
- (k) 受益者は、委託者に事前に連絡をして、通常の営業時間内に委託者の登録事務所において受益者名簿を閲覧する 権利を有する。

## 11. 受益者名簿の変更

新規受益権の申込者(かかる申込者が本人または代理人のいずれとして行動するかにかかわらず)が当該受益権に対する支払金額を支払わない場合は、受託者は、委託者がその完全な裁量により十分であるとみなして受託者に提供した証拠に基づき、受益者名簿に必要な変更を行う。ただし、かかる新規受益権は設定されなかったとみなされ、その結果かかる受益権が発行された本投資信託は減額される。

## 12. 受益権の譲渡

- (a) 受益者名簿に登録された受益者は、共通書式または受託者が随時承認するその他の書式による証書により、自己 が保有するいずれかの受益権を譲渡することができる。
- (b) 譲渡証書はすべて譲渡人が署名するものとし、譲受人の名前が当該受益権に関する受益者名簿に記帳されるまでの間、かかる譲渡人が当該譲渡が予定されている受益権の保有者であるとみなされる。各ファンドにつき各個別の譲渡証書が必要である。譲渡証書は捺印証書である必要はないが、第30項において記述する譲受人の資格に関する証明書が添付されなければならない。
- (c) (印紙税の納付のため)押印の必要な譲渡証書は、譲渡人の権利または受益権を譲渡する権利を証明するために 受託者が要求する証明書または書類を添付して、適式に押印の上、登録のために受託者(またはかかる目的のた めに受託者に指名された者)に預けられる。
- (d) 受託者(またはかかる目的のために受託者に指名された者)は、譲渡により譲渡人または譲受人の保有する受益権が最低保有単位を下回る場合には、かかる受益権の譲渡の登録を拒否することができる。
- (e) すべての譲渡証書は登録されなければならず、受託者がこれを保有することができる。
- (f) 本項に基づいて行われた譲渡以外の方法による受益者名簿上に表示された受益権の譲渡または譲渡であると称するものは、譲受人に対してかかる譲渡を登録する権利を与えるものではなく、またかかる譲渡または譲渡であると称するもの(前述の場合を除く)の通知は受益者名簿に記帳されない。
- (g) 受益権の譲渡において、譲渡される受益権価格の5%以下の手数料を請求することができるが、その場合当該手数料は目論見書に記載されるものとする。

#### 13. 受益権の償還通知

- (a) 受益権の償還は取引日において行うことができるが、目論見書および本信託証書の規定する手続に従って、受益者が委託者に対して受益権の全部または一部の償還を要求する償還通知を行う必要がある。償還代金は目論見書に記載される手続に従って支払われる。
- (b) 償還通知の送達に関する要件および取引日に償還が実行されるための償還通知の送達期限は目論見書に記載さ

れる。

- (c) 償還通知は、委託者が要求する受益権の所有に関する証拠を受益者が提示するまでは、有効とならない。
- (d) 委託者は受託者に対し、解約される受益権口数、該当するファンド名、およびそれらに関して受益者に支払うべき金額(次項の規定に従い計算される)を明示する通知を送達することにより、本投資信託の減額を行う。本投資信託を減額する通知を送達する前に、委託者は、受益権の減額および解約に際して受益者に支払うべき金額を支払うのに十分な現金が当該ファンドの信託財産に含まれている(または売却が合意されていた投資の売却が完了した場合に含まれる)ことを確認する義務を負う。
- (e) 委託者は、受益権の申込者に対して再販売するために、委託者が保有する受益権を買い取ることができる。ただし、かかる受益権の買い取りおよび売却は本信託証書第5項(f)および第14項(a)に規定される金額より不利であってはならず、かつ目論見書にその旨を記載しなければならない。
- (f) いずれかの取引日における償還要求がファンドの発行済受益権の 10 パーセントを超える場合には、委託者は 10%を超過する分の償還通知を後日の取引日に延期することができ、その場合は償還すべき残高に応じた割合でかかる後日、取引日に当該受益権を償還しなければならない。委託者は、受益者の通常決議による承認を得て、償還要求に応じて受益者に対し本投資信託の資産を譲渡することができるが、本投資信託または関連ファンドの資産の5%以下に相当する受益権の償還請求でかつ、当該償還請求を行った受益者の同意を得た場合には、当該配当が残りの受益者の利益に不利にならないことを条件として、当該資産を通常決議の承認なしで譲渡することができる。当該償還請求を行う受益者が要求した場合には、委託者が当該資産の売却を行うことができ、その売却利益が受益者に送金されるものとする。
- (g) 受益者が委託者に対し償還通知をした場合で、かかる通知を受領した場合に当該受益者の保有受益権口数が最低 保有単位を下回る結果となる場合には、委託者はかかる償還通知を当該ファンドにおいて当該受益者が保有する すべての受益権に関する償還通知であるとして取り扱う。しかしながら、委託者は、受益者に対し、書面により、 最低保有単位に達するための追加の受益権を購入するために 30 日間の猶予を与える旨の通知を行わなければな らない。
- (h) 当該償還が実行された取引日から6年以内に請求されなかった償還代金は、当該償還代金に対する権利を有する 受益者のために、委託者またはその被指名人が管理する別の勘定に振り替えられる。
- (i) 委託者が、受益者による受益権処分(株式の買戻し、受益権の譲渡、もしくはその他であるかを問わず)において、または受益者への配当の支払い(現金もしくはその他であるかを問わず)において、税金の控除、留保、支払を行う必要がある場合、委託者は、買戻し費用控除後、かかる税金を支払うのに十分な程度に受益者の受益権数を、買戻し消却するよう手配する権限を有し、委託者は、譲受人から居住地または地位等の必要事項を記した届出を受領するまで、譲受人を受益者として登録することを拒否することができる。委託者は支払うべき税額が支払われるよう手配を行うものとする。
- (j) 委託者が受益者から受益権買戻しの請求を受けた場合で、その受益権に関して委託者が税金の支出、控除、また は留保を行う必要がある場合は、委託者は、買戻しの利益から委託者が支出、控除、または留保しなければなら ない税金を控除する権限を有し、支払うべき税額が支払われるよう手配を行うものとする。

#### 14. 償還価格の計算および支払い

- (a) 受益権の償還および解約に際して支払われるべき金額は、本信託証書第1項の「価格」の定義の記述に基づき計算されたクラスまたはファンド(いずれか適切な方)の受益権一口あたりの価格から、(i)目論見書に記載されていて償還代金の3%を超えない償還時に支払う償還手数料(CDSCの場合を除く)、および(ii)関連のある場合には税金および手数料に関する適切な引当金であると委託者が判断する金額(各ファンドに関する目論見書により詳細に記述されている)を控除したものとする。
- (b) 受託者は、受託者がかかる支払いを行うのに十分な資産を保有し、かつ受託者と委託者の間で他の支払いに関する協定が合意されていない場合には、受益者に対し、償還されるべき受益権に関して支払うことが明示されている金額を支払う。かかる支払いおよび引渡しにより当該受益権は直ちに消却され発行数から差し引かれる。
- (c) 受託者は、自ら望む場合には、委託者に対し、解約された受益権に関する支払金額の計算が正当であることを説明するよう要求する権利を有する。
- (d) 委託者は、以下の期間、ファンドの信託財産の価値の決定ならびに受益者に対する発行および償還を一時的に停止することができる。
  - (i) 当該ファンドの投資の重要な部分にとっての主要投資対象市場である投資対象市場が閉鎖されているか、またはそこでの取引が制限もしくは停止されている期間(通常の休日または通例の週末の閉鎖を除く)
  - (ii) 当該ファンドの資産の重要な部分を構成する投資をファンドが処分することが実際上実行可能でない結果として緊急事態が存在する期間
  - ( ) いかなる理由であれ、委託者が当該ファンドの投資の価格を合理的に、速やかに、または正確に確認できない期間
  - (iv) 当該ファンドの投資の換価またはそれに対する支払いに伴うかまたは伴うであろう送金が、通常の為替相場では実行できないと委託者が判断する期間、または
  - (v) 当該受益権の売却または償還の代金が当該ファンドの勘定に対しまたはそこから送金できない期間
- (e) かかる停止は、それが14日間を超えそうであると委託者が判断する場合には、それにより影響を受けるであろう者にとって適切であると思われる方法で委託者により公表されなければならず、受益権の発行または償還を要求する投資者に対しては申込み時点またはかかる発行もしくは償還の取消不能の書面による要求を行った時点で受託者がこれを通知する。
- (f) 受益権の価値および受益権の発行または償還の停止は、いかなる場合もかかる停止が行われるのと同じ営業日以

内に委託者から中央銀行および受託者に通知されなければならない。適切な場合には、委託者はかかる停止を可 及的速やかに終了させる合理的な手段をとらなければならない。

#### 15. 収益分配

- (a) 委託者は、以下の規定に従い、収益分配公表日のアイルランドにおける営業時間の開始時に、受益者名簿上の受益者に対し随時ファンドまたはファンドのクラスの収益の分配を発表できる。各ファンドの収益分配方針は各ファンドに関する目論見書に規定される。各ファンドにより分配可能な金額は、各ファンドが受領した純収益(配当、利息等の形態により)および収益分配の合理的な水準を維持するために必要であると委託者が判断する場合には実現した譲渡益の純額から未実現の譲渡損失を控除した金額である。
- (b) 委託者は、本信託証書の付表に従いファンドの受益者総会における通常決議による承認を得て、分配金または当該ファンドのいずれかの資産により当該ファンドの受益者に対し現物による収益の分配を行うことができる。
- (c) 収益分配の支払方法は関連する目論見書に規定される。上に述べた事項の一般性を損なうことなく、委託者は、各受益権に関する分配金またはその他の支払うべき金額を電信送金により、または受益者もしくは合同受益者の場合にはその中の一名の登録住所宛または当該受益者もしくは合同受益者が指定する者および住所宛に、小切手もしくは証書を普通郵便により送付することにより送金することができる。委託者はかかる送金に関して発生するいかなる損失についても責任を負わない。
- (d) 分配金の支払期日から6年以内に収益分配金の権利を有する者による請求が行われなかったファンドの収益分配金は失権し、以後信託財産の一部となる。
- (e) 委託者が受益者への配当を支払おうとする場合、委託者は、配当から当該配当に関して委託者が負う税金を支払 うために必要な額を控除する権限を有し、支払うべき税額が支払われるよう手配を行う。

#### 16. 年次報告書および中間報告書

- (a) 委託者は毎年最低 1 回、監査人により年次報告書を監査させその認証を受けなければならない。当該年次報告書は中央銀行が承認した様式により作成され、本件法および本規則により要求される情報を記載しなければならない。当該年次報告書には、本投資信託の現状に関する受託者の報告書および中央銀行が要求する追加情報を記載しなければならない。
- (b) 前述の年次報告書は、毎年最低1回、かかる年次報告書が対象とする期間の終了後4ヶ月以内に委託者から受益者に対し送付される。
- (c) 年次報告書および本項で述べた報告書にそれぞれ添付される監査証明は、それぞれに添付される計算書または報告書(場合に応じて)が各ファンドおよびそれに関係する委託者の会計簿および記録に基づき検査され、監査人が必要とするすべての情報および説明を入手したことを言明するものとし、監査人は、当該計算書および報告書が監査人の意見では当該会計簿および記録に従って適正に作成されたものであり各ファンドの現状を真正かつ公正に概観するものであるかどうか、および会計簿および記録が監査人の意見では本信託証書の規定に従い適正に作成されたものであるかどうか、を報告するものとする。
- (d) 監査費用は本投資信託から支払われ、受託者が支払った場合には委託者またはその代理人が本投資信託からその 費用を支弁する。
- (e) 委託者は本投資信託に関して各会計年度の前半6ヶ月の未監査の中間報告書を作成しなければならない。当該中間報告書は中央銀行が承認し本件法および本規則に規定された様式で作成されなければならない。
- (f) 中間報告書は、当該中間報告書が対象とする期間の終了後2ヶ月以内に、委託者から受益者に対し送付される。
- (g) 委託者は中央銀行が義務づける月次報告書またはその他の報告書を中央銀行に対し提供する。

#### 17. 受託者の権利、権限および義務

- (a) 受託者は、
  - (i) 受益権の販売、発行、買戻し、償還および解約が本件法および本信託証書に従って行われていることを保証する。
  - (ii) 価格が本信託証書に従って計算されていることを保証する。
  - (iii) 本件法および本信託証書に抵触しない限り委託者の指図に従う。
  - (iv) ファンドの資産に関する取引に際し、特定の取引における通常の市場慣行に合致した期間内に受託者に対し対価が送金されることを保証する。
  - (v) 本投資信託の収益が、本信託証書に従って充当されることを保証する。
  - (vi) 各会計年度において、委託者の行為を調査し受益者にその報告を行う。
  - (vii) 本件法に基づき作成が義務づけられている受託者の報告書を、委託者がかかる報告書の写しを本件法および本規則に基づき要求されている年次報告書に含めることができるよう適時に委託者に対し引き渡すこと。受託者の報告書においては、当該期間中、本投資信託が受託者の意見では以下のように運用されていたかを報告する。
    - (I) 本信託証書および 1990 年ユニット・トラスト法に基づき付与された権限を有する中央銀行により 委託者および受託者の投資および借入れの権限に課せられた制限に従っていたこと。
    - (II) その他の点で本信託証書および本件法の規定に従っていたこと。委託者が前述の(I)または(II)に従っていない場合は、受託者はその理由を示し、事態を是正するために受託者がとった措置を示さなければならない。本第 17 頃(a)にもとづき受託者に課せられた義務は、受託者から第三者に対し委託することはできず、またアイルランド内において履行されなければならない。
- (b) 第 17 項(f)に従いかつそれを損なうことなく、委託者は、受託者およびその取締役もしくは役員に対し、受託者

が受託者として行動する際に被ったかまたは負担したいかなる種類のおよびいかなる方法により発生したすべての損失、債務、要求、損害、費用、請求または経費(弁護士費用の全額、かかる補償を強制履行するまたは強制履行を試みる際に発生したその他の費用および手数料、ならびに解決のために合理的に支払われた金額を含むがこれに限定されない)についてもそれらを補償するとともにそれらにより損害を与えないものとする。ただし、受託者による過失、詐欺行為、不誠実、義務の意図的不履行もしくは違反の場合を除く。

- (c) いかなる場合も、受託者自身は、委託者の資産に対するもしくはそれに関する、またはそれらの収益もしくは利益に対する税金およびその他の政府の課税金を課せられることはない。受託者は、すべてのかかる取引および課税金、受託者もしくは副保管者に対して課せられる税金もしくは課税金、ならびにかかる税金もしくは課税金に関して受託者もしくは副保管者が負担した経費(弁護士費用の全額を含むがこれに限定されない)、利息、延滞金および加算税に対して、該当する資産から補償を受ける。ただし、受託者がアイルランドの法律にもとづき本契約による報酬から発生する収益に対して課せられる税金に対しては補償されず、さらに受託者は、受託者による過失、詐欺行為、不誠実、義務の意図的不履行もしくは違反の結果発生した税金もしくは課税金に対しても補償されない。委託者はいつでも、受託者が本項にもとづき委託者に対して請求をする結果となりうる受託者に対する法的手続を引受け、継続する権利を有する。
- (d) 受託者は、受託者が本項にもとづき委託者に対し請求をする結果となりうる第三者からの受託者に対する請求について、委託者に通知することに合意する。しかしながら、受託者は、副保管人または証券機構からの請求により受託者の事前の通知なしにこれらの当事者における受託者の勘定から控除される結果となる場合については通知をする義務を負わない。
- (e) 本契約において受託者に対し明示的に与えられる補償は、受託者の法定の補償の権利に追加されるものであり、またこれを損なうものではない。受託者は本項で規定される補償の利益を、受託者が指定するまたは使用する副保管人、被指名人、代理人または証券機構にまで及ぼすことができる。
- (f) 受託者は、正当な注意をもって自らの義務を履行しなければならず、また受託者の過失、詐欺行為、不誠実、義務の意図的不履行もしくは違反の結果として委託者または受益者が被った損失に対して、委託者および受益者に対して責任を負う。前記に従い、また前記の趣旨を損なうことなく、更に法律または本信託証書のいずれかの規定により受託者または委託者に与えられた損失補償の権利を損なうことなく、以下の規定が適用される。
  - (i) 受託者または受託者の代理人は、証書の裏書きまたは譲渡証書もしくは受益権に対する権限もしくはその 移転に影響を及ぼす、申込み、裏書きもしくはその他の書類の用紙に添えられた署名または印章の真偽に 関して責任を負わず、またいかなる者によるかかる裏書き、譲渡証書もしくはその他の書類に添えられた 偽造されたもしくは不正な署名もしくは印章またはかかる偽造されたもしくは不正の署名もしくは印章 に基づいた行動もしくはその実行により生じた損失について補償するいかなる責任も負わない。前述の規 定の一般性を損なうことなく、受託者または受託者の代理人は書類の署名または印章の有効性に関する委 託者の証明書に基づき行動することができる。
  - (ii) 本信託証書第8項の規定にもかかわらず、受託者は、受託者またはその代理人のいずれかの被指名人をして、保有する信託財産の所有者として登録させ、および受託者が受け取りまたは行うべき支払いを受託者に代わって受け取らせまたは支払わせる権利を有する。受託者の名義による信託財産の帰属、登録もしくは保有、または投資の登録保有者としての本信託証書上の権利、義務または裁量権、または受託者による支払いの受け取りもしくは実行に関する本信託証書における受託者への言及は、前述の事項に関するまたは受託者が受け取りもしくは行うまたは受け取りもしくは行うべき支払いに関する受託者またはその代理人の被指名人であるかかる被指名人にも言及するものとみなす。受託者の責任は、本投資信託の信託財産の一部または全部の保護預りを第三者に委託している事実により影響を受けない。本件法に基づくかかる責任を履行するためには、受託者は第三者を保管機関として選定し指名するにあたり、当該責任を履行するのに適当な専門的知識、権限および信用をかかる第三者が有し維持していることが確実であるように注意を払わなければならない。
  - (iii) 委託者からの要求があれば、受託者は本信託証書の規定に関する、または信託財産もしくはその一部に関する訴訟に出廷し、提訴し、および防御し、会社または株主の訴訟に参加しまたは同意する。受託者は本項に関連し合理的に満足する程度まで完全に補償され保証される権利を有する。
  - (vi) 第17項(f)の規定に従い、また同規定の趣旨を損なうことなく、受託者は、委託者または委託者に従った 代理人の裁量により、本契約に基づいて、および受託者または委託者に対して助言を行う一流の専門的顧 問の法律意見書またはその他の助言に従って、取られた行為または不作為に関して責任を負わない。また 委託者が受託者に対し受託者が本契約上の義務を履行するために合理的に必要とする情報を提供してお らず、または提供するよう手配していなかった場合にも責任を負わない。
  - (vii) 委託者から受託者に対し要求、通知またはその他の連絡が行われるべき場合は、受託者は、取締役もしく はその秘書または委託者が随時書面により指示する委託者のその他の職員により委託者のために署名された書類を、かかる要求等の十分な証拠として受領することができる。
  - (viii) 受託者は、あらゆる意味において、本信託証書の規定に基づき受益者への支払いのために受託者が保有す る資産または委託者に対して支払われた資金から支払う場合を除き、受益者に対し本信託証書に基づくい かなる支払いも行う義務を負わない。
  - (ix) 受託者は、本投資信託の終了時から6年を経過した後はいつでも、本投資信託に関する受益者名簿、報告書ならびにその他の記録および書類を破棄する権利を有する(ただし、以下の規定に従うものとする)。 受託者はかかる破棄の結果に対していかなる責任も負わない。ただし、常に以下の事項を条件とする。
    - (A) 前述の規定は、かかる書類が関連する可能性のある請求の存在を知らずに(かかる請求の当事者に関係なく)善意で行われた書類の破棄についてのみ適用される。

- (B) 本項は受託者に前述よりも早い時期に行われたまたは前述の(A)号の条件が満たされていない書類の破棄に関して何らかの責任を負わせるように解釈されてはならない。
- (C) 書類の破棄に関する本項における言及は、いかなる方法による当該書類の処分をも含む。
- (x) 受託者は、受託者が所有するいかなるファンドのいかなる財産の損失もしくは損害に対しても、または本信託証書上の義務の不履行に対しても、かかる損失、損害または不履行が戦争被害、政府もしくはその他の所轄官庁の行為、動乱、暴動、嵐、暴風雨、火災、事故、ストライキ、ロックアウト、機械の故障、コンピュータもしくはシステムの不調、または類似のもしくは受託者の支配が及ばないその他の原因により生じた場合には、責任を負わない。ただし、受託者はかかる原因の効果を最小限にとどめるあらゆる合理的な努力を行い、かつ十分なコンピュータ、システムおよび機械のバックアップ手段を常に維持していなければならない。
- (g) 委託者は、委託者の有価証券に対する実質的所有権に関するもしくはそれに影響を与える通知もしくはその他あらゆる法域における要求、または会社の株式を募集する際に書類が発行された国もしくは法域の法令を遵守する単独の責任を負う。第 17 項(f)の規定の趣旨を損なうことなく、受託者は、かかる要求または法令を遵守しなかった結果被った損失、経費、請求または責任に対して責任を負わない。
- (h) 受託者、委託者または受益者が特定の場合について本信託証書上のそれぞれの権利および責任を決定するよう管轄裁判所に申請する権利を損なうことなく、受託者は本信託証書の規定に関して生ずる質問および疑義を決定する全権限を有し、実際に提起された質問に対する決定であるかまたは受託者もしくは委託者の行為もしくは手続に黙示的に示された決定であるかにかかわらず、それらの決定は確定的なものであり、委託者および本信託証書上のすべての利害関係者を拘束する。
- (i) 受託者は、受益権を購入もしくは保有すること、または本投資信託の取引銀行として行動すること、またはいつでも委託者もしくは受益者もしくはいかなる会社もしくは団体との間で信託財産の一部を構成するそれらの株式の一部もしくは資産への共同出資につき金融取引もしくはその他の取引を契約すること、またはかかる契約もしくは取引に利害関係を有すること、またはかかる会社もしくは団体の株式もしくは投資を保有することまたはそれらと共に行った資産への共同出資を保有することを、受託者の地位にあることを理由として、妨げられることはない。受託者は本信託証書において別段の規定がない限り、委託者または受益者またはかかる会社もしくは団体のいずれかに対し、それらから派生したまたはそれらに関連したいかなる利益もしくは便宜についてもこれを説明する義務を負わない。
- (j) 受託者は、受託者が以下のいずれかの場合に該当すると合理的に判断する場合は、本投資信託のためにいかなる性質の投資、償還処分またはその他の取引の実行をも拒絶する権利を有する。
  - (i) かかる投資、償還処分、またはその他の取引が、本件法および本規則、本信託証書、または受益権の申込書類に抵触する場合または違法である場合または金融機関一般もしくは特に受託者が法律、慣習もしくは慣行により従うことを要求されている政府もしくはその他の組織により課せられる要件(法的拘束力の有無にかかわらず)に違反する場合。ただし、受託者は自己が受け取った指示がそれに関するいかなる法律、権限または書類にも違反していないことを確認する義務を負わない。
  - (ii) かかる投資、償還処分またはその他の取引の過程で発生した債務がその時点で受託者によりまたは受託者 のために保有されている本投資信託の投資または現金では十分に支払えないと予測する合理的な根拠があ る場合
  - (iii) かかる投資、償還処分またはその他の取引に基づき受託者自身の債務が発生する可能性がある場合受託者 は前述の取引について速やかに委託者に通知しなければならない。
- (k) 第 17 項(f)に従い、またその趣旨を損なうことなく、受託者は証券保管者、決済または清算システムが決済を実行できなかったことにより直接的にまたは間接的に生じたいかなる損失についても責任を負わない。ただし、受託者がかかる証券保管者、決済または清算システムの選択に関して相当な注意を払った場合に限る。
- (I) 証券市場の中には、有価証券およびその他の投資の引渡しとそれに対する支払いが同時には行われないか、また は慣例上行われないところがある。よって、委託者は、受託者または副保管人が当該市場においてまたは証券業 者間で一般的な慣行にしたがった形式および方法で投資の引渡しに対する支払いを行いまたは受領することに 同意する。受託者は以下のリスクを負担しなければならない。
  - (i) 受託者または副保管人によって引き渡された投資資産の受取人が、支払、かかる投資資産の返還、または本ファンドのためにかかる投資資産もしくはその売却代金の保管を怠った場合
  - (ii) 受託者または副保管人によって行われた投資の支払の受取人が、それぞれの場合においてかかる不履行が全部に及ぶか一部か、または適時の履行を怠っただけであるかを問わず、当該投資の引渡しを怠り(偽造されたまたは盗取された投資資産の引渡しの不履行を含むがこれに限定されない) またはかかる支払いの返還を怠った場合。
- (m) 有価証券の引渡しおよび委託者の有価証券または現金勘定への収入、売上代金またはその他の現金金額の記帳は、状況次第では取り消されることがある。そのため、委託者の勘定への有価証券および現金金額の記帳は仮の記帳であり、関連する地域における法律および慣行に従って有価証券の引渡しもしくは委託者の勘定への記帳を発生させる入金が取り消された場合、または受託者が委託者の勘定に記帳した有価証券もしくは現金を受託者が受領しなかった場合は、かかる記帳は取り消され、かかる現金金額の記帳は受託者による委託者への貸付金となる。
- (n) 前述の規定を限定することなく、また第 17 項(f)の趣旨を損なうことなく、投資資産に関して支払われまたは分配された資金またはその他の財産の取立てに関して、発行者または債務者の債務不履行のリスクは関連するファンドが負担する。
- (o) 本投資信託はいかなる通貨建ての有価証券への投資または現金の保有についてもそのリスクを負担し、また本投資信託は、為替管理、資産凍結またはその他の法令により課せられた規則または手続により、本投資信託の勘定

に対する、その勘定による、またはその勘定のための、投資資産またはある通貨から別の通貨への現金の換算時に保有する現金の振り替えを禁止されまたは負担もしくは費用を課せられるリスクを負担する。受託者は、かかる法律、規則または手続により振替可能性、換算可能性または利用可能性について影響を受ける通貨を別の通貨に代替する義務を負わない。第17項(f)に従い、またその趣旨を損なうことなく、受託者は、本投資信託に対し、前述の事情により生じた損失について責任を負わない。法域によっては、有価証券の引渡しが状況次第では取り消される可能性がある。それゆえ、ファンドの勘定への有価証券の記帳は仮の記帳であり、関連する法律および慣行に従ってかかる記帳を発生させる有価証券の引渡しが取り消された場合にはかかる記帳は取り消される。

- (p) 受託者は本信託証書上の義務を履行するにあたり、ユーロクリア、セデルまたは類似の一般に認められた信用の ある決済システムを通じて有価証券を保有することができ、本信託証書上の保管業務の全部または一部をいかな る者、団体または会社に対しても委託するすべての権限を有する。ただし、以下の事項を条件とする。
  - (i) 特定の適正な指図に基づき受託者により支払われた申込金をファンドの投資資産として受領した銀行は、かかる申込金を保有している間は、かかる目的のために受託者の副保管人、被指名人、代理人または代行者になってはならない。また、第17項(f)の趣旨を損なうことなく、受託者はかかる銀行の行為もしくは怠慢、またはかかる銀行が直接的または間接的に発生させた損失に対して責任を負わない。
  - (ii) 先物契約、ワラント、オプション契約またはその他のヘッジ契約に関する契約保証金、および証拠金またはその他の投資資産が担保資産として預託されている決済証券会社は、かかる目的のために受託者の副保管人、被指名人、代理人または代行者であってはならない。第 17 項(f)の趣旨を損なうことなく、受託者はかかる決済証券会社の行為もしくは怠慢、またはそれが直接的または間接的に発生させた損失に対して責任を負わない。
- (q) 本信託証書の終了によってかかる終了以前に本信託証書に基づき発生した一方当事者から他方当事者に対するいかなる権利も損なわれることはない。
- (r) 受託者は、無担保で、定期性または当座預金の形で、第三者の銀行または機関に対し現金を振り替えることを指図される場合がある。第17項(f)の趣旨を損なうことなく、受託者が特定の適正な指図に基づき行動した場合は、受託者は、いかなる理由であれ生じたかかる第三者の銀行もしくは機関の債務不履行、またはかかる預金の結果生じた損失に対して責任を負わない。
- (s) 下位ファンドを代表する委託者が、当該下位ファンドに対する信用供与によるかその他の方法によるかを問わず (外国為替の購入もしくは売却または外国為替の購入または売却の契約を含むがこれに限定されない) 本信託 証書に基づき提供された役務に対してまたはそれに関連して受託者または副保管人もしくは証券システムに対して支払うべき未払い金額に関する受託者に対する義務または債務の一部または全部を履行しない場合は、いつでも、受託者および副保管人または証券システムは、委託者に通知することなく、当該下位ファンドのかかる義務または債務と引き換えに、受託者または副保管人もしくは証券システムが当該下位ファンドの勘定において直接または間接に保有するいかなる通貨の資産(本信託証書に基づき保有する定期預金およびすべての有価証券を含むがこれに限定されない)についてもそれを保持または相殺し、およびかかる資産を売却またはその他の方法で償還してかかる売却または償還処分の代金を当該義務または債務への弁済に充当する権利を有する。かかる下位ファンドの資産または義務もしくは債務は、受託者及びその関連会社の間で、上記権利を実行するために移転することができる。本号に規定する権利はコモン・ロー、エクイティ、法令、または慣習上の既存の権利に追加されるものであり、これらの権利を損なうものではない。

## 18. 他の投資信託について

本信託証書のいかなる規定も、委託者および受託者が共同でまたは個別に、本投資信託とは別個のかつ区別された投資信託または他の合同投資計画の委託者または受託者に就任することまたはそのように行動することを妨げるものと解釈されてはならない。

#### 19. 受託者の報酬

本信託証書に基づく役務に対する受託者の報酬は、目論見書に記載される条件に従って信託財産から支払われる。各ファンドに関する受託者の報酬は、関連するファンドの価値の年 0.03% (付加価値税がある場合はこれを加算する)を超えないものとし、毎日発生し、各月の最終取引日時点の各ファンドの価値を参照して計算され、毎月後払いで支払われる。かかる報酬に加え、受託者は関連するファンドの資産からすべての支出(付加価値税がある場合はこれを加算する)の払戻しを受け、また関連するファンドから最高 25.00 米ドルの手数料を支払われる権利を有する。すべての支出は受託者により関連するファンドから確保される。かかる報酬および支出の払戻しは、受託者が本信託証書上の他の規定に基づき受け取りまたは保持する権利を与えられている金額に追加されるものである。受託者により随時指名される副保管人に対する手数料は、副保管人の取引手数料とともに通常の商業レートで関連するファンドに対し請求される。

#### 20. **委託者の報酬**

委託者はその役務に対する報酬として運用手数料を受け取る権利を有する。各ファンドに関する運用手数料は、関連するファンドの価値の年2%(付加価値税がある場合はこれを加算する)を超えないものとし、目論見書に記載される規定レートに従って毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。運用手数料を増額する場合は通常決議による受益者の承認が必要である。かかる報酬に加え、委託者はすべての支出(付加価値税がある場合はこれを加算する)の払戻しを受ける権利を有する。かかる報酬および支出の払戻しは、委託者が本信託証書上の他の規定に基づき受け取りまたは保持する権利を与えられている金額に追加されるものである。目論見書に別段の記載がない限り、委託者は運用手数料の中から本投資顧問および本販売会社に対する手数料および費用を支払う。目論見書に別段の記載がな

い限り、本管理人に対する手数料および費用は、運用手数料ではなく関連するファンドの資産から支払われる。ただし、本管理人に対して支払われる手数料および費用の限度額は目論見書に記載されていなければならない。

#### 21. 委託者の誓約事項および権利

- (a) 本信託証書の第9項に従い、本信託証書のいかなる規定も、委託者が自己のために取引を行い、または本投資信託に関する取引から自己のために利益を得ることを妨げず、委託者は、類似の投資資産が本信託証書に基づき本投資信託により保有されている場合であっても、自己の勘定によりかかる投資資産の購入、保有および取引を行うことができる。委託者は、かかる取引によりまたはそれに関連して得たかまたは発生した利益について受益者に説明する義務を負わない。
- (b) 何らかの理由により本信託証書の規定を実行することが不可能または非現実的となった場合に、委託者はそれに対する責任を負わず、委託者による悪意、詐欺、過失、故意の失当行為または未必の故意ないし認識ある過失による無視がない限り、委託者は法律上の瑕疵またはいかなる事項、また委託者により善意で行われたことまたは実行の失念により責任を負うことはない。
- (c) 委託者は、本投資信託の委託者としての義務を履行することを受託者に誓約する。ただし、委託者が本投資顧問から補償を得るのに成功した場合を除き、本投資顧問またはその他の投資顧問(本副投資顧問を含む)から受けた助言に基づき善意で行動したことに対して責任を負わない。
- (d) 委託者は、本投資信託に基づき明示的に責任を負う場合を除きいかなる責任も負わず、受託者の行為もしくは不 作為に対して、または本信託証書に基づく委託者の義務に対する委託者自身の悪意、詐欺、過失、故意の失当行 為もしくは未必の故意ないし認識ある過失による無視の場合を除くいかなることに対しても責任を負わない。
- (e) 委託者は、受託者に代わり、本投資顧問、本販売会社および委託者により随時指名される本投資信託に対するその他の役務提供者に対し、かかる本投資顧問、本販売会社および役務提供者(いずれか適当なもの)を指名する契約に明記された限度で補償することができる。当該契約は中央銀行による諸通知の定める要件に従うことを要する。
- (f) 本投資信託の委託者としての義務の履行において委託者の悪意、詐欺、過失、故意の失当行為もしくは未必の故意ないし認識ある過失による無視がない場合は、委託者は、委託者として負担する債務、訴訟、費用、請求、損害、経費または要求に関して信託財産から補償を受ける権利および信託財産に対する請求権を有する。受益者は委託者の資産に対するいかなる追及権または請求権ももたない。

#### 22. 受益者の要求による取引

本信託証書のいかなる規定にもかかわらず、受託者、委託者またはその他の契約当事者のいずれも、受益者に代わって、またはその利益のために、またはその要求に応じて、受益権または信託財産の投資資産のいかなる部分に関する取引をも行うことを義務づけられない。ただし、受益者が受託者または委託者またはかかる当事者に対して、現金によりまたは場合に応じてそれらの者が満足するその他の手段で、かかる取引に関して、または取引の前に、または取引の時点で受益者が支払うべきとなるまたは支払うであろう税金および手数料を最初に支払った場合を除く。また、受託者または委託者またはその他の当事者はいつでも、適切であると判断する場合には、かかる税金および手数料の全部または一部を受益者に代わって支払い、かかる受益者がその受益権または本信託証書に基づくその他のものに関して権利を取得する金銭または財産からかかる支払金額を確保する権利を有する。

## 23. 委託者の小切手、通知等の作成義務

前述の本信託証書のいかなる規定にもかかわらず、要求された場合には、受託者が本信託証書の規定に基づき本信託証書が規定する方法で作成、発行、送達または発送を行うことを要求されているすべての小切手、ワラント、通知、会計簿、摘要書、申告書、申込書もしくは計算書を作成すること、それらに印紙を貼ること、受託者がそれらを検査し確認する十分な時間を与えられるよう切手を貼って宛名を書かれた必要な封筒とともにそれらを受託者に預けること、およびかかる小切手、ワラント、通知、または計算書に署名をし発送されるべき日に発送することは、委託者または委託者がかかる義務を委託した者の義務である。要求された場合には、本項の規定を除いて受託者に作成する責任のあるすべての証明書およびすべての投資資産の譲渡証書を作成し、署名または実行のためにそれらを受託者に預けることは委託者の義務である。

#### 24. 季託者の退任

- (a) 本項に定める場合を除き、委託者は、本投資信託が存続する限り、本信託証書の条件に従い本投資信託の委託者 として行動し続けるものとする。
- (b) 委託者は、以下の事由が発生した場合には、受託者から委託者に対する書面による通知により解任される。
  - (i) 委託者が本信託証書のいずれかの条件に違反し、かかる違反の是正を要求する受託者からの書面による要求から30日以内に是正しなかった場合
  - (ii) 委託者が中央銀行の承認を取り消された場合
  - (iii) 委託者が清算手続を開始した場合(受託者が書面により事前に承認した条件に従い再建もしくは合併の目的のために自主清算を行う場合を除く)または委託者のいずれかの資産に関して管財人または検査官が任命された場合

委託者は前述の受託者からの通知により当然に委託者の資格を喪失し、受託者は、捺印をした書面により、他の法人(中央銀行の承認を得ることを要する)を本投資信託の委託者として任命する。ただし、かかる法人が委託者としての義務の適正な履行を確保するために契約することが必要であるかまたは望ましいと受託者が助言を受けた捺印証書に契約することを条件とする。上記の通知から 90 日以内にまたは以下の(c)号に基づく通知から

- 90 日以内に後任の委託者が見つからない場合は、受託者は本投資信託を終了させることができる。
- (c) 委託者は、受託者に対する 90 日前の事前の書面による通知を行うことにより辞任することができる。かかる通知の期間の終了後に、前述の規定に従い他の法人が委託者に任命された場合は委託者はその資格を喪失し、かかる任命がされなかった場合には受託者が本投資信託を終了させる。退任する委託者は辞任時に本信託証書上のすべての義務から解放される。ただし、本信託証書のいかなる規定も、委託者に対しかかる委託者の辞任以前に発生し委託者が本投資信託から補償を受ける権利有していない本信託証書上の債務または費用の負担を免除するものではない。
- (d) 委託者は受託者および中央銀行により承認された他の法人利益のために辞任する権限を有する。ただし、かかる 法人が前号で述べられた捺印証書を締結することを条件とする。

#### 25. 受託者の辞任

- (a) 受託者は委託者および受益者に対し90日間の事前の通知を行うことにより、自発的に辞任する権利を有する。 ただし、かかる辞任は中央銀行が後任の受託者の任命を承認するまで効力は生じない。後任の受託者の任命により、辞任する受託者は本信託証書上のすべての義務から解放される。ただし、本信託証書のいかなる規定も、受託者に対しかかる受託者の辞任以前に発生し受託者が本投資信託から補償を受ける権利を有しない本投資信託上の債務または費用の負担を免除するものではない。
- (b) 受託者は、以下のいずれかの事由が発生した場合には解任される。
  - (i) 委託者が受託者の辞任を要求する書面による30日間の事前の通知を受託者に送達した場合
  - (ii) 受益者が本信託証書の条件に従い特別決議により受託者を解任する旨の決議をした場合で、委託者から 受託者に対して書面による通知を行った場合ただし、受託者は中央銀行により承認された後任の受託者 が任命されるまでは受託者の地位にとどまる。
- (c) かかる後任の受託者が前述の(a)号および(b)号に規定された通知の送達から30日以内に任命されない場合は、受託者または委託者は、管轄裁判所に対し、中央銀行が受け入れることができる後任の受託者を任命するよう申請する権利を有する。しかしながら、90日を経過しても後任の受託者が任命されない場合には、受託者は中央銀行による本投資信託の承認の取消に基づいて本投資信託を終了させることができる。

#### 26. 広告

- (a) 受益権の発行価格またはその利回りに言及する表現を含む、または受益権の購入の勧誘を含む、広告、配布物またはかかる種類のその他の文書は、受託者が当該文書の条件を考慮する合理的な機会を与えられた後に、委託者により、または委託者に代わって、発行される。受託者が最初に当該文書を考慮できるようになってから5日以内に受託者が書面により委託者に対し当該文書の条件を承認しない旨を通知した場合には、かかる文書は発行されない。すべての当該文書は本件法および本規則ならびに本件法および本規則にもとづき中央銀行により制定された適用規則の要件を遵守し、受益権が販売される国の法律に従う。
- (b) 受益権の発行または販売に言及するすべての手紙、配布物、広告またはその他の出版物において、受託者に対する言及は受託者が事前に承認した条件に限られる。

## 27. 本投資信託の終了

- (a) 本投資信託は、以下に規定する方法により終了するまで存続する。
- (b) 本投資信託は、委託者に対し管財人による財産管理もしくは清算が開始される場合(受託者が書面により事前に 承認した条件に基づく再建もしくは合併を目的とする自発的清算の場合を除く) または事業を中止した場合、 または支払不能になった場合(受託者のみが判断する) または委託者の資産の全部もしくは一部に対して検査 官もしくは管財人が指名された場合は、以下の規定に基づく書面による通知により受託者により終了される。
- (c) 本投資信託は、以下のいずれかの事由が発生した場合は、以下の規定に基づく書面による通知により委託者または受託者により終了される。すなわち、
  - (i) 本投資信託が本件法により認可されたユニット・トラストに該当しなくなった場合
  - (ii) 本投資信託を継続することが違法となる法律が成立した場合、または経費、本投資信託の全体の規模および委託者が関連があると判断するその他の要因を考慮した場合に本投資信託を継続することが非現実的もしくは不適当であるか、または受益者の最良の利益に合致しないと委託者が判断する場合
- (d) 委託者または受託者が、、受益者に対して書面による通知を行って本ファンドを終了させる権限を有するのは、 以下の場合である。
  - (i) 本投資信託が合法と認められない場合、または経費、本投資信託もしくはファンドの全体の規模および委託者が関連があると判断するその他の要因を考慮した場合に本投資信託もしくはファンドを継続することが非現実的もしくは不適当であるか、または受益者の最良の利益に合致しないと委託者が判断する場合
  - (ii) 1990年ユニット・トラスト法に基づく本投資信託の認可が無効となった場合
  - (iii) 3 取引日続けてファンドの純資産総額が3,000 万米ドルを下回った場合
  - (iv) 目論見書に記載されたその他の状況に該当する場合。
- (e) 本投資信託およびいずれのファンドも、いつでも、本信託証書の付表の規定に従って適正に招集され開催された、本投資信託またはいずれかのファンド(いずれか適切な方)の受益者総会の特別決議により終了する。かかる終了の効力は、当該通常決議が採択された日または当該通常決議が規定するそれ以降の日(かかる日が規定された場合)に発生する。
- (f) 前述の規定により事前に終了していない限り、本投資信託は、本信託証書の日付時点に生存する英国のジョージ六世陛下の子孫の最後の生存者の死亡から 20 年後に終了する。

(g) 本投資信託を終了させる契約当事者は、本信託証書に規定する方法により受益者に対しその旨を通知し、かかる通知により、かかる通知の送達後6ヶ月を超えない日をかかる終了が効力を生じる日として確定することを要する。

#### 28. 本投資信託の終了に関する規定

- (a) 本信託証書の関連する条項に基づく信託期間の終了またはファンドの終了の2ヶ月以上前にまたは可及的速やかに、受託者または委託者は受益者に対し、ファンドに関連する信託財産の間近に迫った収益分配について知らせる通知を発する。
- (b) かかる終了後、受託者または委託者はすべての投資を売却し、かかる売却は受託者または委託者が合理的かつ望ましいと考える方法により、かつ本投資信託の終了後委託者が合理的かつ望ましいと考える期間内に実行され完了しなければならない。
- (c) 受託者または委託者は、それらが都合がよいと考える時に、それらの完全な裁量により、受益者に対し分配可能な資産を(債権者の請求を満足した後)分配する。かかる資産は各ファンド間で按分して分配され、その後さらに本投資信託の受益権のクラス間で按分して割り当てられ、受益者の受益権の価値に按分してそれらに分配される。受託者は、本項の規定に基づき本投資信託に関する債務、費用、手数料、経費、請求および要求で受託者が本投資信託またはファンドの清算に関連して負担する、またはその可能性のあるものに対する全額の引当金を、手元に保有する金銭ならびにかかる費用、手数料、経費、請求および要求に関して補償を受けるために保有する金銭から確保する権利を有する。かかる分配はすべて、受託者がその完全な裁量により要求する支払いおよび受領の請求書式が受託者に差し入れられた上でのみ行われる。本項の規定に基づき受託者が保有する未請求の純利益またはその他の現金は、それらの支払期日から12ヶ月経過後に裁判所に払い込まれる。ただし、受託者は本規定を実行する際に発生した経費をそれらから控除する権利を有する。
- (d) 受託者は、本投資信託またはファンドの終了の際、受益者総会の通常決議による承認を得た場合、場合に応じて本投資信託またはファンドの資産を受益者に対し現物で分配することができる。ただし、受託者は、受益者の通常決議による承認がなくても、当該受益者が現物による分配に同意すれば、本投資信託またはファンドの終了時に受益者に対して現物で分配を行うことができる。委託者は、通常決議の承認に基づくか現物で分配分を受領する受益者による現物の分配に対する同意に基づくかに関わらず、受託者が本投資信託またはファンドの終了時に資産を現物で分配する場合、受益者から要求された場合には受託者に対して受益者が受け取る権利を有する資産を売却し、かかる売却による収益を受益者に譲渡するように指示する。ただし、受託者および委託者はいずれもかかる資産の売却により獲得する価格に関するいかなる保証も与えないものとし、さらにかかる資産の売却に要する経費は、受益者が負担するものとする。

#### 29. 投資対象市場における慣行

すべての時点において、また本信託証書のすべての目的のために、受託者および委託者は、何が有効な適法な受渡しとなるかおよびその他の類似事項を決定する際に、投資対象市場ならびにそれらの委員会および当局の慣習および規則を信頼することができ、かかる慣習および規則は確定的でありかつ本信託証書上のすべての関係者を拘束する。

## 30. 適格受益者

- (a) 本受益権は、米国民に対し発行もしくは譲渡されてはならず、また米国民により保有されてはならない。本受益権の各申込者は、自己が米国民でなくまたそれらに代わってもしくはそれらの利益のためにかかる受益権を取得するのではないこと、ならびにかかる申込者がかかる受益権を米国民に対して売却または売却の申込みの勧誘をしないことを証明するよう要求される。本受益権の譲渡は、(i)売主が受託者に対して、かかる売却が直接または間接に米国民に対して行われるものではないことを証明し、かつ(ii)買主が受託者に対して、自身が米国民でなくまたかかる者に代わってまたはその利益のためにかかる受益権を取得するのでもないことが証明されない限り、受益者名簿に記録されない。委託者は、いかなる本受益権も、いずれかの国もしくは政府当局の法律もしくは要求(前述の規定を限定することなく、適用される為替管理規則を含む)に違反する者により、またはアイルランド居住者または米国民により、または本項(d)の(iii)に述べる状況にある者により、取得されまたは保有されるのではないことを確認する目的のために必要と考える制限(本信託証書において明示的に述べられていない譲渡に対する制限を除く)を課す権限(ただし義務ではない)を有する。
- (b) 委託者は、本受益権に対する申込みまたはその他の時点において、また随時、委託者がその裁量により十分であるとみなす本項(a)に記載された事項に関連した提出すべき証拠を要求することができる。
- (c) 本項(a)の規定に違反して本受益権を保有または所有していることが明らかになった場合には、かかる者は速やかに当該受益権を償還しなければならない。
- (d) 本受益権が、以下のいずれかの者により直接保有されもしくはその受益権が保有されていることを委託者が知った場合または委託者がそのように信じる理由がある場合、
  - (i) いずれかの国もしくは政府当局の法律もしくは要求に違反する者、またはそれらに基づき受益権の保有資格が認められない者
  - (ii) 米国民である者、またはそれらの者に代わって、もしくはその利益のためにかかる受益権を取得した者
  - (iii) そうでなければ本投資信託が負担することはないであろう債務もしくは税金を負担しまたは金銭的、法律上の、規制上のもしくは実質的な不利益を生じる結果となると委託者が判断する状況(かかる者に直接もしくは間接に影響を与えるか否かを問わず、および単独であるか関連性の有無にかかわらず他の者と共同であるかにかかわらず、または委託者が関連すると思うその他の状況)にある者

委託者はかかる者に対する 30 日間の事前通知により前述の受益権を償還する権利を有する。30 日間の経過後直

ちにかかる者は委託者に対して償還を要求した者とみなされ、委託者は当該受益権の償還の目的のために要求される書類に委託者に代わって署名する者を指名する権利を有する。

#### 31. 浦 知

- (a) 受益者に対して送達が要求される通知またはその他の書類は、郵送もしくは受益者名簿に記載されている住所に届けられた場合、および共同受益者の場合は受益者名簿の最初に記載された受益者に対して郵送されもしくはその住所に届けられた場合に、適切に送達されたものとみなされる。
- (b) 複数の共同受益者のいずれか一人に対する通知または書類の送達は、かかる者自身およびそれ以外の共同受益者に対する有効な送達であるとみなされる。
- (c) 本項(a)に従って送達された通知または書類は、かかる受益者がその時点で死亡または破産しているかどうかを問わず、また受託者または委託者がその者の死亡または破産を知っているかどうかにかかわらず、適切に送達されたものとみなされ、かかる送達は関係する受益権に利害関係を有するすべての者(共同であるかまたはそれらの者を通してもしくはそれらの者の下で請求する者であるかにかかわらず)に対する送達またはそれらの者による受領とみなされる。
- (d) 郵送された、または受益者名簿上に名前がある受益者の登録住所に届けられた、または受益者の指示に従い委託者もしくは受託者により発送された証明書、通知またはその他の書類は、当該受益者の危険負担により郵送され、届けられまたは発送される。
- (e) 本信託証書の一方当事者から他方当事者に対して送達が要求される通知またはその他の書類は、届けられるかまたは前述の規定に従い前払いの書留郵便により他方当事者の住所宛に送付された場合は、かかる他方当事者に対し適切に送達されまたはそれにより受領されたとみなされる。

# 32. 信託証書の登録および謄本

本信託証書およびその補足証書の謄本は、中央銀行に預けられ、通常の営業時間中はいつでも、委託者および受託者により、アイルランド内のそれぞれの登録事務所において、受益者による閲覧ができるようにしなければならない。受益者は、委託者に対して謄本を請求する用紙で委託者が満足するものに身分証明を提示することにより、および要求する書類の謄本1件あたり15米ドルの金額(または受託者が合理的であると書面により証明するそれより多い金額)を委託者に支払うことにより、委託者から前述の証書の謄本を受け取る権利を有する。委託者は、要求に応じて委託者の費用で、受託者に対し、受託者が随時要求する捺印証書の謄本を提供する。本信託証書およびその補足証書の謄本を提供する代わりに、委託者はかかる補足証書により修正された本信託証書の謄本を提供することができる。

#### 33. 本信託証書の変更

- (a) 受託者および委託者は、本投資顧問の同意を得て、ただし中央銀行の事前の承認を得て、以下の事項のために必要であると委託者および受託者が信ずる場合に受益者の事前の承認なしで、下記の目的のため本信託証書の補足捺印証書により本信託証書の規定を変更、修正または追加する権利を有する。
  - (i) 曖昧な表現を治癒するため、または欠如しているかもしくは矛盾した本信託証書上の規定を訂正もしくは補 足し、または受益者の利益を著しく損なうことのない変更を行うため
  - (ii) 本信託証書の規定を、中央銀行またはユニット・トラストに関する監督権を有するアイルランド内の政府機関の要求により変更するため
  - (iii) 本信託証書の第6項(b)に規定される投資対象市場の一覧に追加するため
- (b) 受託者および委託者は、中央銀行の事前の承認を得て、本信託証書の補足証書により、本信託証書の付表に記載される規定に従って適切に招集され開催された受益者総会の通常決議による承認を経て、本信託証書の規定を変更、修正または追加する権利を有する。ただし、受益者のファンド上の利益を減少させまたは変更、修正もしくは追加に対する同意のために必要な受益権の割合を減少させるような変更、修正もしくは追加を行う場合には、すべての受益者の同意が必要である。
- (c) 前述の規定の趣旨を損なうことなく、受託者および委託者は、本信託証書の補足証書により(および前述の通常決議による承認を経ずに) 本投資信託に影響を及ぼすその時点で有効な会計法およびアイルランドの内国歳入庁長官により承認された本信託証書の実行に関連するかまたは法令に従うための取り決めの規定を考慮して、それらの者が必要かつ都合がよいと考える方法および範囲内で、本信託証書の規定を変更、修正もしくは追加することができる。ただし、かかる変更、修正もしくは追加は、受益者に対しその受益権に関して追加の支払いを行いまたはそれに関する債務を引き受ける義務を課すものではない。

#### 34. 準拠法

本信託証書は、アイルランドの法律に基づき支配され解釈される。

以上の証として、両当事者は、前述の日において本信託証書を締結する。

#### 付表

#### 受益者総会

- 1. 受託者または委託者はいつでも、本投資信託またはいずれかのファンドの受益者総会を適当と思われる時間および場所(以下の規定に従うこと)において開催することができ、かかる総会には本付表の規定が適用される。 当該時点で受益者が登録されている本投資信託またはいずれかのファンドの受益権の合計 15%以上を合わせて 保有している受益者からの書面による要求があった場合には受託者はこれを開催しなければならない。委託者 はいずれの総会に関しても通知を受け取り出席する権利を有する。受託者はいずれの総会に関しても通知を受 け取り出席し発言をする権利を有する。
- 2. 本信託証書の規定に従い、本付表の規定に基づき適正に招集され開催された本投資信託またはいずれかのファンドの受益者の総会は、通常決議により、前述の本信託証書の規定の変更、修正もしくは追加を承認し(ただし、前述の本信託証書の規定に従い受託者および委託者の同意が必要である)、または前述の本信託証書の規定に従い受託者の解任もしくは本投資信託またはいずれかのファンドの終了を承認し、または本投資信託の再構成案を承認する(ただし、受託者および委託者の同意が必要である)、正当な権限を有する。本付表の規定に従い適正に招集され開催されたファンドの受益者総会は、目論見書に記載されているファンドの投資の目的、方針、制限および禁止の変更を承認する正当な権限を有する。しかしながら、本投資信託またはファンドの受益者総会はこれ以上のまたはその他の権限をもたない。
- 3. 受益者に対し、前述の本信託証書に規定されている方法により、各総会の最低 14 日前の事前通知が発せられなければならない。かかる通知は、総会の場所および日時ならびに提案される決議項目を明記しなければならない。かかる通知の写しは、当該総会が受託者により招集される場合を除き受託者に郵送されなければならない。かかる通知の写しは、当該総会が委託者により招集される場合を除き委託者にも郵送されなければならない。受益者に対する偶発的な通知の懈怠または受益者による通知の不受理は総会の手続の効力に影響を与えない。
- 4. 本投資信託またはいずれかのファンドの総会の定足数は、当該時点で発行されている本投資信託またはいずれかのファンド(いずれか適当な方)における受益権口数の10分の1以上を保有するかまたは代表する、本人としてまたは代理人により出席する受益者とする。いずれの総会においても、議事の開始時に必要定足数が出席していない限り、いかなる議事も処理されない。
- 5. 総会の指定時刻から 30 分以内に出席者が定足数に満たない場合には、当該総会はその 15 日以上後の日時(および議長が指定する場所)に延期される。かかる延会においては本人としてまたは代理人により出席した受益者が定足数を構成する。受益者総会の延期の通知は通常の総会と同じ方法で発せられる。かかる通知には、延会に出席する受益者が、その人数およびそれらが保有する受益権口数の如何にかかわらず定足数となる旨を記載しなければならない。
- 6. 受託者により書面で指名された者(受益者または受益者の代表者である必要はない)が各総会の議長となり、かかる者が指名されない場合または指名された者が当該総会の指定された開催時刻から15分以内に出席しない場合には、出席している受益者がその中の1名を議長に選出する。
- 7. 議長は、定足数が出席している総会の同意を得て当該総会を適宜にかつ適当な場所に延期することができ、当該総会によりこれを指示された場合は延期しなければならない。しかしながら、いずれの延会においても、延会において正当に処理される予定であった議事以外の議事を処理することはできない。
- 8. いずれの総会においても、総会の票決に付される通常決議または特別決議は、投票が要求された場合を除き挙手により決定される。投票は、当該総会の議長、または出席し当該総会において投票権を有する受益者のうちの5名以上、または出席し発行済受益権の10分の1以上を代表し当該総会において投票権を有する受益者が要求することができる。
- 9. 挙手において、本人としてまたは代理人により出席する各受益者は1票を有する。投票においては、本人としてまたは代理人により出席する各受益者は自らが保有する1受益権につき1票を有する。1票より多い議決権を有する者は、すべての票を行使しまたは同じように投票する必要はない。
- 10. 共同受益者の場合は、本人としてまたは代理人により議決権を行使した上位者の票はその他の共同受益者の票を排除するものとして受理される。この目的のために、上位権は受益者の受益者名簿の記載順により決定される。
- 11. 議決権は本人または代理人のいずれにも与えられる。
- 12. 代理人を任命する文書は、任命者もしくは書く権限を与えられたその弁護士の手により書かれたもの、またはかかる任命者が会社である場合は社印によりもしくは権限のある役員もしくは弁護士の手により書かれたものでなければならない。代理人として行動するよう任命される者は受益者である必要はない。

- 13. 署名された代理人を任命する文書および委任状もしくはその他の授権書(それらがある場合)または公証人が認証したかかる委任状もしくは授権書の謄本は、受託者または受託者の承認を得た委託者が当該総会の招集通知において指定する場所またはかかる場所が指定されていない場合には委託者の登録事務所に、当該文書に氏名が記載された者が議決権を行使しようとする総会または延会の指定開催時刻の最低48時間(受託者の同意を得て委託者が随時指定する期間)前までに(または投票の場合は投票実施の指定時刻までに)預けられなければならない。これらが履行されない場合は当該委任状は有効とは取り扱われない。代理人を任命する文書は、実行日としてそれに指定された日から12ヶ月経過後は効力を失う。
- 14. 委任状は以下の書式または受託者が承認するその他の書式で作成することができる。

## <u>ジャナス・セレクト・ファンド</u> ファンド名

標記の投資信託の受益権一口の保有者である

私 / 我々 の は ここに の を かかる者がいない場合には の ?

年 月 日に開催される予定の前述の投資信託 / ファンドの受益者総会およびその延会において私のために私に代わって投票する代理人に任命する。

以上の証として私は 年 月 日に本書に署名する。

注:代理人として行動するように任命される者は受益者である必要はない。

- 15. 委任状の条件に従って行使された議決権は、それに先立つ本人の死亡もしくは精神障害または当該委任状もしくは当該委任状により行使された権限の取消、または委任状が発せられた受益権の譲渡があった場合でも有効である。ただし、かかる死亡、精神障害、取消または譲渡に関する書面による通知が、当該委任状が使用された総会または延会の開始前に受託者により受領されていないことを条件とする。
- 16. 受益権の端数には議決権は付与されず、本付表の目的上は無視される。
- 17. 各総会におけるすべての決議および手続の議事録が作成され、委託者がかかる目的のために委託者の費用で提供する帳簿に正式に記入されなければならない。前述の議事録は、当該総会の議長により署名されたとされている場合には、そこに記載された事項に関する確定的な証拠となり、反証のない限り、議事録が作成されたかかるすべての総会は手続に関して正当に開催および招集され、そこにおいて議決されたすべての決議は正当に議決されたものとみなされる。
- 18. 本付表の目的において、通常決議とは提議され当該決議の賛成票および反対票の合計の過半数により議決された決議を意味し、特別決議とは提議され当該決議の賛成票および反対票の合計の4分の3により議決された決議を意味する。
- 19. 提議される予定の通常決議があるファンドの受益者と別のファンドの受益者の間の利益相反を生ずるかまたはその可能性があると受託者が判断する場合には、かかる決議は、すべての受益者による単一の総会において議決される代わりに一つのファンドの受益者と他方の受益者のそれぞれの別個の総会において正当に議決された場合にのみ、正当に議決されたとみなされる。
- 20. 本信託証書および本付表の目的上、通常決議は当該通常決議が行われる本投資信託またはいずれかのファンドの発行済受益権の過半数を保有する受益者の書面による決議により通常決議として提議されかつ議決され、特別決議は当該特別決議が行われる本投資信託またはいずれかのファンドの発行受益権の4分の3以上を保有する受益者の書面による決議により特別決議として提議されかつ議決される。
- 21. 本付表に規定された規則は各ファンド内のクラスの総会に同様に適用される。受益権のあるクラスを代表する 受益者総会は、当該クラスに影響を及ぼす事項に関してのみ開催される。

# 2001年10月12日付

ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド

および

アイルランド銀行

ジャナス・セレクション (旧ジャナス・セレクト・ファンド) (アンブレラ・ファンド) 第1補足信託証書

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> (訳注:本書はジャナス・セレクション(Janus Selection)に関する 2001 年 10 月 12 日付第一補足信託証書(First Supplemental Trust Deed)の和訳です。)

本補足信託証書は、2001年10月12日付で、

- 1. アイルランド ダブリン4 バルズブリッジ クラプトン・アベニュー / シェルボーン・ロード ブルックローン・ハウス (Brooklawn House, Cramptom Avenue/Shelbourne Road, Ballsbridge, Dublin 4, Ireland) に登記された事務所を有する、第一当事者であるジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド(以下、「委託者」といい、文脈により信託証書第 8 項に基づき委託者の義務の履行を委託された代理人、個人または会社を含む。) と、
- 2. アイルランド ダブリン2 ローワー・バゴット通り (Lower Baggot Street, Dublin 2, Ireland) に本店を置く、第二当事者であるアイルランド銀行(以下、「受託者」といい、文脈により信託証書第 17 頃に基づき任命された受託者の代理人または副保管人を含む。)との間で締結されるものである。
- A. 2001 年7月 31 日付信託証書(以下、「信託証書」という。) により、委託者および受託者は、1990 年ユニット・トラスト法 (改正済)に基づき、ジャナス・セレクト・ファンドと称する契約型投資信託を設定した。
- B. 委託者および受託者は、中央銀行の事前の承認を得て、信託証書第33項(a)に基づき信託証書を修正するために本補足信託証書を締結することに合意し、またジャナス・インターナショナル・リミテッド(以下、「本投資顧問」という。)は、本補足信託証書に規定される修正に同意した。
- C. 本補足信託証書締結日時点で、本ファンド内のいずれのサブファンドに関しても、受益権は発行されていない。

本補足信託証書は以下のことを証する。

#### 1. 定義

- 1.1 変更または本補足信託証書において別段の記載がない限り、本補足信託証書に記載されている語および表現は、信託証書におけるのと同じ意味を有するものとする。
- 1.2 別段の記載がない限り、各条項への言及は信託証書の条項への言及である。
- 1.3 文脈と矛盾しない限り、
  - (i) 単数を表す語句は複数の意味も含み、逆もまた同じである。
  - (ii) 男性のみを表す語句は女性も含む。
  - (iii) 「者」のみを表す語句は、法人であるかを問わず、会社、団体、または個人の集合を含む。

# 2. 信託証書への修正

- 2.1 本ファンドの名称は、本補足信託証書によりジャナス・セレクションへと変更され、信託証書におけるジャナス・セレクト・ファンドへの言及はすべて、ジャナス・セレクションへの言及に置き換えられる。
- 2.2 信託証書第1項(a)に記載された「決算日」の定義は削除され、以下の定義に置き換えられる。
  - 「決算日」委託者が別段決定しない限り各ファンドについて毎年 12月 31日とし、第一回決算日を 2002年 12月 31日とする。
- 2.3 信託証書第4項(a)は、当該項の第2番目の文を削除し、その代わりに以下の文を挿入することにより修正される。

「当初の5ファンドは、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・バランスド・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、およびジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドである。」

# 3. 信託証書は有効に存続

本補足信託証書に基づき修正されない限り、信託証書に定められた規定は、本補足信託証書第2項により修正された箇所を除いて有効に存続することをここに確認し、当事者はこれに同意する。

#### 4. 複数の正本

本補足信託証書は、当事者それぞれが複数の証書によりこれを作成できるものとし、それらが作成および送付された場合には、そのすべてが等しく正文とみなされ、単一且つ同一の証書を構成する。

#### 5. 準拠法

本補足信託証書は、アイルランドの法律に基づき支配され解釈されるものとする。

以上の証として、両当事者は、前述の日において本補足信託証書を締結する。

ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド

社印

立会人

アイルランド銀行

社印

立会人

# 2002年12月23日付

ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド

および

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・ サービシズ(アイルランド)リミテッド

ジャナス・セレクション 第2補足信託証書 受託者の辞任および選任に関する信託証書

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> (訳注:本書はジャナス・セレクション (Janus Selection) に関する 2002 年 12 月 23 日付第二補足信託証書 (Second Supplemental Trust Deed) の和訳です。)

#### 本補足信託証書は 2002 年 12 月 23 日付けで

- 1. アイルランド ダブリン4 バルズブリッジ クランプトン・アベニュー / シェルボーン・ロード ブルックローン・ハウス (Brooklawn House, Cramptom Avenue/Shelbourne Road, Ballsbridge, Dublin 4, Ireland) に登記された事務所を有する、ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド(以下、「管理会社」という。)
- 2. アイルランド ダブリン 1 メイヤー・ストリート・ローワー IFSC ニュー・センチュリー・ハウス (New Century House, IFSC, Mayor Street Lower, Dublin 1, Ireland) に本店を置くアイルランド銀行(以下、「辞任受託者」という。) および
- 3. アイルランド ダブリン1 ハルコート・ストリート 80(80 Harcourt Street, Dublin 2, Ireland) に本店を有するブラウン・ブラザー ズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド) リミテッド(以下「新任受託者」 という。) の間で締結されるものである。
- A. ジャナス・セレクション(以下「当ファンド」)は 2001 年 7月 31 日付けの信託証書に基づきユニット・トラストとして設立され、 2001 年 10月 12 日付けの第1補足信託証書によって訂正された。 当ファンドはアイルランド中央銀行(以下「中央銀行」と いう。)により、1990 年ユニット・トラスト法(以下「法」という。)に基づくアンブレラ・トラストとしての認可を受けている。
- B. 信託証書第 25 条は当ファンドの受託者は中央銀行が受託者として認める他の適格な会社がある場合、この会社のため に辞任することができることを定めている。
- C. 辞任受託者は現在の当ファンドの受託者であり、2003 年 1 月 17 日頃の深夜 0 時に辞任することを希望している(以下「発効日」という。)。
- D. 管理会社は、中央銀行の条件に従って、また新任受託者が受託者となることに合意していることを条件として、発効日以降、辞任受託者に代わって新任受託者を当ファンドの受託者に任命することを希望している。
- E. 当ファンドの資産は新任受託者に移転もしくはその管理下に置かれ、発効日以降、新任受託者に権利が与えられる。

#### 本補足信託証書は以下のことを証する。

#### 1. 定義

1.1 本補足信託証書において、以下の用語および表現は以下に定める意味を有する。

「負債」とは現在または将来、実際もしくは偶発、もしくはその他に関わらず、当ファンドに関して発生したコスト、費用、勘定、損失、損害、訴訟、法律手続、訴え、要求および債務を意味し、当ファンドの財産について支払うべき税金およびその他の財政債務も含む。

- 1.2 本補足信託証書において、
  - (a) 単数を表す語句は複数の意味も含み、逆もまた同じであり、男性のみを表す語句は女性 も含み、逆もまた同じである。
  - (b) 本補足信託証書に別段の規定のない限り、本補足信託証書の中で言及する条項は本補足 信託証書の条項を意味する。
  - (c) 人に言及した場合、法人および会社、団体、権利能力なき社団、パートナーシップ、合 資会社、ユニット・トラスト・ファンド、ミューチュアル・ファンドもしくはその他の 集合投資スキームおよびかかる集合投資スキームの管理会社もしくは受託者に言及する ものである。
  - (d) 見出しは便宜上もしくは参照上挿入したものであり、本補足信託証書の条項の一部を構成したり、その解釈に影響を与えたり、考慮するする必要はない。
  - (e) 「ここで」、「ここに」もしくはその他「ここ」と言った場合、本補足信託証書に別段の規定がある場合を除き、本補足信託証書のある条項に言及するものであり、文脈によっては、本補足信託証書の当事者に言及するものである。
  - (f) 規定、法律の条項、規則、もしくは委任立法への言及は、当該規定、法律の条項、規則、 もしくは委任立法を改正、再立法、延長もしくは廃止する規定、法律の条項、規則、も しくは委任立法、または当該規定、法律の条項、規則、もしくは委任立法に基づき規定 された規定、法律の条項、規則、もしくは委任立法を含む。

#### 2. 受託者の変更

- 2.1 中央銀行から事前に承認を得ることを条件として、発効日以降、辞任受託者は辞任し、下記に定める条件に従って、当ファンドの受託者としての義務を完全に免責される。
- 2.2 中央銀行から事前に承認を得ることを条件として、当ファンドは辞任受託者に代わって新任受託者を当ファンドの受託者に任命し、発効日以降、信託証書の条項に従って受託者として行為する。
- 2.3 新任受託者は上記の選任をここに承諾し、発効日以降当ファンドの受託者として信託証書(本補足信託証書によって補足されたもの)の条項を遵守し、信託証書(本補足信託証書によって補足されたもの)の受託者として当事者であるかのように、すべての権利、権限および特権を取得し、すべての義務、責務および債務を引き受ける。
- 2.4 管理会社は発効日現在の当ファンドの信託の対象となる財産で、この宣言により付与することのできるものは、信託およびこれに適用される権限および規定について、信託証書もしくはその他に基づき、発効日に新任受託者に付与されることをここに宣言する。

#### 3. 当ファンド資産の受託者への移転

- 3.1 発効日(もしくは発効日から合理的な時間経過後)に、ファンドの費用負担により、辞任受託者は:
  - (a) 発効日現在、当ファンドを構成するすべての資産を新任受託者(もしくは新任受託者が 指示する者)の名義に変更するため、管理会社から指示されたとおり、すべての書類に 署名し、その他の合理的な行為を行う。その後新任受託者は、新任受託者の名義もしく はそのノミニーの名義で、本信託証書および法の規定に従って当該資産を保有する。
  - (b) 発効日現在、辞任受託者もしくはそのノミニーが保有している、新任受託者が請求する 当ファンドに関するすべての証書、帳簿、記録およびその他の書類および情報を(書面 もしくは電子形式を問わず)(以下総称して「記録物」という。)すべて新任受託者 (もしくは新任受託者が指示する方法で)に引渡し、もしくは引き渡すよう手配する。

かかる譲渡もしくは引渡が行われるまでは、当ファンドの資産を保有している辞任受託者もしくはそのノミニーは、新任受託者のために当該資産を保有する。

3.2 新任受託者は、辞任受託者が適切な目的のために適正な時期に適切に依頼した場合、記録物を閲覧もしくは謄写する権利を有することをここに確認する。但し、かかる謄写が法律もしくは契約によって禁止もしくは制限されていないこと、および記録物の閲覧もしくは謄写について辞任受託者を援助した際に新任受託者に生じた合理的な費用が返還されることを条件とする。

#### 4. 受託者の解放、免責

- 4.1 本補足信託証書第3条に定める義務を履行していることを条件として、辞任受託者は信託証書に基づく義務および当ファンドの受託者としてのその他の義務および責任から免責されるが、当ファンドが承認された時点から発効日までの間、信託証書もしくは規制または法律により責任があるとされている事項については責任を負い、信託証書、法もしくはその他の法律によって辞任受託者に与えられるすべての免責、権限および特権(当ファンドの資産に対する償還請求権を含む)を有し、管理会社は当ファンドの資産から辞任受託者が補償を受ける権利を有するすべての債務を当ファンドの資産から支払う。
- 4.2 上記第 4.1 条に定める辞任受託者の免責は当ファンド、新任受託者、当ファンドの受益権者もしくはその他の者の権利を損なうことなく、発効日以前の辞任受託者の義務もしくは責務の履行について、辞任受託者の過失、詐欺行為、不誠実、故意の不履行もしくは不注意があった場合も適用される。
- 4.3 疑義を避けるため、本補足信託証書は辞任受託者による義務の履行上の過失、詐欺行為、不誠実、 故意の不履行もしくは不注意について新任受託者に責任を問うものではない。辞任受託者は発効 日およびその後いつでも、発効日以前の辞任受託者の義務の履行上、信託証書もしくは法に基づ く違反行為となる過失、詐欺行為、不誠実、故意の不履行もしくは不注意によって直接的もしく は間接的に破った債務について新任受託者を連帯して補償する。但し、新任受託者が当ファンド の資産から当該債務の返還を受ける請求権を有しているもしくはこれを取得した場合、当該補償 は該当しない。
- 4.4 疑義を避けるため、本補足信託証書は新任受託者による義務の履行上の過失、詐欺行為、不誠実、 故意の不履行もしくは不注意について辞任受託者に責任を問うものではない。新任受託者は発効 日およびその後いつでも、発効日以前の新任受託者の義務の履行上、信託証書もしくは法に基づ く違反行為となる過失、詐欺行為、不誠実、故意の不履行もしくは不注意によって被った債務に

ついて辞任受託者を連帯して補償する。但し、辞任受託者が当ファンドの資産から当該債務の返還を受ける請求権を有しているもしくはこれを取得した場合、当該補償は該当しない。また、辞任受託者が発効日以降保有する当ファンドの資産について直接的または間接的に辞任受託者が被った債務については当該補償は該当しない。

- 4.5 当ファンドに対して新任受託者に対して提起され、新任受託者が上記第 4.3 条に依拠することを提案した訴訟について(以下「訴訟」という。)、新任受託者は、
  - (a) 訴訟が提起されたもしくは提起されるということ、およびこれが上記第 4.3 条によって補償されるということを知ってから遅滞なく、当該訴訟について辞任受託者に対して通知する.
  - (b) 新任受託者が当該訴訟に関して直接的もしくは間接的に生じるすべての債務について合理的に満足する保証を受け、完全に補償されていることを条件として、新任受託者は、辞任受託者の費用負担で、辞任受託者が合理的に要求するとおり、当該訴訟を回避、阻止、争議、上訴、和解、もしくは抗弁するための行動を行う。
- 4.6 辞任受託者に対して提起された訴訟で、上記 4.4 条の補償に依拠することを辞任受託者が提案している場合、辞任受託者は、
  - (a) 訴訟が提起されたもしくは提起されるということ、およびこれが上記第 4.4 条によって補償されるということを知ってから遅滞なく、当該訴訟について新任受託者に対して通知する。
  - (b) 辞任受託者が当該訴訟に関して直接的もしくは間接的に生じるすべての債務について合理的に満足する保証を受け、完全に補償されていることを条件として、辞任受託者は、新任受託者の費用負担で、新任受託者が合理的に要求するとおり、当該訴訟を回避、阻止、争議、上訴、和解、もしくは抗弁するための行動を行う。
- 4.7 本補足信託証書により、新任受託者が当ファンドの受託者として、信託証書、法もしくはその他の法律により与えられた補償、権限、義務、権利および特権は制限、毀損もしくは損われることはない。
- 4.8 本補足信託証書により付与された補償および請け負った義務は時期を制限することなく、継続的 に有効であり、当ファンドが終了した場合も有効である。

#### 5. 未払い報酬および費用

辞任受託者は、信託証書に基づき、当ファンドの受託者として行為したことについて未払いとなっている報酬(付加価値税が有る場合、これを含む金額)を発効日までの時間に対して受領する権利を有する。また、発効日前後に当ファンドの受託者としての義務の履行および/または本補足信託証書の規定に基づき辞任受託者が適式に負担した費用および職務執行費用(付加価値税がある場合これを含む金額)の返還を受ける権利を有する。

## 6. 情報

辞任受託者は、開示が法律もしくは契約により禁止もしくは制限されていない限り、当ファンドを構成する資産の管理上、新任受託者が合理的に要求する場合、辞任受託者が保有もしくは管理している情報を、新任受託者に対して遅滞なく提供することを約束する。

#### 7. 費用

当ファンド、辞任受託者、新任受託者もしくは本補足信託証書の交渉、作成および締結に係るすべての費用は(付加価値税がある場合、これを含めて)これを被った当事者が負担するものとする。

#### 8. 雑則

#### 8.1 放棄

本補足信託証書の条項、規定もしくは条件に対するいずれかの当事者の違反に対する権利放棄、 もしくはかかる当事者の行為の黙認(作為、不作為に関わらず)は、かかる黙認が上記のとおり 違反となる場合を除き、当該条項、規定もしくは条件もしくはこれらに対するその後の違反行為 に係る一般的な権利の放棄ではない。

#### 8.2 副本

本補足信託証書は等しく正文とみなされる2部以上の証書によりこれを作成することができるも のとし、そのすべてが単一目つ同一の契約証書を構成する。

#### 譲渡 83

本補足信託証書の全部または一部を譲渡する場合、事前に他の当事者より書面による承諾を受け、 中央銀行の定める条件に従って譲渡することを条件とする。

#### パートナーシップではない

本補足信託証書は、当ファンドもしくはその他に関して当事者間でのパートナーシップを構成す るものではない。

#### 诵知 8 5

- 本補足信託証書に関して行う通知は書面により行い、下記のとおり行った場合に本補足 (a) 信託証書に基づく通知とし、適式に行われたものとみなす。
  - 下記の宛先住所に直接届けられた場合(もしくは受領者が事前に通知している その他の住所)(以下「受領者の住所」という。)、届いた日が営業日である 場合には、実際に届けられた時間、もしくは届いた日が営業日ではない場合に は、翌営業日に届いたものとみなす。
  - 受領者の住所宛に郵送された場合、受領者が実際に通知を受領したとき、もし (ii) くは料金前払い郵便により送付された場合、投函日から3営業日後に送達とみ なす。
  - 下記の受領者の正しいファックス番号(もしくは事前に通知されたその他のファ (iii) ックス番号)にファックスされた場合、営業日に送信された場合には、送信完了 時、もしくは営業日ではない日に送信された場合には、翌営業日に送達とみな

本補足信託証書における通知の送付先住所およびファックス番号は以下のとお りである。

#### 管理会社

住所:

アイルランド ダブリン 4 バルズブリッジ クラプトン・アベニュー

シェルボーン・ロード ブルックローン・ハウス

宛名人: クライアント・オフィサー

637 6400 ファックス番号:

#### 新任受託者

アイルランド ダブリン1 住所:

ハルコート・ストリート 80

宛名人: アラン・オサリヴァン

ファックス番号: 475 7834

#### 辞任受託者

アイルランド ダブリン1 住所

メイヤー・ストリート・ローワー IFSC ニュー・センチュリー・ハウス

クライアント・オフィサー 宛名人:

829 0155 ファックス番号:

- 本補足信託証書に基づき通知もしくは請求をファックスにて行う当事者は(送信した通 (b) 知もしくは請求の有効性を損なうことなく)通知もしくは請求の写しを受領当事者の住 所に料金前払い書留にて送付する。
- 本補足信託証書について行われた通知は、営業日の通常の営業時間内に受領した場合に (c) のみ、当該受領者の営業日に受領した通知とみなし、通知が通常の営業時間外に受領さ れた場合、翌営業日に受領したものとみなす。
- 当事者が相手方に対して送達した通知の写しは第三者に対しても送付する。 (d)

#### 8.6 変更

本補足信託証書は、中央銀行の条件に従って、当事者間の書面による合意により変更することができる。本補足信託証書の変更は各当事者が署名した書面により、かかる変更であるということを明示しない限り、無効である。

#### 8.7 可分性

本補足信託証書の各規定は独立、分離して適用できる規定であり、従って、一部の規定が管轄権 を有する裁判所により無効、違法もしくは強制力なしと判断された場合、その他の規定の有効性、 合法性および強制力は当該判断により何ら影響を受けることはない。

#### 8.8 準拠法、管轄権

本補足信託証書はアイルランドの法律に準拠し、これに従って解釈する。

#### 8.9 その他の保証

本補足信託証書の締結日以降、いずれかの当事者から請求があった場合には、その他の各当事者は、本補足信託証書が予定している取引を実行するために合理的に必要もしくは承認された行為、保証、譲渡を行い、委任状およびその他の証書もしくは書類を締結、承認、引き渡すものとする。

8.10 辞任および選任に関する本補足信託証書により具体的に変更されていない限り、信託証書の規定は引き続き有効である。

#### 9. 管理会社および受託者の約束および保証

管理会社および辞任受託者は本補足信託証書による信託証書の変更は、受益者もしくは一部の受益者の利益を損なうものではないことをそれぞれの意見に基づき、約束し、保証する。

以上の証として、当事者は前述の日において本補足信託証書を締結する。

ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド

	97 /ch / / /
	取締役
	パイシス・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッドを代理して
	 秘書役
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サ- (アイルランド)リミテッド	-ピシズ
	取締役
	取締役/秘書役
アイルランド銀行	
	取締役

# 2006年9月29日付

ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド

および

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・ サービシズ(アイルランド)リミテッド

> ジャナス・セレクション 第三補足信託証書

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> (訳注:本書はジャナス・セレクション (Janus Selection) に関する 2006 年 9月 29 付第三補足信託証書 (Third Supplemental Trust Deed) の和訳です。)

# 本補足信託証書は2006年9月29日付けで

- 1. アイルランド ダブリン4 バルズブリッジ クランプトン・アベニュー / シェルボーン・ロード ブルックローン・八ウス (Brooklawn House, Cramptom Avenue/Shelbourne Road, Ballsbridge, Dublin 4, Ireland) に登記された事務所を有する、ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド(以下、「管理会社」という。)、および
- 2. アイルランド ダブリン2 スタインハウス、アッパーハッチ・ストリート(Styne House, Upper Hatch Street, Dublin 2, Ireland)に本店を有するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッド(以下「受託者」という。)の間で締結されるものである。
- A. ジャナス・セレクション(以下「当ファンド」という。)は 2001 年 7 月 31 日付けの信託証書に基づきユニット・トラストとして設立され、2001 年 10 月 12 日付けの第1補足信託証書及び 2002 年 12 月 23 日付けの第2補足信託証書によって訂正された。当ファンドはアイルランド金融サービス規制当局(以下「金融当局」という。)により、1990 年ユニット・トラスト法(以下「法」という。)に基づくアンブレラ・トラストとしての認可を受けている。
- B. 信託証書第 6 項(e)により、委託者および受託者は前述の第6項(d)に記載される一覧表に投資対象市場を追加することに合意することができる。かかる追加にあたり受益者の承認は必要ないが金融当局の承認が必要とされる。

## 本補足信託証書は以下のことを証する。

## 1. 投資対象市場

1.1 信託証書第6項(d)は、最後から二番目の文章中の、「ジンバブエ証券取引 所」の記載の直後に以下の語句を追加することにより変更される。

「コロンビア証券取引所、アーマダバード証券取引所、ブバネシュワル証券取引所協会、コーチン証券取引所、コインバトール証券取引所、インド・インターコネクテッド証券取引所(Inter-connected Stock Exchange of India)、ジャイプール証券取引所、マディヤプラデシュ証券取引所、マガダ証券取引所協会、マンガロール証券取引所、ムンバイ証券取引所(BSE)、インド店頭証券取引市場(the Over-the-Counter Exchange of India)、インド・ナショナル証券取引所(NSE)、サウラシュトラ・クッチ証券取引所、ワドダラ証券取引所、アンマン証券取引所、イスタンブール証券取引所、フランス債券市場(the French Market for Titres de Creance Negotiable)(債券の店頭市場)、ナスダック・ヨーロッパ、カナダ証券業協会により規制されているカナダ政府の国債の店頭市場、シンガポールの SESDAQ、韓国の KOSDAQ、メキシコ証券取引所、南アフリカ先物取引所(SAFEX)」

# 2. 雑則

# 2.1 権利の放棄

本補足信託証書の条項、規定もしくは条件に対するいずれかの当事者の違反に対する権利放棄、もしくはかかる当事者の行為の黙認(作為、不作為に関わらず)は、かかる黙認が上記のとおり違反となる場合を除き、当該条項、規定もしくは条件もしくはこれらに対するその後の違反行為に係る一般的な権利の放棄ではない。

#### 2.2 副本

本補足信託証書は等しく正文とみなされる2部以上の証書によりこれを作成することができるものとし、そのすべてが単一且つ同一の契約証書を構成する。

#### 2.3 譲渡

本補足信託証書の全部または一部を譲渡する場合、事前に他の当事者より書面による承諾を受け、金融当局の事前の承認を受けた上で譲渡することを条件とする。

# 2.4 パートナーシップではない

本補足信託証書は、当ファンドもしくはその他に関して当事者間でのパートナーシップを構成するものではない。

## 2.5 変更

本補足信託証書は、金融当局により課される条件に従って、当事者間の書面による合意により変更することができる。本補足信託証書の変更は各当事者が署名した書面により、かかる変更であるということを明示しない限り、無効である。

## 2.6 可分性

本補足信託証書の各規定は独立、分離して適用できる規定であり、従って、 一部の規定が管轄権を有する裁判所により無効、違法もしくは強制力なしと 判断された場合、その他の規定の有効性、合法性および強制力は当該判断に より何ら影響を受けることはない。

## 2.7 準拠法、管轄権

本補足信託証書はアイルランドの法律に準拠し、これに従って解釈する。

#### 2.8 その他の保証

本補足信託証書の締結日以降、いずれかの当事者から請求があった場合には、その他の各当事者は、本補足信託証書が予定している取引を実行するために合理的に必要もしくは承認された行為、保証、譲渡を行い、委任状およびその他の証書もしくは書類を締結、承認、引き渡すものとする。

2.9 辞任および選任に関する本補足信託証書により具体的に変更されていない限り、信託証書の規定は引き続き有効である。

以上の証として、当事者は冒頭記載の日付で本補足信託証書を締結する。

ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド

	取締役
プラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラス <sup>・</sup> (アイルランド)リミテッド	取締役 / 秘書役 ティー・サービシズ
	取締役
	取締役 / 秘書役

# 2007年12月20日付

ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド

および

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・ サービシズ(アイルランド)リミテッド

> ジャナス・セレクション 第四補足信託証書

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> (訳注:本書はジャナス・セレクション (Janus Selection) に関する 2007 年 12 月 20 日付け第四補足信託証書 (Fourth Supplemental Trust Deed)の和訳です。)

# 本補足信託証書は 2007 年 12 月 20 日付けで

- 1. ブルックローン・ハウス クランプトン・アベニュー シェルボーン・ロード バルズブリッジ ダブリン4 アイルランド(Brooklawn House, Crampton Avenue/Shelbourne Road, Ballsbridge Dublin 4, Ireland) に登記された事務所を有する、ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド(以下、「管理会社」という。)、および
- 2. アイルランド ダブリン2 スタインハウス、アッパーハッチ・ストリート(Styne House, Upper Hatch Street, Dublin 2, Ireland)に本店を有するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッド(以下「受託者」という。)の間で締結されるものである。
- A. ジャナス・セレクション(以下「当ファンド」という。)は 2001 年 7月 31 日付けの信託証書に基づきユニット・トラストとして設立され、2001 年 10 月 12 日付けの第1補足信託証書、2002 年 12 月 23 日付けの第2補足信託証書及び 2006 年 9 月 29 日付けの第3補足信託証書によって訂正された。 当ファンドはアイルランド金融サービス規制当局(以下「金融当局」という。)により、1990年ユニット・トラスト法(以下「法」という。)に基づ〈アンプレラ・トラストとしての認可を受けている。
- B. 信託証書第 6 項(e)により、委託者および受託者は前述の第6項(d)に記載される一覧表に投資対象市場を追加することに合意することができる。かかる追加にあたり受益者の承認は必要ないが金融当局の承認が必要とされる。

# 本補足信託証書は以下のことを証する。

## 1. 投資対象市場

1.1 信託証書第6項(d)は、最後から二番目の文章中の、「南アフリカ先物取引所 (SAFEX)」の記載の直後に以下の語句を追加することにより変更される。

「バーレーン証券取引所、バミューダ証券取引所、ボツワナ証券取引所、ザグレブ証券取引所、ヴァラジュディン証券取引所、グアヤキル取引所、キト証券取引所、ガーナ証券取引所、ジャマイカ証券取引所、ナイロビ証券取引所、ベイルート証券取引所、モーリシャス証券取引所、ナミビア証券取引所、マスカット証券取引所、パナマ証券取引所、ドーハ証券取引所、モスクワ銀行間外貨取引市場、ロシア取引システム、サンクト・ペテルスブルグ証券取引所、スワジランド証券取引所、トリニダード・トバゴ証券取引所、アブダビ証券取引所、ドバイ金融市場、ドバイ国際金融取引所、モンテビデオ証券取引所、ウルグアイ電子証券取引所及びルサカ証券取引所」

- 2. 信託証書の第8条は以下の第8条(q)を現在の第8条(q)の前に追加して修正する。
  - (q) ロシア市場リスク: 管理会社がリスク開示の中で説明したとおり、ロシアへの投資に関しては、重大なインフラリスクが存在する(その内容について、管理会社は受領し、これを容認している)。これらのリスクの結果として、本信託証書においてこれに反する規定がある場合にもかかわらず(第17条(f)を除く)、以下の規定はロシアにおける投資の保全について適用する。
    - (i) 受託者は、ZAO コマーシャル・バンク・シティバンク(モスクワ)(以下「ロシアにおける副受託者」という。)が株式登録機関契約を締結した発行体のみを対象として、米国証券取引委員会が発行した「テンプルトン・アンド・ロシア・グロース・サブファンド・ノーアクション・レターズ」(以下「テンプルトン・ノーアクション・レターズ」という。その抜粋は別紙2に記載する)に定められた支払い及び決済手続きの概要に基づき、ロシアの持分証券の決済を行う。受託者は有効な株式登録機関契約のリストを投資顧問に対して随時提供する。

管理会社はロシアにおける副受託者が株式登録機関契約を締結していない 発行会社の証券について、管理会社を代理して取引が行われないことを確 認する。

- (ii) ロシアの持分証券は帳簿記入方式でのみ発行されており、所有権の記録は発行会社と契約している株式登録機関により維持されている。ロシアにおける副受託者は株式登録機関の記録の写し(「株式名簿の抜粋」をその営業所に保管する。但し、株式名簿の抜粋は、それにより証券の所有権を法的に証明することはできない。
- (iii) ロシア市場においては偽造され又はその他不正が施された証券、 株主名簿の抜粋又はその他の書類が流通しており、当該偽造され又はその 他不正が施された証券、株主名簿の抜粋又はその他の書類により当トラス トの買い取引が決済されるリスクがある。

以下の文面を信託証書の別紙2として追加する。

# 「テンプルトン・ノーアクション・レター」からの抜粋

(定義語は「テンプルトン・ノーアクション・レター」内の定義の意味を有する。)

「当トラストが購入したロシアの持分証券は、当トラストの所有を反映するため以下のとおり登録する ZAO コマーシャル・バンク・シティバンク(モスクワ)(もしくはその後変更された場合には当該金融機関)の従業員もしくは代理人は取引を実行するために必要な書類を株式登録機関に対して提示し、当該書類には取引に関する当トラストのブローカーからの取引に関する情報及び有効な譲渡指図書が含まれる。株式登録機関は当トラストの所有権を反映するために当該株式の再登録を行い、ZAO コマーシャル・バンク・シティバンク(モスクワ)(もしくはその後変更された場合には当該金融機関)の従業員もしくは代理人に対して登録されているすべての株式の所有を反映した株主名簿の抜粋を発行する。当該抜粋を受領した後にのみ当トラストは購入した証券に対する支払いを行う。」

既存の第8条(q)は第8条(r)とする。

#### 3. 雑則

## 3.1 権利の放棄

本補足信託証書の条項、規定もしくは条件に対するいずれかの当事者の違反に対する権利放棄、もしくはかかる当事者の行為の黙認(作為、不作為に関わらず)は、かかる黙認が上記のとおり違反となる場合を除き、当該条項、規定もしくは条件もしくはこれらに対するその後の違反行為に係る一般的な権利の放棄ではない。

#### 3.2 副本

本補足信託証書は等しく正文とみなされる2部以上の証書によりこれを作成することができるものとし、そのすべてが単一且つ同一の契約証書を構成する。

#### 3.3 譲渡

本補足信託証書の全部または一部を譲渡する場合、事前に他の当事者より書面による承諾を受け、金融当局の事前の承認を受けた上で譲渡することを条件とする。

# 3.4 パートナーシップではない

本補足信託証書は、当ファンドもしくはその他に関して当事者間でのパートナーシップを構成するものではない。

## 3.5 変更

本補足信託証書は、金融当局により課される条件に従って、当事者間の書面による合意により変更することができる。本補足信託証書の変更は各当事者が署名した書面により、かかる変更であるということを明示しない限り、無効である。

# 3.6 可分性

本補足信託証書の各規定は独立、分離して適用できる規定であり、従って、一部の規定が管轄権を有する裁判所により無効、違法もしくは強制力なしと判断された場合、その他の規定の有効性、合法性および強制力は当該判断により何ら影響を受けることはない。

# 3.7 準拠法、管轄権

本補足信託証書はアイルランドの法律に準拠し、これに従って解釈する。

## 3.8 その他の保証

本補足信託証書の締結日以降、いずれかの当事者から請求があった場合には、その他の各当事者は、本補足信託証書が予定している取引を実行するために合理的に必要もしくは承認された行為、保証、譲渡を行い、委任状およびその他の証書もしくは書類を締結、承認、引き渡すものとする。

3.9 辞任および選任に関する本補足信託証書により具体的に変更されていない限り、信託証書の規定は引き続き有効である。

以上の証として、当事者は冒頭記載の日付で本補足信託証書を締結する。

ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド

	取締役
プラウン・プラザーズ・ハリマン・トラスティー・ ( アイルランド ) リミテッド	取締役/秘書役・サービシズ
() 1,0001 ) 02001	取締役
	取締役/秘書役

# 2008年5月30日付

ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド

および

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ (アイルランド)リミテッド

ジャナス・セレクション 第五補足信託証書

# 本補足信託証書は、2008年5月30日付けで、

- (1) ノース・ウォール・キー、ダブリン 1、アイルランド(North Wall Quay Dublin 1, Ireland)に登記された事務所を有する、ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド(以下、「管理会社」という。)、および
  - (2) アイルランド ダブリン2 スタインハウス、アッパーハッチ・ストリート (Styne House, Upper Hatch Street, Dublin 2, Ireland) に本店を有するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッド(以下「受託者」という。)の間で締結されるものである。
- A. ジャナス・セレクション (以下「当ファンド」という。) は 2001 年 7 月 31 日付け の信託証書に基づきユニット・トラストとして設立され、2001 年 10 月 12 日付けの 第 1 補足信託証書、2002 年 12 月 23 日付けの第 2 補足信託証書および 2006 年 9 月 29 日付けの第 3 補足信託証書によって訂正された。当ファンドはアイルランド金融サービス規制当局(以下「金融当局」という。) により、1990 年ユニット・トラスト法(以下「法」という。) に基づくアンブレラ・トラストとしての認可を受けている。
- B. 信託証書第6項(e)により、委託者および受託者は信託証書第6項(d)に記載される 一覧表に投資対象市場を追加することに合意することができる。かかる追加にあた り受益者の承認は必要ないが金融当局の承認が必要とされる。
- C. 信託証書第 33 条項 (a) によれば、管理会社および受託者は、本投資顧問の同意および金融当局の事前承認を得ることを条件として、信託証書の曖昧さを是正し、その規定に不足または矛盾が認められるときはその規定に修正または追加を行い、またはユニット・ホルダーの利益を損なわない内容の変更を加える目的のために必要と信ずる場合はユニット・ホルダーの事前承諾を経ずに、本補足信託証書に従い信託証書における規定を修正、変更および追加することができる。

# 本補足信託証書は以下のことを証する。

# 1. 「価格」の定義

「価格」の定義について、条項(g)は、これを抹消し以下のものに置き換える。

「(g) 取引所にて取引されている金融派生商品は、ニューヨーク証券取引所における各取引日の通常の立会時間の終了時点の当該市場の当該商品の決済価格により評価される。店頭取引の金融派生商品は、取引の相手方当事者による評価方法またはこれに代替する評価方法を用いて、本管理人または取締役が任命し受託者が当該目的のために承認した独立の評価人によって、日々評価される。取引の相手方当事者による評価方法が用いられた場合、評価結果は、少なくとも毎週、受託者が当該目的のために承認した独立の第三者によって承認または確認されなければならない。また、代替する評価方法が用いられた場合、かかる評価結果は、毎月、取引の相手方当事者が提供する当該金融派生商品に関する評価価格と照合されなければならない。先物為替契約は、同等の規模および限月の新たな先物為替契約が取引日の営業終了時点で締結された場合の価格を参考にして評価されなければならない。」

#### 2. 投資対象市場

- 2.1 信託証書第6条項(d)は、これを抹消し以下のものに置き換える。
  - 「(d) 投資を許容された非上場の有価証券を除き、本投資信託は規制上の基準 (すなわち規制を受けていること、定期的に運営されていること、公認か

つ公開されていること)に適合し、目論見書に記載される証券取引所また は市場において取引されている有価証券にのみ投資するものとする。目論 見書に記載されている証券取引所および市場は以下の一覧表から引用され る。

- (i) 欧州連合内の証券取引所、ならびに米国、オーストラリア、カナダ、 日本、ニュージーランド、ノルウェー、またはスイスにおいて当該国の 証券取引所関係法上の証券取引所に該当する証券取引所、
- (ii) 国際証券市場連盟により組織されている市場、NASDAQ、ニューヨーク連邦準備銀行により規制されている政府公認ディーラーが行っている米国政府証券の市場、証券取引委員会および全米証券業者協会により規制されている政府公認ディーラーおよびセカンダリーディーラーならびに米国通貨監督長官、連邦準備制度または連邦預金保険公社により規制されている銀行が行っている米国内の店頭市場、1988 年4月付の「ザ・グレー・ペーパー」: 卸売現金および店頭デリバティブ市場における規制: (およびその随時変更または改訂されたもの) に記載されている「登録された短期金融市場機関」により運営されている市場、日本証券業協会により規制されている東京店頭市場、ロンドン証券取引所により規制されている英国のAIM (代行投資市場)、フランス債券市場(the French Market for Titres de Creance Negotiable)(債券の店頭市場)、ナスダック・ヨーロッパ、カナダ証券業協会により規制されているカナダ政府の国債の店頭市場、シンガポールの SESDAQ、韓国の KOSDAQ、(iii)以下の取引所:

アルバニア ティラナ証券取引所 アルジェリア アルジェー証券取引所 アルメニア アルメニア証券取引所 アルゼンチン アビエルト電子市場 ブエノスアイレス証券取引所 コルドバ証券取引所 ラプラタ証券取引所 メンドーサ証券取引所 ロサリオ証券取引所 サンタフェ証券取引所 アゼルバイジャン バクー証券取引所 バハマ バハマ国際証券取引所 バーレーン バーレーン証券取引所 バングラデッシュ チッタゴン証券取引所 ダッカ証券取引所 バルバドス バルバドス証券取引所 ベルラーシ ベラルーシ通貨・証券取引所 (Belorussian Currency and Stock Exchange) バミューダ バミューダ証券取引所 ボリビア ボリビア証券取引所 ボスニア・ヘルツェゴヴ サラエボ証券取引所 ィナ ボツワナ ボツワナ証券取引所 ブラジル バイア、セルジペ、アラゴアス証 券取引所 南エクストレモ証券取引所 (Extremo Sul Stock Exchange) ミナス、エスピリトサント、ブラ

	1
	ジリア証券取引所
	パラナ証券取引所
	ペルナンブコ、パライバ証券取引
	所
	地方証券取引所(Regional Stock
	Exchange)
	リオデジャネイロ証券取引所
	サンパウロ証券取引所
	サントス証券取引所
カメルーン	
	ドゥアラ証券取引所
ケイマン諸島	ケイマン諸島証券取引所
チャネル諸島	チャネル諸島証券取引所
チリ	チリ電子取引所
	サンチアゴ証券取引所
	バルパライソ証券取引所
中国	上海証券交易所
	深圳証券交易所
コロンビア	コロンビア証券取引所
コスタリカ	コスタリカ国立証券取引所
クロアチア	ザグレブ証券取引所
	ヴァラジュディン証券取引所
ドミニカ共和国	ドミニカ共和国証券取引所
エクアドル	グアヤキル証券取引所
	キト証券取引所
エジプト	カイロ・アレクサンドリア証券取
エルサルバドル	引所(CASE) エルサルバドル証券取引所
フェロー諸島	フェロー諸島証券取引所
フィジー	南太平洋証券取引所
グルジア	グルジア証券取引所
ガーナ	ガーナ証券取引所
グアテマラ	グアテマラ国立証券取引所
ホンジュラス	ホンジュラス中央アメリカ証券取
	引所 (Bolsa Centroamericana de
	Valores)
アイスランド	OMX ノルディック取引所(アイ
	スランド)
インド	アフマダーバード証券取引所
	バンガロール証券取引所
	ブバネシュワル証券取引所協会
	カルカッタ証券取引所
	コーチン証券取引所
	コインバトール証券取引所
	デリー証券取引所
	ガウハーティ証券取引所
	ハイデラバード証券取引所
	インド・インターコネクテッド証
	券取引所(Inter-connected Stock
	Exchange of India)
	ジャイプール証券取引所
	ルディアーナ証券取引所
	マディヤプラデシュ証券取引所
	マドラス証券取引所
Í	マガダ証券取引所協会

	マンガロール証券取引所	
	インド店頭証券取引市場(the	
	Over-the-Counter Exchange of	
	India)	
	ムンバイ証券取引所(BSE)	
	インド・ナショナル証券取引所	
	(NSE)	
	プネー証券取引所	
	サウラシュトラカッチ証券取引所	
	ウッタルプラデシ証券取引所協会	
	ヴァドーダラー証券取引所	
インドネシア	ヴァドーダラー証券取引所 ジャカルタ証券取引所	
イスラエル	テルアビブ証券取引所	
コートジボワール	アビジャン証券取引所	
香港	創業板(Growth Enterprise Market)	
日花	香港交易所 (Stock Exchange of	
	Hong Kong)	
ジャマイカ	ジャマイカ証券取引所	
ヨルダン	アンマン証券取引所	
カザフスタン	カザフスタン証券取引所	
ケニア	ナイロビ証券取引所	
クウェート	クウェート証券取引所	
キルギスタン	キルギス証券取引所	
レバノン	ベイルート証券取引所	
マケドニア	マケドニア証券取引所	
マラウイ	マラウイ証券取引所	
マレーシア	クアラルンプール証券取引所	
	ラブアン国際金融取引所	
モルジブ	モルジブ証券取引所	
マウリチウス	マウリチウス証券取引所	
メキシコ	メキシコ証券取引所	
モルドバ	II	
	モルドバ証券取引所	
モンゴル	モンゴル証券取引所	
モロッコ	カサブランカ証券取引所	
ナミビア	ナミビア証券取引所	
ネパール	ネパール証券取引所	
ニカラグア	ニカラグア証券取引所	
ナイジェリア	ナイジェリア証券取引所	
オマーン	マスカット証券取引所	
パキスタン	イスラマバード証券取引所	
714 75 5	カラチ証券取引所	
	ラホール証券取引所	
パレスチナ	パレスチナ証券取引所	
パナマ		
*	パナマ証券取引所	
パプアニューギニア	ポートモレスビー証券取引所	
パラグアイ	アスンシオン証券取引所	
ペルー	リマ証券取引所	
フィリピン諸島	フィリピン証券取引所	
カタール	ドーハ証券取引所	
ロシア	モスクワ中央証券取引所	
	モスクワ銀行間通貨取引市場	
	ニジニノブゴロド通貨・証券取引	
	•	

	所(Nizhny Novgorod Currency and	
	Stock Exchange)	
	ロシア取引システム	
	サンクト・ペテルブルグ証券取引	
	所	
サウジアラビア	サウジアラビア証券取引所	
セルビア	ベオグラード証券取引所	
シンガポール	シンガポール取引所(SGX)	
スリランカ	コロンボ証券取引所	
南アフリカ	南アフリカ債権取引所	
	ヨハネスブルク証券取引所	
韓国	韓国証券取引所	
スワジランド	スワジランド証券取引所	
台湾	中華民國證券櫃臺買賣中心(GreTai	
	Securities Market)	
	台湾証券取引所	
タンザニア	ダルエスサラーム証券取引所	
タイ	タイ証券取引所	
トリニダード・トバゴ諸	トリニダード・トバゴ証券取引所	
島		
チュニジア	チュニス証券取引所	
トルコ	イスタンブール証券取引所	
ウガンダ	ウガンダ証券取引所	
ウクライナ	PFTS 証券取引所	
	ウクライナ証券取引所	
アラブ首長国連邦	アブダビ証券取引所	
	ドバイ金融市場	
	ドバイ国際金融取引所	
ウルグアイ	モンテビデオ証券取引所	
	ウルグアイ電子証券取引所	
ウズベキスタン	共和国証券取引所	
ベネズエラ	カラカス証券取引所	
ベトナム	ベトナム証券取引所	
ザンビア	ルサカ証券取引所	
ジンバブエ	ジンバブエ証券取引所	

# (iv) 金融派生商品における投資に関して:

(A) 欧州連合の一員若しくは欧州経済地域における加盟国(欧州連合、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーの加盟国であること)において認可された金融派生商品取引所、岩しくは取引することができる全ての金融派生商品取引所、国際証券市場連盟により組織されている市場、証券取引委員会および全米証券業者協会により規制されている政府公認ディーラーならびに米国通貨監督長官、連邦準備制度または連邦預金保険公社により規制されている場でが行っている米国内の店頭市場、1988 年4月付の「ザ・グレー・ペーパー」:卸売現金および店頭デリバティブ市場における規制: (およびその随時変更または改訂されたもの)に記載されている「登録された短期金融市場機関」により運営されている市場、日本証券業協会により規制されている日本の店頭市場、ロンドン証券取引所により規制されている英国のAIM (代行投資市場)、フランス債券市場 (the French Market for

Titres de Creance Negotiable)(債券の店頭市場)、カナダ証券 業協会により規制されているカナダ政府の国債の店頭市場およ バ

(B) アメリカン証券取引所、オーストラリア証券取引所、メ キシコ証券取引所、ボストン取引所、シカゴ商品取引所、シカ ゴオプション取引所、シカゴ・マーカンタイル取引所、香港交 易所、カンザスシティ商品取引所、国際証券取引所 (International Securities Exchange)、韓国先物取引所(KRX Futures Market)、マレーシア証券取引所、メキシコデリバティブ取引 所、モントリオール証券取引所、モスクワ銀行間通貨取引市場、 ニューヨーク先物取引所、ニューヨーク商品取引所、ニューヨ 一ク証券取引所、ニュージーランド先物オプション取引所、大 阪証券取引所、パシフィック証券取引所(Pacific Stock Exchange)、フィラデルフィア証券取引所、ロザリオ先物取引 所、ロシア取引システム証券取引所、サンクト・ペテルブルグ 先物取引所(Saint Petersburg Futures Exchange)、上海先物取引所、 シンガポール証券取引所、南アフリカ先物取引所(SAFEX)、シ ドニー先物取引所、SWX スイス取引所、台湾先物取引所、ナ スダック(NASDAO)、東京証券取引所、東京金融取引所、TSX グループ取引所(TSX Group Exchange)

これらの取引所は金融当局の要件に従って記載される。但し、金融当局は、認可された取引所の一覧を発行するものではない。

## 3 信託証書の変更

管理会社および受託者は信託証書に関して本補足信託証書第2条に従ってなされた信託証書に対する変更が、受益者の利益を著しく毀損するものでないことを証する。

#### 4 雑則

#### 4.1 権利の放棄

本補足信託証書の条項、規定、もしくは条件に対するいずれかの当事者の違反に対する権利放棄、もしくはかかる当事者の行為の黙認(作為、不作為に関わらず)は、かかる黙認が上記のとおり違反となる場合を除き、当該条項、規定もしくは条件またはこれらに対するその後の違反行為に係る一般的な権利の放棄ではない。

#### 4.2 副本

本補足信託証書は、等しく正文とみなされる複数の証書によりこれを作成することができるものとし、それらが作成および送付された場合には、そのすべてが等しく正文と見なされ、単一かつ同一の証書を構成する。

#### 4.3 譲渡

本補足信託証書の全部または一部を譲渡する場合、事前に他の当事者より書面による承諾を受け、金融当局の事前の承認を受けた上で譲渡することを条件とする。

# 4.4 パートナーシップではない

本補足信託証書は、当ファンドもしくはその他に関して当事者間でのパートナーシップを構成するものではない。

# 4.5 変更

本補足信託証書は、金融当局により課される条件に従って、当事者間の書面による合意により変更することができる。本補足信託証書の変更は、各当事者間が署名した書面により、かかる変更であるということを明示しない限り、無効である。

## 4.6 可分性

本補足信託証書の各規定は独立、分離して適用できる規定であり、従って、 一部の規定が管轄権を有する裁判所により無効、違法もしくは強制力なしと 判断された場合、その他の規定の有効性、合法性および強制力は当該判断に より何ら影響を受けることはない。

## 4.7 準拠法および管轄権

本補足信託証書は、全ての点において、アイルランドの法律に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

## 4.8 その他の保証

本補足信託証書の締結日以降、いずれかの当事者から請求があった場合には、 その他の各当事者は、本補足信託証書が予定している取引を実行するために 合理的に必要もしくは承認された行為、保証、譲渡を行い、委任状およびそ の他の証書もしくは書類を締結、承認、引き渡すものとする。

**4.9** 本第五補足信託証書の規定により具体的に変更されていない限り、信託証書の規定は引き続き有効である。

以上の証として、当事者は冒頭記載の日付で本補足信託証書を締結する。

ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド

	取締役		
	取締役/秘書役		
フ	<sup>゛</sup> ラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(フ	アイルランド)	リミテッド
	取締役		
	取締役/秘書役		